

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成21年 9 月 18日 開会

平成21年 10 月 15日 閉会

} 28日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	7
1. 開会日に応招した議員	9

○第1号（9月18日）

1. 開会年月日時	11
1. 議事日程	11
1. 本日の会議に付した事件	11
1. 出席議員	12
1. 説明のため出席した者の職、氏名	13
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	13
1. 開 会	13
1. 諸般の報告	13
1. 日程第1 議席の変更	14
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	14
1. 日程第3 議会運営委員の変更の件	14
1. 日程第4 特別委員の変更の件	14
1. 日程第5 会期の決定	14
1. 日程第6 議員提出議案第1号 沖縄県飲酒運転根絶条例	14
1. 前田 政明君の提案理由説明	15
1. 採 決	16
1. 日程第7 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで	17
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	17
1. 日程第8 陳情第151号、第154号、第161号及び第163号の付託の件	18
1. 委員会付託	18
1. 日程第9 議員派遣の件（第9回都道府県議会議員研究交流大会）	18
1. 採 決	18
1. 休会の議決	19
1. 散 会	19

○第2号（9月29日）

1. 開議年月日時	21
1. 議事日程	21
1. 本日の会議に付した事件	21
1. 出席議員	21
1. 説明のため出席した者の職、氏名	21
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	22
1. 開 議	22
1. 諸般の報告	22
1. 日程第1 代表質問	22
浦崎 唯昭君	22

1 . 開議年月日時	157
1 . 議事日程	157
1 . 本日の会議に付した事件	157
1 . 出席議員	158
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	159
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	159
1 . 開 議	159
1 . 諸般の報告	159
1 . 一括議題 { 日程第 1 一般質問 日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から 乙第 19 号議案まで及び認定第 1 号から認定第 23 号まで }	159
1 . 一般質問・質疑	159
西 銘 純恵さん	159
渡久地 修君	167
仲村 未央さん	176
仲宗根 悟君	182
上里 直司君	190
前田 政明君	198
山内 末子さん	207
1 . 散 会	215

○第 6 号（10月 5 日）

1 . 開議年月日時	217
1 . 議事日程	217
1 . 本日の会議に付した事件	217
1 . 出席議員	218
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	219
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	219
1 . 開 議	219
1 . 諸般の報告	219
1 . 一括議題 { 日程第 1 一般質問 日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から 乙第 19 号議案まで及び認定第 1 号から認定第 23 号まで }	219
1 . 一般質問・質疑	219
玉城 義和君	219
瑞慶覧 功君	227
當間 盛夫君	233
赤嶺 昇君	241
平良 昭一君	251
金城 勉君	260
中川 京貴君	266
1 . 散 会	272

○第 7 号（10月 6 日）

1 . 開議年月日時	275
1 . 議事日程	275
1 . 本日の会議に付した事件	275
1 . 出席議員	276
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	277
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	277
1 . 開 議	277
1 . 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から 乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで }	277
1 . 一般質問・質疑	277
照屋 守之君	277
上原 章君	283
池間 淳君	291
具志 孝助君	296
仲田 弘毅君	300
吉田 勝廣君	307
新垣 哲司君	316
1 . 決算特別委員会の設置	321
1 . 決算特別委員会委員の選任	321
1 . 委員会付託	321
1 . 日程第3 陳情第167号、第169号及び第184号から第187号までの付託の件	322
1 . 委員会付託	322
1 . 休会の議決	322
1 . 散 会	322

○第8号（10月15日）

1 . 開議年月日時	325
1 . 議事日程	325
1 . 本日の会議に付した事件	326
1 . 出席議員	327
1 . 欠席議員	327
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	327
1 . 開 議	328
1 . 諸般の報告	328
1 . 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案	328
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	328
1 . 採 決	329
1 . 日程第2 乙第10号議案	329
1 . 委員長報告（経済労働委員長）	329
1 . 採 決	330
1 . 日程第3 乙第4号議案から乙第9号議案まで	330
1 . 委員長報告（文教厚生委員長）	330
1 . 採 決	331
1 . 日程第4 乙第13号議案及び乙第18号議案	331

1. 委員長報告（総務企画委員長）	332
1. 討 論	332
前田 政明君	332
照屋 守之君	333
1. 採 決	334
1. 日程第5 乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第19号議案	334
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	334
1. 採 決	335
1. 日程第6 乙第12号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案	335
1. 委員長報告（土木委員長）	335
1. 採 決	337
1. 日程第7 甲第1号議案	337
1. 委員長報告（総務企画委員長）	337
1. 討 論	338
前田 政明君	338
島袋 大君	339
1. 採 決	340
1. 日程第8 甲第2号議案及び甲第3号議案	340
1. 委員長報告（土木委員長）	340
1. 討 論	340
嘉陽 宗儀君	340
新垣 良俊君	341
1. 採 決	342
1. 一括議題 { 日程第9 議員提出議案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書 日程第10 議員提出議案第3号 WTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書 }	342
1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明	342
1. 採 決	343
1. 日程第11 議員提出議案第4号 那覇空港に係る公租公課の軽減を求める意見書	343
1. 当銘 勝雄君の提案理由説明	343
1. 採 決	343
1. 日程第12 陳情第74号及び第146号	343
1. 委員長報告（総務企画委員長）	343
1. 採 決	344
1. 日程第13 陳情第176号、第177号及び第180号	344
1. 委員長報告（経済労働委員長）	344
1. 採 決	344
1. 日程第14 陳情第124号、第150号の2、第152号、第155号及び第173号	344
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	344
1. 採 決	344
1. 日程第15 陳情平成20年第96号の3、同第108号の3及び同第130号	344
1. 委員長報告（土木委員長）	344
1. 採 決	344
1. 日程第16 閉会中の継続審査の件	345
1. 採 決	345
1. 閉 会	345

○巻末掲載文書

1 . 知事提出議案	347
1 . 議員提出議案	385
1 . 諸般の報告	393
1 . 議案付託表	397
1 . 委員会審査報告書	399
1 . 閉会中継続審査及び調査申出書	409
1 . 議員派遣の件	423
1 . 決算特別委員名簿	425
1 . 陳情文書表	427
1 . 議案等処理一覧表	453

平成21年第5回沖縄県議会（定例会）会期日程				
			会期28日間	自 平成21年9月18日 至 平成21年10月15日
	月 日	曜日	日 程	備 考
1	9月18日	金	本 会 議 （議席の変更） （会議録署名議員の指名） （議会運営委員の変更の件） （特別委員の変更の件） （会期の決定） （議員提出議案の説明、採決） （知事提出議案の説明） （議員派遣の件）	請願・陳情付託
2	19日	土	休 会	
3	20日	日	休 会	
4	21日	月	休 会	敬老の日
5	22日	火	休 会	国民の休日
6	23日	水	休 会	秋分の日
7	24日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
8	25日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
9	26日	土	休 会	
10	27日	日	休 会	
11	28日	月	議案研究	
12	29日	火	本 会 議（代表質問）	
13	30日	水	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
14	10月1日	木	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
15	2日	金	本 会 議（一般質問）	
16	3日	土	休 会	
17	4日	日	休 会	
18	5日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
19	6日	火	本 会 議（一般質問） 決算特別委員会設置	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
20	7日	水	委 員 会（常任委員会）	
21	8日	木	委 員 会（常任委員会）	
22	9日	金	委 員 会（常任委員会）	
23	10日	土	休 会	
24	11日	日	休 会	
25	12日	月	休 会	体育の日
26	13日	火	委 員 会（特別委員会）	
27	14日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
28	15日	木	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
玉 城 義 和 君
上 原 章 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君
桑 江 朝千夫 君
平 良 昭 一 君
仲 村 未 央 さん
照 屋 大 河 君
渡久地 修 君
瑞慶覧 功 君
新 垣 清 涼 君
上 里 直 司 君
吉 田 勝 廣 君
當 山 眞 市 君
吉 元 義 彦 君
座喜味 一 幸 君
佐喜真 淳 君
玉 城 満 君
仲宗根 悟 君
崎 山 嗣 幸 君
西 銘 純 恵 さん
奥 平 一 夫 君
山 内 末 子 さん

前 島 明 男 君
新 垣 良 俊 君
仲 田 弘 毅 君
照 屋 守 之 君
辻 野 ヒロ子 さん
嶺 井 光 君
赤 嶺 昇 君
当 銘 勝 雄 君
渡嘉敷 喜代子 さん
前 田 政 明 君
玉 城 ノブ子 さん
比 嘉 京 子 さん
新 垣 安 弘 君
金 城 勉 君
糸 洲 朝 則 君
翁 長 政 俊 君
浦 崎 唯 昭 君
池 間 淳 君
新 垣 哲 司 君
具 志 孝 助 君
當 間 盛 夫 君
新 里 米 吉 君
嘉 陽 宗 儀 君
大 城 一 馬 君

平成21年 9月18日

平成21年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成21年9月18日（金曜日）午前10時3分開会

議 事 日 程 第1号

平成21年9月18日（金曜日）

午前10時開議

第1 議席の変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 議会運営委員の変更の件

第4 特別委員の変更の件

第5 会期の決定

第6 沖縄県飲酒運転根絶条例

{	前田 政明君	辻野ヒロ子さん	}	提出 議員提出議案第1号
	崎山 嗣幸君	上原 章君		
	新垣 清涼君	赤嶺 昇君		
	山内 末子さん	吉田 勝廣君		
	玉城 義和君			

第7 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（知事説明）

第8 陳情第151号、第154号、第161号及び第163号の付託の件

第9 議員派遣の件（第9回都道府県議会議員研究交流大会）

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の変更

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員の変更の件

日程第4 特別委員の変更の件

日程第5 会期の決定

日程第6 沖縄県飲酒運転根絶条例

日程第7 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

甲第2号議案 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第3号議案 平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例

乙第2号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例

乙第5号議案 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

乙第6号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

乙第7号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

乙第8号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

- 乙第9号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例
- 乙第10号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例
- 乙第11号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 財産の取得について
- 乙第13号議案 財産の取得について
- 乙第14号議案 訴えの提起について
- 乙第15号議案 病畜肉の流通事故に関する和解等について
- 乙第16号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
- 乙第18号議案 沖縄県収用委員会予備委員の任命について
- 乙第19号議案 専決処分の承認について
- 認定第1号 平成20年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 認定第3号 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 認定第4号 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 認定第5号 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 認定第6号 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 認定第7号 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 認定第8号 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 認定第9号 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第10号 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 認定第11号 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第14号 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
- 認定第15号 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 認定第16号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第17号 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 認定第18号 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 認定第19号 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
- 認定第20号 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第21号 平成20年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 認定第22号 平成20年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 認定第23号 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第8 陳情第151号、第154号、第161号及び第163号の付託の件

日程第9 議員派遣の件（第9回都道府県議会議員研究交流大会）

出席議員（48名）

議長	高 嶺 善 伸 君	4 番	桑 江 朝千夫 君
副議長	玉 城 義 和 君	5 番	平 良 昭 一 君
1 番	上 原 章 君	6 番	仲 村 未 央 さん
2 番	島 袋 大 君	7 番	照 屋 大 河 君
3 番	中 川 京 貴 君	8 番	渡久地 修 君

9 番	瑞慶覧	功 君
10 番	新 垣 清	涼 君
11 番	上 里 直	司 君
12 番	吉 田 勝	廣 君
13 番	當 山 眞	市 君
14 番	吉 元 義	彦 君
15 番	座喜味 一	幸 君
16 番	佐喜真	淳 君
17 番	玉 城	満 君
18 番	仲宗根	悟 君
19 番	崎 山 嗣	幸 君
20 番	西 銘 純	恵 さん
21 番	奥 平 一	夫 君
22 番	山 内 末	子 さん
24 番	前 島 明	男 君
25 番	新 垣 良	俊 君
26 番	仲 田 弘	毅 君
27 番	照 屋 守	之 君
28 番	辻 野 ヒ	口子 さん

29 番	嶺 井	光 君
30 番	赤 嶺	昇 君
31 番	当 銘	勝 雄 君
32 番	渡嘉敷	喜代子 さん
33 番	前 田	政 明 君
34 番	玉 城	ノブ子 さん
35 番	比 嘉	京 子 さん
36 番	新 垣	安 弘 君
37 番	金 城	勉 君
38 番	糸 洲	朝 則 君
39 番	翁 長	政 俊 君
40 番	浦 崎	唯 昭 君
41 番	池 間	淳 君
42 番	新 垣	哲 司 君
43 番	具 志	孝 助 君
44 番	當 間	盛 夫 君
46 番	新 里	米 吉 君
47 番	嘉 陽	宗 儀 君
48 番	大 城	一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん
知事公室長	上 原 良 幸 君
総務部長	兼 島 規 君
企画部長	川 上 好 久 君
文化環境部長	知 念 建 次 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君
企業局長	宮 城 嗣 三 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	名渡山 司 君

知事公室監	棚 原 政 忠 君
秘書広報統括	
総務部監	黒 島 師 範 君
財政統括監	
教育委員会	比 嘉 梨 香 さん
教委員	
教 育 長	金 武 正八郎 君
公安委員会	安 里 昌 利 君
委 員 長	
警察本部長	黒 木 慶 英 君
労働委員会	比 嘉 正 幸 君
会 員 長	
人事委員会	仲 吉 朝 信 君
委 員 長	
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	遊 佐 信 雄 君
次 長	龍 野 博 基 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君
課 長 補 佐	平 田 善 則 君
主 査	佐久田 隆 君

主 査	仲宗根 章 君
参事兼政務	新 城 博 君
調 査 課 長	
副 参 事 兼 佐	伊 波 和 江 さん
課 長 補 佐	

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成21年第5回
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きま
す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案22件及び決算23件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成20年度沖縄県歳入歳出決算書、平成20年度基金の運用状況書、平成20年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成20年度沖縄県病院事業会計決算書、平成20年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成20年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成20年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成20年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成20年度沖縄県財政健全化審査意見書及び同沖縄県経営健全化審査意見書、平成21年8月31日現在の平成21年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、前田政明君外8人から、議員提出議案第1号「沖縄県飲酒運転根絶条例」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情20件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 議席の変更を行います。

議員の所属会派の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

上里直司君を10番から11番に、奥平一夫君を11番から21番に、新垣清涼君を21番から10番にそれぞれ変更いたします。

休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

14番 吉元義彦君及び

19番 崎山嗣幸君

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 議会運営委員の変更の件を議題といたします。

本件については、各派の所属議員数に異動が生じておりますので、議会運営委員を変更する必要があります。

お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により議会運営委員の玉城義和君を渡久地修君に変更したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 特別委員の変更の件を議題といたします。

本件については、各派の所属議員数に異動が生じておりますので、特別委員を変更する必要があります。

お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により米軍基地関係特別委員の玉城義和君を吉田勝廣君に、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員の瑞慶覧功君を玉城義和君にそれぞれ変更したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月15日までの28日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月15日までの28日間と決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 議員提出議案第1号 沖縄県飲酒運転根絶条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

前田政明君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 ただいま議題となりました議員提出議案第1号については、「飲酒運転根絶条例に関する検討小委員会」の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、提案理由や質疑・答弁の状況、審査の過程で各委員から示された主な意見の内容などについて御説明申し上げます。

まず、提案理由は、県民が一体となって飲酒運転の根絶に向けた取り組みを行うためであります。

次に、質疑・答弁の状況についてであります。

執行部に対し、知事が条例案を提出しなかった理由は何か、議員提出議案として条例案を提出することについてどう思うかとの質疑がありました。

これに対し、執行部から、条例提出に至らなかった理由は、道路交通法と条例との関係で二重規範となる可能性があったこと、罰則を伴う規定を内容とする場合と罰則を伴わず理念規定を内容とする場合の問題点をどのように整理すべきかということについて、執行部内部で調整が難航したためである。条例の提出権は、議会及び知事の双方にあり、議員提出議案に対し意見を差し挟むことは控えたいとの答弁がありました。

次に、飲酒運転を行い加害者となった方や、飲酒運転による事故の被害者の家族、加害者と被害者双方の治療を行っている医療関係者を参考人として招聘したところ、参考人に対し、飲酒運転による交通事故の現状はどうか、これまでの飲酒運転根絶の取り組みをどう思うか、飲酒運転根絶に向けて今後どのような取り組みを行うべきか、今回提示した条例案についてどう評価するかとの質疑がありました。

これに対し、加害者から、飲酒運転を再三繰り返して、被害者を死に至らしめるといった重大な事故を引き起こしてしまったが、その結果、被害者及びその家族の生活を崩壊させるだけではなく、自分の家庭も崩壊寸前までいったが、幸い家族の理解と協力が得られたことから、辛うじて家庭崩壊は免れたものの、現在は毎日ざんげと賠償金の支払いの生活を送っていること、そのような中で断酒会での交流により何とか酒の誘惑を絶つことができ、現在ではどうにか生活を立て直しているとの説明がありました。

また、被害者から、朝元気に送り出した家族が夕方変わり果てた姿となって家に帰ってきたことがいまだに信じられないこと、家族の中に寂寥感がぬぐえないこと、加害者や飲酒運転に寛容な社会に対し恨みが尽きないこと、現在、飲酒運転を根絶するため、自分で

可能なことを行っていること、きょうの参考人招致は相当な勇気と決意を持って臨んだことなどの説明がありました。

さらに、加害者及び被害者の双方から、これまでの飲酒運転根絶の取り組みは、県民が一体となった取り組みに欠けていることから見直すべきであること、今回の条例制定に当たっては、実効性を確保するため、罰則を伴う規定を盛り込んだ内容にすべきであるとの意見・要望が示されました。

これに対し、飲酒運転常習者及びアルコール依存症の方々の治療に携わっている医療関係者から、県内の現下の飲酒運転の厳しい状況にかんがみ、早急に条例を制定すべきであることや、県民が一体となって飲酒運転の根絶に取り組むことが必要であること、さらには多くの県民の理解が得やすい内容として、罰則を伴わない理念規定が望ましいと考えているとの説明、意見が示されました。

このように、当初、参考人の中で条例の内容について意見の違いがありましたが、最終的には参考人全員の一致した意見として、罰則を伴わない理念規定を内容としている本条例案の内容で条例を早急に制定してもらいたいとの要望に変わりました。

さらに、医療関係者から、飲酒運転常習者とアルコール依存症の方々は因果関係があること、飲酒運転常習者は極めて安易な気持ちで飲酒運転を繰り返していること、自制心や現状認識に乏しいことが報告され、問題解決のためには周囲の理解と協力が不可欠であり、この対応策になり得る規定が本条例案に含まれていることから、条例案を高く評価するとの意見が示されました。

次に、審査の過程で各委員から示された主な意見の内容などについてであります。

まず、執行部で協議が不調となった条例案を議員提出議案として提出することの是非について疑義が示されました。

これは、条例の提出権に関する問題、議会と知事との関係のあり方、県民や関係団体とのかかわり、条例制定後の効果などに関する提起であります。その根本には、議員の条例提出権をみずから否定することなく、引き続き確保するためにはどうあるべきか、県民の生活に身近に影響を与えることになる条例の制定に当たっては、県民の利益を確保するとともに、県民の目線で条例を制定することが何よりも必要であるが、そのためには今回の条例制定に関しどのように臨むべきか、条例の必要性和緊急性をどのように評価、考慮すべきか、条例制定後の県民への周知をどのように図

るべきかなどの問題点があるものと思われました。

そのため、小委員会では、これらの指摘・問題点を解決するため、8回にわたり慎重に審査を重ねた結果、さまざまな意見や立場の違いを乗り越えて、県民の代表である県議会が率先して飲酒運転の根絶に取り組む姿勢を示すことにより、県民一人一人が現下の厳しい状況を考慮して、県民が一体となった取り組みを開始するきっかけになるとの大局的な判断に立つべきであるということで意見の一致を見ることができ、最終的には議員提出議案とすることとなりました。

その他、委員間の議論を高めるためにはどのように審査を行うべきかということや、委員長の議事整理権、議会事務局の補佐体制、委員会審査の進め方等についての問題提起もありました。

これは、あらかじめ1人の委員が提案した条例案をもとに議論を尽くす方法と、委員間で十分な議論を重ねた上で成案をつくり上げる方法のどちらがよいかという観点からの指摘を初めとする委員会審査の進め方に関する提起であります。

これらの指摘は、いずれも今後、本県議会において議員提出議案に対する議論のあり方をどのようにすべきかということについて大いに参考となり得るものであると思われます。

また、各委員及び参考人から示された罰則を伴う規定とすることと、罰則を伴わない理念規定とすることの比較・検討に関する事項や、責務を呼びかける県民や関係団体の範囲、協力や取り組みを推進するための具体的な方策、取り組み等を具現化するためのきめ細やかな規定の表現方法、県民等への周知方法、飲酒運転の実態の把握方法、審査を通して県民世論を高めるための方策等の意見や要望などはすべて条例案に反映させることができたものと考えているところであります。

具体的に例示いたしますと、本条例が罰則を伴わない理念規定を条例の内容としたことや、県民一人一人の自覚を促すとともに、県民が一体となった取り組みを行うとしたこと、県民の代表である県議会議員及び公僕である県職員が率先して飲酒運転の根絶に取り組む姿勢を明らかにする規定を盛り込んだことなどであります。

次に、「飲酒運転根絶条例」の概要について説明申し上げます。

第1条は、条例制定の目的に関してであり、飲酒絡みの交通人身事故の割合や死亡事故の割合が全国ワーストワンとなり、さらに飲酒運転の検挙件数も高い割合となっていることにかんがみ、県、県民、事業者等

及び事業者団体が一体となって飲酒運転の根絶を図り、もって飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現することを記述しております。

第3条から第8条までは、県、公職にある者、県民、事業者等及び事業者団体、飲食店営業者等、駐車場所有者等に対する責務を規定し、一体となった取り組みが図られるよう明らかにしたものであります。

第9条から第16条までは、飲酒運転の根絶に関し総合的な施策を推進するため、基本方針を策定することとし、基本方針で定めるべき具体的な事項を明らかにしたものであります。

第17条は、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることとしたものであります。

附則として、この条例の施行日を平成21年10月1日からとしたものであります。

以上で提案理由等の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、執行部におかれては、条例を県民に周知し、飲酒運転根絶への取り組みの機運を醸成するため、10月1日の条例施行日に合わせてセレモニーを実施すること、条例の目的実現のため、これまでの取り組みに加えて飲酒運転根絶に特化した取り組みを推進することを要望いたします。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「沖縄県飲酒運転根絶条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成21年第5回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案3件、条例議案11件、議決議案6件、同意議案1件、承認議案1件、認定議案23件の合計45件でございます。

それでは、まず甲第1号議案から甲第3号議案までの予算議案につきまして御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費のほか、現下の社会経済情勢を踏まえ、国の「経済危機対策」に対応し、既決予算に加えて必要となる景気対策などの経費について253億1591万5000円を計上いたしており、これを既決予算額6274億8910万3000円に加えた改予算額は、6528億501万8000円となります。

歳出の主な項目につきまして御説明申し上げますと、投資的経費は73億3209万円で、そのうち、普通建設補助事業は県立芸術大学施設整備事業や沖縄IT津梁パークBPO等立地促進センター整備事業などにより48億3579万8000円、普通建設単独事業は、「安心こども基金」の活用による保育所の整備などにより24億9629万2000円となっております。

その他の経費は、178億6197万8000円となっており、そのうち、防災情報システムの更新事業などにより物件費が5億7082万円、生活福祉資金貸付事業費などにより補助費等が35億8549万円、介護職員処遇改善等臨時特例基金等への積み立てにより、積立金が128億8931万2000円などとなっております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 198億7789万8000円

繰入金 36億6473万7000円

繰越金 9億4893万2000円

等となっております。

甲第2号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、新港地区東埠頭の上屋整備等のための所要額を計上いたしております。

甲第3号議案「平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」は、県民広場地下駐車場の電気・機械設備の更新のための所要額を計上いたしております。

次に、乙第1号議案から乙第11号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県高校生修学支援基金条例」は、経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒を支援するため実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第2号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、沖縄県中部農林土木事務所、沖縄県中部農業改良普及センター及び沖縄県中部土木事務所の位置を改めるため条例を改正するものであります。

乙第3号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、土壤汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、汚染土壌処理業許可申請手数料の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例」は、地球温暖化対策並びに廃棄物及び海岸漂着物等の対策を推進するため、実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第5号議案「沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例」は、地震または火災が発生した場合に社会福祉施設等に入所する者の安全を確保するため、実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第6号議案「沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例」は、公的介護施設等の整備及び老人短期入所施設等にスプリンクラー設備の設置を促進するため、実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第7号議案「沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例」は、介護職員の処遇の改善等を図るため、実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第8号議案「沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、子供を安心して育てることができ

る体制を整備するための事業を実施するため、基金の設置期間を延長する必要があることから条例を改正するものであります。

乙第9号議案「沖縄県自殺対策緊急強化基金条例」は、県内における自殺対策を緊急に強化するため、実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第10号議案「沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例」は、森林の保全及び森林資源の利用による林業、木材産業等の活性化を図るため、実施する事業の費用の財源となる基金を設置するものであります。

乙第11号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査手数料、技能講習受講手数料等の徴収根拠を定めるとともに、猟銃または空気銃の所持許可併記申請手数料等の額を改めるため条例を改正するものであります。

次に、乙第12号議案から乙第17号議案までの議決議案について御説明申し上げます。

乙第12号議案は、宮古空港に配備する空港用化学消防車の取得について議決を求めるものであります。

乙第13号議案は、沖縄県警察緊急配備支援システム路上装置として配備する財産の取得について議決を求めるものであります。

乙第14号議案は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対し、建物明け渡し請求等の訴えを提起することについて議決を求めるものであります。

乙第15号議案は、病畜肉の流通事故について和解をし、損害賠償額を定めることについて議決を求めるものであります。

乙第16号議案は、県立病院で発生した医療事故に係る損害賠償額を定めることについて議決を求めるものであります。

乙第17号議案は、中城湾南部流域下水道事業の全体計画の見直しにより、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するため議決を求めるものであります。

次に、乙第18号議案の同意議案について御説明申し上げます。

乙第18号議案「沖縄県収用委員会予備委員の任命について」は、収用委員会予備委員2人が任期満了することに伴い、その後任を任命するため議会の同意を求めるものであります。

次に、乙第19号議案の承認議案について御説明申し上げます。

乙第19号議案「専決処分の承認について」は、沖縄県において7月下旬から新型インフルエンザ感染者が急増したことから、抗インフルエンザウイルス薬の取得を専決処分により行ったため議会の承認を求めるものであります。

最後に、認定第1号から認定第23号までの議案について一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成20年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 陳情第151号、第154号、第161号及び第163号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情4件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第9回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更

を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

_____ . . _____

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明９月19日から28日までの10日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明９月19日から28日までの10日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、９月29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時42分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 吉 元 義 彦

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成21年 9 月29日

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成21年9月29日（火曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第2号

平成21年9月29日（火曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	新 垣 清 涼 君	35 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	上 里 直 司 君	36 番	新 垣 安 弘 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	新 里 米 吉 君
21 番	奥 平 一 夫 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
22 番	山 内 末 子 さん	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	総 務 部 長	兼 島 規 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	企 画 部 長	川 上 好 久 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	文化環境部長	知 念 建 次 君
知 事 公 室 長	上 原 良 幸 君	福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん

農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君
企業局長	宮 城 嗣 三 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	名渡山 司 君
知事公室 秘書広報統括監	棚 原 政 忠 君
総務部 財政統括監	黒 島 師 範 君
教育委員会 委員長	比 嘉 梨 香 さん

教 育 長	金 武 正八郎 君
公安委員会 委員長	安 里 昌 利 君
警察本部長	黒 木 慶 英 君
労働委員会 事務局長	比 嘉 久 晶 君
人事委員会 事務局長	伊 礼 幸 進 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	遊 佐 信 雄 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため本日から10月2日まで、10月5日及び6日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長伊礼幸進君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日から10月2日まで、10月5日及び6日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び10月2日の会議に労働委員会事務局長比嘉久晶君、30日の会議に同委員会公益委員宮里節子さん、10月1日の会議に同委員会公益委員宮城和博君、5日の会議に同委員会公益委員矢野昌浩君、6日の会議に同委員会会長代理大城光代さんの出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日から10月2日まで、10月5日及び6日の6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎 唯昭君 おはようございます。

自由民主党を代表し、昨今の政治情勢について所感を述べながら質問を行います。

8月30日に施行された第45回総選挙において政権交代という歴史的審判が下され、9月16日の特別国会冒頭で新しい首相に鳩山由紀夫氏が選出され、組閣も終わり民主党連立政権が正式に発足をいたしました。

まずは、衆議院総数480人中圧倒的多数の308議席を獲得した民主党の勝利に祝福を申し上げるとともに、今後は国家・国民ひいては沖縄県民のため、国政の運営に誤りなきよう願うものであります。しかしながら、民主党のこの余りに雪崩を打った圧勝、巨大与党化した民主党政権に対して、私は一国民・一県民として一抹の不安も覚えるものであります。無論その裏に表裏一体として我が自民党の歴史的敗北があり、我が党の政権運営に国民が厳しくおきゅうを据えたものと深く反省しております。

この際、我が党は解党的出直しをすべきだとして党勢の立て直しを図るため、自民党再生プロジェクト会議を立ち上げ臥薪嘗胆、まきの上に伏し苦い肝をなめながら、誇りある党組織再生を目指して谷垣禎一新総裁を先頭に新たなスタートを切ったところであります。

自民党の敗因の理由についてはマスコミ等で数多く報道され、我々としても反省すべきは反省し、清新な保守の理想を基本に日本を具体策で変えるという決意のもと、民主党との対立軸を構築すべく国政における

健全野党・政権準備党として、また県政においては県民のための政党として、これまで培ってきた経験を生かし、はつらつとした責任政党への道を歩む決意であることを強く申し述べておきます。

我が国の政党政治の歴史をひもとき、また世界を見渡せば多くの政権の勃興があり、勝負は時の運であり、歴史は繰り返すものであることを実感するものがあります。

今から800年くらい前に成立した平家物語の冒頭は述べております。「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響あり。沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す。奢れる者久しからず、唯春の夜の夢の如し。猛き人も遂には滅びぬ、偏に風の前の塵に同じ。」、人の世の姿を800年前に作者の人生観で述べております。

また、私の友人から中国晩唐の詩人杜牧の唐詩で激励をしていただきました。「勝敗は兵家も期すべからず、恥を忍はこれ男児、江東の子弟俊才多し、土を巻いて重ねて来たるをいまだ知るべからず」、勝敗は時の運、自民党は人材多し、一度は敗れたものの再び勢いを盛り返し、土煙を巻き上げて重ねて勝負を挑むであろう。「捲土重来」、まさに我々の深く意図するところであります。その思いを深く込めながら質問をいたします。

まず1、政権交代と新政権で大きく変わる政策等についてであります。

(1)、まず知事に、今回の政権交代に関する知事の素直な意見をお聞かせください。

(2)、また、民主党連立政権はみずからのマニフェスト「子ども手当」等の財源確保のため、既に交付済みの補正予算を回収、あるいは概算要求したばかりの次年度予算について、2800億円から3500億円に引き上げ一括交付金化する等々、制度的に驚天動地の政策でひとりよがりの拙劣で稚拙なものとしか考えざるを得ないのであります。

そこでお伺いいたします。

ア、制度的に一たん地方公共団体に交付し、計画的な執行を予定している財源を政府の単なる意向で回収することは可能なのであります。法制度・予算制度、国と地方の問題の3点から考えをお伺いいたします。

イ、この補正予算の回収について、仮に実施された場合の本県における影響額、全国における影響額、そして基金等を活用した事業について御説明をいただきます。

ウ、事業が停止された場合の本県において影響を受ける事業名、民間業者についてお伺いいたします。

エ、本県における喫緊の課題は雇用対策、介護福祉対策、保育対策等福祉にかかわる事業が多いと思われますが、事業停止、財源回収はこれらの事業にどのような影響を与えますか。

オ、さらに他都道府県におけるこの民主党連立政権の事業停止、財源回収に対する動き、方針等についてお伺いをいたします。

カ、もしもこのような事態が起こった場合、既に補正予算及び関連条例を提出している県としていかなる対応、対抗措置をとるお考えでありますか。

(3)、次に、鳩山内閣が打ち出した首相のもとに置かれる「国家戦略局」と「行政刷新会議」についてであります。鳩山首相は総選挙後の記者会見で、古い政治から新しい政治への交代と話をしておりました。一部マスコミにも論評されておりましたが、私は、古い体制への逆戻りではないかと心配をしております。なぜならば、各省庁担当大臣がいるにもかかわらず、国家戦略局という屋上屋を架す組織をつくり、また官僚主権の政治から国民主導の政治とも発言しておりますが、これこそ権力の集中以外何物でもありません。また、行政刷新会議も首相のもと、強大な権力を握る機関となり、各省庁から独立し強力な権限も握り、国家戦略局と同様、首相の権力の破格の強化、官邸機能の突出が懸念されるものであります。国家戦略局という名称を聞いたときまず思い浮かんだのは、戦時中に国家総動員体制実現のための中心的組織として設置された総理大臣直属の機関としての「企画院」であります。そしてこの企画院総裁こそ「背広を着た軍人」と呼ばれた鈴木貞一であり、我が国の太平洋戦争遂行のため国家総動員体制の計画立案・推進・実施に当たったのであります。

また、報道によれば、政府税制調査会会長に藤井財務大臣、副会長も副大臣で、大臣直轄で「政治主導」と報ぜられておりますが、まさに政治主導に名をかりた権力の集中だと厳しく指摘をしなければならないと思っております。

お伺いします。

ア、このような突出した首相直属の国家戦略局や行政刷新会議の設置に関し、果たして地方自治は守られるのか、地方分権は推進できるのか、地方が疲弊し村は滅びて国が栄華を誇るおそれはないのか気がかりになります。鳩山政権の本質についてどう考えておられるのか、所感をお伺いいたします。

イ、国家予算をつかさどる行政機関としての財務省を統括する藤井裕久財務大臣が、内閣府の審議会の一つであり、租税制度に関する基本的事項を調査・審議

する政府税制調査会会長につくことは、予算編成権、そして税制創設権を一人の人間、すなわち行政機関としての財務大臣一人に集中させるもので、予算制度と租税制度の一体化（一極集中）となり、極めて危険な権力の集中であると思います。それについていかがですか。

ウ、歳出予算は各省からの要求を財務省が査定することは当然としても、租税制度を客観的、公平公正、学問的に中長期に検討すべき税制調査会会長を財務大臣が兼ねることは、執行機関と検討・抑制機関の2つの機関の長を兼ね、財務大臣に予算を恣意的に財務省の独断で編成できる権限を与えるものであり、国会においては許されるべきものではないと考えております。それについてお伺いをいたします。

次に2番目、知事の政治姿勢について。

本県は本土から遠く離れた離島県であり、しかも多くの離島を抱えた経済圏域としての狭隘性から来る離島苦や、全国の米軍専用施設の75%が狭い地域に集中していることから派生する米軍による事件・事故等、知事の職務の激務と言われるゆえんであります。特に米軍基地問題、中でも普天間飛行場の早期返還と本土との経済格差の解消を図るため、歴代県政は最重点課題として取り組んでまいりました。沖縄の振興策については、沖縄がさきの大戦で甚大な被害をこうむったことや長い米軍統治下での沖縄の苦しみ、復帰のおくれによる本土との経済格差などに対し、国の責任としてこれまで4次にわたり振興計画が実施されてきており、大きな実績を上げております。

さらに、本県の経済の実態から今後も国による振興策、振興計画、特別措置や高率補助の継続も必要であります。政権交代を果たした民主党連立政権にもこれまで同様、沖縄の実情を深く理解をしてもらいたいと思っております。

さらにまた、普天間飛行場の移設の問題について民主党はどのように対応するのか、明確な姿勢が見えてきません。当初は県外移設を求めるとしておりましたが、民主党・社民党・国民新党の三党連立合意には普天間飛行場の県外移設については明記されておられません。

普天間飛行場の移設問題の原点は、米軍基地の中でも最も危険性の高い空港をいつときでも早く返還させ住民の安全を守ることとあり、そのため県外移設が可能であればそれがベストであります。現実的に難しい状況の中で確実に普天間飛行場の早期返還を実現する方策として危険の少ない場所への移設を容認したものであります。

民主党が知事に政策変更を求めるのであれば、まず民主党連立政権の移設問題に対する姿勢を明確にし、その上で県外移設を求めるといっているのであれば、県外移設に向けた米側との交渉期間や移転完了期間等を明確にした具体的工程表を知事に示すことが先だと考えるのであります。このような状況にあって知事は、今後の県政運営にどのような姿勢で臨まれるのか、その考え方や決意をお伺いします。

ア、知事はいち早く前原沖縄担当相、そして25日には北澤防衛大臣と面談されたようでありますが、県政運営とも深くかわかりますので、その内容についてお聞かせください。

イ、民主党はこれまでの予算編成方針を一変し、国家戦略局で政策事業全体の優先順位をつけて政策を決定し予算編成を行う方針を示すなど、自公政権との違いが鮮明になりましたが、知事は民主党連立政権に対しどのような姿勢で対応するかお伺いをいたします。

ウ、民主党は社民党・国民新党、三党連立政権合意でも県外移設について明記しておりません。知事は新政権に対し、政府として県外移設を進めるだけでなく、その際の具体的工程表（米側との交渉期間・移転完了期間等）を明確に求めるべきだと考えますがいかがですか。

エ、平成23年度に切れる沖縄振興計画を含む4次にわたり振興策を策定した自公政権から民主党政権にかわり、新たな振興計画の策定は初めて新政権が行うことになると思いますが、沖縄の歴史的特性や地理的不利性、構造的問題への理解をどのようにして得ていくかお伺いをいたします。

オ、前原沖縄担当相は、泡瀬沖合埋立事業の区中断・区中止の考えを表明しましたが、県として今後どのように対応するのかお聞かせください。

3、普天間飛行場移設建設について。

2004年8月13日、米軍のCH53D大型ヘリが沖縄国際大学校庭に墜落し普天間飛行場の危険性が現実のものとなったことを受け、日米両政府は住宅密集地を避けて飛行するなど危険性の除去に向けた対策を実施することに合意しております。しかしながら、日米合意に基づき住宅密集地を避けて飛行すること等、対策は進めておりますが、現状は基地敷地内の上空である場合周経路内をはみ出して訓練が行われている状況にあります。

国が設置した普天間飛行場の危険性除去作業班においても実務者レベルでの危険性除去に関する意見交換や検討が行われてはおりますが、県が例示した危険性除去のための訓練の分散移転や部隊の一時移駐につい

ては実現のめどが立っていないのが現状であります。

このように米軍の厚い壁は戦後64年を経過した現在でも変わらない状況の中で、普天間飛行場の危険性の除去を図る最大の方策は、現在進めている移設建設を一日でも早く完成させることであります。

このような中で誕生した鳩山新政権は、この普天間飛行場移設問題にどのように対応するのか、今のところ不透明であります。米側は明確に普天間飛行場の移設計画、海兵隊のグアム移転について日本政府と再交渉する考えはないと明言をしております。仲井眞知事も新政権が明確な方針を打ち出さない限り、県として対応のしようがないとの考えではないでしょうか。

我々も県外・国外に移設できるのであればそれがベストであり、望ましい解決策であるとの考えは同じであります。しかし、これまでの歴代県政、なかんずく革新知事のもとでも県外移設は実現しなかった経緯も考える必要があります。仮に新政権が米側に再交渉を求めた場合、米側に国外や県外に移設先を提示できる具体案があるのでしょうか。具体案がない状態での再交渉に米側が応ずるとは思えません。

いずれにしても再交渉に入れば決着までにいつまでかかるのか、これまでの経緯を考えれば事は簡単ではありません。何より心配されるのは、その間、普天間飛行場は現状のまま動かず、場合によっては現状のまま固定化される危険性があるということであります。

そこでお伺いします。

(1)、移設建設の今後の展開について。

ア、在沖海兵隊のグアム移転が大幅におくれているようではありますが、その理由と移設建設作業に与える影響についてお伺いをいたします。

イ、普天間飛行場の3年をめどとする危険性の除去について、現在の進展状況を伺います。また、新政府とこの問題をどのように調整していくか、知事の考えを聞かせてください。

ウ、普天間飛行場移設問題について、政府との話し合いは行われているか。また、政府から県外移設や現在進めている移設建設作業の中止、凍結について具体的言及があったかお伺いいたします。

エ、普天間飛行場の移設建設作業が中止、凍結された場合、普天間飛行場の現在のままの固定化が危惧されますが、予想される今後への影響についてお伺いをいたします。

オ、最近、東アジア地域は軍事的緊張が高まっております。中国の際限なき軍拡、北朝鮮の核の脅威、韓国の軍事費増大等懸念されます。沖縄県及び我が国の安全を保つために負担軽減を求めると同時に抑止力の

維持も担保していかなければなりません、知事の見解をお聞かせください。

(2)、アセス準備書についてであります。

ア、名護市及び宜野座村に提出したアセス準備書に対するそれぞれの意見書の概要と、特に名護市が提示した沖合への具体的移動距離や宜野座村が求める調査地点の拡大が今後のスケジュールやアセス調査に与える影響について県の考えをお伺いします。

イ、知事意見提出に向け、県環境審で審査が進められておりますが、現在の状況と知事意見提出後の作業工程についてお伺いいたします。

ウ、アセス方法書や準備書のやり直しを求める訴訟が提起されましたが、知事意見や今後の事業計画に影響は出ないかお伺いをいたします。

エ、名護市の移設先での試験飛行（デモフライト）について、調査の概要と知事意見にどのように反映をされているのかお伺いをいたします。

4、県経済の活性化について。

本県は、3次にわたる沖縄振興開発計画に基づく総合的な施策の推進により本土との格差は格段に縮小され、県民生活も大きく向上するなど、社会経済は着実に進展しております。しかしながら、社会資本等については総体として整備は進んでおりますが、道路、港湾、空港等の交通基盤の整備を初め戦後無秩序に形成された密集市街地の再開発など、なお多くの課題が残されております。

本県は多くの離島を抱えた島嶼県であり、しかも本土市場から遠く離れた地理的不利性や全国の米軍基地の75%が集中するという特殊事情もあり、3次にわたる振興開発計画によっても自立への道筋を開くまでには至っていないのであります。このため、平成14年度からスタートした現沖縄振興計画は、これまでの本土との格差是正に重点を置いた振興計画から、沖縄の特性を十分に生かした創造型の振興策への転換を図ったものであります。しかし、自立型経済の構築を目標に掲げ、県経済の自立的発展の基礎条件の整備を重点に置いた現振興計画も、計画期間は既に8年を経過し、平成23年度に終了を迎えます。

国内経済の低迷が続く中、本県は経済の自立に向けた取り組みを官民挙げて進めておりますが、中小零細企業が90%余を占める県内産業の実態、所得水準が全国平均の7割にとどまっている状況など、経済の自立に向けた条件整備はほとんど進展していないというのが実態であります。

このように、本県においては今後とも国による振興策のさらなる継続が不可欠であり、平成23年度に期間

満了となる現沖縄振興計画にかわる新たな振興計画の策定が必要であります。

現在、県においては、現沖縄振興計画に基づき実施してきた施策の検証や新たな計画の策定に向けた検討が沖縄振興審議会において審議が進められておりますが、振興計画が延べ40年間続いてきたこと、さらに自民党から民主党への政権交代が行われたことなど、今後の見通しがつきにくい状況にあります。

お伺いします。

ア、新たな振興計画の策定については、現振興計画が沖縄経済の振興・発展に果たした効果等について、徹底した検証と総括が必要であります。特に莫大な国の資金を投入しても本土との経済格差が解消されない根本的要因として何があるのかお伺いをいたします。

イ、新たな振興計画の策定においても経済の自立が柱となると考えますが、これまでの振興策にとらわれず大胆な発想に基づく議論と国による振興計画はこれが最後だとの意気込みが必要だと思いますがいかがですか。

ウ、沖縄振興特別措置法の延長、高率補助制度の維持を図る必要がありますが、その場合、制度の延長・維持は現振興計画の規模・内容やこれまでの高率補助と同等・同質でなければならないと考えます。県の考えをお伺いします。

エ、新たな沖縄振興計画の策定に向けては、現在進めている沖縄21世紀ビジョンとの整合性を含めた議論・検討が必要だと思いますがいかがですか。

(2)、沖縄21世紀ビジョンについて。

21世紀を迎え、世界経済のグローバル化が一段と加速し、それに伴う貿易自由化の国際圧力の強まり、さらに少子・高齢化社会の到来への対応など、我が国経済は大きな転換期を迎えております。その中にあって、本県は3次にわたる沖縄振興開発計画が実施され、社会経済は着実に進展しておりますが、県財政は国に大きく依存しているのが現状であります。このため、これまで国主導の開発型の振興策が必ずしも本県経済の自立につながっていないことの反省から、県主導・県独自の長期構想策定の必要性について各界各層から指摘されるようになりました。

平成14年度から自立型経済の構築を柱として10年の期間でスタートした沖縄振興計画は、平成23年度に計画期間が終了します。本土復帰して37年が経過し、沖縄単独道州への移行を見据えた議論が本格化するなど、大きく時代が変わった今日においても、現在の経済状況から振興計画の継続は必要であることは論をまちません。しかしながら、県経済の独自性の発揮と国

依存からの脱却という県政の課題は、今後ますます重要性を増してくるものと考えます。

このような状況に対応するため、県は県民の参画と協働のもとにおおむね2030年のあるべき沖縄の姿を描き、その実現の方向性を明らかにする基本構想として、沖縄21世紀ビジョンの検討を進めております。

同ビジョンは、沖縄県として初めて策定する県独自の沖縄の将来像を示す長期の構想であることから、県及び審議会等においては各界各層からの幅広い意見の聴取を行うとともに、県民に開かれた議論の展開が必要であります。

そこでお伺いをします。

ア、ビジョンはおおむね2030年における沖縄のあるべき姿を描く長期構想であることから、自立した経済社会を担う産業のあり方、財政・財源のあり方等についても一定の方向性を示す必要があると考えますがいかがですか。

イ、国依存からの脱却のための条件整備や自主財源の確保と米軍基地の位置づけ、米軍基地の存在をいかに活用するか、新たな法整備を含めた国の責任のあり方、基地の存在を前提とする場合は基地交付金や基地税の導入等についてはいかがですか。

ウ、嘉手納基地以南の大規模基地返還後の跡地利用を経済の自立にどう結びつけるか。計画策定に国の責任とのかかわりをどう明確化するか、県の考えをお伺いします。

エ、道州制移行後の県と市町村の役割の明確化等について、ビジョンにおいてどのように位置づけていくのかお伺いをいたします。

5、土木建築関係について。

(1)、県内建設業の現状と課題について。

県の建設業相談窓口に企業からの相談が年々増加しているということであり。相談内容は、建設業以外の他の分野への進出や経営基盤の強化に関するものであります。特に、建設業以外の他の分野への進出に関する相談が全体の5割を占めており、県内建設業を取り巻く環境の厳しさがあらわれております。

民間調査機関の調査結果によれば、県発注工事の談合問題で損害賠償金を請求された建設業者の財務分析調査の結果、請求の対象業者で現存する特A企業112社の約3割の33社が支払い困難と分析しております。さらに、公正取引委員会が排除命令を出した152社のうち28社が倒産などにより消滅しているということでもあります。特に深刻なのは、支払い困難とされた33社は、県が認める分割払い最長10年での支払いでも返済は困難と分析していることでもあります。

県は、このような県内建設業の厳しい状況に対応するため、県工事の大幅な前倒し発注や沖縄総合事務局や沖縄防衛局に対し国発注公共工事の県内企業の優先発注を機会あるごとに要請しており、さらに県発注工事の最低制限価格を90%に引き上げるなどの対策を実施しております。

このように県内建設業はかつてない厳しい状況にあります。建設業は県産業の中で大きなウエートを占めており雇用の受け皿であります。建設業の活性化なくして県経済の発展はないとの強い決意で今後の施策を展開することが必要であります。

お伺いいたします。

ア、最低価格引き上げの実施状況と建設業者の反応についてお伺いいたします。

イ、国直轄工事における県内建設業者の分離発注による受注について、過去3年間の推移と今後の拡大に向けた取り組みをお伺いします。

ウ、国直轄工事における県建設資材の県産品の優先使用はどの程度改善されているか、現状と今後の見通しについてお伺いをいたします。

エ、県発注工事に係る談合問題で、一部のAクラス業者は請求根拠を求めて民事調停を那覇地裁に申し立てましたが、県の認識と対応をお伺いいたします。

オ、県内建設業の新分野への進出や経営基盤の強化についての相談件数が倍増しているようですが、その概要と県としての建設的対応方針をお伺いをいたします。

次に、6番目に臓器移植法についてであります。

臓器移植法が議員立法により参議院で成立をいたしました。過去に成立した法律は、脳死臓器移植の臓器提供に関する理解が厳しく、移植の数が伸びないのが現状であります。これまで国内での臓器提供者は11年間で81人、海外での移植者は15歳未満の子供を含めて522人にも及んでおります。

来年、世界保健機構では海外での臓器移植の自粛が決議される予定だということで、国会でにわかに議論が高まり、2009年7月13日成立した経過でございます。改正内容は、臓器移植にはドナーの書面による臓器提供の意思表示と家族の同意が必要でありましたが、ドナーの提供の意思が不明か拒否でない場合でも家族の同意で足りるとしたことで、これまで意思表示のできなかった15歳未満の子供からも臓器提供が可能になったことであり、関係者は大きな期待をしているところであります。

そこでお伺いをいたします。

ア、改正移植法第3条には「国及び地方公共団体の

責務」とありますが、県は今までどのような啓発事業をしてこられましたか。

イ、改正移植法によれば、本人の書面による意思表示がない場合でも臓器の提供は家族の同意で足りるとしておりますが、基本的には本人の同意が必要だと思いますがいかがでございますか。

ウ、改正移植法は、脳死を人の死と定義して本人の意思表示がない場合でも家族の同意で足りるなど、臓器移植をしやすい措置を講じております。これに対し県は、移植病院の充実、移植手術のできる医師の育成と確保、コーディネーターの増加などの対策が必要だと思いますがいかがですか。

エ、改正移植法の施行期日は来年の7月ですが、それまでの計画内容を示してください。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

浦崎議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、政権交代と新政権の政策に係る御質問の中で、政権交代に関する見解についてという御質問に答弁いたします。

今回の政権交代は、直接的には現在の金融危機であるとか景気後退、年金の問題、雇用の問題などなど、将来に対する不安であるとか現在に対する不満であるとか、政治に対する変化を求める国民の判断のあらわれではないかと思えます。ただし、これはいろんな専門家、そして政党人がいろんな形で分析をし原因をいろいろと今まとめておられまして、私で全部処理できるような内容ではございません。

したがいまして、今申し上げたことしかお答えできませんが、あえて私見でもう一つつけ加えさせていただきますれば、特に人材の点というのは非常に目立っているのではないかなという感じがいたします。無論これはその政党における選挙戦術、選挙の体制、いろんな面でこれは反省といいますか、敗因であったりいろいろあるかと思えます。そういうことで私の見解はこの程度にさせていただきますが、長年にわたり沖縄県の振興開発にお世話になってまいりました自由民主党、公明党の皆さんの再起をまた切に祈念するところでございます。

次に、同じく政権交代に係る御質問の中で、鳩山政権に対する所感はいかんと、こういうことでございますが、特に鳩山内閣は国民的な視点から政治に取り組むとしておられます。そして、官僚にすべてを頼るのではなくて政治家のリーダーシップによって政策を実

現していきたいという強い希望、意思が表明されているやに思います。したがって、この政治家のリーダーシップというところが強い特徴ではないかというふうに理解をし受けとめております。

次に、同じく政権交代に係る御質問の中で、財務大臣が政府税調、そして昔で言えば党税調というようなものも全部まとめておやりになるということは権力の集中、その他の面から見ていかなものかという御質問だったと思います。

この点につきましては、民主党の政策集によりますと、党税制調査会とそして従来の政府税制調査会は廃止をし、財務大臣のもとに政治家をメンバーとする新たな政府税制調査会を設置し、税制をめぐる政策調整を政府内に一元化するとされております。

これにつきまして私どもの方でどうこう申し上げることは差し控えたいと思いますが、私たちは旧来の政府、そして自民党の政権のときにありました党税調というのは、やはりそれはそれで政府とは違うセンスと感覚でもって必要性を見ていただいたというふうにも思いますし、あわせて政府税調によるきちと論理的に詰めた税制の問題という両面からの詰め方がさらにその中で財務省に税制の問題が財務大臣に一元化するというのは、少しまだ理解できません。詳しい説明をいただいてからしかコメントできないと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、前原大臣そして防衛大臣との面談の内容いかなという御質問でございますが、基本的には、まず前原沖縄及び北方対策担当大臣とは、たしか18日に大臣に任命されて直後に取り急ぎということでごあいさつに参上したわけでして、そのときには沖縄の振興・発展にひとつぜひ沖縄担当大臣としてお力添えをいただきたいという趣旨のお願いをしてまいりました。

それに対し、これはそんなに長い時間でもなく五、六分とか10分以内だったと思います。そしてまた、任命された直後だったものですから大変お忙しい中にお時間をいただきました。

そうすることで制約があった中でのお話ですが、沖縄の諸問題の解決に向けて自分もしっかり勉強しやってまいりたいという御趣旨の御発言をいただきました。

また、先日見えた防衛大臣は、今回は沖縄の中でいろんな分野の方々から意見を、特に米軍再編、それから普天間の移設の話について意見を聞きに参られたというような趣旨の御説明がありまして、具体的な話はそんなにやっておりません。

そういうことと、もう一つは、新しく大臣といいますか防衛省としての方針とか考え方はまだ、お帰りになって、そして政府の関係省と詰めてからといいますか、再整備、整理整頓してからというような御趣旨の発言だったと思ひまして、まだ新しい政権になってきちとした政策方針というようなものはお聞かせいただいております。

それから次に、民主党政権への対応について。

先ほど申し上げましたとおり、長年にわたって自由民主党、公明党の政府・政権にお世話になってまいりました。しかしながら、今度の国会といいますか政府が民主党さんを中心とし3党で運営されていくという中で、ただ沖縄関係につきましてはもう御案内のとおり、現在の沖縄振興法であれ沖縄振興計画であれ内容的には特に法律については沖縄北方対策特別委員会であるとか、それは衆参両院、そしてまた本会議においては——当時、平成14年ごろですか——全会一致でこれは通していただいております。

そういうことですから、沖縄の振興につきまして、我々も心して与野党の国会の先生方の御理解と御協力を得てきたつもりでありますから、特にこれから先について心配はしておりませんし、たくさんの今度の与党の国会議員、それから県議会の先生方もおられますから、一緒になってこの沖縄の課題の解決にぜひとも取り組んでいただければと考えているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、政府に県外移設の具体的工程表を求めることについて。

これは普天間移設のお話に係るものでございますが、普天間飛行場移設の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去にあることはもう御指摘のとおりでございます。

県としましては、この飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないという考えでこれまで述べてきたスタンスは今変えておりません。そして議員御指摘のとおり、9月9日に締結されました民主党さん、そして社民党さん、国民新党さんの3党によります政権合意書で、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、私どもとしましては、まだその具体的なお話を伺っておりません。そういうことですから引き続き政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話を伺っていきたくて考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、新たな振興計画の策

定に向け沖縄の構造的な問題への理解をどう得ていくのかという御趣旨の御質問でございますが、沖縄県としましては、民主党政権に対しまして、沖縄の課題や構造的な問題などにつきまして十分御理解をいただけるよう、あらゆる機会をとらえ真摯に協議をしてみたいと考えているところでございます。県議会の民主党の先生方を含め、そしてまた国会議員の先生方を含め、現在の民主党政権の与党の先生方の力強いお力もぜひいただいてやってみたいと考えているところでございます。

次に、普天間飛行場移設についてのお話の中で、危険性の除去の進捗状況と民主党政権との調整についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、この飛行場のヘリ等の運用を極力低減をし、3年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

去る8月11日に開催されました普天間移設協議会のもとのワーキングチーム会合におきまして、防衛省から平成19年8月の報告書に記載された危険性除去の諸施策をすべて実施をし、今年度は普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査を実施するとの説明がございました。県からはさらなる危険性除去対策などの対応を求めたところでございます。

この3年めどの閉鎖状態をとという私の公約でございますが、この危険性の除去、運用を極力低減させるという方向でこのワーキングチームの中でかなり議論はしてまいりました。まだ今十分満足のいく成案といえますか、形はできてはおりませんが、かなりよく突っ込んだ議論を継続しているところでございます。

次に、同じく普天間飛行場の建設に係る御質問の中で、知事意見書提出に向け現在の状況と意見提出後の作業工程についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書につきましては、現在、沖縄県環境影響評価審査会におきまして審議中でございます。10月2日に答申をいただく予定となっております。

この審査会からの答申を踏まえまして、名護市長、宜野座村長の御意見を勘案し、また住民等の意見に配慮をしまして、10月13日には環境の保全の見地から意見を述べる考えでございます。

知事意見提出後は、事業者において知事意見が勘案されて準備書に所要の修正が加えられ、評価書が作成されることになります。そしてこの評価書が出てまい

りますと、同じく公告縦覧そして知事意見と、もう一度このサイクルが回ることになり、最終プロセスへ参ることになります。

次に、県経済の活性化に係る御質問の中で、本土との経済格差が解消されない抜本的な要因は何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

復帰後、3次にわたります沖縄振興開発計画に基づく諸施策が総合的に講じられたことにより、社会資本等につきましては本土との格差が次第に縮小するなど着実な成果が上がっているものと考えております。

一方、産業経済面におきましては、沖縄県の地理的な不利性に加えて、我が国の経済がバブル崩壊後、長期にわたって低成長で推移をしたことなどによりまして十分な成果が上がっておらず、沖縄振興計画では本土との格差は正を基調とする振興開発だけではなく、沖縄の地域特性を生かしました振興策を展開しているところでございます。この間、観光・リゾート産業が好調に推移をし、情報通信関連産業の立地が進むなど取り組みは着実に進捗してまいりましたが、いまだ離島県ゆえの高コスト構造や市場規模の狭隘性等の不利性が克服できておりません。本土との経済格差が解消されない要因がこのあたりにあると認識をいたしているところでございます。

同じく県経済の活性化に係る御質問の中で、新たな振興計画の策定における大胆な発想に基づく議論と意気込みいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新たな計画の策定に当たりましては、残された課題について整理いたしますとともに、沖縄21世紀ビジョンを踏まえ、県民が描く沖縄の将来像の実現に向けまして施策を展開していく必要があると考えております。

具体的には、自然環境の保全、そしてその再生・創造や、県土構造の再編につながります基地返還跡地の有効利用、そして国際航空ネットワークの構築と離島航路・航空路の充実及び料金の低減化、離島の持つ総合力の発揮、沖縄の強みを生かした新たな産業の振興などを想定いたしているところでございます。

これらの取り組みを進めることで、沖縄の発展はもとより我が国の発展の一翼を担う観点から議論を行ってまいりたいと考えているところでございます。

同じく県経済の活性化に係る御質問の中で、高率補助制度の維持、延長及び規模、内容についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄振興特別措置法では、第1に、沖縄が26年余りにわたり我が国の施政権の外にあった歴史的事情、第

2に、広大な海域に多数の離島が存在し本土から遠隔にある地理的事情、第3に、米軍施設・区域が集中しているなどの社会的事情等の特殊事情を踏まえまして、高率補助制度等の特例措置が講じられております。これにより、社会資本整備などにおける本土との格差は総体として縮小するなど一定の成果が得られているものの、産業経済などの面でなお課題が残されていることから、これらの状況を踏まえまして、高率補助を含め今後の発展を図る上で必要な制度につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

同じく県経済の活性化に係る御質問の中で、新たな沖縄振興計画の策定と沖縄21世紀ビジョンとの整合性についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新たな沖縄振興計画の策定に向けては、総点検の結果を踏まえつつ、残されました課題の解決策や沖縄21世紀ビジョンの実現方策、そして今後の沖縄振興に必要な枠組みなどにつきまして総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、土木建築関係に係る御質問の中で、最低制限価格の実施状況と建設業者の反応についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、緊急的経済対策の一環といたしまして、当分の間、最低制限価格が実質的に90%程度になるように改正を行い、6月22日の指名通知及び入札公告をいたしました工事から適用いたしているところでございます。

最低制限価格を引き上げたことにつきましては、建設業界からの一定の評価が得られているものと考えております。今後は、建設業審議会の答申を踏まえまして、沖縄県の現状に適した最低制限価格を定めていきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 政権交代と新政権の政策についての質問のうち、交付決定した国の補正予算の回収に係る問題についてお答えいたします。

国の平成21年度第1次補正予算に係る事業の執行停止につきましては、現在、国において執行の是非を点検しているところであり、現時点では執行停止となる事業等は明らかになっておりません。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」では、交付決定の取り消し事由を「天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更等」に限

るとしており、交付決定を取り消すことは、極めて例外的な取り扱いであると考えられます。また、国庫補助事業の執行状況等、個々の事情を勘案することなく、一律に交付決定等の取り消しが行われる場合は、国と地方の信頼関係を損なうことが懸念されるところであります。

次に、国の補正予算が執行停止された場合の影響を受ける県の事業名及びその対応等について一括してお答えいたします。

県は、国の「経済危機対策」に対応し、6月補正予算及び9月補正予算で南北大東地区の地上デジタル放送推進事業や緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業、社会福祉施設の耐震化事業、介護従事者の処遇改善事業、地域活性化のための臨時交付金を活用した観光客誘致緊急対策プロモーション事業及び公共事業関係費などを計上しているところであります。仮に、国の補正予算が執行停止となった場合、経済対策の実施に支障を来し、県民生活の安心・安全の確保や地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

県としましては、執行停止に伴う影響や他県の動向等を見きわめ、全国知事会等とも連携し適切に対応する考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） おはようございます。

浦崎議員の政権交代と新政権の政策についての中の、補正予算の回収についての本県、他都道府県における影響額、基金等を活用した事業について一括してお答えいたします。

仮に、国の補正予算が全額執行停止された場合、6月補正と本9月補正に計上された経済危機対策関連経費約582億円の執行に影響が生じます。うち基金関連事業については、沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金など合計10基金の積立分約195億円、うち事業化分約63億円の執行に影響が生じます。

他都道府県における影響額は把握しておりませんが、執行停止の内容によっては、経済・雇用情勢の悪化を招くなど極めて大きな影響が出るものと考えます。

次に、県経済の活性化についての中での、自立した経済社会を担う産業構成や税財源のあり方等の方向性を示すことについてお答えいたします。

現在、沖縄21世紀ビジョンの策定作業を進めている最中ではありますが、ビジョンは基本構想であることから、将来像の実現に向けた取り組みの基本方向までを

整理することとしております。

今後の産業振興について、現時点では、観光産業や情報通信関連産業に続く新たな産業群の形成を目指すこととしており、具体的な産業構成や施策・事業等については、新たな計画策定の際に検討してまいりたいと考えております。

税財源等のあり方についても、国の法律等にかかわることから、新たな計画策定の際に必要な制度の創設等について検討を行うほか、税体系の見直し等を踏まえながら、適宜適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、国依存からの脱却のための条件整備や自主財源の確保、米軍基地の位置づけと活用及び新たな法整備を含めた国の責任のあり方等についてお答えいたします。

国依存からの脱却に向けては、産業の振興による税源の涵養や自主財源の確保が重要であり、ビジョンでは、現時点で、「観光産業、情報通信関連産業を核とし、農林水産業を含む地場産業、バイオや健康関連等の新産業、低炭素・環境分野や先進医療分野等の次世代産業との連携による産業振興を推進する。」こととしております。

米軍基地については、基地跡地を今後の沖縄の発展に資するよう活用を図る観点から、必要となる法的な枠組みを検討するとともに、米軍基地の整理縮小を進め、将来的には基地のない沖縄を目指すこととしております。

次に、基地返還跡地と県土の有効利用及び交通体系の構築に係る国の責任の明確化についてお答えいたします。

基地返還跡地については、現時点で、「良好な生活空間の確保や、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など魅力ある都市空間の形成を図り、沖縄全体の発展を実現する。」こととしております。そのため、「軍用地返還に伴う環境浄化、地権者対策など諸問題の解決と大規模な跡利用を円滑・最適に進めるため、特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を求めていく。」こととしております。

次に、道州制移行後の県と市町村の役割等の位置づけについてお答えいたします。

ビジョンの策定に際し、地方分権と道州制の議論は、大きな時代潮流の一つとしてとらえているところであります。

全国知事会においても、道州制の基本原則として、まず1つは、地方分権を推進するものでなくてはならない、2つ目に、広範な条例制定権を確立しなければ

ならない、3つ目に、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならないとしております。また、県と市町村の役割については、基礎的自治体の役割を重視する補完性の原理に基づくものとしております。

県としても、これらの基本原則を踏まえつつ、ビジョンの策定の議論に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目と夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目と夫君） 政権交代と新政権の政策について、新政権の政策が雇用対策に与える影響についての御質問にお答えします。

新政権の「雇用対策」につきましても、三党合意書によりますと、「深刻化する雇用情勢を踏まえ、速やかに緊急雇用対策を検討する。」こととしており、労働者派遣法の抜本改正や雇用保険のすべての労働者への適用などが挙げられております。

県としましては、掲げられた政策等によって雇用対策が図られるものと期待し、今後の情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） おはようございます。

政権交代と新政権の政策についての中での、介護、保育等福祉にかかわる事業への影響についてお答えいたします。

国の経済危機対策に係る平成21年度補正予算のうち、福祉保健部関係は、沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金など6基金の造成及び積み増しであります。

これらの基金で実施する事業は、課題となっている介護職員の処遇改善、保育所待機児童の解消、社会福祉施設の耐震化など早急な取り組みが求められているものであります。仮に、これらの事業が凍結された場合、介護労働者や保育所待機児童等、支援を必要とする県民への影響が懸念されます。

続きまして、臓器移植法についての質問の中での、県の臓器移植啓発事業についてお答えいたします。

県においては、毎年10月の「臓器移植普及推進月間」における行事として、沖縄県保健医療福祉事業団等関係団体と連携し、臓器移植を推進するための街頭キャンペーンやシンポジウムを開催しております。ま

た、医療機関を訪問しパンフレットを配布するなど、臓器移植に関する知識の普及啓発に努めているところであります。

続きまして、本人同意の必要性についてお答えいたします。

改正後の法律においては、国会でのさまざまな議論を経て、本人が臓器提供の意思を示し家族が同意した場合に加え、本人が臓器提供を拒否していない場合には、家族の同意により臓器提供が認められることになったものと理解しております。

次に、臓器移植に係る対策についてお答えいたします。

県内においては、沖縄県保健医療福祉事業団に専門医 8 名による臓器移植推進委員会を設置し医療従事者との連携を図っており、移植医療にかかわる医師を海外研修に派遣するなど移植医療従事者の育成に努めております。また、当事業団に県の移植コーディネーター 1 名を設置しており、さらに当事業団職員 1 名も資格を取得し、現在 2 名体制でコーディネート業務を行っているところであります。

次に、改正臓器移植法施行に向けた計画についてお答えいたします。

改正された臓器移植法の趣旨を踏まえ、街頭キャンペーンなどの PR 活動や医療従事者の研修会などを行い、法律の周知徹底を図るとともに、臓器提供の意思表示等の普及啓発及び医療機関との連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 知事の政治姿勢について、泡瀬地区埋立事業に係る今後の対応についての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業について、前原大臣は、「期中断、期中止を基本とするが、地域の話聞きながら、事業評価を踏まえて判断する」旨の発言をしております。

本事業は、地元からの強い要請に基づき実施しているものであり、沖縄市長は、現在工事を進めている第 1 区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会においても圧倒的多数で事業の推進を求めています。

県としましては、現在工事を実施している第 1 区域については、事業効果の早期発現に向け、引き続き事業を推進していく必要があると考えております。

次に、土木建築関係について、国直轄工事における

県内企業の受注の推移と今後の取り組みについてお答えいたします。

国直轄事業の地元企業への過去 3 年間の発注実績の割合は、沖縄総合事務局では、平成18年度は件数で81.0%、金額で48.8%、平成19年度は件数で80.1%、金額で54.6%、平成20年度は件数で80.9%、金額で48.6%、また、沖縄防衛局では、平成18年度は件数で90.5%、金額で62.9%、平成19年度は件数で75.4%、金額で45.0%、平成20年度は件数で83.8%、金額で69.2%となっております。

地元企業の受注拡大の取り組みにつきましては、今年度も昨年度に引き続き、副知事等による国への要請を行っており、今後ともあらゆる機会を通して要請をしてまいりたいと考えております。

同じく土木建築関係について、国直轄工事の県産品優先使用についてお答えいたします。

国直轄工事における県産品の優先使用については、県や県議会等からの要請を受け、工事の特記仕様書に「県産品の優先使用について」の明記や、総合評価方式に県産品の使用状況を新たな評価項目として設ける等の措置を行っているとのことであり、これにより国直轄工事においても、今後、県産品使用の拡大が図られるものと考えております。

同じく土木建築関係について、Aクラス業者調停への認識と対応についてお答えいたします。

Aクラス業者による談合問題に係る民事調停は、ことしの7月に10業者が那覇簡易裁判所へ申し立てしております。申し立ての内容は、JVのAクラス構成員の賠償請求の法的根拠と適正な賠償額の確定及び支払い方法の協議を求めるものであります。

県は、談合違約金は、工事請負契約に基づきJV構成員が連帯して支払う義務があると認識しております。調停では、申立人らの意見に真摯に耳を傾けるとともに、県の考え方を十分説明して理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、建設業の新分野進出等の相談概要と対応方針についてお答えいたします。

平成19年7月に開設した「ちゅらしま建設業相談窓口」における平成21年7月末までの2年間の相談件数は、新分野進出876件、経営基盤強化678件、雇用関係38件、その他71件で合計1663件となっており、その結果、新分野進出に38社、153件の実績を上げております。

県としては、今後とも新分野進出セミナーを開催するとともに、建設業に関する各種相談ニーズの積極的な掘り起こしのための移動相談を強化し、建設業の支

援、活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 普天間飛行場移設についての御質問で、グアム移転のおくれについてお答えいたします。

「再編実施のための日米のロードマップ」における2014年までの在沖米海兵隊のグアム移転完了を実現するため、防衛省においては、総額約353億円のグアム関連経費を平成21年度予算に計上しております。また、平成20年4月に示された米国国防総省の「グアム統合軍事マスタープラン素案の概要」によりますと、2010年初頭に環境影響評価決定書が署名され、その後必要となる施設やインフラの詳細な計画が策定される予定とのことであり、移設作業が大幅におくれているとの情報は確認しておりません。

同じく普天間飛行場移設に関しまして、普天間飛行場の移設に係る政府との話し合いについてお答えいたします。

去る9月25日に北澤防衛大臣と知事が会談した際、知事からは、今後の方針等について早目に示して下さるよう要望をしました。これに対して大臣からは、「県政を預かる立場として、一步でも前進することが現実的な判断であるという気持ちもわかる。一方、直近の県民の民意が存在するのも間違いないので、そういう両極にある沖縄の現実をしっかりと見たい。」旨の発言がありましたが、県外移設等について具体的な言及はありませんでした。

同じく普天間飛行場移設についての御質問で、普天間飛行場代替施設建設事業中止による今後の影響についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する政府の方針が明らかでない現時点において、予断をもって今後の影響について述べることはできませんが、県としても重大な関心を持って事態の推移を見守っているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間飛行場移設建設の中のアセス準備書についての御質問で、名護市長及び宜野座村長の意見の概要と今後のスケジュールへの影響についてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書について、名護市長は、主に安全性の向上や航

空機騒音の軽減等の観点から可能な限り沖合へ移動すること、次に、デモフライトを実施し、その結果を環境影響評価の中で検証すること、4カ所のヘリパッドのうち、最も陸域側に位置するものについては、地元の意向に反していることから適切に対処することといった意見を述べております。

宜野座村長は、主に調査範囲を宜野座村海域まで拡大すること、騒音について飛行ルートを確認にした上でデモフライトを実施すること、事業実施前に米側と運用協定を締結することといった意見を述べております。

県としましてはこれらの意見を勘案して、10月13日に知事意見を述べることにしており、知事意見提出後は、事業者において、知事意見が勘案されて準備書に所要の修正が加えられ、評価書が作成されることになります。

次に、手続のやり直しを求める訴訟が知事意見や事業計画へ与える影響についてお答えをいたします。

本事業に係る環境影響評価の手続のやり直しを求める訴訟につきましては、訴訟が提起されたこと自体が環境影響評価の手続に影響を与えることにはなりません。その判決の内容によっては手続をやり直すこと等を検討する必要があると考えております。

次に、デモフライトの概要と知事意見への反映についてお答えをいたします。

国は、地元からの要望等を勘案して去る9月10日にデモフライトによる航空機騒音の測定を実施したところでございます。デモフライトでは、CH53型ヘリコプター2機を使用しまして準備書で示された飛行ルートに沿って、有視界飛行とホバリングを実施して周辺の15カ所において航空機騒音と低周波音が測定されております。

県としましては6カ所において航空機騒音を、2カ所におきまして低周波音を測定したところであります。当該測定結果につきましては、知事意見に反映をする考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎 唯昭君 再質問させていただきます。

知事は民主党政権の特徴的なことで、リーダーシップだというお話でございましたけれども、私はリーダーシップを発揮するまでにはまだ至っていないのではないのかと。これからリーダーシップがあるかどうかになるのではないのかなと私は思うんですよ。副総理でも財務に口を出し過ぎるとか、それから行政刷

新会議でもいろいろと出ておりますし、また金融法案についてもいろんな意見を言っているし、官房長官もあんなこと知らないというようなお話しをなさるのは、リーダーシップではないと思っています。これは私の考えでございます。

それから臓器移植についてちょっと再質問しますが、那覇市の健康保険証には臓器移植の意思表示ができる欄があるんですよ。それでこの意思表示についても知事初め各部局長でこのことについても意思表示をすることは大事じゃないかなと思っています。

それから啓発事業についてですね。先ほどの答弁ありましたけれども、幅広い啓発事業がこれから大事だと思いますけれども、啓発事業で民間の適切な団体があるかと思えますけれども、そこに委嘱をしたかどうかと思っています。

それから県内の移植希望者の数でもあれば教えてください。

以上です。終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 臓器移植法についての再質問にお答えいたします。

国民健康保険証への意思表示欄の導入という趣旨の御質問ですけれども、現在県内で19市町村が国民健康保険証への意思表示欄を導入しております。

これからも県としても引き続き街頭キャンペーンによる普及啓発、また各自治体への協力依頼を引き続き実施してまいりたいと考えております。

それから県民への普及啓発に関しての民間の活用についても、今後検討してまいりたいと思います。

なお、県内における臓器移植の希望者につきましては、平成20年末で272名おります。腎臓移植希望者でございます、272名おります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 自民党を代表して所見の一端を述べ、通告に従い質問をさせていただきます。

去る衆院総選挙で国民は政権交代を選択しました。私は、景気の低迷や医療・年金制度を初めとする将来への不安、そして800兆円を超える公的債務の先送りなど、政治的な閉塞状況、それにまた民主党の御祝儀

マニフェストと言われるものが奏功し、政権交代につながったと考えています。

いずれにしても、鳩山内閣は国民の期待にこたえられるか、政権担当能力が試されることとなりましたが、政権の不安定、行政の停滞は国民生活はもちろんのこと、国家経済を大きく左右することをしっかりと肝に銘じ、責任ある政権を担当していただくことを希望しております。

ある知名な経済学者は、ことし暮れから年明けにかけて「鳩山不況」を予測しております。100年に一度と言われる世界的経済不況の中で、ようやく回復の見え始めた日本経済に政権不況なるものが水を差すようなことが決してあってはならないと思っている者の一人であります。

宮古島市・石垣市では、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した事業等の入札延期が次々とされておりますが、県経済の基盤の脆弱な沖縄にあっては補正予算の執行停止や各種公共事業のいたずらな削減は深刻な問題であり、党派を超えてしっかりと対処しなければならない問題だと考えております。

仲井真知事におかれましては、なかなか先が読めない状況にありますが、沖縄のアイデンティティーをしっかりと見据えて、沖縄振興のため政変を粛々と乗り越えていただくことを希望しております。

さて、観光振興についてでございます。

本県観光の現状と課題についてですが、昨年来、本県の観光客数の減少傾向が続き、県が公表した業況判断指数によりますと、本県の観光状況の見通しについて、観光業界は夏場の繁忙期である2009年7月から9月の業況は悪いとしたのが74%に達し、業界の先行き不透明感を示した結果となっております。

このような業界の不安は、昨年11月から続いている観光客の落ち込みが背景にあります。

本県の観光は国内観光客が主体であり、昨年の景気悪化が本県への観光客落ち込みの直接の要因ですが、消費者の節約志向に伴う格安海外旅行との競合、さらには航空運賃の高さという根本問題が背景にあることも忘れてはならないと思います。

本県観光は、かつて団体旅行主体からリピーターの占める比率が年々高くなっており、国内における観光・リゾート地としての地位も揺るぎないものとなっておりますが、今後はさらなるリピーター層の掘り起こしが最も重要な課題であります。

本県は、観光客1000万人誘致を目標に掲げており、そのためには本県観光のさらなる振興と新たな観光目玉が必要であります。このため、沖縄観光の代名詞で

ある青い海と澄み切った空だけではなく、沖縄特有の伝統文化や歴史を主題とした観光資源の開発が必要であります。この意味で、県が検討を始めた「全国エイサー大会」は徳島県の阿波踊りに匹敵する最大の観光資源になるものと考えます。

そこで伺います。

ア、本県への入域観光客数の減少が続いているが、県はこれまでどのような対策を講じてきたか。また、今後の見通しと対策について伺います。

イ、航空運賃の高さが本県観光の最大のネックとの指摘について、海外観光地との競争の観点から県の認識と対策を伺います。

ウ、修学旅行地としてさらなる定着を図るため、本県観光の新たな魅力づくりについて官民一体となった取り組みが必要と考えるが、県の考えを伺います。

エ、新たな観光の目玉として県が検討している「全国エイサー大会」について、目的、参加団体、規模等の概要について伺います。

海外観光客誘致についてです。

本県は、「2009年度ピジットおきなわ」で外国人観光客数30万人を達成目標として掲げ、海外観光客誘致に向けた活動を展開しております。そのためには、海洋資源を活用したリゾート地としての沖縄の知名度を海外に広めることが何より重要であると考えます。

県においては、特にアジアの富裕層にターゲットを絞った誘致策を重点的に進め、観光・リゾート地としての地位を定着させたいとしております。しかし、県が行った沖縄と競合する海外観光地9地域の調査において、マレーシアやインドネシア、済州島などが本県と特に競合し、これらの観光地は最も知名度が高く、しかも安くて手軽に行けるリゾート地として人気も高いということでもあります。

海外観光客誘致を進めるには、沖縄観光の知名度をいかに高めるかが県に課せられた大きな課題であり、その克服なしに海外観光客30万人の達成は難しいと考えるのであります。

世界の観光地を格付して紹介するフランスのミシュランが発行する「ミシュラン・グリーンガイド」日本版で、県内から3つ星1カ所を含む27カ所が格付されたということであり、今後海外からの観光客誘致を図る上で活用方法を考える必要があると思います。

伺います。

ア、県は、アジアの富裕層を対象とした誘客活動を進めるとしているが、対象となる地域と具体的な誘客キャンペーン等をどのように行うか伺います。

イ、県は、本県と競合する海外リゾート地について

調査を行ったようだが、その概要と海外におけるリゾート地の比較において、本県の知名度、リゾート地としての位置づけ、今後の課題等について伺います。

ウ、中国においては観光地としての沖縄の知名度は低く、沖縄行きの旅行商品はほとんどないようだが、県として中国の富裕者層の誘致活動をどのように展開するか、県の戦略を伺います。

エ、英国の3旅行社が本県を訪れ、ホテルや観光施設などを視察したようだが、今後の海外観光客誘致にどのようにつなげる考えか伺います。

次に、離島振興についてです。

離島・過疎地域の振興については、それぞれの島の持つ自然的魅力を生かした環境整備を進め、地域に根づいた農林水産業や観光・リゾート産業の振興を図り、地域を活性化することが必要であります。離島地域の現状は、若者の島外流出増加による住民の高齢化が著しく、地域の活性化を奪っている状況にあります。

特に、宮古・八重山地域は大型台風の常襲地帯となっており、農作物や家屋等への被害のほか、海外航空輸送がとまるなど住民生活に与える影響は甚大であります。

県においては、離島振興を図る観点から、離島地域の現状に対処するためさまざまな施策を実施しておりますが、なかなか成果があらわれていない現況にあります。

そのため、これからの離島振興においては、交通基盤や通信情報基盤の整備を初め福祉・医療の充実、地域文化の振興に力を入れながら、従来の画一的・統一的な施策展開からの転換を図り、それぞれの離島地域の持つ豊かな自然、伝統文化を生かした観光地づくりや快適で潤いのある生活空間を利用した地域づくりが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、平成21年度からスタートする予定の宮古・八重山地域の新たな電線地中化計画において、公共事業の削減が言われる状況の中で予算措置、事業計画等県の取り組みを伺います。

(2)、離島における観光産業の育成について、県が実施している施策と地元市町村と連携した取り組みの必要性について伺います。

(3)、宮古島市は、市内各地の海岸に流れ着く漂着ごみ対策について、国の交付金を活用した漂着ごみ処理専用の小型焼却炉の導入を進めているが、今後の維持管理費等負担も大きく何らかの対策が必要であります。離島への漂着ごみ処理について予算を含め県の考

え方を伺います。

次に、産業振興についてです。

県内企業育成支援についてです。

東京都内に地方自治体が出展する公認のアンテナショップの2008年度の業績が好調で、29自治体の店舗の中でも、沖縄の「銀座わしたショップ」が北海道を抑えて第1位の売り上げを示しているようでありませう。観光沖縄という知名度、沖縄独特の伝統文化、長寿県沖縄の食材等が多くの消費者に支持されていることが背景にあるものと考えます。

一方では、県内においては観光の落ち込みや景気悪化の影響で冷え込んだ県経済の活性化を図るため、県経済団体や各企業が県産品愛用を呼びかける運動を展開しており、ことしで55回目を数えております。

経済団体は、県産品の食品、繊維、木製品、印刷、鉄鋼、金属などの6業種の自給率が6%伸びた場合、生産誘発額は803億円余り、約1万2000人の雇用が生まれるとしております。そのためにも、県においては、県内企業の90%以上は中小企業・零細企業という産業構造の改善やおきなわブランドの確立、情報発信力の強化など、本県独自の取り組みを高めていく必要があります。

そこで伺います。

ア、中小零細企業が90%以上を占める県内企業に対する育成支援について、県の基本方針と現下の景気悪化対策として実施する支援策を伺います。

イ、県は、中小企業向けの組織強化育成資金を活用した新たな融資枠を設けたが、制度のねらいと対象範囲等について伺います。

ウ、産・学・官が連携した健康バイオ産業の拠点形成について、具体的な事業規模や将来目標、他産業への波及効果について伺います。

エ、県内における県産品の優先使用について、企業、職場、家庭に浸透させるための県の具体的な対策を伺います。

オ、子供たちが楽しみながら仕事や社会について学習ができるエデュテインメントタウン「キッズニア」について、調査・視察をしたことはあるか。また、本県への誘致について県の考えを伺います。

4、農林水産業の振興についてです。

本県の農林水産業は、地理的条件や土地の狭隘性という不利性を抱え、振興を図る上で大きな課題となっております。そのため、消費者や市場のニーズに対応したおきなわブランドの確立、生産供給体制の強化、担い手の育成確保などに積極的に取り組み、本県農林水産業の振興を図っていくことが必要であります。

さらに、地産地消を推進する観点から、観光・リゾート産業と連携した県産食材の利用の促進のほか、グリーンツーリズム等の推進や各種施策の選択的かつ集中的展開により、本県農林水産業の持続的発展を図ることが必要であります。このため、農業や漁業者の主体的な取り組みが不可欠であり、みずから経営する農業や漁業に誇りや意欲を持って初めてみずからの経営を持続的に発展させることができると考えるのであります。同時に、地域で生産したものは地域で消費することが農業・漁業の本来の姿であります。地産地消が盛んであれば地域の自給率も向上し、そのことが地域の農業・漁業の振興につながるものであります。

自民党政権から民主党政権にかわり、我が国の農林水産行政も変わっていくものと思われまう。販売農業者や畜産、酪農、林業、漁業者等に対する所得補償制度の導入もその一つであります。これらの政策が本当に農林水産業の振興につながるのか、今後注視していく必要があります。

伺います。

ア、残り3年となった振興計画を活用した本県農林水産業の振興を今後どのように図っていくか、県の考えを伺います。

イ、地産地消の観点から県産食材の利用拡大を図る必要があるが、県が具体的に施策の展開を図る上で課題となるのは何か。

ウ、今後、販売農業者や畜産、漁業等について、所得補償制度が導入された場合、県や市町村としてどのような役割が生ずるか。また、全販売農家の生産費と販売価格の差額や全漁業者の漁獲可能量、販売量等の把握は可能であるか伺います。

エ、耕作放棄地の活用を図るためには、農地情報の的確な把握や賃貸あっせんへのかかわりが必要である。農業委員の体制整備と予算確保の重要性について県の考えを伺います。

オ、つくり育てる漁業を推進するため、漁港漁場や漁港関連道等の整備について、現状と今後の計画を伺います。

次に、さとうきび新価格制度についてです。

さとうきび新価格制度については、2009年度で特別措置を終了し、県内さとうきび生産者の半数以上が交付金の支払い対象外になることから、本県は、県内さとうきび農家の実情に合った見直しを進めてまいりました。その結果、さきの自民党農林水産部会是新制度を見直す方針を決め、小規模農家が交付金を受け取るための条件などについて、3年をめどに進捗状況を検証するとして全面導入を先送りとしております。

同制度は、2007年度に生産合理化や将来の担い手の確保を図ることを目的に導入されたものでありますが、県内農家の実情と制度のねらいがかけ離れていたため、半数以上の農家が交付金支払いの対象外となるなどの不都合が生じていたのであります。

今回の見直しで、交付金対象外の懸念があった小規模農家に来年度から交付金受け取りに見通しがついたと評価する向きも出ておりますが、また、全面導入が3年先送りされたことで農家の高齢化に対する対策や担い手の育成、農家が意欲を持って取り組めるような体制づくりに向けた取り組みが期待されるのであります。

伺います。

ア、さとうきび新価格制度の全面導入が3年先送りされたが、今回の見直しにより本県農家はどの程度救済されるか。また、県が求める見直し事項と今後の見直しについて伺います。

イ、農産物自由化の流れや外国産砂糖との競争、国内のさとうきび生産量の減少、従事者の高齢化や担い手の育成への対応等から新価格制度が導入されるが、これらの課題に対する県の取り組みを伺います。

ウ、さとうきび農家は、生産収入手取り額のほとんどを交付金に依存しており、その経営は制度に左右されるのが実態です。農家の経営安定のため県やＪＡが実施する対策について伺います。

次に、福祉関係についてです。

(1)、介護基盤の整備について。

政府は、ことし4月から導入された要介護認定の新基準について、高齢者の要介護度が実際より軽く判定されないよう、市町村が心身状態や生活能力を調べるための調査項目の内容について大幅に変更することを決定しております。

見直しに当たって実施現場が乱れないよう市町村への周知徹底を図り、10月からの実施を目指しているようであります。

介護については、急速な高齢化社会の到来で避けて通れない大きな問題であり、特に長寿県である本県においては高齢者の占める比率が高く、介護のあり方への対応が喫緊の課題であります。昨今は介護の形態も変化しており、子供が親を、配偶者が配偶者を介護する形態から、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」がふえる傾向にあります。

このような状況から、介護という重い負担に耐え切れず自殺や心中を図るケースも相次いでおり、要介護者を抱える家庭に対する支援の輪の広がりや地域の助け合い、社会環境づくりが急がれております。

政府においても、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等を第4期計画期間中にさらに1年分、4万人の上乗せを行い、3年間で16万人を目標に整備するとしており、県においては、県の実態に即した施設計画を策定するよう願うものであります。

そこで伺います。

ア、2008年度の介護サービス利用者について、本県は1人当たりの費用は全国で2番目、介護予防サービスも高い状況にあります。県の分析と今後の対策を伺います。

イ、4月から導入された要介護認定の新基準について政府は見直しを決めたが、新基準のどこに問題があり、何を見直すかを伺います。

ウ、新基準の見直しで作業の混乱が予想される市町村等において、10月からの実施に間に合うか、認定事務を行う機関の対応状況を伺います。

エ、新基準において、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備促進の方針が示されたが、その概要と本県における整備計画について伺います。

オ、介護職員の処遇改善を図るため、介護職員処遇改善交付金の目的と交付対象について伺います。

次に、待機児童の解消についてです。

本県における待機児童は、2008年度で1800人余の待機児童が存在している状況にあります。県は、県内の待機児童の解消を図るため、新たな保育所の創設や認可化を促進し、2008年4月で認可保育所は367施設、入所児童数3万1000人となっております。また、本県には認可外保育所が24市町村に約440カ所設置されて、1万7300人の児童が入園し、認可保育所に入れないう児童の受け皿となっております。

このように認可外保育所が36%を占め、全国に比べ格段に高くなっており、本県の保育行政は特異な状況にあると言われております。さらに、本県においては、認可保育所への入所申し込みをしていないいわゆる潜在的待機児童の存在があります。この潜在的待機児童を含めた保育所入所希望待機児童数は、約4900人近くいると言われております。

内閣府も、沖縄振興対策特別調整費を活用して認可化を推進する計画を策定し、3年間で集中的に認可化を促進するとしております。しかし、認可を進めるに当たっては、保育主体である市町村の経営基盤が弱く、小規模施設の多い認可外保育所を認可にもっていくのは、市町村の財政難の問題もあり容易ではありません。

そこで伺います。

ア、本県は、待機児童数、無認可保育所が他県に比べ格段に高いが、その解消に向けた県の取り組み、過去3年間の成果について伺います。

イ、県は、認可外保育所の認可化を進めているが、第3次沖縄県福祉保健推進計画の期間中での目標を伺います。

ウ、認可外保育所の認可化を進めるためには、保育主体である市町村の役割が重要であります。県の計画に対する財政を含めた市町村の対応は可能であるか。

エ、待機児童の解消を図るため、国の認可保育所や認可外保育所に対する新たな補助制度について、その概要と本県において対象はどの程度となるか。

オ、県内学童保育について、補助施設と補助を受けていない施設との割合、施設不足に対する県の対策について伺います。

次に、地域医療のあり方についてです。

県立病院のあり方を示す「県立病院のあり方に関する基本構想」の公表を受け、現在、病院事業局においては、経営再建計画の達成に向けた取り組みを進めております。

そのような中、2008年度の病院事業局の決算見込みで、現金ベースで11年ぶりの黒字を計上したということであり、病院改革に向けた取り組みが効果を発揮したものと評価するものであります。

全国において、都道府県や市町村が設置する自治体病院は、民間病院の足りない部分を埋める形で設置されてきたものでありますが、本県においては、戦後の医療体制整備の必要性から離島を含めた拠点地域に県立病院が設置された経緯があります。しかしながら、近年は県内の民間医療機関も各地に設置され、救急救命や離島医療等の分野で充実が目覚ましく、民間が果たす役割も年々増しております。

県立病院が再建を図る上で県内の徹底した費用削減や経営効率化に向けた取り組みは当然であります。医療現場に負担がかかる休日や夜間の軽症者の「コンビニ受診」の抑制など、民間医療機関との役割分担や政策医療部分での連携を図ることが必要ではないかと考えるのであります。

伺います。

(1)、県立病院が11年ぶりに黒字を計上した。その要因と、病院ごとの経営改善の取り組み状況を伺います。

(2)、県立病院の経営改善策と医師、看護師の適正配置との整合性はどのように図られているか。経費削減等により影響を受けることはないか。

(3)、県立病院における研修医受け入れの基本的な考

え方と正医師への採用割合はどうなっているか。また、雇用環境の改善と医師確保を図る観点から研修医の身分の取り扱いについて伺います。

(4)、県立病院の看護師の充足率と確保が困難な理由、また、経営健全化計画に基づく適正配置数を伺いたい。

(5)、後期高齢者医療制度が廃止された場合、75歳以上のお年寄りに与える影響と県や市町村に求められる対応について伺います。

7、教育についてです。

(1)、不登校対策についてですが、文部科学省の調査によりますと、全国の国公私立校における不登校については、2008年度は前年度比、1.9%減の12万6805人で3年ぶりに減少しているようであります。しかし、本県においては不登校の児童生徒数は1865人で、前年度に比べ158人、9.2%の増加となっており、4年連続の増加となっております。全国では減少していながら、なぜ本県は4年連続ふえ続けているのか、根本原因の分析と的確な対応が求められます。

不登校のきっかけについては小学校と中学校で違いが見られ、小学校の場合は不安など情緒的な混乱、無気力などが多く、中学校の場合は遊び・非行が最も多くなっております。この中学校の遊び・非行は36%と最も高くなっており、年齢が高くなるに従って不登校が非行につながっていることに不安を覚えます。

教育は百年の大計と言われており、21世紀を担う子供たちが無限大な可能性を発揮し、将来に希望が感じられる教育の重要性を具現化するために、すべての子供たちが学校に行きたい、授業が楽しいと思える学校づくりが必要であります。

そこで伺います。

ア、2008年度における県内の不登校について、小学校・中学校別の状況を伺います。

イ、全国では小中校の不登校は減少傾向にあるが、本県は4年連続増加している。その背景に何があるのか。また、本県の特徴について伺います。

ウ、2008年の県内の不良行為による少年補導数も増加しているが、不登校との相関関係を調査したことはあるか伺います。

エ、教育庁が実施している不登校対策と、これまでの指導により登校できるようになった数を小中校別に示していただきたいと思います。

以上、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの座喜味一幸君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の座喜味一幸君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、観光振興の関係で、入域観光客数の見通しと対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年からの世界的な景気低迷、そして最近における新型インフルエンザの影響、さらには円高状況の継続など沖縄観光を取り巻く状況は前の年に比べ厳しいものとなっております。今後もいましばらくは厳しい状況が続くものと思われませんが、沖縄観光の持つ基本的なファンダメンタルズ、そしてそのダイナミズムは全く影響を受けているとは考えておりません。

沖縄県では、しかしながら夏場対策といたしまして「沖縄観光特別対策事業」に続きまして、この秋から「観光客誘致緊急対策プロモーション事業」を実施していく予定でございます。

先日は、那覇港泊埤頭地区に県内初の大型旅客船バースが完成をし、海外観光客のさらなる誘客へ弾みがつきますとともに、来月には約2万人の方が参加されるJICの全国大会が開催されるなど大型イベントの予定もあります。

今後とも国内外の観光客の誘客に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

同じく観光振興についての御質問の中で、全国エイサー大会の概要に係る御質問にお答えいたします。

沖縄独自の文化でありますエイサーは、国内のみならず海外にエイサー団体の支部ができるなど国内外に大きく広がっております。

私は、沖縄の魅力をさらに高め、観光誘客に結びつけていくため、エイサー発祥の地沖縄で県内外のエイサーを集めた全国エイサー大会を開きたいと考えているところでございます。

今後、各地の青年会を初め、県人会、県内外のエイサー団体などの御協力をいただきながら、開催時期、開催規模など具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

同じく観光振興に係る御質問の中で、中国の富裕層の誘客に係る御質問にお答えいたします。

中国におきましては、ことし7月の個人観光ビザ創設によりまして、十分な経済力を有する者は個人観光が可能となっております。沖縄への関心も徐々に高まっていくものと期待いたしております。

このような中、6月には北京の会員制クラブで沖縄観光セミナーを実施したほか、9月には私も上海に参りまして、富裕層の誘客を図るため航空会社や旅行会社を対象にプロモーション活動を実施したところでございます。

今後は、インターネットを活用した知名度の向上、そして旅行社と連携をしました質の高い旅行商品の開発、企業によるインセンティブツアーの誘致など、富裕層をターゲットにしました誘客活動を展開してまいり所存でございます。

次に、離島振興についての御質問の中で、宮古・八重山地域の新たな電線地中化計画についての御質問にお答えいたします。

宮古・八重山地域の新たな電線類地中化計画につきましては、「沖縄ブロック無電柱化推進協議会」におきまして、国や電線管理者等の関係機関と策定に向け、協議をしているところでございます。

平成21年度は継続事業に加えまして、新たに緊急経済対策として約12億円、延長約2.4キロメートルを整備する予定でございます。

産業振興に係る御質問の中で、県内中小企業支援の基本方針及び景気対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では「沖縄県中小企業の振興に関する条例」に基づきまして、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化を図ること等を基本方針として県内中小企業の振興に関する施策を講ずることといたしております。

景気悪化対策としましては、昨年度に引き続き、原油・原材料高騰対策支援資金及び保証料の補助制度を継続いたしておりますほか、平成21年度当初予算では中小企業セーフティネット資金の融資枠の拡大を行っております。また、今議会におきまして原油・原材料高騰対策支援資金の融資枠及び保証料補助拡充のため5億4500万円を補正予算として計上いたしているところでございます。

次に、農林水産業の振興に係る御質問の中で、農林水産業の振興についてお答えいたします。

沖縄県では、農林水産業の振興を図るため、農林水産業振興計画に基づき、各種施策・事業に取り組んでいるところであります。

主な施策といたしましては、第1に、おきなわブラ

ンドの確立と生産供給体制の強化、第2に、流通・販売・加工対策の強化、そして第3に、省力・低コスト化に向けた農林水産技術の開発・普及、第4に、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備など7つの柱を基本に、持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興を図っているところでございます。特に、生産拡大のための耕作放棄地対策、経営感覚にすぐれた担い手の育成、食料自給率の向上のための地産地消対策などを推進しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目と夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目と夫君） 観光振興について、海外観光地との競争についての御質問にお答えします。

県がことしの3月に実施したインターネット調査によると、「沖縄と競合する旅行先」として挙げられた海外の旅行先は、ハワイ、グアム、韓国、台湾の順となっております。

これらの旅行先と沖縄への旅行費用を比較すると、割引航空運賃やバックツアーでは海外の方が安い場合もありますが、県では、安心・安全など沖縄が国内のリゾート地である強みをアピールすることや、「沖縄らしさ」、「沖縄ならでは」を求める観光客のニーズにこたえていくことにより、海外観光地との差別化を図ってまいりたいと考えております。

また、東アジアなどの外国人観光客を誘致するに当たってもマレーシア、タイなど安くて手軽に行けるリゾート地の競合があるため、各市場ごとのニーズに応じたきめ細かなプロモーション活動を行うことなどにより、さらなる誘客につなげていきたいと考えております。

同じく観光振興について、修学旅行の新たな魅力づくりについてとの御質問にお答えします。

最近の修学旅行の傾向としては、校外学習ならではの自然体験、農業体験など教育的意義の高い体験型プログラムへのニーズが高まっております。

沖縄県では、このようなニーズに対応するため、カヌーでのマングローブ観察やさとうきび収穫体験等体験プログラムの充実を図っているところであります。また、県内の体験交流施設や観光施設の関係者で構成される「沖縄県体験型観光推進協議会」などと連携を図っているほか、県外での修学旅行説明会で学校関係者と意見交換を行い、情報収集に努めております。

今後も、沖縄の修学旅行のさらなる魅力づくりに向けて官民一体となって取り組んでまいります。

同じく観光振興について、東アジア富裕層の誘客キャンペーンについての御質問にお答えします。

沖縄県では、台湾、韓国、中国、香港を海外重点地域に位置づけて誘客活動を展開しているところであります。

具体的には、富裕層を対象に、ゴルフツアーやリゾートウエディング等をテーマにした付加価値の高い商品開発を促進するとともに、国際旅行博への出展や海外旅行社及びマスコミを招聘するなど誘客に取り組んでまいります。

同じく観光振興について、海外競合地調査の概要及び課題等について。

沖縄県では、平成20年度に東アジアからの誘客に当たり、台湾、韓国、中国、香港の4地域を対象に、沖縄と競合するタイ、マレーシア、ハワイなど9地域のリゾート地についての調査を行いました。その結果、沖縄県の知名度については、韓国や香港では進みつつあるものの、中国ではリゾート地としての認知度がまだ低い状況にあります。

一方、沖縄は、近距離にある質の高いビーチリゾートであることや安心・安全の面において優位性があるとの結果が出ております。

課題としましては、航空路線の拡充、ピーク時の旅行商品の価格及び外国語対応の受け入れ体制の強化などが指摘されております。

同じく観光振興について、英国旅行社の沖縄視察に伴う海外観光客誘致についての御質問にお答えします。

県では、国際観光振興機構と連携し、ことし7月に英国の有力な訪日取り扱い旅行社の招聘を行いました。

参加者から、「世界有数の観光地に匹敵する美しい島々」、「子供も安心して楽しめる観光地として家族向けに売り出したい」といった評価などがありました。一方、欧州から沖縄までの移動時間がかかることや、旅行商品費用が高いなどの指摘も受けております。

今後も、欧州からの誘客については、引き続きメディアや旅行会社などの招聘により、知名度向上に努めるとともに、東京、大阪、京都の自治体と連携して本土経由での誘客にもつなげてまいります。

離島振興について、離島における観光産業の育成及び地元市町村と連携した取り組みの必要性についてとの御質問にお答えします。

県では、体験滞在型観光の推進、エコツーリズムの推進、健康保養型観光の推進、観光人材の育成などの施策を展開し、離島における観光産業の育成に取り組んでおります。

観光産業の育成については、広域的な観点から市町村と連携して取り組む必要があり、観光まちづくり支援事業などにおいて、市町村と意見交換を行いながら、地域の主体的取り組みを促進していきたいと考えております。

産業振興について、組織強化育成資金の制度改正についてとの御質問にお答えします。

組織強化育成資金は、共同化・協業化により経済的地位の向上等を図る協同組合等に対し金融面からの支援を行い、その組織の強化を促進しようとするものであります。

沖縄県は、この資金について経済悪化の影響を受けている事業者の資金繰り円滑化及び保証料の負担軽減を図るため、既存の組織強化育成資金に加え、緊急保証制度の対象となるよう、平成21年7月に組織強化育成資金を設けております。

その対象は、中小企業信用保険法に定める業種に属し、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合などその構成員で、市町村長から緊急保証制度の認定を受けた者となっております。

同じく産業振興について、健康バイオ産業の拠点形成について、その事業規模や将来目標、他産業への波及効果についてとの御質問にお答えします。

国は、平成21年度から地域産業の競争力向上を目指して「地域中核産学官連携拠点」を公募しており、沖縄県は、健康バイオ産業振興を目的とする産学官連携拠点整備計画を琉球大学、沖縄県工業連合会などと共同提案し、本年6月に国からその選定を受けております。

同計画では、琉球大学を中核とした産学官連携拠点を形成し、大学の研究成果の事業化やバイオ技術の向上と活用を促進することとしており、10年後の目標として健康バイオ関連産業全体で1000億円規模の産業創出を目指しております。

健康バイオ産業は、すそ野の広い産業であり、その拡大発展は、モズクやウコンなどの原材料を生産する第1次産業や、予防医療、スパ産業など第3次産業などへの大きな波及効果が期待されます。

同じく産業振興について、県産品の優先使用の企業、職場などへの浸透の具体的対策についてとの御質問にお答えします。

県においては、県産品の優先使用を浸透させるた

め、毎年7月を「県産品奨励月間」と位置づけ、経済団体等で構成する実行委員会において、関係機関に対する地元産品の奨励や学校給食における県産食材の優先使用等に関する要請活動に取り組んでおります。

このほか、県産品や地元企業への理解を深めていただくために「ふるさと企業訪問」を毎年実施しており、今年度は約200名の参加がありました。

また、産業まつりの開催を支援することにより、県民の県産品に対する意識の啓発に努めております。

さらに、毎年、優良県産品推奨制度により、すぐれた製品を「優良県産品」として推奨し、これまでの推奨件数が1700点を超えるなど、県産品の品質向上や販路拡大に取り組んでおります。

同じく産業振興について、「キッザニア」についての御質問にお答えします。

「キッザニア」は、実在する企業がスポンサーとなったパビリオンにおいて、子供たちがさまざまな仕事を体験することができるテーマパークです。海外では、メキシコ、アメリカ、インドネシア、国内では東京都と兵庫県に設置されております。

親子連れに大変人気のある施設であることから、沖縄観光等における家族旅行の魅力増進の参考とするため、県では、ことし8月に「キッザニア東京」の現地視察を行ったところです。

「キッザニア」は、単に遊ぶだけの施設ではなく、子供たちが楽しみながら働くことの意味や社会の成り立ちを理解することができるよう工夫されていることから、子育て中の親世代にも好評を得ているとのことでした。

職業体験施設としてだけでなく観光施設としても魅力があるため、さらなる情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 離島振興についての御質問で、離島の漂着ごみ処理に係る県の考えについてお答えいたします。

漂着ごみ対策については、本年7月に施行された海岸漂着物処理推進法により、海岸管理者等の責務や国による財政措置が定められており、同法に基づき漂着ごみ対策を強化してまいりたいと考えております。

さらには、本年度から平成23年度にかけては、環境省の地域グリーンニューディール基金の7億8700万円を活用し、離島を含む県内全域における漂着ごみの回収・処理等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興で、県産食材の利用促進についてお答えいたします。

地産地消推進における県産食材の利用促進については、利用方法、生産供給情報の共有、価格、規格等の面で課題があります。

県としては、県産食材の利用促進を図るため、市町村学校給食担当者会議等における需要・供給情報の共有化、観光関連施設における県産食材料理フェアの開催、「おきなわ食材の店」登録の推進、「花と食のフェスティバル」の開催、ファーマーズマーケットの設置などを推進しているところであります。

また、平成21年度は県内量販店等において、消費者に調理レシピの紹介や試食の提供など、普及活動を行うフードアドバイザーを配置するとともに、学校給食やホテル等と生産・加工業者とのマッチングを行う地産地消コーディネーターを配置し、県産食材の消費拡大に取り組んでいるところでございます。

次に、戸別所得補償制度の導入による県や市町村の役割及び販売農家や漁業者の生産費等の把握についてお答えいたします。

戸別所得補償制度につきましては、地方自治体の役割や補償の対象範囲など、制度の仕組みがまだ示されていないことから、現時点では、どのような対応が必要か判断できない状況にあります。

今後、国の方針を注視しながら、関係機関と連携し対応を検討してまいります。

次に、農業委員会の体制整備と予算確保についてお答えいたします。

平成21年12月施行予定の改正農地法は、耕作放棄地解消のため、農業委員会が行う是正指導など新たな業務が追加されることとなっております。

この業務を円滑に実施するためには、各市町村における農業委員会職員の適正な配置と農地調整活動に要する予算を確保し、執行体制の強化を図ることが必要であると考えております。

県としては、九州知事会等を通して、農業委員会の体制整備に必要な予算の確保について国に要請していきたいと考えております。

次に、漁港漁場や漁港関連道整備の現状と計画についてお答えいたします。

県では、つくり育てる漁業を推進するため、漁港や漁場等の整備を行っております。

漁港については、防波堤、波除堤、浮き桟橋等の整

備を行い、平成20年度までの整備率は59%となっており、引き続き整備を進めてまいります。

また、漁場については、平成20年度までに455カ所の沈設魚礁や76基の浮き魚礁を設置しており、今後は平成23年度までに37基の浮き魚礁を設置する計画としております。

さらに、漁港関連道については、これまで38地区の整備を行っており、今後とも地域の道路状況やニーズに応じた整備を進めてまいります。

次に、新価格制度の見直しと取り組みについてお答えいたします。一括してお答えいたします。

平成19年産さとうきびから新たな経営安定対策が実施され、小規模農家に対する特例要件は、3年間の平成21年産までとなっております。

この間、県では、JA等の関係機関と連携し、生産農家が本則要件を満たすよう、認定農業者や生産法人等の育成、モデル集落の設定と各地区での意見交換会の開催、作業受託組織の育成に向けたモデル実証などの条件整備に取り組んでおります。

また、平成20年産から基幹作業のうち収穫については見直しが行われ、刈り倒し、または搬出のみを委託した場合も支援対象となったことなどから、本則要件を充足する農家は現時点で6割程度が見込まれます。

県としては、平成22年産以降もすべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、JA等の関係団体と連携し、機械化のおくれなど、地域の実態を踏まえた対象要件の緩和・見直し等について、国に対し要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉関係の御質問の中の、介護サービス費用の状況と対策についてお答えいたします。

本県の受給者1人当たりの介護費用額が高くなっているのは、65歳以上の高齢者人口に占める85歳以上の人口比率が全国に比べ高くなっていることと、要介護度3以上の高齢者の比率が高いことなどが主な要因と考えております。

県においては、市町村等保険者が行う要介護認定の適正化、ケアプランチェック等を支援していきます。

さらに、介護が必要な状態にならないよう、健康づくりや介護予防事業を市町村と連携して取り組んでいるところであります。

次に、要介護認定の新基準の見直しについてお答えいたします。

本年度から導入された新しい要介護認定方法については、国による検証の結果、非該当者及び軽度者の割合が増加していることがわかりました。

また、多くの認定調査項目については、評価のばらつきが減少する傾向にある一方、幾つかの項目については、ばらつきが拡大するなどの問題が確認されました。

こうしたことから、調査項目に係る定義等の修正を行うことが必要であるとされ、国は、認定調査員のテキストを見直し、10月から新しいテキストで認定調査を実施することにしております。

続きまして、新基準での要介護認定事務についてお答えいたします。

国においては、認定調査員テキストの見直しに当たり、テキスト改訂版の配布、研修会の実施、研修会の模様を収録したDVDの配布などにより、認定事務を担う市町村等の保険者に対し周知を行っています。

沖縄県としても、引き続き今回の見直しに関する修正の考え方や内容を十分に周知するなど、認定事務に混乱を招くことがないように市町村を支援していく考えであります。

次に、特別養護老人ホーム等の整備促進の方針と本県の整備計画についてお答えいたします。

国においては、平成21年度補正予算により将来必要となる介護施設、地域介護拠点の平成23年度までの緊急整備を推進するため、各都道府県に基金を造成して各種の事業を実施することにしております。

本県においては、当該基金を活用して小規模特別養護老人ホーム170床、認知症高齢者グループホーム225床、小規模多機能型居宅介護事業所29カ所の新設等を計画しております。また、広域型特別養護老人ホームについては、地方財政措置が拡充されることになっており、本県においては160床の増設を計画しております。

次に、介護職員処遇改善交付金の目的と交付対象についてお答えいたします。

介護職員処遇改善交付金は、介護職員の賃金等の処遇改善に取り組む事業者に対し、介護報酬とは別に助成を行い、介護職員の雇用環境の改善を図ることを目的としたものであります。

交付の対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所、特別養護老人ホーム等に勤務する介護職員についての処遇改善を行う事業者となっております。

本県では1156事業所が対象となっており、介護職員1人当たり月額平均1万5000円に相当する額が交付されることとなっております。

次に、待機児童解消に向けた県の取り組みと過去3年間の成果についてお答えします。

県では、待機児童の解消のため、保育所の創設、分園設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を保育の実施主体である市町村と連携しながら進めております。

過去3年間で保育所の創設23カ所、増改築17カ所、分園設置3カ所及び定員の見直しにより2141人の定員増を図っております。

なお、認可外保育施設の認可化につきましては、過去3年間で22カ所を認可化しており、1360人の定員増を図っております。

次に、第3次沖縄県福祉保健推進計画期間中での目標についてお答えします。

待機児童解消を目的として、平成20年度に「保育所入所待機児童対策特別事業基金」及び「安心こども基金」を設立し、市町村が実施する保育所の整備等へ助成することとしております。

第3次沖縄県福祉保健推進計画の最終年度である平成23年度までに、これら基金を活用して5400人の定員増を予定しております。

次に、認可化を進める上での県の計画に対する市町村の対応についてお答えします。

保育所の整備における課題としましては、実施主体である市町村において後年度の運営費の負担増が懸念されることから、その整備に慎重になっていることなどが考えられます。

しかしながら、保育所運営費については、入所児童数に応じ地方交付税で措置されていることから、負担増についても対応できるものと考えております。

県としましては、市町村に対し、地方交付税措置への理解を求めるなど、待機児童解消に向けた積極的な対応を働きかけていきたいと考えております。

次に、待機児童解消のための国の補助制度の概要と本県における対象についてお答えします。

保育所の設置促進、家庭的保育の拡大など、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対し、即効性のある対応を目的として、各都道府県に「安心こども基金」を設置しております。これにより、平成21年度から22年度までの間は、市町村から県への申請となり、保育所整備の迅速化が図られることになりました。

本県における平成21年度の保育所整備につきましては、同基金の活用により、創設や増改築等による23施設の整備を行うとともに、690人の定員増を図る予定としており、今後とも同基金を活用した待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、学童保育の施設不足の対策についてお答えいたします。

平成21年5月1日現在の県内の放課後児童クラブ数は234カ所あります。平成21年度の補助対象児童クラブ数は194カ所で、40カ所については、入所児童数が9人以下の理由等から補助対象外となっております。

施設不足解消に向けては、実施主体である市町村と調整しながら、引き続き放課後児童クラブの設置を進めていきたいと考えております。

次に、地域医療のあり方の項目の中の、後期高齢者医療制度の廃止による影響とその対応についてお答えいたします。

長寿医療制度の廃止については、廃止後の新たな制度や移行の時期等が示されておりませんので、具体的な影響や対応についてはお答えすることが困難であります。

しかしながら、たび重なる制度の変更により、高齢者や市町村等への混乱が懸念され、十分な配慮が必要と考えますので、今後の動向に注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 地域医療のあり方についての、県立病院事業の黒字の要因と経営改善の取り組みについての御質問にお答えします。

県立病院事業の平成20年度の減価償却前損益は、3億1180万3000円の黒字となっており、旧那覇病院の跡地売却により約23億円の特別利益を計上した平成19年度を除くと、平成9年度以来11年ぶりの黒字となっております。

その主な要因は、予算編成段階からの徹底した経費削減に加え、県立病院を挙げた診療材料費縮減プロジェクトの実施や後発医薬品への切りかえ等の経営効率化の取り組みが効果を発揮したものであります。

また、各病院においては、小児入院医療管理料、入院時医学管理加算等の診療報酬上の施設基準の取得や、エネルギー経費節減のためのE S C O事業の実施、D P Cデータ分析プロジェクトの推進等を実施して経営改善に努めているところであります。

続いて、医師、看護師の適正配置についての御質問にお答えします。

医師、看護師の配置については、救急医療や高度・特殊医療といった県立病院の役割を踏まえた配置を行うことが重要であると考えております。

また、全国的にも不足の状況にある医師、看護師の

充足を図ることが経営の安定にもつながることから、あらゆる手段を活用してその確保に努めているところであります。

また、経費削減が医師、看護師のモチベーションの低下につながらないように対応策等についても検討を重ねているところであります。

続いて、研修医師の身分等についての御質問にお答えします。

県立病院の臨床研修医の基本的な考え方は、地域に必要な医療を実践できる医師を育成し、県立病院や附属診療所の常勤医師を確保することであります。

4月1日現在の県立病院の正職員医師291人中、152名が県立病院での研修者であり、その割合は約5割となっております。

現在の研修医は、嘱託員としての任用であり、身分が安定していないことから、他の病院等に異動する要因の一つとなっていると考えております。そのため、5年次以降の嘱託研修医について、正職員化等を含む処遇の改善を検討しているところであります。

続きまして、看護師の確保と適正配置についての御質問にお答えします。

9月1日現在の県立病院における看護師の必要数は1682人で、そのうち57人が不足となっており、充足率は96.6%となっております。

看護師確保が困難な理由としては、県内において看護師の絶対数が不足していることに加えて、県立病院における10対1看護体制も主な要因の一つと考えております。

急性期病院としての医療機能の向上はもとより、看護職員の業務緩和の面からも7対1看護体制については、早期に実現する必要があると考えております。

現在、局内に「看護体制検討チーム」を設置し、7対1看護体制移行に伴う看護師数や経営改善の緊急性など総合的に勘案して、南部医療センター・こども医療センターでの試験実施に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育関係についての御質問で、不登校の状況についてお答えいたします。

平成20年度の文部科学省の問題行動調査によると、本県の不登校児童生徒数は、私立も含め小学校は402人で前年度より44人増加しております。中学校では1463人で前年度より114人の増加となっており、小中

学校ともに4年連続の増加となっております。

次に、不登校の背景と特徴についてお答えいたします。

不登校の背景には、集団活動等の実体験が不足し人間関係をうまく構築できない児童生徒の増加や、基本的な生活習慣の未確立など家庭の教育力の低下等があるものと考えております。

不登校の特徴については、小学校では心理的・情緒的などの要因によるものが多く、中学校では遊び・非行などの社会的要因・背景などによるものの割合が高くなっております。

次に、少年補導と不登校との相関関係についてお答えいたします。

県警察の調査によると、不良行為による少年補導数は、有職及び無職少年も含まれるため、総数としては平成20年は4万773件で前年より3972件増加しておりますが、中学生の補導件数は9132件で前年より106件減少しております。このことから、一概に不登校と少年補導との相関関係があるとは言えないものと考えております。

次に、不登校対策と成果についてお答えいたします。

不登校対策としましては、スクールカウンセラーや児童生徒生活支援員等を活用することなどにより生徒指導体制、教育相談体制の確立を図っております。

また、遊び・非行傾向への対応については、立ち直り支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー活用事業、県警と連携した取り組みなどを推進しております。これらの取り組みにより登校できるようになった児童生徒は、平成20年度の調査で公立小学校は不登校児童402人中95人、公立中学校は不登校生徒1439人中524人となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 まず、病院事業局の方に伺いますが、先ほど黒字が出たよという話がありました。これは那覇病院の用地買収、それから減価償却前の黒字ということで、努力の方は認めるんですが、まだまだ病院事業、非常に厳しいものがあるかというふうに思っております。これから病院の移転改築・改修、それから医療機器の取りかえ等経費がかさみます。高齢化も進みます。全適でここ3年間、経営状況を施行するわけですが、独法化も考えての厳しい選択が迫られているというふうに思います。病院事業、非常に命を預かる病院を、離島を含めしっかりと持続発展させていく

ために、なお一層の厳しい経営を求められていると思います。病院事業局長、大変ですが、決意のほどを伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） それでは、大変温かいお言葉をいただきましたので、決意を表明させていただきますと思います。

病院事業、大変厳しい中にはございますけれども、私たちは今問題となっております不良債務、これを平成20年度で解消いたしました。それから平成23年度までには県及び国の補助も得まして、そして経常収支の黒字化、それを目指して経営健全、そして持続的に必要とされる医療が県民の皆様に提供できるようなそういう体制づくりを目指してこれからなお一層頑張るつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 社民・護憲会派を代表しまして、これから代表質問を行いたいと思います。

第1点目であります。知事の政治姿勢についてであります。

さきの総選挙では、自公政権が国民から厳しい批判を受け、もろくもあっけなく崩れ去りました。県内4選挙区でも、自民候補は全部敗北する無残な結末となりました。

この選挙戦は、国民・県民が目に見えて立ち上がり反乱を起こした雰囲気とは違い、一人一人の心の中にもう自公の政治は御免だ、米国追従の基地押しつけや格差社会をつくり出し、高齢者の怒り、派遣労働者の怒り、中小企業主の怒りが充満をし投票行動に示されたとは感じました。

小泉政権以降の歴代自民党政権は、ブッシュ政権によるアフガニスタンやイラクへの侵略戦争に加担をし参戦をただけではなくて、社会的弱者切り捨ての新自由主義的構造改革を強行し、大量にワーキングプア層を生み出し、安倍・福田首相はそれぞれ1年足らずで政権をほうり出しました。

これに続く麻生政権は、世界的不況下の日本経済の危機に直面しながらも構造改革の総括をせず、改革路線の転換を明かさないうまま上辺だけの経済対策に終始をしました。いよいよ選挙戦を不利に感じた段階に

なってやっと行き過ぎた市場原理主義との決別をマニフェストに書き込みましたが、時既に遅しでありました。国民の怒りは選挙対策でごまかされるほど弱いものではなかったと私は思っております。そしてついに8月30日、自公連立政権が崩壊をし、新しく民主党、社民党、国民新党の連立政権が誕生する歴史的な第一歩となりました。

新政権は、小泉政権以後の競争至上主義を明確に否定をし、自公の政治で傷ついた国民生活をどう再建できるのか、国民の期待がかかっております。社民党は、県内で2区の照屋寛徳が勝利をし、県民が期待をする辺野古への新基地建設反対、米軍再編ノーの声を高らかに挙げて今活動を展開をしております。

では、順次質問をしていきます。

(1)、国民は総選挙で自公政権に厳しい審判を下し新しい政権を選択をしました。知事は新政権に対しどのようなスタンスをとるのか。また期待をする点があるのか所見を伺います。

(2)、知事は、県内4選挙区で自民候補を応援をし全敗を喫しております。その結果をどう受けとめているか伺います。

(3)、自公政権は何ゆえ崩壊をしたのか、知事の所見を伺います。

(4)、新政権は米軍再編見直しの立場であります。知事は、普天間基地の辺野古移設の方針転換する考えはないか伺います。

(5)、新政権は日米地位協定を改定させる動きであります。知事もこれまで抜本的改正を求めてきており、米兵の犯罪、環境など具体的な取り組みを進めるか伺います。

(6)、知事の公約である普天間基地の3年めどの閉鎖状態、完全失業率の全国平均化、観光客1000万人誘致等、知事の任期も残すところあと1年余しかありませんが、実現の見通しを伺います。

(7)、米軍核搭載艦船の寄港、通過を黙認をした日米両政府の核密約疑惑は重大な問題であります。新政権は調査チームを発足させて徹底調査を開始をしております。沖縄でもホワイト・ビーチへの核搭載原子力潜水艦の入港も最多となっております。県民の不安も高まっており、非核三原則は堅持すべきであり、知事の所見を伺います。

(8)、沖縄の将来像を描く「沖縄21世紀ビジョン」の中間取りまとめが提起され、いよいよ最終案の策定段階に入っているようであります。不確実な激動期に沖縄の将来の姿を描くことは極めて難しい課題といえます。

ア、全体の概要と今後のスケジュールを伺います。

イ、特に基地の返還、鉄軌道導入、自立経済、地方分権、県民の暮らし等どう明記されているか伺います。

第2点目は、カジノエンターテインメントの導入問題についてであります。

(1)、県が検討している導入目的と意義は何か伺います。

(2)、懸念されるギャンブル依存症、犯罪の多発、地域や青少年に与える悪影響はどう考えているのか伺います。

3点目は、那覇空港の滑走路増設についてであります。

(1)、那覇空港の現状と増設の必要性を伺います。

(2)、事業計画と進捗状況を伺います。

(3)、環境保全、騒音被害の対策は検討されているか伺います。

(4)、米軍機、自衛隊機が民間機に及ぼす影響（ニアミス、オーバーラン）等の事故、また嘉手納ラブコンの故障など、軍民共用は危険と隣り合わせであります。何ゆえ民間専用化を追求しないのか伺います。

(5)、防衛省の地对空誘導弾パトリオットミサイル配備は自衛隊那覇基地と関連あるのか伺います。

4点目は、新型インフルエンザの対策についてであります。

(1)、新型インフルエンザの患者数の状況把握や各医療機関との連携は万全か伺います。

(2)、感染、拡大防止の対策はどうしているのか伺います。

(3)、治療薬、防護具の備蓄は万全か伺います。

(4)、入院、自宅療養者の生活支援のため、雇用先への協力呼びかけをしたかどうか伺います。

第5点目は、福祉行政についてであります。

(1)、子育て、仕事と家庭の両立を支援する事業として、病児・病後児保育の施設の充実は切実であります。実施状況と拡充の計画はどうなっているか伺います。

(2)、待機児童の実数とその解消計画を伺います。

(3)、特養待機者の実数とその解消計画を伺います。

第6点目ではありますが、教育行政についてであります。

(1)、沖縄水産専攻科の学校編成計画での位置づけ及び役割、特色、実績などを伺いたと思います。

(2)、沖縄水産高校部活にかかわる嘆願書が提出されておりますが、その真意は何か伺います。

以上、残された時間は再質問を行いたいと思いま

す。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、新政権へのスタンスと期待する点についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、県勢発展のため、これまでどおり申し上げるべきは申し上げ、政府との意見交換をしっかりと行ってまいりたいと思います。また、沖縄が抱える諸問題の早期解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

そして期待する点につきましては、例えばこれまでなかなか進展が見られなかった日米地位協定の改定につきまして大いに期待をいたしているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、総選挙の結果についての所感はいかんとお話を聞いて答弁させていただきます。

沖縄の県政を力強く支えていただきました自由民主党のいわばベテランの先生方が議席を失ったことはまことにもったいないものと考えております。しかしながら、何党であれ沖縄選出の国会議員におかれましては、自立経済の構築であるとか、県民が安心して暮らせる社会の実現とか、私と基本的な方向性は同じくするものであると認識いたしております。沖縄の発展に御尽力いただけるものと理解をいたしております。

次に、同じく政治姿勢の中で、政権交代の理由についてという御質問にお答えいたします。

この政権交代の原因とか理由につきましては、文字どおりいろんな角度からいろいろな方が分析をしております。そういうわけで、私はこういう分野の専門家ではありませんので、なかなかお答えしにくいんですが、今度の政権交代は、世界的な金融危機であるとか景気の後退、そして雇用や年金問題など将来に対する不安、そして現状に対する不満、政治に変化を求める国民の声が強くなったことが大きな原因ではないかと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、新政権は米軍再編見直しの立場である。知事は普天間基地の辺野古移設の方針転換する考えはないかという御趣旨の御質問につきましては、まず、この普天間飛行場の県外移設がベストであるというのは何度も申し上げてまいりました。しかしながら、米軍再編協議の経緯などから一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得な

いと考えていると申し上げてきたわけでございます。

去る9月9日に締結されて報道されました三党連立政権の合意書におきまして、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き政府としてどのような対応を考えておられるのか、まずよくお話を聞きたいと考えているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、日米地位協定の見直しに関する御質問ですが、これは先ほど申し上げましたのと近いんですが、新政権の与党三党合意においては、日米地位協定の改定を提起することとされているようです。

県としましては、日米地位協定の見直しにつきましては、その実現に向けまして無論新政権、連立三党のお力を得ながら、さらに渉外知事会というのがございます。この知事会と連携をしながら日米両政府に求めてまいりたいと考えているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態の実現はどうかという点でございますが、私としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、この飛行場のヘリなどの運用を極力低減させ、3年めどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ること等を機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

去る8月11日に開催されました協議会のワーキンググループ会合におきましては、防衛省から平成19年8月の報告書に記載されました危険性除去の諸施策をすべて実施し、今年度は普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査を実施するとの説明がありました。県からは、さらなる危険性除去策などの対応を求めたところでございます。

県としましては、今後とも協議会やワーキングチームにおきまして率直な意見交換を重ね、3年めどの閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、完全失業率全国平均化はどうなるのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これは別にエクスキューズを申し上げるわけではありませんが、世界的な不況のもと、全国的に経済雇用情勢を取り巻く状況は厳しいものとなっております。

沖縄県内の雇用情勢につきましても同様な環境にはありますけれども、実はこの就業者数というのは着実に増加いたしております。私が知事就任時の約3年前、平成18年と比較いたしますと、平成21年7月は3万5000人ふえておりまして63万2000人となっております。

沖縄県といたしましては、引き続き全部局が連携をした産業と雇用の拡大を図りつつ、今やっております「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとしまして広く県民運動として手綱を緩めず展開し、政策の継続を徹底してやってまいりたいと考えております。

そういうことで短期的には7月の失業率が6.6、その前の6月が7.5だったと思います。その前が8.6ですが、ゆっくり下がりはあります。全国の失業率が上がっている中で下がりはあります。それは先ほど申し上げた雇用の数が実はふえているという状況にあります。ただし、この失業率は1%ぐらいでかなり変動しますが、増大するよりはちょっとずつ低減していく傾向にあることだけは申し上げておきますが、数字そのものはまだ振れの幅が大きい数字でございますが、一応御紹介いたしておきます。

次に、観光客1000万人誘致について、知事の任期もあと1年少々なのに大丈夫かという御趣旨の御質問ですが、確かに私の任期はあと1年と2カ月ぐらいになっております。ただし、この1000万人というのはこの4年間でと私、申しておりません、10年でと書いてありまして、2016年をめでに1000万人の観光客ということを書いているから、ひとつそこは確認をさせていただきます。

そういう1000万人の観光誘客を目指し、外国人観光客の誘客や、そしてMICEの誘致促進等の施策を効果的に展開しているところでございます。

平成20年度の入域観光客数は過去最高の593万人を記録するなど、これまで堅調に推移しているのは御案内のとおりでございます。現在は世界的な景気低迷や新型インフルエンザ等の影響を受けておりますけれども、一時的に厳しい状況にあるのではないかと考えております。沖縄観光の魅力につきましては、国内外から評価を受けております。今後とも誘客のため、さまざまな施策を展開し目標の実現に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

政治姿勢の中で、非核三原則に対する知事の所見という御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、これまで核廃絶に向けて「非核・平和沖縄県宣言」を行いますとともに、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。非核三原則は、国会で決議された我が国の国是であります。

また、鳩山首相は、核不拡散と軍縮をテーマにした国連安全保障理事会の首脳会合において「唯一の被爆国として果たすべき道義的責任」を掲げ、非核三原則を堅持し、核廃絶に取り組む決意を表明されました。

悲惨な太平洋戦争の地上戦を経験しました県民として、非核三原則を堅持していくべきだと考えております。世界じゅうから一刻も早く核兵器が廃絶されることを願っております。

次に、カジノエンターテインメントに関する御質問で、その導入目的と意義は何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

カジノエンターテインメントは、導入により観光振興、雇用の創出、税収の増大など、経済的波及効果により地域の活性化が図られると言われております。

沖縄県としましては、カジノエンターテインメントは観光客1人当たりの県内消費額の伸び悩み、そして時間・天候・季節を問わず楽しめる多様なエンターテインメント施設の必要性など沖縄観光の課題解決に資するところが大きく、国際観光地としての地位を確立するための有効な手段の一つであると認識しているところでございます。

同じくカジノに係る御質問ですが、懸念事項に対する考え方を述べよという御趣旨の御質問にお答えいたします。

アメリカ、カナダなどの先進諸国の事例によりまして、州政府などの公的機関による厳格な管理下においてカジノが実施されれば、懸念事項と考えられている犯罪の発生、青少年への影響、地域環境への影響につきましては、発生を抑制することが可能とされております。実際に大きな社会問題とはなっていないと認識いたしております。

ギャンブル依存症につきましては、プレーヤー人口の約1%から2%が陥るとの調査結果もあります。

沖縄県としましては、事前の予防策や事後の支援策などを講ずることが重要であると考えているところでございます。

那覇空港の滑走路増設に係る御質問にお答えいたします。必要性についての御質問にお答えいたします。

那覇空港につきましては、現状の滑走路1本のままでは将来需要に対応できなくなるおそれがあります。また、航空機事故などによる滑走路閉鎖により、県経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、2本目の滑走路の整備がぜひとも必要であり、急がれていると考えております。

同じく那覇空港の滑走路増設に係る御質問の中で、事業計画と進捗状況いかにという御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、「那覇空港構想・施設計画検討協議会」におきまして、滑走路間隔1310メートルに基づく施設計画案が承認され、施設計

画段階の検討を終了いたしております。今後は、環境アセスメントや調査・設計などに3年、工事に7年のおおむね10年の事業期間により供用開始となる予定となっております。

次に、新型インフルエンザの対策に係る御質問で、新型インフルエンザの患者数の状況と各医療機関との連携についての御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザの発生状況は、現在、定点医療機関からの週報により把握をいたしております。沖縄県では、全国に先行いたしまして7月後半から患者の増加が見られ、8月中旬には急増し、医療体制が適切に維持できるか懸念されるまでになりました。

その際に、県医師会などの関係者に呼びかけ、第1に、小児医療情報ネットワークの構築、第2に、時間外診療拡充の臨時的医療提供体制の確保、第3に、那覇市医師会によります那覇市立病院救急室への応援医師の派遣、第4に、沖縄県看護協会によります救急病院での電話相談ボランティアの実施によりまして医療体制を維持することができました。9月に入って患者数は減少しつつあります。9月15日には関係者にお集まりいただき、私から直接これまでの御協力へのお礼と今後予想されます第二波への対応をお願いしたところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢に関連いたしまして、核密約疑惑についてお答えいたします。

報道によりますと、密約の存在を示す米公文書などが開示され、4人の外務事務次官等経験者が核持ち込みに関する密約の内実を証言する中、日本政府は一貫してその存在を否定しております。

県としましては、日米間の密約の有無については承知しておりませんが、今回の岡田外務大臣によるいわゆる密約問題に関する調査命令は、密約をめぐる過去の事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためのものだと考えております。

これらの密約に関する調査は、調査チームを9月25日に立ち上げ、本年11月末をめどに結果が出されとのことであり、その推移を見守っていきたいと思います。

次に、那覇空港の滑走路増設についての御質問で、PAC3の那覇基地配備についてお答えいたします。

防衛省によりますと、弾道ミサイル防衛システムの

さらなる充実強化を図るため、平成22年度予算に全国の6個高射群に対し、効率化にも配慮しつつPAC3部隊を配備するための予算を要求しているとのことあります。

沖縄の部隊への配備については、今後の動向を見守りたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問に関連して、ビジョンの全体概要と今後のスケジュールについてお答えいたします。

ビジョンは、「時代潮流」、「特定課題」、「基本理念」、「めざすべき将来像」、「将来像の実現に向けた戦略」等で構成をしております。

5つの目指すべき将来像については、県民意見を集約をして取りまとめるとともに、取り組みの基本方向として、自然環境の保全と再生・創造や、県土構造の再編につながる基地返還跡地の有効利用、国際航空ネットワークの構築や離島航路・航空路の充実及び料金の低減化、離島の持つ総合力の発揮、沖縄の強みを生かした新たな産業の振興等を盛り込んでおります。

今後のスケジュールとしては、沖縄県振興審議会から答申を受け、パブリックコメントや議会における議論などを経て策定・公表したいと考えております。

次に、基地の返還、鉄軌道導入、自立経済、地方分権、県民の暮らしについてお答えいたします。

ビジョンでは、現時点で基地の返還については、米軍基地の整理縮小を進め、将来的には基地のない沖縄を目指すこととしております。また、鉄軌道の導入については、中南部都市圏を縦貫し、名護市方面に至る軌道系の新たな公共交通ネットワークシステムを構築するとしております。自立経済については、観光産業や情報通信関連産業に続く新たな産業群の形成を目指すこととしております。地方分権については、時代潮流と認識しており、それを推進していくこととしております。また、県民生活については、安全・安心な暮らしの確保や、健康・長寿の沖縄を取り戻す取り組み、地域コミュニティの再生や地域住民と行政との協働によるまちづくりなどを進めることとしております。

次に、那覇空港の滑走路増設についての御質問に関連して、環境保全と騒音被害の対策についてお答えいたします。

那覇空港の滑走路増設に伴う環境保全と騒音被害に関する対策については、今後、事業主体である国が実

施する環境影響評価法に基づく環境アセスメントにおいて検討されることになると考えております。

次に、那覇空港の民間専用化についてお答えいたします。

国は、那覇空港の滑走路増設に当たって、同空港を自衛隊が将来も現状のとおり利用することを前提に検討しております。

県としましては、自衛隊機と民航機の共同使用について、安全管理の徹底を国に求めていくこととしており、自衛隊機の移転を求める考えはありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 新型インフルエンザの対策についての項目の中で、新型インフルエンザの感染拡大防止対策についてお答えいたします。

県では沖縄県新型インフルエンザ対策本部会議を適宜開き、必要な対策を全庁体制で取り組んできました。対策の基本理念は、社会機能を適正に維持しつつ被害の最小化に努めることであります。また、感染拡大のスピードを抑制するために、学級閉鎖等、標準的な社会対応基準を定め、県民への周知を図ってきました。さらにテレビＣＭ、ポスター等を活用して、「咳エチケット」等の感染拡大予防策を県民に広く呼びかけております。

続きまして、治療薬、防護服の備蓄状況についてお答えいたします。

治療薬に関しては、タミフルを22万人分備蓄しておりますが、今回緊急に8万7000人分の追加備蓄を行ったところであります。今後とも必要に応じて備蓄してまいります。

なお、今回の新型インフルエンザに関しては、国際機関から防護服は必要ないとの勧告が出ておりますので、現在の備蓄で対応可能と考えます。

次に、入院、自宅療養者の生活支援に関する雇用主への呼びかけについてお答えいたします。

沖縄県新型インフルエンザ対策本部では、職場内における急速な感染拡大防止のため、従業員に症状が出た場合の出勤停止・受診勧奨について呼びかけております。また、従業員の同居家族が新型インフルエンザと診断された場合は、休暇をとったり、出勤する場合も他に感染を広げないようマスクの着用を勧める等、可能な感染拡大防止行動に協力するようお願いしたところであります。

次に、福祉行政の項目の中で、病児・病後児保育の実施状況と拡充についてお答えいたします。

当該事業は、市町村が実施主体となっており、平成21年度においては、9市町村、12カ所で実施することとなっております。

今後の拡充につきましては、ニーズ等を勘案し、市町村と協議の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、待機児童の実数とその解消計画についてお答えいたします。

沖縄県の平成21年4月1日現在の待機児童数は、1888人となっております。

待機児童の解消を目的として、平成20年度に「保育所入所待機児童対策特別事業基金」及び「安心こども基金」を設立しております。

本県における平成21年度の保育所整備につきましては、これら基金の活用により、創設や増改築等による24施設の整備を行うとともに、750人の定員増を図る予定としており、今後もこれら基金を活用した待機児童の解消に努めてまいります。

次に、特養待機者の実数とその解消計画についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所申込者数は、平成20年11月末時点で3409人、そのうち、要介護3から5の高齢者は1630人、さらにその中で、介護する者が高齢などで十分な介護ができない世帯は、1056人となっております。

解消策として、特別養護老人ホームを沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金による上乗せ整備分を含め359床、認知症高齢者グループホームを315床、合計674床を整備することにしております。さらに、可能な限り住みなれた地域での生活を継続できるよう小規模多機能型居宅介護事業所を29カ所増設するなど、介護サービスの拡充を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、沖縄水産高校専攻科の特色、実績等についてお答えいたします。

専攻科は、漁業科、機関科、無線通信科の3学科があり、専門的な知識・技能を習得し、海技士や無線通信士等の免許を取得することができる県内唯一の船舶職員養成施設となっております。また、卒業後の就職状況も良好で、平成20年度の就職率は100%となっております。

次に、沖縄水産高校部活にかかわる嘆願書についてお答えいたします。

御質問の嘆願書につきましては、外部指導者である現監督から継続して指導が受けられるよう、父母会が要望しているものと受けとめております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では再質問をしたいと思います。

再質問の第1点目でございますが、政治姿勢の中で、新政権との関係について伺います。

先ほど知事は、新しい政権との関係は話し合いをしていくということでありましたけれども、従来知事も含めて政府とのパイプ、一体化ということを私は主張してきたと思いますけれども、この県政の課題がスタンスの違う政府とのパイプをうまくつなぐ自信はあるのかということを含めて、私はそれもまた再度伺いたいと思います。

それから同じく政治姿勢の(4)で、辺野古移設の方針転換についてでありますけれども、知事は同じことを言っておりますけれども、この段階になっても辺野古移設は現実的であり、新政権が県外へ持っていくならどうぞやってくださいとの態度で出ているように思います。知事として県民の声、総意はどこにあると思っているのか、それを伺いたいと思います。

また、知事は政権交代があった現実、4選挙区での敗北がありながらもあくまで辺野古移設を変えようとしていません。辺野古移設を頑固に主張しているのは、知事と米国だけだと私は思っておりますが、最終局面におきまして政府と対峙しても今の辺野古移設を貫き通す考えなのか、明確にお答えをお願いしたいと思います。（「はっきりしないんだよ、政府が」と呼ぶ者あり） だから、はっきりさせてくれと、知事も、逃げないで。知事が逃げたらだめだよ。やはり後でお願いします。

それから政治姿勢の(8)番目ですが、先ほど21世紀ビジョンについて答弁がありましたけれども、これは長期構想であり、過去を踏まえて未来を予測することは先見性、戦略性、政治の動向などしっかり把握することが必要だと思いますけれども、この審議会ではたくさんのクレームがついておりますけれども、知事はそれが絵にかいたもちにならないように未来に責任ある構想を策定する自信があるのか、これもお答えをお願いしたいと思います。

それから次、カジノについてでございますが、観光産業の好調はやはり沖縄の亜熱帯の豊かな自然環境や歴史・文化にはぐくまれ、人々の人情が原点と言われております。エンターテインメント、アミューズメント

の施設を強調してもカジノはしょせん賭博場であります。不況知らずと言われたラスベガスも、世界同時不況で入域観光客2割減となり、失業率も7.9%から13%、かなり高く悪いということを聞きました。カジノに頼らない観光産業を目指すべきではないかと思いますが、見解をお願いしたいと思います。

それから3点目の滑走路増設についてであります。この滑走路2本を持ったとき、現在の自衛隊との軍民共用の運用はなぜ明確にしていないのか、これをお答えをお願いしたいと思います。

それから滑走路の増設について、PAC3の件であります。今後の動向を見ると言っていますが、計画の中では第5高射群の中で司令部は那覇と10年以降に検討というふうにされておりますが、情報を持っていないのか改めて報告をお願いしたいと思います。

それから福祉行政についてでございますが、(1)で、子育て、病後児保育の答弁の中では、21年度で9カ所から12カ所でとまっているような話がありましたが、これは私からするならば共働き世帯やひとり親世帯にとって大きなサポート支援事業になると思いますけれども、今回のインフルエンザ対策にしてもこのことが整備されていると、やはり治療に専念をさせて安心して職場を休まなくても済むことができると思います。改めてこのことをふやしていく計画はないか伺いたいと思います。

それから教育行政についてでございますが、専攻科の件に関しては先ほどありましたように、唯一の船舶の資格の実績があるということでありましたけれども、指導教官の体制は認定校として十分なのかについてお答えをお願いしたいと思います。

それから嘆願書の件でございますが、一言で教育長は片づけておりますけれども、これは水産高校の野球部の関係で父母の会、OBから私は聞きましたけれども、亡くなられた裁監督の遺志を継いだ宜保監督が卓越した指導力と生徒たちとの信頼関係をつくって、実績もベスト4、それから新入大会で優勝し、現在秋の大会もベスト4に進んでおりますけれども、野球が強くなったらだめだということの考え方があるのかどうか分かりませんが、これを解任をするということが起こっておりましてこの嘆願書が出されておりますが、理由が不明確だということで今嘆願書が出ていると思いますが、教育長が再度学校内の信頼関係の修復に責任を持って解決をする考えはないか、再度答弁をお願いしたいと思います。

では、以上よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の再質問に答弁させていただきます。

幾つかございましたが、前の4つ、私の方で答弁させていただきます。

まず第1に、新しい政権とはどうつながっていくのか、その自信はあるのかというような御趣旨の御質問だったと思うんですが、これは政府は民主党の先生方を中心にでき上がっておりますから、もう当然これは仕事上、いろんなことで意見交換をし仕事をしていくことです。議会の崎山先生たちのお力も得ながら、当然これは沖縄のために仕事をするという点では与野党、いろんな会派みんな一緒だと私は思いますので、お力を得てきちっと政府との関係はつないでまいりたいと考えております。

それから第2に、普天間の辺野古の話ですが、これは基本的にはまず基地の提供というのは政府の仕事です。ですから今、日米両政府で決めてきた案についての話でありまして、前から申し上げていますように、ベストは県外だというのは私申し上げているわけです。しかし、現実的にはなかなか県外だと言っても、これはいつどんな形で実現するのか、その具体策もまだない、説明もないという状態では、これまで私が申し上げてきました県内移設もやむを得ない。それは普天間の危険性を一刻も早く除去するためという目的のためですから、それが変わっていない限りはスタンスは変わりません。しかしながら、これはもうそもそも私が政府と対峙するも何も、政府でどういうふうに変更するのかしないのかうかがわないことには、意見は申し上げられません。私は、これまでどおりの意見を申し上げているわけです。ですから、今その説明を待っているところです。

それから次に、この21世紀ビジョンですが、いよいよまとめる段階に入ってきて、当然これはいろんな御意見、しかもいろんな分野、年齢の方々から、広く、それで地域も広く御意見とかビジョン、こうありたい、こういう希望とかこうあってほしいことから、いろんなものを実はいただいております。大きなバスケットに入れてこれを今整理整頓している途中ですから、当然いろんな議論があります。それを今審議会の中で、総合部会の中で汗をかいていただいているわけですし、いずれ早いうちにまた議会の先生方にも

御紹介し、いろんな御意見、御批判をいただきたいと考えておりますから、当然これはまとめる自信も持っていますし、まとめるつもりでございます。お力をかしてください。

それからこのカジノにつきましては、確かにこれは国によってもこういうカジノエンターテインメントはない国もありますし、ある国もあります。ある地域もあるし、ない地域もありますから、いろんな議論のあることは無論知っております。しかしながら、これが世界でいろんな観光地でこれは一つの観光の手段としていろんなもしマイナスがあってもこれをきちっと管理をしてやっている一つの観光振興の手段だとも思いますし、経済的な効果もそれなりに大きいと。ですから、今はまだそもそも刑法といいますか、法律を新しくつくるなり法律改正も必要ですから、その間私はカジノというのは経済効果が大きいということで、今まだ研究中であります。ぜひとも議員の御理解を得て研究をきちっと進めて、可能であればカジノ導入を図ってまいりたいと考えております。

ただし、崎山議員のようないろんなお考えがあることは無論私百も承知でございますから、ぜひそれはそれとして聞かせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 那覇空港の軍民共用化という御質問についてお答えいたします。

那覇空港の滑走路増設に当たっては、国は同空港を自衛隊が将来も現状のとおり利用するということを前提に検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） PAC3に関する再質問、たしかその動向を見守ると答弁したが、情報を全く持っていないのかというお尋ねだったと思いますけれども、お答えいたします。

北朝鮮によるミサイル発射等の経験も踏まえまして、弾道ミサイル防衛システムのさらなる充実強化を図ることが現在の中期防衛力整備計画でもうたわれております。

これが那覇にいつ配備されるかというものにつきましては、今後の予算の動向もあるということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政の中の、病児・病後児保育の拡充等についての再質問にお答えいたします。

当該事業は、市町村が実施主体となっております。現在、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の22年度から26年度まで5カ年間の後期計画を策定中でありますので、今後の拡充等につきましてはこれらのニーズ等を勘案し、市町村と協議の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは崎山議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の専攻科の教官についてでございます。

沖縄水産高校の専攻科の漁業科、機関科においては、海技士資格を取得させ、漁船及び商船の幹部職員、船長、機関長として水産業、海運業に従事する技術者を養成いたします。無線通信科では、無線技術士資格を取得させ、海上及び陸上における無線通信業務並びに電子機器等の保守管理業務に従事する技術者を養成します。これは専攻科においては海技士、無線技士等に係る国家試験に対応できるよう指導教官の配置をしております。

次に、部活に関することについての教育長の決意でございますけれども、生徒たちが競技大会等で日ごろの練習の成果を十分に発揮するためにも、学校そして父母会、そして関係者が連携・協力することは大切なことだと考えております。

校長を初め学校職員や監督、父母会が十分に話し合い、生徒たちが頑張っていける環境づくりのために互いの理解を深め、しっかりと連携・協力が図っていけるように促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 再々質問をしたいと思います。

先ほどから聞いているのは、私は県民の民意はどこにあるのかということを知りたいと思っております、それに明確に知事は答えておりません。

今回の選挙の結果もこの辺野古基地建設反対という民意が問われた結果が出た、昨年の県議選挙の野党多数も民意が出たということを踏まえて、私は最終的に政府が県内移設反対ということが明確になった時点においても知事は辺野古移設を貫き通すのかということを知りたいと思っております。みずから県民の立場に立ってその

意思を明確にしないと、あくまで未来永劫に政府云々ということについては、私は県政の立場に立つ者としてやはり弱腰ではないかと思っております。

主体的に県内にこれ以上の基地の建設はつくらせないということを明確に、今は環境が整っている、民意も政府も整っている。これを私は明確に県内に基地はつくらせないということをベストを要求すべきではないかと思っておりますので、再度答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の再々質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるのは、半分まではまさにそのとおりでして、おっしゃるように民意も県内か県外かと聞かれたら、県外だというのは当然だと思うんですね。そして私もベストの選択は県外ですと、ベストは県外だと申し上げている。ですから、政府は今民主党を中心にした政府にかわっても、まだ今変えましてと現実には言ってきていませんよ。いいですか、前の日米で決めた、前の自民党を中心とした政府のそのままの案なんですよ。

そうすると、これがまだ変わっていない段階で、しかも浦崎議員の御質問にもありましたが、具体的な工程表もないまま県外へというものは、まずこの具体的な工程を聞かないことには、少なくとも普天間の一日も早い危険性の除去という結論にはなかなかつながりませんよ。

ですから、まず政党はかわっても政府は一緒ですから、一体どう変えるのか、変えないのかうかがわないことには、私は答えられないと申し上げているんです。ないしは、今まで申し上げたことしか答えられないということです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

社民・護憲ネット、2番手になります。そしてきょ

うの最終になります照屋大河です。

代表質問の前に所感を述べながら、質問に続けていきたいと思います。

歴史的な政権交代を実現した選挙から約1カ月がたちます。午前中、知事からもありましたが、真夏の選挙期間中に県民から、今の生活、現状に対する不満、怒り、そして将来に対する不安、選挙期間中に随分その声を聞いてまいりましたので、社民党、これから安心の生活、安心の暮らしの実現に全力を尽くしていきたい。

そして、社民党は選挙に当たって憲法9条の堅持、憲法の本質・理念が生かされる政治の実現を訴えてきました。また、その件に関してもしっかりと進めていきたいと思っています。

そして、本日は9月29日、教科書検定意見の撤回を求める県民大会から2年の日を迎えます。この後、県民大会も予定されておりますが、あの県民大会以来、多くの皆さんが重い口を開いて沖縄のあの悲惨な戦争の歴史を語ってきた。私は、しっかりその声に耳を傾けて、二度とあの悲惨な戦争を繰り返してはいけなと。大切な県民大会だと思っていますので、この後の県民大会にも多くの県民の皆さんが御参加いただきますように、この場をかりてお願いをしたいと思います。

そして、選挙戦について、最後になりますが、マニフェストが話題になった選挙戦でありました。照屋大河が目指したのは、政党若手の座談会でも申し上げましたが世襲制度、世襲立候補の禁止。照屋大河は、大、大賛成でありまして、小さいことからコツコツと——聞いたことがあるようなせりふですが——しっかりと地域で頑張っていく決意を述べて代表質問に移ってまいります。

1番目、公共工事について。

この公共事業については費用対効果、自然環境保護の2つの視点で厳しいものがあり、その2つの視点に対する説明責任を果たすことが重要だと考えます。

まず1つ目の事業について。

(1)、北部地域森林計画で建設作業が進められている楚洲仲尾線やチイバナ線などの10林道について、県が費用対効果の数値算出で根拠にすべき基礎資料を所有していないことが判明した。

ア、林野庁のガイドラインでは、数値算出は基礎資料に基づいて実施することを定めているが、基礎資料を作成していない理由について伺います。

イ、なぜ県は10林道とも事業実施の合理性があることを示す基準値1.0以上の数値をつけているのか。定

量的な分析に基づく数値であるのかとあわせて算出根拠について伺います。

(2)、泡瀬干潟埋立（東部海浜開発）事業について。

事業を所管する前原沖縄担当・国土交通大臣が「期中中断・期中止」の意向を明言した。小沢環境大臣も同様の意向を示している。

10月15日に公金支出差しとめの控訴審判決を控える中、大臣発言に対する知事の所見について伺います。

大きい2番目、地方分権について。

(1)、県内の学識経験者や経済人らによる道州制懇話会が沖縄「単独州」——これは特例型ですね——を提起する最終提言案をまとめた。知事は、提言をどのように受けとめ評価しているのか見解を伺う。

(2)、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金制度の導入について。

確かに制度導入に当たっては、高率補助や税制関連の特別措置継続、総合事務局の存廃など考慮すべき課題も多い。それでも地方分権の推進、自立した沖縄を目指す観点から、変革を恐れず国に対して主体的な制度政策提言をしていくべきではないか、知事の考えを伺います。

大きい3番目、普天間アセスについて。

これまでの県環境影響審査会の議論を通じて、1700万立方メートルの埋立土砂の調達先や潮流計算式の制度検証、ジュゴンの複数年調査の必要性などについて、事業者の沖縄防衛局はいずれもゼロ回答。知事が方法書段階で指摘した重要課題は積み残しされたまま事業者側との質疑が終了したわけだが、10月13日期限の知事意見書提出では、方法書からのやり直しを求める選択肢はあるのか、知事の見解について伺います。

大きい4番、浦添市のマンション廊下崩落事故について。

(1)、今回の事故は自然災害ではないため、生活再建支援法や災害救助法が適用されない。しかしながら、今後同様の事故がいつ発生するとも限らない中、自己責任で片づけてはならず、被害住民に対する行政支援のあり方を検討するなど、制度整備は急務である。事故を受けての県の対応、取り組み状況について伺う。

(2)、事故の要因として、塩分が除去されない海砂が建築資材として使用されていたことが挙げられている。県は、塩分量規制前の建造物を洗い出して、危険度調査を実施するよう市町村に指導すべきではないか伺います。

(3)、特殊建築物の建築主に義務づけられる県などへの修繕計画の定期報告について、2007年度の報告率が全国平均66.3%に対し、県内は6.6%と全国最下位で

ある。原因分析と今後の対策について伺います。

大きい5番目、公務員の犯罪について。

(1)、9月18日、県土地改良事業団体連合会の職員が、2003年から6年間にわたって計1億5600万円を横領したとして、業務上横領と背任容疑で刑事告訴された。

ア、事件が発覚したのは、銀行から同連合会に借入期限の通知があった7月30日、職員は8月6日付で停職処分になっている。なぜ公表までに1カ月以上もの時間を要したのか明確な説明を求めます。

イ、同連合会の監督権限は総合事務局土地改良課にある一方、設立時に1億円を出捐(出資)した県は筆頭株主である。今回の事件は、同連合会の入出金管理などの経理事務が同職員1人だけであったことから、県が外郭団体にスリム化を求めた結果との指摘もある。県としてどのように原因分析し、再発防止策を講じるつもりか伺う。

(2)、不景気が続き多くの県民・国民が日々の生活に困窮する中、公務員に対する社会の目は大変に厳しい。にもかかわらず、教員を含め公職につく者の犯罪が後を絶たない。もはや小手先の研修や指導では対応できず、全庁的な意識改革が必要だと考えるが、県の取り組みを伺う。

大きい6番目、社会保障制度の充実(教育、医療、福祉行政など)について。

(1)、去る衆議院選挙において政権交代が実現したのは、後期高齢者医療制度の廃止や障害者自立支援法の廃止、最低保障年金制度の創設、高校授業料無償化、子ども手当創設、学童保育の充実、待機児童解消など、手厚い社会保障、子育て支援を県民が求めたからである。小泉構造改革以来の社会保障費毎年2200億円削減に県民がノーを突きつけたとも言いかえられるだろう。これら新政権の政策について知事の見解を伺う。

(2)、県立北部病院の医療体制について。

ア、産婦人科医師の退職によって、同病院の産婦人科は半減の2人となるが、24時間の救急医療体制は維持できるのか。後任の医師確保の状況とあわせて伺う。

イ、北部病院に限らず離島など常勤医師確保が常態的に困難になっている。救急搬送体制の整備は局面打開の一つの選択肢であるが、これまでの県の姿勢を改め、NPO法人MESHサポートと協力してのドクターヘリ2機目導入を検討する考えはないか伺う。

大きい7番目、CO₂の削減について。

(1)、温室効果ガス排出量について、鳩山由紀夫首相

は、国連気候変動サミットの開会式で2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を表明した。高い数値目標を掲げた国際公約について知事の所見を伺う。

(2)、県内では、90年比でエネルギー消費増加率(06年)が約55%と全国最高であり、炭素排出増加率も約70%と突出している。県は、原因・背景をどのように分析し対策を講じているのか。県の排出量削減目標値、達成率とあわせて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 照屋議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、地方分権についての中で、道州制懇談会の最終提言に係る評価いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県内の各界各層の団体代表や有識者が集まり、2年もの議論を経てこうした提言をまとめられたことは高く評価いたしております。敬意を表しております。

県としましても、現在、沖縄21世紀ビジョンを作成しつつあるところでございます。道州制や自治のあり方といった沖縄の将来像の検討に際し、大いに参考とさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、地方分権についてという柱の中で、国に対して主体的な制度政策提言を行うことについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国から地方への補助金を廃止し一括交付金として交付することは、地方分権を維持するための取り組みの一つであると認識をいたしております。

一括交付金の導入につきましては具体的な内容が示されておきませんが、高率補助を含む総額の安定かつ継続的な確保や基地返還跡地利用、そして離島振興など、国の責務により実施すべき財政需要への対応、さらには現行の沖縄振興計画・沖縄振興特別措置法との関連など、整理すべき課題がございます。これらの課題等を踏まえまして適切に対応していきたいと考えているところでございます。

次に、社会保障制度の充実等々の御質問で、社会保障制度や高校授業料無料化に係る新政権の政策についての御質問にお答えいたします。

新政権の社会保障制度や高校授業料無料化に対する国民・県民の関心は大きいものがあります。

新政権は発足直後であります。現時点では、その政策に係る県や市町村の財源負担など具体的内容が明ら

かにされておりませんことから、地方の行財政状況への考慮など、法案や制度設計の動向などを注視してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、制度廃止等による混乱がなく新たな政策が県民生活の安定につながることを期待しているところでございます。

次に、CO₂削減に係る御質問の中で、日本の中期目標について知事の所見いかんという御質問にお答えいたします。

今回の国連気候変動サミットにおきまして、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減を目指すという我が国の中期目標が表明されたことは、地球温暖化問題解決への強い意欲のあらわれであると考えております。

今回の表明により新たな国際的枠組みにおきましてより多くの国が参加するとともに、全世界の温室効果ガス削減が推進されることを期待しておりますが、ただし、技術的には非常に難しいレベルになっておりまして、沖縄県でもこれは無論目標達成のための計画をしっかりとつくってまいりたいと思っておりますが、強烈な問題解決型の技術開発や研究開発を取り込んでそれを実行しないと、なかなか現実には解決できないレベルのものだという点も我々は理解し取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 公共工事で、林道建設に係る基礎資料及び10林道の基準数値とその算出根拠について一括してお答えいたします。

沖縄北部地域森林計画において、国頭村で計画している林道10路線のうち着手している林道は6路線あり、その費用対効果はいずれも1.0以上となっております。

未着手4路線の費用対効果につきましては、事業採択のときに算出することになっております。

事業着手した6路線の費用対効果につきましては、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき、「木材生産便益」、「森林管理等経費縮減便益」、「土砂崩壊防止便益」などの約20の項目の便益をもとに算出しております。

各便益の算出には各種の因子を用いており、例えば、土砂崩壊防止便益につきましては、砂防ダム建設コスト、崩壊見込み量、事業対象区域面積、流域内崩壊率、雨量比、平均的な崩壊の深さなどの因子の値を計算式に当てはめて算出しております。

今回の土砂崩壊防止便益の算出に当たって、「流域

内崩壊率」、「平均的な崩壊の深さ」に関する因子の値はあるものの、その因子のもととなる資料の一部が保存されておりませんでした。また、木材生産便益のほか、複数の便益においても土砂崩壊防止便益と同様に、因子のもととなる資料の一部が保存されておりませんでした。

このことについては、資料整理に対する認識が十分でなかったことから生じたものであり、今後、このようなことがないように適切に対処したいと考えております。

現在、算出のもととなる資料を収集し、費用対効果を再度算出しているところであります。

なお、工事の着手につきましては、その結果をもとに国と調整し進めていきたいと考えております。

次に、公務員の犯罪で、県土地改良事業団体連合会の職員による事件で、発覚から公表まで時間を要した理由についてお答えいたします。

県土地改良事業団体連合会の職員の事件につきましては、本人の自首による警察からの情報により、同団体が知り得たものであります。

事件発覚から公表まで時間を要した理由については、告発に当たって当該職員が実行した証拠に対する税理士の調査、弁護士の選任、弁護士による事実の確認、告発調書の作成などに時間を要したものであります。

税理士、弁護士の調査の結果によると、被害額は1億5605万2992円が見込まれております。

なお、公表は9月18日に与那原警察署に業務上横領罪及び背任罪で告発したその日になっております。

次に、同事件の原因と再発防止についてお答えします。

今回の、同団体における事件の原因としては、一職員が長期にわたり経理を担当していたこと、公印管理者が公印を十分に管理していなかったこと、証憑の照合が毎月行われなかったことなど、内部チェック体制が甘かったことが挙げられます。今回の事件については、まことに遺憾でございます。

県としても、再発防止策として、認可団体である国と連携し、公印管理の徹底や外部有識者を含めたチェック体制の強化を図るよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 公共事業について、泡瀬地区埋立事業に係る知事の所見についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業について、前原大臣は 期中断、期中止を基本とするが、地域の話聞きながら、事業評価を踏まえて判断する旨の発言をしております。

本事業は、地元からの強い要請に基づき実施しているものであり、沖縄市長は、現在工事を進めている第 区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会においても圧倒的多数で事業の推進を求めています。

県としましては、現在工事を実施している第 区域については、事業効果の早期発現に向け引き続き事業を推進していく必要があると考えております。

次に、浦添市のマンション廊下崩落事故について、事故を受けての県の対応、取り組み状況についてお答えいたします。

県では、浦添市から使用中止の勧告を受けた住民の住居の確保に関して、浦添市に対して高齢者向け住宅などの情報提供を行っております。

また、マンションの維持管理等については、区分所有者が行うことが基本であることから、県としては、浦添市と連携し、区分所有者の求めに応じ必要な情報及び資料の提供等を行っていききたいと考えております。

次に、同じく浦添市のマンション廊下崩落事故について、建築物の危険度調査についてお答えいたします。

建築物の所有者や管理者は、建築物を適正に維持管理する必要があることから、県ではその対策として9月18日に浦添市などの特定行政庁及び土木事務所による会議を開き、定期報告などの建築物の適正な維持管理について県民へ周知強化を図ることとしております。また、各特定行政庁が把握している老朽化した建築物の目視調査の実施などを申し合わせております。

同じく、定期報告率最下位の原因と対策についてお答えいたします。

沖縄県の報告率が低い主な要因としては、制度の周知が十分でないことや建築物の維持管理に対して関心が薄いことなどが挙げられます。

この対策として、年2回行われる建築物防災週間での県民への周知、建築主等への文書による督促などを行うほか、各特定行政庁や建築士事務所協会など関係機関と連携して、同制度の周知徹底を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間アセスについ

ての御質問で、方法書からの手続のやり直しについてお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、手続のやり直しが必要となる要件について定めておりますが、当該準備書は、当該要件に該当するものではないと考えております。

次に、CO₂削減についての御質問で、増加している県内排出量の要因とその対策についてお答えいたします。

沖縄県における排出量増加の主な要因は、人口・世帯数、入域観光客数、自動車台数等の増加に伴う電気や燃料消費量の増加及び電気の排出係数の増加によるものでございます。

このことから、沖縄県では、県民、事業者への環境に配慮したエコライフ、エコオフィス活動の実践を促しておりますが、県の目標達成は厳しい状況にあります。

地球温暖化対策は重要な課題であることから、対策の充実強化を図るため、平成22年度までに現行計画を見直し、新たな計画を策定することにしております。新たな計画では、エネルギー政策などの関連施策と連携を図りながら、本県の地域特性に配慮しつつ総合的な地球温暖化対策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 公務員の犯罪についての質問のうち、職員の意識改革への取り組みについてお答えいたします。

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保については、かねてから注意を喚起するとともに、職員の非違行為に対しては厳正に対処しているところであります。

また、一人一人の職員が県民全体の奉仕者としての能力を高めつつ、県民の立場に立ち、責任を自覚して職務を遂行できるよう高い倫理観の確立を目的とした研修などを実施しているところであります。

今後は、公金を取り扱う部署のチェック体制を強化するとともに、飲酒運転防止の講演会を開催するなど、あらゆる機会を通して職員の自覚を促し、県民の県政に対する信頼確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 社会保障制度の充実

についての、北部病院産婦人科の診療体制についての御質問にお答えします。

北部病院における産婦人科の救急患者の受け入れやハイリスク分娩については、医師2人体制では対応が困難であることから、9月28日から救急診療を制限し中部病院へ搬送しております。

24時間救急診療体制を再開するためには4人の医師の配置が必要であると考えており、あらゆる手段を講じて医師の確保に向けて努力しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 社会保障制度の充実の中の、ドクターヘリの2機目導入についての質問にお答えいたします。

ドクターヘリの複数配置については、平成20年8月末に取りまとめられた厚生労働省「ドクターヘリ導入促進検討会」の報告書において、運航実績を評価した上で、段階的に効率性等を十分に分析の上、中長期的な配備計画の中で検討を行うことが適当であるとされております。

本県のドクターヘリは、沖縄本島全域と本島周辺離島を運航範囲として平成20年12月1日に運航を開始したばかりであり、1機目の運航状況等を踏まえて、今後研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 再質問を行います。

まず、北部の林道問題について、部長、その基礎資料を保存されていなかったというような答弁だったと思いますが、その資料はもともとあったんですか。

先ほど最初に申し上げましたが、しっかりとした説明がこの公共工事等については必要だと言ったはずですが、新聞報道などを見ると、「県森林緑地課は「（基礎資料なしで算出したとしても）災害はどこで起こるか分からないので効果に算出した」と説明」というふうにあります。この説明を聞くと、もともとなかったんじゃないですか、資料は。

先ほどの部長の答弁ではどうもあったんだと、保存されていなかっただけなんだということですので、もう一度確認させてください。

それから、続いて環境アセスについてです。

昨日、県の環境評価審査会が行われて、知事への最終答申案ですね、協議が行われたようであります。

答申については、準備書が事業実施による環境への影響を総じて少ないとしたことに対して、影響が極めて大きいと考えられる。答申案の骨子、前文では、机上の予想を超えた影響があるとした上で、ジュゴンについても複数年の調査を実施させる。このジュゴンの複数年調査については、委員から、事業者は辺野古海域にいない前提で調査していると感じる。あえて辺野古を強調すべきだとの厳しい意見も出たようです。

先ほどから、辺野古移設について県外・国外、あるいは国からの方針が示されていないという知事の答弁がありました。今の普天間基地の危険性の除去のために辺野古移設もやむを得ないということですが、このようなしっかりとした評価、手続において厳しい意見が出されているわけですから、知事、答申を受けて10月13日には知事も意見を述べなければなりませんが、このアセスについてはしっかりと意見を述べていく。環境評価についても、複数年調査についても不十分だと言っているわけですから、その辺についていま一度答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 照屋議員の再質問にお答えいたします。

2番目の環境アセスについてです。

おっしゃるように、まだ新聞報道で私も知っている限りでございますが、今のジュゴン調査の複数年調査であるとか、あとは環境についてのいろんな判断、考えがいろいろ厳しいものが出ているそうでした。これは今のところ10月2日には答申をいただくということになっております。それを踏まえまして、13日には私の方でも答弁しなければいけません。無論、この環境その他についてはきちっと専門家の意見を踏まえて我々、あとは名護市長さん、それから近隣の村長さんの、それから県民のいろんな多数の御意見がありましたから、それも踏まえて申し述べる予定です。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの費用対効果につきましては、木材生産便益、森林管理等経費縮減便益、あと20項目に基づいて

算出をすることになりますが、その中の土砂崩壊防止便益の中の砂防ダム建設コスト、それから崩壊見込み量などなどの中の因子が保存がされてなかったということでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えします。

費用対効果につきましては、いずれも6路線については1点以上の数値がございました。その数値をはじめ際に、それぞれの木材生産便益とか森林管理等経費縮減便益とか、そういうのをそれぞれはじくことになってますが、さらにその下の細かい根拠がないとその便益をはじくことができません。

したがって、その便益をはじく際にその根拠となる資料があって算出されたと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 林道問題について、基礎資料があったと思いますという答弁ですが、裁判では基礎資料がないと。原告代理人弁護士は笑っちゃうというふうな言い方をしているんです。

この資料については、保存について、その保存する期間とか決められているのか。あるいはこの保存についての責任はどこにあるのか伺いたと思います。

続いて知事の方に、今普天間が危険だからということで専門家の意見、厳しい意見ではあるが、自分はその危険を除去するために手続を着々と進めていくとい

うことではなくて、しっかりとした答申に基づいた意見をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再々質問にお答えします。

費用対効果の保存期間、責任の所管はどこにあるのかということについてお答えいたします。

まず、文書の保存なんですが、重要な事業の計画及び実施についての文書というのが10年保存というふうに書いています。

その中で、先ほどの費用対効果などが10年保存かの規定は明確にはされておりません。

それから、所管の責任といいますと、森林緑地課の方で文書は所管するということになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 文書について、10年保存は明確じゃないとしても、しっかりとあったということの説明責任ができる文書の提示をぜひまた議会の方をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 吉 元 義 彦

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成21年 9 月30日

平成21年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成21年9月30日（水曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第3号

平成21年9月30日（水曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	新 垣 清 涼 君	35 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	上 里 直 司 君	36 番	新 垣 安 弘 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	新 里 米 吉 君
21 番	奥 平 一 夫 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
22 番	山 内 末 子 さん	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	総 務 部 長	兼 島 規 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	企 画 部 長	川 上 好 久 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	文化環境部長	知 念 建 次 君
知 事 公 室 長	上 原 良 幸 君	福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん

農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君
企業局長	宮 城 嗣 三 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	名渡山 司 君
知事公室	棚 原 政 忠 君
秘書広報統括監	
総務部	黒 島 師 範 君
財政統括監	

教育委員会	比 嘉 梨 香 さん
委員長	
教 育 長	金 武 正八郎 君
公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
警察本部長	黒 木 慶 英 君
労働委員会	宮 里 節 子 さん
公益委員	
人事委員会	伊 礼 幸 進 君
事務局	
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	遊 佐 信 雄 君
次 長	龍 野 博 基 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君

課 長 補 佐	平 田 善 則 君
主 査	佐久田 隆 君
主 査	仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長安里昌利君は、別用務のため本日、10月2日、5日及び6日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び10月2日の会議に公安委員会委員翁長良盛君、10月5日及び6日の会議に同委員会委員幸喜徳子さんの出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 おはようございます。

花織と紅芋の里、読谷村の當山でございます。

公明党・県民会議を代表いたしまして質問を行います。

質問の前に、2点申し上げたいと思います。

1点目は、去る8月19日、那覇市樋川のガープ川で橋の耐震調査工事中の作業員4名が大雨による鉄砲水に流され犠牲になられた事故であります。

心から哀悼の意を表するとともに、今後、同種の事故を引き起こさないように十分な安全対策を講じられるよう、県の徹底した指導監督をお願い申し上げたいと思います。

2点目は、平成17年10月に読谷村内に沖広産業から設置許可申請の出ていた産業廃棄物管理型処分場につきまして、行政と住民側が過密な処分場の状況、さらに周辺の公共施設に近いという状況から4年近い反対

運動の結果、業者の方から7月14日付で申請を取り上げるという報告がございました。

県議会文教厚生委員会の皆さん方にも大変御支援をいただき、ありがとうございました。

今の1点は、安定型処分場の改善命令を今やっております、引き続きこの改善命令の結果とその推移を見守っていきたいというふうに思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。

質問に入ります。

1、知事訪米についてであります。

(1)、締結から来年で50年を迎える日米地位協定については、抜本的な見直しを求め日米政府に要請を重ねてきたが、いまだ実現しておらず、今回は米軍基地を抱える14都道府県でつくる涉外知事会での要請になるが、どのような日程、内容になっているかお聞かせをいただきたいと思います。

2点目は、基地問題についてであります。

(1)、民主党政権での普天間飛行場移設問題について。

普天間飛行場の危険性を除去するための手段として、国外や県外に早期移設することがベストであることは言うまでもありません。

沖縄県としては、日米交渉で県内移設を条件に代替施設が完成した後に、普天間を返還するという取り決めを受け、苦渋の選択としてキャンプ・シュワブへの移設作業を認めてきたが、ここに来て民主党を中心とする新政権が県外移設を政権公約として進められるということであれば、それも結構なことだと思います。

しかし、鳩山総理は米国と時間をかけて交渉すると言うし、岡田外相は辺野古に決まった経緯から検証し直すと言っております。また、先日来県された北澤防

衛大臣は、国外や県外に移設するとなると代替地を選定し、住民合意を得て環境問題をクリアし、建設されるまでのプロセスで相当の時間を要するとして、県民が納得する中で県内移設の道を探ることができれば大変ありがたいと現地視察の結果で県外移設は困難であるとの認識を示されております。

政権公約でありながら、担当大臣がぶれるようでは先行き不透明であり、早期移設という県民の命にかかわる問題がまた次期参議院選挙の政争の具にされかねず、県は現実的対応として引き続き辺野古移設に係る手続を行使されることになるのか、新政権の政権公約の執行を見守ることになるのか、次の点について伺います。

ア、県民は早期移設が実現するものと期待しているが、民主党政権で移設作業は加速されると思うか伺います。

イ、県外移設を党の方針として取り上げているが、県はどのようなスタンスで臨まれるのかお伺いします。

ウ、鳩山総理は昨年の5月、幹事長時代に来県した際、普天間は理想的には国外だ。しかし、米国に理解されとは限らず、せめて県外との思いは強くあると指摘した後で、県内移設が進められた場合でも半永久的に存在するものにしては絶対にならない。明確に期限をつける必要があると期限つき容認論を出したが、県は承知しているかお聞きします。

エ、普天間飛行場の機能は、キャンプ・ハンセンやシュワブに所在する陸上部隊と常に連携して運用する必要があると言われているが、普天間飛行場だけ県外に移設することは可能だと考えるかお聞きいたします。

オ、米軍再編で普天間が県外移設でもパッケージとなる海兵隊のグアム移転や嘉手納以南の基地の返還は実施されるか伺います。

(2)番目、嘉手納基地使用協定の締結については、嘉手納町長が何回も外務省沖縄事務所に要望しているが、県としても締結に向け後押ししていくべきだと思うがどうかお聞きいたします。

(3)、普天間飛行場の嘉手納統合案をマニフェストに掲載した政党もあったかと思うが、現在の過密過ぎる中への普天間ヘリの移駐は断じて認めない旨、県としては声を発する必要があると思うがどうかお聞きいたします。

3番目、国土形成計画についてであります。

(1)、国土交通省が決定した今後10年間の地域づくりの基本方針となる「広域地方計画」についてお伺いし

ます。

ア、沖縄県は、地方計画を策定せず、現在の振興計画に基づく社会資本整備重点計画法による重点整備方針がまとめられているが、2年後の振興計画終了後も方針どおり継続されるか伺います。

イ、国土交通、農林水産両省が地方計画と連動して、道路、港湾、農地整備などを進める各地の5年間の社会資本の重点整備方針が発表されたが、県の基地跡地利用計画事業も含まれるか伺います。

ウ、国主導の開発から地方の自発的取り組みを尊重するため、地方計画を定めるようになっているが、沖縄県の重点整備方針の全体像はできているのかお聞きします。

エ、総合事務局と県が進める道路5カ年計画については、県の重点政策であって、新たな中期計画の沖縄版として策定されているが、実施工程はどうなっているかお聞きいたします。

4、沖縄21世紀ビジョンについてであります。

(1)、沖縄県の初となる県民みずから描く未来図となり、2030年を目標年次とする長期ビジョンを策定するとともに、その実現に向けた取り組みの基本方向が描かれる待望の構想になりますが、次の点について伺います。

ア、ビジョンの中間案が審議難航していると報じられているが、県民の意見、提言を広く集約し、有識者で構成する委員会や審議会において議論を重ねるなど、県内外の英知を結集して策定するという手順は踏まれていないのかお聞きします。

イ、知事への答申が11月となっておりますが、振興審議会の委員から内容に対する提案や指摘もあり、また新政権下での基地問題への対応の違い等も踏まえ、もっと議論するため答申時期を先延ばしできないのか伺います。

ウ、沖縄21世紀ビジョンをもとにして、次期振計が検討されていられるのかお聞きします。

エ、ポスト振計については、ビジョンの中期基本計画を早期に策定し、引き続き沖振特措法の適用が受けられるよう求めていくべきと思うがどうかお聞きします。

5、全日空国際貨物基地構想についてお聞きします。

(1)、沖縄県がアジアの玄関口として、アジアの各都市と結び、航空貨物の集配や県産品の海外展開で大きく期待されているが、現在予定されている北京、香港、シンガポール等を東南アジア諸国連合加盟国まで拡大する計画と規模はどうか伺います。

(2)、政府の「アジア・ゲートウェイ構想」を踏まえ、県がその主要拠点を担う独自の取り組みとなりますが、国の支援は得られるのか伺います。

(3)、那覇空港における公租公課の軽減については、国際物流の中継基地としてアジア各都市を結ぶ拠点であり、近隣アジア地域の空港に比べて国際競争力を持つためにも思い切った軽減措置が必要だと思うが、県の要望に対する回答は怎么样了かお聞きします。

(4)、2007年に「アジア・ゲートウェイ戦略会議」で決定されたアジア・オープンスカイに向けた航空政策の転換は維持されるのかお聞きします。

(5)、県における貨物取扱量は、海路が95%で空路は5%と言われていたが、今回の貨物基地構想で空路は何%まで上がるのかお聞きします。

(6)、県の試算による経済効果は幾ら見込んでいるのかお聞きいたします。

(7)、参加企業を含め、構想全体での雇用は何人になるのかお聞きいたします。

6 番目、観光行政についてであります。

(1)、観光インフラ整備の最重要課題となる那覇空港増設については、具体的な施設計画が那覇空港構想・施設計画検討協議会で正式に承認されましたが、今後の完成までの工程はどうか伺います。

(2)、最近の低迷する観光客の減少の理由と、今後の回復の見通しと対策についてお聞きいたします。

(3)、県の観光産業の発展を担う人材育成を行う観光人材育成センターの事業について、県の目標とする2016年1000万人誘客に向けた対応は可能か。

(4)、県のリーディング産業・観光を発展させるため、国土交通省が昨年発足した「観光庁」の出先機関を沖縄県に設置できないか伺います。

(5)、修学旅行の民泊体験協力家庭への規制緩和についてであります。

県は、修学旅行を民泊で受け入れ、沖縄の歴史・文化風土に触れ、沖縄のよさを満喫させ、リピーターとして再度沖縄を訪れていただくという観光振興に大きく寄与している民泊協力家庭に対し、先進地長崎の事例も参考に諸規制の緩和を図るべきと思うがどうかお聞きいたします。

7 番、教育行政についてであります。

(1)、教育振興基本計画について。

ア、改訂学習指導要領の全面実施による授業時間の増や、理数系強化を中心にした少人数指導の実施と、小学校で始める外国語活動の担当など教員2万5000人をふやすと、2013年までの5年計画を文部科学省が発表した、本県での取り組み状況は怎么样了か

お聞きいたします。

イ、同計画による耐震化事業の小中校での取り組みはどうか。

(2)、不登校問題についてであります。

ア、2008年度の不登校の数が小中学生で、全国では前年度に比べ減になっているのに対し、県内では4年連続増加し高校生でも増加しているが、その原因と対策は怎么样了かお聞きいたします。

イ、出席扱いとなっているフリースクールを中心とする学校外施設に通っている生徒は、小・中・高それぞれ何人か。また生徒指導の結果は怎么样了かお聞きいたします。

(3)、美ら島総体についてお聞きいたします。

ア、来年開催の「美ら島沖縄総体2010」に向け、着々と各競技会場で準備が進んでいると思われたが、県の競技運営費の予算確保で難渋しているとのことであるが、開催まであと10カ月、会場整備や運営体制の進捗状況は怎么样了かお聞きいたします。

8 番目、がん対策についてであります。

(1)、日本人の死亡原因の第1位を占め、年間34万人余の方ががんで亡くなっており、死因の約3割を占めているため2007年4月にがん対策基本法が施行され、対策の強化拡充が求められているが、次の点について伺います。

ア、沖縄県のがん検診受診率は約20%と全国一低いという数字があり、死亡率では大腸がんが2番、子宮がんでは1番沖縄が高いと言われております。受診率向上対策をどのように行っているか伺います。ちなみに、国は受診率を2011年度末までに50%にするという目標を掲げております。

イ、市町村によっては人数制限があって受診できない事例もあるというが、実態はどうかお聞きいたします。

ウ、沖縄県の4倍の受診率の実績を有する栃木県や千葉県等の取り組みを調査すべきだと思うがどうかお聞きいたします。

9 番、大麻取締法違反の急増についてであります。

(1)、有名芸能人の覚せい剤所持・使用事件や大学生らによる使用などが大きな社会問題になっており、違法薬物への対策強化が求められており、ことし上半期の情勢によると、昨年に比べ覚せい剤押収量が6.4倍、大麻草の押収量が8.3倍と激増し大麻汚染が深刻化しているが、県内の状況とその対策について伺います。

(2)番、大麻栽培につながる種子の販売には規制がなく、観賞用とすれば違法性が問えないことや、イン

ターネットで大麻の種子を購入できるため罪悪感が希薄になっており、大麻取締法を根底から見直し、大麻を種子から撲滅する対策を全国県警本部長会議で提起すべきときだと思うがどうかお聞きいたします。

(3)番、日本への大麻仕出し国と言われるイスラエル、ネパール、インド、アメリカ、カナダ等と国家間協定を強化して密輸防止など水際対策を講じるべきだと思うがどうかお聞きいたします。

10、水産行政についてお聞きします。

(1)、浮き魚礁（パヤオ）の設置状況について。

ア、県内漁場に設置されているパヤオは何基あるか。

イ、年間漁業生産量に占めるパヤオからの漁獲量はどの程度になっているかお聞きします。

ウ、今後、県のパヤオ設置計画はどのようになっているか。各漁協からの要請はあるのかお聞きします。

(2)番、最近の漁業生産量の減少については県はどのように見ているか。赤土流出など漁場の汚濁、荒廃などによる影響もあるのか。また汚濁対策はどのようになっているのかお聞きをいたします。

後は再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

當山議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事訪米について、知事訪米の内容及び日程についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

渉外知事会としての訪米は、現在、会長県であります神奈川県と詳細な日程などにつきまして調整を行っているところでございます。来る11月中に神奈川県知事と一緒に訪米したいと考えているところでございます。

訪米に際しましては、沖縄県がこれまで要望してまいりました日米地位協定の見直しについて、特に環境問題などを中心に、アメリカ政府や連邦議会等の関係機関に対し、理解と協力、そして意見交換をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、基地問題に係る御質問の中で、民主党政権における普天間飛行場の移設作業の進行及び県のスタンスいかんという御趣旨の御質問にお答えいたしますが、この2の(1)のアとイが関連しておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

県としましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯などから一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得な

いものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意におきまして、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされていると報道されておりますが、引き続き、まず政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話と方針と具体的な内容をお聞きした上でというふうに考えているところでございます。

次に、観光行政に係る御質問の中で、那覇空港滑走路増設の完成までの今後の工程についてという御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、今後、環境アセスメントや調査、設計などに3年、そして工事に7年のおおむね10年の事業期間により供用開始となる予定でございます。

同じく観光行政の中で、観光客減少の理由と見通し及びその対策いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年からの景気低迷による国民の旅行マインドの低下、そして高速道路料金値下げによる全国的な——「安近短」というふうに表現されておりますが——こういう安くて近くて短い日程という旅行傾向、そして最近における新型インフルエンザの影響によりまして、沖縄県を訪れる観光客数は減少傾向にあると考えております。平成21年度は8月末までの累計では、前年度比マイナス4.1%の状況となっております。

今後もしばらくは厳しい状況が続くものと思われませんが、沖縄県では夏場対策としまして、「沖縄観光特別対策事業」に続きまして、この秋から「観光客誘致緊急対策プロモーション事業」を実施する予定でございます。

先日は、那覇港泊埤頭地区に県内初の大型旅客船バースが完成をし、海外観光客のさらなる誘客へ弾みがつくとともに、来月には約2万人の方が参加されるJICの全国大会が開催されるなど、大型イベントの予定もあります。

今後とも国内外の観光客の誘客に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水産行政に係る御質問の中で、パヤオにおける漁獲量、そして設置数及び設置計画に係る御質問にお答えいたします。この御質問は、10の(1)のア、イ、ウが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

平成19年のパヤオにおける漁獲量は2182トンで、海面漁業全体の約13%となっております。

現在、県内の漁場に設置されておりますパヤオは、175基となっております。

今後の設置計画としましては、漁協からの要望も踏まえまして、県及び市町村により平成23年度までに37基を予定いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、鳩山総理の幹事長時代の期限つき容認論等の発言についてお答えいたします。

御指摘の件につきましては、新聞報道により承知しておりますが、当該発言の趣旨及び具体的内容については把握しておりません。

いずれにしましても、引き続き、政府としてどのような対応を考えているのか、よくお話をお聞きしたいと考えております。

同じく基地問題で、陸上部隊と常に連携して運用する必要のある普天間飛行場の県外移設についてお答えいたします。

普天間飛行場の代替施設は、米軍再編中間報告において、「普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともしする他の組織の近くに位置するように、沖縄県内に設けられなければならない」とされております。

県としては、普天間飛行場の移設については、県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から、同飛行場の危険性を一日でも早く除去するためには、キャンプ・シュワブへの移設がやむを得ない現実的な選択であると考えております。

同じく基地問題で、県外移設とグアム移転等についてお答えいたします。

新政権は、米軍再編や米軍基地のあり方について、見直しの方向で臨むとしておりますが、その内容はいまだ明らかになっておりません。

県としては、米軍再編の見直しの内容にかかわらず、引き続き、基地負担の軽減が確実に図られるよう、日米両政府に強く求めていきたいと考えております。

同じく基地問題で、基地使用協定についてお答えいたします。

嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決を図るためには、同飛行場の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であり、政府は、地元の要望等を受けて日米間で協議しその実現に努めるべきであり

ます。

県としては、地元自治体の対応も見守りながら、日米両政府が使用協定締結に努めるよう地元市町村と連携していきたいと考えております。

同じく基地問題で、嘉手納統合案についてお答えいたします。

今回の衆議院選挙において、嘉手納統合案に言及しているマニフェストについては確認できておりませんが、いずれにしましても、嘉手納飛行場周辺の市町村において、航空機騒音等過重な基地負担が増加することはあってはならないと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 国土形成計画について、重点整備方針の振興計画終了後の継続についての御質問にお答えいたします。

国が策定した「沖縄ブロックの社会資本の重点整備方針」は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間としており、振興計画終了後も継続されることとなります。

同方針については、県内外を取り巻く社会経済情勢の変化等に柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととなっております。

同じく国土形成計画について、社会資本の重点整備方針に含まれる基地跡地利用計画事業についての質問にお答えいたします。

「沖縄ブロックの社会資本の重点整備方針」には、既に返還された北谷町桑江伊平地区の土地区画整理事業と今後返還される予定の北中城村の泡瀬ゴルフ場に計画されている沖縄環状線道路整備事業等が位置づけられております。

同じく国土形成計画について、沖縄県の重点整備方針の全体像についてお答えいたします。

「沖縄ブロックの社会資本の重点整備方針」の全体像については、国が作成した「沖縄ブロックの社会資本整備に係る地域の将来の姿」において、おおむね5年後と10年後の将来の姿が描かれております。

同方針は、個性のある地域の発展を目指し、沖縄県や県民の意見を反映した将来ビジョンとなっております。

同じく国土形成計画について、道路の中期計画・沖縄版の実施工程についてお答えいたします。

道路の中期計画・沖縄版は、平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とし、沖縄県の道路整備や管理の方向性を県民意見を踏まえて取りまとめたもので

あります。

その内容は、交通渋滞や環境問題等の課題に対して「空港・港湾までの30分以内到達人口割合を高めること」や「道路渋滞による損失時間を減らすこと」などの10の成果目標を設定し、その達成に向けて、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路、浦添西原線などを整備することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） おはようございます。

それでは當山議員の沖縄21世紀ビジョンについての御質問の中で、県内外の英知を結集して策定するという手順についてお答えいたします。

ビジョンについては、策定当初から県民の意見や提言を幅広く募り、アンケート調査を約2000通回収するとともに、沖縄の将来像について県民相互の議論を深めるため、高校生作文コンテストや県内6カ所での地域フォーラム、シンポジウム等を開催してまいりました。

今年度は、地域住民を交えたワークショップを主要な内容とする市町村意見交換もすべての市町村で実施しており、「県民が描く20年後の沖縄の姿」はこれらの結果を集約して取りまとめてあります。また、昨年9月に沖縄県振興審議会にビジョンについて諮問するとともに、同審議会のもとに総合部会を設置し、これまで12回審議を重ねてまいりました。

今後、沖縄県振興審議会から答申を受け、パブリックコメントや議会における議論などを経て、策定・公表したいと考えております。

次に、答申時期の先延ばしについてお答えいたします。

県としては、沖縄県振興審議会等でさらに議論が必要というのであれば柔軟に対応してまいりたいと考えております。

答申時期については、ビジョン策定後、現在進めている沖縄振興計画等の総点検結果を踏まえつつ、県民が描く将来像の実現に向け、新たな計画や沖縄振興の枠組み等について検討していく予定であり、沖縄振興計画の期限も含め、全体的なスケジュールの中で判断をしてまいりたいと考えております。

次に、ビジョンと次期振興計画についてお答えいたします。

次期振興計画については、総点検結果を踏まえつつ、残された課題の解決策や沖縄21世紀ビジョンの実現方策、今後の沖縄振興に必要な枠組み等について総

合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、ビジョンの基本計画と沖縄振興特別措置法の適用についてお答えいたします。

現在、ビジョンの策定と並行して沖縄振興計画等の総点検を実施しており、残された課題の解決策やビジョンの実現方策、今後の沖縄振興に必要な仕組み等を整理するとともに、新たな法制度の要請及び基本計画の策定等について検討してまいりたいと考えております。

次に、全日空国際貨物基地構想についての御質問の中で、国際貨物ハブ事業の内容と規模についてお答えいたします。

那覇空港を拠点とした全日空による国際貨物ハブ事業は、来月下旬から週6日、海外のソウル、上海、香港、台北経由バンコクの4路線5都市、国内の羽田、成田、関西の3路線3都市を結んで開始することとしております。

将来的には、天津、大連、ハノイ、シンガポール等への就航が検討されており、年間約40万トンの国際航空貨物を取り扱う計画となっております。

次に、国際ハブ事業への国の支援についてお答えいたします。

国においては、「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、全日空の国際貨物ハブ事業の拠点となる新貨物ターミナルの周辺地域を整備しているところであります。

また、事業の円滑な実施に当たり不可欠となるC I Qの24時間体制も関係官署の協力により整っております。

県としては、民間が行う同事業に対し、今後とも国と連携して必要な支援をしてまいります。

次に、公租公課軽減要望への国の回答についてお答えいたします。

国は、那覇空港に係る公租公課の軽減要望について、8月下旬の時点では2年後の沖縄振興計画全体の見直しの中で検討すべきとしておりました。

しかしながら、新政権は、その政策集において、国際的な大交流時代を迎えるに当たり、沖縄等の空港の機能向上とともに、国際的に比較して高い着陸料や航空機燃料税等の軽減を図ることとしていることから、県としてはこれを踏まえ、引き続き国に対し軽減措置の早期実現を粘り強く要望してまいります。

次に、アジア・オープンスカイに向けた航空政策についてお答えいたします。

国は、「アジア・ゲートウェイ構想」においては、国際的に遜色のない航空自由化、すなわちアジア・

オープンスカイによる戦略的な国際航空ネットワークの構築を推進することとしております。

新政権においても、その政策集に「徹底したオープンスカイ政策の推進」を掲げておりまして、オープンスカイ政策において、特に変更はないと認識しております。

次に、航空貨物取扱量の増加の見通しについてお答えいたします。

沖縄県の平成19年における海上及び航空の貨物取扱量は、国内・国際合わせて約2780万トンであり、そのうち航空貨物取扱量は約21万トンで、1%未満となっております。

国際貨物ハブ事業が年間約40万トンの貨物を取り扱う時点においては、現在の国内・国際航空貨物の約3倍、全体の2%余りの貨物を取り扱うこととなります。

次に、経済波及効果及び雇用効果について一括してお答えいたします。

全日空の事業開始に当たり、現在までにハンドリング業務や通関業務等を担う者として県内から既に200人雇用されており、県外の関連会社から派遣される約150人と合わせて約350人が従事することになります。県外からの派遣者は、事業が軌道に乗り次第、順次県内雇用に切りかえると聞いております。

また、貨物取扱量が年間40万トン規模となる時点においては、那覇空港を航空物流拠点として運営することによる雇用等の直接的な効果及び物流拠点を活用した産業振興の波及効果を合わせて経済効果は約350億円、雇用に換算して約3400人の効果が発生すると試算をしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政についてのうち、観光人材育成センター事業についての御質問にお答えします。

1000万人誘客を実現するためには、その受け入れ体制の強化が課題であり、観光客の多様なニーズに対応できる人材の育成確保は特に重要と考えております。

観光人材育成センターでは、幅広い階層を対象にした研修事業を実施するほか、観光タクシー乗務員の資格認定事業の実施や、学校現場における観光教育の支援にも取り組んでおります。また、地域限定通訳案内士や、ボランティア通訳ガイド育成のためのセミナーも実施しております。さらに今年度からは、沖縄観光を担う人材を育成するため、海外の専門教育機関への

留学制度を創設いたしました。

沖縄県といたしましては、今後とも同センター事業の充実を図ってまいります。

同じく観光行政について、「観光庁」の出先機関の設置についての御質問にお答えします。

現在、国の観光行政施策を担う組織として、沖縄総合事務局に運輸部企画室や国際観光調整官等が配置されております。

沖縄県といたしましても、「観光庁」の設置に伴って事業の拡大など観光行政の充実を期待しているところであり、沖縄総合事務局運輸部とより一層の連携を深め、観光振興に努めてまいりたいと考えております。

同じく観光行政について、修学旅行の民泊体験協力家庭への規制緩和についての御質問にお答えします。

農林漁家が修学旅行生を受け入れる「農林漁業体験民宿」については、沖縄県においても旅館業法の一部規制緩和等が既に行われております。

一方、一般家庭が修学旅行生を受け入れて行う民泊は、農業体験等の一環としての宿泊であり、宿泊料を取らないなど、旅館業法、食品衛生法等の規制対象外となっているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、新学習指導要領に対応する人的配置等についてお答えいたします。

小中学校の授業時数の増加等に対応するために、学習支援員等非常勤講師の配置、理数教育の充実にかかわる指導方法工夫改善加配教員及び理科支援員等の配置を行い、指導体制の整備を図っております。

なお、小学校の外国語活動については、学級担任等が担当することになっております。

次に、耐震化事業の小・中・高での取り組みについてお答えいたします。

学校施設の耐震化については、沖縄振興計画による高率補助制度を活用し、危険建物の改築事業として取り組んでおります。

平成21年4月1日現在の耐震改修状況調査では、本県の公立小中学校における校舎の耐震化率は71%で、全国平均の67%を上回っております。

次に、不登校の原因と対策についてお答えいたします。

不登校の原因には、集団活動等の実体験が不足し、人間関係をうまく構築できない児童生徒の増加や基本

的な生活習慣の未確立など家庭の教育力の低下、アルバイト等による学習不適應などがあるものと考えております。

その対策としましては、スクールカウンセラーや児童生徒生活支援員等を活用することにより、生徒指導体制・教育相談体制の確立を図っております。

また、遊び・非行傾向への対応については、立ち直り支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー活用事業、県警と連携した取り組みなどを推進しております。

次に、フリースクールに通っている生徒数及び生徒支援の結果についてお答えいたします。

平成21年度の調査によりますと、フリースクールを中心とする学校外施設に通っている児童生徒は小学生で273人、中学生で62人、高校生は在学しておりません。

なお、当外施設への通学は、保護者の教育に対する考え方や独自の教育的ニーズ等が主な理由であると考えられております。

次に、「美ら島沖縄総体2010」の会場整備や運営体制の進捗状況についてお答えいたします。

全国高校総体の競技会場となる施設につきましては、県有施設、市町村有施設ともに順調に整備を進めているところであります。

運営体制については、競技運営に精通した県高体連専門委員の教員を市町村に派遣する等、県と市町村実行委員会で連携を図りながら準備を進めております。

また、競技運営費についても緊密な調整を図り、大会運営に支障がないよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） おはようございます。

がん対策についての御質問の中の、がん検診受診率向上対策についてお答えいたします。

県では、がん検診受診率向上のため、ポスター、リーフレットの作成、がん予防に関する講演会の開催及び広報番組の活用等により、がん検診の目的と重要性に関する普及啓発に取り組んでおります。

市町村ではがん検診を受診しやすいよう、検診の休日実施、住民健診等との同時実施、検診日程カレンダーの配布等、受診環境の整備を図っております。また、国の本年度の新規事業として、一定の年齢に達した女性を対象に無料クーポン券を活用した子宮頸がん、乳がん検診を実施することとしております。

次に、受診時の人数制限の実態についてお答えいたします。

市町村が実施するがん検診は、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの5種類のがんが対象となっております。

胃がん検診の場合、集団検診では1町、個別検診では1町3村が人数制限を設けております。肺がん検診の場合は、個別検診のみで1市1町2村において人数制限を設けております。乳がん検診の場合、集団検診では5市5町2村、個別検診では2市3町4村において人数制限を設けております。子宮がん検診の場合、集団検診では1市、個別検診では2市2町1村が人数制限を行っております。

続きまして、高受診率を有する他県の取り組みの調査検討についてお答えします。

平成19年度厚生労働省地域保健・老人保健事業報告書によると、子宮頸がん検診受診率は沖縄県21.2%、全国平均18.8%、乳がん検診受診率は沖縄県15.4%、全国平均が14.2%であります。

一方、栃木県及び千葉県では90%台の町村があり、県としましては、これら高率な地域の施策を参考に受診率の向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、大麻取締法違反の急増についての御質問の中の、大麻汚染の県内の状況と対策についてお答えいたします。

本県における大麻事犯は、平成20年上半期に12名であったのが、平成21年上半期においては36名と増加しております。これは、インターネット等の急速な普及により安易に薬物が入手できることや、薬物乱用の規範意識の低下によるものであると考えております。

県におきましては、違法薬物の対策について、街頭キャンペーンや薬物乱用防止キャラバンカーを活用し、中学生や高校生を対象とした薬物乱用防止教室の開催等、各種啓発活動を関係機関と連携して取り組んでいるところであります。

次に、密輸防止などの水際作戦についてお答えいたします。

国においては、平成20年8月に策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、総合的な薬物乱用防止対策が講じられております。

同戦略の4つの目標の一つに、「薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進」が掲げられており、我が国への薬物の主要な供給国との国際捜査協力等を推進することとしております。

本県におきましても、沖縄県薬物乱用推進地方本部を設置し、同戦略に基づき薬物乱用防止対策に取り組

んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） おはようございます。

県内における薬物事犯の取り締まり状況と県警察の取り組みについてお答えいたします。

まず、取り締まり状況であります。本年8月末現在の検挙人員は59人で、前年同期と比べて9人の増加となっております。

内訳で申し上げますと、大麻の検挙は39人で16人の増加となっておりますが、覚せい剤は16人で7人の減少、MDMA等の合成麻薬は4人で、前年同期と同数であります。

大麻の大幅な増加の要因としましては、一般市民のインターネットによる大麻種子を購入しての栽培、あるいは栽培予備の検挙となっております。

なお、本年8月末の押収量につきましては、全国的に増加しているものの、本県では前年同期と比べまして覚せい剤では約0.3グラムでマイナス1.0グラム、乾燥大麻が約84グラムでマイナス185グラム、栽培大麻は23本でマイナス3本、合成麻薬は44錠でマイナス376錠とそれぞれ減少しております。

次に、県警察の取り組みであります。薬物乱用は心身をむしばむばかりか凶悪犯罪を引き起こすことにもなることから、供給の遮断と需要の根絶の両面から総合的な対策を進めているところであります。

その1つ目は、供給の遮断については、第11管区海上保安本部、沖縄地区税関等関係機関と連携して、いわゆる水際での薬物流入を阻止するための対策を強化しているところであります。

その2つ目は、需要の根絶を図る取り組みとしては、末端乱用者の徹底検挙を図ることはもちろんであります。乱用を防止するためその危険性や有害性についての正しい知識を周知させるために、県内の小・中・高校及び職域に対する薬物乱用防止教室を本年8月末現在、224回開催しているほか、ポスターの掲示や小冊子の配布及び各種広報媒体を活用しての啓発活動などを推進しております。

次に、大麻取締法の見直しを全国本部長会議で提起すべきではないかとのことについてお答えいたします。

大麻草の種子の所持・販売に対する規制のあり方につきましては、この種事案が顕在化した以降、既に警察庁及び大麻取締法を所管する厚生労働省において検討が行われてきたものと承知しております。

県警としましては、現行法の枠の中で種子の購入を同法24条の4の「栽培予備罪」、種子の販売を栽培予備罪の幫助犯として摘発を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 水産行政で、漁業生産量の減少と赤土流出等の影響及びその対策についてお答えいたします。

本県の海面漁業生産量は、平成14年の1万9095トンから平成19年には1万6748トンとなっております。

漁業生産量の減少の要因は、赤土流出等による漁場環境の悪化や乱獲による資源の減少など複合的なものと考えられます。

県としては、農地からの赤土等流出防止を図るため、圃場勾配の修正、沈砂池の設置に加えて土壌改良や暗渠排水等の整備を行っております。また、水産資源の維持を図るため、禁漁期間や保護区の設定など資源管理型漁業の取り組みを推進しております。

今後とも、沿岸漁場環境の保全を図るため、各種対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 再質問を行います。

基地問題、御答弁をいただきましたけれども、今の状況では県としては現在のすべての方向を継続するしかないというふうに受けとめておりますけれども、先日、北澤防衛大臣が沖縄に来県されまして状況を調査してまいりました。きょうの新聞を見て、本当に民主党は沖縄のこの基地問題を解決するという意欲があるのかというふうにがっかり、皆さんも一緒にがっかりしたというふうに思いますけれども、時期が早いと。何が早いんですか、もう遅いんですよ。これは私も一緒にやりますから、民主党頑張ってください。

こういう結果を招いたのは、僕は社民党にも責任があると思うんです。もう連立政権ありきで沖縄の普天間の移設というのが絶対条件だと、連立に加入するための絶対条件だと言いながら、これをうやむやにした状態で連立に加入した。大臣のいすは本当に欲しいかもしれませんが、何十万したかわかりませんが、あのスーツを注文してあったかもしれませんが。しかし、それよりこの沖縄の問題を解決するという重大な問題、これを置いていて連立に加入したというのは大きな責任があると思います。ひとつ民主党も

社民党ももう国政与党ですから、頑張っていたきたいというふうに思います。そういう意味では筋をちゃんと通した確かな野党・共産党の筋を通すというこの面はひとつ見習ってほしいというふうに思います。

答弁がなかったように思うんですけども、この米軍再編で普天間が県外移設でもパッケージである海兵隊のグアムへの移転と嘉手納以南の返還は実施されるのかということについては、はっきりした答弁をお願いしたいと思います。

それと、観光の民泊でありますけれども、農林漁家の研修というのはごく一部なんです。今一番多いのは一般家庭の民泊でありますから、これは伊江島でも1万人以上、読谷も8000人、南城市も8000人と、こういう状況の中での一般家庭での民泊について規制緩和というふうな形で対策を早目につくっていただきたい。規制緩和をやっていただきたいということを申し上げまして終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、普天間基地が県外移設になった場合でも再編で言うグアムへの移転であるとか、嘉手納より南の基地の返還というのはそのまま進むのかという御趣旨の御質問です。ね。

ちょっと済みません、確認をさせていただいて……。

この点は、一応パッケージ論という、つまり普天間の県内移設も、それからグアムへの8000人なんなんとする海兵隊員の移転であるとか、嘉手納より南の基地の返還というのは一応パッケージと言われているので、ただこれがどれぐらいのお互いにかかわりがあるのかがよくわかりません。そしてまた、今度新政権ができて、このあたりは再編も見直すというようなことを言っておられますから、どういうふうにどう見直していくのか、このパッケージのタイトさがどう緩むのか緩まないのか、ここら辺も実はよくわかりません。ですから、これは新しい政権から関係者のお話をうかがわないと、今の段階ではよくわからぬというところが現実です。ですから、いろんな意味での説明を受けたいと思っているところです。

恐縮ですが、この程度しか今のところ答弁できません。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 おはようございます。

代表質問に入る前に、実は、今度の議会から会派を変えまして、社大・結の会の皆さんと一緒に活動させていただくことになりました。

それで今回、こういう政権交代という日本の歴史上かつてなかった時期にまた代表質問という形で、会派の皆さんから御祝儀でこの代表質問をさせていただきました。喜んでさせていただきます。

それでは代表質問に入りますが、その前に、私見を述べながら質問に入っていきたいと思っております。

日本の歴史が大きく転換をしております。スピードを加速しながら進路を変えていく日本、政権交代のいい味が暮らしの再生への予感と世界における日本の存在感を示す大きな機会となっております。特に国連における温室効果ガスの25%削減や世界で唯一の被爆国である日本が核軍拡の連鎖を断ち切る道を選択をし、非核三原則堅持を世界に公約したことは、世界における日本の存在感をひときわ引き立たせております。

一方、各担当大臣からはマニフェスト実現に向けた発言とスピード感のある手際が目立ちます。政権運営に向けた「政治主導」、「官僚依存からの脱却」、「無駄を省く」、「地方主権」などは、これまでの自民党及び自公政治で培われてきた政・官・業の癒着構造や、競争至上主義で国民生活や地方を壊してきた政治のあり方を根本から変えていく国民主権への真の改革の始まりでもあります。

自民党は沖縄全選挙区で議席を失いました。言い換えれば仲井眞県政にとっては中央への頼みの綱が切れた状態でもあるわけであります。山積する県政の課題解決に向けて新しい政権とどのように折り合いをつけていくのか、知事の動向は極めて重要になってくると思います。選挙結果で明らかになった民意をしっかり受けとめ、知事においては、政策転換やスタンスを変えてでも県政の課題解決に臨むべきであると考えます。

それでは、通告に従って質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について伺う。

(1)、県内選挙結果を受け、辺野古への新基地建設問題について知事の所見を伺う。

ア、さきの衆議院選挙で新基地推進の県内議員が皆無になったことについて知事の所見を伺います。

イ、民意は「県外移設がベスト」との判断を示したことになると考えるが、知事の見解を伺う。

ウ、県選出国會議員7人で構成する「うるの会」が辺野古への移設反対、日米地位協定の抜本改定を求めて移設関連予算の執行停止を新防衛大臣と協議するとしているがどうか。

エ、9月10日の「現実性やこれまでの経緯を考えると県内移設が現実的」との発言から、9月23日の「国が外に持って行きたいと言えば、僕らがノーという必要はない」と知事の姿勢も柔軟になってきたと考えます。加えて多くの県内首長の姿勢も県外移設ヘスタンスを変えてきた。知事にはもう一步踏み込んで県外移設への姿勢を明確に打ち出せば、日米協議における政府に対する強い後方支援になると考えるが、知事の見解はどうか。

オ、9月21日の日米会談に合わせ外務省幹部が「日米同盟の柱は在日米軍再編・日米地位協定・在日米軍駐留経費負担という3本柱が支えている。鳩山政権の外交政策はその柱部分を揺らしかねない。」と発言をしている。知事や県民が求める地位協定改定に否定的な発言だと思うが、知事の見解を伺います。

(2)、新政権誕生について。

ア、沖縄県民を代表する知事として、新政権に対しポスト沖縄振計や基地問題等の課題解決に向けてどのようなスタンスで臨んでいくのか見解を伺う。

イ、各担当大臣はマニフェスト重視の発言と実現に向けた政治主導の改革をスピードをもって次々取り組み始動させているが、知事の所感を伺う。

ウ、23年度から地方に配分するひもつき補助金を廃止をし、地方自治体が自由に使える一括交付金制度が導入される。自治の力量が求められると思うが、知事の見解を伺います。

大きい2、基地問題について。

(1)、知事就任から満3年を迎える。基地から派生するさまざまな被害は改善したのか悪化したのか。騒音や環境汚染、事件・事故などについて具体的数値で示してください。

(2)、知事公約「普天間基地3年以内の閉鎖」について伺う。

ア、公約実現の見通し。

イ、大学構内への米軍ヘリ墜落炎上から5年が経過をした。その後、今日まで基地の危険性が除去され、市民の安全性は少しでも担保できたと考えているのか。また、知事はこの3年間市民の安全性確保のために政府に対しどのような具体策を求め、どのような成果を得てきたのか。

ウ、世界一危険な軍事基地普天間基地が動かなかった理由は何か伺います。

(3)、辺野古環境アセスについて、知事意見の期限が2週間後に迫っています。知事の動向と発言は今や全国が注目をしている。知事意見では、民意と異なるメッセージを送るべきではない。さきの選挙結果での民意や審議会答申を尊重すべきではないのかお伺いいたします。

大きい3番目、新型インフルエンザ対策について。

(1)、未曾有の患者急増に病院関係者は人員確保を含め行政の支援を必要としている。対応はどうか。また、県内における学校や保育所を含めた福祉施設等における集団感染による閉鎖の状況及び各管内における発生状況について伺います。

(2)、基礎疾患のない若者が死亡しました。だれでも重症化することで県民にとって衝撃は大変大きい。原因と重症化しないための処方せんはあるのかお伺いします。

(3)、抗インフルエンザ新薬やワクチン開発及び使用が待たれるが、県の対応を伺います。

(4)、これから乾季の冬場に向かうが、発生の予測と対応を伺います。

大きい4番目、教育・福祉行政について伺います。

(1)、全国学力調査及び結果について伺う。

ア、調査結果から何を学び、どう生かしていくのか。

イ、文科省の市町村別、学校別結果公表についてはそれぞれの判断にゆだねるとしております。そういう通知の背景に何があるのか伺います。

(2)、知事公約、30人以下学級実現について伺います。

ア、30人以下学級をなぜ公約としたのか。その理念と背景及び実現に向けた工程と今年度までの達成率を示してください。

イ、公約実現のための予算措置（県単独費用）は3年間で幾らかお伺いします。

(3)、特別支援教育への対応のおくれが指摘をされていると思うが、実態はどうか。今後の対応を示されたし。

(4)、虐待の預かり半数が委託。そして里親、施設の負担が大きく、専門ケアも不利。保護所の早期整備を訴え。きのう・きょうの新聞の見出しでありましたけれども、虐待された児童ら要保護児童に関し、2005年から08年度の県内の一時保護所で受け入れた児童数が計690人で総計の54.6%にとどまり、全国平均と比較して20ポイント低かったことがわかった。一時保護所

の整備は、議会を初め県内で起こった児童虐待死事件の検証においても提言の中で幾度とあったはずであります。

そこでお聞きします。

県内における児童虐待問題解決にはスーパーバイザーを含めた専門員の増・配置と職員の研修強化によるスキルアップ及び一時保護所の増設が必要との指摘があります。私は、これは喫緊の課題として知事の政治判断がまたれられると思いますが、いかがでしょうか。

(5)、知事公約「待機児童解消」実現に市町村財政がネックになっております。県の支援を含めた解決策を示されたし。

5 番目、県内景気と雇用問題について。

(1)、県内景気の指標と景気対策事業の進捗及び県内中小零細企業の現況と支援策について伺います。

(2)、雇用環境の現状と見通し、雇用創出・対策事業の進捗と実効性について伺う。

(3)、失業者や派遣切りに対するセーフティネット事業の進捗と実績及び実効性について伺います。

大きい6 番目、「沖縄21世紀ビジョン」中間取りまとめについて。

21世紀ビジョンには2つの機能があるとして、将来のあるべき姿、ありたい姿を設定すること、目標と現実のベクトルが異なる方向に移行するときは、引き戻すための政策をとることができる意義があるとしております。また、何を残し、何を変えていくか、それを明らかにし県民全体で共有していくことが重要であるとしております。共有するからには、沖縄の将来像の実現に向けた指針となるようなビジョンとして県民で議論をしていかなければならないと考えております。

そこで、県民の一人として次の3点について伺いをしたいと思います。

(1)番目、鉄軌道及び路面電車を基軸とした公共交通システムについて、去る6月議会で、2032年を目標としている交通体系基本計画の見直しの中で検討していくというふうに非常に残念な答弁をしておりますが、しかし経済効果や慢性的な交通渋滞の緩和、そして温室効果ガス排出削減効果、あるいは観光戦略としての効果、県民生活等々の観点からの導入は、まさしく今日の優先課題と考えております。そういう意味では今度の議会で民主党さんが早目に可能性調査やあるいはいわゆる調査予算を計上すべきではないかという言い分には全く同感でありますけれども、今回ビジョンの提言、いわゆる中間取りまとめがあるものですから、今これに入れて、この導入の目標もできたら明記

すべきではないかという御質問でございます。

(2)、国連で鳩山総理は、温暖化効果ガス排出を1990年比で25%削減を宣言をした。沖縄にとって相当高いハードルとなるが、低炭素社会の実現を目指すというなら、むしろエネルギー政策を含めた地球温暖化対策で日本をリードしていく目標を持って「国際環境モデル都市」への取り組みを明示すべきではないか伺います。

(3)、沖縄の将来像をデザインするにはどうしても基地の存在というのが課題であります。積極的に在沖米軍基地の返還アクションプログラムを明示しながら、さらなる基地の整理縮小に取り組む姿勢をきちんと示すべきではないか伺います。

7 番目、環境行政と公共事業について。

(1)、公共事業について前原国土交通大臣は、「行政の無謬性」を変えていきたいと発言をしております。知事の所見を伺う。

(2)、国頭林道事業計画に対する訴訟弁論において、費用対効果の算出根拠となる基礎資料を保有していないことが判明をした。資料の不存在理由と数値算出の経緯を示してください。

8 番目、県立病院事業について。

(1)、病院事業の経営再建計画の進捗と課題を伺います。

(2)、県立宮古病院の移転新築の進捗と課題について伺います。

(3)、スタッフ不足による県民医療と病院経営への影響について伺います。

9 番目、離島振興について。

(1)、知事の公約でもあります離島振興、離島地域の課題でもある若者の定住促進や交流人口の増加、地場産業の育成、ユニバーサルサービス等の実現が遅々として進まない大きな理由は何なのか伺います。

(2)、離島の生活コストについての認識、そしてそのコスト低減に向けて何が必要かを伺います。

(3)、離島における景気と雇用の現状及び県の支援について。

(4)、離島における福祉・教育現場の実情及び県の支援と課題についてだが、特別支援教育、発達障害、児童保護、認可外保育園、学童保育、自殺対策について伺います。

10、観光行政について伺います。

(1)、1000万人観光誘客に向けた環境容量調査について伺います。

(2)、沖縄観光は経済波及効果が高いが、外部影響に弱く不安定だと指摘をされます。

以下伺う。

ア、今回の経済不況、インフレーション発生などの影響で入域観光客が先ほどの答弁で4.1%減少していると、県経済に深刻な影響をもたらしております。雇用を含め経済への影響、今後の予測、今後どのように取り組んでいくのかをお伺いします。

イ、危機はチャンスと言われます。沖縄観光の弱点、強みが見えてきたのではないかと、お伺いいたします。

ウ、今回のような厳しい状況下であっても持続可能で安定感のある足腰の強い沖縄観光のあり方について当局の見解を伺います。

エ、エコツーリズムへの取り組みと可能性について、特に沖縄観光の将来を見据えた多様なエコツーリズムのあり方についてどのような戦略と施策を持っているかお伺いをいたします。

11番目、農業について。

(1)、県農政の目標と取り組み、課題はどうか。

(2)、農業所得の低迷、後継者不足、耕作放棄地問題について現状と課題について伺います。

(3)、安心・安全な食料の自給への施策の展開と実績と目標を示されたい。

(4)、有機農業への考え方、支援策、目標値を示されたい。

答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 奥平一夫議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、衆議院選挙の結果及び普天間飛行場の県外移設についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。1の(1)のアと(1)のイが関連しておりますので一括して答弁いたします。

今回の総選挙は、世界的な金融危機や雇用、そして年金などの社会保障に対する不安が大きい中で行われ、このような閉塞感の打破への期待やこれまでの手法に対する批判が相まって政権交代を求める国民の声が強くなり、今回の選挙結果になったのではないかと考えております。

普天間飛行場移設問題など基地問題にこれは限りませんで、さまざまな争点、さまざまな内容に対する有権者の判断の結果であると考えております。

次に、政治姿勢の中で、普天間飛行場の移設関連予算の執行停止に対する知事の見解はどうかというような御趣旨の御質問にお答えいたします。特に御質問にありました「うるの会」の先生方の動きは、先生方の

政治的な立場に基づくものと理解をいたしております。これに対し、防衛大臣の判断を見守りたいというふうに考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、県外移設に対する知事の見解についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯などから一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきましては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き政府としてどのような具体的な対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしたいと考えているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、ポスト沖縄振興計画や基地問題等の解決に向けたスタンスについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄振興計画につきましては、沖縄県のさまざまな特殊事情に基づき、国の責務として沖縄の振興を図るため実施しているものであると考えております。これによりまして一定の成果は得られているものの、なお課題が残されております。このことから、特殊事情を踏まえ今後の発展を図る上で必要な枠組みなどについて、新しい政権とも真摯に協議をし対応してまいりたいと考えております。

また、基地問題につきましては、新政権の与党三党合意で、「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」と合意されております。政府の重要な政策として取り組むことが期待されますが、具体的な内容はまだ明らかにされておられません。今後、政府としてどのような展開を考えておられるのか、動向を注視してまいりたいと考えております。

県としましては、県民の目に見える形で沖縄の基地負担の軽減が具体的に実現するよう、引き続き日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、3年めどの閉鎖状態の公約実現の見通しいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減をし、3年をめどに危険性の除去、そして

騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対して求めてきたところでございます。

去る8月11日に開催されました協議会附属のワーキングチーム会合におきまして、防衛省から平成19年8月の報告書に記載された危険性除去の諸施策をすべて実施し、今年度は普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査を実施するとの説明がありました。県からは、さらなる危険性除去策等の対応を求めたところでございます。

県としましては、今後とも協議会やワーキングチームにおいて率直な意見交換を重ね、3年めどの閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えております。

同じく基地問題の中で、これは環境アセスに関連する御質問で、知事意見における審査会からの答申の尊重についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書につきまして、現在、沖縄県環境影響評価審査会において審議中であります。10月2日に答申をいただく予定となっております。

県としましては、この審査会からの答申を踏まえ、また名護市長、宜野座村長の意見を勘案し、さらに住民等意見に配慮しつつ、10月13日に環境の保全の見地から意見を述べる考えでございます。

次に、教育・福祉行政に係る御質問の中で、30人学級の公約についての御質問にお答えいたします。

私が30人学級導入を公約に掲げた趣旨は、「世界に誇れる美ら島おきなわをつくる」という理念に基づき、よりきめ細かな学習指導など、学校教育の充実を図ることにより、世界で活躍できる優秀な人材の基礎づくりを推進することにあります。

次に、県内景気と雇用問題に係る御質問の中で、雇用環境の現状と見通し、雇用対策事業の進捗等の御質問にお答えいたします。

平成21年7月の県内の完全失業率は6.6%で、対前年比で1.3ポイント改善いたしているものの、有効求人倍率は0.27倍となっており、依然として厳しい雇用環境が続くものと考えております。このため、「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して雇用創出効果の高い事業を県及び市町村で実施しており、今年度計画3200人のうち、現時点で約1850人が新規に雇用される見込みであります。また、求職者に対する専修学校等における委託訓練の大幅増や、合同就職面接会をきめ細かく地域ごとに開催するなど、就業機会の拡大にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、「みんなでグッジョブ運動」をエンジン

として各種施策を展開し、沖縄県の厳しい雇用失業情勢の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業行政に係る御質問の中で、農政の目標と取り組み、そして課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の農業は、国際化の進展による農産物価格の低迷、農家の高齢化、そして後継者の減少、耕作放棄地などの課題を抱えております。このため、沖縄県では、持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かしました農山漁村の振興を目標として、農林水産業振興計画に基づき、各種施策・事業を推進しているところでございます。

具体的な施策といたしましては、第1に、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、第2に、流通・販売・加工対策の強化、第3に、農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成確保、第4に、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備などに取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、外務省幹部の地位協定改定に否定的な発言に対する見解についてお答えいたします。

新政権の与党三党合意においては、「日米地位協定の改定を提起する」とこととされております。

県としましては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け、引き続き、渉外知事会等と連携しながら、日米両政府に求めていきたいと考えております。

同じく基地問題で、基地から派生する問題についてお答えいたします。

本県には在日米軍専用施設の約75%が集中し、県民生活にさまざまな影響を及ぼしております。

航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場では、平成18年度は15測定局中10測定局、平成19年度及び20年度は15測定局中9局、普天間飛行場では、平成18年度、19年度及び20年度において9測定局中3測定局で環境基準値を超過しております。また、原野火災や航空機関連事故、廃油等の流出などの米軍基地に起因する事件・事故は、平成18年には58件、平成19年には75件、平成20年には72件発生しております。

さらに、県警が発表する米軍構成員等による刑法犯罪の検挙件数は、平成18年には57件、平成19年には63件、平成20年には70件となっております。これらの数

値について、過去3年間に目立った減少はなく、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

同じく基地問題で、普天間飛行場の危険性除去の成果等についてお答えいたします。

知事は、これまでの協議会で普天間飛行場の危険性の除去についてあらゆる方策を検討し、具体的な方法を示すよう政府に求めてきました。このような知事の主張に対し、政府は、平成19年8月に「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」を発表し、去る5月21日までに報告書に記載された諸施策をすべて実施しました。また、今年度は、普天間飛行場の場周経路等の客観的な飛行航跡調査を実施することとあります。さらに、昨年7月末には、さらなる危険性除去策を検討する実務者レベルのワーキングチームが設置され、継続的に協議しているところであります。

県としましては、3年めどの閉鎖状態の実現に向け、訓練の分散移転など、さらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

同じく基地問題について、普天間飛行場の移設がोकれた理由についてお答えいたします。

普天間飛行場の移設については、平成8年12月のSACOの最終報告、平成11年12月の名護市の代替施設受け入れ表明及び「普天間飛行場の移設に関する政府方針」の閣議決定を経て、平成14年7月に基本計画が策定されました。その後、公共用財産使用協議や環境影響評価調査などの諸手続が進められてきましたが、平成17年10月の日米安全保障協議委員会——いわゆる2プラス2ですが——において、米軍再編の中間報告としてキャンプ・シュワブの海岸線にL字型の新たな移設案が合意されました。そして、平成18年4月の政府と名護市との基本合意を経て、平成18年5月の米軍再編の最終報告において、現行のV字型滑走路を建設することが合意されるなどさまざまな経過をたどり、現在に至っているものと認識しております。

次に、沖縄21世紀ビジョン中間取りまとめについての御質問で、基地の整理縮小、返還アクションプログラムの明示についてお答えいたします。

基地の整理縮小は県民の総意であり、県としては、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総合的に勘案して米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

返還アクションプログラムの明示につきましては、

一つの御意見として承っておきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、各大臣のマニフェスト重視の発言と実現に向けての始動についてお答えいたします。

各大臣がマニフェストを重視され、その実現に着実に取り組まれていることは政治主導の一つのあらわれだと思います。

地方への影響が想定される施策の実施に当たっては、関係自治体との協議を踏まえ、丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

次に、一括交付金制度への転換に対する見解についてお答えいたします。

一括交付金の導入につきましては、具体的な内容が示されていませんが、地方分権の推進の中で、地方自治体の主体的な取り組みは必要であり、本県の特殊事情に基づく国の責務としての沖縄の振興のあり方等、整理すべき課題等も踏まえ適切に対応していきたいと考えております。

次に、県内景気と雇用問題についての御質問の中で、景気指標と景気対策事業の進捗についてお答えいたします。

沖縄県では、緊急総合経済対策として、平成20年度11月補正予算で約22億円、平成20年度2月補正予算で約206億円、平成21年度当初予算で約101億円、平成21年度6月補正予算で約372億円を計上してきたところです。現在は、その迅速かつ効果的な執行に全力で取り組んでいるところであります。

本県の直近の経済指標を見ると、個人消費及び建設関連は一部に弱い動きが見られるものの、おおむね前年を上回って推移しており、経済対策の効果は着実にあらわれていると考えます。しかしながら、観光関連は旅行需要の冷え込み等により入域観光客数が低調に推移しており、また、雇用情勢についても失業率が一時的に回復しているものの、総じて厳しい環境が続いております。

県としましては、引き続き適時・的確な経済対策関連事業の実施に全力で取り組み、沖縄経済の回復に努めてまいります。

次に、沖縄21世紀ビジョン中間取りまとめについての御質問の中で、21世紀ビジョンへの鉄軌道等の公共交通システムの明記についてお答えいたします。

鉄軌道等を基軸とした公共交通システム導入につい

ては、沖縄県の体系的な交通ネットワークの構築や、環境負荷の軽減、県民の暮らしを支える観点などから、その実現を望む多くの県民の声が寄せられております。

県としましては、軌道系の新たな公共交通ネットワークシステムの構築について、21世紀ビジョンに位置づける方向で検討を行っているところであります。

次に、離島振興についての御質問の中で、離島地域の課題であるユニバーサルサービス等の実現が進まない理由についてお答えいたします。

県は、離島振興を県政の重要課題と位置づけ、生活基盤の整備など各種施策を推進し、地場産業の育成や若者の定住促進、ユニバーサルサービスの充実等に向けて取り組んでいるところであります。しかしながら、沖縄県の離島は市場から遠隔地にあること、経営規模が小さいこと、台風の襲来による交通機関の遮断や農林水産業への影響など、地理的・自然的条件等の要因により産業の振興がおくれ、人口が伸び悩んでいる状況にあります。

このため、県としては、引き続き各離島の特性を生かしながら、自立的発展のための基礎条件の整備を図るなど、離島振興のための諸施策をより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、離島の生活コストの認識とコスト低減に向けて何が必要かについてお答えいたします。

離島は本島から遠隔地にあり、輸送コストがかかること、事業者間の価格競争が働きにくいこと等から、生活関連物資の多くが本島と比べて割高になっています。また、水道の利用や廃棄物の処理、子弟の教育、通院等、生活のさまざまな面で本島と比較して住民の負担が大きくなっています。

県では、石油製品にかかる本島から離島への輸送経費への補助や生活関連物資の価格監視、農林水産物の地産地消の促進など離島の物価安定に努めていますが、離島住民の生活にかかる負担を軽減するため、空路や航路の輸送経費の低減など国に対しさらなる支援制度の検討などを求めている考えです。

次に、離島における景気と雇用の現状及び県の支援についてお答えいたします。

今月の日本銀行那覇支店の県内金融経済概況によりますと、「県内景気は、小幅の悪化が続いている」とされていることから、離島地域の景気につきましても厳しい状況にあるものと考えております。また、離島地域は、地理的及び自然的条件等の不利性を有し、さらに若者の流出や高齢化の進行等により、生産環境や雇用環境が厳しい状況にあるものと認識しておりま

す。

このようなことから、県は産業基盤の整備、交通・情報通信基盤の整備などを図るとともに、特産品の開発や加工施設の整備など、離島地域の特性を生かした諸施策を実施し、産業の振興や雇用の促進を図っているところであります。

県としては、引き続き離島の不利性の軽減や優位性を生かした諸施策を積極的に実施することにより、生産環境や雇用環境の向上を図り、離島における産業の振興や経済の発展及び雇用の促進につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 新型インフルエンザ対策についての御質問の中、病院関係者への行政の支援と施設における集団感染による閉鎖の状況についてお答えいたします。

本県では、7月後半から8月中旬にかけて患者が急増し、救急病院を中心に医療体制が適切に維持できるか懸念されるまでになったため、急遽医師会等の関係者に呼びかけ、小児医療情報ネットワークの構築、時間外診療拡充の臨時的医療提供体制の確保、沖縄県看護協会による救急病院での電話相談ボランティア、那覇市医師会による那覇市立病院救急室への医師の直接応援により診療体制の維持が図られました。9月に入って患者は減少しつつありますが、今後再び患者が増加した場合もおおむね同様の対応策で乗り切ろうと考えております。

また、県内の学校、保育所等での集団発生報告数は、9月25日時点で計507件であり、管轄保健所別では、北部31件、中部219件、中央127件、南部94件、宮古18件、八重山18件となっております。

次に、基礎疾患がない人の重症化の原因と防止策についてお答えします。

沖縄県では、全国に先行して患者の増加が見られたため、病院関係者等の協力の結果、多くの情報が得られています。9月24日現在、県が把握している重症事例は9例ですが、そのほとんどが2日以内のタミフルの投与のない患者でした。このことから、県としましてはインフルエンザと診断された患者には、早期のタミフル投与を呼びかけているところです。

次に、抗インフルエンザウイルス新薬やワクチンの開発、使用についてお答えします。

新型インフルエンザのワクチンは、死亡者や重症者の発生をできるだけ減らすことと、そのために必要な

医療体制を確保することを目的として国において準備が進められております。国からの情報によれば、10月下旬から医療従事者や基礎疾患を有する者など、優先順位に従って接種が進められることとなっており、県といったしましても、対象者の把握等について医師会等の関係者と調整中であります。

新薬に関しましては、インターネット等での情報把握にとどまっており、その具体的な開発状況については把握しておりません。

次に、冬の発生予測と対応についてお答えします。

過去に流行したスペイン風邪、アジア風邪を見ても、第一波の流行の後、数カ月以内に第二波の流行が来ておりますので、今回も同様のことが想定できます。

今般の新型インフルエンザ対策は、過去の事例とは異なり、抗ウイルス薬等の治療薬が存在し、医療技術も向上しておりますので、今後予想される患者の増加に対しても、医療機関と連携して適切に対応していきたいと考えております。

次に、教育・福祉行政の中の、児童虐待問題解決のための一時保護所の増設等についてお答えします。

児童虐待対応のため児童相談所の体制強化につきましては、先日の「児童虐待死亡事例検証報告書」において提言がなされたところであります。

県としましては、提言の趣旨を踏まえ、分室を含めた職員研修やスーパーバイザーの養成など、児童相談所の専門性の強化については、引き続き取り組みを進めてまいります。また、分室の増員、一時保護所の増設等につきましては、要員の確保が大きな課題ではありますが、児童相談を取り巻く状況も勘案しながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、待機児童解消についてお答えします。

保育所の整備における課題としましては、実施主体である市町村において、後年度の運営費の負担増が懸念されることから、その整備に慎重になっていることが考えられます。しかしながら、保育所運営費については、入所児童数に応じ地方交付税で措置されていることから、負担増についても対応できるものと考えております。

県としましては、市町村に対し、地方交付税措置への理解を求め、待機児童解消に向けた積極的な対応を働きかけていきたいと考えております。

次に、離島振興の項目の中の、離島における福祉現場の実情及び県の支援と課題についてお答えします。

離島における発達障害児者の支援については、医療機関や支援する人材等が限られていることから、県で

は「障害児等療育支援事業」などによる巡回訪問等により、相談支援や発達支援を推進しております。

要保護児童等の支援については、児童相談所において、市町村と連携して相談支援を行っているほか、必要に応じて職員が出張し、ケース訪問や一時保護等の対応を行っておりますが、離島においては要保護児童対策地域協議会未設置町村が多いことから、同協議会の設置促進を図っております。

認可外保育施設については、離島では宮古島市に14カ所、石垣市に17カ所あり、県では「新すこやか保育事業」を実施し、当該施設入所児童の処遇向上を図っております。

放課後児童クラブについては、宮古島市に8カ所、石垣市に3カ所あり、「放課後児童健全育成事業」により運営への補助を行っております。

自殺対策については、宮古及び八重山圏域においても自殺対策関係機関連絡会議を設置し、県の福祉保健所が中心となり、地元の関係機関と連携して地域に即した相談体制を強化するなどの自殺対策に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育・福祉行政についての御質問で、全国学力調査の結果をどう生かすかについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の分析結果から、児童生徒一人一人が学びを楽しみ、高める「わかる授業」の構築と規則正しい生活リズムや朝食の摂取などの基本的な生活習慣の確立が課題として明らかになっております。

県教育委員会としましては、これらの課題改善のために、授業改善プロジェクト研修会等の教員研修の充実や家庭、地域、関係機関と連携した「早寝早起き朝ごはん」などの凡事徹底の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、全国学力調査の結果の公表についてお答えいたします。

本調査は、各学校や各市町村教育委員会における教育指導や教育施策の改善を図り、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげる目的で行われております。公表は、調査の結果から見える取り組みの成果や課題を学校、家庭、地域がともに確認し合い、今後の取り組みの充実を図るために行うものであります。

このようなことから、公表については、各市町村教

育委員会や各学校にゆだねられているものと考えております。

次に、30人学級の実施状況についてお答えいたします。

30人学級につきましては、当面、小学校低学年で実施することとしております。

本年度の実施状況は、小学校1年生で85.7%、2年生で82.5%が30人以下の学級となっております。

次に、30人学級の予算措置についてお答えいたします。

30人学級の実施に当たっては、国庫負担金の対象となる国の加配定数を活用しているところであります。したがって、県単独の予算は措置しておりません。

次に、特別支援教育への対応についてお答えいたします。

県教育委員会では、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の本格実施に伴い、県内全公立学校の管理職、教員を対象とした理解推進研修等を実施するとともに、コーディネーターの指名、校内委員会の設置を図るなど、学校における支援体制の充実に努めております。また、学校支援事業として、医療等関係者から構成される専門家チームや巡回アドバイザーを各教育事務所に配置しております。

現在、県が進める「発達障害児（者）支援体制整備計画」に基づき、関係機関等と連携し、幼児期からの支援体制の充実に取り組んでおります。

次に、離島振興についての御質問で、離島における特別支援教育の実情等についてお答えをいたします。

特別支援教育につきましては、離島においても本島同様に学校における支援体制の充実に図っているところです。特に、特別支援教育グランドモデル地域として宮古島市を指定し、保健、福祉、医療、労働等関係機関と連携をして、乳幼児期から成人期まで一貫した発達障害を含む全障害者の支援体制の整備に努めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、奥平一夫君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の奥平一夫君の質問に対する答弁を続行いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 県内景気と雇用問題についての、県内中小企業の現況と支援策についての御質問にお答えします。

財団法人沖縄県産業振興公社が発表した7月末の中小企業景況調査報告によりますと、県内中小企業の景況は、経済対策による資金繰りの改善などから、全業種景気動向指数が1年半ぶりに悪化幅の縮小を示すなど、やや持ち直しの動きが見られます。しかしながら、県内中小企業の景況は、需要の停滞や原材料価格の上昇等の要因によりいまだ厳しい状況にあります。

県としては、引き続き県産業振興公社や各商工会などが行う経営相談や専門家派遣事業などによる経営改善・基盤強化や、セーフティネット資金を初めとする各種県単融資制度による資金繰りの円滑化など、県内中小企業のニーズに対応した支援に努めてまいります。

同じく県内景気と雇用問題についての、雇用に関するセーフティネット事業についての御質問にお答えします。

国においては、失業者のセーフティネットとして雇用保険制度の拡充に加え、新たに雇用保険を受給できない方への職業訓練と、訓練期間中の生活保障を行う訓練・生活支援給付金等を創設し、7月から開始しているところです。

職業訓練につきましては、9月18日現在、県内では「プログラマ養成講座科」など23コースが新たに認定されております。また、訓練期間中、単身者に月10万円、被扶養者のいる方に月12万円を支給する訓練・生活支援給付金につきましては、9月24日現在、全国では1628名が受給資格の認定を受けているとのことであり、都道府県ごとの人数は公表されておりません。

沖縄県としましては、引き続き同制度の活用を促進するため、沖縄労働局と連携しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光行政について、1000万人観光誘客に向けた環境容量調査についての御質問にお答えします。

本県では、将来の年間観光客1000万人を目指し、各種施策に取り組んでおりますが、自然環境は重要な観光資源であることから、現在、持続可能な観光地づくり支援事業を実施しているところであります。

昨年度は、各観光拠点における利用や整備状況などの現況把握、一部拠点における指標の抽出及び参考受入容量の試算を実施いたしました。

今年度は、モデル地域での意見交換などを踏まえ、自然環境等と調和のとれた観光振興方策について提示

してまいりたいと考えております。

同じく観光行政についての中で、経済不況、インフルエンザなどによる雇用を含めた経済への影響、今後の予測、取り組みについての御質問にお答えします。

経済不況、インフルエンザなどが県経済に与える影響について、沖縄県は、主要観光施設や宿泊施設、旅行会社に対して9月上旬に聞き取り調査を行ったところであります。その中では、雇用への影響は特に報告されていませんが、旅行手控えや「安近短」旅行へのシフト等により、多くの観光関連施設で予約のキャンセルや伸び悩み、売り上げの減少等が確認されております。

今後、インフルエンザの感染拡大による旅行需要へのさらなる影響も懸念されることから、沖縄県としては、引き続き観光関連施設への影響把握等に努め、迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

同じく観光行政について、沖縄観光の弱点、強みについてとの御質問にお答えします。

沖縄観光の弱みとしましては、本県への入域手段が航空路線に大きく依存しているため、燃油サーチャージ等の変化による海外観光地との競合にさらされやすいこと、台風や景気低迷などの外部環境の影響を受けやすいこと、海外における本県の認知度が十分でないことなどであると認識しております。

一方、強みにつきましては、亜熱帯性の美しい海洋環境や自然環境に恵まれていること、独特の伝統文化や芸能が豊富であること、ホスピタリティーにあふれた県民性があることなどと理解しております。

また、最近ではリゾートウエディングなどの新たな分野が伸びているほか、リピーター率の向上が顕著であり、入域観光客数の増加を底支えする層の厚みが増していることも沖縄観光を振興する上で大きな強みとなっているものと考えております。

同じく観光行政について、持続可能で安定感のある沖縄観光についての御質問にお答えします。

美しい自然環境、豊かな伝統文化、食事、県民のホスピタリティーなど、本県の持つ観光資源は多様性に富み、沖縄観光を推進する上で大きな魅力となっております。

平成18年度に県が実施した観光客満足度調査によれば、特に沖縄の海の美しさについては、観光資源としての期待度、満足度ともに最も高い評価を受けております。このため、今後、本県が観光地として安定的に発展するためには、海を代表とする美しい自然の保全とその適正な観光利用が重要であると認識しております。さらに、時間や天候、季節を問わず楽しめる多様

なエンターテインメントを充実させることで観光メニューの拡充を図り、持続的な観光振興の実現につなげてまいりたいと考えております。

同じく観光行政について、沖縄観光の将来を見据えたエコツーリズムのあり方についてとの御質問にお答えします。

沖縄県といたしましては、沖縄観光を持続的に振興していくため、豊かな自然環境を保全しつつ、観光資源として活用を図るエコツーリズムを重点的に推進していく必要があると考えております。このため、エコツーリズム推進協議会と連携し、沖縄県エコツーリズムガイドラインの普及や自然環境に配慮した優良体験プログラムの情報発信に努めております。また、市町村が実施する自然環境の保全と観光活用の計画づくりや、環境に配慮した観光利便施設等の整備など、受け入れ体制の強化を図っております。

今後は、カーボンオフセットツアーやサンゴの植えつけなどの環境保全活動を体験するツアーなどの情報発信を強化するとともに、沖縄の特色を生かしたエコツーリズムをさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 沖縄21世紀ビジョン中間取りまとめについての御質問で、国際環境モデル都市への取り組みについてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン中間取りまとめでは、島嶼地域における国際的環境モデル地域をどう構築すべきかという取り組みの基本方向として、新エネルギーの導入や省エネルギー等の技術革新を進め、世界に貢献する先進地域を構築することとしております。

県では、沖縄21世紀ビジョンの策定後、ビジョン実現に向けての基本計画を策定する予定であり、国際環境モデル都市などの具体的な施策・事業等については同計画で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 環境行政と公共事業について、公共事業における行政の無謬性についての御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、公共事業の効率性とその実施過程の透明性の向上を図るため、一定要件に該当する事業について再評価を実施し、学識経験者等第三者から成る「沖縄県公共事業評価監視委員会」において審議

を行い、その結果を公表しているところであります。同委員会においては、事業をめぐる社会情勢の変化、投資効果、進捗状況等について調査・審議し、事業の継続、見直し等を知事に具申することとなっております。

県では、その結果を踏まえ、対応方針を決定しているところであり、今後とも事業の再評価を適正に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 環境行政と公共事業で、林道建設の費用対効果の基礎資料及び数値算出の経緯についてお答えいたします。

林道事業の費用対効果については、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき、木材生産便益、森林管理等経費縮減便益、土砂崩壊防止便益等の約20項目の便益をもとに算出されます。

各便益の算出には各種の因子を用いており、例えば、土砂崩壊防止便益については砂防ダム建設コスト、崩壊見込み量、事業対象区域面積、流域内崩壊率、雨量比、平均的な崩壊の深さなどの因子の値を計算式に当てはめて算出しております。

今回の土砂崩壊防止便益の算出に当たっては、流域内崩壊率、平均的な崩壊の深さに関する因子の値はあるものの、その因子のもととなる資料の一部が保存されておりました。また、木材生産便益のほか、複数の便益においても、土砂崩壊防止便益と同様に因子のもととなる資料の一部が保存されておりました。このことについては、資料整理に対する認識が十分でなかったことから生じたものであり、今後、このようなことがないように適切に対処したいと考えております。

なお、現在、算出のもととなる資料を収集し、費用対効果を再度算出しているところであります。

次に、農業行政で、農業所得の低迷、後継者不足、耕作放棄地についてお答えします。

沖縄県における農業所得は、平成9年が100万6000円、平成18年が117万円と低迷している状況にあります。

県では、農業所得の向上を図るため、担い手への農地の集積による規模拡大を促進するとともに、農業用機械・施設に対する補助や融資等の支援を行っております。

また、後継者の育成については、農業大学校における実践的な研修教育や、他産業従事者等を対象とした

就農サポート講座などを実施しております。

耕作放棄地対策については、市町村に協議会を設置し、雑木等の除去など耕作放棄地の再生利用を行っております。

次に、食料自給率の状況と自給率向上対策についてお答えします。

本県の食料自給率は、平成18年度の32%から、平成19年度の概算値で33%と1ポイント増加しており、平成23年度の食料自給率目標を40%に設定しております。

県としては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、拠点産地の形成による生産供給体制の強化や地産地消の推進、環境保全型農業やトレサビリティの推進など、各種施策・事業を総合的に推進しております。

特に、県産農林水産物の県内消費拡大を図るため、学校給食、観光関連施設等における県産食材の利用促進、直売所及び量販店等における販売促進、「おきなわ食材の店」登録の推進、県内量販店等へのフードアドバイザーの配置など、地産地消の推進に取り組んでいるところであります。

次に、有機農業の推進についてお答えいたします。

本県における有機JASの認定者数は、平成20年度末現在で24件となっております。

県では、安全・安心な農産物を供給するため、化学農薬や化学肥料に依存しない環境保全型農業を推進し、有機農業者を育成することとしております。

平成20年度においては、有機農業栽培実態調査や研修会等を開催するとともに、沖縄県有機農業推進協議会を平成21年2月に設置したところであります。

平成21年度には、栽培技術体系の確立、普及指導体制や市町村を含めた推進体制の整備、生産農家育成などを目標とした有機農業推進計画を策定することとしております。

今後は、この推進計画に基づき有機農業の普及に向けた取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院事業についての中、経営再建計画の進捗と課題についての御質問にお答えします。

経営再建計画で掲げた目標のうち、不良債務の解消については、公立病院特例債の活用により、平成20年度において達成しております。

約100億円の資金不足の解消及び経常収支の黒字化

の達成に向けては、一般会計繰入金が増額が図られたほか、給料の調整数を廃止したところであり、現在、各種診療報酬加算の取得や、経費縮減等の経営効率化に取り組んでいるところであります。

また、計画の確実な実行に向けて、病院長への大幅な権限移譲を実施したほか、病院プロパー職員の採用、7対1看護体制への移行に向けた具体的な検討などの諸課題に取り組んでいるところであります。

続きまして、新宮古病院の進捗と課題についての御質問にお答えします。

新宮古病院の改築に向けては、基本設計業務プロポーザル審査委員会の開催など、基本設計の具体化に向けて取り組んでいるところであります。また、宮古病院の改築に当たっての諸課題については、用途地域の変更手続や市が運営している「休日・夜間救急診療所」の新病院への併設など、引き続き宮古島市と協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、スタッフ不足による県民医療と病院経営への影響についての御質問にお答えします。

県立病院の医療スタッフの状況については、9月1日現在、医師の不足数は5人、看護師の不足数は57人となっております。そのため、南部医療センター・こども医療センターの小児精神科及び八重山病院の耳鼻咽喉科が診療休止、北部病院の産婦人科及び宮古病院の眼科で診療制限をしているほか、中部病院で52床、南部医療センター・こども医療センターで59床を休床しております。

これらのことが外来や入院患者数の減少につながり、病院経営に大きな影響を与えております。

病院事業局としては、医療スタッフの確保を最も重要な経営上の課題の一つであると位置づけ、あらゆる手段を活用して医療スタッフ不足の解消に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○奥平 一夫君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 危険性の除去等の成果ということで言いますと、先ほど答弁いたしましたように、いろんな処置をやってきたということで、いわゆる物件の撤去とか、あるいはカメラの設置とかやっております。

そういうことからすると、担保できたかということが数値的にあわせませんけれども、少なくともそういう安全上の運航に関してパイロット等がそういう注意を払って安全運航に努めているということの効果はあったというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 それでは再質問をいたします。

自民党中央や防衛官僚・外務官僚は、この間ずっと米軍基地をどうすれば長期的に沖縄に押し込んでおけるか、そういうことに腐心してきたと思います。半世紀以上にわたって基地を沖縄に押しつけている。米軍にまつわる重大事件の発生によって反基地運動が起これば、巧みに「基地カード」を出させ、振興策と引きかえにするこのパターンは戦後ずっと変わっておりません。

これまでの自民党中央や官僚の意のままに、沖縄は基地反対を言いながら基地存続に手をかしてきました。どっぴりと基地経済に依存しながら自立経済を言い、有効な手を打てないでおります。しかし、政権交代という願ってもない歴史の転換を迎えました。

知事、鳩山首相は24日、米国で、普天間は県外が前提として移設計画の見直しを表明しました。日米地位協定についても、これまで改定に意欲的な発言があります。周辺の外務や防衛官僚からは、さまざまな妨害発言も聞こえます。しかしながら、県外移設・地位協定の抜本改定を目指す県民意思と、知事と、そして日本の鳩山総理の目標は、私は一致したと考えます。

そこで伺いますが、鳩山首相と早目の会談を実現すべきではないか伺います。そこで県外移設と日米地位協定の改定要請をしっかりとすべきではないのか伺いたいと思います。政権交代というめったにない政治の転換期だからこそ、県民の負担軽減を実現できる県外移設の絶好のチャンスであると思います。

もう一つ、「全国学力テスト」によるランクづけが子供を追い詰めて、勉強嫌いの子や不登校の子をふやしていないか。学力テストの事前対策で本来の授業がおろそかになるのではないかと。むしろ、今、子供たちに求められているのは、少人数学級の拡充など教育条件を整備し、そして教員の過重労働を解消して、教師が子供たちと向き合える時間をしっかりと確保することではないのか、教育長の見解を伺います。

30人学級について。

30人以下学級は、知事の任期中どこまで拡充をできるのか伺います。

もう一つ、国の加配事業で30人学級に取り組んでい

るということでありますけれども、国の加配事業でしか取り組めない現在の30人以下学級は、知事の公約の体をなしていないのではないかと、知事の見解を伺います。

それから、児童虐待問題は喫緊の課題という認識は、知事はおありですか。

もう一つ、児童虐待防止対策強化は、知事の公約であるということも認識していらっしゃいますか。私は、この問題は、財政難を理由に先送りすべきではないと考えますが、知事の見解をお伺いします。

林道問題についてお伺いいたします。

林道問題は、きのうの答弁にもありましたように、あると思うという答弁をされていました。見方を変えれば、ないかもしれないということでもあります。事業を執行する側として、県民の理解は得られないのではないかと伺います。

もう一つ、費用対効果を改めて算出していると言いますが、行政行為としてこれには問題はないのか伺います。

それから、エコツーリズムは、自然環境保全だけではなくて経済の発展をも実現をさせる産業として大いに期待をされています。観光消費が地域経済に与える効果と、自然環境への負荷を考慮するための定量化が非常に重要になってきます。行政がその指数をしっかりと示していくことは、観光振興で最も必要なことでもあります。

それから、県立病院の移転・新築問題について。

去る26日、27日の宮古島市におきまして、「新病院は宮古空港に」、「県に再考を求める」と下地幹郎議員が発言をしております。地元で大いに波紋を呼んでおりますが、地元の早期着工要請を受け、県は国庫要請を済ませ、来年度予算編成の最中での突然の変更を求めることが果たして妥当かどうか。耐震度の問題もあって、優先課題として取り組んできた経緯もある。局長の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の再質問の中で、鳩山総理と早目に会って、地位協定とか県外移設などについても話を早目にやったらどうかという御趣旨の御質問だったと思いますが、無論、機会があればなるべく早くお会いしたいとも思いますし、そういう

機会がいつ来るかわかりませんが、トライをしてみたいと思います。

そういう中で地位協定、ちゃんと提起するというのが政府として初めてああいう形で出ておりますから、非常にこれは立派なことだと思います。ぜひ私も政府とともに、この改正に向かって一緒にやっていければと思っております。無論県外移設も含めてですよ。要するに、政府の具体的な現実の方針がどういうふうに行くのかというのは、無論、こういうこともお会いする機会があれば、いろいろお話を伺ってみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） では、奥平議員の再質問についてお答えいたします。

30人学級について、今後の取り組みについてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童生徒一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、小学校1、2年で今現在実施しております。

30人学級につきましては、当面、小学校低学年で実施し、3年以上については、国の動向や財政状況、それから全国の実施状況等を踏まえながら、30人学級制度検討委員会で研究してまいりたいと思っております。

続きまして、学力向上対策で、不登校の生徒がふえているけれども、ゆとり教育はどうかということですが、子供たちに生きる力の要素である確かな学力をはぐくむことは、やはり学校教育が担っている不易の取り組みだと考えております。

児童生徒たちが学校における時間のほとんどを過ごす授業を充実させていくことは、不登校問題等を解決する手だての一つでもあり、有効な取り組みだと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 児童虐待についての再質問にお答えいたします。

児童虐待への対応につきましては、重要な課題であると認識しており、これまでも児童相談所の体制強化やその防止策に努めてまいりました。さきに提出されました児童虐待死亡事例検証報告書の提言につきましては、県としても重く受けとめており、一時保護所の

増設や児童相談所分室の増員等につきましても、提言の趣旨を踏まえた検討を行う必要があると考えております。

なお、一時保護所の増設等については、新たに正職員や嘱託員の大幅な増員が必要であることから、慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えします。

県民理解と費用対効果の再度算出についてお答えします。

今回の費用対効果の算出に当たっては、計算式に関する因子はあるものの、その因子となる資料の一部が保存されておりませんでした。このことについては、資料整理に対する認識が十分ではなかったことから生じたのであり、今後、このようなことがないように適切に対処したいと考えております。

現在、算出のもととなる資料を収集し、費用対効果を再度算出しているところであります。その結果については県民に公表し、理解を得たいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 新宮古病院の建設予定地についての再質問にお答えします。

新宮古病院の建設予定地の選定に当たっては、複数の候補地について基本構想との整合性や敷地面積、法令等による制限や電気、水道、下水道などの建設に際しての課題等について、地元の意向も踏まえて検討を行い選定したものであります。

現在の宮古病院は、老朽化が著しく一日も早い改築が必要であることから、現在、平成22年度の国庫要請を行うとともに、基本設計の作成に向けて取り組んでいるところであります。

病院事業局としては、宮古病院改築の緊急性にかんがみ、地元宮古島市とも緊密に連携し、平成25年の5月の開院に向けて計画を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 再質問のエコツーリズムについては、先ほど答弁しましたとおり、県としては、沖縄観光を持続的に振興していくため、豊

かな自然環境を保全しつつ観光資源として活用を図るエコツーリズムを重点的に推進していくというふうに述べております。

以上でございます。

○奥平 一夫君 答弁漏れがあります。休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問の中で、行政行為として問題がないかについてお答えします。

今回の費用対効果の基礎資料の一部が保存されていなかったことから、再計算を行っているところであり、確認作業であることから、行政作業としては問題はないものと考えております。

以上でございます。

○奥平 一夫君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 再々質問いたします。

知事、やっぱり会談を設定をしていく、お願いをしていくというのはみずから首相に会いたいという気持ちじゃないと、なかなかそのチャンスはつくれないと思うんですね。そういう意味で絶好の機会ですから、知事の方から、知事との会談をつくっていく姿勢はないのかどうか伺いたいします。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の再々質問に答弁したいんですが、無論私の方からもアプローチは一生懸命したいと思いますが、民主党さん初め国政・与党の議員の皆さんからぜひお力添えいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 私は、日本共産党県議団を代表し質問します。

この議会は、自公政権の退場、民主党連立政権の誕

生という、新しい歴史の始まりの中で迎えました。

我が党は、今度の総選挙で国民いじめの自公政治を退場させるために、国民各分野の闘いと連帯し、全力を挙げて頑張ってきました。その結果、新政権の誕生となりました。心から歓迎します。この政権交代によって、戦後60年余にわたって続いてきた日本の支配構造が大きく崩れつつあることを実感しています。

これは、国民が自公政治にかわる新しい政治を探求する本格的到来を告げるものであります。

この国民の探求は、財界とアメリカの支配という「二つの政治悪」から抜け出して、「国民こそ主人公」の新しい政治の日本へ進む第一歩です。この国民のエネルギーは、紆余曲折はあっても歴史を切り開いていく必然性があります。

これまで我が国は、日米安保条約のもとでアメリカの世界戦略に深く組み込まれ、アメリカへの事実上の従属関係に置かれてきました。アメリカは、我が国を有事の際に米軍と共同して戦う日米共同作戦体制をつくり上げ、アメリカ独占資本の利益のために奉仕する日米経済協力の体制を押しつけてきました。その結果、日本の主権と独立は踏みにじられてきました。

国内的には、大企業・財界がアメリカの対日支配と結びついて、日本と国民を支配する中心勢力の地位を占めてきています。財界は、政府をその大きな影響のもとに置き、国家機構全体を自分たちの利益の実現のために最大限に活用し、政治をアメリカと大企業へ奉仕する仕組みにつくり上げてきました。そして国民の意思を正確に反映しない、4割台の得票で7割台の議席を得るという民主主義をじゅうりんする小選挙区制を導入し、「二大政党制」づくりを押し進めてきました。その政治の力で国民を犠牲にする施策が押しつけられてきました。その総本山が日本経団連で、これまで日本の政治を牛耳り続けてきました。その結果、「大企業栄えて民滅ぶ」という状況がつくり出されてきたのです。

新政権の誕生は、民主党の政権公約が国民に支持されたというより、国民を痛めつけてきた自民党政権そのものに対する怒りの意思表示であったと思います。

「財界中心」、「日米軍事同盟中心」という「二つの政治悪」を特徴とする自民党政権そのものの崩壊過程が始まったことを示すものです。自公政治がどれほど国民に犠牲を強いたか、そのきわめつきが小泉構造改革でした。

自民党のマニフェストは、日本の負の現状を招いたマイナスを認め、反省を前面に出し、小泉構造改革路線からの転換を宣言しました。しかし、それによって

も国民の怒りはおさまりませんでした。その結果、民主党連立政権の誕生になったものです。

新政権に対して財界やアメリカは必ず巻き返しを図ってきます。抵抗勢力として政権公約の実現の取り組みに対して邪魔をします。まさに、新政権はこれからが正念場を迎えることになります。

新政権は、財界やアメリカにも堂々と物を言い、あくまで国民が主人公の政治実現のために力を尽くしていただきたいと思います。早速、国民の期待にこたえて行動を始めました。新政権は、経済成長を妨げる、家計負担がふえると反対を打ち出した産業界の声を抑えて、温室ガスの25%削減を国際公約しました。無駄な公共工事も英断を持って中止させる処置をとるなど前向きに動き出しています。すばらしいことだと評価します。国民のための政策は力を合わせて国民の闘いで実現させなければなりません。

それに対して、早速、自公政治で財界の司令塔を果たしてきた経済財政諮問会議が政府機関から撤退しました。今後、財界の抵抗に対して国民の命と暮らしを守る政治を進めていけるかは国民のこれからの闘いにかかっています。

我が党は、新政権に対して国民にとってよいものには協力する、悪いものには反対する、問題点は正すという建設的野党の立場で対応することを表明しています。

我が党県議団は、その基本姿勢を踏まえて、県政において新政権のマニフェストの県民のためになるものは協力し、独自の取り組みを強め、県政にその実現を求めています。

そこで質問します。

初めは、知事の政治姿勢についてです。

(1)、総選挙結果に関する知事の所見について伺います。

ア、国民は総選挙で自公政権の退場、民主党・連立政権の誕生という審判を下しましたが、自公候補を全面的に支援した知事の所見を伺います。

イ、県内の自公候補は全員落選し、米軍の新基地建設反対を訴えた5名が当選しましたが、知事は県民のこの審判の結果をどう受けとめていますか。

ウ、知事は、これまで自公政府との太いパイプを売り物にしてきましたが、それがこの選挙でなくなりました。今後、知事は新政権にどのような政治姿勢で臨まれますか。

(2)つ目は、新政権のマニフェストと県政運営についての質問です。

ア、知事は、民主党のマニフェストと連立政権のマ

ニフェストに目を通されましたか。

イ、自公政権と民主党連立政権の政策は大きく違っています。知事はこれまで自公政権の政策を進めてきましたが、民主党連立政権のマニフェストに対してどのような対応をしますか。県政の政策変更はあるのですか。

ウ、民主党連立政権のマニフェストの中には、早急に政策の変更を求められる事案があります。チェックを行い、県民のためになる政策についてはその具体化を図るべきだと考えますが、対応を伺います。

(3)番目に、選挙結果と構造改革路線についての質問です。

ア、自公政権の崩壊は小泉構造改革に対する審判であり、前麻生総理は国民に謝罪と小泉路線からの転換を強調しましたが、知事の所見を伺います。

イ、知事も構造改革路線を県政に持ち込み、行財政改革の名のもとに、県民に大きな痛みを押しつけ「貧困と格差」を深刻にしました。知事は県民に謝罪し、従来の方針の転換を図るべきではありませんか。

ウ、これまで進めてきた指定管理者制度の導入や民間委託の実態はどうなっていますか。選挙結果を踏まえて見直すべきだと考えますが、どう対応されますか。

第2の質問は、米軍再編と新基地建設についてです。

(1)、新政権は米軍再編の見直しについてアメリカと話し合うということを表明していますが、知事の所見を伺います。

(2)、辺野古への新基地建設について、選挙の結果を受けて沖縄県民の意思は反対が多数と思われるので、その方向で12月までには結論を出したいと岡田外務大臣は述べています。それでも知事は新基地建設推進に固執されるのか。この際、県内移設に反対すべきです。決意を伺います。

(3)、県環境影響評価審査会は準備書の不備を具体的に指摘していますが、その内容を明らかにしてください。再調査も要求しています。

(4)、専門家の氏名や所属が非公開であることは、科学的な責任の所在が不明、内容の科学的な検証が不可能等の点で公正性を担保する基本的な条件が損なわれると批判が高まっています。専門委員の氏名さえ公表できない、ずさんで新基地建設ありきの違法なアセスに対する知事意見書は提出すべきではありません。決意を伺います。

第3の質問は、日米密約についてです。

この問題は日本の主権にかかわる重要な問題であり

ます。アメリカでは公文書などの公開で既にその存在が明らかになっているのに、日本では自公の政府が一貫して否定をしてきました。

去る25日、外務省は、核密約を初めとする日米政府間の密約を調査するチームを発足させました。政権交代でその存在が究明されるか国民は注視をしています。大臣命令で真相がどれほど明らかにされるか定かではありませんが、秘密裏に保管された文書が公表されたら、まさに画期的なことです。

そこで質問します。

(1)、知事は日米密約の存在の有無についてどう考えますか。

(2)、岡田外務大臣は、外務省事務次官に日米密約についての調査を命じたようですが、知事はどう評価しますか。

(3)、調査命令の出されている密約の数と、内容と沖縄との関係について説明してください。

(4)、知事として非核三原則を遵守させるために密約の公表とその廃止のために力を尽くすべきです。決意を伺います。

第4の質問は、県民生活を守るための取り組みについてです。

(1)、新政権は国民生活を守るために福祉・雇用・教育等マニフェストの具体化に取り組んでいます。知事も県民生活の実態調査を行い、それに基づいた県民生活を守るための施策を具体的に取り組むべきではありませんか。

(2)、特に、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止、生活保護の母子加算の復活、高校授業料の無償化など、政府に積極的に申し入れるべきです。決意を伺います。

(3)、新政権は生活保護基準の見直しを行うことを事務方に指示しました。沖縄でも受給申請が急増し、申請書類の交付さえ、窓口で拒否される事実があります。基準も実態に合わないものがあります。改善が求められています。知事として政府に要求すべきです。決意を伺います。

第5の質問は、泡瀬干潟の埋立問題についてです。

私は議会のたびごとにその問題点を指摘し、事業の中止を求めてきました。

そもそも泡瀬干潟の埋め立ては、中城湾港新港地区に大型貨物船が寄港できるような港湾の建設を行い、その航路のしゅんせつ土砂の処分場として埋め立てを行うものです。しかし、既にそこには西埠頭の港がありますが、貨物取扱量がまだ不足している状況です。新たな港湾整備の必要性は全くありません。無駄な公

共工事そのものです。しかも、埋立後の土地利用計画もずさんで、現在でも計画の議論中です。まさに埋め立てありきで税金の無駄遣いの実態になっています。

そこで質問します。

(1)、泡瀬干潟の住民訴訟は10月15日に判決が言い渡されます。知事は判決結果を受け入れる考えはありますか。

(2)、新政権は泡瀬干潟の埋立工事について、「区中断・区中止」と沖縄担当大臣は発言しています。知事はどう対応しますか。

第6の質問は、ヤンバルの林道建設、森林伐採についてであります。

(1)、北部地域森林計画に基づく林道工事と植林事業は貴重なヤンバルの自然を破壊して進められています。「世界自然遺産に登録を」求める声が国際的にも大きく広がっています。この声を無視して林道工事と森林の伐採・皆伐を続ける理由は何ですか。

(2)、北部地域森林計画の伊江原支線などの林道建設について、費用対効果を算出する際に根拠とすべき基礎資料を保有していないことが裁判で明らかになりました。なぜ、このようなことが起こっているのですか。

(3)、これまで実施された北部地域森林計画に基づく林道工事と植林事業について、費用対効果を算出してこなかったのですか、明らかにしてください。算出したのであればその資料を公表してください。

(4)、森林法や全国森林計画は、「沖縄の自然は固有の動植物が生息している」として厳しく制限をしています。県のこれまでの工事はそれを無視する明らかに違法行為で、即刻事業は中止すべきであります。所見を伺います。

第7の質問は、教育問題についてです。

(1)、全国学力テストについて、新政権は教育的効果から問題があるとしてその見直しの方針を表明しています。それに対する教育長の所見を伺います。

(2)、新政権に対して教科書検定意見の撤回と記述の回復を求めるべきだと考えますが、決意を伺います。

最後の質問は、米軍大型車両による畑踏み荒らし事件についてです。

去る23日、うるま市勝連平敷屋の農地に大型車両が進入し、作物のオクラが踏み荒らされるという事件が発生しました。私は住民からの通報を受けて早速現場を調査してきました。現場の状況から、米軍が道を間違えて方向変換したのと考えられます。

県として調査を行い、損害賠償、再発防止を求めるべきであります。決意を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、総選挙の結果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県政を力強く支えていただいた自民党のベテランの先生方が議席を失ったことは、前にも申し上げましたがまことにもったいないことだと思います。国政における沖縄県出身の国会議員の先生が、与野党問わず実数を減らしたというのはもったいないことだと思うわけです。

そして、沖縄県で選出をされた国会議員におかれましては、自立型経済の構築や県民が安心して暮らしていける社会の実現など、私と基本的な方向性を同じくするものと認識をいたしており、沖縄の発展に御尽力いただけるものと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の移設と衆議院選挙の結果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の総選挙は、世界的な金融危機、そして雇用の問題、年金などの社会保障に対する不安が大きい中で行われ、このような閉塞感の打破への期待やこれまでの手法に対する批判が相まって、政権交代を求める国民の声が強くなったのではないかと思います。そして今度の選挙結果をもたらしただけではないかと愚考するわけでございます。

したがいまして、普天間飛行場移設問題など基地問題に限らずさまざまな争点がありましたし、これに対する有権者の総合的な判断の結果であると理解をしているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、新政権への対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまで国会の与野党を問わず、沖縄が抱える諸問題の解決に向けては、よく御説明をし御協力をお願いしてきたところでございます。

したがいまして、民主党を中心とする連立政権においても沖縄の諸問題の解決につきましては、御理解をいただいているものと認識をいたしています。県勢発展のため、これまでどおり政府との意見交換をしっかりと行い、諸問題の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、民主党と連立政権の政策合意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

まず、民主党のマニフェストと連立政権のマニフェ

ストに目を通したかというような御質問もありました。

民主党のマニフェストや三党連立政権合意書及び連立政権樹立に当たっての政策合意につきましては、一通り目を通しております。連立政権が今後どのようにして政策を具体化していくのか、注視しているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、民主党連立政権のマニフェストへの対応及び早急に対応が必要になる事案についてという御質問にお答えいたします。

民主党のマニフェストや、民主党連立政権が3党の政策合意等に掲げている政策につきましては、例えばガソリン税等暫定税率の廃止、そして一括交付金の話、高速道路の無料化、安全保障などなどさまざまな分野にわたっております。それぞれの施策が具体化する中で、政府と協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

また、雇用対策や、子育て支援、地球温暖化対策等につきましては、内容を検討しながら、その実現について取り組んでまいる所存でございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、政権交代の理由についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

麻生前総理が会見などで指摘しておられるように、社会の閉塞感、そして格差の問題など、国民が感じているさまざまな社会問題への不満に自公政権として効果的に対応できていなかったことが、民主党の勝利につながった大きな原因の一つではないかと考えております。

次に、米軍再編と新基地建設に係る御質問で、新政権の再編見直しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきましては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き、政府としてどのような対応を考えているのか、よくお話をお聞きしたいと考えているところでございます。

県としましては、米軍再編の見直しの内容にかかわらず、引き続き、基地負担の軽減が確実に図られるように、日米両政府に強く求めてまいりたいと考えております。

同じく米軍再編に関する御質問の中で、普天間飛行場移設に対する知事の決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から一日も早

い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考えてこれまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきまして、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き、政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、構造改革路線についてお答えいたします。

構造改革は、内外の大きな経済社会の変動に対応すべく進められ、全国的には景気拡大や失業率低下等の効果をもたらしたものの、格差の拡大などの問題点があったものと認識しております。

県としては、これまで以上に産業の振興による雇用の創出・確保に努めるとともに、健康福祉社会の実現など、県民生活の安定が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県民生活を守るためにに関する御質問の中で、県民生活の実態調査についてお答えいたします。

県民生活の向上を図る観点から、県民生活の実態を把握し、その実態に沿った施策を展開することは重要なことと考えます。

御提言につきましては、教育、福祉を初め、県民生活に関する施策を実施している関係部局とも調整をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢の質問のうち、指定管理者制度の導入や民間委託の実態等についてお答えいたします。

県民の多様なニーズに適切に対応するためには、限られた行政資源を最大限に活用して効果的かつ効率的な行政経営に取り組む必要があり、これまで民間能力を活用した指定管理者制度の導入や民間委託を推進してきたところであります。現在、32の施設で指定管理者制度を導入し、自主事業の展開や広報宣伝の強化、オフシーズンの稼働率対策など指定管理者のノウハウを活用したサービスの向上が図られているところであります。

また、学校給食の運搬業務や企業局の運転業務等を民間に委託し、効率的な運営を図り、経費の節減に努めてきたところであります。

今後とも、効果的かつ効率的な行政経営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍再編と新基地建設との関連で、環境影響評価審査会で不備を指摘されている内容についての御質問にお答えいたします。

沖縄県環境影響評価審査会が当該準備書について指摘している事項は、主に方法書で示されなかった係船機能つき護岸やヘリパッドなどが追加されたこと、予測・評価の内容について科学的根拠が示されていないこと、ジュゴンの調査は単年度では不十分であること、埋立土砂の購入先が示されていないこと、潮流や汀線について用いたシミュレーションモデルの予測計算の精度に問題があること、埋立土砂採取区域に貴重な植物種が確認されていること、サンゴについて潜在的に良好なサンゴ生息域であるとの意見を軽視していることといったものでございます。

次に、知事意見を提出すべきでないということについての御質問にお答えをいたします。

準備書について知事意見を述べることは、アセス法及び条例で定められている事項であり、知事意見が期間内に述べられない場合は、「意見なし」として取り扱われることになるため、準備書で示された環境影響評価の内容が修正されることなく、評価書の手続が進むことになります。

したがいまして、県としては、期間内の10月13日に審査会からの答申も踏まえて準備書に対する知事意見を述べる考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 日米密約についての御質問で、日米密約の存在の有無及び外務大臣の調査命令への評価についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

報道によると、密約の存在を示す米公文書などが開示され、4人の外務事務次官等経験者が核持ち込みに関する密約の内実を証言する中、日本政府は一貫してその存在を否定しております。

県としては、日米間の密約の有無については承知しておりませんが、今回の岡田外務大臣による、いわゆ

る密約問題に関する調査命令は、密約をめぐる過去の事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためのものと考えております。

同じく日米密約についての御質問で、密約の内容及びその公表について、これも一括してお答えいたします。

今回の調査命令の対象は4点でございます。

1つは、1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する密約、2つ目が、同じく1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約、3点目が、1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する密約、4点目、同じく1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩がわりに関する密約となっており、このうち2点が沖縄返還に係るものとされております。

これらの密約に関する調査は、調査チームを9月25日に立ち上げ、本年11月末をめどに結果が出されることとであり、その推移を見守っていきたいと思います。

次に、大型車両による畑踏み荒らし事件についての御質問で、畑地への車両進入についてお答えいたします。

当該事案につきましては、現在、沖縄県警察において捜査中であり、県としては、事実関係が明らかになり次第、適切に対応したいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県民生活を守るための質問項目の中の、後期高齢者医療制度、障害者自立支援法の廃止、生活保護の母子加算の復活等についての御質問にお答えいたします。

長寿医療制度及び障害者自立支援法の廃止につきましては、廃止後の新たな制度や移行の時期等、具体的な内容が示されていないこと等から、今後の法改正の動向を注視していきたいと考えております。

また、生活保護の母子加算につきましては、国が復活の意向を示しているようですので、支給が決定された場合には、速やかに実施できるよう準備を進めたいと考えております。

次に、生活保護の基準の改善についてお答えいたします。

生活保護基準における最低生活費の水準は、国において全国消費実態調査等をもとに5年ごとに検証が行われ、適正な水準となるよう必要な見直しが行われているものと理解しており、今後の国の動向を注視して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、県民生活を守るための御質問で、高校授業料の無償化についてお答えをいたします。

高校授業料の無償化が実現すれば、保護者の教育費の負担軽減につながるものと考えております。今後、国の動向を注視して適切に対応していきたいと考えております。

次に、教育問題についての御質問で、全国学力テストの見直しについてお答えいたします。

新聞報道等によりますと、従来の「悉皆方式」から、一部の学校に絞る「抽出方式」で調査するなど、これまでの実施方法を見直す方向で検討することが報じられております。

県教育委員会としましては、今後、国が示す具体的な方針を受けて対応してまいりたいと考えております。

次に、教科書検定意見の撤回と記述の回復についてお答えいたします。

教科書検定問題については、一昨年、県民大会が開催され、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回を要請しました。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復され、高校生がこれまでと同様に学習できるものと考えております。

教科書検定意見の撤回等については、今後とも政府及び文部科学省の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 泡瀬干潟の埋立問題についての、住民訴訟の判決結果の受け入れについてお答えいたします。

県及び沖縄市は、控訴審において泡瀬地区埋立事業の経済的合理性や、沖縄市において進められている土地利用計画見直し作業の進捗状況などについて十分に説明してきたところであり、司法の理解が得られるものと考えております。

控訴審の判決に対する対応については、判決の内容を吟味して判断していきたいと考えております。

次に、同じく泡瀬干潟の埋立問題について、沖縄担

当大臣の発言に係る知事の対応についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業について、前原大臣は、期中断、期中止を基本とするが、地域の声を聞きながら事業評価を踏まえて判断する旨の発言をしております。

本事業は、地元からの強い要請に基づき実施しているものであり、沖縄市長は、現在工事を進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会においても圧倒的多数で事業の推進を求めています。

県としましては、現在工事を実施している第Ⅰ区域については、事業効果の早期発現に向け、引き続き事業を推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） ヤンバルの林道建設、森林伐採で、林道工事及び森林伐採についてお答えします。

森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化防止等の多面的機能を有しております。このため、県では、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備、保全及び利活用を図ることとしております。

林道工事及び森林伐採については、主として「資源の循環利用林」の区域で行われているところであります。

林道の整備については、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出等のために必要と考えております。また、森林の伐採に当たっては、大面積の伐採を避け、伐採区域の縮小化・分散化に努めております。

今後とも地元の要望等を踏まえ、自然環境に配慮しながら進めていきたいと考えております。

次に、林道建設に係る費用対効果の基礎資料についてお答えします。

林道事業の費用対効果については、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき、「木材生産便益」、「森林管理等経費縮減便益」、「土砂崩壊防止便益」等の約20の項目の便益をもとに算出しております。各便益の算出には各種の因子を用いており、例えば土砂崩壊防止便益については、砂防ダム建設コスト、崩壊見込み量、事業対象区域面積、流域内崩壊

率、雨量比、平均的な崩壊の深さなどの因子の値を算定式に当てはめて算出しております。

今回の土砂崩壊防止便益の算出に当たっては、「流域内崩壊率」、「平均的な崩壊の深さ」に関する因子の値はあるものの、その因子のもととなる資料の一部が保存されておりませんでした。また、「木材生産便益」のほか複数の便益においても、「土砂崩壊防止便益」と同様に因子のもととなる資料の一部が保存されておりませんでした。

このことについては、資料整理に対する認識が十分でなかったことから生じたものであり、今後、このようなことがないように適切に対処したいと考えております。

なお、現在、算出のもととなる資料を収集し、費用対効果を再度算出しているところであります。

次に、林道工事及び造林事業の費用対効果の公表についてお答えします。

林道事業及び造林事業の費用対効果の算出については、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき、平成12年度から行っているところであります。

なお、費用対効果については、公表していきたいと考えております。

次に、林道工事の中止についてお答えします。

全国森林計画における沖縄の広域流域については、「固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進、貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進すること」としてあります。また、平成20年度に樹立した沖縄北部地域森林計画においては、計画編成の基本方針の中で、「森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育していることから、それらを含む生態系の保全に配慮した施業を行うことが重要であり、」十分留意することとするとしてあります。

このことから、林道工事の実施に当たっては、事前に部内工法検討委員会、環境関係部局、林道建設環境監視委員会との調整を図り、自然環境に配慮しながら実施していく考えであります。

なお、工事の着手に当たっては、再度算出した費用対効果の結果をもとに国と調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 大型車による畑踏み荒らし事案の調査状況についてお答えいたします。

本件は、9月23日午前10時35分ごろ、耕作者の方か

ら所轄署に通報があり、早速警察官を派遣して現場調査をしたところであります。

調査結果によりますと、現場には大型車両のものとと思われるタイヤ痕があり、同痕跡から見て車両が道路に接している休耕地から本件被害のオクラ等が植えられた農地を通過して、U字型で再び道路に出ている状況が推測されます。

県警察では、何らかの理由で車両が畑内に入り込み作物を踏みつぶした状況であることから、事案の解明、車両特定のため、現場調査や鑑識活動のほか、採取した資料の鑑定、現場付近の聞き込みなどを行うとともに、米軍基地が近くにあることから、米軍に照会を行うなど所要の調査を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 それでは再質問をします。

まず初めは、辺野古への新基地建設についてです。

知事は、これまで県外移設がベストだが、一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないと発言していますが、それではお聞きします。

鳩山総理も岡田外務大臣も県外移設について発言しています。知事が本気で県外移設がベストだと考えるなら、積極的に政府にそのことを求めるべきではありませんか。日米首脳会談が11月に予定されているようですから、知事の県内移設反対の表明が大きなインパクトを与えると考えます。それこそ膠着状態にある事態を動かす力になります。知事の決意を伺います。

2、一日も早い危険性の除去のためと発言していますが、多くの県民が反対している辺野古への新基地建設が本当に一日も早い危険性の除去になるという根拠はあるのですか。

3、県民は、新基地建設反対のためにこれまでくい一本も打たせないと頑張ってきています。その県民の反対運動を、県民の声を無視して新基地建設が可能だと考えるんですか。

次に、泡瀬干潟について聞きます。

今の土建部長の答弁は、全く事態を認識していない。港の東埠頭の整備の必要性は全くないと私、指摘しているにもかかわらず、全く答弁しないで、ただ東門市長が、あるいは地元の人がと言っていますけれども、地元の市民の声は6割、7割が反対というのは非常にはっきりしているんですよ。それを無視してあくまでも事業を進めると。しかも担当大臣が 区中断と言っているのに、そういう政府の方針も全く聞かない

というやり方は認められない。改めて本当に政府の声も無視して、裁判の結果も無視してその事業を進めるのかと。これは責任はだれがとるかはっきりさせてください。

それから、ヤンバルの林道建設の問題についてですが、部長は費用対効果の資料がなくなりましたと言って、申しわけありませんと言っていますけれども、これはただそれだけじゃない。私は皆さん方の費用対効果の問題を見たら、県民をだまして、ごまかして費用対効果の算出をしている。これがあります。

それでは聞きますけれども、この費用対効果の問題で、貯水の問題でも要整備林と整備済み森林として扱われた数字がなぜ荒廃地のような森林の数値を使って整備すればこんなに成果が上がりますというごまかしをするのか。その手法をほかにもやっているのかと。資料だけでなく県民をだまして、実態、今こういう素晴らしいものののに、これはでたらめな森ですということを言って費用対効果を出すようなやり方は間違っていると思いますけれども、見解を聞きます。

それから教育長、この教科書検定についてでありますけれども、きのう私もここで県民集会を持ちましたけれども、新しい教科書で記述が回復されてない。これは教育長は新しい教科書を理解しての今のこのような御答弁ですか、はっきりしてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、政府に、岡田外相であれ総理大臣であれ、県外を訴えたらどうかという御趣旨の御質問だと思うんですが、これはいつでも、それはマニフェストにもありますし、見直すという趣旨のようですから、そしてこれは県の事業ではなくこれは国の事業、担当は防衛省なわけですね。それで防衛省の事業について、しかも今の政府・防衛省は今度新しく民主党の大臣がおなりになり、一体これをどうされるのか、まずその方針をマニフェストに沿ってこれを教えていただかないことには、一体方針変更を現実にするのか、されないのか。もしマニフェストどおりあのまま単純に読んだとすれば、例えば環境アセスだってこれは法律上私どもが申請があったからいろんなことをやっているだけであって、これは事業者の仕事なんですね。ですから

取り下げるのかと思ったら取り下げないでしょう。これはだから政府そのまままだ動かしているということで、こういうのが政府の今、形になっているわけです。

ですから、まず政府からどうされるのか、マニフェストに書いてあることと実際おやりになることは、これを聞かないことには私のスタンスは今までと変えていません。そして変える必要はないと思っています、きょう現在までは。

そして、一日も早くと知事は言っているけれども、一日も早くは県内移設で可能かというような御趣旨の御質問で、これはもう何度も申し上げましたように、ベストは県外ですと。しかし、やむを得ないということです。そして、そういうことに沿っているんな準備が行われてきて、名護市、その周辺も受け入れましょーと、こう言っているんですから、こういう方向でちゃんともし政府のそのままの案を続けるのであれば、ちゃんと環境アセスをクリアし、私も2つぐらいささやかな条件をつけていますが、まだ明示的な返答はいただいておりません。ですから、まだそれは途中です。ですから、これは可能かと言われても、そういう方向に物事は今進んできていますし、新政府になってからも、新政権でもこれは今変わっておりませんので、申し上げましたように。

というのが私の考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 泡瀬干潟についての再質問にお答えいたします。

これまで先ほどもお答えしましたけれども、沖縄市長はまだ第 区域については推進をすることを常々何度も表明しております。それから、沖縄市議会においてもこれまで6回、推進の決議をしております。ですから地元の強い要請はあるものと認識しております。

それから、港湾の埠頭についてでございますが、これまで既に完成しております西埠頭につきましては、鉄くず、あるいは砂、砂利、穀物等のばら物が主でありまして、これから整備いたします東埠頭ではコンテナ貨物を主として自動車の鋼材製品を扱うこととしておりまして、取り扱い貨物の特性が違います。また、この東側埠頭につきましては、背後に立地しております企業から早目に整備をしてくれという強い要請もございます。そしてまた、東埠頭を整備することによりまして企業誘致が促進されるものと思っておりますので、引き続き整備を進める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 嘉陽議員の再質問に答弁いたします。

教科書の記述の回復についてお答えをいたします。

教科書検定問題につきましては、一昨年に県民大会が開催されまして、検定機関への撤回要請いたしました。その結果として、高校の歴史教科書への訂正申請が承認をされました。そして、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、それから県民大会の様子とかいろんな資料とか、そういうものが大分加わりまして方向性がこれまでと同様に私たちとしては学習ができるものと今認識をしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えします。

林道事業の費用対効果につきましては、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき、木材生産便益、森林管理等経費縮減便益、土砂崩壊防止便益等の約20項目の便益をもとに算出しております。

流域貯水便益では、収穫した直後の森林の状態と、造成し育成された後の森林の状態の貯留率の差を便益としたもので、割合に基づき算定をしております。

以上でございます。

○嘉陽 宗儀君 ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽議員の御質問に答弁が的確でなかったとすれば、私の方で追加といいますか御答弁させていただきますが、先ほど言われたように大臣の意向を無視するのかもしれないのかというも御質問であったとすれば、これは無視するもしないも、大臣は大臣の御意見、どうもこれはマスコミの報道でしか我々は聞いておりません。今度また沖縄にもお見えになりますし、現場もごらんになるということになっています。そして、その一つ一つは何も今度の埋立地のみならず幾つかもありかもしれません。ですから、これはこれから一つ一つについて大臣と意見交換し、我々の気持ちと意向・意思をお伝えし、どういうふう

になっていくかはこれからだと思うんですね。ですから、無視するかと言われると、無視はしません。しかしながら我々の意向もちゃんと伝えて、これからディスカッションして決めていく。

ただ、我々の今の立場は、無論泡瀬の埋め立ての特に 期工事は必要だと私自身前にも答弁しましたとおり必要だと思っています。早目に完成した方がいいと思っていますから、念のため。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 費用対効果に係る流域貯水便益は、収穫した直後の森林の状態と造林し育林させた後の森の状態の貯留率の差を便益としたものであります。これは、マニュアルに基づいて行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 それでは再々質問をします。

ちょっと難しい質問をしようかなと思いましたがけれども、知事の顔色を見ていたら、これはやめて一般的な質問をします。

知事、私は何度も議会でも言っていますがけれども、一日も早い危険性の除去ということを知事はおっしゃっているんですけども、今までの態度では解決できないよと。知事自身がもっと積極的に県内移設反対ということでやらないと解決しないということを書いてきたんです。

県内移設に反対する皆さん方は10年余りくい一本打たさなかったと。これからも同様な闘いが続くんですよ。それを一日も早く建設できるという保証は何もない。それにこだわっていて一日も早い基地の移設ができるかという、できないんですよ。そのことを知事はしっかり受けとめるべきですよ。

今のように知事には、選挙で示された県民の辺野古への新基地建設反対の願いは全く届いていないということがわかりました。政権がかわっても変わらない知事の態度では、これ以上知事に期待することはできません。自公政権と同様、知事もこの辺で御退場した方が県民のためになるということを上申して質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後 3 時 18 分休憩

午後 3 時 41 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 ハイサイ。

沖縄県議会ヌグスーヨー 知事ハジミ役場方ヌグスーヨー チューウガナピラ。

クングウチェー 「しまくとぅばの日」ナトーイ 代表質問シカキールメーニ ティーチ ターチャー メーユンタクウンヌキヤピラ。

時勢ヤ クネーダヌ 衆議院議員選挙ヌマギーイク サンウチナチ ヤマトウヌ政治ムチェー ムルチン ケーリティ ウヌ波風ン クヌウチナーンカイ チュージュートウ ウシユシティチョーイピーン。

知事ハジミ役場方ヌグスーヨー ウンジュナー県議会ヌ政治ムチヌグスーヨー ワッターヤウヌジジシカットウキトウミティ クリカラシマンチュヌタミ ウチナーヌタミニ ウミハマティイカンネーナイピラン。

ヤイピーシガ チュニンジンディイーサー カンゲーカタヌイルイルチガトーイピーン。ニジリカラヒジャイ ウィカラシチャ。 ウレーガッテンナイン アレーガッテンナラン。ウマタティレーカラ アマータタン。ウマ笑レーカラ アマー泣チュン。

ナマヌ県議会ヤ ハプトゥマングースヌイクサヌグトゥルヤル。泡瀬ヌウミタティヌムンダイン 普天間基地ヌヤーウチーン ウヌタッペーナトーイピーン。

トーサイ ナマーウリドゥクマーアイピランドー。 チムグクルアーチ クリカラ シマンチュヌタミ ヨーサルチュヌチャーヌタミ チムユシティ マジュンウチナーヌタミニ イクサヌネーランユヌナカチュクイルタミニ ウミハマティイケーヤーンディウムトーイピーン。チャーヤイピーガヤー グスーヨー。
（拍手） よろしく ユタシク タマグシク。

代表質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、自公政権から民主基軸の国政へと移行したのを受けて県政への影響、懸念について伺う。

(2)、新政権が取り組むCO₂削減25%に対する知事の見解と沖縄県の取り組みについて伺う。

2、沖縄市東部海浜開発事業について。

(1)、泡瀬埋立事業について。

ア、事業の進捗状況について伺う。

イ、事業における県内業者の受注率は何%か伺う。

ウ、10月15日の控訴審判決に対する知事の認識を伺う。

(2)、沖縄特別自由貿易地域について。

ア、現在の沖縄特別自由貿易地域の実態は保税地域となっておりませんが、将来国際的に通用するような制度内容に向けて国に交渉する意思があるかどうかを伺う。

イ、海外からの視察、企業誘致の進捗状況を伺う。

(3)、港湾事業について。

ア、新港地区・特別自由貿易地域の活性化には東埠頭の早期完成と定期航路を含めた物流の改善と見直しが不可欠である。今後の取り組みと課題を伺う。

3、IT津梁パークについて。

(1)、パークへの業者の入居状況について伺う。

(2)、県のマップセンター導入について伺う。

4、鉄軌道導入について。

(1)、県の鉄軌道系を含む先進的な交通システム導入調査の進捗状況を伺う。

(2)、南北縦貫鉄道構想について県の見解を伺う。

5、観光政策について。

(1)、観光客誘客体制について。

ア、外国人観光客誘客対策について伺う。

イ、富裕層観光客誘客について伺う。

(2)、県外事務所の体制について。

ア、上海事務所の体制について伺う。

イ、台湾事務所の体制について伺う。

ウ、香港事務所の体制について伺う。

(3)、国際ターミナルについて。

ア、施設の改善計画について伺う。

イ、外国人観光客向けの演出について伺う。

6、土木建築関係について。

(1)、米軍基地工事について。

ア、ボンド制度への国への改善要請と県の県内業者に対する支援について伺う。

イ、県内業者受注率向上に向けての県の対応について伺う。

ウ、大型工事を分割発注に向けての米軍、国への改善要請について伺う。

(2)、県発注土木建築事業の最低制限価格について伺う。

(3)、各土木事務所の1億5000万円の決裁権移行後の事業状況について伺う。

7、企業局事業について。

(1)、入札結果の公開について伺う。

(2)、水道事業におけるマッピングシステム(GIS)管理状況について伺う。

以上です。再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、民主基軸の国政への移行と県政への影響いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

民主党のマニフェストを読む限りにおきましては、例えば私が掲げました公約とその目標についてひどく違うというような感じは受けておりません。進め方であるとか、政策の束ね方に幾分違いがあるのではないかなというような印象を基本的に持っております。

また、私は、これまで必要に応じ、国会の与党・野党を問わず、沖縄が抱える諸問題の解決に向けて御協力をお願いしてまいりました。特に、沖縄振興計画の実施や、さらに大学院大学関連法案など野党全員をお願いをし、衆参の沖縄及び北方対策特別委員会において、全会一致をもって御賛同いただいた経緯などもございます。

したがいまして、沖縄が抱える諸問題の解決について、民主党を中心とする連立政権が誕生いたしましたとしても、沖縄の抱える諸問題の解決に当たっては、そして県政に大きな影響、マイナスの影響があるとは考えておりません。

次に、CO₂削減25%に対する知事の見解と沖縄県の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

今回の国連気候変動サミットにおきまして、25%削減を目指すという我が国の中期目標が表明されたことは、地球温暖化問題解決の強い意欲のあらわれと考えております。

沖縄県では、平成22年度までに地球温暖化対策の計画を見直すことにいたしており、その中で国の中期目標を踏まえ新たな削減目標を検討いたしますとともに、対策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光政策に係る御質問の中で、外国人観光客誘客対策についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、「ビジットおきなわ計画」に基づき、台湾、韓国、中国、香港の重点地域において、国際旅行博への出展や海外メディア招聘など誘客宣伝活動を展開いたしております。特に、個人観光ビザ発給に伴い、観光客の増加が期待できます中国につきましては、今月初めに私も上海に行きまして沖縄観光の魅力をPRしてきたところでございます。また、今年度か

らは、欧米地域からの誘客につきましても、東京、大阪、京都の自治体と連携をして、本土経由での誘客に力を入れているところでございます。

今後とも、県海外事務所や国際観光振興機構などと連携をして積極的に外国人観光客の誘客に努めてまいり所存でございます。

次に、同じく観光政策の中で、富裕層観光客誘客についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成20年度に東アジア地域におけるニーズ調査を実施し、「高級リゾート」をテーマに富裕層をターゲットといたします地域別による誘客戦略を検討いたしてまいりました。この結果、これを踏まえまして平成21年度は、東アジア各地域の旅行社、マスコミ、そして航空会社の関係者を招聘をし、韓国からのゴルフツアーや香港からのリゾートウエディングなどをテーマにいたしました付加価値の高い商品造成に取り組んでまいりました。

次に、土木建築関係に係る御質問で、土木建築部発注の最低制限価格に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成21年4月24日に最低制限価格の範囲を5%引き上げ、予定価格の100分の70から100分の90に設定をいたしております。また、地域の基幹産業であります建設産業が非常に厳しい経営環境にあることから、緊急的経済対策の一環といたしまして、当分の間、実質的に90%程度になるように改正を行い、6月22日の指名通知及び入札公告をした工事から適用しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 沖縄市東部海浜開発事業について、事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業について、国は平成20年度までに第1区域の一部、約69ヘクタールを外周護岸で閉め切っており、現在、護岸の補強工事を行っているところであります。また、県は、平成20年度までに人工海浜の突堤を約340メートル整備し、今年度は引き続き突堤等の工事を行うこととしております。

同じく沖縄市東部海浜開発事業について、県内業者の受注率についてお答えいたします。

県の発注工事については、平成20年度までに18件ですべて県内業者の受注となっております。また、国の発注工事については、平成20年度までに73件で、その

うち県内業者の受注件数は58件であり、受注率は約79%となっております。

同じく沖縄市東部海浜開発事業について、控訴審判決に対する知事の認識についてお答えいたします。

県及び沖縄市は、控訴審において泡瀬地区埋立事業の経済的合理性や、沖縄市において進められている土地利用計画見直し作業の進捗状況などについて十分に説明してきたところであり、司法の理解が得られるものと考えております。

控訴審の判決に対する対応については、判決の内容を吟味し判断していきたいと考えております。

同じく沖縄市東部海浜開発事業について、東埠頭の早期完成と定期航路についてお答えいたします。

中城湾港新港地区の東埠頭については、平成22年度末に水深7.5メートル岸壁3バースの供用開始を予定しております。また、定期航路につきましては、国際物流戦略チームにおいて、新港地区に定期航路を就航させる社会実験の実施に向け検討を行っております。

次に、土木建築関係について、米軍発注工事に対する県の取り組みについてお答えいたします。一括してお答えいたします。

県では、平成21年9月15日に在日米軍沖縄地域調整官に対し、工事入札におけるパフォーマンスボンドの軽減、分離・分割発注による受注機会の拡大、建設資材等県産品の優先使用の3点を要請しております。米軍からは、地元レベルでの対応は難しいが、要請内容については上層部に伝えている旨の発言がありました。

特に、分離・分割発注については、経費の増大といった課題があるものの、実現可能性について検討することであり、その動向について引き続き注視していきたいと考えております。また、国や地元金融機関等に対し、米軍発注工事の県内企業への受注機会の拡大について、あらゆる機会を通して働きかけていきたいと考えております。

同じく土木建築関係について、土木事務所の1億5000万円の決裁権移行後についてお答えいたします。

土木事務所へ予算執行権が移譲されたことにより、新たにAランクの建設工事が土木事務所契約工事となったため、工事契約事務が短縮され、迅速な事業執行が図られております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目と夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目と夫君） 沖縄市東部海浜開発事業についての中で、特別自由貿易地域の制度内容と

国との交渉についてとの御質問にお答えします。

特別自由貿易地域制度の内容については、現在、沖縄振興計画の総点検の中で検証が行われているところであります。

今後、那覇空港における国際貨物基地構想など特別自由貿易地域を取り巻く環境が大きく変化することが予想されることから、先進事例等の調査を行い、沖縄県にとって効果的な制度を検討してまいりたいと考えております。

同じく沖縄市東部海浜開発事業の中で、特別自由貿易地域への海外からの視察及び企業誘致の進捗状況についてとの御質問にお答えします。

特別自由貿易地域への海外からの視察については、今年度において2社ありまして、具体的な立地に向けて調整中であります。

現在、企業誘致の進捗状況はプリント基板製造装置、リムジン車両及び半導体向け精密研磨用治具の製造など、これまで沖縄県に見られなかった新たな分野の製造業が進出しております。平成21年9月末現在、分譲用地に7社、賃貸工場に19社の合計26社が立地しており、約430名の雇用が創出されております。

次に、IT津梁パークについて、IT津梁パークの入居状況についての御質問にお答えします。

IT津梁パークについては、現在、中核施設A棟が完成し、6月から供用を開始しております。

入居企業については、オフショアコアセンターの機能を担う株式会社沖縄ソフトウェアセンターのほか、ASP・SaaSセンターの機能を担う株式会社レキサス及び沖縄クロス・ヘッド（株）、それから人材育成機能を担うNPO法人フロム沖縄推進機構の4社が入居しております。また、来年8月に完成予定の中核施設B棟については、ことし10月をめどに入居企業の公募を行ってまいります。

観光政策について、上海、台湾、香港の海外事務所の体制について一括してお答えいたします。

県は、海外への県産品の販路拡大や、海外からの観光誘客、企業誘致等を図るため、財団法人沖縄県産業振興公社を通して、上海、台湾、香港などに事務所を設置しております。

上海事務所では、中国のほぼ全域を対象に活動しており、上海や北京などで各種物産展、観光関係のイベント等を実施しているところです。台北事務所では、県が平成2年に初めて海外事務所として設置し、台湾との交流促進を行ってきました。最近ではクルーズ船の就航等もあり、海外からの観光客は台湾が最も多い地域となっております。また、姉妹都市である与那国

—花蓮間にチャーター船が出るなど、市町村ベースの交流も活発になってきております。香港事務所では、香港、広州、中国華南地域、タイ、シンガポールなど広範囲を担当しておりますが、昨年4月の航空定期便就航による観光客増加に伴い、物産の需要もふえ、事務所の業務量も増大しております。

これら上海、台湾、香港事務所の体制は、県からの派遣職員が1人、現地採用職員1人の2名体制となっております。なお、台湾については、台北事務所内に沖縄観光コンベンションビューローが事務所を併設しており、所長を含め3人体制となっております。

観光政策について、外国人観光客向けの演出についてお答えします。

沖縄県と観光コンベンションビューローでは、外国人観光客を迎えるため、那覇空港国際線ターミナルにおいて、チャーター便や定期便の初便到着時に歓迎式を行っております。

具体的には、到着客の言語を使用した横断幕による出迎えや、ミス沖縄から観光パンフレットや絵はがきなどの記念品を提供しております。

なお、クルーズ船入港時にも那覇市など地元自治体のエイサーによる歓迎式を支援しているほか、海外向け観光情報発信サイトによる英語・中国語・韓国語での情報提供にも努めているところであります。

新たな那覇空港国際線ターミナルでは、外国人観光客が利用しやすく、より沖縄の魅力を感じることができるよう関係機関に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） IT津梁パークについてに関連する質問の中で、県のマップセンター導入についてお答えいたします。

県では、情報産業の振興、行政サービスの向上等を図るため、平成19年度から20年度にかけて「共用空間データ流通基盤モデル整備支援事業」を実施し、那覇地域の地理空間情報を作成しております。現在、この情報を活用し、県庁内地図情報システムを運用しているところであり、県民への公開も検討しているところであります。

今後は、このような地理空間情報の効率的な利用を図るため、那覇市域以外の残り40市町村地域の地理空間情報作成を進め、その進捗などを見ながら、マップセンター導入について関係市町村、公益企業等と協議していきたいと考えております。

次に、鉄軌道導入についての御質問の中で、交通システム導入調査の進捗状況についてお答えいたします。

大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用した「中南部都市圏における新たな公共交通システム可能性調査」については、現在、システム検討に必要な人口、土地利用等の基礎情報や国内外における交通システムの事例などの収集を行っているところであります。

今後、これらを整理、分析した上で導入可能な公共交通システムやルート等について概略検討を行うこととしております。

次に、南北縦貫鉄道構想についてお答えいたします。

鉄軌道の導入については、膨大な事業コストや維持コストが必要であること等の困難な課題がありますが、一方でその実現を望む多くの県民の声が寄せられております。

県としましても、軌道系の新たな公共交通ネットワークシステムの構築について、21世紀ビジョンに位置づける方向で検討を行っているところであります。

次に、観光政策についての御質問の中で、国際線ターミナルの施設改善計画についてお答えいたします。

国際線ターミナルについては、施設の狭隘化や老朽化に対応するため、国が昨年10月に策定した「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、本年10月に移転予定の現貨物ターミナル敷地に、新国際線ターミナルを整備することとなっております。

具体的なスケジュールにつきましては、空港内道路等周辺施設の整備の関係もあってまだ確定しておりませんが、県としては、早期整備に向け事業主体の那覇空港ビルディング株式会社及び関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 宮城嗣三君登壇〕

○企業局長（宮城嗣三君） 企業局の事業に関連しまして、入札結果の公開についてお答えをいたします。

企業局では、従来から平成13年5月16日付の総務部長通知に基づきまして、企業局総務企画課内において書面により入札結果を公表してきたところでございます。また、より広く情報公開を行うためインターネットを通じた入札情報サービスシステムの運用を本年度から本格的に開始したところであります。しかし、運用開始間もない時期の入札結果等について対応が不十分だった面があり、今後は速やかに対応したいと考え

ております。

続きまして、マッピングシステムの取り組み状況についてお答えをいたします。

企業局では、導・送水管等の図面管理や施設管理の効率化を図るため、現在マッピングシステムの導入について検討を進めているところでございます。

今後、費用対効果などを考慮した上で開発に係る基本方針や具体策を決定していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 まず、東部海浜開発事業についてでございますが、これは泡瀬干潟をめぐる自然環境保護の問題についていろいろと議論が繰り返されているわけでございますが、私は、これは37年前に当時のコザが策定した国際文化観光都市構想が出発点だと思っているんですね。

東部海浜地区埋立事業は1987年に構想が策定され、1995年11月に計画が承認されております。その新港地区の航路しゅんせつによる土砂を埋め立てに使うことが前提として成り立っている事業でもございます。

現在、新港地区に立地した企業の港湾貨物の大部分を那覇港から経由して運んでいる現実があり、物流の整備も含めできるだけ早急に中城湾港新港地区で直接貨物を取り扱えるようにしないと、僕は今の調子では大変なことになるのではないかなと。企業誘致の件に関してもそれがすごく影響していると思います。早期にこの定期航路をぜひとも新港地区に誘致をする努力を県はしていただきたい。ぜひこの見解をよろしくお願いいたします。

それで現在、可能な限り干潟を残し、自然環境を守ることを基本に地域経済活性化のための土地利用計画の見直しに向けて沖縄市は取り組んでおります。ところが、この海洋リゾート地づくりは実現性がない。沖縄特別自由貿易地域は既に破綻しているとして、工事の中止・断念を求める声があるわけでございます。

この沖縄特別自由貿易地域については、先ほども質問させていただいたんですが、本当の意味での保税地区じゃなくて本当に特別自由貿易地域として海外からもここに来たらいろいろとメリットがあるというような内容に制度を変えない限り、今の保税制度では絶対できないと思うんですね。これは早急に取り組んでいただきたいと思います。これは今の民主基軸の政権交代もしましたんで、この政府とも沖縄県ともしっかり詰めていただいて、それはやってほしいと思います。

それはどういうことかといいますと、今の新港地区

特別自由貿易地域の活性化には必要不可欠であるということもう言うまでもないと思うんですね。

それとこの東部海浜地区埋立事業は、沖縄市だけじゃなくて中北部の経済圏を確立するためにも必要不可欠な事業であるという認識を私は持っているんです。ここまで進んでいる事業を中断・中止することになれば、暴風等による人工島崩壊とそれによる二次災害が考えられるんですね。新港航路しゅんせつ及び沖縄特別自由貿易地域へ重大な影響を及ぼすことは言うまでもありません。

前回、何よりもこの事業の推進是非について沖縄市議会の決議だけではなく、3区における衆院選でローカルの重要争点になったんですよ。その結果から最も新しい民意として見るができると思うんです。当選した玉城デニー氏は、区推進・区困難という公約で当選することができました。5人の候補者の中で中止・中断を主張したのはお一人でございます。選挙の結果からすると、中止・中断を求めるのは、沖縄市で18%、うるま市で13%なんですね。つまり80%以上が少なくとも第1区に関しては容認、または必要とする民意を明確に示しているのではなかろうかと思うんですね。その辺について知事の見解を伺いたい。

大臣の発言がございました。区中断・区中止という発言がございました。多分大臣はですね、ちょっと待てよと、ちょっとチェックしてみよう。ああ、これだったらいいんじゃないというふうな考えがあるかと思うんですよ。多分あると思うんです。なぜかという、地域の民意というものを整理しての発言ではないと僕は感じたからですね。そういうことだと思いません。

さて続きまして、観光客誘客体制についてでございますけれども、今、東アジアの上海、香港、そして台湾、台湾から7万人、香港も伸びてきて3万人。台湾の関係者が言うには、20万人まで行けるんじゃないかとそうおっしゃっているんですね。ところが、沖縄は外への宣伝ばかりに力を入れて、それに予算をかけて、この島でのこの中国系の観光客に対する接待がなされてないというのが一番問題だそうなんです。なぜかといいますと、中国元と台湾元をかえる場所が空港とそして那覇の2カ所しかないんですね。やはり中国元と台湾元を銀行でかえられるような、そういう観光客に対する優しさも持たぬといけないと思うんですね。だから、外に向けてのメッセージも必要ですが、この島でやはりそういう人たちを優しく迎えるそのシステムを考えていかないといけない。だから、そういう意味ではこの台湾元、中国元の両替施設をぜひとも早急に

つくっていただきたいと。

それと上海事務所、台湾事務所、香港事務所の体制でございますけれども、何万人とこれから最終的には上海、香港、台湾で20万人からの観光客を迎えようというのに、担当が県の職員が1人ということでは、絶対手薄になるんじゃないかと思うんですね。これを強化していただきたいと。それに対する見解もいただきたいと思います。

それと土木建築関係についてでございますけれども、このボンド制度の問題はもうずっと前から言われているわけですよ。せっかく今政権交代したんだから、県だけでやるんじゃないかとやはり国の力もおかりして、早急にこのボンドの問題を解決していただかないと、今県内の土木建築関係の皆さんは、もう大変な状況にあります。そういう意味ではほったらかしていると。ただ申請してあります、ただ申請してあります、お願いしてありますでは、僕は通らないと思うんですね。もっと抜本的な活動、アクションを起こさないといけないと思うんですね。

それと最低制限価格についてですが、今90%にアップしました。しかし、まだまだ足りないというんです、業者の方たちは。95%にしてほしい。なぜかというと、現場現場で即戦力しか働いていないんです、人材育成ができない。この5%で人材育成をやっていく。そういう意味で早急にこの95%というところに上げていただきたい。

それと米軍基地工事については、沖縄県は75%の基地負担を強いられているのに、本土企業が約70%から80%ぐらい持っていつているんです。それもやはり分割でやっていただきたい。それと最終的には、75%の地元受注でないとは僕は納得できないんです。そうでしょう。それは道理は合うと思うんですね。その辺の動き、アクションを起こしていただきたいということをお願いして、再々質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問でいただきました幾つかの質問の中で、特にこの東部海浜開発につきまして、特別自由貿易地域をもっともっと充実して発展途上国にあるようなああいふ完全な貿易地域にしたかどうかという御提案なんです、これは今度の沖振法でつくったときの税の関係、関税の関係で、お亡くなり

になった山中先生を初め相当頑張っていただいて今の法人税率、実効税率20数%とか、税額控除制度であるとかいろんな形ができて、なかなかこれ以上というのは実際問題、非常に難しい面があるとは思いますが、しかし、先生方のお力を得て一緒になってもう一深掘りができるかどうか、これからまた新しい沖振法——あと2年したら今の沖振法が切れますから——そういうことにも合わせてまた研究し、前へ進めていければと考えておりますが、ぜひお力をかけてください。

さらにまた、この荷役を含め今那覇港へ荷物を持ってきたという点も含めて、これは企業誘致を含めそういう運航会社を持ってこられるかどうかはもう一度研究させていただきたいと思ひますし、それは非常に重要なものであると思ひます。

それから第3に、この東部海浜開発の中で、玉城デニー議員が誕生するに当たってもいろんな公約・政策を発表されたそうですが、そういう中で必ずしも今の泡瀬の埋め立てについて、特に工区についてはむしろ賛成だというふうに受け取らせていただきましたが、これはまさに沖縄市のみならず中部にとっても大変な財産だと私も思ひますし、太平洋に開けたすばらしい土地だと思いますから、むしろ早目にこれは完結した方がいいと思ひております。

そういうことで、今度大臣がたしか土曜日にお見えになりますが、何度でもこの点は先ほど私も申し上げた、これはむしろ完成して活用を考えた方がいいというふうに考えております。これはぜひ民主党の議員、そして国会の先生方を含めてこういう方向でまとまるように、この県議会の先生方のお力をぜひかしていただきたいと思ひます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 玉城議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず特別自由貿易につきましては、先ほどお答えしたとおり、先進地事例などの調査を行って効果的な制度拡充等にも前向きに取り組んでいきたいと思ひております。

それから外国観光客の誘客についての、中国元や台湾元、ウォンを含めての沖縄県内の環境につきましては、先ほどお話がありました両替所につきましては、もちろん銀行で両替することができますけれども、そのほかに民間の両替所が県内に4カ所できていて、例えば空港国際線のターミナル、それからわたした

ショップの本店、あとブルーシールの牧港店と北谷店において、米ドル、ユーロ、台湾ドル、韓国ウォン、香港ドル、中国元を両替できるような仕組みができていまして、県としましてはこういう内部環境を促進していきたいと考えております。

それから上海事務所等の強化につきましては、確かに業務量が拡大しておりますので、県内関係部局と調整して検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） それでは玉城議員の再質問についてお答えいたします。

ボンド制について、国へ働きかけたらどうかということ、米軍工事の沖縄県内企業の受注をアップすべきじゃないかと、これについては国に働きかけるべきじゃないかという趣旨の質問についてお答えいたします。

ボンド制につきましては、これは金融機関等が信用保証を取りつけるわけでございますが、これにつきましては県内の金融機関あるいは信用保証協会とかそういったところといろいろ調整といいますか、協議、相談しながら、その実現ができるかどうか検討していきたいと思えます。

それから先ほどもお答えしましたけれども、やはり米軍の場合はボンドで100%ということがありますので、できるだけ分離・分割発注していただいてそのロットを小さくして発注できるようなことをお願い、要請したわけでございますので、それについてまた実

現について検討するということがありますから、引き続き注視していきたいと考えております。

それから最低制限価格についてでございますが、今90%になっております。これにつきましては、建設業審議会の方に諮問をしております、現在県内の企業のコスト調査というのをやって、それをもとに沖縄県の現状に適した最低制限価格を定める予定にしておりますので、審議の結果をまちたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 東部海浜開発事業については、たまたま3区の玉城デニー代議士が国会の方におられて、すぐ僕らはその発言があった後、会っていただいて、いろいろと調整して3区の民意というものをやはりもう少し聞いてみないといけないというのが大臣の話だったそうです。だから、これは見守りたいと思えますね。

それと、やはり重要港湾として中城湾港は指定されているわけですよ。今の那覇の混雑を軽減するためにもぜひとも実現させていただきたいと思えますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明10月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 吉 元 義 彦

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成21年10月 1 日

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成21年10月1日（木曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第4号

平成21年10月1日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第3号議案 平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例
- 乙第2号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例
- 乙第5号議案 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
- 乙第7号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
- 乙第8号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例
- 乙第10号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例
- 乙第11号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 財産の取得について
- 乙第13号議案 財産の取得について
- 乙第14号議案 訴えの提起について
- 乙第15号議案 病畜肉の流通事故に関する和解等について
- 乙第16号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
- 乙第18号議案 沖縄県収用委員会予備委員の任命について
- 乙第19号議案 専決処分の承認について
- 認定第1号 平成20年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 認定第3号 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 認定第4号 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 認定第5号 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

- 認定第6号 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 認定第7号 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
 認定第8号 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 認定第9号 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第10号 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 認定第11号 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第12号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第13号 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 認定第14号 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
 認定第15号 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 認定第16号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 認定第17号 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成20年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成20年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	新垣清涼君	35番	比嘉京子さん
11番	上里直司君	36番	新垣安弘君
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	奥平一夫君	47番	嘉陽宗儀君
22番	山内末子さん	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞 弘 多 君	知事公室	棚 原 政 忠 君
副知事	仲 里 全 輝 君	秘書広報統括監	
副知事	安 里 カツ子 さん	総務統括部監	黒 島 師 範 君
知事公室長	上 原 良 幸 君	財政統括監	
総務部長	兼 島 規 君	教育委員会	比 嘉 梨 香 さん
企画部長	川 上 好 久 君	委員長	
文化環境部長	知 念 建 次 君	教 育 長	金 武 正八郎 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん	公安委員会	安 里 昌 利 君
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君	委員長	
観光商工部長	勝 目 和 夫 君	警察本部長	黒 木 慶 英 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君	労働委員会	宮 城 和 博 君
企業局長	宮 城 嗣 三 君	公益委員	
病院事業局長	知 念 清 君	人事委員会	伊 礼 幸 進 君
会計管理者	名渡山 司 君	事務局	
		代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	遊 佐 信 雄 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。

本日、明日、10月5日及び6日の4日間にわたって行われます一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会決定に基づき、再質問の方法として新たに「一問一答方式」が導入されることになりました。

議員各位を初め、知事等説明員の皆様におかれましては、今回の制度改革の趣旨を踏まえ、円滑、簡潔かつ的確な質問及び答弁が行われ、円滑な議会運営が図られますよう要望いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 おはようございます。

冒頭から、議長からの強い達しがあります。議会運

営委員長として、しっかりと今回からの導入、「一問一答方式」に取り組んでいきたいというふうに思っております。

去る20年の10月に小委員会が設置されました。延べ7回の議論、そして10カ月間の議論、非常に意義ある議論だったというふうに思っております。

新里米吉小委員長を初め委員の皆様、大変御苦労までございました。議会改革の最初的方式でございますから、議員皆さん方の御協力、また私も、くしくもくじでトップバッターという順番になっておりますので、しっかりと責任を果たしていきたいというふうに思っております。

新しい政権が誕生しました。有権者がみずからの手で政権交代を実現させました。このことは、明治以来の日本の近代政治史上初めての出来事です。しかし、これから新政権の力量が問われます。マニフェストの実行、実現です。とりわけ沖縄問題解決に向けて連立政権、そして鳩山新総理に大いに期待をいたしております。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、基地問題でございます。

普天間基地3年以内閉鎖についての件でございます。

知事がおっしゃっております普天間飛行場の危険性

の早期の除去、いわゆる３年以内の閉鎖期間が目の前に迫っていますが、進捗状況について説明を求めます。

去る日米外相・国務長官会談でございますけれども、岡田外相が「民主党として疑問を持っている問題がある。具体的に検討の上、話し合っていきたい」と提案し、これに対しクリントン米国務長官は「日本政府が持つ疑問に喜んで答えていく」と語り、従来の強固な対応から柔軟姿勢を示唆しています。また、鳩山首相も米国での記者会見で普天間移設は県外が前提と明言しております。両政府首脳の対応の変化のあらわれに、知事の所見をお伺いいたします。

一昨年７月の参議院選挙、そして昨年６月の県議選挙、ことし８月の衆議院選挙、そして各種世論調査での民意は辺野古新基地建設反対を明確に示しております。民意に沿った知事の決意をお伺いいたします。

次に、普天間飛行場代替施設建設に伴う環境アセスについてでございます。

準備書の答申に対する知事意見が提出されますが、知事の責任ある政治判断が求められます。知事の姿勢をお伺いいたします。

次の福祉行政の中で、(1)の待機児童解消につきましては、代表質問で奥平一夫議員が取り上げておりますので割愛させていただきます。

次に、(2)の児童虐待についても削除いたします。

次に、(3)の新型インフルエンザについて、ア、イは取り下げまして、ウ、受験シーズンに入りますが、受験生対策についてはどうなっていますか、お伺いいたします。

次に、観光行政についてでございます。

県の観光振興地域指定による税の優遇措置について、観光振興地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づくもので、観光振興地域に指定されますと、法人税、事業税、不動産取得税等々でかなりの税の軽減ができるようになっています。

質問いたします。

観光振興地域制度を受けているのは何力所か。

市町村が条例を改正して優遇措置を受けているのは何力所で、額は幾らか。

指定を受けながら、優遇措置がなされていないとすれば原因は何か。県はこのことにどう対処してきましたか。

沖縄振興計画等総点検中間取りまとめの中において、投資税額控除については最近の実績がないとの見解ですが、指定地域では企業誘致などにかなり大きな影響を及ぼすことになりかねませんが、観光振興地域

制度の平成24年４月以降継続の必要性についてお伺いいたします。

次に、中国人観光客誘引についてでございます。

中国からの観光客誘引について、県の基本的な考えをお伺いします。

ビザ緩和は、北京、上海、広州に限られ、滞在期間も短い。長期的滞在型の観光客を受け入れるために、さらなるビザの緩和を国に求めるべきと思うがどうですか。

沖縄への中国総領事館を設置する考えはないでしょうか。

次に、環境美化でございます。

主要国道、県道、観光地等の植栽と雑草除去についてでございます。

私は、去る９月21日から22日、２日間にわたって、那覇空港を基点に空港周辺、国道331号、豊見城南嘉地交差点、そして国道58号、首里城、県庁周辺の植栽等、道路管理状況をつぶさに見てまいりました。残念ながら、観光立県のイメージとしては甚だ見るにたえない実態を見せつけられました。

そこで質問いたします。

植栽と雑草除去費の年間予算についてお伺いします。

事業の委託方法についてはどうなっているでしょうか。

雑草除去作業を失業対策として仕組みがつくれないかどうかお伺いいたします。

教科書検定問題でございます。

２年前の９月29日、教科書検定意見撤回を求める県民大会では12万6000人の怒りが結集しました。そして、去る９月29日の県民集会も多くの参加者の怒りが頂点に達しております。

そこで質問いたします。

知事は新しい政権になった現状において、この際、県民の先頭に立って政府に検定意見の撤回と、集団自決の記述回復を求めるべきではないですか。知事の決意をお伺いいたします。

不登校対策についてでございます。

県内の不登校実態についてお伺いします。

不登校問題の取り組みについてはどうなっていますか、お伺いいたします。

公立久米島病院の件でございますけれども、御承知のように、公立久米島病院は、これまで県立病院から医師、看護師の派遣がありましたが、県立病院の医師等の確保が厳しい状況の中で、今後の県の対応が求められます。

ちなみに、次年度では医師、看護師、技師7名の任期満了が予定されていますが、県の対応についてお尋ねいたします。

次に、琉球舞踊の重要無形文化財指定について。

国の文化審議会が7月17日、伝統芸能の琉球舞踊を重要無形文化財に指定し、39人の実演家が保持者に認定されました。

琉球舞踊は今や県外・国外へと発展・継承され、今回の認定は関係者から大きな喜びとなっています。

質問いたします。

今回の指定について評価をお伺いします。

関係者から認定拡大の声がありますが、どうお考えしますか。

今後の琉球舞踊の継承・発展への県の支援策をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

大城一馬議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題についての中で、3年めどの閉鎖状態の進捗状況いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することができないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

去る8月11日に開催されましたワーキングチーム会合におきましては、防衛省から平成19年8月の報告書に記載されました危険性除去の諸施策をすべて実施し、今年度は普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査を実施するとの説明がありました。県からは、さらなる危険性除去策等の対応を求めたところであります。

県としましては、今後とも協議会やワーキングチームにおきまして率直な意見交換を行い、3年めどの閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく基地関連の御質問で、これまでの選挙や世論調査の結果と普天間飛行場の移設についての御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から、一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書

において、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしていきたいと考えているところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、県の環境影響評価審査会からの答申に対する知事の姿勢はどうかというような御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書につきましては、環境影響評価審査会におきまして審議がなされたところでございます。10月2日に答申をいただく予定となっております。

県としましては、この審査会からの答申を踏まえまして、名護市長、そして宜野座村長の意見を勘案し、また、住民等意見に配慮をして、10月13日に環境の保全の見地から意見を述べる考えでございます。

次に、観光行政に係る御質問に答弁させていただきます。

中国からの観光客誘客についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県が目指します外国人観光客100万人達成に向けましては、人口規模も大きく経済成長が著しい中国市場からの誘客が欠かせないものと認識いたしております。

ことし7月には、一定の所得を超える者に対し個人観光ビザが発給されるようになりましたことから、プロモーション活動を強化しているところでございます。

9月には、私も上海を訪れ、個人旅行の可能な層の誘客を図るため、航空会社や旅行会社への働きかけを行いました。

今後は、北京、上海などに加えまして西安、成都など内陸部の都市におきましても誘客活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、琉球舞踊の重要無形文化財指定に係る御質問の中で、琉球舞踊の評価に関する御質問にお答えいたします。

このたび、琉球舞踊が重要無形文化財に指定されたことは、日本の芸術上、特に価値が高く、また芸能史上、重要な地位を占めるものとして評価されたものであり、県民にとって大きな喜びでございます。

このことは、能や歌舞伎と並び日本の宝物となり、郷土の伝統文化を愛護し、保存・継承する意欲をはぐくむ上でまことに意義深いものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、日米外相会談についてお答えいたします。

報道によりますと、去る9月21日に行われた日米外相会談で、岡田外務大臣から、在日米軍再編見直しについて交渉入りの意向が伝えられ、クリントン国務長官から、日米合意に基づく現行計画の履行が基本としながらも、日米同盟全体に関連して協議を継続する考えが示されたとのこととあります。

県としては、米軍再編の見直しの内容にかかわらず、引き続き基地負担の軽減が確実に図られるよう、日米両政府に強く求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題についての御質問で、アセス準備書に対する疑問や批判についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る準備書に対し、主に方法書で示されなかった係船機能つき護岸やヘリパッドなどが追加されたこと、予測・評価の内容について科学的根拠が示されていないこと、ジュゴンの調査は単年度では不十分であること、埋立土砂の購入先が示されていないこと、潮流や汀線について用いたシミュレーションモデルの予測計算の精度に問題があること、埋立土砂採取区域に貴重な植物種が確認されていること、サンゴについて潜在的に良好なサンゴ生息域であるとの意見を軽視していることといった疑問や批判があることは承知しております。

当該準備書につきましては、県環境影響評価審査会において審議がなされたところであり、同審査会からは、こうした点も考慮した答申がなされるものと考えております。

県としましては、同審査会からの答申も踏まえて知事意見を述べる考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 公立久米島病院の医療スタッフ確保についてお答えいたします。

公立久米島病院への県からの医師、看護師等の派遣については、当病院を運営している沖縄県離島医療組合からの要望を受け、福祉保健部から県病院事業局に対し協力を依頼しているところであります。

しかし、県立病院における医師、看護師の確保の状

況はますます厳しさを増しており、県立病院から公立久米島病院への医師、看護師等の派遣も同様の状況となっております。

県としましては、離島医療組合に対して、独自に医師、看護師等の公募を積極的に行うよう助言するとともに、引き続き県病院事業局と連携して、公立久米島病院の医師、看護師等の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、福祉行政についての御質問で、受験生の新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、手洗いやうがいの励行、規則正しい生活など各学校における新型インフルエンザの感染予防に努めているところであり、特に、受験シーズンは受験生への感染拡大がないよう指導の徹底を図りたいと考えております。

県立高等学校入学選抜に係る新型インフルエンザの対策については、発生状況等を踏まえ、関係機関等と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、受験生が感染した場合、入試の性格上、公正公平性を確保する観点からどのような対応が可能なのか、他府県の動向も参考に検討してまいります。

次に、教育行政についての御質問で、記述回復と教科書検定意見の撤回についてお答えをいたします。

教科書検定問題については、一昨年、県民大会が開催され、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復され、高校生がこれまでと同様に学習できるものと考えております。

教科書検定意見の撤回等については、今後とも政府及び文部科学省の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、不登校の実態についてお答えいたします。

平成20年度の文部科学省の問題行動調査によると、本県の不登校児童生徒数は、私立も含め小学校は402人で、前年度より44人増加しております。中学校では1463人で、前年度より114人の増加となっており、小中学校ともに4年連続の増加となっております。

次に、不登校問題の取り組みについてお答えいたします。

不登校への取り組みとしましては、スクールカウンセラーや児童生徒生活支援員等を活用することにより、生徒指導体制・教育相談体制の確立を図っております。

また、遊び・非行傾向への対応については、立ち直り支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー活用事業、県警と連携した取り組みなどを推進しております。

今後とも、学校、家庭、地域、関係機関・団体が一体となって児童生徒理解を深め、不登校対策や「子どもの居場所づくり」に努めていきたいと考えております。

次に、琉球舞踊の重要無形文化財指定についての御質問で、認定拡大についてお答えいたします。

今回の琉球舞踊保持者認定は、県指定「沖縄伝統舞踊」の保持者の中から認定されました。これから、国庫補助事業で実施される後継者育成のための伝承者養成事業には、県指定の保持者も参加することになります。

今後、こうした伝承者養成事業の実績を踏まえて、国において追加認定が検討されることになると考えております。

次に、県の対応についてお答えいたします。

県教育委員会では琉球舞踊の継承・発展のために、沖縄伝統舞踊を県の文化財に指定し、これまで後継者育成に努めてまいりました。

今後は、重要無形文化財の指定を契機に琉球舞踊保存会が設立され、国庫補助事業により後継者育成のための伝承者養成事業が実施されます。

県教育委員会としましても、文化庁の指導も受けながら伝承者養成事業等を支援し、琉球舞踊の継承・発展に努めていく所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、観光振興地域の指定状況及び優遇措置の実績等について一括してお答えいたします。

現在、観光振興地域の指定を受けているのは、16市町村において17地域であります。

観光振興地域に指定されている16市町村のすべてで条例制定、改正が行われており、固定資産税に関する優遇措置を受けることが可能となっております。

税制上の優遇措置については、平成21年3月までに国税、県税、市町村税の合計で5件、約15億7000万円の課税免除等が行われております。また、沖縄振興開

発金融公庫の融資制度の活用が39件で約606億円となっております。

同じく観光行政について、優遇措置の活用状況と県の取り組みについての御質問にお答えします。

融資制度については、一定の活用実績があるものの、税制上の優遇措置については低調な活用実績となります。

その主な要因としては、税制優遇措置の対象となる要件が厳しいことなどが考えられます。

県では、対象施設の拡充に取り組むとともに、パンフレット配布やインターネットによる情報発信など、関係市町村と連携して制度周知を図り、優遇措置の活用促進に努めてきたところであります。

同じく観光行政について、制度継続の必要性についての質問にお答えします。

観光振興地域制度に関しては、その税制優遇措置や融資制度を活用し、観光関連施設の集積が図られていることから有効な制度であり、継続する必要があると考えております。

次に、同じく観光行政について、中国のビザ緩和についてとの御質問にお答えします。

中国国民に対する個人観光ビザ発給は、現在、対象地域が一部に限られていますが、来年の7月からは中国全土に対象地域が拡大される予定となっております。

滞在期間については15日以内とされておりますが、さらなるビザ緩和を求める必要性については、沖縄県への中国人観光客の誘客実績や受け入れ体制の整備状況などを勘案した上で検討してまいりたいと考えております。

同じく観光行政について、中国総領事館の設置についての御質問にお答えします。

中国総領事館の本県への設置につきましては、観光等への利便性などが期待されますが、外国公館の設置につきましては国の専管事項であり、県としては、状況の推移を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 環境美化について、植栽と雑草除去費の年間予算及び事業の委託についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

平成20年度の植栽と雑草除去費の年間予算は、国管理道路で約4億2700万円、県管理道路で約4億3700万円となっております。

事業の委託については、国管理道路では委託件数7

件で、造園業者へ委託しているとのことであり、県管理道路は委託件数34件で、造園業者、シルバー人材センター、地方自治体、授産施設等へ委託しております。

また、県管理道路においては、道路ボランティア225団体にも協力をいただいております。

同じく環境美化について、雑草除去作業を失業対策とする仕組みについてお答えいたします。

雑草除去作業を失業対策とする取り組みにつきましては、今年度、緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、各土木事務所において非常勤職員として13名を採用し、除草などの道路美化作業を実施しております。

今後とも、予算の状況を踏まえて取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 まず、知事にお伺いしたいと思えます。

知事の公約であります、いわゆる普天間飛行場の3年以内閉鎖。きのうの私ども会派の代表質問の中でお話ございました。目に見える負担軽減というのがどこまで担保されているのかということでお話がありましたけれども、残念ながら明確な答えは出ておりません。むしろ、今、普天間飛行場はますます騒音が激しく、危険性もますます増しているという状況だというふうに私は認識をいたしております。

ところが、しかし知事はまず普天間飛行場の3年以内閉鎖を訴えました。次に3年めどを訴えました。次に何かわかりませんけれども、知事のホームページによりますと、任期4年というふうになっております。一体、この知事の3年以内閉鎖というのは、ここに来て方針転換として受けとめてよろしいかどうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 方針は、特に転換しておりません。3年めどの閉鎖状態の実現に取り組むということでやってきたつもりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 要するに、3年めどはいよいよ目前でございます。しかしこれが任期とかになりますと、来年の11月でございます。私は、やはりここに来て方針転換と言わざるを得ません。

次に、普天間飛行場の県内移設の問題でございます。

知事は、絶えず政府の説明、あるいはまた政府の対応をまずお伺いしたいという答弁を今回の代表質問等でも述べております。

私は、やはり新しい政権になった。そして、日米首脳が県外だと主張している。ましてや、鳩山総理がアメリカでわざわざ普天間の移設は県外が前提という報道がなされております。やはり私は、日本の総理がアメリカで発信すること自体が、この意味の重さ、これは、鳩山総理の米軍に対する強いメッセージではないかと、私は思っているわけでございます。

ですから、これだけ新政権、総理がせっかく強い意思でメッセージを発信している段階で、肝心の地元が一体どう対応するのかと。民意は、一連の総選挙、そして世論調査で、民意は基地の県外・国外移設。せっかくの県内41市町村長のアンケートでも、もう既に変化があらわれています。

そういう状況からしても、やはり政府が説明するまでじゃなくて、政府が対応を決めるまでじゃなくて、まずは沖縄県知事が沖縄県の立場をしっかりと、知事が常におっしゃっております、県外がベスト。このことをしっかりとまずは日本の政府に発信する。これから私は次の段階に進むと思っています。すなわち知事が、沖縄県側が県外ベストですよと発信すれば、日本政府は受けとめます。日本政府が受けとめると、アメリカに協議のテーブルを設けます。そこからいろんな協議が始まります。そして次の段階で、じゃ県外・国外となれば場所はどこかというのが、いわゆる最終的な日本政府とアメリカ政府が協議して場所も特定する、これがこれからのスケジュールじゃないですか。ですから、やはりここに来てせっかくこういう民意が、沖縄県民の民意が、知事も私はそのことは十分に認識していると思うんですよ、思っていると思うんですよ、やはり変化したなど。この流れはとめられないんじゃないかなと。私は、そのようにして知事は思っている。

でもしかし、知事がずっと、いわゆる苦渋の選択で辺野古だと言っておりますけれども、やはりここは勇気を持って知事がおっしゃる県外ベストということをしかり、その点をぜひ政府に示すことはできないかどうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の大城一馬議員のお考えは確かに傾聴に値しますし、そういうふうに新しい政権は考えているのかなという感じがしないわけではありませんけれども、ただ、この県外はベストだけれどもというのは、これはもう普天間問題が出てきたときから、ある意味で沖縄側では申し上げ続けてきたことでもありますし、しかし一方で、日米両政府はやっぱりいろんな形で県外はなかなか難しいと、県内やむなし

というようなこともあって、我々は県外ではなかなかめどがつかない。したがって、県内やむを得ないのではないかと。

しかし、私の場合はさらにそれに条件をつけていますが、これはきのうも申し上げましたように、まだきちっと政府からは答えはもらっていません。もっと海側へ出しなさいとか、それから、先ほどからの3年めどの現在のこの普天間飛行場の閉鎖状態の実現にも取り組んでもらいたいというのは、きちっとしたまだ最終的な答えはもらっておりません。

そして政権がかわり、それで先日、政府の担当の防衛大臣がお見えになったわけで、無論私はこれまで申し上げたような県外がベスト、しかし、県内も条件つきとはいえずやむを得ないのではないかという私のスタンスは申し上げました。今、大城議員のおっしゃったようなきちっとした返答をまだいただいております。それどころか、今の環境アセスとまってないんですよ。取り下げればすぐわかります、現実の政策が変更されたかどうかというのは。このまま動いていますよ。これは私が動かしているんじゃないんですよ。政府が取り下げれば、それで終わりです。

例えばそういうことを見ても、政府は、マニフェストでいろいろおっしゃっておられますが、最終的にはどうされるのかというのは、これまた基本的には防衛省を含む政府の仕事なんですよ。

ですから、政府がどういうぐあいに政策を変更するのか、さらに浦崎議員が言われたように具体的な、要するに工程、これも見えないまどう展開するのかわかりません。ですから、まだやっぱり政府からの変えるのか、どう変えるのか、工程表も含めてこれはやっぱり説明を伺わないといけないなと思っているところです。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 私は、沖縄の立場をしっかりと政府にこうだと、まず伝えるのが本来の第一段階だと、筋ではないかと思っているんですよ。要するに、基地が建設されますと、この負担、被害は県民が受けるんです。ですから、今、県民の民意は、基地の県外・国外なんですよ、知事。これはおわかりでしょう。ですから、そこでやはり知事もその意を呈してしっかりとこのことを政府に伝える。そして、政府は沖縄県民の、知事の意見を受けてアメリカと交渉する。

政府からまだ来ないから、説明がないから、沖縄県として何も言えませんでは、やはりこれは沖縄県の知事として、民意として、果たしていかなものかと思えます。ですから、我が会派の奥平一夫議員の代表質

問の中でも、知事は、ぜひ機会をつくって、チャンスがあれば鳩山総理と会談していきたいと話がありました。そのときに、ぜひこの県民の意向、そして沖縄県の立場、これを伝える。いわゆる知事がおっしゃっております県外移設がベスト。何も遠回しに、はい、ということでもまた辺野古に持っていく必要ないですよ。

そのことが、だったら政府に違うんじゃないかと。そういうことをしっかり伝えるのが、私は今の知事の沖縄県内の状況ではなかろうかと思っています。

もう一度しっかりとした答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 大城議員の御質問にお答えしたいと思うんですが、担当である防衛大臣、この間お見えになったときに、無論、これはきちっと伝えてあります。いいですか。県外がベストだけれども、これまでの経緯その他から考えてやむなしという考えは持っていますが、なお2つの条件はきちっとクリアしてもらいたいということはきちっと申し上げておりますので、ひとつ念のため。

さらに民意はおっしゃいますが、どこの世論調査の民意かですが、これはとりようが2つあると私は思っています。1つは、県外がいいか県内がいいかというこういう質問の設計ですと、それは県外がいいでしょうという人が大部分だと僕は思いますよ。しかし、工程表もない、何年かかるかわからないもので、県外と県内どちらがいいですかというと、やっぱりめどがついている県内もやむなしという選択は、結構いいところの支持があると私は実は思っております。そこがちょっと先生と御意見は違うと思いますが、念のため。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 世論調査の方法云々じゃないですよ、知事。じゃ、あの選挙は、総選挙は何だったんですか。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、おはようございます。民主党の新垣です。

1955年の11月に自由党と日本民主党が保守合同いたしましたして、自由民主党が誕生して今日までずっと日本を背負って頑張ってまいりました。

私も民主党歴は10年なんですけど、その前は20年ぐらい熱心な自民党の支持者でありました。そういう意味では、今回自民党が政権を退いたことに関しては、本当に自民党の皆様に御苦労さまでしたとそういうふう

に申し上げたいと思っております。今まで50年以上も頑張ってきました。日本の戦後の平和と安全、そして高度経済発展を遂げたこの社会、自民党のその果たした役割は本当に大きなものがあると私は本心から思っております。ただ、50年以上も頑張ってきたわけですから、これからは焦らないで20年ぐらいは野党生活をゆっくり楽しんでいただきたいと思います。

日本の国民性というのは、冷戦構造が終わっても20年近く自民党政権を変えなかったんです、一時期を除いて。そういう点では国民性は保守的なんですね、急激な変化を望まない。それからしても今回民主党が第一党になったわけですから、民主党の政権になりました。これはあと二、三十年は続きます。これは断言をしてもいいのではないかと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、時間もありませんので質問に入ります。

まず、鳩山政権への対応についてお伺いいたします。

(1)、知事は総選挙において自公連立政権への支持を明確にしておられました。今回の選挙結果をどのように受けとめておられるのか。また自公政権の崩壊は、今後の県政運営にとってどのような影響をもたらすと予想しておられるのでしょうか。

(2)、行政の継続という観点から、県として心配な点はどのようなことでしょうか。逆に、新政権となり、よりよい方向への展開が図られると期待される点はどういうところでしょうか。

(3)、新政権との関係において、知事の選挙公約の実現に向けてプラスになることと、マイナスになることはどのようなものがあるのでしょうか。

(4)、東アジア共同体の構築を目指し、アジア外交を強化するという鳩山政権の外交政策をどのように評価されますか。また新政権の対アジア政策を本県の県益に生かすにはどういうことが考えられるのでしょうか。

(5)、本県によってもたらされる我が国の領海、領空、排他的経済水域の規模は全国の何割を占めているのでしょうか。また、それがもたらす国益に対する沖縄の貢献度を今後どのように評価させ、全国的な認識として定着させるにはどうすべきでしょうか。

(6)、本県にとって政府の外交安保政策は、県民生活に直接影響を及ぼします。今までの政府の外交安保政策をどのように評価し、新政権の外交安保政策に何を期待しますか。

(7)、民主党が高速道路の無料化を掲げて政権政党になった今こそ、沖縄の航空運賃や船舶の運賃の低減を強く求め実現するチャンスだと思いますが、知事の決

意を伺います。

(8)、新政権になって一括交付金制度を初めとして、地方分権・地域主権政策が急速に進められていくと県や市町村にとってはどのようなことが課題となってくるのでしょうか。

次に、今後の知事の政治スタンスについてお伺いいたします。

(1)、今後、民主党県連としても政府に対して沖縄のあらゆる問題を県益を中心に対応を迫っていかねばなりません。知事とも連携を密にしていきたいと考えますが、今まで以上に前向きな協力関係を構築していくことは可能でしょうか。

(2)、これからの各種選挙において、県政与党との連携は今までどおりなのでしょうか。それとも微妙な変化が出てくる可能性もあるのでしょうか。政権がかわって間もない時期ではありますが、知事の思いをお聞かせください。

最後に、新政権の主な政策が本県に与える影響についてお伺いいたします。

(1)、次年度において子ども手当が実行された場合、県内における総額はおよそ幾らになるのでしょうか。またその経済効果はどのように予想されるのでしょうか。

(2)、他府県に比べて無年金者が多いと思われる本県において、最低補償年金制度への改革についてはどのようにとらえておられるのでしょうか。

(3)、国の出先機関の廃止の方針が出されておりますが、沖縄総合事務局と沖縄大使の役割と存続の是非についてはどのように考えておられるのでしょうか。

以上、御答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、鳩山政権への対応についてという御質問の柱の中で、総選挙の結果と県政運営への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の政権交代は、世界的な金融危機、そして景気の後退、雇用や年金問題など将来に対する不安と、そしてまた現状への不満、政治に対する変化を求める国民の判断のあらわれであると言われております。

ところで、沖縄振興計画や大学院大学関連法案など沖縄の振興策につきましては、国会の与野党を問わず全会一致をもって御賛同いただいた経緯もございます。

したがいまして、連立政権におきましても沖縄の諸問題の解決につきましては、御理解をいただけるもの

と認識をいたしております。県政運営に大きな影響、マイナスの影響が出るとは考えておりません。

次に、同じく鳩山政権への対応の中で、新政権に対する懸念と期待についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

民主党のマニフェストを読む限りにおきましては、自由民主党及び公明党の政権公約と実務的な面では違いがある部分と違いがない部分があるかと思いますが、基本的には実務面での取り組みの方法の違いではないかという印象を持っております。民主党を中心とする連立政権におきましても、これまで同様に沖縄の諸問題の解決につきましては、御理解をいただけるものと期待をいたしております。

他方、例えばこれまで進展の見られなかった日米地位協定の改定につきましてこれを提起するとしており、大いに期待をしている政策の一つでもございます。

次に、同じく鳩山政権に係る御質問の中で、私の公約実現に向けてプラスになること、そしてマイナスになることはどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

民主党・沖縄ビジョンにおいて、「沖縄を活かす産業による雇用創出機会の拡大と自立型経済の構築」を掲げておられますが、沖縄振興に係る基本的な方向性は私の公約と重なるものが多いと認識をいたしております。

また、民主党マニフェストの子ども手当や出産支援等は、出生率が高い沖縄県にはプラスになるものと考えております。

一方、国の大型公共事業などの見直しは、沖縄の経済情勢にも何らかのマイナスの影響を与えるのではないかと危惧をいたしているところでございます。

次に、今後の知事の政治スタンスという柱の中で、民主党県連との協力関係についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄が抱える諸問題の解決には、国政与党であります民主党の御支援は不可欠のものでございます。

私といたしましても、県政与党であります自由民主党、公明党はもちろん民主党県連の先生方とも意見をよく交換し、県勢発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の知事の政治スタンスの中で、県政与党との連携についての御質問にお答えいたします。

県政を預かる私といたしましては、総選挙の結果を謙虚に受けとめ、県民の皆様の御理解、御協力が得られるよう、さらに努力し努めてまいりたいと考えてお

ります。

なお、これまでどおり県政与党との信頼関係を保つことはもちろんですが、国政与党の皆様ともパイプをぜひ太くさせていただいて、県勢の発展という点では共通の目的だと思いますので、全力を尽くしたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） おはようございます。

鳩山政権への対応についての御質問の中で、新政権のアジア外交政策への評価と県益についてお答えいたします。

県では、アジア・太平洋地域の交流拠点の形成に向けて、沖縄振興計画等に基づき各種施策を推進しております。

県としては、国の施策における主要な拠点としての役割を担いつつ、国内外との交流を通じた自立的発展と我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与したいと考えております。

民主党マニフェストの「東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する」ことについては、その基本的な方向性は県の政策と重なるものも多いと認識しております。

県としては、「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」の各種施策について、国や関係機関と連携しながら推進していきたいと考えております。

次に、排他的経済水域に対する沖縄の貢献度についてお答えいたします。

沖縄を基点とする水域等については、関係機関に照会しても明確に数値として示されたものではありませんが、本県は東西1000キロメートル、南北400キロメートルの広大な海域に散在する島々から成っており、我が国の排他的経済水域等の確保に大きく寄与していることは間違いのないものと考えております。

現在策定中の沖縄21世紀ビジョンにおいても、現時点で「排他的経済水域等の確保や貴重な海洋資源の存在など日本の国益を担う地域として、海洋・海域の保全・管理・活用等に対する国の協力・支援を導入する。」こととしており、県としては、ビジョン策定後にその実現に向けた具体的な方策等について検討・協議してまいりたいと考えております。

次に、高速道路無料化に伴う航空運賃や航路運賃の低減についてお答えいたします。

沖縄県は全国的高速道路網から遮断されているた

め、航空輸送や海上輸送に頼らざるを得ないことから、航空運賃や航路運賃の低減は大変重要な政策課題であります。

高速道路無料化の恩恵が少なく、むしろ観光面への影響が憂慮される沖縄県としましては、無料化とあわせて航空運賃や航路運賃の低減に係る支援策を講ずるよう、国に対し強く求めてまいります。

次に、一括交付金制度を初め、地方分権・地域主権政策を進めることによる県や市町村の課題についてお答えいたします。

国と地方の役割分担を積極的に見直し、地方への大幅な権限移譲や地方税財政の拡充を図っていくことなど、国全体の活力を取り戻す地方分権の推進は、時代の潮流であると認識しています。

県や市町村においては、自主性及び自立性が高まり、みずからの判断と責任に基づいて地域の特性を生かした施策の展開や住民生活の向上への取り組みが求められていると考えます。

次に、新政権の主な政策が本県に与える影響についての御質問の中で、総合事務局の役割と存続の是非についてお答えいたします。

総合事務局は、本県の振興開発を一元的・効率的に推進する役割を担ってまいりました。

地方分権推進の観点からは、国の出先機関の見直しは一定の方向で見直しが行われてくるものと考えられます。

しかしながら、沖縄振興に係る国の責務は地方分権にかかわりなく果たされるべきものと考えており、総合事務局については、昨年の地方分権推進委員会との意見交換の中で、国の責任において直接的に応援していくことが必要な業務などを遂行する組織として存続することが必要であると申し上げたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 鳩山政権への対応についての御質問で、安全保障政策への評価と期待についてお答えいたします。

日米安全保障体制は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安全の維持に寄与し、我が国に所在する米軍基地が重要な役割を果たしていると理解しております。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書においては、緊密で対等な日米同盟関係のもと、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方

向で臨む。」とされております。

県としては、今後、政府としてどのような対応を考えているか動向を注視したいと考えております。

次に、新政権の主な政策が本県に与える影響についての御質問で、沖縄大使の役割と存続の是非についてお答えいたします。

外務省沖縄大使は、沖縄県に駐留するアメリカ合衆国軍隊にかかわる事項等についての沖縄県民の意見及び要望を聴取し、これを外務省本省に伝えるとともに、必要に応じ合衆国軍隊等との連絡、調整を行うなどの事務に従事しております。

沖縄担当大使は、沖縄の基地問題の解決を促進するため、引き続き配置される必要があるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 新政権の主な政策が本県に与える影響についての御質問の中の、子ども手当の支給総額とその経済効果についてお答えいたします。

子ども手当が所得制限を設けず、中学校卒業までの子供1人当たり月額2万6000円を支給するとした場合、県内における支給総額は年間約792億円となる見込みであり、その経済効果は大きいものがあると思われます。

次に、最低保障年金制度改革についてお答えします。

公的年金制度は国が責任を持って運用する制度であります。

老後や障害を負った際、そのときの生活を支えるもので、国民生活に不可欠であり、将来にわたり持続可能な制度として構築される必要があると考えております。

最低保障年金制度については、厚生労働大臣は記者会見で、基本的には4年間をかけて制度設計し、国民のコンセンサスづくりをすると述べており、今後の動向を注視したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 よろしく願いいたします。

再質問をさせていただきたいと思うんですが、私の質問の中に、直接的には普天間の移設の問題は触れてはおりませんでしたけれども、鳩山政権に対する問題とか知事の公約とも関係もありますし、特にまた皆さん大変関心を持っておりますから、民主党の立場から

少しお伺いしたいと思いますが、まずこの普天間移設の問題は、当初、普天間を返還するという話があったから、その後メガフロートの話が出てまいりました。それから一転二転しまして、結局埋め立てという形になってまいりました。

そういう変わっていくその変化の中で、これは私が前からすごく気になってはいるところなんです、この間も大臣がお見えになったときに夕方懇親会を持ちまして、その中に企業の方々もいらっしゃいました。そういう皆さんからすれば、辺野古移設を進めてもらいたいというような御意見が多かったかと思っています。

そこでなんですが、この基地問題、これは沖縄側の問題として例えばの話、これは以前聞いたことなんです、メガフロートでは沖縄に金は落ちないと、埋め立てでないと沖縄側に金は落ちないんだ。そういう形で普天間の移設問題がいわゆる新基地建設が一つの公共事業のような観点から判断されて、その判断が地元の首長さんたちの判断にも容認にもつながっている部分があるのかどうか、そこら辺知事のお考えをお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の御質問ですが、確かにまずおっしゃったようにメガフロートがあったり、埋め立ての話があったりこういう経緯はあったようです。

そして、この中でメガフロートをつくる場合に、産業界から見ればスーパーゼネコンであるとか、大きな大きな産業や企業の分野でなかなか沖縄の企業が参加しにくいから埋め立てがいいのではないかとといったような意見もあったやには聞いております。

そしてこの基地問題については、基本的に今私に対する御質問の最後のところは、首長さんといいますか、市長さんたちはどういうふうに考えているのか、公共事業のような感覚を持っているかという御趣旨の御質問ですよね。

ここは私のこれは推測なんで直接聞いたことはありませんが、いろんな考えで首長さんたちは持っておられると思います。地域振興にも役に立つ部分があるのではないとか、そしてまた雇用にも役に立つのではないとか、いろんな御意見があるのかなと思いますので、一つの答えだけではなかなかくれない

複雑なものがあるのではないかと私も思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 基地問題がそういう形でのその判断も働いて埋め立てでの形に落ちついているとしたら、これは本当に大変残念なことだと私としては思います。この件はわかりました。

あともう1点なんですが、普天間の返還の件で、いわゆる基地が動くときに、どういうふうに動くかというといろんなケースがあると思うんですが、一つ参考になるのはフィリピンのスービックとクラークの基地が閉鎖されました。あれは、当時ピナツボ火山の影響もあって、これも大きかったと思うんですが、フィリピン政府から撤退してほしいとそういう要望もあって、アメリカはこの2カ所の基地を閉鎖をいたしました。

閉鎖した一つの理由には、恐らく日本のように思いやり予算がないからというものもあると思うんですね。そういう意味でフィリピンであれだけ大きな2カ所の基地が一時期に閉鎖された、そのまま閉鎖されていると。そのことによってアジアにおけるアメリカの軍事的なプレゼンスに影響があったかどうかという話というのはないんですね。

ですから、そういう意味で普天間に関してもこれは軍事的な問題というのは、判断を下すのはこれは政治だと思うんですね。政治的な決断だと思うんです。

そういう意味で、本当に日米が沖縄の立場、事情に立って真剣にこの普天間の今の基地の状態を考えるのであれば、これは軍人としては基地はそのままあるものはあった方がいいという判断になると思うんですが、軍人の判断よりも優先されるのは政治の判断だと思うんです。政治の判断に影響を与えるのは市民であり国民の判断だと思うんですね。

そういう意味で、この普天間の移設に関して政治的な判断に期待をかけてもいいんじゃないかと私は思うわけなんです。ただ、そのことについて日米関係で、日米安保に傷がつく、あるいは日米関係がおかしくなることはもちろんそれは願わないけれども、ただやろうと思えばそれはできると思います。

この普天間を初め沖縄のその基地の問題に関しては、動かなかったのは1つには私は政府が、あるいは政党、あるいは官僚が沖縄の立場に立ったしっかりと対米交渉をしてこなかった、それが一番の原因だと思います。それが今回政権が変わることによって、沖縄にとって環境が大きく変わったんです。ですからこれは一つの私は大きなチャンスだと思うんですね。

そういう意味で、私どもはずっとここ10年ぐらい県

連として辺野古への移設は反対だということは本部に言い続けてきました。本部の中には、自民党から来ている皆さんがいらっしゃいますから、なかなかそれに抵抗もあった。それでも今回の総選挙を前にしてあれだけ幹部の皆さんがああいう形での表明をしたんです。そこで、私どもはそこに期待をかけるわけですよ。期待をかけたいわけなんです。

そのためには、政権をとるまでは民主党本部は県連はどうなんだということで県連の意見を聞いてきましたけれども、政権をとって政府になったら今度は知事はどうなんだ、市長はどうなんだとそういうふうな形で聞いてくるわけなんです。今がそこなんです、今がそこなんです。

知事は聞くとおっしゃっていますが、向こうは知事に聞きたいというふうに今言っているわけなんです。

そこで、肝心なのは、この問題はあれだけ明言はしているけれども、沖縄の対応が一つにまとまって日本政府をバックアップするような形にならないと、私はこの問題は無理だと思っています。

そういう意味で、沖縄にとってベターでしかない苦渋の選択をさせられたものを——苦渋の選択をしたんじゃないんです、させられたんです。それを今回政府がかわって、沖縄にとってベストな選択をしようじゃないかと言っているんです。

そういう意味で、今回のこのチャンスに知事を初め、県民が党派を超えて一緒になってこのチャンスにける価値は十分あると思うんです。

それをやってだめならだめで、それ以上悪くなることはないと思うんです。ベストなことを、ベストな政策をやると言っているんだから、そこにかけてやる可能性は十分あると思うんです。それについて知事の御意見をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の新垣議員の御意見は確かに傾聴に値するあれだと思いますし、新しい政権がマニフェストにおいても、日米再編についても見直す、そして3党合意では県民の負担の軽減の目線というような御趣旨の内容が入っていますから、大変期待するところは大きいんですが、今の論理の中で、非常に私もできればベストの選択というのはいいんですよ。

ですけれども、この沖縄の県知事がとか、沖縄の人たちに責任を持たせて米軍基地の再編の責任を県知事が言わないからとか県知事が言うからという話ではないと思うんですね。これはやっぱり長年、橋龍さんの

時代から来たこの米軍再編しかりこの普天間の移設も、もともとは県民が普天間は危険だから早く返還してもらいたいということからスタートしたんだと思うんですが、返還に当たってやっぱり県外というなかなか難しいから県内だということで、議員はメガフロートじゃなくて埋め立てになったのは残念だとおっしゃっていますが、これは全く私は理解不能ですけども、それでもずっと流れてきて今の新政権になって新しい基地ないしは安保・外交政策を展開されるというのは、私も共感を覚える部分は無論強く持っているわけですが、ただ今の普天間の移設の話は、これはすぐれて政府がまずみずからどうするか、どうしたいか、どう考え、どう変更するのかしないのかおっしゃっていただかないとですね、県知事が何かお願いしたからまた変わる、変わらないと、こちらに責任を持たされたら困る話で、これはすぐれて国の仕事です。

ですから、まずこれは今現に進んでいるアセスメントだって取り下げるといふもしあれば、私はそれはいい証拠だと思います。それすらないのに、大臣はあなたの方の党の大臣ですよ。という面から見て、まだ私が自分の考えを今変えなければならないとは今のところは思っていない。むしろ、やはり詳しくお聞きしてからだと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 沖縄問題は復帰問題から始まって、それだけ本土と沖縄との関係は厳しいものだということなんです。そういう意味で、知事の態度も大切だということふうに申し上げているんです。

あと1点お伺いしますが、今回環境アセスの関連予算、これを例えば政府が取り下げたら、知事はそれを政府の県外移設への態度の表明だということで受け取るのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） おっしゃったとおりです。政府が総合的にいろんなことで判断されると思うんですが、一つの何と言いますか、あかし、政策を変更するあかしの一つだろうとは思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 もう1点なんです、年が明けたら早々に名護の市長選挙があります。

知事は、辺野古の移設の問題に関して、常々これは名護市を初めとして皆さんが受け入れてくれたからなんだということも強調しておられました。以前、岸本市市長は使用協定がしっかり結ばれることを条件に受け入れるということでおっしゃいましたし、それがない

と受け入れを撤回するとおっしゃっていました。

今回の市長選挙で、もしこの使用協定の問題とかもろもろの面で国の誠意ある反応が見られないと、そういうことでその辺野古の問題を容認しないというふうな形で名護の市長選挙の結果が出た際に、知事の態度としてはどういうふうになってくるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のは紋切り型で恐縮ですが、仮定の議論なものですから、こういう公の場では答弁しにくい、またしてはいけない話なのではないかと思いますが、その中で特に使用協定については、基本合意書の中でも使用協定はちゃんとやりますよということになっていて、それがどういう形でどういうふうになされていくかについては、確かに不透明な部分があることは確かです、念のため。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 今の使用協定の話なんです、嘉手納が騒音協定があってそれが守れなくて4年間にわたって使用協定結んでくれということでは言っているわけですが、そういう状況を見ても、知事は辺野古に関しては使用協定はしっかり結べるんだということと言えますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問の最後について、できますかと言われても、これはまさしくあなたの方のおっしゃる政府との取引になる、取引といえますか、党の決めの話です。

ですから使用協定というのは当然必要な話で、嘉手納の例を見ても一たんスタートしてしまっただけでなかなか取り決めが難しそうだということもよくわかっておりますから、これは絶対に必要なことだと考えております。

ただし、これが我々の満足できるような協定の中身になるかどうかはまさしく今の新政権との交渉とお願いと実行する気力を新政権が持っていただければということですが。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 では基地の問題は以上にはしたいと思うんですが、次に、排他的経済水域の件でちょっとお伺いいたしますね。

この領海、領空、そして排他的経済水域が占める沖縄の立場といたしますが、国益に貢献するものというのはいさぐく大きいと思うんです。

これに関しては、私は数字として示されたものはないというふうにおっしゃっているんですが、ただ国全体としての数字は示されているんですよ。領海も示

されているし、排他的経済水域も示されているんです。ですから、その中で沖縄にかかわる部分はどれだけなんだ、何%なんだと、何万平方キロメートルなんだと、そういう形で沖縄に関する部分の数字的な内容を、数字を示す必要はあると思うんですよ。これがこれからその価値を全国的に示していく上で必要になってくるんです。それについてお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 排他的経済水域、特に東西1000キロ、南北が400キロとあらあら言われています。沖縄県の圏域の持つ重さ、価値というのは大変あるというのはまさに議員と全く同じ考えでして、これが数字で示せるかということ、今事務方に聞きますと、先ほどの答弁どおり、今数字が出ていないということですから、これは推測、推計でも出させたいと思いますから、しばらくお待ちください。今すぐは無理ですが、必ず推測値、推計値は出させるようにしたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 総合事務局についてのその話がありました。直接的には、沖縄振興に関して国の責任の部分もあるから総合事務局の組織は必要だというような答弁だったんですが、実際問題ですね、これは本当に残した方が沖縄のためになるのか、それとも一括交付金という形で県が総合事務局にあんまり関与されないで、県が独自にやっていく部分を大きくしていった方が県益になるんじゃないか。そういうふうに見えるんですが、そこのところもう少しお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の点は、実は県庁内、そして我々の産業界も含めていろんな議論がございます。ですが、いずれ総合事務局さんが果たしてきました役割というのは、復帰時点に比べてもう終わりに近づく時期がそう遠くないというふうには思います。

それと、今の一括交付金はまだ制度設計といいえますが、システム設計できておりませんから、何を対象にどんな分野でどこまでというのがまだよくわかりませんが、ただし文字どおり総額がきちっと確保されて、文字どおり御自由にというような使い勝手のいいものになるのであれば、これは非常にいいものだとは思えます。

ただし、どういう分野でどんな形でというようなところがはっきり出てこない、これは事務的にはなかなか判断が難しい部分があると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 最後なんです、沖縄県にとっては

外交安保の問題というのは物すごく大切なことだと思うんです。

それで、今回政権がかわって国の外交の方針も大きくは日米安保基軸ですから変わらないと思うんですが、これからアジアに向けての外交もしっかりやっていこうというそういう変化も出ているんですね。

あと前原大臣からも排他的経済水域の問題もありました。この話になってくると今度はいわゆる国境の防衛とかそういう問題も出てくるわけです。そういうことで、県民にとって過去のその悲惨な歴史を繰り返さないためにも県民の安全保障の問題、そしてまた外交とも絡めた県勢の発展の問題、こういう外交と安全保障、国のそういう政策と対応して県の方で沖縄県としての外交、あるいは県民の安全保障を考えるそういう部門、そういう戦略を考える部門というのは今の県の中ではどういうふうな立場でそこら辺は対応しているのでしょうか。どこがですね、どこが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の安全保障・外交というような点で、一つの県がどこまでのその能力を持てるかですが、今の点では確かに今は沖縄でも大学の先生とかマスコミの皆さんがよく勉強されておられますから、県としてもきちっとした外交・安全保障に関する政策能力といいますか、それができるような組織なり能力をどういう形で継続して拡大していくかというのは大変重要だと思います。現在は、知事公室が中心になって物考えることになっております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 日本共産党の玉城ノブ子です。一般質問を行います。

まず最初に、糸満市小波蔵の不発弾事故について。

糸満市小波蔵で起きた不発弾爆発事故で、国は「県不発弾対策安全基金」を創設し、被災者対策を行っています。しかし、国の法的責任が不透明なまま処理されようとしていることは到底納得できません。県内には今なお2300トンの不発弾が埋没していると推定され、県は完全処理までに70年から80年かかると推定しています。県民は、いつ爆発するかわからない不発弾の危険と隣り合わせの生活を強いられています。

沖縄戦は国策によって引き起こされたものであり、爆発事故の補償はもちろんのこと、不発弾の磁気探査処理については、公共工事、民間工事問わず国が戦後処理の一環として責任を持って処理すべきであります。知事は、新政権に対してその責任を問うべきではありませんか、御所見をお伺いいたします。

米軍の制限水域及び空域と鳥島・久米島射爆撃場の返還について。

沖縄県の漁場が米軍の訓練水域として使用され、米軍の訓練との遭遇や水域への米軍機の墜落など、漁業者は大変危険な状況に置かれています。政府が米軍に提供している訓練水域は29カ所です。その多くが実弾射撃などを使う訓練空域と一体です。広大な米軍訓練水域の周辺は、マグロやソデイカの好漁場になっています。しかし、漁民は操業できません。漁業振興の大きな障害になっています。

日本も批准している国連海洋条約は、「公海の自由」を明記し、操業などの自由を保障しています。政府が漁民を締め出し操業させないのは、海洋法条約に照らしても許されません。漁業従事者と県民の暮らし、安全を守り経済の自立を図っていく上でも米軍の制限水域及び鳥島射爆撃場の返還を新政権に強く要求するとともに、現場の実態を直接調査するよう申し入れるべきであります。知事の御所見をお伺いいたします。

後期高齢者医療制度について。

高齢者の方々は、あの沖縄戦でつらい体験をし戦後の復興を支えてこられました。全国一の長寿県である沖縄でこそ後期高齢者医療制度は廃止すべきであります。新政権は、後期高齢者医療制度の廃止を公約に掲げています。知事は政府に廃止を求めるべきではありませんか、お伺いいたします。

教育費の父母負担の軽減について。

(1)、就学援助制度について。

貧困と格差が広がる中、子供の貧困も深刻になっています。経済的な理由により就学が困難な小中学生のいる家庭に市町村が学用品や教育費を支給する就学援助制度の利用者が急増しています。ところが、給食費は保護者負担とされ、その負担のみで賄うことになっています。給食費を払いたくても払えない家庭がふえています。さらに、2005年度の就学援助に対する国庫補助が一般財源化されたことで各自治体で認定基準を要保護の1.5から1.0に引き下げ、多くの世帯が就学援助の対象から排除されています。

給食が1日の栄養の中心だという子供が、自分の家庭は給食費を払っていないから給食を食べないと言いました。学校現場では、この子たちはどんな思いで給食の時間を過ごしているのか、考えると胸が痛むとの訴えがあります。給食は、子供たちの学習を保障するために全児童生徒を対象に設けられた制度です。

学校給食は、学校給食法に基づく教育の一環であり、本来無償にすべきものであります。憲法26条は、

義務教育は無償と定めています。義務教育に必要な費用は教科書以外にも基本的に無償にすべきであります。国に義務教育に必要な費用の全額無償化を要求すべきではありませんか、知事の御所見をお伺いいたします。

2005年から2009年度の各年度の申請者数、認定者数。

各市町村別の認定基準と金額、2005年との比較についてお伺いをいたします。

5、「地域活性化、経済危機臨時交付金」等を活用した中小企業の支援策について。

県内の中小企業者を取り巻く経営環境は一層厳しい状況が続いております。県民生活が特に厳しい沖縄県でこそ、臨時交付金を活用した諸政策を早急に実施することが求められております。「沖縄県中小企業の振興に関連する条例」の基本理念や基本方針に基づいて、中小業者の抜本的な支援策を講ずるよう要望し質問いたします。

中小業者の仕事支援のために、県独自の「小規模、工事契約希望者登録制度」を実施すること、県内各自治体の実施状況と実績、県内自治体に拡大することについて伺います。

「住宅リフォーム制度」を県独自で実施することと、県内各自治体に広げることについて伺います。

「中小企業セーフティネット」、「原油高騰対策支援資金」を返済10年、据え置き2年以上に改善すること。

小規模企業対策資金、小口零細企業資金等の県融資制度の要件緩和を実施し、借りやすい制度に改善することについて伺います。

農林水産業の振興について。

沖縄経済の振興は、地元経済の足腰を強くすることです。農業、漁業、地場産業、観光産業の強化と雇用の拡大を図ることが重要になっております。しかし、沖縄農業は輸入農産物の増加と農業生産の衰退で食料自給率は30%、さとうきびを除けばわずか6%にまで低下し、農地の荒廃が進んでおります。

沖縄農業は、復帰後6万戸あった農家戸数は2万6000戸へ、さとうきびの生産量は198万トンから80万トンへ激減し、衰退の一途をたどっています。その大もとが農産物の輸入自由化です。沖縄農業を振興させるためには、食料の自給率を50%に引き上げるだけでも新たに農業分野だけでも1万8000人の就業の場を確保することができます。農産物の輸入自由化をやめ、食料自給率の向上と地産地消の抜本的推進を図るべきであります。

農産物の輸入自由化について質問いたします。

日本農業に今日の困難をつくり出している農産物輸入自由化を根本から見直すよう要求すると同時に、農業に壊滅的な打撃を与えるWTO、FTA、EPA協定に反対するよう政府に強力に働きかけること。

1972年から2009年度までの農家戸数、就業者数、生産量、金額の推移について伺います。

県内の輸入農水産物の実態はどうなっておりますか。

食料自給率の向上と地産地消の推進について。

沖縄県は、「第3次沖縄県農林水産業振興計画」で食料自給率2005年度の30%から2015年度までに40%に引き上げる目標を掲げています。年度ごとの計画と達成率はどうなっておりますか。達成していない理由と目標達成のための具体的対策をお聞かせください。

学校給食や観光、ホテル、旅館等での地元の農産物の活用状況について伺います。今後の対策についてもお聞かせください。

価格保障、所得補償制度の抜本的な拡充について。

農業経営を安定して持続できる条件を保障するための制度を整備拡充することが、農業再生にとって今最も必要なこととあります。農業輸出国であるEUやアメリカでも実施されている価格保障、所得補償の拡充を農政の基本として実施することについて伺います。

さとうきび認定農業者制度を廃止し、生産者価格補償方式に戻すことについて。

今後の農業の担い手は家族経営が主役であります。多様な家族経営を担い手対策の中心に据えるべきであります。小規模農家を排除するさとうきび認定農業者制度をやめ、農業を続けたい人すべてを応援することが必要であります。さとうきび認定農業者制度を廃止し、生産者価格補償方式に戻すよう政府に要求すべきであります。知事の御所見をお伺いいたします。

農協の農家負債処理について。

農協法はその目的の中で、農協は農家の「生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上」であると述べています。ところが、農家の皆さんから次のような訴えが寄せられております。

本部町の菊栽培農家の方は、700万の借金の督促を受け、持っている財産を処分して2000万円払ってきたが、5年間何の連絡もなく、最近になってから1000万円の借金の督促状が11通届いている。

伊江島の花弁農家の方は、牛を飼ったこともないのに飼料代の請求が来ている。

別の農家は、10年前、ドングリヤシを台湾から仕入れたが、虫が発生して被害に遭い、その対策を農協と

話し合いながら進めてきたが、600万の借金が残り300万を支払い、残りは1年間待ってくれと相談しても聞いてもらえない。畑が競売にかけられようとしている。

東村の農家の方は、保証人になったことはないのに保証人にされて取り立てに遭っている。

国頭村の農家は、JAより3000万円で農協の土地、建物を購入した。購入時農協は、土地についてはすぐ名義変更できます。建物は四、五年すると国の管理が外れます。そのとき名義変更しようとのことでした。しかし、10年たっても名義変更もせず、修理工としての許可申請などもできず支障を来しています。

別の農家は、3000万円の債務があったが、平成16年と19年にJAと相談して返済をしてきた。特に19年の相談時は残債務に対し月10万円を払う約束をして現在も履行中です。にもかかわらず、ことし4月に突然、最終弁済期日が過ぎていているとの理由から、残金2000万円弱の一括請求を迫ってきました。財産を手放さなくてはならないのかと夜も寝られない状態です。

ここに挙げたのは氷山の一角にすぎず、自殺者まで出ています。相談に来られた方も何度も自殺を考えたこともあると訴えています。農協法の目的に照らしてこのようなことでいいのでしょうか。県の指導責任も問われていると考えますが、この実態を県は把握していますか。直ちに実態調査を実施して対策を講ずるべきだと考えますが、伺います。

我が党の代表質問との関連について。

歴史教科書の検定意見の撤回と記述の回復を求めることについて。

文科省は、執筆者による再申請は認めたものの、県民の願いである検定意見の撤回などについてはいまだ実現していません。知事、検定意見の撤回と記述の回復を新政権に求めるべきではありませんか。

以上、質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの玉城ノブ子さんの質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の玉城ノブ子さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に

答弁させていただきます。

まず第1に、教育費の関係でございますが、義務教育に必要な費用の全額無償化についてという御質問に答弁させていただきます。

学校給食等義務教育の全額無償化につきましては、現行の法制度において厳しいものがありますが、いかなる方法があるのか、今後、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、WTO農業交渉などに関する県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

WTO農業交渉及び日豪EPA交渉などの結果によっては、沖縄県農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されます。

沖縄県としましては、WTO農業交渉におきまして多様な農業の共存などの我が国の立場を堅持するとともに、日豪EPA交渉におきましては、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなどの例外措置の確保につきまして関係団体等と連携をし、強く要請を行っているところでございます。

今後とも、WTO農業交渉などの動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携をし適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく農林水産業の御質問の中で、県産農林水産物の利用状況等についてという御質問にお答えいたします。

平成19年度における県産食材の利用状況は、学校給食が約32%、県内ホテルが28%となっております。

県といたしましては、県産食材の利用促進を図るため、第1に、市町村学校給食担当者会議などにおける需要・供給情報の共有化、第2に、観光関連施設における県産食材料理フェアの開催、第3に、「おきなわ食材の店」登録の推進、第4に、「花と食のフェスティバル」の開催、第5に、ファーマーズマーケットの設置などを推進しているところであります。

また、平成21年度には県内量販店などにおいてフードアドバイザーを配置いたしますとともに、学校給食やホテル等と生産・加工業者とのマッチングを行う地産地消コーディネーターを配置をし、県産食材の消費拡大に取り組んでいるところでございます。

次に、代表質問との関連でということで、検定意見の撤回と記述の回復についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、一昨年、県民大会が開催され、そこに私も参加をし、10月3日に政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請してまいりまし

た。

その結果といたしまして、記述回復につきましては広い意味で「日本軍の関与」の記述が回復されたものと考えております。

教科書検定意見の撤回などにつきましてはまだ実現されておりませんが、今後とも政府及び文部科学省の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 系満市小波蔵の不発弾事故についての御質問で、不発弾処理に対する新政権の責任についてお答えいたします。

県としましては、不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきであると考えております。

今後とも、磁気探査及び不発弾等処理の全額国庫負担等について、市町村等の関係機関と連携を図りながら、引き続き国に要請してまいりたいと考えております。

次に、米軍の制限水域及び空域と鳥島・久米島射爆撃場の返還についての御質問にお答えいたします。

県としましては、引き続き県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除並びに鳥島及び久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携しながら求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 後期高齢者医療制度の廃止を政府に申し入れることについてお答えいたします。

長寿医療制度については、皆保険制度を堅持するために長年の議論を経て創設された重要な制度であると認識しております。

長寿医療制度の廃止については、廃止後の新たな制度や移行の時期等、具体的な内容が示されていないことから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育費の父母負担の軽減についての御質問で、就学援助の認定者数等についてお答えいたします。

就学援助事業は、市町村においてそれぞれの実情に応じて実施されています。就学援助の申請者数については市町村からの報告は受けていないため、県教育委員会としては把握しておりません。

受給者数で申し上げますと、平成17年度2万93人、平成18年度2万867人、平成19年度2万1490人、平成20年度2万2660人となっております。

なお、平成21年度は年度中途のため、実績の取りまとめはまだ行っておりません。

次に、認定基準の状況等についてお答えをいたします。

文部科学省が行った調査によると、平成17年度以降、準要保護の認定基準を改正した市町村は、県内の41市町村のうち延べ6市町村となっております。

その主な改正点は、認定基準となる収入額や市町村民税の課税額の見直し等となっております。

また、県内市町村の就学援助実績額は、平成17年度の12億7200万円余に対し、平成20年度は14億3100万円余となっており、約1億5800万円の増となっております。

なお、平成21年度については年度中途のため、実績額の取りまとめはまだ行っておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 地域活性化、経済危機臨時交付金等を活用した中小企業の支援策についての御質問のうち、小規模、工事契約希望者登録制度の実施についての御質問にお答えします。

沖縄県は、中小企業の受注確保について、国が定める「中小企業者に関する国等の契約の方針」に従い、受注機会の増大に努めており、市町村にも同様に要請しているところであります。いわゆる小規模、工事契約希望者登録制度は県内の5つの市町において実施されており、受注実績を確認したところ、平成20年度については宜野湾市が193件約3038万円、うるま市が126件約941万円、西原町が18件約125万円であり、沖縄市と浦添市については把握していないとのことでした。この制度を実施するかどうかは各自治体の主体的判断によるものと考えております。

同じく中小企業の支援策についての御質問のうち、中小企業セーフティネット、原油高騰対策支援資金を返済10年、据え置き2年以上に改善することについて

の御質問にお答えします。

沖縄県は、中小企業セーフティネット資金、原油・原材料高騰対策支援資金を緊急経済対策として実施していることや、中小企業を支援する立場から融資条件の緩和に努めているところではありますが、返済期間の延長等の変更を行うには金融機関等との調整が必要なことから困難な状況であります。

同じく中小企業の支援策の御質問のうち、小規模企業対策資金、小口零細企業資金等を要件緩和し、借りやすい制度に改善することについての御質問にお答えします。

沖縄県は、小規模企業者の多くが経営基盤が脆弱であることから特に手厚い支援が必要であり、小規模企業対策資金等については、これまで融資限度額を引き上げるなど融資条件の拡充や要件の緩和を行ってまいりました。

融資条件等の拡充については、金融機関を初めとする関係機関との調整が必要であり難しい面もありますが、沖縄県としては、金融機関や商工団体等で構成される制度金融研究会での協議等を通じて改善に努め、小規模企業者が利用しやすい制度となるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 地域活性化、経済危機臨時交付金等を活用した中小企業の支援策について、リフォーム助成制度についての御質問にお答えいたします。

住宅リフォームに対する助成は、地域住民と密着した市町村で実施することが効果的であると考えております。このため、県としましては、全国の事例を市町村へ周知するとともに、県民への普及啓発を通じて住宅リフォームの促進を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興で、農家戸数、就業者数、生産量、金額の推移についてお答えいたします。

本県における農家数及び農業就業人口などの推移について直近の統計値と比較すると、総農家数については、1970年の6万346戸から2005年は2万4014戸、農業就業人口については、1970年の10万78人から2005年は2万8224人です。

農産物生産量については、1975年を基準に主要な品目で、野菜は8万3500トンから2007年は5万7873トン、花卉は5万本から2008年は342万本、さとうきびは127万トンから2008年は85万トン、農業産出額については、1973年の451億円から2007年は930億円となっております。

次に、県内の輸入農水産物の実態についてお答えします。

平成20年の本県における主な農水産物の輸入状況は、沖縄地区税関の貿易統計によりますと、米、トウモロコシ、麦芽などの穀物類が約10万5000トン、果実及び野菜が約2万8000トン、肉類が約1万6000トン、魚介類が約4000トンとなっております。

なお、主な輸入先国はアメリカ合衆国、中国、フィリピン、タイ、ベトナムなどとなっております。

次に、食料自給率の状況と自給率向上対策についてお答えいたします。

本県の食料自給率は年度ごとの目標は設定しておりませんが、平成23年度の目標を40%に設定しております。

食料自給率の実績は、平成17年度で30%、平成18年度で32%、平成19年度の概算値で33%となっております。

本県の食料自給率が低い主な原因は、農家の高齢化や後継者の減少、外食や中食における加工や業務用の需要の高まりに対し県内農業生産が対応し切れないことなどが挙げられます。そのため、県としては、農林水産業振興計画に基づき、拠点産地の形成による生産供給体制の強化や地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

次に、価格保障、所得補償制度の拡充強化についてお答えします。

本県の農水産物の価格対策は、野菜や家畜、モズクなどを対象に野菜価格安定対策事業、肉用牛生産者補給金、国際水産物安定供給推進事業等を実施しているところであります。

農水産物の価格安定制度の拡充強化につきましては、引き続き全国知事会等を通して国に対し要請を行ってまいります。

戸別補償制度につきましては、国において戸別所得補償制度が検討されておりますが、制度の仕組みがまだ示されていないことから、現時点ではどのような対応が必要か判断できない状況にあります。

今後、国の方針を注視しながら、関係機関と連携し対応を検討してまいります。

次に、さとうきび経営安定対策についてお答えいたします。

平成19年産から実施されているさとうきび政策は、WTO等国際規律の強化に対応するため、施策の対象となる担い手を明確にした上で経営の安定を図ることをねらいとしております。特に、さとうきびは代替作物に乏しい自然条件下にある本県の基幹作物であり、地域経済においても重要な地位を占めていることから、品目別経営安定対策として講じられております。

現行の経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒しまたは搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。この見直しなどにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現時点で6割程度が見込まれます。

県としては、平成22年産以降もすべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、JA等の関係団体と連携し、機械化のおくれなど地域の実態を踏まえた対象要件の緩和・見直し等について国に対し要請しているところであります。

次に、農協の農家負債処理で、農家負債の実態と対策についてお答えいたします。

本県においては、輸入農産物の増加などに伴う農産物価格の低迷や、雇用機会の減少による農外所得の減少などの要因により、負債を抱え農業経営に支障を来している農家があります。平成21年3月末現在の農協の負債農家は1536件で、うち再建支援農家は514件となっております。

負債農家の実態については、JAおきなわを通じて状況把握に努めていきたいと考えております。

県においては、負債農家の経営再建のための経営改善計画書の作成指導を実施するとともに、農家の負担軽減を目的とした農業経営負担軽減支援資金借入れに対し、利子補助を行っております。また、農家経営指導のあり方について県・市町村・JAの基本的な役割分担を定めた「沖縄県農家経営指導指針」に基づき、今後とも関係機関と連携して農家経営指導に取り組んでまいります。

以上でございます。

○玉城 ノブ子さん 休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 県としましては、同意をする予定は現在ありません。

理由につきましては、土建部の入札参加登録制度名簿等で十分対応できるというような判断でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

鳥島射爆撃場の件ですけれども、これはやっぱり現場の実態を沖縄担当大臣に見てもらうということは非常に私は大事じゃないかというふうに思います。沖縄担当大臣は沖縄に来県なさるということを聞いておりますので、ぜひこれは県として新しい政権に申し入れも行って、現場の実態をぜひ調査をしてほしいということを要請すべきではありませんか、知事の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の御意見、今度、沖縄担当大臣が見えたときにいろんなこととお話しようとは思っておりますが、何せ15分しかありません。今、議員のおっしゃったことも必要だとは思いますが、ちょっと時間の配分だけ今回はさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん そのときに具体的に鳥島射爆撃場のもちろん返還についての要求をぜひしてほしいというふうなこともありますけれども、そういうことをやってほしい。それと同時に、やっぱり現場を時間をつくってぜひ担当大臣に調査に来てほしいということを県として積極的に働きかけることが必要じゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 玉城議員のおっしゃっているのは大変大事だと私も思います。ぜひ今度の機会に、申し上げる時間があるかどうかだけなんですけどね。無論いろんなたくさん今のところあるものですからね、米軍基地関連とか基地関連、どこまでお願いする時間があるかですが、その時間の中でぜひ入れておきたいと思いますが、今回、間に合うかどうかだけはちょっとお任せください。ぜひお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん だから積極的に現場調査をやしてほしいということを、時間はどうかというのは相手の方が考えますよ。知事がやっぱり県民の立場に

立って現場の実態調査をやりなさいということを要求するその姿勢があるかどうかということを今聞いているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論それは申し上げたいと思いますし、同じ政党の議員の方もおられますから伝えたいと思います。ただ、基地問題といっても射爆撃場だけじゃないものですから、それでぜひ見に行ってくださいというのも、無論機会を見て申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 知事は、もっと積極的に県民の立場に立って、今、全県を挙げてこの鳥島射爆撃場の返還についてはみんな漁民の皆さんも含めて、漁協も含めて県民が一体となって返還を要求しているわけですから、その先頭にやはり知事も立ってほしいということで、まず現場の実態を新しい政権に調査してもらうということが重要ですので、それは積極的に、あれがありますから、これがありますからということだけではなくて、この問題については積極的に新しい政権に実態調査を働きかけてほしいということを要求いたしまして、次の質問に移ります。

教育費の父母負担の軽減の問題なんですけれども、就学援助制度について。

これは2005年度に国庫補助が廃止をされて一般財源化になりました。それで地方自治体で認定基準の改悪が出ているわけです。特に、今、糸満市の例で言うと、糸満市が2006年度に認定基準を1.3から1.0に引き下げています。2007年度には児童手当、児童扶養手当が収入に認定をされているわけです。そして、給食費は今まで11カ月支給していたのを8カ月支給に変えているわけです。その結果、2006年度で認定率15%だったのが2007年度では12.6%になっているわけです。ちなみに19年度の申請者数は1116人ですけれども、ところが認定されたのは848名です。268名の人たちがこの就学援助制度から排除をされているわけですよ。

私のところに、ある母子家庭の方が相談に来られたんですけれども、上の子が障害を持っていて、下の子が小学生なんですけれども、給料も10万そこそこの収入しかない。ところが、この就学援助の申請をしたら断られたんですよ。そうしたら、下の子が、もう自分は給食を食べなくていいよということを言っているんですよ。子供たちにそんなことを言わせるようなことでいいのでしょうかということなんですよね。ですから、ぜひこれは国に対して、義務教育に必要な費用の全額無償化をやはり要求するということです。それと同時に、今、経済危機対策交付金がありますから、こ

れで就学援助を拡充している市町村が今出ています。独自に無償化をやっているところもありますので、ぜひこれについてどうでしょうか。交付金を使ってぜひ就学援助の拡充をやっていただきたい。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいま御質問の就学援助事業は、市町村において実施されております。その実情に依じてなされているものと私は認識をしておりますけれども、就学援助事業はやっぱり経済的理由によって就学が困難な児童、そして生徒がやっぱり義務教育をしっかり受けるために支援をするためのものがございます。ですので、教育の機会均等の確保、それからそういう面で大変重要な役割を担っているものと認識をしておりますので、私どもといたしましても、例えば市町村教育長協議会と意見交換をしたり、全国教育長協議会、それから教育委員長協議会等を通してそういうことが要望ができるか、一緒にまたやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 小規模登録制度ですけれども、ぜひこれはこの中小企業を支援するという立場から皆さん方、中小企業振興条例も持っているじゃありませんか。すばらしいこの条例をこのときにやっぱり生かすべきだというふうに思うんですよ。今、この不況で中小業者の皆さんが大変苦しんでいるんですよ。県独自のこの小規模登録制度を使えば、中小企業への支援と雇用の拡大ができるわけなんですよね。そういう意味でどうでしょうか、知事、やっぱりそれを実施していく意思はないですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） ほかの県の状況も一応調査しました。基本的に土建部の入札参加制度、これで要件を満たされておりますということで、特に創設しているところはなくて、我が方も観光商工部関係ではほとんどゼロに近いような状況で、一応県全体としてそれが今のところ、今、土建部の入札参加登録名簿に登録するというシステムで対応できると考えているところです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 入札に参加できない中小業者の皆さん方がいっぱいいらっしゃるわけですよ。その皆

さんを支援してほしいということです。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） その入札参加できないところにつきましては、連携して協力して中小組合制度とかというようなものを支援しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ちょっと時間がもうありませんので、その後、委員会で審議したいと思います。

中小企業の貸付制度なんですけれども、この中小企業のための融資資金の据置期間、これについて今、亀井金融相が、金融機関の使命は中小業者の支援であると。返済を猶予して苦しんでいる中小業者を助けなければならないと、大変いいことを言っているわけですよ。3年ということを行っているんですけれども、やっぱりそういう意味から言って、中小業者を育成し支援するという立場から据置期間を、新しい政権も3年ということをも明言して、きょうの朝の番組では臨時国会でそれを提案するということを言っているわけですから、積極的にこれに対応するということの姿勢が必要じゃないですか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、玉城議員のお話は、御提案として非常に意味が大きいと思いますし、今の金融相によるモラトリアムな話というのは、どこまでどんな形で整っていくのか、ちょっとこれは見守りたいと思います。そして、きょうの議員の御提案の趣旨というのは重く受けとめさせてください。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん こんにちは。

社大・結の比嘉京子です。

通告の質問をする前に、少し緒言を述べていきたいと思います。

さて、鳩山政権は、海上自衛隊のインド洋での給油活動は延長しないと表明をしています。

米軍のアフガニスタン攻撃を支えてきた給油活動にかわって民間による民生支援を強化すると、そういう方針を打ち出しています。

この方針は、沖縄平和賞受賞者であり、アフガニスタンで医療活動や井戸を掘るなどの活動をしているベシャワール会現地代表の中村哲医師の報告とも合致するものであります。中村氏いわく、日本はアフガニスタンで好印象を持たれていたが、最近は敵の味方は敵、いわゆるアメリカの味方は敵という感情になり、

自衛隊が民生支援をすることは百害あって一利なしと述べています。さらに彼は、アフガン問題は飢えの問題であり、治安が先とか復興支援が先とかの話ではない。空爆によって女性や子供が殺され、復讐を誓う憎しみの連鎖が自爆テロを生んでいる。駐留する軍隊の兵士数が7年前に比べて1万2000人から7万人にふえ、治安は逆に悪化していると指摘しています。カルザイ大統領自身がアメリカに対し、これ以上市民を殺さないでくれと抗議をしているとして、決して戦争ではテロは根絶できない、強く訴えています。

アジアのノーベル平和賞と言われるマグサイサイ賞の受賞者でもある中村哲氏が一昨年沖縄で講演をしたときの言葉を皆さんに紹介していきたいと思います。タイトルは、「戦乱と干ばつの大地・アフガニスタンから」のメッセージ「『一丸腰の平和論』」基地なしで、平和を育てる。」であります。

「人々の人権を守るために」と空爆で人々を殺す。果ては、「世界平和」のために戦争をするという。こんな偽善と茶番が長続きするはずはない。作業地の上空を盛んに米軍のヘリコプターが過ぎてゆく。我々は地上をうごめくアリのように、ひたすら水路を掘り続ける。彼らは殺すために空を飛び、我々は生きるために地面を掘る。彼らはいかめしい重装備、我々は埃だらけのシャツ1枚だ。彼らは暗く、我々は楽天的である。彼らは死を恐れ、我々は与えられた生に感謝する。彼らは臆病で、我々は自若としている。同じヒトでありながら、この断絶は何であろう。彼らに分からぬ幸せと喜びが、地上にはある。乾いた大地で水を得て、狂喜する者の気持ち我々は知っている。自ら汗して、収穫を得る喜びがある。家族と共に、わずかな食べ物を分かち感謝がある。砂漠が緑野に変わる奇跡を見て、天の恵みを実感できるのは、我々の役得だ。水辺で遊ぶ子供たちの笑顔に、はちきれような生命を躍動を読み取れるのは、我々の特権だ。平和とは、単なる理念や理想ではない。それは、戦場以上に積極的な活動であり、我々を慰める実体である。私たちはこの確信を持って、今日も作業現場で汗を流す。中村哲。

沖縄県は、このような信念で活動している中村氏を高く評価し、平和賞を授与しながら、一方で戦場に向かう基地の機能強化を容認し、県内移設を認めようとする本県の平和行政と基地行政の矛盾を指摘し、通告に従い質問をいたします。

1番目に、沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画について伺います。

(1)、県は、実態調査及びニーズ等の調査を行うとしていますが、いつまでにどのような項目を実施する予定なのか伺います。

(2)番目に、早期発見についてであります。

ア、有所見の判断基準はだれが、どのようにして決めていくのか。

イ、現行の乳幼児健診及び就学時健診をどう改善し、早期発見につなげていくのか。

ウ、早期発見をするためには、どのような人材がどれぐらい必要か。

(3)、相談支援の未整備は、保護者の不安感と育児が楽しめる最大の原因となっている。気になる——子供の状況ですね——ことを相談できる窓口と、我が子の状況に見合った選択肢の提示がないことが最大の問題点である。そのシステムづくりはいつまでに整備されるのかということであります。

(4)番目に、児童生徒の発達支援教育について。

ア、実態把握調査はどうなっていますか。

イ、学校における受け皿はどうなっていますか、また、現場の課題について伺います。

ウ、専門の免許を有する教師はどれぐらいいるか、採用枠はどうなっているか。

(5)、児童精神科、「こどもの心の診療科」の整備はどのように計画されているか。

2番目に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価について伺います。

(1)、環境影響評価法案の作成過程に従事し、「逐条解説環境影響評価法」の執筆に参加した千葉大の倉阪秀史教授によると——せんだって事情聴取のために審議会にいらしていました。

ア、2007年の方法書について、法的な形式要件は満たしているとは言え、実質的には不十分なものであったと考える。そのとき方法書を出直しさせることが制度の趣旨をかんがみると適切であったと考えるという趣旨を述べておりますが、県の認識はどうでしょうか。

イ、方法書の追加・修正資料について、期限を設けて意見を聴取する手続を行わなかったことは望ましいとは言えないとしているが、県の見解はどうですか。

(2)、方法書の段階で指摘した知事意見はどれぐらい反映されていますか。

(3)、アセスは手続法であり、各段階において厳正かつ厳密な手続を自治体として踏ませていくということが責務だと考えますがいかがですか。

3番目、北米沖縄県人会創立100周年記念交流及びラスベガス視察に関連した質問をいたします。

(1)、エイサーは沖縄を象徴する文化であります。今回の世界のウチナーンチュ大会には世界のエイサー大会も同時に開催してはいかがでしょうかという提案でございます。

(2)、日本政府観光局のロサンゼルス事務所を伺いました。滝沢所長によりますと、北米において沖縄がどう見られているかという点に対して、「長寿と健康食」が注目されているということでありました。改めて「長寿」という沖縄のブランドを大切にしなければならぬと考えます。

ア、知事の公約である「長寿世界一への復活」に向けて、この3年間の県民の健康推進のための予算は幾らかかりましたか、示していただきたい。

イ、各年代における健康状態はどうですか。3年間は非常に短いですが、芽出しがあれば伺いたいと思います。

ウ、ここ3年間の自殺者の推移について伺います。また、自殺予防への取り組みと予算の推移、施策について評価を伺います。

エ、「長寿」ブランドによる県経済への波及効果はどれぐらいですか。

(3)、沖縄のダイビングスポットは世界のベストスリーに入っていると言われております。北米におけるダイビング人口は3000万人余であると言われ、沖縄の認知度が非常に低いという指摘でありました。これらの富裕層を沖縄へ誘客するために、現地事務所——デスクだけでもよろしいですから——を設置することを提案したいのですがいかがでしょうか。また、コンベンションの一つとして東京で行われ、ことし知事がいらしていただきました「ダイビングフェスティバル」を沖縄で開催してはどうですか。

4、我が会派の代表質問について関連して伺います。

知事の公約である30人以下学級に自主財源が使われていなかったという答弁について、なぜなのか説明を求めます。

(2)番目、新型インフルエンザ対策のこれまでの反省や課題はありませんか。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、この普天間飛行場代替施設に係る御質問の中で、方法書に対する知事意見の準備書への反映状況はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたしま

す。

当該準備書の内容で方法書についての知事意見書に十分に対応していないと考えられる事項としましては、第1に、埋め立て用材について具体的な調達計画が示されていない、第2に、実機飛行による航空機騒音、そして低周波音の測定を実施していない、第3に、台風時の調査が行われていない、第4に、ジュゴンについて複数年の調査が実施されていないといったこと等がございます。

県としましては、こうした方法書に対する知事意見に十分に対応していない事項に係る環境影響評価の内容につきまして審査会の答申も踏まえて、必要な意見を述べる考えでございます。

次に、北米沖縄県人会に係る御質問の中で、第5回世界のウチナーンチュ大会における世界エイサー大会の開催いかんという御質問にお答えいたします。

世界のウチナーンチュ大会は、世界各地に在住します30数万人のウチナーンチュとのネットワークをさらに深化し、拡充させ、沖縄県と諸外国との相互発展を図るために実施するものでございます。2011年の秋ごろに第5回大会を開催する予定となっております。

大会の中身につきましては、今後詰めていく段階がありますが、世界のエイサー大会の同時開催につきましては貴重な御意見として前向きに承りたいと考えております。

次に、同じく北米沖縄県人会に係る御質問の中で、3年間の自殺対策の取り組みと施策評価についてという御趣旨の御質問に答えさせていただきます。

沖縄県では、現在「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づきまして自殺対策に取り組んでいるところでございます。自殺対策のための予算額は、平成19年度及び平成20年度642万7000円、平成21年度1115万9000円でございます。これにより、うつ病や自殺の正しい知識の普及啓発が図られたものと考えているところでございます。

自殺者数は平成18年が400人、平成19年347人、平成20年337人と減少いたしておりますが、現下の経済情勢のもとで平成21年上半年におきまして自殺者が急増いたしていることから、国の交付金を活用し、沖縄県自殺対策緊急強化基金を設置をして自殺対策を強化することといたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 沖縄県発達障害児

（者）支援体制整備計画についての御質問の中の、実態及びニーズ等の調査についてお答えいたします。

発達障害児（者）支援の実態については、平成20年度に医療機関、保育所等に対しアンケート調査を実施し、その結果については、支援体制整備計画に反映させたところであります。また、当事者ニーズの把握については、支援体制整備計画において、県及び市町村等の役割として位置づけていることから、県においては、市町村等と連携し、計画の前期である平成23年度までに当事者団体等との意見交換等によりニーズの把握に努めてまいります。

次に、有所見の判断基準についてお答えいたします。

乳幼児健康診査については、身体発育状況、精神発達の状況、その他、育児上問題となる事項等について診査を行うものとして母子保健法施行規則に規定されております。診察の結果、有所見者についての総合判断は医師が行っております。

次に、早期発見のための乳幼児健診の改善についてお答えいたします。

現行の乳幼児健診については、問診項目、内容の見直し、健診の場の工夫、標準的なフォロー基準の検討等を行うこととします。また、健診に従事する保健師を対象とした研修会を引き続き実施してまいります。

次に、早期発見に必要な人材についてお答えいたします。

早期発見については、乳幼児健診や保育所等低年齢時にかかわる医師、保健師、保育士、心理士等直接支援を行う人材の育成が必要であると考えております。

県においては、市町村及び関係団体等からの意見を踏まえ策定した人材育成計画（案）において、母子保健、保育関係者及び乳幼児健診従事者研修を計画し、平成23年度までに基礎研修及び専門研修で1800名の数値目標を示しております。同計画については、平成21年9月10日から10月9日までパブリックコメントを実施しているところであります。

次に、相談支援システムの整備についてお答えいたします。

相談支援の体制整備については、平成21年8月に策定した支援体制整備計画において、市町村の役割として位置づけられ、前期事業として平成23年度までに実施することとされております。

県においては、市町村における相談支援体制が速やかに整備されるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、児童精神科等の整備計画についてお答えしま

す。

支援体制整備計画においては、医療機関の確保及び連携について位置づけております。

医療機関の確保については、平成20年度に実施したアンケート調査の結果、診断、診察が可能とした21医療機関について県のホームページに公表したところがあります。

県においては、医療機関確保を推進する観点から、各医療機関に対して国が実施する医療関係研修への医師派遣を推奨するとともに、県医師会等の協力を得ながら、小児科医及び精神科医を対象に研修会等を実施し、発達障害の診察ができる医療機関の確保に努めていきたいと考えております。

次に、北米沖縄県人会創立100周年記念交流及びラスベガス視察に関連しての質問の中の、健康推進のためのこの3年間の予算についてお答えいたします。

健康推進のための予算は、平成19年度1963万4000円、平成20年度3764万8000円、平成21年度4283万7000円であります。主な事業内容は、健康づくりのためのイベント、講演会の開催、ポスター、パンフレットの作成等普及啓発であります。

続きまして、各年代における健康状態と3年間の取り組みの成果と課題についてお答えします。

各年代における健康状態の特徴は、男女ともおおむね壮年期以降での死亡率が全国より高い傾向にあり、その原因疾病は気管支・肺がん、大腸がん、糖尿病などが挙げられ、男性では自殺による死亡率も高いことが言えます。主な課題として、男女とも全国と比較して生活習慣病が多いことなどが挙げられます。

健康づくりは長期にわたる生活習慣の改善が必要であり、短期的な取り組みの評価は困難であります。

県としては、引き続き健康づくりアクションプランに基づいて、関係機関と連携を図りながら啓発に努めてまいります。

続きまして、我が会派の代表質問関連の中の、新型インフルエンザのこれまでの課題についての質問にお答えします。

県内における今回の新型インフルエンザの流行は、定点当たりの患者数が最大46人で、季節性インフルエンザの例年の流行とほぼ同じ規模となりました。一部の救急病院に患者が集中して、医療体制が適切に維持できるか課題も出てきましたが、関係機関との連携により診療体制の維持が図られました。

今後ともこれまでに構築されたネットワークを活用し、保健医療関係者への適切な情報提供に努め、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画についての御質問で、就学時健康診断についてお答えいたします。

就学時健康診断につきましては、市町村教育委員会で取り組まれております。

県教育委員会では、就学指導地方研究協議会等において、市町村教育委員会に対し就学時健康診断の実施に際して保護者への医療機関等への紹介と、継続的な相談・助言を図るとともに、保健・福祉等の関係機関との情報を共有し、発達障害児の早期発見・早期対応に努めるよう指導助言を行っております。

次に、実態把握調査についてお答えいたします。

県教育委員会が平成20年1月に実施した全公立小中学校を対象とした実態調査においては、「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」の割合は3.4%となっております。

次に、学校の受け皿づくりと課題についてお答えいたします。

発達障害児の教育は、幼・小・中学校等の通常学級で行われており、特別支援教育支援員の配置が進められるとともに、必要に応じて通級指導教室における対応が図られております。

学校における課題については、障害の多様化に伴う教育的ニーズへの対応、個に応じた支援体制の整備及び関係機関等との連携等が挙げられます。

県教育委員会では、各学校において「個別的教育支援計画」の有効利用を促し、障害の多様化や個に応じた支援体制の充実に努めるとともに、保護者、関係機関等との連携を図るよう指導しているところであります。

次に、免許所持教員数と採用枠についてお答えいたします。

本県小中学校の特別支援学級において、特別支援教育に係る教員免許状を所持している本務教員数は252名で、全国平均31.9%に対して59.6%と全国第2位となっております。

なお、小中学校における特別支援学級に係る採用枠は、現在のところ設定しておりません。

次に、我が会派の代表質問関連についての御質問で、30人学級の予算措置についてお答えをいたします。

30人学級の実施につきましては、国庫負担金の対象となる国の加配定数を活用しており、その給与費につ

いては、国が3分の1、県が3分の2を負担しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価についての御質問にお答えいたします。

まず方法書を出し直させることが適切であったとの見解についてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る方法書については、事業内容等が不十分であったことから、県は、県環境影響評価審査会からの答申も踏まえ、方法書に係る追加・修正資料の公表、県及び審査会への報告・協議について意見を述べたところであります。

審査会が意見を聴取した専門家は、追加・修正資料を提出させたことについては、裁量の範囲内の事項であり、それ自体に法的な逸脱はないと考えていると意見を述べております。

追加・修正資料につきましては、方法書と同様な手続が実施された方が望ましかったとは考えるものの、法及び条例においては、追加・修正資料の作成や当該資料に対する住民等の意見提出などの手続が規定されていないことから、県は、事業者に対し、実質的に方法書の書き直しをさせたものであると認識しております。

次に、方法書の追加・修正資料に対する意見聴取の手続についてお答えをいたします。

当該事業に係る方法書に対しては、アセス法及び条例に基づき住民等の意見が提出されております。

方法書に係る追加・修正資料は、方法書相当の資料とみなすことができたとしても、方法書に対する知事意見に基づいて提出された資料であり、法及び条例に基づく方法書ではありません。

追加・修正資料につきましては、方法書と同様な手続が実施された方が望ましかったとは考えるものの、法及び条例において追加・修正資料の作成や当該資料に対する住民等の意見提出などの手続は規定されております。

しかしながら、知事意見に基づいて閲覧に供された追加・修正資料に対し、住民等から意見等が提出されたことから、県としてはこれらの意見も勘案して追加・修正資料に対する部長意見を述べたところでございます。

次に、アセス手続に係る県の責務についてお答えをいたします。

県としては、方法書についての追加・修正資料に係る手続を方法書への知事意見で述べて事業者に対応させてきております。このように、県としては法及び条例の趣旨に沿うように、事業者に対し、当該事業に係るアセス手続を履行させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 北米沖縄県人会創立100周年記念交流及びラスベガス視察に関連して、長寿ブランドの県経済への波及効果についての御質問にお答えします。

県外の方々から見て、本県の長寿のイメージは極めて高いものとなっております。この長寿のブランドイメージを生かしてゴーヤー、モズク、塩などといった沖縄食材は全国的な人気商品となっており、あわせて大きく成長したのが本県の健康食品産業であります。

この健康食品産業は、ウコンやシークワサー果汁など、原材料を供給する第1次産業の生産増にも貢献しております。また、高齢化社会の進展に伴い、国民の健康維持増進に対する関心が高まっており、健康・長寿・いやしをコンセプトとした健康保養型観光の拡大発展も期待されており、長寿というブランドイメージの本県経済への波及効果は大きなものがあります。

同じく北米沖縄県人会創立100周年記念交流及びラスベガス視察に関連して、北米ダイビング客誘致のための現地事務所の設置とダイビングフェスティバルについての御質問にお答えします。

美しいサンゴ礁が連なる沖縄の海は、観光資源として優位性が高く、ダイビングをテーマとする外国人観光客誘致の可能性があるものと考えております。そのため、米国で毎年開催される世界最大のダイビング博覧会に平成19年度から出展し、沖縄ダイビングの魅力を発信しているところであります。

現地での活動は、沖縄県の北米駐在員と日本政府観光局との連携により行われており、現地事務所の開設については現在のところ考えておりません。

なお、議員御提案のダイビングフェスティバルについては、今後、関係者の意見も参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では再質問をさせていただきます。

発達障害児に対する早期発見・早期支援、そして早

期診断、そして早期の教育支援というように、本当に今沖縄県が非常におくれているという指摘の中で、学童期以降の二次障害、三次障害の深刻な状況を生み出しています。

今回策定されました支援体制整備計画を評価しつつ、保護者が非常に関心を持っている事項について質問をしていきたいと思います。

まず先ほど部長は、早期発見に対して有所見は医師がするというお話がありましたけれども、沖縄県の1歳半健診における所見で上がってくるフォロー率というのは、1歳半や3歳での数字はお持ちでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 1歳半健診が2.1%、3歳児健診が3.6%となっております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今、沖縄県の1歳半健診がいかん早期発見がおくれているかという事例ですが、例えば愛知県名古屋市32.4%、1歳半、3歳において19.8%、滋賀県大津市30.7%、3歳児14.0%、そういう資料があります。これだけ早期発見のフォロー率が悪いということに今後どのように踏み込んでいくおつもりなのか、具体的に施策を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 支援体制整備計画の中にもございますが、乳児健診時における受診票を見直して、全県統一的な形でそれができるようなシステムをつくっていかうということで、現在乳児健診時における受診票の問診票についての見直しを行っているところです。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私は、小児科医のみでその健診の場所でフォローしていくということはかなり限界があると、今の数字では限界があると思うんですね。そういう意味で、今後どのような形で多くの子供たちをフォローしていくかということをもう一度再考していただくようお願いして次の質問に行きたいと思います。

早期に治療支援体制をつくるということが今求められているわけでありましてけれども、他府県の方にも視察には行かれていると思いますが、具体的に非常に簡潔でよしいので、どのようにして支援体制をつくっていくかということを知りやすくお話しただけま

せんか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 先ほど答弁いたしましたが、現在診断できるという診療機関を中心に国の方に研修医を派遣しているとともに、今現在、人材育成計画もつくってございますので、その中で医師会、小児医師会等の協力を得ながら、できるだけそういう診断ができるような医師をふやしていくとともに、またその内容を高めていくような中での県内での研修を充実していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 他府県において、また親子さんにおいては親子教室等でのフォローの体制等もぜひ検討していただきたいと思います。これは医師ではなくて保健師がやることですから、ぜひ広がるのではないかとこのように期待をしています。

さて次の質問に行きたいと思いますが、今、拠点として発達支援センターがあると思っておりますけれども、その運営状況はどうなっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 支援センターにつきましては、前は別の法人でしたけれども、今回は4月1日から社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会の方に委託して行っております。そのスタッフとしましては、センター長が医師ですけれども兼務ということで1人、相談支援員が社会福祉士1人、発達支援員、臨床心理士と保育士で合わせて2人、それから就労支援員——介護福祉士ですが——それが1人ということで、センター長1人兼務、4人の専任スタッフを配置しているところでございます。

○比嘉 京子さん 予算は。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 予算としまして、21年度のセンターの運営経費は2187万2000円となっております。これは委託しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これだけの子供たちの拠点とするには、委託料金の2100万円程度ということで、常勤が4名ということで、僻地や離島の巡回支援等も含めると私はこれで十分かどうか、もう一度精査する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 現在、巡回の研修等も行っているところですが、発達支援センターだけでそういう巡回等支援をするということではなくて、あくまでも県の拠点という位置づけでございますので、そのセンターが市町村とそういうのを保健師とかそういう担当を支援していくことによって、各地域にそういう身近なところでの相談体制が広がっていくものというふうに理解しています。

また、今現在、巡回指導で療育支援相談事業とか、あとまた市町村における親子教室とか、県の組織の児相においても、また身体障害者更生指導所等においても、数は少ないんですけども、一定巡回した相談とかそういうこともやっておりますので、関係機関との連携をしながら総合的に支援していきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今回の計画書を見てみますと、前半の3年間で県のすべきこと、市町村がすべきこと、担当部署割り振りがされているようでありますけれども、なかなか具体的に見えにくいと思います。それと具体策が見えない。だれがどれを担っていくのか、それをコーディネートをどこでどのように束ねていくのか、そういうことも含めてぜひ委員会等での準備をお願いしたいと思います。

では次に、教育長の方をお願いいたします。

教育長、沖縄県の3.4%というフォロー率ですけども、全国的に6.3%と倍近いわけですけども、その原因というのは小学校入学前のところで上げられてきていないという問題点はお感じになっておられますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 全国平均の半分近くで約3.4%という数字ですけども、今御指摘の件については、私たちの方としてもその原因がどういう形で上がっているか、ちょっとまだつかんでおりません。申しわけありません。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 小学校、中学校に行つての二次、三次被害、いろいろ非行問題等、それからいじめ問題等、虐待問題等という悲惨な状況をかんがみると、この数字で我々は見過ぎてはいけないと思うんですね。そういうこともありまして、やっぱり実態、実数の把握ということをまず最初にやるべきだというふうに思います。

それからもう1点ですね。特別支援学級の学校にお

ける設置の環境が5名いるということが基準になっていきますけれども、その根拠はどこにありますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 特別支援学級の設置人数なんですけれども、基本的には「公立学校義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」がございまして、その中で小学校、中学校ともに特別支援学級は8人と一応定められております。8人を超えた場合に2学級にするということが根拠でございます。

私たちが今5名とする場合は、市町村から学級を設置するかどうかを判断するときに、お互いの同意事項というのがございまして、5名から8名の間だったら1学級つくりましょうという形の5名という基準でございます。決して5名だから、6名になったから2つということじゃなくて、一応5名から8名が基準でございます。

以上でございます

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 5名に足りなくて学級がつくられない学校が多々あると思うんですね。それについて見直していく考えはおありでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいまの御質問の特別支援学級につきましては、今本県には426学級、特別支援学級を設置しております。その中で、5人じゃなくて4人以下が311学級で73%でございます。それ以上の場合は、5人学級が63学級ございまして、6人学級もございまして、31学級。7人が15学級、8人が6学級で、5学級以上が27%ということで、基本的には最初設置するときに市町村との同意事項という形で5名から8名なのであと1学級つくりましょうという同意事項で、それ以内の場合でもやはり子供たちを一人一人支援することが大事ですので、その周りの学校に支援学級があるかどうか、そこに通えるかどうか。そうじゃなければ親が私は普通学級に入れたいと、普通学級に入れたいときは支援員をつけてサポートするか、そういういろんな調整をして、決して5名以下だからだめということじゃなくて柔軟に対応しております。

こういう形で私たちとしては、特別支援学級については柔軟に対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では次に、方法書について、環境アセスの問題についてお伺いしたいと思います。

今(2)の方で、知事がお答えになっていただきましたけれども、方法書について知事意見への対応が十分でなかった事項はどういう事項ですかと幾つか挙げていただきましたが、それ以外に私提出をいただきましたら、11項目ありまして、これは非常に考えなければいけないと思うのは、基本的なところで事業内容について米軍の活動内容が具体的に明らかにされていないであるとか、それから航空機騒音の低周波音、または実機飛行による測定が行われていないとか、飛行場をつくるのにもかわらず基本的なところがされていないという、そういうことでそのまま進めていくというわけにはこれは行きようがないのではないかと。こういうようなままで、今もちろん厳しい意見は審査会は持っておられました、この間私も傍聴に行きましたら。ただ、当該自治体として知事意見としてこれだけ出したものがこれだけ漏れて手薄であるというような指摘の中で、順々に進めていくということは、これはもう認めようがないのではないかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 確かに方法書、準備書について対応が不十分であるということの指摘は審査会の方からも強く意見出されております。それにつきましては、アセスの手続の中で、また準備書の中で、再び例えば今の代替施設における米軍の活動内容が具体的に明らかにされていないという部分につきましては、例えば航空機の施設間移動、あるいはそれに伴う航空輸送の影響等々について十分意見を述べていって、事業者に十分な対応を求めていくということでのアセス手続を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これは文献等で再調査云々ではなく、実際に調査しなければならない。ですから、再調査の事項に当たるのではないかというふうに考えるものですが、知事にこの件についてもう1点お聞きしたいのは、この場所は沖縄県がランク に位置づけた非常に重要な自然環境にあるわけですね。そこにおいて当該知事といたしまして、全国的にもこの問題というのは非常に注目されていると思います。この方法書における違法性、いわゆる意見聴取をやるかやらないかという法制、それから準備書における不備という点が大きく指摘をされているわけなんです、それと加えて沖縄県は非常にランク に属していると、そういうことについてきちんと知事は妥協をしないで意見を言っていく、そういう姿勢は知事におありでしょう

か。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今審査会で先生方を煩わせていろんな審査をやっていただいておりますが、それをたしかあしただく予定になっております。それを踏まえてきちっと知事意見は申し述べていくと私は考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ妥協のない知事意見を期待していきたいと思っています。

最後に、まず知事の重点項目・重点公約といいますか、この大きな冊子の中ではなくて、この14の重点項目・公約があるわけなんです、それについてどうも私は例えば30人以下学級にしても、せんだって私がお聞きしました留学生100人増につきましても、それから健康・長寿復活ということについてもどれだけ財政がこれを後押ししているのかということが非常に疑問に見えるわけなんです。というのは、国の加配頼みで30人学級をしている今の状態ですね。私も系数候補の政策を少し担った一人として、知事の裁量権としてどれぐらいの億のお金を使えるのかということで、30人以下学級のとき、1、2年という限定した言葉を使っただけですよ。それぐらい厳密なことをしているんですけれども、3年間たって自主財源で1年、2年生さえも100%にもってこれないと。そういうような実態や、それから今言った健康・長寿の問題ということも含めると、私は財務の方に聞きたいんですが、知事公約を果たすためにどれだけ皆さんは意識をしておられるのか、その点をお聞きをしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 毎年の予算を決めるときに、知事公約を十分意識しながら、知事公約の実現のために予算をしっかりと編成しているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん なかなか財源の根拠がないということをお聞きして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 皆さん、こんにちは。

社大・結の会、新垣清涼、一般質問行います。

私、先日、ロサンゼルスで行われました北米沖縄県人会創立100周年記念式典に参加させていただきました。北米各州、ハワイ、南米からも多くの沖縄県人会関係者が参加されて、言葉は違いますがウチナーの

文化、あるいはウチナーンチュのチムグクル、DNA がしっかりと引き継がれているなという思いがしました。

2世、3世、4世、5世と県人会会長の比嘉朝儀さんを中心に県人会館での活動、前夜祭での若者たちのパフォーマンス、民謡ショーなど、皆さん元気に堂々と活動されている姿に接し、私も元気をもらった次第です。また、平田大一さん率いる「キング・ショウハシ」の上演も県内の多くの若者たちの参加で行われました。ハワイとロスの若者たちが参加したエイサーも見事な演舞でした。

また、県産品の輸入・販売、物産展などで協力をいただいている日本商品を専門に扱っている「ミツワマーケット」や、糸満市出身の山内ショウアンさん——ハワイ2世の方ですけれども——が始められた豆腐工場も視察をしました。現在はハウス食品が経営を行い、全米最大の豆腐製造・販売を行っているとのことでした。売りは「長寿県・沖縄産」ということです。長寿県ナンバーワンは、アメリカに残っています。

そこで、きょうは質問をしていきます。

まず最初に、知事の政治姿勢についてですが、多くの方が質問されていますけれども、次の再質問がありますので、質問させてください。

知事は、これまで普天間基地の返還に向けて、その代替施設の建設はベストは県外であると繰り返し答弁されています。今回の衆議院選挙の結果で民主党を中心とする連立政権は、普天間の基地は県外・国外への移設を求める方向に向かっています。選挙の結果もそのようにあらわれていると思います。知事の所見を伺います。

2番目に、沖縄21世紀ビジョン、2030年代に向けて沖縄県のあるべき姿、ありたい姿について知事に伺います。

(1)、沖縄県は、復帰後の4次にわたる振興策で他府県と肩を並べることができたのでしょうか。何が充実し、何が不十分なのか。それから、今後の課題と、特に優先して取り組む政策について知事の見解を伺います。

(2)、健康・長寿の県民づくり対策について(少子・高齢化社会に向けて)ということであります。

ア、沖縄県が長寿県日本一だったことのその要因について検証されたのでしょうか。何が何ゆえによかったのか。そして、1位の座を明け渡した原因は何か。何がよくなかったのか。その対策はどうなっていますか。

イ、ウチナーの食文化の役割はどういうふうになっていますか。

次に、健康・長寿の県づくりと並行して少子化対策も取り組む必要があると考えています。少子化対策はどう取り組まれるのですか。県独自の取り組みが必要ではないでしょうか。

(3)、経済の自立を目指す観光立県としての取り組みについて伺います。

ア、1000万人誘客の根拠と戦略について、なぜ1000万人なのか。達成する戦略はどうなっていますか。

イ、沖縄観光の魅力とその宣伝・誘客の戦略はどうなっていますか。観光客は沖縄県に何を求めて来ますか。

ウ、コンベンションビューローの役割。世界規模のコンベンション開催は年間何回行われ、その運営にどのようにかかわっていますか。

エ、WUBの活動と県とのかかわりはどうなっていますか。

オ、沖縄世界空手道大会がさきに行われました。その成果と今後の取り組みはどうなっていますか。

これまでの質問の中でも、県は全国エイサー大会の開催を検討しているようですが、先ほど北米でのエイサーの話もしました。そこで、先ほど同僚の比嘉京子議員の万国エイサー大会の開催については、2011年の世界のウチナーンチュ大会の中で検討をしていきたいという答弁がありましたので、ぜひその実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

キ、万国ダイビングフェスティバルIN沖縄の開催について。

このダイビングフェスティバルについても、アメリカで行われているもの、そして東京で行われているものについては知事も参加されているようですからよくあれだと思うんですが、やはり世界でも3番目に入るスポットである沖縄県のこの地でダイビングフェスティバルを開催すれば、また沖縄の知名度のアップにもなるし、観光客の誘致にもつながると思いますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

(4)、環境政策について伺います。

沖縄21世紀ビジョン中間取りまとめの中に、「沖縄の自然は、素晴らしい天賦の財産であることを認識して、豊かな自然に囲まれた素晴らしい生活を将来に渡って維持・改善し、持続的発展に資する方策を構築する」とあります。

そこで伺います。

ア、泡瀬干潟・東部海浜開発事業について伺います。

新政権は、泡瀬干潟の埋立事業について「区中
断・区中止」の意向を示しました。知事の見解を伺
います。

イ、東洋のガラパゴスとも言われている沖縄、北部
のヤンバルの林道建設について。

費用対効果を算出する基礎資料がないということ
ですが、事実ですか。便益集計表が提示されていま
すが、この数字について説明を求めます。環境影響調
査はされましたか。その評価はどうなっていますか。

(5)、おきなわブランド製品の供給体制整備事業につ
いて。

ウチナームンのいいものが数多く全国に紹介され、
健康志向と同時にウチナームンがブームになりました。
ウッチン、ゴーヤー、もろみ酢、モズクなどあり
ますが、去年は海ブドウやマンゴーの産地偽装事件な
どもありました。安全で安心できる供給体制づくりは
どのように確保し、消費者に伝えられているか伺いま
す。

3、基地問題について。

普天間基地の3年以内の閉鎖実現はどうなっていま
すか。

先日、9月23日、公休日でしたけれども、夜の11時
までヘリが飛んでいます。この状況は今日に至っても
変わっていないんです。知事の就任から今日までに、
普天間の爆音は本当にどう変わったのか説明を求めま
す。そのことで宜野湾市民の危険性の除去はどの程度
確保されたのでしょうか。

あとは答弁を聞いて行います。よろしく願いしま
す。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答
弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、連立政権の方
針と普天間飛行場の移設についてという御趣旨の御質
問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の県外移設がベスト
だと思いますが、米軍再編協議の経緯等から、一日も早
い危険性の除去のため県内移設もやむを得ないものと
考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書
において、「米軍再編や在日米軍基地のあり方につい
ても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引
き続き政府としてどのような対応、見直しで臨ま
れるのか、お考えをぜひ聞いてまいりたいと考えてい
るところでございます。

次に、沖縄21世紀ビジョンの中で、1000万人誘客の
根拠と戦略についてという御趣旨の御質問にお答えい
たします。

私は、今後の成長可能性が高い観光産業をこの10年
で飛躍的に伸ばし、県経済の自立に弾みをつけたいと
の考えから、2016年をめどに入域観光客数1000万人を
目標として掲げているところでございます。このた
め、誘客に向けました具体的な行動計画として、「ビ
ジットおきなわ計画」を知事就任後、毎年策定をいた
しております。

本年度は、外国人観光客の誘客促進、そしてM I C
Eの誘致促進、リゾートウエディングの推進、ニュー
ツーリズムの推進を重点項目として取り組んでいると
ころでございます。

今後も、入域観光客数1000万人の目標達成に向け、
観光関連業界との連携を密にし、より効果的な誘客活
動を展開してまいり所存でございます。

次に、基地問題の関係で、3年めどの閉鎖状態の実
現についての御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置する
ことはできないことから、この飛行場のヘリ等の運用
を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽
減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めている
ところであります。

去る8月11日に開催いたしましたワーキングチーム
会合におきまして防衛省から、平成19年8月の報告書
に記載された危険性除去の諸施策をすべて実施し、今
年度は普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査を実施す
るとの説明がありました。県からは、さらなる危険性
除去策などの対応を求めたところでございます。

県としましては、今後とも、協議会やワーキング
チームにおきまして率直な意見交換を重ね、3年めど
の閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えておりま
す。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁
させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄21世紀ビジョンにつ
いての御質問の中で、今後の課題と、特に優先して取
り組む政策についてお答えいたします。

沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画の推進により、
各種社会資本については、本土との格差が次第に縮小
しております。また、観光・リゾート産業が好調に推
移し、情報通信関連産業の立地が進むなど取り組みは
着実に進捗しております。しかしながら、高い失業率

や低い1人当たり県民所得など解決すべき課題も残っております。

今後は、過重な基地負担や離島県ゆえの高コスト構造、市場規模の狭隘性等の不利性を克服し、沖縄の優位性を最大限発揮するためのさまざまな施策の展開や制度の導入等が必要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 沖縄21世紀ビジョン、2030年代に向けて沖縄県のあるべき姿、ありたい姿についての御質問の中の、長寿日本一の要因及び長寿1位を明け渡した原因と復活への対策についてお答えします。

沖縄県は、昭和55年の国勢調査で、平均寿命が男女とも全国第1位になりました。平成7年8月には国内外の長寿専門家により検証がなされ、低カロリー・低塩食、温暖な気候風土及び社会インフラ整備等が長寿の要因として分析されました。そのことを受けて、沖縄県は「世界長寿地域宣言」を行ったところであります。しかしながら、平成12年の国勢調査では、男性の平均寿命が26位に後退しました。その主な要因として、青壮年期の肥満や運動不足等による生活習慣病の増加が挙げられております。

県としては、従来からの取り組みに加え、現在は「健康おきなわ21」に基づき、長寿日本一に向け健康づくり運動を強化しているところであります。

次に、ウチナーン食文化の役割についてお答えします。

沖縄では古くから、「ヌチグスイ」とか「クスイムン」と言われるように、医食同源の考え方が根づいております。食を通じて栄養価の豊かな食材を健康の保持増進のために活用してきた歴史があり、長寿を支えてきたと言われております。しかしながら、近年、食生活の多様化により沖縄食材を使用した伝統料理を食する機会が減ってきております。そのため、県においては、栄養士会や食生活改善推進員協議会など関係団体と協力し、現代風にアレンジしたメニューの考案等、食分野における長寿復活の活動に取り組んでおります。

次に、少子化対策の取り組みについてお答えします。

沖縄県においても依然として少子化が進行していることから、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」を策定し、地域における子育て支援や保育サービスの充実など、安心して子供を産み育てることができる環境

の整備に努めております。

現在、同プランについて平成22年度から26年度までの後期計画の策定作業を進めているところであり、今後とも関係部局、市町村、関係団体等と連携して少子化対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 沖縄21世紀ビジョン、2030年代に向けて沖縄県のあるべき姿、ありたい姿についての御質問の中で、沖縄観光の魅力と誘客戦略についての御質問にお答えします。

沖縄は、青い海、青い空に代表される豊かな自然、特色ある歴史遺産、芸能文化、県民の温かいホスピタリティーなどの魅力が評価されていると考えております。

国内からの誘客については、国内の観光動向やニーズ把握のための調査実施、航空会社及び旅行会社とタイアップした宣伝活動やマスメディアを通じたキャンペーンなどを展開しております。

また、海外からの誘客に関しては、台湾、韓国、中国、香港を対象に、国が実施している「ビジット・ジャパン・キャンペーン」と連携を図りながら、それぞれの国や地域の実情に合わせた誘客・宣伝活動を行っております。さらに今後は、欧米市場の開拓にも力を入れていきたいと考えております。

次に、同じく沖縄21世紀ビジョン関係の質問の中の、コンベンションの開催回数等についての御質問にお答えします。

沖縄観光コンベンションビューローは、県と一体となってコンベンションの誘致を行うほか、コンベンションの実施に際しては、歓迎式や表彰式へミス沖縄やエイサーなどの芸能を派遣するなどの開催支援を行っております。

沖縄県で開催された世界的なコンベンションは、2000年の九州・沖縄サミット首脳会議以降、太平洋・島サミット、米州開発銀行年次総会、トヨタ世界大会、世界のウチナーンチュ大会、G8科学技術大臣会合など21件となっております。

同じく21世紀ビジョン、2030年代に向けて沖縄県のあるべき姿、ありたい姿の質問の中の、WUBの活動と県のかかわりについての御質問にお答えします。

世界ウチナーンチュ・ビジネス・アソシエーション、いわゆるWUBは、世界のビジネス関係者が参加し、現在21支部、500名余りの会員を有する組織に発展しており、4カ国語対応ウェブサイトの開設やハワ

イ東西センターへの奨学生派遣など、国際的なビジネスネットワークの構築を目指した活動を行っております。

これまで県はWUBと連携し、世界のウチナーンチュ大会におけるワールドビジネスフェアのほか、2007年のWUB世界大会での投資環境セミナーなどを開催してまいりました。

今後とも、WUBを初め海外で展開するウチナーンチュのネットワークを生かしたさらなるビジネス交流を促進してまいりたいと考えております。

次に、同じく21世紀ビジョン関係の御質問の中の、万国エイサー大会の開催についての御質問にお答えします。

沖縄独自の文化であるエイサーは、国内のみならず海外にエイサー団体の支部ができるなど国内外に大きく広がっております。

御提言の万国エイサー大会については、貴重な御意見として承りたいと思います。

同じくダイビングフェスティバルの開催についての御質問にお答えします。

美しいサンゴ礁が連なる沖縄の海は、観光資源としての優位性が高く、ダイビングをテーマとする外国人観光客誘致の可能性があると考えております。

御提案の万国ダイビングフェスティバルについては、今後、関係者の意見も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、沖縄21世紀ビジョン、2030年代に向けて沖縄県のあるべき姿、ありたい姿についての御質問で、空手道世界大会の成果と今後の取り組みについてお答えをいたします。

空手道世界大会は、沖縄伝統空手道振興会の設立を記念して開催されました。本大会は、海外40カ国と国内外から6000名余の空手道愛好家の参加を得て、演武会、競技会、セミナー及び交流会等が盛大に行われました。

その成果としましては、空手道古武道の発祥地としての沖縄を国内外にアピールするとともに、その継承、普及・発展のための交流拠点の形成等、ネットワークづくりが推進されました。また、大会運営に沖縄伝統空手道振興会が積極的にかかわり、組織力の強化が図られております。

本大会の成功を機に、今後は、同振興会を中心として空手道古武道のさらなる振興が図られるものと考え

ております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 沖縄21世紀ビジョン、2030年代に向けて沖縄県のあるべき姿、ありたい姿についての、泡瀬干潟・東部海浜開発事業の新政権の意向に係る知事の所見についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業について前原大臣は、期中断、期中中止を基本とするが、地域の話聞きながら、事業評価を踏まえて判断する旨の発言をしております。

本事業は地元からの強い要請に基づき実施しているものであり、沖縄市長は、現在工事を進めている第1区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会においても圧倒的多数で事業の推進を求めています。

県としましては、現在工事を実施している第1区域については、事業効果の早期発現に向け、引き続き事業を推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 沖縄21世紀ビジョン、2030年代に向けて沖縄県のあるべき姿、ありたい姿についての中で、林道建設の費用対効果の算出資料、便益集計表及び環境影響調査についてお答えします。

林道事業の費用対効果については、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき、木材生産便益、森林管理等経費縮減便益、土砂崩壊防止便益等の約20項目の便益をもとに算出しております。

各便益の算出には各種の因子を用いており、例えば、土砂崩壊防止便益については、砂防ダム建設コスト、崩壊見込み量、事業対象区域面積、流域内崩壊率、雨量比、平均的な崩壊の深さなどの因子の値を計算式に当てはめて算出しております。

今回の土砂崩壊防止便益の算出に当たっては、流域内崩壊率、平均的な崩壊の深さに関する因子の数値はあるものの、その因子のもととなる資料の一部が保存されておりました。また、木材生産便益のほか複数の便益においても、土砂崩壊防止便益と同様に、因子のもととなる資料の一部が保存されておりました。

林道事業の環境調査については、国頭村の県営林道の一部路線においてノグチゲラの営巣木等貴重な野生動物が確認されたことから、工事を一時中断し平成19

年10月から1年かけて実施しました。調査の結果、県営5路線において、沖縄県レッドデータブック及び環境省のレッドリストに登録された希少種129種が確認されております。

林道の開設により赤土等の流出、生育環境の縮小、移動経路の阻害などの影響が予測されます。このことから、林道建設においては貴重動植物の移動・移植、ピオトープの創出、道路への侵入防止さくの設定、アンダーパス等移動経路の確保、赤土流出防止対策等の環境保全措置を講じるとともに、工事中の環境監視等を行うこととしております。また、貴重種等が確認された場合、種の保存法等の関係法令に基づき工事を中断するなど、自然環境に配慮しながら工事を進めていきたいと考えております。

次に、おきなわブランドの取り組みについてお答えいたします。

県では、生産拡大が期待される園芸品目、薬用作物、養殖魚介類などを戦略品目として位置づけ、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を形成し、おきなわブランドの確立に努めているところであります。

具体的な生産・加工対策としては、ハウス等生産施設やかんがい施設の整備、ゴーヤー、パイナップルなどのオリジナル品種の開発・普及、島野菜、モズク、ウコン等の機能性成分の分析・評価、加工施設の整備や特産品の研究開発などの諸施策を推進しているところであります。

また、農産物の機能性成分を生かした販売展開を行うため、直売所やアンテナショップ、量販店等と連携した多様な流通チャンネルによる需要の開拓など、県産農林水産物の消費拡大を推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題についての御質問で、普天間の爆音についてお答えいたします。

普天間飛行場周辺における航空機騒音調査結果では、知事就任後の平成19、20年度は9測定局中3局で環境基準を超過しており、就任以前と比べて横ばいの状況にあり、依然として改善される傾向にないことから、県は去る9月10日に、在日米軍沖縄地域調整官、沖縄防衛局長等の関係者に対し、航空機騒音の軽減措置等について要請を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時

間の都合もありますので、新垣清涼君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後4時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き新垣清涼君の再質問を行います。
新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それでは、再質問を行います。

まず、知事にお尋ねいたします。

基地問題ですね。

知事はこれまで、やはりベスト、だから、残念ながら政府の方も日米の両国関係ですね、県内移設という形で決められてしまっていて、ある意味で仕方なく知事は県内移設を受け入れていると思うんですね。それは普天間のアセスの審議会の中で、地元の皆さんからの聴取の中で、地元として来てくれと言ったことはない。日米安保の中で決定され、地元としては名護市長や県知事に協力するということで誤解のないようお願いしたいということで辺野古区の方からの陳述があるわけですね。

そういうことからすると、恐らく知事も政府から、普天間の危険性の除去については早急に取り組みたい。だけれども、これはもう県内移設を条件にしか今米国とは協議されていないので、何としても県内で引き受けてくれと、そういうお願いをされて引き受けて、苦渋の選択といいますが、そういうことで県内移設を認めておられると思うんですね。そこは政府の意思を認めるという形になっていると思うんですね。

今回は、政府も、鳩山総理も、沖縄県の普天間基地については、やはり県外移設を求めているんだということをおっしゃっているわけです。地元の声ももう一度聞きたいということも防衛大臣なんかもおっしゃっているわけですね。

そういう意味では、今回の選挙もそうですし、それから去年の県議選もそうなんですが、やはり各種世論調査からしても、県民の思いとしては、基地は引き受けたくないんですよ、県内移設としては。それはもう同じだと思うんです。ですから、今回政府がせっかくそういう体制になろうとしているわけですから、やはりここは知事も一緒にそういうベストを求めていくと。我々も一緒にそうすれば、県議会もみんな県内移設については反対の決議も一度はしているわけですから、そういう意味では絶好のチャンスだと思うんですね。

これまでの答弁の中ではなかなか違う答弁をされて

おりますので、ここでわかりましたという話にはならないと思いますけれども、ぜひそこは知事、総理にお会いになっても、県民の思いとしてはこうですよということをぜひ伝えていただいて、私たちも、県民を代表する知事としても、ベストをできれば望みたいということを伝えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の新垣議員の御質問、御意見に対して、まさにベストは県外だというのは、今新垣議員のおっしゃったような趣旨に近いわけですが、政府が今度の選挙で、また民主党さんを初めマニフェストで見直しというようなことも書いていますよね。ですから、実際どういうふうに見直すかというのが、外務大臣にしても、防衛省にしても、総理にしてもちょっとニュアンスが具体的にはどうするのかというのが少し、報道ではきちっとすり合わせがなっていないような感じを受けておりますし、実際アメリカに行かれて、総理も外相も、どういうことになっているのか、ここはよく直接伺ってみないとやっぱりはっきりしないわけです。

ですから、今仮に、これはもう公約ですから民主党としては当然のこととして全国民に公約されたことですからやっていかれると、私は無論思うし期待もしていますが、前から申し上げているスタンスの、ベストは県外だけだということによって、そしてやっぱりもとへ戻りましたとか、だめでしたというような事態になったときに、これは固定化される可能性の方が強いですよ。ですから、いろんな形でこれまでの長い経験から言って、文字どおり橋本龍太郎さんのころからのことなどいろいろ考えてくると、何も県外もあるのに県内をという形で決まってきたわけでも何でもなしと思うんですよ。ですから、この長いやりとりと対米との防衛上の関係から見て、県外というのが可能性が非常に強いと見た方がいいのか、ちょっと僕らの方もよくわかりません。ですが、これは本当に内閣挙げて政府全体で、もう絶対これしかない、これをやると、決意のほどがきちっと伝わって、アメリカとの関係でもそうなる可能性が見えてくれば、当然のこととして今おっしゃったような方向の考え、どうすべきか、私はベストな方向を選ぶ可能性というのは当然出てくると思いますよ。ですが、今まだよくわかりません。内閣もできたばかりでしょう。そして、一たん県外へと、そしてやっぱり県内でだめでしたというわけにはいかないと思うんですね。固定化される可能性の方が非常に強いと、私は考えております。

答えになっているでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ですが知事、アメリカは、4年置きに軍の配置を検討するシステムになっています。そうすると、アメリカは決めると早いんですよ。ところが、日本は政府が余り本音を言わない。本音を言わないといいますが、県民の声はそうじゃないのに、それを抑え込んで沖縄県内に基地を押しつけ続けようとしているところがあるわけですね。ですから、ここは知事がベストと思われるのであれば、政府はかわったんですね。沖縄に基地を押しつけ続けようという政府はかわったんです。今度は県外に持っていきたいという、沖縄の基地負担を軽減させたいという政府が生まれたんです。チャンスなんですよ。

ですから、そこを固定化される可能性があるとおっしゃっていますけれども、しかし、政府の意向はもう変わっていますので、そこはやはり県民の代表として県民の声をしっかりと伝える意味でぜひそこを検討していただきたいと思います。

それは、普天間の基地もこれまで変わっていないわけ。普天間はこの上空写真、（資料を掲示） 知事もよくごらんになっていると思うんですが、この上空写真を見ると、今、場周経路や航路のいろいろ調査をされているようですけれども、どこにもヘリが通っていいところ、住宅がないところというのはないんです、宜野湾市の普天間飛行場の周辺には。

それからすると、場周経路を幾ら変えても住民の上空を飛ぶんですよ。そういう意味では、もうヘリコプターを飛ばさないか閉鎖するしかないんです。ですから、いろいろ小手先で変えろと言ったって、それは市民の望むことにはなりません。望む方向にはいきませんので、だから早目にそうするためには、今県民と一緒にわっと押し込むことがとても大事だと思いますので、ぜひそこら辺を検討していただきたいと御希望を申し上げまして次に進みます。

それから、今回は私、北米に行かせてもらって、沖縄の長寿というブランドが向こうでとても大切にしていますか浸透されていることを受けて、沖縄県民もっと頑張らんといかぬなと。そして、沖縄のよさをもっと世界に広めていかないといけないなという思いをしまして、今回その長寿県の問題であるとか食の問題、おきなわブランドの問題を取り上げていますけれども、先ほどなぜよかったかというところで、長寿県ですね。やはり気候風土もそうですが、それから先ほどお話がありました郷土料理、なぜその郷土料理がいいのか、なぜ地産地消がいいのかというときに、沖縄

のこの環境で育った、沖縄のその強い太陽といいますか、そしてある人は、台風のおかげで長寿県が保たれているという方もいます。

なぜかと聞いたら、台風のために海に含まれている塩分を地上に振りまいて、そこにミネラル分がたくさんあるんだと。そのミネラル分を植物が吸収し、あるいはそれを動物が食べて、私たちの口の中に入るから健康が維持されているんだということを話される方がいました。

それで沖縄の長寿食、先ほど伝統料理の話もされておりました。そういう意味では、やはりそういった意味づけを分析をしっかりとしていただいて、そしてそれを商品の中にやはりなぜこれがいいのかというのを一つのキャッチフレーズ、キャッチコピーをもっと研究していただいて取り組んでいただきたいなと思うんです。

モズクは私もよく食べますけれども、ウチナームンだからということでやっぱり応援しようという気持ちもありますけれども、それと、産業まつりに行ったときに、自分が消費者が望んでいることをちゃんと提供できるようになっていないところがあるなと思いました。そういう意味で、ぜひそういったことをしっかりと応援をしていただきたいなと思うんです。分析、そしてそれを生かす方法ですね。

それから、1000万人の観光客誘致の件ですが、1000万人沖縄に来たときに、沖縄に対する雇用の効果、経済効果ですね、その辺は試算はされているのでしょうか。どういう効果が考えられるかですね。それから、電気や水道、そういった面は消費としてはどういうふうになっているのか、その辺の検討をされているのであればお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 1000万人の試算については、まだ現在行っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 この数字はもう出ているわけですから、ぜひそこら辺の試算も取り組んでいただきたいなと思います。

それから、ヤンバルの林道の件ですが、沖縄のすばらしい財産であるこのヤンバルの森をやはりゾーニング計画、そこもしっかりとしていただいて、そのためには林道がどのぐらい必要で、そしてどう守るかとい

うのをぜひ市民も巻き込んだ検討委員会をつくって検討していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 県では、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれ機能に応じて森林の保全、整備及び利活用を図ることにより、林道工事及び森林伐採については、主として「資源の循環利用林」の区域で行っているところでございますけれども、森林の利用については地域の振興、それから自然の保全という調和を図っていく必要が考えられております。

そういう意味で、森林利用の利用区分については、今後、ゾーン経営も含めて検討する必要があるのではないかと考えております。

○新垣 清涼君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん こんにちは。

社民・護憲ネットの渡嘉敷喜代子です。

ちなみに、きょうの私の衣装は市場で買ったものであって、決してイージーオーダーではありません。着ている人がいいもんですから豪華に見えるかと思いません。

それでは質問させていただきます。

30年も前になりますけれども、私が生け花の研修で年に4回京都へ行っているときに、その1回の研修が1週間続くわけです。その中で、他府県のいろいろな人たちとの話し合いの中で、私が話したことは、日本の政治はやっぱり企業優遇の体制が国民の生活を圧迫していること。それは一党独裁政治がもたらしたものであり、政治の流れをやっぱり変えなくてはいけないだろうという話をしたときに、友人から返ってきた言葉は、それは理想にすぎません、長い自民政権によって世の中の仕組みが定着しているんだと。だから政治を変えることは不可能ですと、こういう答えが返ってきました。私はもう本当に啞然としました。世の中の矛盾を正すわけでもなく、流れに身を任せ、あきらめともつかない、政治とはそういうものだと思う人たちがいる間は、その流れは変えることができないのかなという思いで一抔の寂しさや悲哀を感じずにはいられませんでした。そして今回、歴史的な政権交代が実現したことに立ち会うこともなく、その友人は昨年の4月に亡くなっております。

さて、ここ数年というものの国民はこてんぱんに痛みつけられました。

小泉構造改革がもたらしたものは、市場原理主義に

よる弱肉強食で大きな格差を生み、多くの貧困層をつくり、政治が最優先すべき社会保障制度は崩壊寸前まで追い込まれました。さらに、大幅な規制緩和は多くの非正規労働者、派遣労働者、そういうことを産出しております。低賃金労働、それから派遣切りでぼろぞうきんのようにちまたにほうり出された若者に将来への展望も希望も持てない社会は最悪です。そんな中で行われた衆議院総選挙で自公政府の失策に対して決別の審判を下したのは、とりもなおさず国民でした。

戦後64年延々と続き、永久政権かと思われた自公政権にノーと下した今回の選挙は、「血を流さないクーデター」と表現する学者もあります。

そして9月16日、民主、社民、国民新党による連立政権が誕生しました。社民党の位置づけは308対7議席の数の問題ではありません。野党時代から外交面においても常にリーダーシップをとり、法制定へと導いた実績もあります。新政権では、扇のかなめ役としての役割を果たすものと思われます。主権国家として米国と対等に向き合う外交は、沖縄の基地問題解決に一筋の光が見えてきました。知事も新政権の様子見をするのではなくて、県としてのビジョンをしっかりと示して要求すべきではありませんか。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

知事の政治姿勢ですが、辺野古基地建設問題についてお尋ねします。

稲嶺県政を継承した仲井眞知事は、選挙で暫定ヘリポートの建設と政府が進めた沿岸案への反対を表明し、県政を担うことになりました。

そこでお伺いします。

ア、暫定ヘリポート案と沿岸案について、現時点における知事の方考え方を改めて確認したいと思います。

イ、現行の沿岸V字型案について、少しでも沖合に移動し、安全上、環境上の問題をクリアできる修正案を提示されればそれでよしとのお考えなのかお尋ねします。

ウ、知事はクリアできる修正案の策定の可能性について、どう考えているのか伺います。

エ、その修正案はどのような作業で、客観的な評価を行うことになるのかお伺いします。

(2)、辺野古基地建設への県民の判断について。

沖縄県民の基地の整理縮小の声とは裏腹に、日米両政府は辺野古新基地建設を推し進めてきたが、県民の基地建設反対の声は大きく、さきの衆議院選挙の結果でも新基地建設にノーとの判断を下しました。3党連立新政権でも県外移設が打ち出されるなど、沖縄の基

地問題について日米両政府による再検討が予想されません。

そこで伺います。

ア、圧倒的な県民多数の声をバックに県民党を標榜する知事ならば、県内基地建設反対を明確にして日米両政府に訴えるべきではありませんか。

知事は、これまでベストは県外だが政府が県内とするので仕方なくそれに従っているということを言っております。新政権になった今こそ、沖縄の基地問題解決への新たなスタートのチャンスと考えられませんか。知事の決断を求めます。

2、基地問題について。

(1)、辺野古アセスについてお伺いします。

ア、そもそもアセスの目的は何でしょうか、伺います。

イ、辺野古のアセスが目的に沿って行われていると判断できますか、課題はありませんか。

ウ、9月7日の審査会で参考人招致された参考人が指摘したことについて伺いますが、まず、(ア)、方法書の段階で追加・修正が2度なされたことについて、住民意見を聞くべきだったとの指摘がありました。県の見解を伺います。

(イ)、4カ所のヘリパッドの追加について、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情に該当するとしている。そして、その判断は事業者にあるものの、県や第三者の意見を聞くことができるということを指摘しております。県の見解を伺います。

(ウ)、沖縄防衛局は方法書提出後、知事の意見書が出ない前の5月8日に事後調査したことに対しても、アセス違反との指摘がありました。県の見解を伺います。

(エ)、辺野古沖で確認されたジュゴンのはみ跡を沖縄防衛局は、幅が狭かったり、いびつな形だったからと準備書の記述から除外していたことが9月14日の審査会で判明しました。県の見解を伺います。

(オ)、参考人からの指摘は手戻りの可能性を示唆したものです。県の対応を伺います。

(2)、辺野古でのデモフライトについて。

ア、2機編隊のヘリの高度は通常のものだったのか。また、通常飛行の多数機編成による飛行ではなかったことで騒音の信憑性があるのかどうか。

イ、施設間移動のフライトによる騒音の測定はどうするのか。

(3)、知事の意見書についてですが、9月28日の審査会等では、答申内容に多くの指摘があり、そして実質

的にはやり直しをするもの、やり直しを示唆するものでありました。審査会等で指摘されたことを受けて知事はどう判断し、生かしていくのかについてお伺いいたします。

(4)、都市型訓練場レンジ4の撤去について。

レンジ4の建設は県民の反対によって、レンジ16への移転までの間、暫定使用が条件だったと思います。レンジ16の完成に伴ってレンジ4の撤去を求めたのか伺います。

3、自殺予防対策について。

(1)、本県の自殺者の推移と背景について伺います。

(2)、年代別の自殺者数と推移について、5年間についてお尋ねします。

(3)、「沖縄県自殺総合対策行動計画」の実施状況と成果を伺います。

(4)、「沖縄県自殺対策緊急強化基金」の創設に伴い、どのような事務的手続があるのか、また今回内閣府が示した「地域自殺対策緊急強化交付金」1億5700万円の事業内容を伺います。

(5)、事業の実施に当たり国は、「地域の実情を踏まえて取り組む地方公共団体の対策や、民間団体の活動を支援すること」を示しております。県の取り組みを伺います。

4、学童保育対策についてお伺いします。

(1)、削除します。

(2)、他県では学童保育の運営主体の半数が公営であり、残り半数の民営でも公的施設や公有地専用施設の利用が8割を占めております。ところが本県は公的施設の利用でも2割であります。その要因はどこにあるのか、今後の取り組み等についてお伺いします。

(3)、国の実施要綱によると、学童保育の運営は公費による補助が規定されております。公的資金を補助している施設の件数と補助額をお伺いします。また、補助を受けていない施設の件数、補助対象の基準はあるのかについてもお尋ねいたします。

(4)、利用希望児童、いわゆる待機児童数は把握されているのかお尋ねいたします。

5の我が会派の代表質問との関連についてですが、時間の都合上削除させていただきます。

答弁によって、再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、暫定ヘリポート案と沿岸案についてどう考えているのかという御趣

旨の御質問にお答えいたします。

暫定ヘリポートにつきましては、「普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するために、あらゆる方策を検討し、問題解決に取り組む」という私の公約を実現するため、一つの事例として示したものでございます。

また、普天間飛行場代替施設につきましては、現行のV字案のままでは賛成できないという私の立場に変わりはなく、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを政府に求めているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、日米両政府へ県外移設を訴えること及び基地問題に対する取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

なお、これは1の(2)のアと1の(2)のイが関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

県といたしましては、普天間飛行場の県外移設がベストではございますが、米軍再編協議の経緯などから一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところであります。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書において、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き、政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしたいと考えているところでございます。

次に、基地問題に係る御質問の中で、県環境影響評価審査会からの指摘についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書につきましては、県環境影響評価審査会において審議がなされたところであります。10月2日に答申をいただく予定でございます。

県としましては、同審査会からの答申を踏まえ、名護市長、宜野座村長の意見を勘案し、また、住民等意見に配慮して、10月13日に環境の保全の見地から意見を述べる考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、沖合移動への修正案でよしの考えかという御質問にお答えいたします。

県としては、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを政府に求めているところであります。

代替施設の具体的な位置及び安全・環境対策等については、普天間飛行場移設措置協議会において協議されるものと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、修正案の策定の可能性についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出された準備書においては、代替施設の位置に係る複数案が検討されており、その比較検討結果を見ると、準備書の事業計画案よりも他のケースが生活環境や自然環境への影響が少ない項目もあることから、今後さらに検討を重ね、地元の意向や環境に十分配慮しつつ、沖合などへ寄せることは可能であると考えております。

同じく修正案の評価についてお答えいたします。

現在、進められている環境影響評価手続は、事業者が知事等の意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的とした制度であります。

現在、沖縄防衛局から準備書が提出されており、今後、沖縄県環境影響評価審査会の答申を踏まえ、名護市長、宜野座村長の意見を勘案し、また、住民等意見に配慮して知事意見を述べることになっております。

その後の法令上の手続としては、事業者による評価書の作成・提出、当該評価書に対する知事意見等を経て、事業者による評価書の補正及び公告・縦覧等が規定されております。

また、法律及び条例で定められた要件に該当する場合には、手続をやり直すこととされております。

こうした環境影響評価の一連の手続を経ることにより、環境保全の観点が可能限り取り入れられたものになっていくものと考えております。

基地問題についての御質問で、レンジ4の撤去についてお答えいたします。

去る8月25日、沖縄防衛局から、レンジ4の陸軍複合射撃訓練場の移設を完了したとの連絡がありました。

今後のレンジ4の施設については、在沖米海兵隊が管理し、実弾射撃は行われたいとしていますが、米軍においては、これまでの経緯や地元の懸念を踏まえ、安全対策を徹底するなど、住民の安全に最大限の配慮をすべきであります。

県としては、既存の施設の撤去は求めておりませんが、今後とも地元金武町と連携しながら、適切に対応

していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題についての環境アセスの質問の関連についてお答えいたします。

まずアセスの目的についてお答えいたします。

環境影響評価制度の目的は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境保全措置や、事業内容に関する決定に反映させること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することです。

次に、代替施設に係るアセスの課題についてお答えをいたします。

当該事業に係る環境影響評価の手続は、方法書の手続段階においては、事業内容が具体的に示されていないといった問題があったことから、方法書についての知事意見において方法書の書き直しを求めたところであり、当該意見に基づいて追加・修正資料に係る手続が行われたところでございます。

現在、準備書に係る手続が行われているところですが、準備書で示された環境影響評価の内容について、県環境影響評価審査会において審議がなされたところでございます。

次に、方法書の追加・修正資料に対する住民意見の聴取についてお答えをいたします。

当該事業に係る方法書に対しては、アセス法及び条例に基づき住民等の意見が提出されております。

方法書に係る追加・修正資料は、方法書相当の資料とみなすことができたとしても、方法書に対する知事意見に基づいて提出された資料であって、法及び条例に基づく方法書ではありません。

追加・修正資料については、方法書と同様な手続が実施された方が望ましかったとは考えるものの、法及び条例においては、追加・修正資料の作成や当該資料に対する住民等の意見提出などの手続は規定されておられません。

しかしながら、知事意見に基づいて閲覧に供された追加・修正資料に対して、住民等から意見等が提出されたことから、県としてはこれらの意見も勘案して追加・修正資料に対する部長意見を述べたところでござ

います。

次に、ヘリパッドの追加に係る見解についてお答えをいたします。

「環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情」については、事業内容の修正が「軽微な修正」に該当する場合の除外規定ですが、沖縄県環境影響評価条例では、「滑走路の長さ」と「飛行場及びヘリポートの区域の位置」を、飛行場事業の軽微な修正に係る事業諸元として定めており、ヘリパッドは含まれておりません。

次に、準備書提出後に事業者が実施している調査についてお答えいたします。

事業者が行った方法書の手続前の調査は、防衛省の所掌事務に基づく自主的な調査であり、また、準備書提出後に行っている調査は、データの収集・蓄積をし、将来の事後調査等に資するための自主的な調査とのことでございます。

次に、ジュゴンのはみ跡を準備書の記述から除外していたことについてお答えいたします。

平成21年9月14日の審査会における委員からの質疑に対し、事業者は、専門家へのヒアリングの結果、ジュゴンのはみ跡である可能性は高いとまでは言えないが、可能性がある指摘されたにもかかわらず、今回、データを見直したところ、幅が非常に狭く、いびつな形だったということで、はみ跡から除外したとのことであります。

県としては、専門家の意見のとおり、はみ跡と断定できなくともその可能性があったということについて準備書に記載すべきであったと考えております。

次に、手続の手戻りに関する県の対応についてお答えをいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、手続のやり直しが必要となる要件について定めておりますが、当該準備書は、当該要件に該当するものではないと考えております。

次に、デモフライトによる騒音測定についてお答えをいたします。

平成21年9月10日に実施されたデモフライトは、準備書で示された飛行コース、水平飛行高度800フィートで実施されております。

2機編隊が通常飛行であるかについては承知しておりませんが、複数機が飛行した場合の騒音については、計算により求めることができます。

県としては、当該デモフライトでの騒音測定結果も勘案して知事意見を述べる考えであります。

次に、施設間移動による騒音測定についてお答えを

いたします。

今回のデモフライトは、準備書で示された飛行コース、高度に沿って実施されたものであり、施設間移動については実施されておられません。

しかし、準備書では、具体的な飛行ルートを特定することは困難としながらも、訓練の形態等によっては集落上空を飛行することもあり得るとしております。

そのため、県としては、準備書について意見を述べる際には、施設間移動による航空機騒音の影響についても検討する考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 自殺予防対策についての御質問の中の、本県の自殺者の推移と背景についてお答えします。

本県の過去5年間の自殺者数は、警察統計によると、平成16年341人、平成17年359人、平成18年400人、平成19年347人、平成20年337人となっております。

自殺の原因・動機については「健康問題」が最も多く、次が「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっており、年次推移で大きな変動はありません。

次に、年代別の自殺者数と推移についてお答えします。

本県の自殺者の年代別構成につきましては、働き盛りの30代から50代が約6割と最も多くを占めて推移をしており、20代についても平成14年の14.3%をピークとし、ほぼ毎年1割を超えている状況にあります。

次に、「沖縄県自殺総合対策行動計画」の実施状況と成果についてお答えします。

県では、「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき、普及啓発、人材育成や各種相談事業の開催等により自殺対策を進めてまいりました。また、圏域別自殺対策連絡会議を設置し、身近な地域において早期に対応できる体制を強化したところであります。その結果、県民の自殺予防意識の普及が図られてきたものと考えております。

次に、「沖縄県自殺対策緊急強化基金」の事務手続及び事業内容についてお答えします。

事業に係る事務手続としましては、県は事業の実施前に3年間の県事業と市町村計画を取りまとめて県計画を策定し、国に提出する必要があります。

年度ごとに作成する事業計画についても同様の手続になります。

主な事業内容としましては、全県民に対し、心の不調への気づきを促す普及啓発キャンペーンや多重債務

と心の相談を同時に実施するほか、看護師等専門職や市町村職員等の人材養成を行います。

次に、地方公共団体の対策や民間団体の活動への支援についてお答えします。

沖縄県では、「沖縄県自殺対策緊急強化基金」を用いてこれまでの取り組みをさらに強化することとしており、全県民を対象にした普及啓発と市町村や「いのちの電話」等を支援することにより身近な地域における相談体制を強化してまいります。

市町村事業としては、地域に密着した自殺対策に関する普及啓発、民生委員児童委員等の研修等人材養成、専門家による多重債務と心の相談の同時実施及びハイリスク地への看板設置などの事業等があります。

また、自殺対策を主として行う「いのちの電話」などの民間団体に対しては、相談員の育成や広報など、その要望を踏まえて必要な支援を実施する予定です。

次に、学童保育対策についての御質問の中の、公的施設の少ない要因と今後の取り組みについてお答えします。

本県は他県に比べて学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブが少ないために、公的施設の利用率が低くなっております。

学校の余裕教室の利用につきましては、今後とも教育庁と連携しながら、実施主体である市町村に組み込みの強化を働きかけていきたいと思っております。

次に、補助対象施設の件数と補助額及び補助対象外施設等についてお答えします。

平成21年度の補助対象児童クラブ数は23市町村194カ所で、県の補助予算総額は4億5133万4000円となっております。

補助を受けていない施設は40カ所となっております。なお、補助対象は、児童が10人以上いること、年間250日以上・1日平均3時間以上開所することなどの基準があります。

待機児童数の把握についてお答えします。

平成21年5月1日現在の厚生労働省の調査によれば、待機児童数は8市町村199人となっております。

今後、実施主体である市町村と連携しながら、待機児童を解消するために、引き続き放課後児童クラブの設置を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 知事、今までですね、やはり辺野古についても政府が決めたからそれに従うんだという言い方なさっていますよね。（「違いますよ」と呼ぶ者あり） そうですよ。政府がそう決めたからそう

したんだと、そして地元が引き受けたからそうしたんだというような答弁がずっと繰り返されております。

ですから、今総選挙によって県内では自公の議員がゼロになりましたよね。それは本当に県民の総意なんですよ、辺野古は反対ということ。県民の総意があるにもかかわらず、知事はこれまでのスタンスは変えていかないと。米軍再編の経緯からスタンスを変えられないという発言をこの議会でもやりました。本当に県民に対して、これまでもそうでしたけれども、県民の立場を守るという立場で本当にやっているのかどうかということでもいつも疑問に思っているんですよ。そして今回そういう選挙によって民意がこういう大きな形で出てきたわけです。そして新政権ができました。その中で、やはり県はどうしていききたいんだということをしつかりとメッセージを送っていくことが大切ではないかと思うんですね。

今、新政権がどういう形でやろうとしているかわかりませんから様子を見ましょと、そういうことではなくて、県民のために一番何をすべきかということをお考えいただきたいと思いますが、そのあたりお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 自公の国会の先生方が1区、2区、3区、4区ゼロになったという点は確かにそういうことですが、ただこれは選挙の分析は、私、専門家ではありませんが、いろんな争点といいますか、いろんな内容が、雇用から景気からいろんなものがこれ含まれている中に基地の話も入っているんでありまして、これが県民のすべての人の総意であるという結論のところは、ちょっと私意見が違います。

それともう一つは、私も鳩山政権にも共鳴するところもたくさんありますし、決して鳩山新政権をけなすつもりも毛頭ありませんし、マニフェストどおりしっかり頑張っていたきたいという気持ちでいっぱいですよ。

そしてそういう中で、この再編についてというのは、相手にアメリカがあり、このマニフェストどおりどういうふう到最后落ちつけるのか、これはもう実際新しい民主党の大臣が防衛大臣になられてこの間もお見えになったわけです。それなのにまだ、もし議員がおっしゃるとおりであれば、直ちに今の環境アセスについての事業者は防衛省ですから、防衛省が取り下げればいいわけです。どうしてそのまま流しているかというと、結局は前の自公政権で日米両政府で決めたあの案がまだそのまま生きているわけですね。そしてそれは申し上げましたよ私も、これどうされるのですか

と。ですから、私のスタンスもここで申し上げているスタンスも全部申し上げました。きちっとした返事をまだいただいていないわけです。

私が県民の総意に反して何かやろうなどという気持ちは無論私はありませんし、ただこれまでいろんな時間をかけてやってきたことを、ただ私がまだ注文をつけてありますが、その注文がまだ全部答えをもらっていませんから、まだそれも途中です。

そういうわけで、議員がおっしゃるように何も県民の総意に反して今の県内移設に私しがみついているつもりは毛頭ありません。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 私は2004年、2005年にワシントンに行って普天間飛行場の閉鎖・返還について要請してきました。そして2005年に、今のキャンベル国務次官補ですか、この方は研究所にありましたけれども、その方にも会ったときにやはり沖縄から、地元からやっぱり声をかけていくことが大切だよと。そして、知事は昨年はどういうメッセージを送ったかわかりませんが、やはり沖縄県からしっかりともう基地は要らないということを言うことが大切だということをおっしゃっていました。ですから、やはり沖縄県は何を望んでいるのかということをしかりと知事は県の代表者としてやっぱり言うべきことはしっかりと言うことが大切なんですよ。

今、今回の議会でも様子見をしている、新政権の様子見をしているというふうにしが見えないんですよ。そのあたりもう一度お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の、私もこの1月にアメリカも政権が交代するときに行ってまいりまして申し上げたことは、事件・事故、公害を限りなくゼロにすること、地位協定を変えること、そしてもう一つは、再編の中でグアムへの移転、海兵隊の移転、そして嘉手納より南の基地の返還、これしっかりとやってもらいたいというようなことをきちっとこれは議会にもお見せして行ってまいったと思います。そういうことです。

それで、あと今の普天間の県内移設、条件はあるんですがやむなしと言っていることについては、別に向こうに何もお願いをしに行く理由は一つもありませんから、何もこれは向こうで話はしておりません。

そして、今新しい政権で何も私様子見なんかしておりません。だけど、これは当然でしょう。今どうなっているんですか。まさに社民党の政権でもありますし、民主党の政権でもあるわけでしょう。一体どうい

うふうにこれをおさめるのか、これは県内でもですよ、前の政党以降の政党とはいえ政府がきちっと日米両政府間で決めたものをどうしてもやるんだということで今進められているわけで、これはだから取り下げるのかどうするのか、様子見ではありませんですよ。これはもう防衛大臣には申し上げました、ちゃんとそこははっきりさせてもらいたいということで、何も様子見しているわけではありません。順序を追っているだけです。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 9月25日に北澤防衛大臣がいらっしゃいました。そのとき、私はテレビを見ていて知事がしっかりとコメントをしているのを聞いたときに、思いは県外だけれども現実的には県内だということをおっしゃいましたね、おっしゃいましたね。いや、それはちゃんとテレビで放映しているのを私は聞いているんですよ。そして、じゃあ思いが県外であれば、なぜその思いを貫こうとしないのか、ベストをなぜ尽くさないのか。今ベターを選択していますよね。そんな思いで仕方がないんですよ。

そして、辺野古の皆さんにこれは現実的だからあなた方は危険を負いなさいと言っていることに等しいんじゃないありませんか。

確かに普天間はとても危険です。宜野湾市の市民の命も、名護市の辺野古の——あの少ない人口ではありますが——命も同じなんです。それをあえて皆さんは現実的だからそれを引き受けなさいというのはいかがなものかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まことに恐縮ですが、辺野古の立地の話と今の普天間の立地の話をそういう表現されるのは非常に誤解を生むと思います。

ですから、辺野古に移したときのあの絵は一応あるでしょう。これは海から入って海から出る、海から入って海から出るという基本構造に変えてあるじゃないですか。ですからこれは、基本的に海から入って海へ出る、海から入って来て海へ出るとこういうVの機能は原理的にはそういう機能を持っているでしょう。ですから、何も人数が少ないからより危険が少ないなどと言っているんじゃないで、飛行場の機能、姿、形からそうなるものですから、これはそういうふう理解された方がいいと思いますよ。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 普天間飛行場の場周経路でどの部分から入ってくるということは国が決めました。ところが、ヘリというのはどこからでも入っていけるん

ですよ。今、その場周経路を決めたけれども、はみ出し飛行をばんばんやっています。アメリカは絶対こういうことは守りません。今、デモフライトでも海側だけを飛んでいましたね。絶対にああいう状況はないです。基地をつくってしまえば、もう住宅地域もどんどん飛んでいきます。

ですから、絶対に基地はつくらせてはならないと、県民の命を守る立場から、県政の責任を持つその知事であれば、今回辺野古反対の民意は認めました、知事は。そうですね。そうであるならば、その意見書の中にやはり参考人として千葉大の倉阪教授も指摘しております。そして審議会の答申でも恐らく総じてもうこの辺野古のアセスは体をなしていないということが出てくるかと思います。私は、2回傍聴してその状況を聞いておりますので、知事のところにもあした書類が届くと思います。

そういうことでやはり民主党も無駄な公共工事の一掃をマニフェストで国民に公約しております。辺野古の新基地建設は沖縄の貴重な海を破壊する無駄な公共事業の何物でもない。そういう思いでやはり知事はそのことに対してしっかりと認識していただきたいと思います。これは答弁は求めません。

それで福祉保健部長にお尋ねしますが、先ほどから昨年、平成20年に行動計画を策定しました。その結果を受けて、じゃあどうなったのかということは検証されているのかどうかですね。ことしの1月から3月にかけて40名台の自殺者が出ております。本当にこのままいくと、ことしはどれだけの自殺者が出るのかという思いがしてならないんですね。

今回の補正予算の中にも、やはり緊急性を持って補正が組まれたと思います、1億5700円万ですね。それをかなり踏み込んだメニューを出しているんですね、地域自殺対策緊急強化基金としてですね。5つのメニューを出しています。それを県は3つだけ選択していますよね。

一番大事なことは、それほど緊急性があるならば、強化モデル事業としての5番目の一時的なシェルター、そしてパトロールの活動の支援とか、そして実際にそれにかかわっているNPO、事業者に対しての財政的な支援もしなさいということをやかなり踏み込んでやっているわけですよ。その事業を今後どのように進めていくのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 20年の3月に行動計画をつくりまして対策を進めてきておりまして、自殺というのはすぐに対策したから効果が出るというの

はなかなか検証しづらいものではございます。ちなみに、20年につきましては減っておりますが、ここ21年になって経済状況の悪化等で全国的な傾向ですけれども、ふえている傾向にあります。それを受けて、国として緊急の対策基金をやったところでございまして、このメニューの中には5つございますが、これは主として市町村の事業というのも含まれておりまして、この強化モデル事業につきましては、各市町村に照会して市町村から要望をとってございます。

その中で21年度につきましては、1カ所だけですね、そういう要望が上がってきておりまして、この基金事業につきましては22年度についても使うことができますので、また今後市町村と協力しながらそういう対策というのは強化していきたいと考えております。

それと「いのちの電話」につきましても、今回は環境整備について研修費用ということでの予算化はしてございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 今回の事業メニューの中で、シェルターの設置とか、それから公的電話相談事業の統一ダイヤルの推進とか、そういうふうにして大変具体的に提示されているわけですね。そこで、本当に県が中心になって音頭をとっていかなくちゃいけないと思うんですね。この事業は市町村のものだからということじゃなくて、この事業に対してどうしてほしいということを市町村にしっかりとやっていかなければいけないかなという思いがします。

この予算は、3年間での事業になっておりますけれども、今後そのあたりも考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 現在のところ、市町村とか関係団体にそういう事業計画を出してございますが、22年度については市町村として、21年度につきましては9月補正で3カ所、12月補正で11カ所の市町村が予定しているということで、22年度につきましては28カ所の市町村の方が計画を持っているということでございます。

先ほども事務手続の中で申し上げましたように、県の事業とまた市町村の事業というのは合わせて県計画として国に出すということになっておりますので、その辺は市町村からも十分要望を聞いて実施していくつもりでございます。

○渡嘉敷喜代子さん はい、終わります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 きょう最後になりました。8時ごろになるかなというふうに思っておりまして、夕飯も食べてからやろうかなと思っておりましたが、早くになりました。議会改革、やればできるものだというふうに思います。

それでは、社民・護憲ネット会派、当銘勝雄でございます。

政治の大転換が起きました。政権交代です。

この政権交代にはさまざまな評価がありますが、自民党の55年体制政治には何度かの国民的離反もありました。しかし、短期間に自公政治に戻るという圧倒的な長期政権が続きました。このような長期政権が自公の政治に緩みをつくらせたのではないかというふうに思います。それは、民意から離れた政治にシフトしていったからであります。「他山の石」とせず、民意を大事にしなければならないというふうに思います。

それでは質問に移ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事公約のスタンスについて。

ア、沖縄大躍進に向けて、県民党的立場で全力で取り組むと公約したが、どのような立場なのか説明を求めます。

イ、公職選挙における県民党的立場はどういうふうになされたか伺います。

(2)、政権交代についてであります。

ア、政権交代についての感想を伺います。

イ、なぜ政権交代が起きたと考えるか伺います。

(3)、これまでの我が国の経済政策について伺います。

我が国の経済政策はアメリカ追随の経済に依存し、自動車や電気産業を中心とした輸出産業に特化してきた。そのための大企業優遇税制や労働者派遣法等の規制緩和が最たるものであります。

一方において、農林水産業や地場産業、中小企業に対する施策はおろそかにされてきました。その結果、我が国は内需拡大ができず、今日の世界的経済不況下に最も影響を受けており、経済不況の発信地であるアメリカより景気回復をおくらせ、労働者の首切りが多発し、ワーキングプアの貧困化と格差社会をつくったのであります。

地方においては農林水産業は疲弊し、70%もあった食料自給率は39%まで低下し、後継者の確保ができず、耕作放棄地が増加し、放棄地解消策として農地法の改正による企業の農業参入を進めるという消極的農業政策であります。食料の安全保障が懸念される状態

にまで至っております。

特に、小泉構造改革は市場原理主義へとシフトし、郵政民営化こそ改革の本丸として規制緩和による構造改革を推し進め、今日の不安定な国民生活に陥れたのであります。

そこでお聞きします。

ア、これまでの経済政策をどう評価するか。

イ、経済政策の何を評価し、何が評価できないか伺います。

ウ、我が国の経済政策の重要なポイントはどう認識するかお尋ねします。

(4)、これまでの自公連立政権による米軍基地政策について伺います。

ア、アメリカ追従が指摘されるが、対等な日米関係と考えるか。

イ、改善点は何かと考えるか。

ウ、新政権は日米地位協定の改定、米軍基地問題に積極的な姿勢であります。新政権と取り組む考えはあるか伺います。

大きな2、普天間飛行場の移設問題についてであります。

民主党の岡田外務大臣は新政権前の幹事長のとき、普天間基地の代替地について、県外の具体的な候補地も視野に入れ、オバマ大統領と話し合う考えを示し、また、新政権の誕生後鳩山総理は、普天間飛行場は国外移設が望ましいが、最低でも県外移設が望ましいとの発言をしております。しかし、知事は我が会派の崎山議員の代表質問に対し、6月議会で答弁した同じ答弁を繰り返しております。県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないとの答弁をしております。

角度を変えて質問したい。

(1)、普天間移設に対する知事のスタンスについてであります。

ア、新政権が誕生しても県内移設がベターと考えるのか。

イ、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であるとする考えは何に依拠するのか。

ウ、辺野古移設について、これまでの市民投票、県議選、衆議院選、あるいはマスコミの県民へのアンケート等県内移設に反対する県民の民意は明確に示されております。知事は、県民意思を尊重すべきではないのか。

大きな3、景気浮揚、経済対策についてであります。

景気対策について6月議会で、今後、内需拡大に寄与することが期待される産業分野としては、農業、介護、医療、環境関連、情報通信関連分野などを挙げ、これらの産業分野は島嶼県である本県の強みが生かされる分野であり、持続的発展を図る上で最も重要な産業分野であると答えております。

そこで質問します。

(1)、農林水産業の振興策について。

ア、大型補正予算を受けてどのような振興策がとられるか。

イ、食料自給率を上げるための戦略的生産振興をどう進めるか。

(2)、医療、介護の分野で人材確保が問題になっております。補正予算でどのように反映されるか問います。

原口総務大臣は、ばらまき予算と言われる15兆円の補正予算の見直しを各省庁に指示し、地方公共団体においても、不要不急の予算をチェックするよう呼びかけております。既に地方公共団体では執行見直しが始まったと報じられております。本県における補正予算の取り扱いについて問います。

(3)、15兆円の大型補正予算、緊急性のない事業、基金への繰り出しなどばらまきが指摘されております。本県の補正予算を見ても基金事業への繰り出しが中心であります。不発弾探査事業を拡大すべきではないかお尋ねします。

大きな4、さとうきび新価格制度についてであります。

ア、さとうきび新価格制度の交付金の対象外となる生産農家が50%もあると報じられております。結果は、手取り額の80%が減額になるおそれがあります。多くの農家が廃業に追い込まれますが、どう認識をするかお尋ねします。

イ、新価格制度が導入された背景は何だというふうに認識しておりますかお尋ねします。

ウ、県はなぜこの制度導入を容認したのか。政府の交付金が8割を占める価格制度の廃止を求める考えはないかお尋ねします。

大きな5、改正農地法についてであります。

ア、所有から利用を促進する農地法の改正のねらいは何か。

イ、所有から利用の促進によって企業の農業参入が加速されるが、農業、農村地域の維持・発展に必要なかお尋ねします。

6、鉄軌道導入についてであります。

自動車交通に依存した本県は、沖縄振興計画の高率

補助に支えられて道路網の整備は進んだものの、自動車の普及拡大に追いつかず、交通渋滞によって県民生活や産業活動に大きな影響を与え、また長距離移動が制限されることから、中南部への人口集中を余儀なくし、土地利用にも支障を来しております。

県は、このような交通事情を改善するため基幹バス構想を検討されておりますが、抜本的な交通体系を変えるには、鉄軌道やLRTなどの早期導入を図らねばならないというふうに考えます。

そこで質問します。

ア、基幹バス構想の進捗状況についてお尋ねします。

イ、鉄軌道について、第1次振計の段階から議論されてきたが不毛になっております。なぜなのか説明をしてください。

ウ、軌道導入の考えはないかお聞きします。

大きな7番、高齢者住宅問題についてであります。

我が国の65歳以上の高齢者は人口の22.7%と最高に達し、女性は25.4%(4人に1人)、男性は19.9%(5人に1人)であります。

65歳以上の高齢者がいる世帯は1821万世帯、全世帯の36.7%を占めております。このうち414万世帯は単身暮らしで、急増しているということが示されております。また、単身暮らしのうち3分の1はアパートなどの共同住宅に居住していることが発表されておりますが、多くの解決すべき課題が指摘されております。

そこで質問いたします。

(1)、民間有料老人ホーム問題について問います。

ア、民間有料老人ホームの推移、これまでのトラブルの把握状況。

イ、老人ホームの利用者保護、管理・監督はどうされているか問います。

(2)、高齢者専用賃貸住宅についてであります。

登録件数、行政のチェック体制、登録要件は整備されているか問います。

8番、我が会派関連質問であります。

崎山嗣幸議員の代表質問との関連です。

(1)、那覇空港の滑走路増設についてであります。

ア、知事は、那覇空港滑走路増設についてアセス3年、工事が7年で完成されると答弁しております。前原大臣は、国内には98の空港があるが、無駄が多過ぎると発言。今後の新たな空港建設に厳しい姿勢が示されております。那覇空港についてどのような感触が得られたか伺います。

イ、大臣是那覇空港の視察の際、1310メートルの沖合は離れ過ぎるとのニュアンスで発言されております。

す。何を意味するか問います。

ウ、那覇空港においては、既に80デシベル以上の騒音が測定されております。増設に伴う騒音はどう対策されるか問います。

答弁によって再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘勝雄議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、県民党についての御質問にお答えいたします。

私の認識している県民党とは、現実には即して広く県民の利益にかなう県政運営を行う立場に立つことだと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、公職選挙における県民党的立場とは何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、公約の実現に向けて現場主義を第一に考え、広く県民の利益にかなう県政運営に努めているつもりでございます。そして、私の政策に御賛同いただける方々との連携及び協力は、不可欠であると考えているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、政権交代への感想及び理由について、これは御質問が感想の部分、1の(2)のアと、それから理由の部分が1の(2)のイに分かれておりますが、関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

今回の政権交代は、世界的な金融危機による景気の後退とか雇用や年金問題など、将来に対する不安と現状に対する不満など、政治に変化を求めた国民の判断のあらわれだとも言われております。

特に、民主党を中心とする連立政権におかれましては、マニフェストに沿って国民生活の安定、沖縄の諸問題の解決を具体的に図っていただきたいと思います。無論この理由の分析につきましては、これからいろいろな専門家による分析がたくさん出てくるだろうと思いますので、私の素人分析ではありますが、今申し上げたとおりでございます。

次に、普天間飛行場の移設問題につきまして、新政权誕生と県内移設及び衆議院選挙等の結果について、これも恐縮ですが2の(1)のア、新政权が誕生しても県内移設がベターと考えるかという御質問と、2の(1)のウが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

県といたしましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から一日

も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきましては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」と言われておりますが、引き続き政府としてどういうふうな見直しで、どういう方向で臨まれるのか、具体的な考えをよく伺っていきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、経済政策の評価、重要なポイントについてお答えいたします。御質問のア、イ、ウに一括してお答えをいたします。

これまでの我が国の経済政策は、世界的な経済成長を背景に、我が国産業の強みを生かした輸出主導による経済成長の拡大に取り組んできたと理解しております。

バブル経済以降の不良債権処理の加速化による金融危機からの脱却、規制緩和等による公的部門への民間の参入促進、競争力強化による輸出の促進等により景気拡大や失業率の低下等に効果があったものと理解しておりますが、一方で、影の部分として、全国的な格差の広がりや非正規労働者の増加などが指摘されております。

今後の経済政策のポイントとしては、内需型産業の振興による雇用拡大や技術移転等を含めたアジア諸国との経済連携を強化し、内需と輸出がバランスよく成長する経済の実現を目指すことが重要ではないかと考えております。

次に、鉄軌道導入についての御質問の中で、基幹バス構想の進捗状況についてお答えいたします。

基幹バス構想につきましては、現在、バス事業者から提起された課題の解決に向けて取り組んでいるところであります。そのうち、バスレーンの延長拡充については、バスの定時・定速性の確保に不可欠であることから、沖縄県公共交通活性化推進協議会において鋭意協議を重ねているところであります。また、乗り継ぎ施設の整備や円滑な乗り継ぎに欠かせないＩＣカードの導入については、時間を要する課題ではありますが、関係機関と継続して協議・調整してまいります。

次に、鉄軌道の議論及び導入の考えについて一括してお答えいたします。

鉄軌道の導入については、膨大な事業コストや維持コストが必要であること等の困難な課題があることから、中長期的な観点から検討することとしております。

県としては、軌道系の新たな公共交通ネットワークシステムの構築について、21世紀ビジョンに位置づける方向で検討を行っているところであります。

次に、我が会派関連質問の中で、那覇空港滑走路増設に対する前原大臣の考えについてお答えいたします。

那覇空港の滑走路増設については、前原大臣からまだ直接考えを聞いてはおりませんが、新聞報道によると、大臣は増設の必要性を認めていることから、県としても心強く思っているところであります。

次に、1310メートル沖合は離れ過ぎとの発言についてお答えいたします。

大臣の発言は、よりよい空港を無駄を省き早期に整備すべきとの趣旨によるものと考えております。

県としては、国において空港能力、事業費、工期、環境、県民等の合意などの面から総合的に検討し、その趣旨にかなうものとして1310メートル案を選定したことを大臣に理解していただけるよう努めてまいります。

次に、滑走路増設に伴う騒音対策についてお答えいたします。

国は、那覇空港の滑走路増設後の騒音については、増設滑走路を海側に配置することから、陸域に係る騒音の影響は改善されるとしております。

県としては、滑走路増設後もできる限り周辺地域の騒音低減が図られるよう、引き続き国に対し要望してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、対等な日米関係なのか、改善すべき点は何か、新政権と基地問題に取り組む考えはあるか、3点に一括してお答えいたします。

主体的な外交戦略を構築し、緊密で対等な日米同盟関係をつくるとの政策合意をもとにスタートした新政権がどういう方針を打ち出すのか重大な関心を持って見守っているところであります。

有識者、専門家の言質を見ると、これまでの対米協調だけにとらわれず、日本の外交原則を明確に打ち出せるのか。また、安全保障面では真のパートナーシップに基づく日米同盟関係を構築できるかが課題だとの

論調になっております。

これらのことを踏まえ、新政権が日米地位協定の改定や米軍再編の見直し等について具体的な取り組み方針を示し、沖縄の基地負担の軽減が図られるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、普天間飛行場の移設問題について、県外移設を困難とする根拠についてお答えいたします。

普天間飛行場の移設については、日米両政府において沖縄県民が県外移転を希望していることを念頭に置きつつ検討したとされております。しかしながら、「普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともしする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならない」との理由で、県内移設が合意されております。

次に、景気浮揚、経済対策についての御質問で、不発弾探査事業の拡充についてお答えいたします。

不発弾探査事業については、平成21年度6月補正予算において、当初予算4億9659万円に対して1億952万円が計上され、探査面積で当初計画面積より30%増となっており、磁気探査の加速化が図られるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 景気浮揚、経済対策についての中で、大型補正予算による振興策についてお答えします。

県としましては、国の「経済危機対策」を受け、6月補正で94億4973万7000円を予算化し、安全・安心な食肉供給体制の確保を図るための沖縄県食肉センターの整備、製造コスト低減や品質向上を図るための製糖設備の整備などを実施することとしております。

さらに、9月補正予算案では、省エネ・作業効率の向上を図るための製氷機器等や水産物荷さばき施設等の整備、種豚改良研究のための子豚育成装置の整備、「沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金」の創設や森林保全整備の推進、農道・用排水路・防風林等の保管理に係る地域共同活動への支援などに要する経費として7億3492万1000円を計上しております。

これらの事業により、安全・安心な農林水産物の生産供給体制の整備や環境に配慮した生産基盤の整備など、地域の活性化を図っていく考えであります。

次に、食料自給率向上のための生産振興についてお答えします。

県としては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づきおきなわブランドの確立と生産

供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化や地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

特に、耕作放棄地の再生利用による生産の拡大、島野菜や甘蔗など地域特産物の振興、ファーマーズマーケット等、農産物直売所の整備による販売促進、「おきなわ食材の店」登録の推進など、農業生産の拡大と地産地消の推進に取り組んでいるところであります。

次に、さとうきび新価格制度について、さとうきび新価格制度の背景と今後の対応について一括してお答えいたします。

平成19年産から実施されているさとうきび政策は、WTO等国際規律の強化に対応するため、施策の対象となる担い手を明確にした上で経営の安定を図ることをねらいとしております。

特に、さとうきびは代替作物に乏しい自然条件下にある本県の基幹作物であり、地域経済においても重要な地位を占めることから、品目別経営安定対策として講じられております。

現行の経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として、生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒し、または搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。この見直しなどにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現時点で6割程度が見込まれます。

県としては、平成22年産以降もすべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、JA等の関係団体と連携し、機械化のおくれなど地域の実態を踏まえた対象要件の緩和・見直し等について国に対し要請をしているところであります。

次に、改正農地法で、農地法改正のねらいについてお答えします。

本年12月に施行が予定されている改正農地法では、これまでの農地は耕作者みずからが所有することを最も適当とすることから「農地の効率的な利用を促進する」に、目的が見直されております。

そのねらいは、農業生産の基盤である農地を貴重な資源として将来的に確保すること、地域との調和を図りつつ、農地の効率的な利用を図るため、所有権以外の権利取得を促進すること、農地の所有者等の責務を明確化することなどが挙げられます。

このような観点から、改正農地法は耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食

料の安定供給に資することとしております。

次に、企業の農業参入についてお答えします。

改正農地法では、農業生産法人以外の法人でも農地の貸借により農業参入することが可能となっております。この場合、周辺地域における農地の総合的、効率的な利用など地域の土地利用と調和が図られていること、農地の貸借契約に適正に利用しない場合に貸借を解除する旨の条件を付すこと、1人以上の役員が農業に常時従事すること等の条件を満たす必要があります。また、市町村長は、地域の一体的な土地利用等に支障がある場合は、農業委員会の許可に際し意見を述べるができることとなっております。

このような許可条件を満たした上で、企業は担い手不足や耕作放棄地の多い地域などにおいて地域農業との調和を図りながら参入することとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 景気浮揚、経済対策についての御質問の中の、医療、介護分野の人材確保が補正予算でどう反映されているかという質問にお答えいたします。

平成21年9月補正で、福祉・介護分野の人材確保に係る予算として、ハローワークと連携して求職者にふさわしい職場を紹介する事業費に776万7000円及び福祉・介護職員の賃金を上げ、処遇を改善する事業費に7億6335万4000円を計上しているところです。また、医師確保に係る予算については、平成21年6月補正で女性医師バンク事業として519万円を計上したところであります。

高齢者問題の項目の中で、有料老人ホームの推移及びトラブルの状況についてお答えいたします。

有料老人ホームの件数は、累計で平成18年度111件、19年度124件、20年度145件、21年度は9月25日現在で188件と増加してきております。

有料老人ホームについては、平成18年4月以降、従来定員10名以上と定義されていた人数要件が撤廃されたことに伴い、いわゆる宅老所から95件の届け出がありました。これまでの苦情対応件数は、平成18年度8件、19年度4件、20年度3件、21年度5件、合計20件で、その内訳は、処遇関係14件、契約関係4件、その他2件となっております。

老人ホームの利用者保護、管理・監督についてお答えいたします。

有料老人ホーム入居者の保護について、県は、老人福祉法に基づき有料老人ホームの設置者もしくは管理

者に対して報告を求めたり、事業所への立入検査ができることになっております。

さらに、入居者保護のために必要があると認めるときは、設置者に対してその改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることになっております。

県では、これまで苦情のある施設や未届け施設に対して報告を求めたり、立入検査等による指導を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 高齢者問題の、高齢者専用賃貸住宅の登録件数等についてお答えいたします。

現在、県内では「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき23件、450戸の高齢者専用賃貸住宅が登録されております。

同賃貸住宅の登録申請があった場合、県は、登録要件として、申請人が破産者等でないことを確認の上、項目として賃貸住宅の面積、構造、家賃や非常通報装置、バリアフリーに関する設備、介護等サービスの有無などを登録することとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 知事公室長、不発弾探査事業ですね、30%の増だということですが、今の状況で進めば30%でも何十年もかかってしまうと思うんです。これは先ほどの玉城ノブ子さんの質問にもありましたが、70年から80年もかかると言われているわけですね。ですから、こういったときにやはりこれを倍加してやるべきじゃないかというふうに思います。もう一度それをお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 大量に埋まっていると言われるその不発弾をどう処理していくかということでいろいろこれまで検討してきましたけれども、実はそのための予算の確保、今回30%確保しましたけれども、引き続きこれからも確保していきたいと思っておりますが、問題は、不発弾探査を勝手に行政がやることはできないんです。やってほしいという、やってくれという要望がない限りできませんので、例えばいろんな事業をやる、あるいは家を建てるとか事業計画している方々は、早目に探査をしてくれというような要請をしていただければ、それに基づいて実施していくということでありまして、我々が今やっているのはそういう要請、探査をしている場所をどんどんどんどん

データを整備していく。探査をする場所をピックアップして、それがたまってくればどんどん予算も執行できますけれども、そういう大きな課題があるということでもあります。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 今、土木建築業者は非常に困っている様子ですね。そういう意味でもやはり私は公共事業確保の観点からも、その事業をPRしてでもどんどんとるべきだというふうに思いますので、これについては答弁はよろしいでしょう。

それから農林水産部長、今の新価格制度の廃止を求める考えはないかということについて答えましたか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） さとうきびの経営安定対策については、これまで要件見直し等について国には要請をしているところでございますし、現行の制度が今ありますので、その制度の中で要件見直しをして、そういった農家が対象になるように、今、関係団体と要請をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 先ほど部長の答弁の中で、今、経営安定対策費、補助金がもらえる農家というのは6割程度だということを答弁しておりますが、果たしてその農家というのは本当に6割で終わるのか、あるいは100%可能なのか。100%可能でなければこれは大変なことです。ですから、私はそれはやはり無理じゃないかなというふうに見ているんです。それについてどう考えますか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） さとうきびの価格安定制度に係る特例要件については、21年産まで対象になっておりまして、22年からはその特例要件というのが今の制度では廃止ということになっております。そういうことで、今、農業団体とも一緒になって、県としては、国に対してさとうきび農家がすべて対象になるように要件緩和をしっかりと見直してほしいということを今やっているところでございます。

そういう意味で、県としてもしっかりとそういった農家が対象になるように要請をしていきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 そもそもこの新価格制度というのが市場価格を中心にしていて、これが20%、そして政府の補助金が80%、それで成り立っているわけですね。そうすると、私は、その次に問題になってくるのはWTOとの問題。WTOは補助金をカットしろと

言っているんですよ。それに対して本当に農水省は持ちこたえられるかという問題です。どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） さとうきび価格制度については、WTOとの交渉において、それに対して担い手にシフトした形で経営安定を図ろうということで、WTOに対して対応しようということでそういう制度になっております。

したがいまして、国にはしっかりそのWTO交渉においては、さとうきびなど、それ以外の作物についても、しっかり我が国の農業の実態をしっかりと見て、しっかりと守ってほしいと、こういうことを要望しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 仮にWTOを今度クリアしたにしても——これは僕は無理だと思っておりますが——今度もう一つは、今の政府補助金が80%という農業政策、これは消費者がこれでいいですというわけにはいきません。ここら辺を考えると、やはりこの制度そのものを変えない限りは、さとうきびの問題というのは僕は解決しないというふうに考えます。これは答弁はいいでしょう、その次あたりにまた求めますから。

知事、辺野古の基地問題についてですけれども、これまでの皆さんも本当に真剣になって聞いておりますが、知事はもう依然としてやはり日本政府がきちとした姿勢を示さないからだめだということなんです。それよりあの辺野古沖についても当時の稲嶺知事は、15年問題とかあるいはまた軍民共用空港という形で言った手前、これを導入しようとした。その手前、そこに建設できなくなった段階でも、みずからもうここはだめだと言わなかったんです。仲井眞知事も同じじゃないかなというふうに僕は思うんです。要するに、暫定ヘリパッドをつくってでもそこにやると言ったものですから、これはもう知事は言えないという状況なんです。しかし、外堀はみんな埋められてきたんです。これは選挙の結果もそう、それからアンケート調査の結果もそう、県議会議員選挙、衆議院選挙もみんな知事の刎材はもうできているんです。知事が、いや、もうここはだめですというぐらいの刎材はできているんですよ。ですから、あの稲嶺知事のときのように、結局みずから言い出せないままに今の辺野古沿岸に押し込められたという経緯を見れば、やはり今言っておかないと大変です。どうですか、知事、これは。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 当銘議員のいろんなお考え

を伺いましたが、私も申し上げているようにベストは県外だと。しかし、万やむを得ずといいますが、県内もやむなしと。これはもう本当に普天間が一日も早く返るにはどうしたらいいかという点から考えていることでして、もしですよ——もしですよと言ったら変ですが——本当に公約といいますかマニフェストどおり、報道されているものでしか私はわかりませんが、総理を初め県外移設ということを本気でおやりになり、アメリカにも行ってこられましたから、本当にアメリカとの感触も得られたんだと思うんですが、本当に具体化するのであれば、私が県外移設を否定する理由というのは何もないわけです。そしてまさにここを申し上げているので、今、政党はかわっても政府は日本政府、防衛省、例えば担当は防衛省というのがそこにあって、大臣に民主党の先生がおなりになったということで、彼らは県内の移設の事業計画を持って、それに対して今、環境アセス評価の作業を県は審査会などを通じて今やっているわけですよ。そうしますと、一体政府というのはもうかわっているんですよ。それなのに両方をどうやっておやりになるのか、ここがわからぬと私、申し上げているわけです。ですから、もし政府の方で実際にマニフェストどおり実行するのに当たってまだどうするか具体的な戦術といいますか、やり方が決まっていないうとするならば、それを待つしかないじゃありませんか。現に今、彼らの持っている、前の自民党政府のころとはいえ事業計画が今動いているから、それに対して我々は環境アセスをやっているわけで、今決められないと申し上げております。だけれども、ベストはやはり県外ですよと申し上げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 知事、こういう言葉がありますよね。行動しなかったことによる後悔より、行動して、そして結果的には当たらなかった——あるいは当たる場合もあるわけですね——行動した後悔の方がいいという言い方があるんですよ。結局、何もしなくて、今まさしく外堀は埋められてきているのに、知事は、いや、必ず日本政府がと言っているよりも、やはり沖縄県の知事ですから、ここを知事として何が沖縄県民の民意なのかということをきちっととらえて、これは政府にむしろぶつけていくと、これが私は知事の立場だと思う。私が知事ならばそうしますよ。

以上、答弁はよろしいです。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明 2 日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。
午後 5 時 49 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 吉 元 義 彦

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成21年10月 2 日

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成21年10月2日（金曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第5号

平成21年10月2日（金曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第3号議案 平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例
- 乙第2号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例
- 乙第5号議案 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
- 乙第7号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
- 乙第8号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例
- 乙第10号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例
- 乙第11号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 財産の取得について
- 乙第13号議案 財産の取得について
- 乙第14号議案 訴えの提起について
- 乙第15号議案 病畜肉の流通事故に関する和解等について
- 乙第16号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
- 乙第18号議案 沖縄県収用委員会予備委員の任命について
- 乙第19号議案 専決処分の承認について
- 認定第1号 平成20年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 認定第3号 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 認定第4号 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 認定第5号 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

- 認定第6号 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 認定第7号 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
 認定第8号 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 認定第9号 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第10号 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 認定第11号 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第12号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第13号 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 認定第14号 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
 認定第15号 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 認定第16号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 認定第17号 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成20年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成20年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出席議員（48名）

議長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	新 垣 清 涼 君	35 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	上 里 直 司 君	36 番	新 垣 安 弘 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	新 里 米 吉 君
21 番	奥 平 一 夫 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
22 番	山 内 末 子 さん	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞 弘 多 君	会計管理者	名渡山 司 君
副知事	仲 里 全 輝 君	知事公室	棚 原 政 忠 君
副知事	安 里 カツ子 さん	秘書広報統括監	
知事公室長	上 原 良 幸 君	総務部	黒 島 師 範 君
総務部長	兼 島 規 君	財政統括監	
企画部長	川 上 好 久 君	教育委員会委員	安次嶺 馨 君
文化環境部長	知 念 建 次 君	教 育 長	金 武 正八郎 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん	公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君	警察本部長	黒 木 慶 英 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君	労働委員会	比 嘉 久 晶 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君	事務局 長	
企業局長	宮 城 嗣 三 君	人事委員会	伊 礼 幸 進 君
病院事業局長	知 念 清 君	事務局 長	
		代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	遊 佐 信 雄 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長比嘉梨香さんは、別用務のため本日、5日及び6日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に教育委員会委員安次嶺馨君、5日の会議に同委員会委員中野吉三郎君、6日の会議に同委員会委員長職務代理者鎌田佐多子さんの出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

1、浦添市内間のマンション崩落は、海洋博時期の関連施設の建築で海砂が大量に使用されたことが原因

と指摘されており、民間需要を見込まない国による巨大開発の結果です。県民の命と財産にかかわるものだけに県の責任ある調査と国への要請が求められます。災害対策としての耐震診断と改修の促進義務を負う行政の根本姿勢が問われています。

以下、質問します。

(1)、阪神・淡路大震災では多くの人命が失われ、建築物が損傷し、応急危険度判定が自治体と建設省の支援で行われました。その直後に出された建設省住宅局長通達の内容について。

(2)、通達の対象となる建築物は何棟ありますか。県が公共・民間を含めた建物の耐震診断を行い、改修対策をとることについて。

(3)、B棟、C棟、D棟の緊急度に応じた危険度調査を浦添市と協力して実施して、結果を住民に公表・説明することについて。

(4)、崩落したA棟の住人の緊急の住居の確保や病気や高齢などで生活に困っている人がいます。県営住宅の優先入居など浦添市と連携をして緊急支援を行うことについて。

2、新型インフルエンザ対策について。

厚労省の発表によると、新型インフルエンザは通常の季節性の2倍、症状の出ない軽症を含め半数が感染する可能性を示唆しています。県は感染予防と感染拡大を最小限にとどめ、重症化に備えての医療体制の確

立を図るべきです。

(1)、本県のこれまでの発症の状況と特徴、ほかの都道府県と比べて新型インフルエンザの感染者が多いのはなぜですか。対応できる医療機関が足りないのではありませんか。

(2)、知事が県内の医療関係機関と懇談し、関係者から出された要望などに対して今後県はどのように対応していくのですか。

(3)、6000円から8000円かかる負担の重いワクチンの接種費用に公費で助成することについて。

3、がん対策について。

集団検診は、県と市町村合わせて年間20日間ほどで人数制限があります。沖縄県の人口比によるがん死亡率は、女性の子宮がんが全国1位、死亡原因もがんが1位となっています。国及び県の独自の対策が必要です。早期発見・早期治療でがん対策を強化することについて質問します。

(1)、がん検診率の向上のために、検診料金を無料にしておかけつけの病院などでいつでもがん検診が行えるようにすることについて。

(2)、がん対策推進条例を制定して、がん対策の予算を拡充し、がん対策情報センターの研修を修了した専門の相談員を配置したがん診療拠点病院を整備するなどの総合的ながん対策を推進し、強化することについて。

4、廃棄物処理問題について。

(1)、読谷村在の沖広産業の安定型産業廃棄物処分場に関して。

ア、県は、安定型では処分することのできない違法な木片処分に対して改善命令を出しているが、木片の総量はどれだけで、完全に除去されたかどうか。

イ、県は、産業廃棄物処理法施行規則に定める帳簿や展開検査記録などをもとに、適切な行政指導をしていけば木片の処分はなかったと考えますが、どうですか。

ウ、違法行為をした業者が改善命令に従って木片を除去している最中に、県が更新許可を出したのは問題であり、施行規則に違反するものではありませんか。

(2)、米軍基地内での廃棄物は、どのように処理されているのか。年間の処理量はどれだけで、廃棄物処理の経費の負担はどうなっているのですか。

5、児童福祉について。

国連総会で、「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負う」と、「子どもの権利宣言」を採択してことは50周年になります。安心して子育てができるための施策を求めて質問します。

(1)、子供の医療費無料化を国の制度とするよう新政権に要請すること。当面、宜野湾市で行っている自動償還払い方式を全県で実施することについて。

(2)、生活保護の母子加算の復活を新政権に要請すること。

(3)、本県の潜在的な児童を含めた保育所の待機児童は何名か、県の待機児童を解消する計画及び新政権に保育所増設を要請することについて。

(4)、学童クラブについて。

ア、大規模学童クラブの適正化のために、公設や「放課後子ども環境整備事業」を積極的に活用して分離適正化を進めるべきではないですか。

イ、公設公営の多い全国の学童クラブに比べて、本県は、民間施設利用、保育料は2倍、指導員の平均給与は10万8000円です。県が学童施策を抜本的に改善して全国並みに引き上げし、充実を図ることについてお尋ねします。

6、障害が重い人ほど負担が重くなる障害者自立支援法の廃止を新政権に要請すること。

7、国民健康保険制度について。

市町村の国保会計への国庫負担金が削減され、その分国保税が負担能力以上に引き上げられました。所得は全国平均の7割、失業率は全国の2倍高い経済状況のもとで、沖縄県では26万世帯のうち19%の約5万世帯が保険料を滞納しています。3割負担の医療費が払えずに医者にかかれず、死亡するなど深刻な事態です。医療費は無料が当たり前のヨーロッパ諸国のように、病気になってもお金の心配をしないで医者にかかるように負担の軽減を図る立場から質問します。

(1)、新政権に対して、保険料の大幅引き下げ、医療費の負担軽減を図るために国庫負担の増額を要請することについて。

(2)、市町村の国保は、保険料の引き上げと滞納者の増加という悪循環を繰り返しています。県は、保険料の減額免除のために市町村の国保会計に補助を出していませんが、保険料の減免のために法定額以外の補助をすることについて。

(3)、国保世帯で生活困窮のために医療費の滞納が深刻となっています。国保法第44条1項を積極的に活用して、医療費の減免や徴収猶予を実効性あるものにさせること。

(4)、国保手帳がない新型インフルエンザの感染者が病院で受診しなければ感染源が拡大されます。資格証明書を保険証に切りかえて受診できるようにすること。

8、教育問題について。

(1)、日本の教師は、毎月平均80時間の残業で、OECD各国平均を年間1200時間以上超えて就労しています。前自公政権の「教職員の1万人削減計画」をやめさせ、教職員定数増を図ることを新政権に求めることについて。

(2)、県立高校、特別支援学校でクーラーの設置されていないのは何校ありますか。特に、米軍基地のある中北部地域は窓をあけては授業ができないので、夏でも窓を閉め切っているのに、クーラー設置がおくれています。早急に設置することについて。

(3)、特別支援学校が過密、過大となっています。分離校設置などで希望する生徒が安心して通えるようにすること。なお、那覇市に高等部設置をという要望にこたえるべきと考えますがどうですか。

9、米軍再編について。

総選挙の結果、沖縄では新基地建設を推進する議員が一人もいなくなり、米軍再編の見直しの新政権が発足しました。知事は、危険な普天間飛行場は県外がベストだと公言されています。危険な普天間飛行場は県内たらい回しではなく、即時閉鎖・無条件返還を新政権に要求すべきではありませんか。住宅密集地上空を早朝・深夜構わずに米軍機が飛行して、県民は墜落の不安、爆音のひどさに平穏な生活が脅かされています。

知事は、住宅密集地上空の危険な飛行の禁止と日米地位協定の抜本的見直しを日米両新政権に要請すべきではありませんか。

10、那覇軍港の浦添移設と那覇港湾開発の諸問題について。

新政権は、米軍再編、無駄な大型公共工事の見直しを政権公約にしています。知事は、新軍港建設反対を表明し、自然破壊、税金の無駄遣いとなる浦添の西海岸の埋め立てを中止させること、臨港道路の建設は米軍牧港補給基地内道路を開放させるのが県民の意思に沿うことになるのではありませんか。

以上、質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

西銘議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、新型インフルエンザ対策に係る御質問で、新型インフルエンザの沖縄県の発症状況と特徴、他の都道府県との比較についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、7月下旬より全国に先行して流行が拡大しましたが、現在では患者は減少しつつあります。

先行した理由は明確にはわかっておりませんが、一方、全国患者は増加傾向にあり、今後流行が拡大すると想定されております。

新型インフルエンザに対応する医療機関につきましては、流行のピーク時には、時間外診療の拡充や那覇市立病院への診療応援などの医師会との連携強化により、医療体制を維持してまいりました。今後も、県医師会等の関係機関の皆様に対して私からも御協力をお願いをして、医療体制の確保を図ってまいります。

次に、米軍再編に係る御質問の中で、普天間飛行場の即時閉鎖、無条件返還を求めることについてという御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から、一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきましては、「米軍再編や日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き、政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 浦添市内間のマンション崩落について、阪神・淡路大震災直後の建設省住宅局長通達についての御質問にお答えいたします。

平成7年3月付で建設省住宅局長より、「既存建築物の耐震性の向上の促進及び被災建築物の応急危険度判定体制の整備について」通達が出されております。

この通達の内容は、既存建築物の耐震性向上を促進するため、耐震改修促進計画の策定、耐震性向上に関する知識の普及、相談窓口の開設や実施体制の整備などを図ること、また、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊などから生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定実施体制及び支援体制の整備を図ることとなっております。

同じく浦添市内間のマンション崩落について、公共及び民間建築物の耐震対策についてお答えいたします。

沖縄県では、通達や耐震改修促進法に基づき、住宅や学校、病院等の多数の者が利用する特定建築物の耐

震化を促進する「沖縄県耐震改修促進計画」を平成19年3月に策定しております。同計画では、特定建築物の棟数は7577棟で、そのうち耐震性の不十分な建物が1249棟と推計しております。また、住宅の戸数は46万5100戸で、そのうち耐震性の不十分な建物が9万6500戸と推計しております。

耐震診断及び耐震改修等の対策は、所有者が行うべきものであることから、公共建築物は国や地方公共団体が実施し、また民間建築物はその所有者が実施することとなっております。

同じく浦添市内間のマンション崩落について、B棟、C棟、D棟の危険度調査についてお答えいたします。

建築物の所有者や管理者は、建築物を適正に維持管理する義務があることから、危険度調査は、建築物の所有者や管理者がみずから行うべきものであると考えております。

同じく浦添市内間のマンション崩落について、県営住宅への優先入居と浦添市と連携して支援を行うことについて。

今回の崩落事故は、民間の分譲マンションにおける事故であり、災害など特定入居できる事由に該当しないので県営住宅への入居は困難だと考えております。また、行政財産の目的外使用で入居を許可する制度がありますが、高倍率の抽選で受かった入居予定者の入居を妨げるおそれがあるので、県営住宅へ入居させることは困難と考えております。なお、現在浦添市において高齢者向け住宅への転居など住宅確保に向けて対応しているところであり、市から要請があれば県としてどのような対応が可能か検討していきたいと考えております。

那覇軍港の浦添移設と那覇港港湾開発の諸問題についての、浦添西海岸の埋め立て中止と米軍基地内道路の開放についてお答えいたします。

臨港道路浦添線は、那覇港の港湾機能の強化を図るとともに、既設臨港道路と国が整備中の浦添北道路を結ぶ延長約2.5キロメートルの重要な幹線道路であります。北側の約1キロメートルについては、埋め立てを取りやめ橋梁化し、環境に配慮しております。

米軍牧港補給基地内道路を開放することについては、共同使用及び地権者の同意の問題等調整すべき課題が多く、困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 新型インフルエン

ザ対策についての御質問の中の、知事との懇談会で医療関係機関から出された要望への対応についてお答えします。

9月15日に行われた新型インフルエンザ対策に係る関係機関・関係団体等懇談会では、現場で御尽力いただいている各団体に対し、知事が感謝の意を伝え、今後の御協力をお願いいたしました。参加された医療関係団体からは、新型インフルエンザに係る医療機関連携の維持確保や、マスク等の費消された物品に対する県の支援等について要望が出されました。

県としましては、現場で働くスタッフが疲弊しないように、引き続き医療機関の連携・支援を検討し、物品等に関する要望に対しては可能な限り対応してまいります。

次に、新型インフルエンザのワクチン接種費用の公費助成についてお答えします。

今回の新型インフルエンザのワクチン接種事業については、国が実施主体となっており、個人の重症化予防を主たる目的とすることから、受託医療機関を通じて実費相当額を徴収するとしております。

県としましては、今後、接種スケジュールを定めて接種対象者に対する周知を行う予定ですが、接種費用の助成につきましては国の対応を見守りたいと思います。

次に、がん対策についての御質問の中の、検診料金の無料化と、いつでもどこでもがん検診が受けられる体制についてお答えします。

がん検診事業は市町村が主体となって実施する事業であり、検診料金については、市町村で判断されるものと考えております。

なお、本年度においては、国の予算で女性特有の乳がん、子宮頸がん検診については一定の年齢に特化した無料クーポン券を発行し、居住市町村にかかわらず、どこでも受診可能となっております。

次に、がん対策の条例を制定し、がん対策を総合的に推進することについてお答えします。

沖縄県においては、平成20年3月に「沖縄県がん対策推進計画」を策定し、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための目標と施策を掲げております。

県としましては、本計画を着実に取り組む中でがん対策を推進していきたいと考えており、がん対策条例の制定については現在のところ予定しておりません。

次に、児童福祉の御質問の中の、乳幼児医療費助成の国による制度化と自動償還方式の導入についてお答えします。

乳幼児医療費の負担軽減については、国に対し、全

国知事会等を通してさらなる措置を講じることを要望しているところであります。

全県的な自動償還方式の導入には、すべての市町村でシステム開発や集計業務等に係る新たな費用負担が生じることから、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、生活保護の母子加算復活の要請についてお答えします。

母子加算の復活については、国が復活の意向を示しているようでありますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、潜在的な児童を含めた待機児童数及びその解消等についてお答えします。

沖縄県の平成21年4月1日現在の待機児童数は1888人となっておりますが、平成20年度に実施した待機児童実態調査結果によると、潜在的なものを含む待機児童数は5834人となっております。

待機児童の解消については、定員の弾力化等も勘案すると、平成20年4月1日時点より約5400人の定員増が必要になるものと考えております。現時点の計画としましては、「保育所入所待機児童対策特別事業基金」及び「安心こども基金」を活用して、平成23年度までに約2600人の定員増を図る予定としております。現在のところは、目標に達していないことから、今後とも実施主体である市町村に当該基金の積極的な活用を働きかけてまいります。

国への要請につきましては、その状況を勘案しつつ検討してまいりたいと考えております。

次に、大規模学童クラブの分割についてお答えします。

「放課後子ども環境整備事業」を活用した大規模学童クラブの分割につきましては、平成21年度において3市、7カ所の整備を実施することとしております。国は平成22年度中に分割予定がない大規模学童クラブへの補助を廃止することとしておりますので、今年度中に実施主体である市町村と調整しながら分割を進めていきたいと考えております。

次に、学童施策の充実を全国並みに図ることについてお答えします。

本県は民設民営のクラブが多く、家賃等の負担により経営が厳しい状況にあります。

学校の余裕教室の利用につきましては、今後とも教育庁と連携しながら実施主体である市町村に取り組みの強化を働きかけていきたいと思っております。

次に、障害者自立支援法の廃止についての御質問にお答えします。

三党連立政権は、その合意書において、障害者自立支援法を廃止し、「利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。」としています。

県としては、国の動向を注視して対応したいと考えております。

次に、国民健康保険制度についての御質問の中の、国庫負担の増額を要請することについてお答えします。

国民健康保険につきましては、被用者保険と異なり、事業主負担に見合うものがないことや低所得の加入者が多いこと等を考慮し、国は財政援助を行っております。また、医療費の一部負担金についても上限額が設けられており、負担の軽減が図られております。しかしながら、国保財政は厳しさを増していることから、財政基盤の充実強化につきまして今後とも要望してまいります。

次に、県が市町村国保の保険料の減免に補助をすることについてお答えします。

国民健康保険制度は、制度に基づく国・県等の公費負担及び保険料等により保険者である市町村の責任により運営されるものであります。したがって、保険料の減免に対する本県単独の補助を行うことは困難であると考えております。なお、国は今年度において経済情勢の悪化を考慮し、離職を原因とする保険料の減免につきましては、特別調整交付金において措置することとしており、県は市町村に対して周知を図っております。

次に、医療費の減免や徴収猶予についてお答えします。

一部負担金の減免等につきましては、保険者である市町村が判断することではありますが、県としましても当該制度の周知に今後とも努めてまいります。

なお、昨今の経済情勢の悪化を考慮し、県では、市町村の一部負担金の減免に対し、今年度の県特別調整交付金において助成を行うこととしております。

次に、インフルエンザ対策に関して、国保の資格証明書を保険証に切りかえて受診できるようにすることについてお答えします。

国は、国保の資格証明書を交付されている被保険者が発熱外来を受診した場合は、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うとの見解を示しており、県は関係機関に対し周知を図りました。また、当該周知に先がけて、県は、受診相談があった場合、短期証の交付を検討することなどに努めるよう市町村に対し助言を行いました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 廃棄物処理問題についての御質問にお答えいたします。

まず改善命令に係る木くず等の除去についてお答えをいたします。

当該事業者は、改善命令に従い、約6750トンの埋立物を掘り起こし、管理型品目である木くず等約62トン除去しております。また、分別後の木くず等の残存状況については、県が組成分析を行い、適正に分別されていることを確認しております。

なお、除去した木くず等は、許可業者に委託することにより適正に処理されております。

次に、帳簿や展開検査記録に基づく行政指導についてお答えをいたします。

県は、最終処分場について、「最終処分場等総点検実施要領」を策定し、重点的に監視・指導を行っており、その際、帳簿等の書類検査も実施しております。しかし、これまでの書類検査の手法については、より強化すべき点があることから、他県で効果を上げている展開検査の記録方法等について、情報を収集し、監視・指導を強化することとしております。

次に、改善命令履行中に更新許可したことについてお答えをいたします。

県が今回発令した木くず等の埋め立てに関する改善命令については、それを受けたこと自体は、更新申請が不許可となる欠格事由に該当するものではありません。しかしながら、事業者が当該命令に従わない場合、許可取り消し処分の対象となります。そのため、県としては、改善命令に対する事業者の対応状況を踏まえ、更新許可の可否を判断することとし、3月26日の作業着手以降、立入検査を行い監視を行ってきたところです。その結果、命令に従って作業が着実に進んでいることを確認したことから、6月8日付で更新を許可したものでございます。

なお、改善命令中に許可処分を行うことについては、法的に問題がないことを環境省に確認しております。

次に、米軍基地内から発生した廃棄物の処理及び経費についてお答えをいたします。

平成20年度に米軍基地内で発生した廃棄物のうち、一般廃棄物については、2万7600トンが県内の2業者に委託処理されております。また、産業廃棄物については、廃棄物の処理を所管する牧港補給地区内の財産処理販売事務所に照会をしたところ、廃油、汚泥等508トンを県外の2業者に委託処理したとのことで

す。

なお、廃棄物処理については、米軍の予算で処理されており、在日米軍駐留経費には含まれていないとの回答を沖縄防衛局から得ています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育問題についての御質問で、教職員定数の増員についてお答えいたします。

教職員の配置の充実については、新学習指導要領の円滑な実施や特別支援教育の充実、少人数学級の実現等により、教員が子供一人一人と向き合う時間を十分確保できるよう、本年度においても国に対し要望しております。引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通じて要望してまいりたいと思います。

次に、県立学校のクーラー設置についてお答えいたします。

平成21年4月1日現在、普通教室へのクーラー設置は、特別支援学校においては、16校全校が整備済みであります。また、県立高校については、60校中52校が整備済みであり、8校が未整備であります。そのうち5校は現在整備中であります。残り3校についても快適で充実した学習環境を確保するため、平成24年度までに整備できるよう防衛省と調整していきたいと考えております。

次に、特別支援学校の高等部設置等についてお答えいたします。

知的障害児童生徒が通う一部の特別支援学校で、教室不足等が生じておりますが、その解消に向け、現在、校舎の増築や校区の見直し等を行っている最中であります。また、高等部設置等につきましては、庁内に「沖縄県立学校における特別支援学級、分校、分教室等検討委員会」を立ち上げ、高等学校への特別支援学校の分教室等の設置に向け、検討を始めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍再編についての御質問で、住宅地上空の飛行禁止と日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

県では、日米地位協定の見直しの中で、市街地等における航空機の飛行制限などを日米間の合意事項として明記することを渉外知事会を通じ、日米両政府に求めてきたところであります。

新政権の与党三党合意においては、日米地位協定の改定を提起することとされております。

県としましては、日米地位協定の見直しなどについて、引き続き渉外知事会等と連携しながら、日米両政府に求めていると考えております。

次に、那覇軍港の浦添移転と那覇港港湾開発の諸問題についてお答えいたします。

那覇港湾地区内の浦添埠頭地区に建設する港湾施設は、那覇港湾施設の代替施設であり、現有の那覇港湾施設における機能を確保することを目的としております。また、平成13年11月に浦添市長が受け入れ表明を行っており、平成15年1月の第4回移設協議会では、浦添埠頭地区への移設を浦添市、那覇市ともに了承しております。

県としましては、那覇港湾施設の返還を含む嘉手納より南の施設・区域の返還が実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しており、今後とも国、地元自治体等と連携して那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

1番目の浦添市のマンション崩落についてですが、部長は個人の責任だというように、県を含めて行政の責任はないというような切り捨ての答弁をされています。でも私最初に指摘をしましたように、これは海洋博のときの海砂というのが大きな問題になっているし、そしてその後の通達、先ほど言われましたけれども、耐震の問題で今問われているわけですね。個人の責任で済ませられない。これについて知事にお尋ねします。

危険な建物に住人の安全が最優先されなければならないと思います。知事は崩落の現場をごらんになったのでしょうか。どう感じましたか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 見ておりません。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 知事は現場主義だということをこの本会議でおっしゃいました。この内間のマンションは、全県から行政の皆さんも含めてみんな見に来ているんですよ。まだ現場はひしゃげた、押しつぶされた車がそのままの状態なんです。とても危険です。私は、こんな危険なマンションの住人が行き場がないと。例えば浦添市に調べてもらいました、9月27日付ですが、A棟というもう既に住めないところにまだ公民館に移動された方が行き先がなくて、結局生

活保護も相談に行ったんですけれども、そこで受けられないということになって落胆をして公民館を出て後、戻ってないんですよ。行き先がわからないという状況にあります。そしてB棟というところもまだ4世帯が残っています、お年寄りです。そして3階にも2世帯、1階、2階にも住んでいるんです。こんな危険な状況を放置していいんですか。

そして今、サモアとスマトラで大地震が起きて、本当に今住んでいらっしゃるD棟ということも17世帯まだ残っているんです。この皆さんが本当に大変な思いをしながら、どうしていいかわからない。個人の責任ではどうしようもないというところにあるのを、ぜひこれは最初に言ったとおりに、行政の責任で、そして耐震診断改修というのは行政が助成をしていくということも出されています。予算化もしなさいと出されています。

知事の答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 今の耐震の話でございますけれども、当該マンションは昭和48年に建てられたことになっております。

それから建築物につきましては、耐震の面でいいますと、設計の耐震の基準というのが昭和55年にできております。ですから、この基準以前の建物でございます。一つの行政のやり方として先ほどお話ありましたように、まず最新の改善という方法が考えられます。これにつきましては、耐震診断をしてその後に補強とかそういうことができる方法になっておりますので、もし所有者の方からその辺の相談があったら、詳しく相談に乗っていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 公共施設については耐震診断改修は進められています。でも不十分だと思います。個人の住宅に対して9万6500戸、まだこの既存建物で危険な建物が残っている。これに対して県は10年前に診断改修計画をつくっています。これが全く診断も改修もされなかったという反省のもとに新たにつくられたものは、助成をすることも含めて出しているのではないですか。県がちゃんとこれを主導してやっていく、行政が市町村とも協力してやっていくということではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） そういうものを県の方では耐震の補助を受ける前提であります計画表はできております。あとはこれまた市町村の方でもつくる予定、必要がございますので、それにつきましては県

内の2つの市町村で既に計画書ができておりますので、今後とも各市町村の方でそういった計画書をつくることを働きかけていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 危険だから使用中止、退去しない。そう言われても行き場がない、住むところがない。これに対して知事はぜひ住民の皆さんの声を聞いて、行政として最大の努力をしていただきたいと思います。知事の答弁を求めたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の今の御下命といいましか、きちっと受けとめたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん まず現場から行っていただきたいと思います。

次、国保について移らせていただきます。

国保税というのは高過ぎて払えないんです。

私、知事に申し上げたいんですけれども、年間所得が250万円の世帯が夫婦と子供2人を抱えていると。それが国保税が三十二、三万円なんです。国民年金世帯ですから、国民年金合わせても夫婦で年間35万円超えます。250万円所得のところは既に60数万円、3割近くがこの2つの保険料だけで払わないといけません。高過ぎるのでこれを県として補助をして引き下げをする。そしてもう一つは医療費の助成をやっていくと、減免をしていくというところをぜひ知事がこれを調べられて前向きに進めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国保税につきましては、市町村の中で保険料と公費の負担で賄っているところがございます、その保険料の確保というのも重要でございます。生活困窮者の対策につきましては、保険料や一部負担金の減免等がございますので、それにつきましてはその制度の周知、それにのっとった取り扱いを実施するように市町村に対して働きかけていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍再編について伺います。

知事は、先ほども普天間の一日も早い危険性の除去とおっしゃいました。でも、普天間基地の一日も早い危険性の除去と言いながらも、どうして13年間も辺野古に新基地建設ができなかったんですか。13年間そのままだ状態になったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 普天間移設につしまし

ては、SACOの合意から始まりまして、海上ヘリポート案でありますとか、あと海上埋め立て案でありますとか、それから現在のL字型、それからV字型滑走路ということでさまざまな日米間の交渉、あるいは地元との交渉等ありましてここまで至っていると、経過をえているということでもあります。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん あの手、この手と変えていったと言いましたけれども、これは新基地建設を絶対に許さないという地元のオジー、オバーを初め座り込みずっと頑張っています。県民の闘いがあったから、政府もいろいろと手直しそういうことをやってきたんじゃないですか。だから、新基地建設はだめだという県民のこの声の新基地をつくらせていないんですよ。そうじゃありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の西銘議員の御意見は御意見として、先ほど知事公室長がお話しましたように、いろんなことが重なり、基地の移設も含め移設ということがなかなか現実には手間も暇もかかるものだという事に尽きると思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 知事は責任逃れをしていると思います。一日も早い危険性の除去というのであれば、普天間基地の即時閉鎖じゃありませんか。無条件返還ではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の西銘議員のおっしゃる、その即時閉鎖というその日本語の意味がよくわかりにくいんですが、何ですか、その即時閉鎖ということ空中に向かって言ったから物事が前に進むわけではないでしょう。ですから、即時閉鎖という表現そのものに私は全然意味を認めていないんですが。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今、サンフランシスコ条約3条というのはまだ生きていますよね。沖縄県民はこの条約というのがまだ生きてるのに、37年前に県民は施政権を、この独立をすると、日本の国の憲法のもとに返るということで県民運動を盛り上げて復帰が実現されました。だから、県民と一緒に知事がこの県民の声を代弁すれば、代表すれば必ず、実際はサ条約はあるんです。あるけれども実現できたんです。だか

ら、先ほど即時閉鎖というのを空に向かってなんて言いますけれども、それこそが現実的な県民の代表としての知事がとる立場ではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 沖縄の日本への復帰のお話を例に出しておられますが、それは無論長い歴史といういろいろなやり方、県民のまさに汗と涙といういろいろな運動の結果であったと、最も大きな要因であったと私は無論思いますよ。そういうことと今おっしゃっておられる即時無条件撤去と初めにおっしゃいましたが、それとどこがどう関連しているかが少し理解不能なんです。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 新基地をつくるということで政権党・自民党と一緒に知事はやっているんですけど、でも今度の選挙では本当に新基地推進の議員は落選して一人もいなくなったんですよ。だから、これは明らかにこの建設はもうストップしなさいという民意ではありませんか。

そして私もう一つ指摘したいんですけども、自民党は政権党として復帰後37年間、この危険であるという普天間基地を動かすことができなかったんです。この13年間も新基地をつくってたらいい回しにするなんて言うから、できなかったんです。それは県民が反対しているからなんです。ですから、知事はこの県民の先頭に立って新政権に対して、県外ベストということをどうしてやらないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 何人もの議員の先生方からも御質問を受けました。その県民の総意、つまりこの間の衆議院選挙において沖縄の選挙区の自民党の先生方がおられなくなったということは、県内移設賛成でないということの総意ではないかという御意見をいろいろ先生方言っておられましたが、ですからこの衆議院選挙そのものはいろんな分析、理由があると思うんですが、そういう中でこれは雇用であるとか、景気の問題とかいろんなものが重なった中のことでありまして、今の普天間の県内移設、そのままで県内か県外かというような選挙の結果だと見るのは、ちょっとこれは直截過ぎると思います。

それからもう一つの御質問でございましたが、私の今のスタンスはもうこれまで申し上げてきたとおりで

して、県外はベストだとは思いますが、いろんな経緯を考えると県内もやむなしと、その方が一日も早い普天間の危険性の除去につながるという考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私、もう一点知事に問いたいんですが、答弁の時間も足りなさそうなので、最後に知事は今度の選挙で自民党の議員がいなくなったけれども、いろんな理由があるからと言いましたけれども、新基地建設反対の民意ではないと言っていますけれども、その民意ではないという根拠そのものを簡潔に答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私は民意ではないという答弁はしておりませんよ。幾つも幾つもあるいろんな現在の課題、そういうものを含めての県民・国民の審判である、判断であると申し上げて、そういう中におっしゃっている基地の県内移設とか県外移設とかそういうものの中に入っていると思うんですが、これだけでやったわけではないということを申し上げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 辺野古に13年間、新基地をつくらせなかったこの地元、そして沖縄県民のこの基地をつくらせないという反対の闘いを本当に真摯に受けとめて、そして知事が先頭に立って、今こそ一日も早い普天間の危険性除去をどうするのかということで、県外ベスト、新政権も米軍再編見直しを言っています。だから、新政権に対して今言うべきではないですか。そして時間ありませんので、我が党は核も基地もない平和な沖縄を目指して、県民の先頭に立って、新基地建設をやめさせていく、この決意を述べて質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

通告に従い一般質問を行います。

最初に、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間基地は県外移設がベストだが、一度もそのことを日米両政府に要請したことはないと去年の6月議会で答弁していましたが、この姿勢を改め、辺野古への新基地建設の中止を新政権に要請することが県民の民意、総意だと思うが、知事の見解を問うものです。

(2)、思いやり予算の廃止を国に求めることについて。

アメリカの領土であるグアムの米軍住宅を日本政府の思いやり予算で建設することになっていますが、その総額と1戸当たりの額は幾らか。また、沖縄県の基地内の米軍住宅の3241棟を建てかえる計画だというのが、その総額と1戸当たりの額は幾らか。米軍の住宅の施設基準での住宅の規模や間取りはどのようになっているか。これを県営住宅、市営住宅と比較すると、1戸当たりの建設費（土地代を除く）と住宅の大きさは何倍になっているか。

この思いやり予算は無駄遣いである。県民感情からしても廃止を国に求めるべきである。

次に、雇用問題について。

沖縄県が重要政策として誘致したコールセンターについて。

県内のあるコールセンターで、「明日から来なくていい」、「来月から1日3時間、週3日間の出勤でいい」と、突然通告されるという不当労働行為が発覚しました。県は、誘致したコールセンターでこのような実態が起きていたことを掌握していたのか。要請を受けてどのように対応したのか。

仕事を失った労働者の再就職のあっせんを県は積極的に行うべきではないか。

県が誘致したコールセンターの労働条件の調査を行う必要があります。その際、会社側からだけでなく、労働者からの実態把握も行うべきである。

国・県や自治体が支援しているコールセンターなどでの正規雇用を義務づける条例をこれまでも求めてきましたが、今回の事態は改めてその重要性を示しています。早急に実施すべきです。

沖縄の低賃金を前提にした企業誘致であってはなりません。県の見解を伺います。また、亜熱帯気候、沖縄の特徴を生かした農業、漁業などの第1次産業の振興を初め、地元企業の育成に本腰を入れて取り組むべきであります。

首切り自由の不安定雇用、非正規雇用をなくすために、派遣労働法の早期、抜本改正を国に県として要請すべきであります。

次に、平和行政について。

第32軍壕の保全、公開について。

これまで32軍壕の保全、公開について提案をしてきましたが、その後の県の対応について伺います。

展示、部分公開のため第1坑口周辺を平和を考えるエリアとして整備をしてはどうか。

唯一公開できる第5坑口については、地主とも意見交換しましたが、県の対応次第では公開は可能であると考えます。早急に地主とも相談して実現を求めています。

きたいと思います。

32軍壕は、戦争を起こした国の責任による全面的な発掘、保全、公開をすべきであります。県として要請すべきではないでしょうか。

次に、戦争遺骨の収集について。

戦争の悲劇、残忍さを象徴するような戦争遺骨が西原町、浦添市で相次いで発掘されました。この現場を見て衝撃を受けました。この現場に立つと、いかなる理由があろうと戦争を美化し正当化することは絶対に許されません。平和行政を進めている沖縄県の県知事として、この現場をぜひ見てもらいたいと思います。

西原町幸地の現場では5体の遺骨が見つかりました。これがその写真です。（資料を掲示） そのほか艦砲射撃であいた穴が無数に残っていました。これがその写真で、直径2メートルほどの穴が空爆であいていました。立ってみると、ひざまで深く埋まっています。約4メートル間隔で無数に残っていました。この周辺から10体の野ざらしの遺骨も見つかっています。戦争を知らない世代に、戦争の実相を知ってもらう上で重要な場所となっています。県として、西原町と協力してレプリカを作成して後世に伝えるための保全に力を注いでもらいたいと思います。

遺品も発見されましたが、遺骨の身元の特定等について県も全力で取り組んでもらいたい。

ボランティアで遺骨収集をしている方々は、磁気探査機の貸し付け、安全対策や保険などの支援などがあれば助かると言っていました。ボランティアの皆さんに対して県としての敬意を表明し、必要な支援を行うべきではないか。国にも要請すべきと思いますが、伺います。

高嶺議長は、早急に現場を調査したいと約束してくれました。私は、すべての議員の皆さんや部長の皆さんも、ぜひこの沖縄戦の現場の状況を見ていただきたいと切に願うものです。

沖縄戦の証言の収集について。

この間の、沖縄戦の証言収集の取り組みと予算の推移について伺います。

戦後64年がたって沖縄戦の証言収集は年々困難になり、ここ数年が最後の機会だと思いますが、予算が削減されていることについての県の認識を伺います。補正予算、次年度予算での必要な額を確保すべきであります。

4点目に、沖縄振興計画の延長について。

沖縄県民への償いの心をもって取り組むとされた沖縄振興特別措置法だったが、戦後64年たっても遺骨や不発弾が発見されるなどの戦争の悲劇はいまだに続い

ているばかりでなく、国の方針によって県土の多くを米軍基地に占拠され、沖縄県民の復帰に託した基地のない平和な沖縄という願いは踏みにじられています。沖縄振興計画の期限が迫っていますが、延長は当然と考えるが、県の見解を伺います。

地方交付税について。

小泉構造改革の「三位一体の改革」によって地方交付税が大幅に削減されました。

その削減額について、沖縄県分と市町村分とその合計、及び今年度までの総合計について。

その結果どのような影響が出ているか。

地方交付税はもとに戻すよう国に強く要請すべきであります。

次に、CO₂削減について。

鳩山内閣が90年比でCO₂削減25%を2020年までに行うと国際公約しました。沖縄県の現在の計画と実績はどのようになっているか。国の新目標に照らしてどのような対策をとるか伺います。

自殺対策について。

沖縄で自殺についての10年間の推移と、県の認識と対策について伺います。

インターネットの自殺サイトに触発されて自殺した子供の父親から、このようなサイトを厳しく取り締まるようにとの訴えが寄せられました。県内の自殺者で自殺サイトに関連したものの実態とその規制などの対策について伺います。

県立病院の医師の確保について。

発達障害の子を持つ親から、県立南部病院の専門医が不在になったことについての不安の声と切実な要望が寄せられています。

小児科の発達障害専門医や北部病院産婦人科医や県立病院の医師不足の実態と医師確保の対策について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、新政権に辺野古への移設中止を求めることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から、一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書

においては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしたいと考えているところでございます。

次に、沖縄振興計画の延長に係る御質問ですが、沖縄振興開発特別措置法などでは、沖縄の歴史的・地理的、そして社会的事情などの特殊事情を踏まえ、これまで高率補助制度等の特例措置が講じられてまいりました。これにより、社会資本整備等における本土との格差は総体として縮小するなど一定の成果が得られているものの、自立型経済の構築など、いまだ課題が残されております。

今後は、これらの解決策や県民意見をもとに、現在策定中の沖縄21世紀ビジョンの実現方策、そして新たな沖縄振興に必要な枠組みなどにつきまして総合的に検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、CO₂削減に係る御質問で、沖縄県の計画と実績及び国の新目標への対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

なお、6の(1)と6の(2)が関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

沖縄県では、平成15年に「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、2010年度までに2000年度比で8%削減することを目標に取り組んできたところでございます。最新データとなる2006年度の排出量は、基準年から14%増加いたしており、目標達成は極めて厳しい状況にあります。

地球温暖化対策は重要な課題でありますことから、沖縄県では、平成22年度までに地球温暖化対策の計画を見直すことにいたしております。この中で国の中期目標を踏まえまして新たな削減目標を検討いたしますとともに、対策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、グアムの米軍住宅建設、県内の米軍住宅の建てかえ計画、それと県営住宅との比較等々、米軍住宅に関する御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局によると、グアム移転関連経費のうち家族住宅に係る日本側負担総額は、約25億ドルとのことであります。

Guamにおける住宅建設については、現時点で結論が出ているわけではなく、引き続き日米間で協議が行われているとのこととあります。また、御質問のような県内米軍住宅の建てかえ計画はないとのこととあります。

なお、沖縄防衛局によると、県内で整備した基地内住宅の規模や間取りは、低層の家族住宅については2階建てで約145平方メートル、3寝室、高層の家族住宅については9階建てで1戸当たり約137平方メートル、3寝室とのこととあります。

一方、県営住宅等については、県営浜川団地ですけれども、1戸当たりの平均建設費が約1540万円で、大きさ等は1戸当たり2DKで約53平方メートルから、4LDKで約79平方メートルの複数タイプがあり、住宅面積で比較しますと、米軍高層家族住宅は浜川団地の最も大きなタイプの面積の約1.7倍となっております。

同じく、知事の政治姿勢についての御質問で、思いやり予算の廃止についてお答えいたします。

在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算については、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から、我が国が負担しているものであると理解しております。

同予算のあり方については、米軍基地の負担のあり方等とあわせて、今後も国政の場で十分に議論を深めたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

【観光商工部長 勝目和夫君登壇】

○観光商工部長（勝目和夫君） 雇用問題についての質問の中で、不当労働行為の実態の把握と要請後の対応についての御質問にお答えします。

問題のあったコールセンターは、県が誘致した企業ではありませんが、従業員の方々の訴えにより、県として実態を掌握したところであります。

要請を受け、県は会社側から事実関係の聞き取りを行い、経過及び対応について説明を求めました。また、沖縄労働局とも情報交換等を行い、連携して対応したところでございます。

同じく雇用問題について、再就職のあっせんについての御質問にお答えします。

沖縄県は、現下の厳しい雇用情勢の改善を図るため、雇用の場の創出や就業機会の拡大など、さまざまな雇用対策を行っているところであります。

仕事を失った労働者への再就職支援については、「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出臨時特

例基金」を活用した県や市町村が実施する事業、雇いどめ等で失業した求職者が訓練手当を受けながら職場訓練を行う事業、圏域別に求職者と求人企業のマッチングを促進する事業などを実施しておりますので、これらの事業を活用していただきたいと考えております。

次に、同じく雇用問題について、コールセンターの労働条件調査についての御質問にお答えします。

沖縄県は、県内に立地する19社で構成するコールセンター協議会と労働条件等について意見交換を行っているほか、「新通信コスト低減化支援事業」を活用している企業に対して雇用形態、支払い賃金総額などの調査をしております。

なお、労働者からの実態調査につきましては、コールセンター協議会と調整をしていきたいと考えております。

同じく雇用問題について、誘致企業への正規雇用の義務づけについての御質問にお答えします。

県は、コールセンターへの支援策として「新通信コスト低減化支援事業」を実施していますが、利用条件としては20名以上の常用労働者の雇用を義務づけているほか、新たに平成21年度よりその中に正社員を含むことを義務づけているなど、正規雇用の拡大に向けた改善を行っているところです。

企業の雇用形態は活動内容によりさまざまであり、誘致企業を対象に正規雇用を義務づける条例の制定は困難であります。しかし今後、雇用拡大に関する県民運動など、あらゆる機会を通して幅広く正規雇用の拡大について働きかけていきたいと考えております。

次に、同じく雇用問題について、低賃金を前提とした企業誘致及び地元企業の育成についての御質問にお答えします。

大都市圏のコールセンター等がコストカットや効率性を目的に沖縄県に進出した事例はありますが、近年はソフト開発やBPO事業など、より専門的な事業を行う企業の進出へと移行しております。

沖縄県としては、高度なIT人材を育成する各種事業を実施し、より付加価値の高い業務を行う企業の誘致に努め、雇用の拡大と労働条件の改善に取り組んでまいります。

また、地元企業の育成につきましては、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定し、経営基盤強化、経営革新、金融対策等の支援を行っております。

最近では、新たに農商工連携事業として、シークワサーやモズクなどの本県特有の資源を生かした商品開発、マッチングなど、地元企業の支援を行っている

ころであります。

次に、同じく雇用問題について、労働者派遣法の早期、抜本改正への国への要請についてとの御質問にお答えします。

新政権の三党合意書によりますと、日雇い派遣の禁止や製造業への派遣の原則禁止など、労働者派遣法の抜本改正が掲げられております。

沖縄県としては、労働者の雇用の安定が図られるよう、国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 平和行政についてお答えいたします。

まず、第32軍壕の保全、公開についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は予想以上に土質がもろく、また、南部撤退時に爆破され、戦後長期にわたり放置されてきたため風化が進み、非常に不安定な状況にあり、平成5年から2カ年、壕の試掘調査を行ったものの、坑道埋没に遭遇し、途中で調査を断念した経緯があります。

当該壕は、首里城公園内、重要文化財保護地区、住宅区域内にあり、坑口ごとに関係機関や地権者が異なり、また、安全確保上等の条件も異なることなど多くの制約があります。

また、坑口の一部公開については、それぞれの坑口について一部公開を行った場合の課題等の抽出を行っているところであり、その後に関係機関との調整も踏まえ可能性について検討していきたいと考えております。

また、説明板の設置につきましては、現在、関係部局と課題等について調整を行っているところでございます。

次に、第1坑口周辺の整備についてお答えいたします。

第32軍は、撤退時に第1坑口・坑道等を爆破しており、全体的に落盤していると思われ、当初の調査においても坑口の特定は困難でありました。

第1坑道の坑口の場所を特定するには、電気探査、測量、ボーリング及び磁気探査等の調査をする必要があるが、調査を実施しても第1坑口・坑道は全体的に落盤していることが予想されることから、坑口を特定するのは厳しいものだと思います。

さらに首里城公園内は重要な観光拠点であり、文化財として国指定、県指定の地域があります。第1坑口

周辺は、円覚寺周辺の国の史跡指定範囲と龍潭池周辺の県の史跡指定範囲として重要な地域となっております。それぞれの指定範囲に関しては文化庁、教育庁との調整が必要であります。

今後、これらの課題等について整理、調整を行った上で、第1坑口周辺の整備が可能かどうか検討していきたいと考えております。

次に、第5坑口の公開についてお答えいたします。

第5坑道については他の坑道に比べて土質がもろく、現在までの補修工事により当時の原形をとどめておりません。坑口は急傾斜地に位置し、坑口までの進入路等を設けるなど安全対策を万全に期す必要があります。壕内の恒常的な出水、断層や当時の立てくい跡などがあることから、非常に不安定な状態にあり、地上部への影響についての課題等があります。

次に、32軍壕の全面的な保存、公開に関して国に要請することについてお答えいたします。

第32軍司令部壕は予想以上に土質がもろく、また、南部撤退時に爆破され、戦後長期にわたり放置されてきたため風化が進み、非常に不安定な状況にあることから、全面的な発掘は困難だと考えております。また、公開についても、安全対策上多くの制約や多大な経費を要するため、厳しいものだと思います。現在、第32軍壕をどのように活用していくか検討しているところであり、国への要請はその状況等も踏まえて考えていきたいと思っております。

次に、西原町の遺骨発掘現場のレプリカ作成についてお答えいたします。

県としましては、西原町の今後の利活用について、その動向も見ながら対応していきたいと考えております。

次に、沖縄戦の証言収集の取り組みと予算の推移についてお答えをいたします。

沖縄県では、平成20年度までに戦争体験者613名分の証言映像を収録し、580名分の映像を編集した上で、平和祈念資料館展示室において公開するほか、県内外の人々に貸し出しを行ってまいりました。

証言映像収録・編集業務の予算の推移につきましては、平成12年度1395万円、平成13年度から平成16年度の各年度1000万円、平成17年度649万円、平成18年度198万2000円、平成19年度92万4000円、平成20年度302万8000円、平成21年度114万2000円となっております。平成12年度から平成21年度までの10年間で、予算の総額は6751万6000円となっております。

次に、沖縄戦証言収集の予算についてお答えをいたします。

戦後64年が経過し戦争体験者が高齢化する中、戦争の実相を正しく継承することは大変重要であると考えております。本県の財政状況は大変厳しいものがありますが、戦争体験者証言映像の収録については、収録時間や編集時間の短縮及び収録用機材費の節減等を図りながら実施してまいりました。

県としましては、できる限り多くの証言映像収録に努め、さまざまな工夫のもとで効果的な映像収録を図ってまいります。

今後とも、沖縄戦の教訓を次世代に継承していくよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 平和行政の御質問の中の、戦争遺骨が発掘された現場を視察することについてお答えします。

遺骨の発掘現場については、担当課職員を派遣し現場確認をしてきたところであります。

西原町幸地の現場の状況は、急傾斜地でロープを使っておりるような極めて困難な場所であると報告を受けております。現場の状況については、詳細な報告を知事に行ったところであります。

次に、戦没者の遺骨の身元特定についてお答えします。

戦没者の遺骨の発見と収集については、国から委託を受け県としても実施しているところであります。身元の特定できる情報や遺品が発見された際には、身元が確認できるよう努力してまいります。

次に、遺骨収集を行うボランティアに対する支援についてお答えします。

戦没者の遺骨収集については、一義的に国の責任においてなされており、落盤等で埋没した壕や危険を伴う場所での収骨は特殊な技術を要することから、国が直接行うことになっております。

遺骨収集のために不発弾等が埋没しているような危険な場所へボランティアの方々が入ることは好ましくないと考えており、磁気探査機の貸し出しや保険の支援等については、現在のところ検討しておりません。

県としましては、国に対し遺骨収集について迅速に対応できるよう要請していきたいと考えております。

次に、自殺対策について、沖縄の自殺の10年間の推移及び県の認識と対策についてお答えします。

県内の自殺者数は、平成10年に前年の276人から350人に急増した後、11年連続して300人を超える高どまりの状況にあることから、自殺対策は重要な政策課題

であると認識しております。

このため、県では「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき、普及啓発、人材育成や各種相談事業の開催等関係機関が連携し自殺対策を進めているところです。

また、現下の経済情勢のもとで、平成21年上半年期において自殺者が急増していることから、国の交付金を活用して「沖縄県自殺対策緊急強化基金」を設置して、自殺対策を強化することとしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 地方交付税についての質問のうち、地方交付税の削減額と削減に伴う影響についてお答えします。一括してお答えいたします。

平成16年度から実施された、いわゆる「三位一体の改革」以降の臨時財政対策債を含めた普通交付税の額は、改革前の平成15年度の水準から、県分で平成16年度214億円、平成17年度224億円減少し、平成21年度までの累計では約878億円減少しております。また、市町村分と合わせた総額では1511億円減少しております。

本県財政は自主財源の割合が低く、地方交付税等に大きく依存した構造となっております。そのため、地方交付税の削減等により、平成20年度から平成23年度までの4年間の中期見通しで1260億円の収支不足が見込まれるなど、本県財政は極めて厳しい状況にあります。

次に、地方交付税の復元の要請についてお答えいたします。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、一定の行政サービスを提供するための財源であり、財政力の弱い本県及び県内市町村にとって重要な役割を果たしております。そのため、国に対して地方交付税を還元するよう全国知事会を通して要請しているところであり、今後とも復元に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 地方交付税についての御質問の中の、地方交付税の削減額とその影響、復元の要請について一括してお答えいたします。

普通交付税に臨時財政対策債を加えた額の本県市町村分について、「三位一体の改革」前の平成15年度と改革後の各年度を比較しますと、平成16年度は92億

円、平成17年度は140億円の減少などとなっており、平成21年度までの減少額の累計は632億円となっております。

「三位一体の改革」につきましては、税源移譲により一定の自主財源が確保された一方、国庫補助金と地方交付税は大幅に削減されたことから、市町村の財政運営が厳しさを増した一要因となったと認識しております。

地方交付税の復元・増額については、これまでも全国知事会を通じた要請や普通交付税の算定方法に係る改正要望を国に対して行ってきたところですが、本市町村の置かれた厳しい財政状況を踏まえ、市町村の財政基盤の確立が図られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） まず、県内の自殺者で自殺サイトに関連したものの実態についてお答えいたします。

近年、インターネット上のいわゆる自殺サイトにおける自殺を誘引、勧誘する情報に触発され自殺されたとされる自殺事案、自殺予告事案が県内でも散見されるところであります。

また、最近は硫化水素ガスの製造を教示、誘引する情報がインターネット上に安易に書き込まれる状況が確認されているところであります。

県内における硫化水素自殺事案は、平成20年8件、本年9月末現在で既に10件発生するなど増加傾向にあります。本年発生した10件のうち、硫化水素ガスの製造を教示、誘引する情報を閲覧したと思われるものが2件、残りの8件については、インターネットの情報を閲覧したかどうか確認できない状況であります。

次に、自殺サイトに対する規制等の対策についてお答えいたします。

県警察では、インターネット上の自殺予告事案を認知したときは、プロバイダー等関係団体が平成17年10月に策定、公表した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に基づき、プロバイダー等に発信者情報の開示要請を行い、書き込み者を確認して迅速に保護するなど、自殺の防止に向けた対策を推進しているところであります。

ガイドライン策定以降、本年9月末までの間、10件の事案を認知し、そのうち自殺を行うおそれのあった7件について、本人への説諭、家族への監護依頼等を行い自殺の防止を図ったところであります。

さらに、昨年4月からインターネット上の硫化水素ガスの製造を誘引する情報を認知したときは、プロバイダーや電子掲示板の管理者等に対し情報の削除を要請しており、本年9月末までに3件の削除要請を行ったところであります。

また、インターネット協会は、一般利用者からの通報を受け、この種有害情報の削除要請を行う「インターネット・ホットラインセンター」を運営しております。このホットラインの活動について、防犯講演や連絡会議等のあらゆる機会を通じて情報発信を行い、周知を図っているところであります。

ちなみに、このホットラインセンターには県警察のホームページからもアクセスすることが可能となっております。

今後とも、自殺サイトにおける有害情報の根絶に向けた取り組みを一層推進してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院の医師確保についての、医師不足の実態と医師確保対策についての御質問にお答えします。

県立病院における9月1日現在の医師不足の数は5人となっております。そのため、南部医療センター・こども医療センターの小児精神科及び八重山病院の耳鼻咽喉科が診療休止、北部病院の産婦人科及び宮古病院の眼科で診療制限をしております。

病院事業局としては、医師確保を最も重要な課題の一つと位置づけ、あらゆる手段を活用して医師不足の解消に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それでは、再質問させていただきます。

まず、知事に思いやり予算について質問させていただきます。

アメリカは巨額の軍事費で経済の大きな負担になっていると言われています。日本がその駐留米軍への貢献度、他国と比べても非常にずば抜けていると言われています。

国防総省の「共同防衛に対する同盟国の貢献度」という報告で、受け入れ国の直接支援額の合計、その78%を日本が占めています。アメリカが居座り続ける理由の大きな一つになっています。その中でも、いわゆる思いやり予算は極めて異常で、今度の選挙でも思いやり予算に対する怒りはかなり出ていました。きょ

うの新聞にも「思いやり予算 米より国民に」という読者の声が載っています。

私は、沖縄に米軍基地を押しつけるその一つの大きな理由、思いやり予算があると思って、これまで毎回思いやり予算のことは角度を変えてやってきました。今回は、住宅について知事の見解をお尋ねします。

まず、グアムに日本の思いやり予算25億5000ドル、これで3520戸つくる。これを割ると、1戸当たり7500万円ということになります。沖縄でも3241棟つくる。これ、公室長は計画ないと言っていましたけれども、アメリカの「星条旗」という新聞で報道されたということで、8月5日付の県内紙に報道されました。

先ほど公室長が答弁したのは、これまで県内でつくったものの平米当たりを言っていましたね、県内でつくったもの。実は、これから米軍がどのようなものをつくろうとしているかということで、私、アメリカの米国防総省「統一施設基準」というのが2006年7月に出されています。これ、僕、公室に提供したつもりなんですけれどもね。（資料を掲示）

これは52ページにわたって、これから米軍住宅をつくるときはこんなふうにしなさいということで、極めて具体的に書かれているんです。間取りから大きさ。この間取りは、2等兵で125平米から准将で309平米、大佐クラスで234平米、風呂の数から、もう極めて細かく書かれています。

これについてつくったのがこれになります、この間取り。これは大佐クラス。これからつくるもの。7500万円かけてグアムにつくる。沖縄でも多分、これからはこういうものになると思います。お風呂が3つあります、234平米。

先ほど言った沖縄県民、同じ国の税金でつくる、国からの補助金を受けて県の予算でつくる県営住宅・浜川団地、今度計画しているものの資料を私もらいました。先ほど言っていましたね。それと比べてみるとどうなるか、79平米。一番大きいのですよ。4LDKの一番大きいのでこれです、これ。79ですから、今の54と台所18やって72になるから、大体これと同じもの。比べるとこんなになるんです、こんな。知事、お風呂は1つしかないんですよ。

こんなのがやられているということ、これは私たちの税金でやられている。これについて、本当に異常だと思うんですよ、異常。この異常をいつまでも許していいのか。

そして、沖縄には75%の米軍基地が押しつけられている。居座り続ける理由にもなっている。これについては、やっぱりやめて、苦しい県民のために予算を回

せと、私は言うべきだと思います。

これ、1戸当たり面積で3倍。値段では5倍です。知事、国にこういったものはもうやめて、国民のために回すべきだと国に要請すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに、今の間取りの大きさ、その他から見ると、私もウチナーンチュの平均からいくと、感覚からいくとちょっと異常に大きいという感じは受けます。

しかしながら、この思いやり予算にしても、それから米軍とのつき合い方といいますか関係にしても、すぐれてまずお国の方で、国会でよく議論をしていただく内容ではないかと思います。

ですから、ひとつぜひ、まずこういうものについて思いやり予算の是非を含めて、やっぱり国でやってもらうべきものではないかと考えておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 国の政策といって75%が沖縄に基地を押しつけられているという現実を踏まえて、居座り続けている理由がこれも大きな理由ですので、そこはぜひ踏まえて思いやり予算については見詰めていただきたいと。

そして公室長、思いやり予算の質問をやると毎回、一字一句同じ答弁、ちょっと改めた方がいいと思います。

次に、進みます。

知事、辺野古の基地建設について質問します。

この問題、私は非常に世界も、アメリカも、日本も、沖縄も大きく変わりつつあると、変わっているということをまず認識することが非常に大事だと思います。

まずアメリカですけれども、海外に米軍基地865、それから未公表を含めると1000カ所維持していると言われています。全兵力の3分の1、55万人を40カ国以上に派遣しています。この膨大な維持費、これにアメリカは財政負担で非常にきゅうきゅうしてきています。米国の軍事費は、この10年間で2倍。国家予算3兆1070億ドルの約22%、6750億ドル。22%軍事費が占めているんです。そのうち、海外での駐留費、戦費2721億ドルで軍事費の4割、国家予算の1割に海外費が占めています。このような状況の中で、アメリカの研究者からもこの海外駐留はやめるべきだという声が米国で広がっている。

著名な国際政治学者でカリフォルニア大学名誉教授、日本政策研究所のチャルマーズ・ジョンソン氏

は、膨大な軍事費でオバマ政権の経済危機対策や医療制度などの改革が台なしになる可能性がある」と述べて、「米国は、世界的規模の覇権を維持する能力がないし、もし維持しようとするれば破滅を招くだけだ」として「海外駐留米軍を抜本的に削減すること」を強調して、米軍の海外展開について「ほとんど経済的利益を生みださない膨大な投資を続ける理由がどこにあるか」というのが多くのエコノミスト、政治学者の一致した意見というふうに述べています。

このような中でオバマ政権が次年度の予算でF22戦闘機、ミサイル防衛など88億ドル（7920億円）の軍事費削減を表明したということは非常に注目されています。そして、オバマ政権の誕生の中で、ブッシュ時代の一国覇権主義、単独行動主義から多国間主義、国連中心主義にかじを切っています。

核兵器廃絶を世界に呼びかけて、国連の安保理でも核兵器廃絶決議を提案して採択されました。大きな変化です。

そして2点目は、世界で基地なくせという大きな闘いの広がり、実際にアメリカの基地がどんどん閉鎖されてきています。2003年にはプエルトリコのピエケス射撃場、56年間強制使用していたのが閉鎖されています。2009年、エクアドルで米軍基地が撤去されて返還。それからキルギスが米軍基地の空軍を閉鎖すると表明しています。2009年、チェコで——アメリカのMD防衛計画ですね——あれもチェコはやらないということになっています。

3点目が、日本での変化です。

新しい政権は、核密約の公表の調査命令を出しました。米軍再編見直しも公約に掲げました。そして、国内世論でも変化が出てきています。この「米中二極化

「日本外交」のとりべき道」という最新の文藝春秋の中での寺島実郎氏、御存じですね、日本総合研究所の会長。この方が戦後60年以上も米軍基地を抱える日本の現状は「異常」で、「独立国に外国の軍隊が駐留を続けていることは、不自然だ。」という常識を「一刻も早く取り戻すべきなのです。ましてや、日本は米軍駐留コストの7割を負担している。こんな例は世界にない」と指摘しています。

国内でこういう声が広がっている。じゃ、沖縄はどうか。沖縄は皆さんもうよく御存じだと思いますけれども、衆議院選挙で辺野古推進をやってきた議員はゼロになりました。これについて知事、知事を支えてきた自民党県連の会長は、この結果について、政権交代の風に米軍普天間基地の県内移設に反対する声が含まさって圧倒的な力になったと、こういう評価やっ

るんです。そういう意味では、県民の世論というのは普天間基地返還というのが圧倒的な力だというのは自民党も認めています。

そういう世界、日本、沖縄の流れの中で、知事が普天間基地の移設に固執し続けているように、これは極めて奇異にしか私には映ってないんですけれども、知事、世界の流れを見て、ぜひそういう立場で、態度をやっぱり基地をなくすべきだという態度に変換すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の渡久地先生のお話は、筋はなかなかよく通っていると思います。頭の中に入りやすい、世界的な変化だと思いますし、私どもがいろいろ漏れ聞いているアメリカの事情、国防予算、それで今の寺島さんの話だとかいろいろ総合すると、一つのストーリーはまさにおっしゃるようなストーリーになると思います。ですから、今度できた鳩山政権もそういう流れの中の一つだと私も思います。

そういうことで、今の普天間基地のいずれにしても早期の返還、危険性の除去という点では全く私は皆さんと同じ考えだと思うんですが、これが実際、早期に、現実はどうやってこれを返還させるかというところから考えが分かれているわけですね。ですから私もこれは県外、それはいいに決まっていますよ。恐らく県外か県内かという世論調査をすれば、それは県外がいいだろうという人がまず大多数だと私は思いますよ。

これまでの長い、クリントンさんと亡くなった総理の橋龍さんの時代、そしてその後の大田昌秀先生が拒否した、それから稲嶺さんが当選して、またあのプランがまた変更されて、いろんなこの経緯から見ると、なかなか県外への形が出てこない。今度の鳩山さんが見直すと、あるいは「INDEX」だったか、沖縄ビジョンの中でこの普天間移設県外というお話が出ていますが、これが今の政権が本当にどこまで取り入れておやりになるのか、これはまずぜひ聞く時間は下さい。これがないと、今まで現にアセスメント、出してきた政府のこれが動いているわけで、私はそれに対して意見を言う今状況にあって、これは取り下げられていないんですよ。

そういう事情から見ると、政府のマニフェストと実際の動きはまだきっちとした統一された形になってないというところから見ると、私が今ああだ、今こうだという変化させるというのはなかなかとりにくいと自分は思っています。

ただ、今、渡久地議員のおっしゃった状況というの

はかなりよく理解できます。というのが私の実感でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ありがとうございます。

知事、本当に筋を通すというのであれば、いわゆる辺野古移設推進を掲げたままで話をお聞きしますというのは筋が通りませんので、これはとりあえずおろして、これは廃棄しろとは言いません。まずはおろしてお聞きしましょうというのが筋じゃないですか、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 同じ答弁しかできませんが、まさに普天間基地の危険性を一日も早く除去するにはというところの考え方とおり、その問題意識までは私、先生と一緒にしたいと思います。そこから先のやり方のところでまだ違うなと思っております。

ですから、おろせということについては、政府からの政策変更のきちとした内容の説明を受けない限り、なかなかこれはおろしにくいと私は思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん こんにちは。

社民・護憲の仲村未央です。

先日、ここで最後に、当銘勝雄議員がもし私が知事だったらという言い方をされておりました。私も、当銘さんに対抗してというわけではもちろんありませんけれども、もし私が知事ならばということで、今の知事の置かれた状況を思うときに、本当に今の状況はいらいらするというか、はっきりしないこの状況の中で、一体自分に何を求めているんだというこのいらいら感が非常に募っていることだろうなというふうに感じております。

特に、選挙公約の3年以内の閉鎖、これが刻一刻とその3年の期限が迫る中で、私ならば沖縄県としてはもはや普天間の危険性の除去についてはこれ以上待てませんとまず政府に言います。しかも、今政権交代し、知事が望んだ政権でもない、そういう意味では何の義理もないというか、しがらみもない。そういう中においては、そもそも米軍への基地の提供は日本政府の責任であって、沖縄県の責任ではない。もしだれかが日米安保という国際条約を果たす責務は沖縄県民も含め、国民全体にあるということを言うならば、ここはいよいよきっぱり言った方がいいと思います。少なくとも沖縄県民は責任を果たしてきたと、だれよりもです。

戦後64年、復帰後37年、まるで人ごとのように沖縄を見て見ぬふりをしている国民に対して、私は知事として危険性の除去を最優先させるために、県民に3年で普天間の基地機能を停止させ、閉鎖状態を実現すると選挙で約束をした。就任から3年を迎える12月10日以降は1機たりともヘリを飛ばさないでほしいと。その後、海兵隊がどのような戦略上の変更を迫られるかはわかりませんけれども、それは日本政府と国民の皆さんが広くよく考えて、安保の責任を果たしてください。例えば、自衛隊基地に一時移駐するというふういったのも有力な案ではないかと思えます。

知事の公約した普天間の危険性の一日も早い除去は、まさしく民間地上空をヘリが飛ばないことを指します。なぜなら、世界一危険な普天間基地は民間地上空を飛ばない限り使用できないという致命的な欠陥基地であり、知事の公約はまさしく3年でその欠陥基地を使用しない状態を実現するというものであって、移設先の決定、移設作業の完了を待ってからなどという悠長なことをしていられないから、3年という年限をわざわざ区切った公約であり、その当選であったと私は考えております。

これは、後ほど会派の代表質問との関連の中で質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

政府の振興計画が沖縄県のいわゆる最上位の総合計画であるこの現状、知事が原案を出していわゆる県案という形で作成をし、それを沖縄振興開発審議会が議論をして首相が決定をする、こういった手続になっております。

前回、平成14年、2002年の新振計の策定時には沖縄からの主体的な意思として県議会が6項目の決議をしております。地位協定の改正、海兵隊の海外移転など沖縄県が自立に向けた、特に発展のために重要ととらえた事項を振計の県案に盛り込むこと、こういったことを与野党超えた全会一致の決議で要求をした。にもかかわらず、県案策定の段階で国との調整を迫られ、結果として文言を修正する。県案にすら県議会の決議は盛り込まれなかった。そういった経過を踏まえれば、主体的な立場で国の顔色をうかがわず、沖縄の将来像を描きたいというのは県民の悲願でありまして、その意義を大きく感じる一人でもあります。

ただし、このビジョンいわゆる県の総合計画は市町村と違い根拠法がありません。それゆえに、21世紀ビジョンの性格がまだわかりにくい、共通認識を持ちにくいという思いがしております。

そこでお尋ねをいたします。

1 番、21世紀ビジョンについて。

(1)、ビジョン策定の法的根拠、財源の裏づけをどのように検討されていますか。

(2)、ビジョンは「沖縄の将来像の実現を図る県民一体となった取り組み」、「これからの県政運営の基本的な指針となる」とされ、基本理念、将来像など具体的に盛り込まれていますが、知事の選挙公約との関係をどのように整理しておりますか。

(3)、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法の立法趣旨には、沖縄振興に対する政府の責任が明確であります。21世紀ビジョンの実現に向けては、政府の責任を求めるのか、求めないのかお尋ねをいたします。

(4)、ビジョンは「戦前からの後進性、零細性、従属性の基本的課題を未だ払拭し得ていない」とし、新しい時代に対応する社会システムの構築、産業経済構造の変革などへの取り組みを促しています。復帰特別措置、全国最高の高率補助、その上、振興予算の一括計上方式によって支えられてきた沖縄振興の仕組み、枠組みからの転換を目指すものかお尋ねをいたします。

2 点目、国と地方の協議機関について伺います。

(1)、その必要性について認識を伺います。

(2)、首相を除く全閣僚と沖縄県知事で構成する「沖縄政策協議会」は自然消滅したのでしょうか。

(3)、沖縄振興計画の終了、大規模な基地返還、21世紀ビジョンの実現に向け、政府との協議機関を特別に設ける必要はないか伺います。

3 点目、全国エイサー大会について伺います。

(1)、先月、9 月の13日、14日に行われました沖縄全島エイサーまつり、知事が参観をされた。そのときに、本当に多くの関係者の皆さんが喜んでいらっしゃいました。ありがとうございました。その中で、ぜひ知事の率直な全島エイサーまつりをごらんになった、そしてその前段に行われました新宿エイサーまつりにも行かれたということを聞いております。感想を聞かせてください。

(2)点目、全国エイサー大会の意義、開催に向けた課題、今後のスケジュールを伺います。

(3)点目、「エイサーのまち」を宣言している沖縄市との連携・協力についてどのように考えているか伺います。

(4)点目は、多くの議員からありましたので、これは取り下げをいたします。

それから、先ほど申し上げました会派の代表質問との関連についてであります。3 年めどの閉鎖状態、いろんな言われ方をしましたが、公約の3 年による期

限つきの閉鎖を公約をしたことに対して、関連してお尋ねをいたします。

(1)番、新政権は沖縄の基地問題に対しまして、特に普天間のありように対して、年内には方向性を出したいとっております。本日は、第1 回目となる関係閣僚の協議会も非公式ではありますが、開かれるというふうに聞いております。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

まず、御自身の公約であるこの3 年のタイムリミットが目前に来ている状況への理解を強く求め、普天間の移設問題の決着とは別にまずは普天間を閉鎖状態にしてくれと、政府に求める気があるかどうかお尋ねをいたします。

以上、壇上から再質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの仲村未央さんの質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0 時2 分休憩

午後1 時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の仲村未央さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村未央議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1 に、国と地方の協議機関についてという御質問にお答えいたします。

県といたしましては、国と地方が協議をする場を設けることで、両者の協働により諸施策が円滑に機能し効果を発揮することから、国と地方の協議機関につきましては必要と考えております。

次に、全国エイサー大会についての御質問で、新宿エイサーまつり、沖縄全島エイサーまつりに出席した感想はどうかという御質問にお答えいたします。

ことし8 回目を迎えた新宿エイサーまつりでは、関東を中心としました20団体のエイサーチームの演舞が披露されました。沿道を埋め尽くす観客が訪れ、大きな盛り上がりを見せております。沖縄エイサーの人気を実感したところでございます。

また、沖縄全島エイサーまつりでは、エイサーの盛んな市内の青年会を中心に、勇壮で華麗な演舞が披露され、本場のエイサーの魅力と踊り手の熱意を間近で感じることができました。

私は、エイサーが沖縄の魅力を国内外に伝える重要

な文化であるとともに、すぐれた観光資源でもあると再認識をした次第でございます。

次に、会派代表質問との関連でということでの御質問ですが、3年めどの閉鎖状態の政府への要求、要請いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまで9回開催されております移設措置協議会におきまして、3年めどの閉鎖状態の実現を毎回求めてきたところでございます。また、外務大臣、そして防衛大臣や衆参両院の委員会等に対しましても、同様に要請をしてきたところであります。

私としましては、今後とも、政府と率直な意見交換を重ね、3年めどの閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 21世紀ビジョンについての御質問の中で、ビジョン策定の法的根拠と財源の裏づけについてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンは、法令等に基づくものではなく、沖縄県が任意に策定する基本構想であり、県民が描く将来像の実現に向けた取り組みの基本方向までを整理することとしております。

具体的な財源の裏づけについては、ビジョンの実現に向け、新たな基本計画や実施計画等を策定する際に検討してまいりたいと考えております。

次に、ビジョンと知事の選挙公約との関係についてお答えいたします。

ビジョンにおいては、県民意見を集約して、5つの目指すべき将来像を取りまとめるとともに、取り組みの基本方向を整理しております。

県民が望む5つの将来像は、知事公約で求める沖縄の将来像と重なるものであり、また具体的な施策は、今後ビジョンに基づく新たな基本計画に至るものでありますけれども、ビジョンの基本方向では、現時点で、知事公約の「地域特性を活かした地場産業の振興と新たな産業の創出」、「国際ハブ空港化と交通網の拡充整備」、「離島、過疎地域の活性化」、「国際化及び平和に向けた沖縄独自の取り組み」、「環境負荷の少ない循環型社会の構築」なども盛り込まれており、県民の描く将来像とおおむね重なるものと考えております。

次に、21世紀ビジョンの実現に向け、政府の責任を求めるか否かについてお答えいたします。

ビジョンで描く沖縄の将来像の実現に向けては、離

島県ゆえの高コスト構造や市場規模の狭隘性等の不利性を克服し、沖縄の優位性を最大限発揮するためのさまざまな施策の展開や制度の導入等が必要であります。

また、離島の振興や駐留軍用地跡地の利用対策など、さらに国の責務により推進すべき重点課題もあり、国の支援・協力は今後も必要と認識しております。

次に、ビジョンは沖縄振興の仕組み、枠組みからの転換を目指すものかについてお答えいたします。

現在、ビジョンの策定と並行して沖縄振興計画等の総点検を実施しているところであります。

ビジョンの策定後は、総点検結果を踏まえつつ、残された課題の解決策やビジョンの実現方策、今後の沖縄振興に必要な枠組み等について総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、国と地方の協議機関についての御質問の中で、沖縄政策協議会及び政府との特別な協議機関の設置について一括してお答えいたします。

沖縄政策協議会は、「沖縄問題についての内閣総理大臣談話」を受け、平成8年9月の閣議決定に基づき、沖縄に関する基本政策に関し協議することを目的に設置されております。

同協議会は、これまで26回開催されており、「沖縄振興計画」や「沖縄振興特別措置法」等、本県に係る重要政策を中心に協議されてきております。

県としては、現在策定中の沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて、そのための基本計画の策定や、それらを踏まえた制度の実現等について、国との協議の場を活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 全国エイサー大会について、全国エイサー大会の意義、課題等についての御質問にお答えします。

県では、国内外に広がりを見せる沖縄のエイサーは、世界に誇れる魅力ある観光資源であると認識しております。

沖縄で全国大会を開催することで、県内外で活躍する団体が一堂に集まり、エイサーの発祥の地沖縄を国内のみならず海外にアピールし、観光振興に大きく寄与するものと考えております。

今後、各地の青年会を初め、県人会、県内外のエイサー団体などの協力を仰ぎながら、開催時期、開催規模など、具体的な検討を進めてまいります。

同じく全国エイサー大会の中で、沖縄市との連携・協力についての御質問にお答えします。

沖縄市は平成19年6月に「エイサーのまち」宣言を行っており、県内でもエイサーの盛んな地域であると認識しております。

全国エイサー大会の開催に当たっては、沖縄市を初めとする県内各自治体の協力をいただきながら、県民一体となった取り組みにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、再質問いたします。

3年の閉鎖状態という公約についてお尋ねをいたしますが、まず、先ほど知事は9回にわたって政府に申し上げてきたというふうに御答弁をされていましたが、先日防衛大臣がいらっしゃったときには、3年の公約までの期限があと2カ月しかない、このような状況について具体的に公約の実現に向けて協力を要請し、新政権の中での緊急な議題として取り上げるよう申し入れをされたのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そのときは、詳しくはやっていません。何といえますか、県内移設に当たって、特に3年めどの閉鎖状態を実現するということと、取り組んでもらいたいということとですね、それから今の辺野古のV字案、環境によく配慮して、地元の意見も聞いて、海側へもう少し可能な限り出してくれというこういう大きな条件が2つついていますよという話はさせていただきました。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 具体的に御自分の公約の期限が近づいているこの状況の中で、北澤大臣に言わなかったというのはなぜでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 言わなかったではなくて、今申し上げた程度は申し上げました。

大臣の方では、今度は広くいろんな方の意見を聞いていきたいということでしたし、そんなにたくさんの時間をきちっと県内の基地問題のために使う時間を余り持っておられないような感がございました。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 時間がなくことや、その普天間をどこに移設するかというのは、先ほど私冒頭でも申し上げましたがこれは政府の問題ですね。私は、知事の公約との関連で聞いております。相手に時間があるからとかないとかではなくて、もうまさにこのタイミン

グで御自身の公約のタイムリミットが迫る中で最優先にこのことを新政権の中で、閉鎖状態をつくってくれということを強く申し入れる。そしてきょうはまさにその関係閣僚による第1回の会合が開かれているわけですから、そこで具体的な議題にさせる。これは知事として当然の要求ではないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 恐縮ですが、大臣といえどもどこまで沖縄の中身を勉強してこられたか、物事にはステップがあると思うんですよ。ですから、議員の御意見としてはうかがっておきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん この3年の閉鎖状態は私が言ったのではありません。知事が御自身の選挙公約の中で、普天間基地については危険性除去を最優先にしますと、もうまさに最優先の課題としてしますとこんなに大きな字で県民に対して主張をされたわけですね。これは国の都合でも何でもありません。国がそう言ったんじゃないんですよ。知事が3年以内に閉鎖をさせる、この閉鎖というのはまさに移設先を待っているのは今の普天間の危険の除去はなされない。移設完了などを言っていたら、あと10年も20年も今の状態が放置される。これについては、知事として絶対に容認できないという姿勢で3年というものを具体的に公約として上げたんじゃないでしょうか。知事にとってのその公約の重みというのは何なんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 重みというのは何でしょうかという御質問にはお答えしにくいんですが、ただ危険な普天間の代替施設を幾つか条件をつけてありますが、名護の辺野古に移設すると。そしてこの条件さえちゃんと整えば、私はそれは賛成だと。しかし、その間、完成するまで移設するまでの間、今の普天間が今のような運用状態でフルに運用してはおかしいんじゃないでしょうか。そうすると、そこが完成するまでの間といえどもその運用を極力低減するというようなことは必要ですよということを申し上げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事の公約にはですね、3年以内の普天間の閉鎖状態、すなわち最優先で解決すべき普天間の危険の除去というのは、辺野古の移設問題とはセットになっておりません。セットにしているのは国の方ですよ。私は、知事の主張として聞いているんです。知事は、基地整理縮小は県民の悲願、とにかく普天間飛行場の危険性除去の早期実現が最優先ですと

いうふうに公約で言ってきた。だから、3年以内の閉鎖というのは、普天間の移設先がどこであろうといつになろうと、3年というそのタイムリミットをもって県民に対して閉鎖状態を約束したいというのは知事の考えですね。それをこの新政権の変わり目に、このタイミングで強く言って、そして今の政権の中で具体的に関係者会議でもいいです、あるいは先ほどの政策協議会もまだあるという認識であれば、なぜそういった機関を通じて早急にそれを3年以内の閉鎖状態をつくるようにもっと強く主張しないんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） どうもおっしゃっている意味がよくわからないんですが、ですから、これは移設するまでの間で、普天間の運用がそのままというのは非常に危険であるから、運用を極力下げなさいというようなことを要求して実現していくというのが私の公約ですよ。ですから、移設するまでの間で、このまま運用されては危険ですよ。その直前に沖国大にもヘリも落ちているし、そういうことを私は申し上げて、もっともっと今の新政権に訴えろという点では議会も始まっておりますし、無論、早目早目にそれはやっていくつもりですよ。ただ、御満足じゃないかもしれませんが、それは。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん これは当然、大臣が来たならばどんな機会でもつかまえて、みずからの公約を達成させるためにその要求を具体的にやるというのはこれは最低限、あらゆるその方策のまず第一歩になろうかと思えます。そうでなければ、政府をすっ飛ばしてその3年めどの閉鎖状態をつくるために直接交渉するというわけにはいかないわけですよ。ですので、これは具体的に議題に上げさせるということをまずは政権に対して要求すべきではないかということを聞いております。

あわせて、また新政権は沖縄の過重負担を解消したいというこういう意思も持っております。そういう意味では、在沖基地の整理縮小の工程表を作成するようにこういった具体的なことを要求したらいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） まず、3年めどの危険性の除去につきましては、先ほど知事からもございましたけれども、知事がメンバーであります移設措置協議会の下に、実は危険性除去のためのワーキングチームというのが置かれています。

去る8月には、第4回目の会合をいたしまして、そ

こで幾つか具体的に何々をやりましたということと、あわせて来年の1月からは航跡調査——これは地元の強い希望がございましてそういう3カ月をかけて——もやるということで着々と取り組んでおります。また県からは、訓練の移転についても検討していただくようにということで、国と県、それぞれに取り組みを加速していくということであります。

また一方では、今新政権のもとでこれからどういう枠組みがつくられるのか、今普天間基地の県外あるいは県内移設の大枠の議論がされておりますけれども、その前提ではワーキングチームといいますか、危険性の除去についても議論の場、今までは移設措置協議会でしたけれども、これからどうなるか、きょうの報道でもありますけれども、まだはつきりしません、これが続くのかどうかですね。今ある移設措置協議会のもとにあるワーキングチームもどうなるかわかりませんが、いずれにしてもそういうことについて、そういう政府の決定が出れば、どういう枠組みをつくっていくかというような決定が出れば、即時県としても対応していきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 決定が出ればということをおっしゃっていますが、私が言っているのは、こちらの方から議題に上げてくれと言うべきではないかと言っているんですよ。ワーキングチームの段取りを待っていて、知事が就任3年を迎える12月の10日までに、そのワーキングチームが3年めどの閉鎖状態の結論を出すんですか、間に合うんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 3年めどということと、実際の明確な期限はいつまでかということにつきましては、3年でめどをつけると、目星をつけるということでありまして、これは相手があるということで明確にいついつまでというのはなかなか言えないわけではありますが、これも先ほど触れましたけれども、既に決定はしていると、これをやると決定はしているけれども、実施するのは来年からというものもあるわけですよ。それについて、特に期限設定云々ではなかなか難しいなど。一方で、何をやるかということについて、当然我々もこのワーキングチームの中で、県としてこういうことをやってほしいとか議題に上げてほしいということは言っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 相手があることは、これは知事選の公約設定時から相手はあるんですよ。それはその状況でわかっていて3年という公約を出したのは日本政

府じゃなくて仲井眞知事ですな。

そうであれば、その3年のめどをとにかく国に対して要求をする、実現させる、そしてそれをなし得るためには、もともと3年というタイムリミットを知事が切った以上、これは移設先の決定や移設完了を待っている間に合いませんよというサインですよ、明確な。どこに持っていこうと、どういう移設作業をしていようと、その途中であろうと3年で物事をダウンさせなさい、閉鎖をさせなさい、こんな欠陥基地はここに置かないでくださいということを県民に表明したからには、相手があるからどうのこうの——これは国の仕事です、知事が直接相手を探してくることでない。ですので、そのことを明確に新政権に対して議題に上げるように、まず3年めどの閉鎖状態をつくってくれということを言うこと。それから、基地の整理縮小を新政権が言うのであれば、負担軽減を言うのであれば、その具体的な工程表を示してくださいということを要求すること、これを直接この間の大臣に言わなかったかということをお聞きしました。そして、これから言う気はないかということをおもう一度確認いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） それは、無論当然のこととしてお願いをし、要求をしてまいる内容だと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ぜひあわせて地位協定の改定についても、これも相手があることですから、少なくともいつまでには日米交渉のテーブルに乗せるというタイムリミットを知事の方から具体的に政府に求めているかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 地位協定の改定につきましては、渉外知事会と連携しまして、11月に知事訪米されますけれども、そのときの要請の中でも、二、三年のうちにというような期限を決めて我々は要請しておりますので、今回新政権がそれに積極的な政策を打ち出すということになれば、当然我々としてはこれまで以上に強力な要請活動等含めてやっていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 当然のことを私は聞いているつもりです。というのも、今私が申し上げた3年公約、それから地位協定、この整理縮小、いずれも知事の公約の中に明快にそれを求めていくと書いてあるわけですから、何も相手に議題に上げさせることをこんなにや

りとりの中で、上げる、上げないということが言いにくいものなのかというのは非常に不可解な感じがいたします。ただ、ぜひ上げていただきたいですし、そして先ほど政策協議会もまだあるという認識で答弁を聞きましたが、そのとおりでよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 沖縄政策協議会につきましては、これは閣議決定に基づくものでありまして、現時点において廃止の閣議決定もなされておりません。今後も本県に係る重要政策を含む協議がなされるものというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん その再開もぜひ仲井眞知事に求めていると思うんですが、議題になるべきことは山ほどあると思いますがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今おっしゃる政策協議会の方は、たしか私も一度も出たことがない、普天間移設の協議会は何回か出たわけですよ。ですから、おっしゃったようにこの協議会は事実上開かれてないものですから、ただ総理を除くたしか全閣僚がそろっていると思うんで、もし新しい政権に法令をどうされるのか開ける可能性があるとするれば、きちっと活用していきたいなと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから、沖振法の延長ですが、これは求めますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現時点で総点検作業をしております。この中で、なお国としてやっぱりやるべき責務がまだ残っているというふうに今考えております。

そういうふうな意味合いにおいて、新たな法律等々の検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事、沖振法の延長は知事の公約でもありますね。これは、求めるということによろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 公約の中に入っているのは、今再確認させていただきました。

ただ、沖振法を現状といいますか、10年前とこれから2年後の時期に沖縄の中身もインフラも内容も大分変わってきております。そして、ほとんど40年やってきてこれから先ですね、私は今の段階でこれを進め延長した方がいいとは思いますが、内容についてはかな

り——これは議会の先生方とも議論と御了解が要るかとは思いますが——重点の置き方は大分変える必要があるのではないかと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 沖振法の延長も知事の公約にはしっかりと書かれております。先ほどの3年の閉鎖状態も沖振法の延長も、知事は公約として覚えていらっしゃると思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 覚えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 公約をしっかりと達成をすることは政治家にとって当然であります。知事の今の3年めどの実現に向けてのその公約達成の見込み、その実現に向けた今の状況について再度お尋ねして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 3年めどの閉鎖状態の実現については先ほどから申し上げていますように、機会あるごとにいろいろ話はしております。それでワーキンググループもつくって、実務的な面からのアプローチもしていますが、今のところまだ両政府からきちとした形で私が満足いくような中身の回答はもらっておりません。ですから、まだちょっと実務面がありますから、これを今勉強している状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネット、議席18番・仲宗根悟であります。

9月定例会において、通告に従いまして行政一般について質問を行いたいと思います。

さて、8月30日の総選挙、代表質問なり、そして昨日・きょうも含めてですが、いろんな議員の方々からる説明あるいは思いを述べていただきましたが、私も最近、変化、この変化という言葉に非常に過敏といましようか、異常なほど反応をしておりますけれども、実は8月30日の翌週になります。村の陸上競技大会、そしてまた翌週には近くの小学校の運動会というのがございまして、見学に行きました。そこで過剰反応というんでしょうか、小学校の運動会、まさに子供たちの演技、そして競技にはまさに毎年のごとくいやされて、また私も少なからず元気をもらってくるわけですが、私が見ていた範囲内で上昇チームでありました白組がことし負けました。赤組がことしは初めて勝ったのではないのかなという思いがいたしま

して、小学校1年生から6年生までの皆さん頑張っただけでしたが、ここにも変化があらわれたのかなと、そういう飛躍的に考える私の方も少し不純なのかなと思ったりもします。

そして願わくば、台風が近づいておりますけれども、企業局長、ぜひこの台風、被害がなくて雨をもたらすような大きな恵みの雨になるように、またニンゲンしながら、長話は時間の妨げデビル。

具体的な質問に入りたいと思います。

まず最初に、財政健全化の施策についてお聞きをいたします。

本県は、これまで年々歳々、行政改革大綱を策定をいたしまして事務事業の見直しを初めとして組織・機構の簡素合理化、そして給与等の適正化、公社等の統廃合の実施による行政改革に取り組まれてきておりますけれども、この「沖縄県行財政改革プラン」のまず進捗状況についてをお聞きをしたいというふうに思います。

まず、その成果、効果についてはどうなのでしょうかということです。

補助金等の削減による影響はどうか、まずお伺いしたいというふうに思っています。

今後の取り組みについて、どうぞお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、産業振興と雇用対策に関してでありますけれども、自立型経済の構築に向けて、県は沖縄振興計画である観光振興計画、そして情報通信産業振興計画、農林水産業振興計画等多岐にわたる分野別計画を策定して、その達成に向けてさまざまな施策を展開しておりますが、今回、次の3点についてまずお伺いをさせていただきます。

まず、基本的な考え方、その施策の展開についてお聞きをいたします。

(2)番目の、情報関連集積事業についてです。

その施策についてお伺いします。

そして、人材育成についての施策の展開はどうかお伺いをいたします。

主な取り組みについてをまず御紹介したいというふうに思っています。

(3)番目に、農林水産業の担い手の育成に関してです。

施策についてまず伺わせてください。

そして問題点、課題点はどうか伺います。

今後の展開、取り組みについてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

(4)、観光産業についてであります。質の高い観

光・リゾート地の形成の達成とその施策の展開についてはどうか。

イ、観光振興地域の施設整備の主な取り組み状況についてはどうなのかお聞かせいただきたいと思います。

ウ、そして民泊の施策についてをまず伺いたいと思います。

3番目に、環境行政に関してでありますけれども、読谷村内の産業廃棄物処理業者の改善措置の状況についてですが、掘り起こし検査をまず行っておりますけれども、その結果、判明したことは何か伺います。

(2)、県内産廃事業者への監視・監督の姿勢についてでありますけれども、今回の読谷村の事例は、住民立ち入りによって有害物質が検出されたのが明らかにされまして、そのことを受けての原因究明で改善命令、その行政処分に至ったわけですが、県内の不適正物の混入によるガスの発生ですとか土壌の汚染、地下水汚染が非常に私は懸念されますけれども、その県の監視・監督の取り組みについてどうなっていますか、お尋ねをしたいと思います。

4番目に、警察行政に関してであります。伺います。

まず(1)、防犯対策についてです。

ア、刑法犯の発生状況についてお聞かせください。

イ、高齢者の窃盗について。

ウ、社会的なその背景との関係をどのように見ているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

エ、犯罪の低年齢化についてはどういうことになっていますか。

オ、それと、これからの防止策はどのように取り組まれるのか伺わせていただきたいと思います。

(2)番、米軍人・軍属との交通事故についてですが、その発生状況。

そして、双方の補償についてはどんなあんばいなのかお聞かせください。

5番目に、教育行政に関して伺います。

まず(1)、学力向上対策についてです。

ア、秋田県との人事交流での取り組み状況について伺います。

イ、今後の施策の展開について伺わせてください。

(2)、2009沖縄伝統空手道世界大会について。

ア、大会の状況、運営について伺います。

6番目の我が会派の代表質問との関連についてですが、照屋大河議員の公務員犯罪についての質問に関連いたしまして、職員による不祥事の発覚における事案について、議会本会議での説明あるいは謝罪が私はあ

るべきだと思うんですが、これまでになされていないのはなぜなのかお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、財政健全化の施策に関しまして、行財政改革プランの効果と今後の取り組みについてという御趣旨の御質問ですが、1の(1)のアとウが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

平成18年度から実施しております現行の行財政改革プラン期間中の財政効果は、当初の目標318億円を上回り451億円が見込まれるなど、おおむね計画どおりに進捗いたしております。しかしながら、この間、県の行財政を取り巻く環境は変化をいたしており、加えて財政の中期見通しでは約1260億円の収支不足が見込まれ、県財政の見直しにより県民へのサービスの提供に支障を来すことが懸念されます。このため、現行プランの目標達成に全力を尽くしますとともに、新たな飛躍に向けての基礎となります行財政基盤の確立を目指す新たなプランを策定をし、さらなる行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産業振興と雇用に係る御質問の中で、情報関連産業の施策、人材育成及び主な取り組みについてという御趣旨の御質問ですが、やはりア、イ、ウが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

沖縄県の情報通信関連産業が重点産業として県経済を牽引していくためには、付加価値の高い高度な業務へと移行、そして発展していくことが重要でございます。このため、第3次沖縄県情報通信産業振興計画に基づき人材育成事業や通信コスト低減化の支援を行いますとともに、情報通信産業集積拠点の整備、国際情報通信ハブの形成となりますG I Xの整備などの施策を推進しているところでございます。

このうち、人材育成につきましては、プロジェクトマネージャーやブリッジS Eなど高度なI T人材を育成する情報産業核人材育成支援事業などを実施いたしております。また、主な取り組みといたしましては、平成20年度よりI T津梁パークの整備を進めており、今後、ソフトウェア開発やB P Oを初め付加価値の高い業務を行う企業の誘致を促進し雇用を創出してまいりたいと考えております。

次に、同じく産業振興と雇用対策に係る御質問の中で、農林水産業の担い手の育成についてという御趣旨

の御質問ですが、ア、イ、ウが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

沖縄県の農林水産業の担い手は、近年、高齢化の進行と後継者不足等により減少いたしております。

担い手の育成を図る上では所得の向上、農地の確保、技術の習得、資金の確保などの課題があります。このため、県としましては、第１に、農業大学校における実践的な教育、そして第２に、新規就農相談センターなどでの就農相談、第３に、他産業従事者等を対象としました研修の実施、第４に、市町村、農業委員会等によります農地のあっせん、第５に、就農支援資金及び漁業経営開始資金などの貸し付けなどなどを実施しているところでございます。

さらに市町村、関係機関等と連携をして、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウス栽培などの支援によりまして担い手の育成確保に取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 財政健全化の施策についての質問のうち、補助金等の削減による影響についてお答えいたします。

県単補助金につきましては、行財政改革プランの期間中、行政として対応する必要性の是非や経費負担のあり方等の観点から見直しを行い、廃止や終期を設定してまいりました。その結果、約19億円が節減される見込みであります。

次に、我が会派の代表質問との関連の中で、職員の不祥事に係る説明、謝罪等についてにお答えいたします。

県職員や教職員、県関係団体職員等による不祥事が続けて発生していることについては、まことに遺憾であります。

職員の不祥事が生じた際は、知事を初め部局長等から記者会見等を通じて県民に説明してきたところであります。また、本会議で不祥事に関する質問があった場合、謝罪するとともに詳細に説明してまいりました。

今後とも不祥事を防止し、県民の県政に対する信頼確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 産業振興と雇用対策

に関しての御質問の中で、産業振興と雇用対策に関する基本的な考え方、施策の展開についての御質問にお答えします。

本県の産業振興については、活力ある民間主導の自立型経済の構築を図る必要があると考えております。このため、県としましては、観光産業及び情報通信関連産業というリーディング産業に加え、特別自由貿易地域等を活用した企業立地の促進、健康食品産業や泡盛産業など、いわゆるオキナワ型産業の戦略的展開やベンチャー企業の育成を図るとともに、文化・コンテンツのビジネス活用による新産業の創出にも取り組んでまいります。また、中小企業の振興については、経営基盤の強化や資金調達の円滑化などに取り組んでおります。

一方、雇用対策につきましては、就職支援、職業訓練の強化、ミスマッチの解消、キャリア教育の推進などを施策の基本方向として掲げ、関係機関と連携してこれまでさまざまな雇用対策を実施しております。

今後とも、本県の完全失業率の全国平均並みに向け、産業振興施策と一体となった雇用対策に取り組んでまいります。

同じく産業振興と雇用対策について、質の高い観光・リゾート地の形成の達成と施策の展開についての御質問にお答えします。

沖縄県では、国際的な海洋性リゾート地及び国民の総合的な保養の場、コンベンション拠点の形成を目指し施策を展開しているところであります。

質の高い宿泊施設や観光拠点の集積が進んでいること、沖縄観光の魅力が観光客に高く評価されていること、コンベンション開催などの件数が増加していることなどから一定の成果があらわれているものと認識しておりますが、外国人観光客数が少ないことなどの課題もあります。

今後も質の高い観光・リゾート地の形成の実現に向けて、高度な観光人材育成や地域資源を生かした観光地づくり、空港・港湾などの基盤インフラの整備などに取り組むほか、外国人観光客やMICE、リゾートウエディングなど付加価値の高い旅行の誘致促進に向けて戦略的なプロモーションを展開してまいります。

同じく産業振興と雇用対策に関して、観光振興地域の主な施設整備についての御質問にお答えします。

県では、観光振興地域に指定された17地域を観光関連施設の整備を特に促進する地域として、宿泊施設、スポーツ・レクリエーション施設などの集積を図っております。

主な事例として、プセナ地域において宿泊施設、ゴ

ルフ場、コンベンション施設等が整備されております。読谷ニライ・カナイリゾート地域では、人工ビーチ、文化紹介体験施設、販売施設等が整備されております。北谷西海岸地域では宿泊施設、販売施設、人工ビーチ、映画館、劇場等の集積が進んでおります。また、エアウェイリゾート豊見城地域では、ゴルフ場、豊崎総合公園、道の駅豊崎などが整備されております。

県としましては、引き続き観光振興地域制度を活用して、観光関連施設の集積促進を図ってまいりたいと考えております。

同じく産業振興と雇用対策に関して、民泊の施策についてとの御質問にお答えします。

家族の一員として民家に宿泊し農業体験等を行う民泊は、沖縄独特の自然や文化に触れる異文化体験、地域交流による感動体験ができるとして教育的効果が認められ評価されているところです。

沖縄県では、県外での修学旅行説明会で民泊を紹介するとともに、県内の受け入れ団体との意見交換を行っているところであります。また、修学旅行生の安全性を確保する観点からガイドラインの策定が必要と考えており、受け入れ地域、関係団体及び関係部局と連携を図り、策定に向けた取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についてお答えいたします。掘り起こし改善措置の状況についてお答えいたします。

当該事業者は改善命令に従い、約6750トンの埋立物を掘り起こし、管理型品目である木くず等、約62トン除去しております。また、分別後の木くず等の残存状況については、県が組成分析を行い適正に分別されていることを確認しております。

なお、除去した木くず等は許可業者に委託することにより適正に処理されております。

次に、県内産廃業者への監視・監督の取り組みについてお答えいたします。

県は、毎年度「廃棄物処理施設等立入検査等実施計画」に基づき定期的な立入検査を行うとともに、最終処分場については、「最終処分場等総点検実施要領」により重点的に監視・指導を行っております。

また、立入検査等の結果、違法行為が確認された場合には、「沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領」に基づいて指示書・警告書による行政指導、さらには改善

命令や措置命令、もしくは許可取り消しなどの行政処分を行っております。

県としましては、引き続きこれらの計画・要領に基づき監視・指導を行っていくとともに、先進県の事例も参考にしながら監視のあり方を改善していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 刑法犯の発生状況、高齢者の窃盗と社会的背景、犯罪の低年齢化及び犯罪の防止策についてお答えいたします。

まず、刑法犯の発生状況についてお答えいたします。

県内における刑法犯認知件数は、平成14年の2万5641件をピークに、平成15年から6年連続で減少し、平成20年は1万5353件で過去最高を記録した平成14年と比較しますと1万288件、40.1%の減少となっております。また、平成21年8月末現在では9344件で、前年同期に比べ828件、8.1%の減少となっております。

次に、高齢者の窃盗と社会的な背景との関係についてお答えいたします。

本年8月末現在における65歳以上の高齢者の窃盗での検挙人員は164人であり、前年同期に比べますと15人、10.1%増加しております。

高齢者による窃盗の検挙人員を5年前と比較しますと約1.5倍に増加しております。窃盗の全検挙人員に占める高齢者の割合で見ますと、本年8月末現在は11.7%であり、前年同期の11.3%に比べますと0.4ポイントの微増となっております。罪種別では万引きで検挙された人員が最も多く134人、81.7%となっております。

万引きで検挙された高齢者の原因・動機を調べてみますと、明確な目的もなく対象物自体欲しさから犯行に及んだものが95件、70.9%と最も多く、次に生活が困窮して犯行に及んだ者が23件、17.2%となっております。

高齢者の窃盗の増加等社会的な背景との関係については、その1つとして、高齢者人口の増加があるものと考えられますが、検挙された個々の高齢者の抱えている社会的状況等がさまざまであるため、一概にお答えすることは困難であるものと考えております。

次に、犯罪の低年齢化についてお答えいたします。

平成20年中、窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導された少年は1735人ありますが、これを学職別で見ますと、中学生の比率が全体の64%、小学生につい

ては全体の6.6%で、いずれも全国平均の約1.7倍とそれぞれ高い状況にあります。

さらに窃盗犯で見えますと、窃盗犯全体のうち中学生が占める割合は63.1%、小学生は7.2%であり、全国平均と比較すると中学生が22.7ポイント、小学生が3ポイントといずれも全国平均を上回っております。また、本年8月末現在、刑法犯で検挙・補導された少年は954人で、学職別で見ますと中学生の比率が全国平均の約1.5倍、小学生は全国平均の約1.3倍と、本県においては低年齢化の傾向が続いている状況にあります。

県警察におきましては、このような実態を踏まえ学校、関係機関などの了解を得た上で、各警察署管内の一定の中学校を指定し、非行集団の検挙・解体活動、少年の居場所づくり、立ち直り支援活動、保護者カウンセリング講座の開催等を一定期間集中的に行うスクールエリア対策を推進しているところであります。

県警察といたしましては、今後とも家庭、学校、地域、関係機関と連携し、少年の非行防止と規範意識の高揚を図ってまいり所存であります。

次に、犯罪の防止策についてお答えいたします。

県警察におきましては、今後とも各種犯罪の発生状況についての確に分析・検討を行い、これに基づく圏域活動やパトロール活動を強化するとともに、引き続き県、県民、事業所、学校、地域、各種ボランティア等の関係機関・団体と連携した「ちゅらさん運動」を積極的に推進し、各種犯罪の抑止を図ってまいりたいと考えております。

次に、米軍人・軍属等——これは軍人・軍属及びその家族を含みますけれども——の交通事故の発生状況についてお答えいたします。

平成20年中の米軍人・軍属等の人身事故は165件で、全人身事故6509件の2.5%、死亡事故は2件で、全死亡事故41件の4.9%を占めております。また、本年8月末現在の米軍人・軍属等の人身事故は117件で、全人身事故4205件の2.8%、死亡事故は1件で全死亡事故の30件の3.3%を占めております。

発生件数を前年同期と比べますと、人身事故では5件増加し、死亡事故では1件減少しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 警察行政に関連いたしまして、米軍人等の交通事故の補償の状況についてお答えいたします。

米軍人等による事件・事故に関する被害者補償につ

いては、公務中の場合は日米地位協定第18条第5項に基づき日本政府が損害を賠償することになっております。また、公務外の場合は、原則として加害者が損害を賠償することになりますが、加害者に弁済能力がない場合等には、同条第6項に基づき米国政府が慰謝料を支払うことになっております。

沖縄防衛局によると、平成20年度の交通事故に係る賠償金等の支払い実績は79件とのことでありますが、公務外の事故については大部分が保険や示談で処理されており、その件数等は把握していないとのことであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政に関しての御質問で、秋田県との人事交流についてお答えいたします。

秋田県から派遣された2人の教諭は、日常の授業づくりや校内研究の推進に積極的にかかわるとともに、那覇市を初め他の市町村においても秋田県の学力向上の取り組みについて説明するなど、本県教育の充実に貢献しております。

また、秋田県に派遣した2人の教諭は、本県の伝統文化を学校行事に取り入れるなど、本県のよさを伝えながら校内研究や秋田県における教科研究会などにも積極的にかかわっていると報告を受けております。

次に、学力向上対策の今後の施策についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査等の結果から、わかる授業の構築と基本的な生活習慣の確立が課題として明らかになっております。

県教育委員会としましては、教科コーディネーター配置事業や授業改善プロジェクト研修会、形成確認問題の活用、校内研究等を充実させることでわかる授業を構築してまいりたいと考えております。

また、基本的な生活習慣の確立を図るため、家庭、地域における凡事徹底の取り組みとして「早寝早起き朝ごはん」や「我が家のきまり」等を推進してまいりたいと考えております。

次に、世界大会の状況及び運営についてお答えいたします。

空手道世界大会は、沖縄伝統空手道振興会の設立を記念して開催されました。本大会は、海外40カ国と国内外から6000名余の空手道愛好家の参加を得て盛大に行われました。

運営については、振興会を中心にして演武会、競技

会及びセミナー等が企画・運営され、総務・式典関係を実行委員会が担当するなど双方が連携・協力し、成功裏に終了することができました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 順を追いまして再質問を行いたいと思いますが、まず財政健全化の施策に関して総務部長にお願いしたいんですけれども、厳しい財政の中でやはり自主財源の確保というのが非常に大きなウエートを占めると思いますが、せんだっての新聞によりますと、県財政は依然硬直化をしていると。そして自主財源そのものが3割を切るんだというような報道がされて、今回の20年度の決算書から見ますと、その未収金額の方で43億を計上したというようなことで、この自主財源の確保が非常に大きなウエートを占めらうなというふうに思っていますけれども、その解消に向けて、未収額、不納欠損額の回収に向けてこういった取り組みがされているかお聞きをしたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 確かに自主財源が約3割、他の都道府県が自主財源約4割、大きなところの方で5割というような状況です。

そういう厳しい中で、おっしゃるように決算で未収金とか不納欠損という額を計上しまして大変残念に、遺憾に思っております。その解消に向けて、とりわけ税收の確保については、個人県民税に税源移譲した関係でかなり窮屈になっております、未収額についても。市町村とタイアップしながら、市町村の研修生を受け入れたり、こちらから市町村に派遣したりしながら、今、未収金の解消も含めてしっかり取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 この市町村県民税とタイアップして、もちろん税の督促、臨戸訪問ですとか収納率を上げるには、やはり市町村の皆さんの力が大きな柱となると思うんですけれども、ここで中身を見ますと、やはりこの不納欠損に至るまでの間、払えない方がまずいらっしゃるというようなことですよ。事業失敗ですとかいろんな形で払いたくても払えない状況にあるんだというような方々も含まれていると。ところが、この中には払えるんだけど払わない人がいるというような報告もあったりするんですが、その方々の取り扱いというんでしょうか、払い切れる力はあるのに払わない皆さんというのはこういった取り扱いをされ

ているんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） お答えします。

とりわけそういった高額の滞納者、そういった方に対しては、今、プロジェクトチームをつくりまして、そのプロジェクトチームの方で滞納処分等々についてしっかりやりながら、確保にやっているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 税の公平負担という観点からしますと、その辺もぜひ頑張っていただきたいなというふうに思っています。

この行政改革を進めるに当たって、最もまたウエート、重要だろうと思うのが職員の意識改革なんだろうというふうに思っているんです。本庁なり、それから出先、特に病院事業はそうなんだと思うんですが、職員の意識改革という点でこういった形で取り組まれているらっしゃいますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 今、行政改革、確かに職員の意識改革は大変大事でございます。せんだってでも課長クラスの職員、それから課長以下の職員と分けまして、行財政改革のための講演会等々も開きました。そういうあらゆる機会を通して職員の意識改革をしっかりとやりながら自主財源の確保、それからある面では歳出についてのカットといいますが、無駄なものを省くというような姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ややもしますと、やはり職員の皆さん、仕事に対する意欲の減退ですとか、あるいは非常にネガティブになりやすい部分じゃないのかなというふうに思っているんですよ。その辺、どうぞまた職員の皆さん頑張ってくださいと思います。

最後に、納税者が納得し得る、あるいは県民が実感できる県民サービスというのは部長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） ある面では県民がひとしく行政サービスを受けるというときには、やっぱり負担とサービスとの問題があるかと思います。しっかりと先ほどの税源の確保の件でも申し上げましたけれども、そういった高額で滞納している方々等々についてはしっかりとそのあたりについても確保するというのも一つの大変大事な姿勢だと思っています。

そういった観点から、我々としては無理・無駄を省

いて、ある面では凍結するところの方に財源を持っていくというような形で底辺の行政サービスの向上に努めてまいりたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、産業振興と雇用対策に関しての、農林水産業の担い手の育成に関してでありますけれども、先ほど知事からる課題ですとか、その課題解決に向けた施策の展開について御説明をいただきましたけれども、やはり若い方々、あるいは担い手が魅力あるような就業をするには、高い収益性があって、そこにはやはり大きな魅力を感じるんだというふうに思っているんですね。その収益性の高いような取り組みに関してはどのような施策を展開されておりますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 担い手の育成につきましては、現在、農業大学校で2年生の課程に加えて1年生の課程を新設をしております、そういうことで1年生・2年生含めて研修をしながらその技術を習得し、さらにやはり研修してもその後の生産面をやる場合に、施設、あるいは農地の確保というのが重要になってきます。そういう意味ではやはり農地の確保につきましては、市町村の農業委員会などで調整をしながら、できるだけ農大を卒業した方々は地元に戻っていただいて、その市町村の中で農地を確保できないかということを今調整をしているところでありますし、また一方、その生産体制につきましては、やはり先ほどおっしゃったように、やっぱり農家所得というのを向上しなきゃならぬということですので、そういう意味では本土に出す際に収益性の高いゴーヤーとか、あるいはマンゴーとかそういったのを進めながら、そういう品目を対象に施設整備をしていくと、それに対して支援していくという形にすると。同時にこれから経営規模というのが重要だと思いますので、生産法人を育成しながら、その生産法人の中で経営感覚にすぐれた担い手ということで、そういった育成によって所得の向上を図っていくということを考えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 はい、ありがとうございます。

次に、観光産業についての中で民泊の件についてでありますけれども、こちらは修学旅行の方ですが、マンネリしていて、戦跡地やガマの見学、平和学習などは時間が限られていて、どうもゆとりを持っていないようなスケジュールで敬遠がちであるというようなことで、この民泊の方で土地の人たちとの交流やあるいは

体験ができるということで申し込みが随分ふえているというふうに聞いておりますけれども、その新たな観光産業の創設という点では非常に地域に貢献できる施策じゃないのかなというふうに思っています。

當山眞市さんからありましたけれども、その法律上のクリアのため、県当局の支援のあり方についても関係者の皆さんは求めているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 民泊につきましては、御指摘のとおり体験型学習という意味では最近非常にふえております。一応、県が把握している分だけで、平成20年度で大体3万5000人ぐらいの方が利用しております。21年度はさらに大体5万人ぐらいの予定がされておまして、県としましては、とりあえず法律の制度は一応規制緩和されていると認識しているところなんですけれども、まだまだ基本的に修学旅行生の安全性を確保する観点から、やはりガイドラインみたいなものを今作成しようというふうな準備をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 その関係者の方々、今お話がありましたとおり、ぜひたくさん話し合いを持たれて、どういったことが問題点なのか、その問題点をどういうふうにしたらクリアできるのかということで、そういう姿勢でぜひ臨まれて関係者とも連携を図っていただきたいというふうに思っているんですが、いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 地域の関係者、観光関係者、市町村等、まちづくり事業関係、観光関係の、それで聞く機会が全県内市町村ありますので、そういったところを通して情報交換を図っていききたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひお願いをしたいと思います。

それでは3番目の環境行政に関してでありますけれども、部長、改善命令における掘り起こし作業は、先月の9月25日の日程でということで改善命令なんです、その25日までに実際に終えているんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 事業者から25日付で改善報告書が提出されておまして、今、詳細な確認を私どもでやっているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 こちらに9月7日付の3メートル掘

り起こし分の不法投棄木くずの量というような表がありますけれども、その中で9月7日時点で64トン、830キ口という木くずが不法投棄をされて出てきたというようなことでありますけれども、その25日までの最終的な量の数字の持ち合わせというのは今のところないということでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 約ということでは62トンと。前に64トンという数字があったかと思うんですけれども、それが今、報告書の中で約62トンという形になっていまして、それについての確認状況を今、詳細な確認を行っているというところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 今回のこの64トンもの大量の木くずが展開検査で発見ができなかったと。業者に課せられている展開検査そのものが履行していなかったということが明らかになったわけなんですけれども、こういうことに関して新たな行政処分というのもお考えなのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 繰り返しになりますけれども、今、改善命令について、10月5日に最終の現場確認を行う予定でございます。その状況によって改善の状況が確認されましたら、私どもは現時点でこれ以上の行政処分ということは考えてございません。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 この事業者の義務違反、違反行為を繰り返しているのをまさに今県の監視・監督の甘さが私は起因しているんだというふうに思っています。確かに私たちが生活する以上は廃棄物は出ます。処理場はやはり必要ではありますよ。その処理場であってもちゃんとしたルールを守って初めて運営されるわけですから、処理場がないと困るといような、ないと困る施設だからといって事業者の顔色をうかがうような姿勢ではなく、本当に毅然として監視・監督に当たるべきだと今回つくづくそういうふうに感じています。

こちらに県外の産廃場で起こった事例があるんですけれども、（資料を掲示） こちらは長年不法投棄がされていたんだと思いますね、混入されて。そこは地中が発火をしまして、消火した後に、40万立方メートルの掘り起こしをした。そして撤去をしたという事例があります。それに使った費用が約100億円を使ったというんですね。国が45%、そして所轄である、こちらは市なんです、こちらが55%を負担したというふうなことです。大変なこれは数字になるわけですよ。ですから、そうならないためにもお互いの県内の

産廃場、あるいはそういった長年使われてきた産廃場がどういう状態なのか、今非常に不安でしょうがないですね。この県の監督・監視をしっかり貫いてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 御指摘については我々も十分、今回のこの事業者というか、今回の案件である面、例えば展開検査の管理簿というのがございます。その展開検査の管理簿につきましても他県の事例等について、どういう形になっているか。それで実際に他県にも調査しに行きまして、どういう形でやった方がより監視・指導あるいは監視・監督ができるのか、今、そういう調査も行って、その改善に向けてどういう形でできるかということも検討してございますので、今後十分そういう事業者に対する監視・監督について強化できるよう努めていきたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひ毅然とした態度で当たっていただきたいというふうに思っています。

最後に警察行政に関してでございますけれども、刑法犯の発生状況、そして高齢者・少年とも7年連続下回ったんだということでもありますけれども、何が功を奏して減少したのか。本部長、最後にどうぞお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） どうして下がったかと、大変難しい問題でありますけれども、一つやはり大きなポイントは、いわゆるボランティアの方の活動が大変活発だということですね。これは恐らく他県には余り見られないというか——全部は知りませんが——私が歩んできたいろんなところを見ると、やはり地域の力が強い。それが恐らく大きくこの減少に貢献しているんだろうと私は思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 この身近な犯罪防止については、もちろん県警察の地道な捜査もあることは確かでありますけれども、学校やあるいは職場、地域、そして行政がまさに一体となってこの「ちゅうさん運動」を初めとする防犯対策、皆さんに自主防犯意識の啓蒙そのものが非常に功を奏しているんじゃないのかなというふうに私も思い、ぜひこれを続けていって頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 皆さん、こんにちは。

民主党の上里直司でございます。

代表質問、一般質問を聞いておりますと、知事の言葉からベストな選択という言葉が出ておりました。それをとらえて各議員から、やはりベストな選択を追求すべきだというお話がありました。私もそのとおりだと思っております。

この新しい政権は、沖縄にとってベストな選択を追求する、そんな絶好な機会だと私はとらえております。その意味でも知事の交渉力というか、ちゃんとそのベストな選択を示して沖縄にとって何がいいのかということを引き出す、そういうことに期待をしていきたいと私も思っております。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について伺いいたします。

(1)、鳩山政権では、国の社会保障と義務教育関係を除く、いわゆる「ひもつき補助金」を廃止し、「一括交付金」として交付する方針であります。知事は、それに対応しようとする覚悟はあるのでしょうか。

(2)つ目は、「一括交付金」制度が実施されると現状の人員配置で対応できるのか。

(3)つ目、ことし6月、知事は、「那覇空港に係る公租公課の軽減について」を要請しましたが、なぜこの要請が受け入れられなかったのでしょうか。今月の27日には新貨物ターミナルの供用開始がスタートいたしますが、国土交通・沖縄担当相があす来沖されます。強く要請すべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

2つ目、自然保護行政について。

(1)つ目、沖縄の自然環境の現状把握について伺いをいたします。

(2)つ目、世界自然遺産登録への取り組みと実現見込みについて伺いいたします。

(3)番目、自然保護を推進するための庁内、民間レベルの体制について伺いいたします。

3つ目、ヤンバルの林道事業について伺いいたします。

(1)番目と(3)番目は重複いたしておりますので、取り下げいたします。

(2)、費用対効果を算出した基礎資料を所有していないとのことでしたが、この基礎資料がなくても林道開設事業の実施は可能なのでしょうか。

(4)、林道開設に係る事業の進め方には各議員が御指摘のとおり大変問題が多いと私も感じております。今

年度着手分を含めて今後の林道開設事業を一たん凍結し、中断すべきではないでしょうか。

4点目、図書館政策についてであります。

(1)、「今後の沖縄県立図書館の在り方」の検証作業の進捗について伺いをいたします。

(2)つ目、県立図書館ホームページの拡充における進捗作業をお伺いいたします。

(3)番目は取り下げいたします。

(4)、県内の県立高校との連携、県内公共図書館との連携について伺いをいたします。

5つ目、行財政改革について伺いをいたします。

(1)、県公社等経営委員会が提出した意見書において検討が必要な事業について伺いをいたします。

(2)つ目、県の出資法人において、経営状況が悪化をしている法人は幾つあり、県はその対策にどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

(3)つ目、県の出資法人の理事会及び株主総会において、県は県民を代表して発言をしているのでしょうか。その内容を公開すべきではないか。

(4)つ目、泊ふ頭開発株式会社の経営状況を把握をしているのかお聞かせください。

6、鉄軌道導入について伺いをいたします。

昨年の6月の県議選挙で私たち民主党沖縄県連は、県議選における公約の一つとして、鉄軌道の導入を訴えました。今般この選挙においても県内の小選挙区で当選をした候補者、議員の皆さん方は、一様にこの県内の南北に縦貫する鉄軌道の導入を訴えておられました。今年度の事業においても基地返還跡地に係る公共交通網の構築という中で、この事業が進められようとしておりますが、ここで南北縦貫鉄道の可能性が進められるのかどうかお聞かせください。

(2)、来年度の予算で、南北縦貫鉄軌道への調査費計上、これをすべきではないかと思いますが、御見解をお聞かせください。

7番目に、県内における「学校理事会」方式、いわゆるコミュニティースクールの実施状況とその課題について伺いをいたします。

8番目、この11月21日に奄美市で鹿児島県との交流事業を行うと聞いておりますが、その内容についてお聞かせください。

9番目、新型インフルエンザ対策について。

(1)つ目、県内の発症者数と発症率が高いのはなぜでしょうか。蔓延防止の取り組みの課題について伺いいたします。

(2)つ目は、国立感染症研究センターや医療機関との連携をどのようにとっているのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、「一括交付金」に対する知事の覚悟いかんという御趣旨の御質問ですが、国から地方への補助金を廃止し、「一括交付金」として交付することは、地方分権を推進するための取り組みの一つであると認識をいたしております。

「一括交付金」の導入につきましては、具体的な内容が示されていませんが、高率補助を含む総額の安定的かつ継続的な確保ということや、基地返還跡地利用、そして離島の振興など、国の責務により実施すべき財政需要への対応、さらには現行の沖縄振興計画・沖縄振興特別措置法との関連など整理すべき課題があります。これらの課題等を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

次に、奄美での鹿児島県との交流に係る御質問にお答えいたします。

2009年は、いわゆる薩摩の琉球侵攻からちょうど400年という歴史的な節目の年に当たります。その後の歴史的な関係性の深さにかんがみて、隣県であり、ともに海洋県である沖縄県と鹿児島県が未来に向けての発展的な交流の拡大を図る契機として、沖縄・鹿児島交流事業を実施することといたしております。

交流事業の場所としましては、沖縄県とのかかわりが深い、鹿児島県と沖縄県との間に位置する奄美大島で行うことといたしております。

次に、新型インフルエンザ対策についての御質問にお答えいたします。国立感染症研究所や医療機関との連携についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県における新型インフルエンザの流行状況を専門的に分析する目的で、国立感染症研究所感染症情報センターと連携をして疫学調査を実施し、その報告書は同センターのホームページに公開されております。

医療機関との連携につきましては、流行のピーク時には、時間外診療の拡充や那覇市立病院への診療応援等で連携を強化し、医療体制を維持いたしてまいりました。

今後とも、県医師会や医療機関と連携をして医療体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢について

の御質問の中で、「一括交付金」制度の実施に伴う人員配置についてお答えいたします。

現状においては、「一括交付金」の内容等について十分判明していない状況にあることから、制度仕組みが明らかにされてくる段階で適切に対応していきたいと考えております。

次に、公租公課の軽減要望についてお答えいたします。

国は、那覇空港に係る公租公課の軽減について、2年後の沖縄振興計画全体の見直しの中で検討すべきとして、概算要求には盛り込んでおりません。しかしながら、新政権は、その政策集において、国際的な大交流時代を迎えるに当たり、沖縄等の空港の機能向上とともに、国際的に比較して高い着陸料や航空機燃料税の軽減を図ることとしていることから、県としては、これを踏まえ、引き続き国土交通兼沖縄担当大臣を初め、国に対し軽減措置の早期実現を強く要望してまいります。

次に、鉄軌道導入についての御質問の中で、南北縦貫鉄道の可能性についてお答えいたします。

現在、大規模駐留軍用地跡地等利用の検討の一環として、中南部都市圏を対象とした軌道系を含む新たな公共交通システムの導入可能性の調査を行っているところであります。

続きまして、南北縦貫鉄軌道の調査費計上についてお答えいたします。

県では、現在策定中の21世紀ビジョンを踏まえ、次年度において平成13年度に策定した「沖縄県総合交通体系基本計画」を見直すこととしており、その中で南北縦貫鉄軌道の導入についても本年度の調査成果等も参考に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 自然保護行政についてお答えいたします。

まず自然環境の現状把握についてお答えをします。

沖縄県におきましては、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用の指標となる「自然環境の保全に関する指針」を平成10年に策定しております。また、平成17年度には絶滅のおそれのある野生生物の現状を把握し、その保護対策を講ずるための基礎資料となる「レッドデータおきなわ」の改訂も行ってきました。また、今年度から離島を含めたサンゴ礁の全県的な調査を実施することとしており、その中でサンゴ礁の保全や再生の方策を検討していくこととしておりま

す。

次に、世界自然遺産登録への取り組みについてお答えいたします。

世界自然遺産の国内候補地となっている「琉球諸島」が世界自然遺産に登録されることは、自然保護や地域振興の面から望ましいことと考えており、県におきましては、県民向けパンフレットの作成、シンポジウムの開催等の普及啓発活動に取り組んでいるところであります。また、現在、環境省が実施しているヤンバル地域の国立公園化等に向けた取り組みに協力するとともに、マングースなどの外来種対策にも取り組んでいるところでございます。

次に、自然保護推進のための体制についてお答えをいたします。

沖縄県では、豊かな自然環境を適切に保全するための基本的な方向を示した「自然環境の保全に関する指針」を策定しております。

同指針は、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場でみずから自然環境に配慮する指標となるものであり、庁内関係部局における施策・事業の実施に当たっては、同指針を踏まえて自然環境へ十分配慮するよう連携して対応しております。また、「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」や「沖縄エコツーリズム推進協議会」などの民間団体とも連携・協力しながら、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） ヤンバルの林道事業についての、林道建設の実施についてお答えします。

林道事業の費用対効果については、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき、「木材生産便益」、「森林管理等経費縮減便益」、「土砂崩壊防止便益」等の約20項目の便益をもとに算出しております。

各便益の算出には各種の因子を用いており、例えば土砂崩壊防止便益については、砂防ダム建設コスト、崩壊見込み量、事業対象区域面積、流域内崩壊率、雨量比、平均的な崩壊の深さなどの因子の値を計算式に当てはめて算出しております。

今回の土砂崩壊防止便益の算出に当たっては、「流域内崩壊率」、「平均的な崩壊の深さ」に関する因子の値はあるものの、その因子のもととなる資料の一部が保存されておりました。また、木材生産便益

のほか、複数の便益においても、土砂崩壊防止便益と同様に、因子のもととなる資料の一部が保存されておりました。

このことについては、資料整理に対する認識が十分でなかったことから生じたものであり、今後、このようなことがないように適切に対処したいと考えております。現在、算出のもととなる資料を収集し、費用対効果を再度算出しているところであります。

次に、林道事業の一たん凍結・中断についてお答えいたします。

林道の整備については、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出のために必要と考えております。

林道建設については、去る2月に定めた林道建設方針に基づき、2路線を着手することとしております。工事の実施に当たっては、事前に部内工法検討委員会、環境関係部局、林道建設環境監視委員会との調整を図り、自然環境に配慮しながら実施していく考えであります。

なお、工事の着手につきましては、再度算出した費用対効果の結果をもとに、国と調整し進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは図書館政策についての御質問で、県立図書館のあり方の検証についてお答えいたします。

平成18年3月、県立図書館は県民の教育文化の発展と生涯学習の振興を目指すプランとして、実施期間を平成22年度までとする「今後の沖縄県立図書館の在り方」を策定いたしました。

県立図書館では、11月を目途に「在り方」検証作業部会を設け、県内公立図書館や関係機関の意見の聴取、進捗状況の確認などの検証を行うこととしております。

次に、県立図書館のホームページの拡充についてお答えいたします。

県立図書館では、7月に「ホームページリニューアル作業部会」を設置し、県民にわかりやすく親しみやすいホームページの作成に向け、作業を行っているところであります。

次に、県立高校及び県内公共図書館との連携についてお答えいたします。

現在、県立学校に対しては、貸し出し冊数400冊、1年間で限度とする「一括貸し出し」や県立図書館の

ホームページを活用した蔵書の貸し出しサービスを行っています。

県内公共図書館に対しては、新任図書館長研修、図書館職員研修会等を実施するとともに、書誌情報や総合目録横断検索システムの提供並びに蔵書の相互貸借等を行っております。

次に、県内における学校理事会方式の実施状況とその課題についての御質問で、学校理事会方式についてお答えいたします。

学校理事会方式については、文部科学省から詳細が示されておられません。

県教育委員会としましては、今後、文部科学省の動向を注視していきたいと考えております。

なお、学校運営協議会制度については、現在本県で導入している学校はありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 行財政改革の質問のうち、県公社等経営委員会の意見書で指摘された内容についてお答えいたします。

平成20年度公社等経営評価に関する意見書については、去る9月18日に沖縄県公社等経営委員会から提出を受けたところであります。その中では、奨学金に係る回収金の返還率の向上や、未回収の長期債権を抱える債務保証のあり方等が課題となっているほか、設立当時に比べ民間企業と競合する事業がふえていることが懸念されるなど、経営上の課題等について指摘を受けております。

次に、経営状況が悪化している県の出資法人についてお答えいたします。

県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1以上である法人、条例に基づき県が職員を派遣する法人など、公社等の指導監督要領の対象となる38法人中、沖縄都市モノレール株式会社、財団法人沖縄県畜産振興基金公社、財団法人沖縄県水産公社など12法人が平成20年度決算では当期損失を計上しております。

県としましては、沖縄県公社等経営委員会の意見を経営改善に生かすとともに、公社等の自主性を尊重しつつ、公社等の業務が適正かつ効率的に運営されるよう引き続き指導を行ってまいります。

次に、出資法人の理事会等における県の発言内容についてお答えいたします。

県が出資している法人の理事会等においては、選任された理事等が出資目的に沿った運営がなされているか等の観点から、適切に発言しているものと認識して

おります。

その発言内容につきましては特に公開しておりませんが、県の公社等への支援に対する県民の理解を深めるため、公社等の指導監督要領に基づき、法人の名称、主な業務内容等を公表するとともに、公社等みずからが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導しているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 行財政改革について、泊ふ頭開発株式会社の経営状況についてお答えいたします。

泊ふ頭開発株式会社の平成20年度の決算は、沖縄防衛局及びホテルの退去等があり、当期純利益が約2億6000万円の赤字となっております。このため、同社では、金融機関や筆頭株主である那覇市等と協議の上、去る9月14日に再建計画を策定したとのことであります。

なお、現在はホテルや大型書店等が入居しており、入居率は約90%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 新型インフルエンザ対策について、県内の発症率が高い理由と蔓延防止の課題についてお答えします。

沖縄県では、7月下旬から全国に先行して流行が拡大しましたが、現在では患者は減少しつつあります。先行の理由は、明確にはわかりません。一方、全国の患者は増加傾向にあり、今後流行が拡大すると想定されています。

本県では、この間定点医療機関を受診した患者数は1万1000人余りに達し、約6万人の患者が発生したと推測しております。

今後の課題としては、症状がある人からの感染拡大防止であるため、県ではテレビCMやポスター等で「咳エチケット」等の啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 答弁どうもありがとうございました。それでは再質問させていただきます。

企画部長から、先ほどは「一括交付金」の話がありました。内容がよくわからないから答えようがないというような答弁だったかと思います。もう少し具体的にお話を聞きたいと思っています。

私たちが目指しているのは、社会保障と義務教育関係を除く「ひもつき補助金」、それを「一括交付金」にすると。現在、平成21年度の予算の中で国から出されている国庫補助金、この中で「ひもつき補助金」、その社会保障と義務教育費を除いた金額というのは幾らか把握されているでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今ちょっとその数字は手元に持っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 確かに文言として、そして政権の公約としてこの「ひもつき補助金」を「一括交付金」化するというのは我が民主党の政権にとっても大きな柱であるんですよ。とりわけ地域主権の国家づくりを目指す上でも重要な部分でありますので、こういうものは皆さんが補助事業の対象をめくれば義務教育関係と、そしてその社会保障の関係費用は出てくるはずなんです。それぐらいからでもまずされるべきではないかなというふうに思っています。

そこでもう一つお伺いいたします。

この「一括交付金」制度、私たち民主党沖縄県連も平成22年度の概算要求から沖縄担当部局が計上する部分について、まずここからやるべきではないかなというふうに考えているんです。これは平成21年度でいうと約2447億円。この部分が国直轄分の事業費が含まれて県に一括交付をされるとしたならば、2番目の質問で再質問させていただきましても、県の今の職員の体制で対応できるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今のお話、内閣府の一括計上予算について、これが「一括交付金」になった場合にどうなるかという話ですけれども、まずそれがどのような形で来るのか、どういう金額、どういうふうな仕組み、どういうふうな使いようかというふうなものがちょっとわからない中では、今その体制というふうなものはちょっとなかなかはっきりと打ち出すこともできないし、検討することもできないというふうな状況でございます。

そういうふうなものの仕組みがわかってくる中で、適切に対応していきたいというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 政府がやりますと決めたら、県庁の職員の体制も含めてやるということで理解していいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 内閣府の一括計上予算、今2400億円というふうな数字がございました。この中には、総合事務局が実施をしている国直轄事業もございます。そういう意味では、その金額をどのように配分してどういうふうに使うんだというふうなことが明確に見えてこない段階では、今も申し上げたような形で体制の問題とかそういうふうなものはちょっと見えてこないのかなとそういうふうに思います。そういうふうな仕組みがまず明らかになることが前提かなというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 ですから、最初に質問をしたのは、知事は覚悟があるのかと聞いたんです。それはそういう変化が当然予想されるということで、こういうことがあれば当然それを受けますよということなのか。いや、国直轄事業の分は私たちにはできませんと答えるのか、その覚悟を聞いているんですよ。

知事、ちょっとお聞きしたいんですけども、その覚悟をもう一度聞かせてください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今部長が何度も繰り返していますように、右から左にお金を持ってきたから自由に使えますかという質問は、申し上げますが、これは荒っぽいですよ。ですから、今内閣府なら内閣府の人々、そして直轄であれば総合事務局にも大勢の人でやっていますから、そのうちどこまでが我々が今そのままの体制でできるのかというのを、あなた、覚悟ありますかと聞かれても、こういう乱暴な議論にはお答えがしにくい。ただし、「一括交付金」というのはそれなりにやはり自由な裁量で濃淡が自分でつけられるという点では確かにこれは魅力のある仕組みです。ですが、これは現実的にこれを国から流していただいても使い方、使う内容、範囲、ここをよく詰めてからそういう御質問をいただかないと、覚悟あるかと。無論そういうことになれば、覚悟しますよ。しかしながら、これはかなりきちんとデザインしないとむしろ逆に使いにくくもなりますよというお答えしか今のところできません。もう少しクリアな仕組みをつくりながら、お答えは非常にしにくいと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 残念ですね。

だから、私が最初に申し上げたのは、確かに乱暴な

議論と知事はおっしゃっていますけれども、今この民主党政権の中でも「一括交付金」の制度だれもわからないんですよ、実は。どういう形にするかわからない。それをどういう形にしたいかという提案をして、交渉をする。それが必要であって、だからクリアにできないからできませんという話じゃなくて、そこはもう少し使い勝手のいいものだということがあるんですとか、例えば使途を限定するのとか、そういう議論をぜひしたいと思っていますので、きょうはこの辺までにしておきたいと思っています。

それでは続きまして、知事、6月に公租公課に係る要請をされました。私も質問をして、いい反応が得られたというような答弁をされました。なぜできなかったかというのはあえて聞きません。あえてやらなかった政権があったからですから。

それで私はもう一度要望しますけれども、確かにこの軽減策は軽減策でやっていくべきだろうと。この10月27日から始まる新貨物ターミナルの機能というのは、国際航空物流産業の拠点とすると、その産業の効果も非常に出てくると。そういう機をとらえて、さらに民主党が言っている政策と重なる部分も多いということもありますから、これは大胆に3年ぐらい無料化しませんかという交渉をぜひやっていただきたいと思います。これはあえて答弁を求めずに要望だけにとどめておきたいと思っています。ぜひ受けとめていただきますようお願いします。

続きまして、ヤンバルの林道事業についてお聞かせいただきたいと思います。

さっき答弁漏れがありましたけれども、私は事業実施可能かと聞いているんですけれども、それについてお答えしていただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 林道事業の実施に当たっては、今、費用対効果の因子となる、もととなる資料が一部保存されてないという状況があります。そういうことで、現在、再度費用対効果の因子となるその基礎資料を算出をしているところでございまして、その算出ができた後に国と調整しながら実施をしたいと思っております。

○上里 直司君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 林道建設に係る費用

対効果の算出については、当時の費用対効果の便益計算に用いる因子のもとになる一部の基礎資料が確認されてないから、事業の透明性、客観性を確立するために再度費用対効果を確認しようとするものであります。

したがいまして、今回の再計算は当時の費用効果を確認するものであることから、事業執行については問題はないものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それではお伺いいたしますけれども、事業の遂行にそれは関係がない。しかし、それがわからないから再度再調査をする。それは矛盾していませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 先ほども申し上げましたとおり、林道建設に係る費用対効果の再計算については、当時の費用対効果の便益計算に用いる因子のもとになる一部の基礎資料が確認されてないことから、事業の透明性、客観性を確保するために再度費用対効果を確認するものであります。

したがいまして、今回の再計算は当時の費用対効果を確認するものであることから、事業執行には問題はないと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 問題がなくて、再度やると。ただ、そのときの手続のあり方には問題があった、またはミスがあった、瑕疵があった。その手続のあり方についてどうお考えなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 費用対効果の算出については、先ほど申し上げた一部因子のもとになる資料が保存されておりませんでしたので、現在確認をしているところでございましたけれども、このようなことについては適切に対処したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 私はミスがあったんじゃないかと、その事業のミスを認めるべきじゃないかという話をしているんです。お認めにならないんだったらそれで結

構ですよ。

もう一つ続けますけれども、私は再三この事業については公共事業のやり方そのものに少し問題があるよという話をしていたんです。それは市民団体から意見を言われているだけでなく、同じ県庁内の文化環境部の自然保護課が指摘をしてこの開設事業は本当にいいのかということも疑義を出されているんですね。さらに申し上げますと、皆さんが調査報告書を昨年11月に出して、文化環境部の自然保護課がこれにコメントをつけたわけなんです。さらに皆さんはそのコメントに対して再度コメントをしたんです。

そこでお伺いいたしますけれども、そのコメントの中にすべての項目には皆さんのコメント、つまり森林緑地課からのコメントは入っているんです。しかし、当該林道の必要性について説明してくださいと、事業計画（伐採計画や植林計画）対費用効果等、今後の延長計画の有無などということについては一切コメントをされてないんですね。なぜ一切コメントしてなかったのか、そのことについてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 林道建設環境調査結果に対する意見につきましては、林道建設環境調査検討委員会、環境関係部局、県民意見、林業関係者等との調整を踏まえ、総合的に判断し、林道建設方針を決定をしているところでございまして、このことから関係各意見は反映をされているものと思います。

○上里 直司君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

再質問の途中でありますが、上里直司君の残りの再質問及び答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の上里直司君の再質問に対する答弁を願います。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 文化環境部への回答

につきましては、事業計画、伐採計画、造林計画等図面をもって説明をしております。また、費用対効果につきましては、1点以上であることを口頭で説明をしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 口頭で説明したから記述は必要なかった、しなかったということですね。それで通るとは全然思わないんですけれども、とにかく問題が多いです。森林緑地課の事業、業務、そして農林水産部の業務は林道をつくるだけじゃないんですよ。本当に林業の施業をしている人たちがどのような形で産業の支援をするのかという話を本質的にやらないといけないうのに、ここでとまっているんですよ。ですから、こんなに問題が多いわけですから、一たん立ちどまってぜひ考えていただきたい。これはもう要望にとどめておきますので、ぜひ御検討ください。

それでは教育長に再質問いたします。

びっくりしたんですよ、コミュニティースクールは文部科学省がどう言っているかよくわからないというような答弁だったんですが、文部科学省はどういう立場でこの事業を見ているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 私たちも迷いましたけれども、議員のおっしゃる学校理事会につきましては、民主党マニフェストの方に出ておりまして、それで文部科学省が出しております学校運営協議会制度というのは、保護者や地域住民が合議制の機関である学校運営協議会を設置しまして、そしてその中に一定の責任とそして権限を持って学校運営に参加していくという仕組みでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 どういう立場なのかと聞いているんですよ。推進しているのか、推進していないのかです。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

平成16年度から教育行政の地教行法を改正いたしまして、文科省としてはモデル校、推進校を募集をして進めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 全国では600カ所以上のコミュニティースクールが実施をされていて、県内ではまだ1校も立ち上がっていない。これはどうしてそういうことになっているのか。またはその条例の中に何か新たな制度を盛り込まなければいけないのか。その課題に

ついて教育長、どうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 学校運営協議会制度というものは、これまでの学校教育になかったいろんなことが入ってまいります。例えばその地域住民とかいろんな方で組織した運営協議会の中で、今まで校長がつくった教育課程を編成するものについてもその運営会議で基本的な承認を得るとか、学校の例えば校長が学校でやりたいことについても基本的な承認を得るとか、またはそれからその学校の教職員の採用とか、ほかの任用に関する項についてもまた直接任命権者の方にも意見を申し上げることができるとか、いろんな新しい制度があって、各学校も私たち毎年文科省から応募の通知が来て各市町村の教育委員会にも通知をして募集をかけておりますけれども、やはり市町村の教育委員会としてはそういう全国的な実践の状況、それから課題、そしていろんな取り組みの中で何がどうすればいいかということをいろいろ勉強していることだと思っております。

以上。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 全国の状況が伝わりにくいから各地域で実施ができないというような答弁ですか。

私が聞いているのは、県の中で条例が、今お尋ねをしているのは、確かに小学校、中学校がコミュニティスクールを実施している学校は多いわけでありましてけれども、別に高校でも実施はできるわけなんです。例えば公立高校において、そのコミュニティスクールを設置したい、学校理事会方式にやってみたいといった場合に、現段階で教育委員会にはその規則はあるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 現在ございません。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 ないから、できないんじゃないですか。各市町村でもないからできないんですよ。しかし、法律ではやれることになっているんです。全国の学校は、沖縄県同様に学校評議員制度を実施をしている学校から順次推進事業という形で文部科学省がモデル事業実施をして、そして学校理事会方式を3年間モデル事業をして、それからコミュニティスクールとなっていく、学校理事会方式になっていくわけなんです。今の県内の問題はこの制度がないんですよ。まず規則の中に入らないんですよ。あるところを知っていますか、僕はないと思いますけれども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 御指摘のとおり、本県にはございません。

ただ、これはまず教育委員会と学校長がそういう制度が必要だという形で制度をつくってある程度ニーズをやって、教育委員会としてもそういうのが必要だということを踏まえてこういう規則をつくることになっております。この規則も全県一致じゃなくて、市町村によってそれぞれのコミュニティスクールのあり方によって中身を変えていいわけです。ですから、規則令ということで例を出していただいて、その例を各市町村これをもとにしてつくっていただきたいというふうに私たちは紹介をしているわけです。ですから、市町村によって必要なところはつくることができます。ですから、市町村としても、私たちとしてもやはりこのコミュニティスクールに関しましては、それぞれこれからもっともっと研究する部分があるという認識でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 研究する姿勢はそれはよしとしましょう。しかし、例えばお隣的那覇市の教育長は、今県内ではコミュニティスクールを実施する状況にはないとまで言い切っているわけなんです。それはおかしいと思うんです。規則がなく、そしてプロセスがよくわからない。現実に、学校評議員制度の問題があって年に数回しか開かれない学校評議員制度で本当にその地域の皆さん方や保護者の皆さん方が学校運営に責任を持てるかどうか、これに疑義を呈している方がいらっしゃるわけなんです。そういう方に本当はこたえるべきであって、やはりまだ県教育庁としても学校の各教育委員会にしてもまだまだその認識が足りないんじゃないかなというふうに思うんですよ。ですから、研究は進めていただきたい。できるような環境にしていきたい。これは学校長の同意といいますけれども、保護者であれ、地域の皆さん方が発意してできることなんです。ぜひ県内からこういう環境をつくっていただきたい。そのことを要望して、次に進めたいと思います。

時間もなくなって私の持ち時間もありませんけれども、知事、自然保護行政について質問しますけれども、知事はこの10年ぐらい率直な感想で結構なんですけれども、沖縄県内の自然がどういう状態になっているのか、よくなっているのか、悪くなっているのか、どういう御感想でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問で、私の感覚みたいなものでまことに申しわけないんですが、県の経

済、いろんなインフラの振興、整備の振興に伴って私も子どもが子供であったところとか、那覇高校に行っていたところとか、復帰の時点に比べて自然の環境というのがそれなりに影響を受けてきているのではないかという実感は持っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 今やこの自然環境というのは、確かに地球が、人類がここで生活をする上で必要な環境であり、沖縄県にとってみれば観光の中の大切な資源でもあるんですね。

さきの平成21年3月の沖縄21世紀ビジョンのアンケートでも、今後どうするか、沖縄県どうしたいのかという中でかなりその自然環境に対して意識を持たれている県民がいる。平成18年の観光客満足度調査でも、ほとんど沖縄に来る方の多くが豊かな自然を楽しみに来ている。しかし、私はこの自然保護行政というのはまだまだなんじゃないかなと思うんですね。

そこでお伺いいたしますけれども、今現在自然保護課の人数ですね。何名いて、そしてその中で生物とか環境とかの専門的な知識を有するそういう方というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 自然保護課の職員はたしか課長を含めて12名だったと思います。そのうちにいわゆる教育庁と連携して生物の担当をなさっている方を派遣していただいている技術の方がおりまして、もう一つ獣医の方をそういう担当の方に張りつけているということでの専門職の張りつけがございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 私の手元には13名という形で書いてあって、例えば今私が林業の話をしたしまして、林業は、これは6月1日現在の話ですけれども30名、その中で技術吏員という方が約24名いらっしゃっていて、事務員の方が6名、事務吏員。何が言いたいかというと、確かに農林水産の部分で技師や専門的な知見を有する人は必要であって、それは職種の採用でされているんですよ。ただ、県内でこれほどこの観光にせよ、そしてこれからの時代にせよ、必要な部署であるにもかかわらず人数が少ないんじゃないか。もう一つは、ここに専門的にその自然環境に配慮をする、または事務的に手続をするような技師のような方がいらっしゃらないんじゃないかと。そういうところに我が県の自然保護行政の一つの課題があるんじゃないかと思うんですね。知事、最後に御意見いただかせませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員御指摘のとおりに近いと思います。

私の方でも今環境部という形ででもちょっと組織をかなり強化して、おっしゃった、特に環境に関心を持ったサイエンスを勉強してきた人々をかなりたくさん集めて、徹底した環境の強化、まず調査の徹底ですね、なるべく早く、そして環境行政にかなり力を入れるべきだと思っていますから、おいおいまたこれは議会とも御相談しながら組織の変更も含め、ぜひ進めてまいりたいと考えているところです。

御指摘のとおりだと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 発言通告に基づいて質問を行います。

最初に、知事の政治姿勢について。

総選挙の結果と対応について質問します。

財界中心、日米軍事同盟中心の自公政治ノーの審判が下された。総選挙結果に対する知事の見解を問うものです。

辺野古新基地推進の自民党の衆議院議員が沖縄でゼ口になったことについて、知事の見解を問うものです。

総選挙の結果は、自公政治推進の知事の政治姿勢が否定されたことではありませんか。

総選挙の結果は、辺野古新基地建設反対の県議会決議が県民の民意であることを示したと思います。知事の見解と対応を問います。

次に、新政権のマニフェストについて質問します。

日本共産党は、民主党連立政権に対して国民の立場から、よいことには賛成、悪いことには反対、問題点は正すとの建設的野党として対応してまいります。労働者派遣法の抜本改正や高齢者医療制度の廃止、障害者自立支援法の応益負担の廃止など、生活保護の母子加算の復活、また、給付制奨学金制度や高校授業料の無償化など、国民の願いと暮らしを守る国民的な運動を反映したことについては、確実に実行すべきだと思います。

民主党連立政権のマニフェストに対する見解と具体的な対応について、知事の見解を問うものです。

次に、米軍再編と辺野古新基地建設問題について質問します。

新政権は米国政府に対して、米軍再編問題、辺野古新基地建設問題に対して沖縄県民の総意は、総選挙の結果などを見ても、辺野古新基地建設に反対である旨

を米国政府に述べたと報道されています。知事の見解と対応を問うものです。

岡田外務大臣は、辺野古新基地建設問題について年内に決着を目指すとしています。沖縄県知事として、県民の総選挙結果の審判を受けとめて、県内への米軍基地の建設は断念すべき、普天間基地の閉鎖・撤去が県民の民意・総意であることを表明すべきではありませんか、知事の見解を問うものです。

次に、新基地建設の違法・不当なアセス手続について質問します。

違法・不当な辺野古新基地建設のアセス手続は直ちに撤回し、関係予算を凍結すべきだと私は思いますが、知事の見解を問うものです。

県環境影響評価審査会の審議を通して、準備書のずさんさが浮き彫りになりました。きょう答申が出ておりますけれども、審査の具体的な内容を明らかにしてください。

次に、日米地位協定について質問します。

日米地位協定の見直しについて、新政権にその実現を求めるべきではありませんか。知事の見解を問うものです。

次に、核兵器問題について。

核兵器廃絶に反対する、核兵器使用を容認する核抑止論と核の傘論に対する知事の見解を問うものです。

核兵器の廃絶を目指す国連を中心とする新たな国際情勢について知事の見解、認識を問うものです。

次に、密約問題について質問します。

日本共産党は、長期にわたって密約問題を究明し、2000年には米国立公文書館で核持ち込み密約の原文を入手し、不破哲三委員長（当時）が国会での党首討論で追及し解明してまいりました。鳩山政権の発足に当たり、核密約に関し、日本共産党がこれまで行った独自調査で得た資料を鳩山首相と岡田外相に提供して協力しております。

密約は国民を欺くものであり、密約が存在したままでは本当に対等・平等な日米関係は実現できません。あらゆる日米密約を公開し廃棄すべきであります。知事の見解を問うものです。

核兵器持ち込みなどに関する日米間の4つの密約の調査を岡田外務大臣が命令したことを評価するものですが、知事の見解を問うものです。

ホワイト・ビーチへ寄港する原潜や核兵器搭載可能な米軍機の問題とも深くかわる核密約問題に対する知事の見解を問うものです。

原潜寄港問題について質問します。

危険な原潜寄港に反対すべきである。知事の見解を

問うものです。

高江ヘリパッド建設について質問します。

裁判所を利用した住民運動の不当な弾圧の仮処分申請は直ちに撤回すべきであると思いますが、知事の見解を問うものです。

自然破壊、住民生活破壊のヘリパッド建設を中止すべきであります。

琉球諸島の世界自然遺産登録を目指し、貴重なヤンバルの自然を守り、住民の平穏な暮らしを守るべきであります。知事の見解と対応を問うものです。

自衛隊問題について。

宮古、八重山、与那国などへの自衛隊の配備に反対すべきであります。知事の見解を問うものです。

教育行政について。

日本共産党は、国際人権規約の大学・高校などの高等教育の無償化を日本でも推進すべきと主張し、教育関係者や多くの国民と授業料の無償化の運動を行い、国民世論を広げてきました。一日も早い高校授業料などの無償化を願い、以下質問します。

高校授業料の無償化を早期に実現すべきです。

返済不要の給付制奨学金制度について。

就学が困難な生徒・学生のため、返済不要の給付制奨学金制度が必要です。当局の見解を問うものです。

県内大学において、経済的な理由で退学したのは何名ですか。その対応、授業料の減免制度や奨学金制度についてどうなっていますか。

大学授業料を軽減して、高等教育を受ける権利を保障することが必要ではありませんか。

高校と大学の学費を段階的に無償化することを定めた1966年、国連総会で採択された国際人権規約のA規約（社会権規約）第13条を留保している国は、条約加盟国160カ国中、2009年5月現在、日本とマダガスカルの2カ国だけです。無償化条項の留保を直ちに撤回し、国の姿勢を転換し、学費を計画的に引き下げるべきであります。当局の見解と対応を問うものです。

業者婦人、家族従業者の人権保障について。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献しています。その中小零細業者を支えている家族従業者の働き分の自家労賃は、税法上、所得税法56条により必要経費として認められていません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では自家労賃を必要経費として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。

中小業者を支えている家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めない所得税法56条は、業者婦人、家族従業者の人権を踏みにじるもので廃止すべきではありませんか。

交通事故に遭ったときの生命保険の補償日額は、業者婦人と主婦の場合はどうなっていますか。

我が党の代表質問に関連して、ヤンバル林道建設について質問します。

北部地域森林計画の伊江原支線などの林道建設について、費用対効果に関連して林道建設の事業費用と維持管理費の内訳について説明してください。

対費用効果について、水源涵養便益の洪水防止便益、土砂崩壊便益、防火帯便益について説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田政明議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、知事の政治姿勢の中で、総選挙の結果についてという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

今回の政権交代は、世界的な金融危機による景気後退、雇用や年金問題など将来に対する不安、現状に対する不満、そして政治に変化を求める国民の声が強くなったことが大きな原因であると言われております。

私は、このような変化の流れを民主党がとらえ、脱官僚依存、政治主導を政策の中心に訴えた結果が国民に支持されたものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、衆議院選挙の結果及び普天間飛行場の県内移設についてという御趣旨の御質問なんですが、この1の(1)のイとエが関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

今回の総選挙は、世界的な金融危機や雇用、そして年金などの社会保障に対する不安が大きい中で行われ、このような閉塞感の打破への期待や、これまでの手法に対する批判が相まって政権交代を求める国民の声が強くなり、今回の選挙結果をもたらしたものではないかと考えております。したがって、普天間飛行場移設問題など基地問題に限らず、さまざまな争点などに対する有権者の総合的な判断の結果であると理解をしているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、1の(1)のウ、総選挙の結果と政治姿勢についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私が支持を訴えました候補者が当選できなかったことは、まことに残念でもったいないことだと考えております。

県政を預かる私といたしましては、今後とも広く県民の利益にかなう県政運営に全力で取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、民主党連立政権のマニフェストへの対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

民主党連立政権が三党連立政権合意書に掲げております政策につきましては、地域の活性化や雇用対策の強化、子育て支援、地球温暖化対策推進など、県民生活に資する施策などが位置づけられていると理解いたしております。

一方、地方への影響が想定される施策の実施に当たりましては、関係自治体との協議を踏まえ丁寧に取り組んでいただきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、1の(3)のア、1の(3)のイが関連しております。すなわち、普天間飛行場の県内移設に対する県民の総意及び県内移設に反対することについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきましては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしたいと思っております。

次に、日米地位協定問題についての、見直しについていかがかという御質問にお答えいたします。

新政権の与党三党合意におきましては、「日米地位協定の改定を提起」することとされております。

県といたしましては、日米地位協定の見直しにつきまして、その実現に向け、引き続き渉外知事会等と連携をしながら、日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、核兵器廃絶に関する御質問の中で、核抑止論と核の傘論に対する知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

核抑止論と核の傘論につきましては、さまざまな意見があることと承知いたしておりますが、世界じゅうから一刻も早く核兵器が廃絶され、世界に平和が来ることを願っているところでございます。

次に、同じく核兵器廃絶に係る御質問で、核兵器廃

絶に関する新たな国際情勢に対する知事の見解についてという御質問にお答えいたします。

今回、国連安全保障理事会で米国が提出しました「核兵器のない世界」に向けた取り組みをうたった決議案が全会一致で採択されております。このことは、核兵器保有国である5常任理事国を含め、世界的軍縮の機運が高まっていることを意味するのであります。核兵器のない世界へ向けて一歩踏み出したものと認識いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢についての御質問で、アセス手続の撤回、関係予算の凍結についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の手続の撤回や関係予算の凍結などは、事業者が判断すべきことでございます。

当該事業に係る環境影響評価の手続につきましては、現在までのところ事業者から事業廃止に係る通知はなされておらず、手続が継続していることから、県としましては、当該準備書について10月13日に環境保全の見地からの意見を述べる考えでございます。

審査会における審査の内容についてお答えをいたします。

当該事業に係る準備書については、県環境影響評価審査会において審議がなされたところでありますが、同審査会が当該準備書について指摘している事項は、主に方法書で示されなかった係船機能つき護岸やヘリパッドなどが追加されたこと、予測・評価の内容について科学的根拠が示されていないこと、ジュゴンの調査は単年度では不十分であること、埋立土砂の購入先が示されていないこと、潮流や汀線について、用いたシミュレーションモデルの予測計算の精度に問題があること、埋立土砂採取区域に貴重な植物種が確認されていること、サンゴについて潜在的に良好なサンゴ生息域であるとの意見を軽視していることといったものでございます。

次に、高江ヘリパッド建設問題についての御質問との関連で、ヤンバルの世界自然遺産登録についてお答えいたします。

ヤンバル地域は、世界自然遺産の国内候補地となっている「琉球諸島」の重要な地域の一つであり、世界自然遺産に登録されることは、自然保護や地域振興の面から望ましいことと考えております。

そのため、県においては、環境省が実施しているヤンバル地域の国立公園化等に向けた取り組みに協力するとともに、マングースなどの外来種対策や県民向けパンフレットの作成、シンポジウムの開催等の普及啓発活動に取り組んでいるところでございます。

次に、教育行政との関連で、県立芸大における経済的理由での退学者及びその対策等についてお答えいたします。

県立芸術大学における平成20年度の中途退学者は、総数で12名おりましたが、そのうち経済的理由による者は1名でありました。

大学としましては、経済的理由等により授業料の納付が著しく困難な生徒に対し授業料の免除または減額を行っております。

奨学金制度としては、主なものとして給付型の沖縄県立芸術大学振興財団奨学金と貸与型の日本学生支援機構の奨学金があり、これら奨学金制度の活用も指導しながら、学業が続けられるよう支援を行っております。

次に、県立芸大の授業料の軽減についてお答えをいたします。

大学の授業料につきましては、国立大学等の授業料標準額と同額で、他県の公立大学もほぼ同額となっております。

経済的な理由によって授業料の納付が困難な学生につきましては、減免制度の活用等により適切に対応していきたいと考えております。

次に、同じく教育行政についての御質問で、国際人権規約の無償化条項についてお答えいたします。

国際人権規約の無償化条項を留保していることにつきましては、撤回するかどうかは国の責任と判断によってなされるものであり、今後の国の動向を見守りたいと考えております。

次に、業者婦人、家族従業者の人権保障についての御質問で、業者婦人及び主婦に関する交通事故の補償日額についてお答えいたします。

交通事故における休業補償に関する補償日額に関しましては、自動車損害賠償責任保険と任意保険において、その取り扱いに相違がございまして、

自動車損害賠償責任保険においては、家族従業者と専業主婦にかかわらず、補償日額は一律5700円が基準とされています。他方、任意保険におきましては、専業主婦の場合は5700円、家族従業者の場合はその給与額により補償日額が計算されることになってございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 密約問題について、一括してお答えいたします。

報道によると、密約の存在を示す米公文書などが開示され、4人の外務事務次官等経験者が核持ち込みに関する密約の内実を証言する中、日本政府は一貫してその存在を否定しております。

県としては、日米間の密約の有無については承知しておりませんが、今回の岡田外務大臣によるいわゆる密約問題に関する調査命令は、密約をめぐる過去の事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためのものと考えております。

これらの密約に関する調査は、調査チームを9月25日に立ち上げ、本年11月末をめどに結果が出されることとであり、その推移を見守っていきたいと考えております。

次に、原潜寄港についてお答えいたします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全性が確認されない限り本県に寄港すべきでないと考えており、原子力潜水艦の安全性の確保に当たっては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、最大限の努力を払うべきものと考えております。

高江ヘリパッド建設問題について、防衛局の仮処分申請についてお答えいたします。

国によると、平成20年11月、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑に実施するため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の申し立てを那覇地方裁判所名護支部に行ったとのこととあります。

県としては、現在、仮処分手続が裁判所において係争中であることから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと考えております。

同じくヘリパッド建設への対応についてお答えいたします。

県は、これまで国に対し、北部訓練場の返還に伴うヘリパッドの移設場所の決定に際しては、ヤンバルの貴重な自然への配慮を求めるとともに、当該移設場所の自然環境への影響やその対策等について、県及び関係市町村に十分に説明するよう申し入れてきたところとあります。

国においては、ヘリパッド移設に係る環境影響評価について、これまで自然環境に最大限配慮するとの観点から、沖縄県環境影響評価条例に準拠して、ヘリパッド移設が自然環境に及ぼす影響等について予測・

評価を実施し、これらの結果が環境影響評価図書として取りまとめられております。

県としては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

次、自衛隊問題についての御質問で、先島諸島への自衛隊配備についてお答えいたします。

与那国島への陸上自衛隊の駐屯について、北澤防衛大臣は、去る9月25日の記者会見において、沖縄全体のトータルで見ると、果たしてそこに早急に防衛力を整備する必要があるのか、いたずらに近隣諸国に懸念を抱かせるようなことはしないで、丁寧にやっていきたいと発言しております。

自衛隊の配備については、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきであると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、高校授業料の無償化についてお答えをいたします。

高校授業料の無償化が実現すれば、保護者の教育費負担軽減につながるものと考えます。今後、国の動向を注視して適切に対応していきたいと考えております。

次に、給付型奨学金制度についてお答えいたします。

本県では、就学意欲がありながら経済的理由等により就学が困難な生徒や学生に対し、奨学金制度の活用による就学支援等に取り組んでいるところであります。

給付型奨学金制度の導入につきましては、財源の確保や、導入後における奨学金制度の継続等について課題があると考えております。

県教育委員会としましては、奨学金貸与制度の一層の充実を図ることなどにより、本県の有為な人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、国際人権規約の無償化条項についてお答えいたします。

国際人権規約への対応につきましては、国の責任と判断によってなされるものと考えております。

県教育委員会としましては、その動向を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 教育行政についての御質問の中の、県立看護大学における経済的な理由での退学者及びその対応等についてお答えします。

県立看護大学においては、平成18年度から平成20年度までの過去3年間に、2名が経済的理由により退学しております。また、平成21年度前期の授業料の減免措置については、免除が6名、減額が7名となっております。さらに、平成20年度においては、学生351人のうち52.4%に当たる184人が日本学生支援機構奨学金を活用しております。

次に、県立看護大学の授業料の軽減についてお答えいたします。

県立看護大学の授業料は、他府県と同様に国立大学の授業料に準じて設定しております。

経済的な理由によって授業料の納付が困難な学生については、減免制度の活用を助言するなど適切に対応していきたいと考えております。

次に、国際人権規約の無償化条項についてお答えします。

国際人権規約の無償化条項の留保の撤回については、国の責任と判断によってなされるものと考えております。

福祉保健部としましては、今後の国の動向を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 業者婦人、家族従業者の人権保障についての御質問のうち、中小企業の家族従業者に係る所得税法第56条の廃止についての御質問にお答えします。

所得税法第56条は、家族経営を行っているような自営業者の事業所得の算定において家族従業員の給料を必要経費に算入しないことを定めた条文と認識しております。

県としては、国税である所得税について述べる立場ではございませんが、平成21年3月24日の参議院財政金融委員会で質疑が行われており、その中で財務大臣が「研究する」旨の発言をしておりますので、今後の国の動向を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 我が党の代表質問と

の関連の中で、費用対効果に係る水源涵養便益等費用についてお答えいたします。

水源涵養便益につきましては、洪水防止便益、流域貯水便益、水質浄化便益で算出されます。

洪水防止便益につきましては、収穫直後の森林の状態と収穫後造林し、整林したときの森林の状態における雨水の流出の差を便益として算出します。また、流域貯水便益につきましては、収穫直後の森林の状態と収穫後造林し整林したときの森林の状態における貯水量の差を便益として算出しています。

水質浄化便益につきましては、収穫直後の森林の状態と収穫後造林し整林したときの森林の状態における水質浄化能力の差を便益として算出しております。

費用につきましては、チイバナ線、伊江原線、楚洲仲尾線の3事業についての費用として、チイバナ線、伊江原線、楚洲仲尾線の当初の事業費は、チイバナ林道で5億円、伊江原林道で1億9000万1000円、楚洲仲尾林道で2億6800万円となっております。

費用対効果における総費用は、事業費及び維持管理費を加え、社会的割引率を加味した合計金額であります。したがって、楚洲仲尾線の費用は2億6800万円で、50カ年計画の維持管理費用621万円の金額に社会的割引率を加味して2億5205万7000円となっております。

また、チイバナ林道及び伊江原林道の総費用については、事業費のみを計上しております。

現在、算出もとの資料を収集して再度算出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 専業主婦の場合は5700円、家族従業員の場合は給与額により補償日額が計算されます。その場合に、白色申告の家族従業員、専主が控除を受けている場合は、その人件費を控除できる限度額が86万円でございますので、そのときの補償日額としては2356円となります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 じゃ、再質問させていただきます。

その前に、密約の資料を知事、実はこれ全文なんですよ。それを私たちは政権に出しているんです、それ

だけ。後は、本当はもっとやりたいんですけども。

その中では、ホワイト・ビーチに来る原潜は、すなわち寄港は、トランジットは認めることになっているんですよ。だから、ホワイト・ビーチに来る原子力潜水艦は、日本政府も公然と核を積載して寄港するのは構わないということを言っているんですよ。これに対してどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 先ほども答弁いたしましたけれども、これから調査チームを立ち上げて正式に11月をめどに結果を出すという、これは政府として正式に調査しますから、その結果によって対応していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 先ほどの林道の問題ですけれども、この事業費と維持管理費を合わせて全体の建設費になると思うんですけども、先ほどの事業費、2つの線で維持管理費が入っていないと。これは費用対効果で建設費を少なくして、そして便益の方法はいろんな指数で、疎林、これを未収であるにもかかわらずやるとか、さまざまなだましの手口が入っているんですね。

だから、こういうふうにして維持管理費がないままこの予算というのは認められるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） チイバナ林道及び伊江原林道の総費用の中で、事業費にも計上しているということですが、今の維持管理費を計上しているかについては、現在、算出もととなる資料を収集して、再度算出をしている状況であります。

○前田 政明君 議長、今質問に答えてないですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） チイバナ林道及び伊江原林道の総費用には事業費のみが計上されていて、維持管理費は今計上されていません。

しかしながら、費用対効果につきましては、1点以上あります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後5時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） チイバナ林道及び伊江原林道の総費用の中には、事業費のみで維持管理の数値は入っていません。そういうことで、再度その算出の詳細について確認したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 事業の維持費が入らないと、積算、事業そのものが成り立たないんですよ。総務部長、こういうマニュアルに基づかない、事業費だけ、40年間維持管理しなければならない、これも入れて総事業費とやるべきなんだということで、こういう計算でも皆さん認めるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（兼島 規君） お答えします。

予算要求する段階で総務部としては、その箇所づけをしましたら後は執行の問題で、適宜執行されるかどうかだと思います。事業の問題だと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 事業費の見積もりが間違っている。要するに、その根拠がないというのを知事、これを積算も含めて、今事業費だけで維持費が入っていない、これ2つもある。こういうのを許されますか。どうなんです、そういう事業を認めることは許されるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 国庫補助事業になりますので、国の方の補助要綱等々を含めて農林水産部との間で調整した結果、交付決定がなされ、それに対して県の方は対応費としてつけた形で執行されますので、今後のそういう執行については、国と農水部との間で調整しながら進めていくものだと思っております。

○前田 政明君 議長、答えてないですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） チイバナ林道及び伊江原林道の総費用については、事業費のみで維持管理費は計算の中に入っていませんでした。その計算手法において、計算の仕方に不十分な点がありました。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 これは補助金適正化法にも触れるような私はやり方だと思いますよ。

次に入りますけれども、水源涵養便益の係数ですね、どういう根拠で使っているのか説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） チイバナ林道における水源涵養便益につきましては、水源防止便益、流域貯水便益、水質浄化便益ありまして、洪水防止便益につきましては8965万9000円、流域貯水便益につきましては2046万2000円、水質浄化便益につきましては2948万5000円となっております。

○前田 政明君 質問に答えてないですよ。僕は係数は何かと聞いているんだよ。金額は聞いてないよ、流出係数は何かと聞いたんだよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 流域貯水便益の指数ですけれども、まず事業実施前の貯水率が0.51です。実施後が0.56となっています。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 皆さん、流出係数では0.65で計算しているんじゃないですか。疎林としてやっているんでしょう。要するに、現状を疎林として0.65で係数を出しているんでしょう。だから、そこについて説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 済みません、先ほどの流域貯水便益でございまして、洪水防止便益につ

きましては、事業実施前が0.65、事業実施後が0.55でございます。先ほどの数字は流域貯水便益のこととございました。失礼しました。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 それから、地表状況は疎林ですよ、最初は。疎林でしょう。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） はい、疎林です。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 そこは密林じゃないんですか。疎林というのは、木がまばらな林でしょう。そこはそういう状況だったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 伐採跡地は事業を行う場合、将来的に疎林等の粗悪な森林状態になるとの考え方に立って、疎林と見たところでございます。これにつきましては、マニュアルにも記載されております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 これは前でしょう、後の話じゃないよ。何で、林だったところを木がまばらということで、皆さんなぜそういうふうに見たかと聞いているんだよ、後のものじゃないよ。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） マニュアルには伐採跡地は事業を行う場合、将来的に疎林等の粗悪な森林状態になるとの考え方に立って、疎林ということでマニュアルには表現されています。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 そのときは、事前のときには疎林だったんですか。本当は木が生えていたんじゃないの。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 伐採する前はそういうこととございますが、マニュアルには疎林ということで、先ほど説明したように、伐採跡地は事業を行わない場合、将来的に疎林等の粗悪な森林状態になるとの考え方に立って疎林とみなしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 疎林じゃないところを現状認識、マニュアルで計算するときにはどうなるかというときの係

数を意図的にはげ山みたいにしてやっている。そこはなぜかと言ったら、対費用効果を、費用をたくさん出すため。それで事業は少なく、維持費もやらない。こういう形で対費用効果を出して、あたかもそれが公共工事に適しているかと。そういう手法はやめるべきですよ。

知事、こんなやり方でね、もう時間がないから決算特別委員会でやりますけれども、こういうようなやり方は、事業をとめるべきじゃないですか。道理がないですよ。知事、答弁お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 事業の着手につきましては、再度、今費用対効果を算出しておりますので、国と調整していきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 本当にでたらめだと思いますよ。

これは、また林野庁にも国会議員から問い合わせをしてやっていきたいと思います。

時間がないんで、知事、基地問題ですけども、ベストは県外だと言うけれども、それは現実的だと。これは本当に辺野古で現実的なんですか。13年間つくられなかった、ここに決めたらすぐできるんですか、教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問にはお答えがしにくいんですが、ここに決めたらすぐできるんですかと言われてもいろんな手続やいろいろありますから、時間は必要だと思いますけれども。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 だから知事は、ベストは県外だけれども、現実的にはいわゆる辺野古だということでしょう。それは、危険性の除去と早期にということで、できる確信はどこにあるんですかと聞いているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のどこにあるんですかと、県外と言っても当ては一つもないでしょう。国内なのか、国外も含めてですよ。県内で、これは日米合意されているところですから、そこは確実に当てがある場所ではありませんか。だから、そこは現実的だと申しているわけ。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事、13年間建設ができなかったのは、住民や地元を含めて反対運動が全国、全世界的に広がって、世界自然保護会議でも2度も決議がやられると。そういうところで、じゃ知事は、反対運動を含めてこれをねじ伏せて、何が何でも強行するんだという、そういう旗を今上げているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の表現といいますが、御質問には全く理解不能な表現をたくさんお使いになっているんでお答えしにくいんですが、ねじ伏せて何するというわけにいくわけじゃないありませんか。ただし、これがS A C O合意から時間がかかってきたというのは、いろんなことがあってここまで来ているんであって、その中にはおっしゃるように反対運動であるとか、いろんな考えの違う人たちのいろんな御意見があったというのはよく理解しておりますよ。だからといって、それを全部ねじ伏せてやるなんて、だれも言っているわけじゃないよ、念のため。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 これは、今度の総選挙の結果、知事はいろいろ言いましたけれども、明治以来、8月の総選挙は初めてなんですよ。わかりますか。だから広島、長崎の問題が大きくなったでしょう。8月15日で、平和の問題が今度大きな争点になったんですよ。自民党の県の関係者も、この米軍再編の問題が大きな風になったと。その結果は、沖縄県民の運動が全国を励ましているんですよ。13年間、2000日ですよ、知事。この2000日の運動が今の建設を阻止してきているんですよ。そういう認識はないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そういう認識がないかと言われれば、認識の違いがあるだけでして、先ほども申し上げましたように、どうして時間がかかってきたかというのは、大田昌秀先生のあの拒否から始まり、稲嶺知事の時代もあり、さらに2キロ沖合が陸側に寄り、いろんな曲折があってここまで来ているわけですし、しかしそれは全部、日米政府による合意をもとに場所が決まり、ある種の手続が、まだ私の2つの要求が満たされておりませんが、きちっとした手続のもとで進められていると理解しておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事、民意ははっきりしているんですよ。岡田外相も含めてアメリカに、総選挙の結果を含めて辺野古はこれは反対だと、だから見直しましょうということで話を今やり始めている。そのときに知事、知事はなおアメリカの立場に立って、辺野古の基

地をつくれと。日本政府は見直そうと言っているのに、あなたはアメリカとともに旗を立てて、基地をつくれというこの旗を上げるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員にそんなにどなられる理由もないと思います、何で私が……。だから、ベストは県外だと申し上げているでしょう。だけど、あなたのおっしゃる県外だと。そして、岡田外相がそうだととしても、今いわゆる政党がかわっても政府は同じでしょう。政府がどうするんだという話がないじゃありませんか。それで、何か変えろと言われてもそういうわけにはいかないでしょう、県知事としては。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 沖縄県の歴史は、キャラウェイ高等弁務官が、自治はない、自治は神話と言った。任命主席だった。これを一つ一つ県民の闘いで打ち破ってきたんですよ、民主主義を。だから、今まさに基地を押しつける政府がなくなった。基地はなくしましょうと、沖縄県民の意向を聞きましょうと、一応、アメリカと交渉しましょうと。こういうときに、壁がなくなったわけですよ。そうしたら知事は、県民とともにこれまでの立場を超えて、政治家だったら民意に従うことですよ。まさに今、あなたは歴史的に問われているんですよ。私は、じゃ一緒にやりましょうと。県民大会もやりましょう。知事は、これまでいろいろ言ってきた苦渋の選択をしたけれども、ベストでいきましょと。なぜ県民を信頼して、沖縄の闘い、県民の闘いを信頼して県民とともに歩く勇気がないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 恐縮ですが、県民とともに歩くつもりでいるんですが、こういう普天間の基地をどうするかという現実の具体的な話について、今マニフェストでは、確かに見直すということが出ておりますが、現実の基地政策、外交・安全保障問題になってきたときに、このマニフェストで見直すという具体的な中身がどういうふうなものなのかというのを伺わないうまま、私に考えを変えろと言うのは、なかなかこれは酷な要求だと思いますよ。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 県民の心や民意がわからない、知事の心を閉ざしている理由が私にはわかりません。日本政府も、沖縄県民の言うこと聞きましょうと。それによって政府交渉しますよと、アメリカと。だから言っているじゃないですか、キャンベルに岡田外相はちゃんとと言っていますよ。今度の結果は、こうすることで

新聞にも出ているじゃないですか。

知事、そういう面ではあなたは、本当は反省をして県民とともに歩むべきなんですよ。ところが、そういうことができない。知事はそういうような県民の願いにこたえられない。そういう面では、自公政治を推してきたあなたの立場は県民から支持されません。

私たちは、県民と力を合わせて、どんな困難なことがあっても辺野古の基地建設をやめるということで、県民運動を起こして、必ず歴史的に基地のない沖縄をつくるために頑張ります。

あなたは、知事にふさわしくないなということをきょうは実感いたしました。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 本日最後となりました。友愛がモットーの民主党の山内末子です。

もう皆様お疲れだと思います。きょうはこの時間になるかなと察しまして、皆様、目の覚めるような私きょうは鮮やかなこの派手なシャツを着てまいりました。実は、このシャツ、「EXP0'75」、1975年沖縄海洋博の記念のシャツなんです。この辺に書いてあります、「EXP0'75」と。

これは、国際海洋博覧会を機に世界へとアピールしアメリカへと渡ったこのシャツが、くしくも34年もたったこのシャツ、元気にこの沖縄にことし帰ってまいりました。とても感慨深いものがあります。

復帰後大きく成長してきたこの沖縄、しかし相も変わらず基地問題で苦しめられているこの沖縄県。新政権が誕生したこの年に偶然にも帰ってきたこのシャツ。私は、復帰を勝ち取り、歩み出したそのときに立ち返り、2度目の沖縄の夜明けを喜び、今こそ沖縄が一つになる、大きな山が動く、そういうチャンスだと叫んでいるような気がし、身の引き締まる思いがいたしております。

沖縄のことは沖縄が決める。政府に翻弄されない真の自治の確立を求め堂々と訴える。新政府はそういう沖縄の思いをしっかりと受けとめる用意ができております。発足2週間、今はウイングを大きく広げてあらゆる声を吸い上げている時期なのです。国民がつくり上げた政府、県民が選んだ政府です。その政権に沖縄県が、知事がしっかりと飛び込んでいくことを県民は望んでいるのではないのでしょうか。鳩山総理もそれを待っております。世界が変わり政権がかわった。あとは、知事が早くこの政権に対応することだと思えます。

ベストの選択を求めて、知事、どうぞ本音で政府に立ち向かってください。

私たち民主党会派、自民党寄りの新垣安弘、共産党寄りの山内末子、そして真ん中で意気込んでおります上里直司。この大きな山、動かぬ山を動かすために、しっかりと全力で知事を後押しいたします。

それでは一般質問を行います。

(1)、日米密約問題についてです。

米国では公文書により明らかになったにもかかわらず、半世紀の間、真相が明らかにされなかったこの密約問題、本格的にメスが入ります。外交は、国民の信頼や支持を得てこそ力が発揮できるのです。政権交代により、密約だけではなく外交への信頼を傷つけ国民不在の外交を改める絶好のチャンスだと、しっかりとその報告を待ちたいものです。

アにつきましては、先ほどありましたので割愛をいたします。

イ、佐藤栄作元首相の密使として沖縄密約を取りまとめました若泉氏は、自書でその存在を明言しており、その密約の存在は否定できないと考えております。その実存の結果が出た際の県の対応を伺います。

次に、日米地位協定の見直しについて伺います。

ア、平成12年に日米両政府に対し11項目の地位協定見直しの要請を行ってから、この間全国的な動きへと発展をしております。前政権の運用改善の姿勢から、新政権は地位協定改定に向け積極的な取り組みが期待される中、政府に対しこの沖縄県はどう働きかけ、そしてどう連携していくのか伺います。

イ、改定の要求とともにもう一步踏み込む姿勢が必要だと考えております。見直しによる現状の改善はいつごろを目標としているのか。その見通し、計画はあるのか伺います。

次に、新政権の政策（医療・福祉行政）への対応についてです。

後期高齢者医療制度、障害者自立支援制度、そして生活保護世帯の母子加算廃止など反対の国民が多かった。これが今回の衆議院選挙の勝利へつながった要因だとも思います。その中で、既に制度も落ちつき現場の混乱、市町村の困惑も予測されます。しかし、長期的観点から新医療制度、また社会保障制度の根本改革は必要不可欠なのです。

そこで伺います。

(1)、後期高齢者医療制度の廃止に伴う本県の影響をお聞かせください。

(2)、障害者自立支援法廃止に伴う利用者・施設・関係機関の影響はどうなるのかお聞かせください。

(3)点目に、生活保護世帯の母子加算復活に伴う本県の影響についてお聞かせください。

(4)、ノンアスベスト社会の実現に向けて伺います。

アスベスト被害の件は前回6月議会でも取り上げましたが、アスベストに起因する疾病の特定が大変に難しい。そういう点から、労災認定が受けられない事例があります。特に、沖縄県ではそれが大変多いということを知っております。

ア、復帰前基地労働者の暴露を含め、時効期間が過ぎても労災請求できるよう、法制度の改善に向け、新政府は大変前向きでございます。沖縄県からそれを求める必要があると思いますが、県の対応についてお聞かせください。

3、地球温暖化対策についてです。

(1)、鳩山総理は初の外交舞台で、2020年までに温室効果ガスを25%削減するという世界をリードする環境政策を打ち出しました。本県は、1990年比、2006年のCO₂の排出量が増加率70%と全国一という報告があります。これまで以上に高い数値目標を立て、温暖化対策を官民挙げて本気で取り組まなければなりません。他府県にはない次世代エネルギーの先駆的地域として大変支援策が取り組まれている中、この増加率に正面から向き合い、これまでの政策を検証する必要があると考えますが、そこでこれまでの取り組み状況とこれからの方針を伺います。

ア、第5回沖縄地域エネルギー・温暖化対策推進会議の内容についてお聞かせください。

イ、第2回沖縄新エネルギー推進会議が9月11日に行われております。新政権移行前にもかかわらず、大臣、知事がともに参加し、沖縄県に対する期待の大きさがうかがえます。その内容、参加した知事の見解をお聞かせください。

ウ、県内ESCO事業の実績と課題について伺います。

エ、学校への太陽光発電設置事業の状況について伺います。

オ、バイオ燃料（バイオディーゼル、エタノール等）事業の状況と課題について伺います。

カ、県のエネルギービジョンの進捗状況についてお聞かせください。

キ、21世紀ビジョンにおけるエネルギー政策のまとめがどのようになっているのかお聞かせください。

4、カジノエンターテインメント導入について伺います。

(1)、これまで県内で説明会が行われておりますが、その状況について伺います。

(2)、カジノエンターテインメント検討事業調査報告書による導入の経済効果、雇用効果、その数字が出ておりますが、その算出基準を示してください。

(3)、事業の今後の展開について、海外視察などその計画についてお聞かせください。

5、男女共同参画行政について伺います。

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されてから10年になります。その環境は果たして進展しているのでしょうか。検証の意味で伺います。

(1)、市町村男女共同参画計画の策定状況を伺います。

(2)、県・市町村ごとの各種審議会委員、女性管理職の実数、目標達成率についてお聞かせください。

6、教育行政について。

(1)、政府は現行の教育委員会制度を抜本的に見直し、自治体の長が責任を持って教育行政を行うという方向性を示しております。現行の教育制度の課題とその認識についてお聞かせください。

(2)、国立社会保障・人口問題研究所の出した都道府県別住みたい県、生みたい県ランキングで断トツ1位が沖縄県という報告がありました。日本で一番の活気と若さを感じられるそういう検証が出ております。うれしい結果です。子供は宝です。本県の児童生徒のあらゆる面での活躍は大変目覚ましいものです。今年度の状況をお聞かせください。

7点目に、日本航空の問題です。

経営赤字、路線廃止、運航削減、人員削減など経営再建計画中ですが、大変心配なところがあります。本県への影響を伺います。

8点目に、うるま市におきまして23日、24日と米軍関連と思われる事故・事件が発生いたしました。畑への侵入事故、コンビニ強盗、状況説明と早期の事件説明、対応についてお聞かせください。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内議員の御質問に答弁させていただきます。

知事の政治姿勢の中で、日米地位協定の見直しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新政権の与党三党合意におきましては、「日米地位協定の改定を提起」することとされております。

県としましては、日米地位協定の見直しにつきまして、その実現に向け、引き続き涉外知事会と連携をしながら日米両政府に求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地球温暖化対策に係る御質問の中で、県内E S C O事業の実績と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、地球温暖化対策に有効なE S C O事業を推進いたしております。県庁舎等の県有3施設への導入で年間約3300トンの二酸化炭素排出量が削減されております。

また、うるま市の庁舎等で4施設、病院、ホテル等の民間施設で4施設におきましてE S C O事業が導入され、約2700トンの削減が見込まれております。

E S C O事業は、省エネルギー効果の小さい中小施設への導入が難しいという制約はありますが、県といたしましては、県有施設にE S C O事業の導入を推進いたしますとともに、民間施設への導入促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、日本航空の経営悪化に係る沖縄への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

日本航空の経営再建計画におきまして、J T A 運航の那覇—神戸間、石垣—神戸間、そして那覇—北九州路線の廃止が検討されていると聞いております。

当該路線につきましては、別航空会社及び近隣空港への振りかえにより一部対応することも可能であると考えられますが、J T Aにおきましては、沖縄の翼として利便性確保の観点などから、慎重に検討していただきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、密約調査結果への県の対応についてお答えいたします。

県としては、日米間の密約の有無については承知しておりませんが、今回の調査により、仮に密約の存在が明らかになった際には、県民生活や本県の基地問題に与える影響を考慮して適切に対応していきたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問で、日米地位協定見直しの見通しについてお答えいたします。

県は涉外知事会として、去る7月31日に二、三年以内などできるだけ短い期限を設けて日米地位協定の見直しを行うことを日米両政府に対し要請したところであります。

県としましては、日米地位協定の見直しに向けて一定の道筋をつけるためにも、できるところから一歩一

歩前進させる必要があると考えております。

また、来年は地位協定制定50年の節目の年であることから、涉外知事会とも連携しながら、引き続き粘り強く地位協定の見直しに向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、うるま市で発生した事件について、その対応についてお答えいたします。

これらの事案については、現在、沖縄県警察において捜査中であり、県としては、事実関係が明らかになり次第、適切に対応したいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 新政権の医療・福祉行政への対応についての御質問の中の、後期高齢者医療制度の廃止に伴う影響についてお答えします。

長寿医療制度の廃止については、廃止後の新たな制度や移行の時期等が示されておりませんので、具体的な影響についてはお答えすることが困難であります。

しかしながら、たび重なる制度の変更により、高齢者や市町村等への混乱が懸念され、十分な配慮が必要と考えますので、今後の動向に注視していきたいと考えております。

次に、障害者自立支援法廃止に伴う利用者・施設・関係機関への影響についてお答えします。

三党連立政権は、その合意書において、「「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。」としております。

障害者自立支援法廃止後の制度内容については、明らかになっていないことから、利用者や施設等への影響について注視しているところであります。

次に、生活保護の母子加算復活に伴う影響についてお答えします。

母子加算の復活については、国が復活の意向を示しているようですが、厚生労働省からの具体的な指示は示されておりません。

母子加算の支給が決定された場合には、補正等の予算措置や福祉事務所等での支給準備の対応が必要となると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 新政権の政策への対応についての御質問の中の、アスベスト労災請求の時効制度の改善についての御質問にお答えします。

県では、平成17年度から、復帰前基地労働者に対するアスベスト関係相談業務と、石綿労災申請手続きに係る支援業務を財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターに委託しております。

しかし、復帰から37年も経過していることから、労災申請に必要な診断書などの証拠書類の入手が困難であるなど労災の認定に至るには厳しい状況にあります。

「民主党政策集INDEX2009」には、アスベスト等に起因する業務災害について、復帰前沖縄米軍基地での暴露を含め、時効期間が過ぎても請求できるようにする旨記載されており、県としては、国の制度改善の動向を見守りたいと考えております。

次に地球温暖化対策について、第2回沖縄新エネルギー推進会議についての御質問にお答えします。

第2回沖縄新エネルギー推進会議は、沖縄における新エネルギーの活用とその推進方策等についての検討を行うため9月11日に宮古島市で開催されました。二階経済産業大臣を初め、資源エネルギー庁長官、仲井真知事、宮古島市長、糸満市長、沖縄電力会長等が出席して、各機関における新エネルギー政策や具体的な取り組み事例等の報告を行いました。

なお、会議に先立ち宮古島では、太陽光発電や風力発電、バイオエタノール製造所などの新エネルギー関連施設の視察がありました。

会議では、新エネルギー施設を宮古島の観光資源に活用するなどの意見が出るなど、沖縄での新エネルギーの導入に対する積極的な姿勢を伝えられたと思っております。

今後も国との連携を深め、沖縄が新エネルギー先進県として発展していくことに努めてまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策についての御質問の中の、エネルギービジョンの進捗状況及び21世紀ビジョンにおけるエネルギー政策についての御質問にお答えします。一括してお答えします。

沖縄県エネルギービジョンについては、昨年度に取りまとめた調査結果に今年度開催した「沖縄新エネルギー推進会議」の内容を盛り込み、ビジョンの素案として検討しているところです。

今後は、同素案を作成後、県民の意見等を聴取した上で、年度内にビジョンとして策定します。

また、島嶼県である本県においては、エネルギーの安定供給及び新エネルギー導入促進は重要な課題であることから、沖縄21世紀ビジョンにおいても、エネルギー政策の目標とする将来像を明らかにし、先進的な

取り組みについて可能な限り盛り込んでいきたいと考えております。

次に、カジノ・エンターテインメント導入についての、県内地域報告会の状況についてお答えします。

沖縄県は、今年度のカジノ・エンターテインメント検討事業として、平成19年度から2カ年間の研究成果、検討結果を広く県民へお知らせし、カジノ・エンターテインメントについての県民議論を促していくため、県内各地区で地域報告会を実施しています。これまで、糸満市、名護市、うるま市の3カ所で行いました。

地域報告会では、「平成20年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書」に基づき報告し、その後、来場者から意見をいただきました。

いただいた意見としては、カジノ・エンターテインメントは今後の沖縄観光の新しいテーマとなるとの積極的な意見や、カジノ導入により既存の地元産業との競合によるマイナスの影響はないかとかいろいろ意見が出てきたところでございます。

同じくカジノ・エンターテインメントの導入について、経済・雇用効果・その算出基準についての御質問にお答えします。

沖縄にカジノ・エンターテインメントを導入した場合の経済効果の試算結果として、沖縄統合リゾートモデルの総事業費が約3200億円、年間売上高が約2102億円、直接雇用数が約1万3000人となりました。

また、産業連関分析に基づく県経済に及ぼす生産誘発効果として約8974億円、雇用誘発効果として約7万7000人、税収効果が約764億円となりました。

その算出基準につきましては、海外における同様な統合リゾートができた場合の対前年度伸び率や、我が国にカジノができた場合の来訪意向に関するインターネット調査などを参考に、沖縄統合リゾートへの来訪者、利用率を試算し、事業規模を設定しました。

年間売上高については、カジノ分は、海外における消費金額を参考にし、レストラン・ショップなどの施設の売上分については、平均的な消費単価を設定し試算しました。

直接雇用者数については、附帯施設数及びその規模から算定しました。

産業連関分析については、沖縄県の産業連関表を用い、総事業費と年間売上高を投入し算出したところでございます。

同じくカジノ・エンターテインメント導入について、カジノ・エンターテインメント検討事業の今後の展開と海外視察についての御質問にお答えします。

沖縄県は、今年度沖縄本島地区の地域報告会に引き続き、宮古・八重山地区においても地域報告会を実施していくとともに、県の広報媒体を通じた広報活動を行う予定であります。

また、県民がカジノ・エンターテインメントについての情報が手軽に入手できるように専用のホームページを構築していきたいと考えております。

なお、海外視察についてはこれから検討していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 地球温暖化対策についての御質問で、第5回沖縄地域エネルギー・温暖化対策推進会議の内容についてお答えいたします。

沖縄地域エネルギー・温暖化対策推進会議では、国・県、事業者等18団体が参加し、それぞれの取り組み状況等の報告や意見交換がなされ、県民一人一人の取り組み内容を示した「沖縄地域・低炭素社会づくりへのメッセージ」が採択されております。

県では、同会議での報告等を平成22年度までに策定するとしている新たな計画に活用し、対策の強化を図っていきたくと考えております。

次に、同じく地球温暖化対策についての御質問で、バイオ燃料事業の状況と課題についてお答えいたします。

沖縄県内では、宮古島市において、バイオエタノールに係る実証事業を展開しており、現在、市内4カ所のE3専用給油所等の施設整備が行われ、給油車両数の拡大が図られております。

バイオエタノールの課題としては、廃液処理や製造コスト、品質管理などがあります。同実証事業において、これらの課題解決に向けた取り組みが進められている状況でございます。

また、バイオディーゼルにつきましては、うるま市などの市町村において、家庭や事業所からの廃食用油を原料としたバイオディーゼルの製造と利用が進められておりますが、品質管理などの課題があると聞いております。

次に、男女共同参画行政についての御質問で、市町村男女共同参画計画の策定状況についてお答えいたします。

市町村の男女共同参画計画の策定状況は、平成21年4月1日現在において、16市町村が策定済みで、計画策定率は39%となっており、沖縄県男女共同参画計画に掲げている市町村計画策定の目標値70%に対して、

達成率は55.7%の状況となっております。

県では、市町村男女共同参画主管課長会議、担当者研修会等を通して計画策定について働きかけを行うほか、未策定の市町村に対して直接出向き、計画策定に関する助言を行っている状況でございます。

また、平成21年度からは、市町村の円滑な計画策定を支援するため、アドバイザー派遣事業を実施する等支援を充実させてまいります。

次に、同じく男女共同参画行政についての御質問で、審議会委員、管理職の女性登用状況についてお答えをいたします。

平成21年4月1日現在の調査によりますと、県における審議会等の女性委員の割合は、委員総数1727名中460名で、26.6%となっております。これは、県の男女共同参画計画に掲げている県の審議会等における女性委員の登用の目標値35%に対して達成率は76%の状況となっております。

また、県の管理職に占める女性の割合は、管理職総数598名中40名で、6.7%となっております。

次に、市町村における審議会等の女性委員の割合は、委員総数1万578名中2451名で、23.2%となっております。

また、管理職に占める女性の割合は、管理職総数1514名中100名で、6.6%となっております。

県としましては、審議会等への女性の登用率を高めるため、女性の委員が不足している専門分野における人材情報を収集し、人材リストを充実させ、女性の登用に活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、地球温暖化対策についての御質問で、学校への太陽光発電設置状況についてお答えいたします。

平成21年4月現在、本県の公立学校における太陽光発電整備校は、小中学校で13校、県立学校で1校となっております。

学校施設についても、環境を考慮した施設づくりが求められていることから、県教育委員会としましては、環境への負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備に努めていきたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、教育委員会制度の課題等についてお答えいたします。

教育委員会制度については、国の教育再生会議等による「会議の形骸化」や「責任の所在の不明確さ」等

の指摘を受け、平成19年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の所要の改正がなされ、改善が図られたところであります。

現行制度の教育委員会は、教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、多様な民意を反映するために首長から独立して設置されている合議制の執行機関であり、地方における教育の担い手として重要な役割を果たしているものと考えております。

なお、条例案の提出、予算の調製・執行、教育財産の取得・処分等は長の権限とされており、また、教育委員は議会の同意を得て長が任命することとされ、地方公共団体における教育行政と一般行政の調和が図られているところであります。

次に、児童生徒の活躍状況についてお答えいたします。

今年度の状況としては、「写真甲子園2009」で南部工業高等学校の優勝及び真和志高等学校の準優勝を初め、全国高等学校総合文化祭における八重山農林高校の郷土芸能部門での優秀賞及び文化庁長官賞の獲得、全国高校総体においては、興南高校男子ハンドボールの団体優勝を初め、7種目が優勝、8種目が準優勝しております。

そのほか、全国中学校体育大会で北谷中学校女子バスケットボールの優勝、美来工科高等学校生の英検1級の合格、また現在開催中の国民体育大会においても優秀な成績をおさめるなど数多い児童生徒の活躍が見られます。

このような快挙は、県民に大きな感動と誇りを与えるもので、本人の頑張りと指導者の熱意はもとより、日々の教育活動の成果であり、父母や地域の理解と協力等によるものであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 初めに、うるま市ホワイト・ビーチ近くにおける畑踏み荒らし事案についてお答えいたします。

本件は、9月23日午前10時35分ごろ、耕作者の方から所轄署に通報があり、早速警察官を派遣して現場調査をしたところであります。

調査結果によりますと、現場に残された大型車両のものと思われるタイヤ痕から見て、車両が道路に接している休耕地から本件被害のオクラ等が植えられた農地を通過し、U字型で再び道路に出ている状況が推測されます。

何らかの理由で車両が畑地内に入り込み、作物を踏

みつづいた状況であることから、事案の解明、車両の特定のため、県警察では現場調査や鑑識活動のほか、採取した資料の鑑定、現場付近の聞き込みなどを行うとともに、米軍基地が近くにあることから米軍に照会を行うなど所要の調査を行っているところであります。

次に、9月24日に発生したうるま市昆布在のコンビニ店における強盗致傷事件の捜査状況についてお答えいたします。

本件は、本年9月24日午前0時8分ごろ、うるま市昆布在のコンビニ店において外国人風の者2名が店内に侵入し、うち1名が店員を両手で押し飛ばすなどの暴行を加え、その抵抗を抑圧して、レジスター内から現金約6万円を強取し、同店員に対し傷害を負わせた事案であります。

県警察では、事件覚知後、被疑者の検索、現場鑑識活動の実施や現場付近の聞き込みなど所要の捜査を行うとともに、被疑者が外国人風とのことから米軍捜査機関に捜査協力を求めて捜査を行っているところでありますが、現在までのところ被疑者の特定に至っていない状況であります。

早期の事実解明に努めてまいる所存であります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 一通りありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

まず密約問題についてですけれども、昨日鈴木宗男衆議院議員の質問主意書の中で、これまでの密約を否定するような外務省の回答があったようです。これまでは密約は存在していないんだという姿勢でしたけれども、今調査中で、結果を踏まえ適切に対処したいという旨の回答があったようです。

こういった見解を聞いただけでも、本当にこの密約はあったんだと、存在していたんだと、それはもううかがえるようなことだと思えますけれども、そういった事態の中で先ほど知事公室長は、うるま市のホワイト・ビーチに対しましては、この件については安全上の約束を踏まえて、これについては今のところは寄港を拒否するようなことはないということをおっしゃっていましたが、そういうことが今でも存在するかもしれない。そういう中で、今でも頻繁にホワイト・ビーチに原潜が寄港している。そのことに対しまして、本県の姿勢として本当に我々を沖縄県民を愚弄しているようなことを今ずっと続けられているんですよね。その件に対しましての見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 再質問の御趣旨というのがちょっとあれですけども、例えば今ホワイト・ビーチに原潜が入っているということで、これは密約との関連、密約は2つ、日米安保のときの2つと復帰のときの2件です。

沖縄の復帰のときも核の持ち込み、それから安保のときも核の持ち込みということで、核が基本的には中心なんです、核密約で。

その核搭載の原子力潜水艦が今本当にこういう冷戦構造が終わりまして、ほとんど核搭載というのはないというふうに我々は情報として聞いておりますけれども、いずれにしても、復帰した後本当にそういうことがあったかどうか、もちろん密約の存在そのものをさっきも言いましたけれども、承知していないんで、それが今回の調査結果によって明らかになれば、当然我々は適切な措置をとっていきたいということです。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ちょっと見解は違いますけれども、今もう核の搭載とかそういうことについては、今の段階では余りないようなことをおっしゃっていますが、実は専門家の中では、中国の軍事的な行動の中でこの沖縄県の近海がそういった戦艦、核を搭載した海上上の軍事行動に中国もアメリカも変化をしてくている。そういうことが今専門家の間ではこれもう当然のようなお話が出ているんですよ。

そういう中で、今のような見解ではなくて、実際に今本当にもうホワイト・ビーチにじゃあなぜそんなに原子力船が入ってくるのかということも踏まえて、本当に今沖縄県はしっかりと政府と一緒にあって密約があった。あったならば絶対にこれはもううるま市は今安全上とか関係なく、うるま市は原潜の寄港に対しまして拒否の姿勢を示しております。しかし、沖縄県は安全上の問題、安保の問題があって危険でない限りはということで今受け入れをしているわけですよね。

そういった意味で、本当に真摯たる姿勢を日米両政府に私は示す時期に来ているんだと思っております。その件について、もう一度知事公室長お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） まず、今回この密約が存在するかということで調査をするわけですが、密約が存在するかどうかですね。存在してなければ、非核三原則というのは当然守られてきているはずですから、もし存在しているということであれば、それはその後

ということがあったのかということの説明を当然求めていかなきゃなりませんけれども、まずは岡田外務大臣もいるんなところでコメントしていますけれども、まずは存在するかどうかということを確認した上で、それが現在も有効かどうかというような議論がこれから出てくると思います。今現在それが有効かどうかということです。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ちょっと視点を変えまして、これまでも事件・事故やそういったものの恐怖感や不安ということで市民が感じていたさまざまな影響というものとはとても大きなものがあると思いますけれども、密約が存在をした、許されない事実、そういうものがもしあったとして、今そういう可能性がある中で、我が沖縄県として、基地を持っている沖縄県としては、沖縄県民の主権を回復するために、私たちの姿勢として憲法94条の中で、地方公共団体の行政執行権が保障されておりますけれども、その保障している権利を駆使をして、国の直轄の管理事項、そういうものに立ち向かうというそういう姿勢というものを今持っていなければならないかと思っておりますけれども、これが今の沖縄県、そして世界に向けて密約ですとかそういったいろんな中に翻弄されているこの沖縄県をアピールするためにも、基地の所在地のあるこの沖縄県の知事の姿勢というものが大変問われていると思っておりますけれども、その件について少し知事の見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、山内議員おっしゃったように、94条の精神でという点は日ごろ我々も地方自治のことをこれには書いてあったと思うんですが、精神を持ってしっかりやっているつもりですが、この密約といいますかこの中身が、今岡田外相調べておられますが、はっきりすればこの精神に立ってといいますか、県としての考えを強く持って対応してまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 済みません。時間がありませんので次に進みます。

地位協定の改定につきまして、今積極的に渉外知事会とともにやっていくんだとありましたけれども、その改定のポイントですけれども、私1点だけ改定のポイントといたしまして地位協定改定の要求の中で、安保体制の弱体化論ということ、これを展開しております米側に対しましてどう反論していくのか、これが大変今回の改定へのポイントだと思います。

それを日本が掲げる理念と米国に対する説得の責任をしっかりと明確にすること、これが改定のポイントだと、まあ1点だけ言えばそれだと思いますけれども、その件について知事の御見解をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時27分休憩

午後6時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 地位協定50年になります。間違いなく状況は変わっているわけですが、そういう中で地位協定をいじったときに、よくパンドラの箱をあけるといいますが、いろんな課題が出てきて、日米安保体制が揺らぐのではないかと、識者とか論者の声はありますけれども、ただそれを抜きにしましても、さっき言いましたように例えば環境問題でありますとか、今でも具体的に沖縄の現実として問題になっているところもありますので、そういうものからまずやっていくということで、余り日米が弱体化するとかということまではいかないレベルでも当然我々としてはいかなきゃならない課題が幾つかあると思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん とにかくスピードアップして頑張っていたきたいと思います。

次に、カジノについてです。

先ほど部長から大変びっくりする経済効果を聞きました。今年度の沖縄県の概算要求額が2853億円、先ほどのカジノの経済効果が3200億円。もう概算要求しなくてもいいんじゃないかというぐらい、カジノ一つくっちゃえば。そういうような計算になっているんですよ。

今沖縄県が出しましたこの報告書を見ますと、本当にびっくりするような金額で、そしてこれは先ほど概算、積算根拠とかありましたけれども、これは本当に実効性があるんですか、可能性はどれだけあるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時31分休憩

午後6時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 実効性については、国の方で法律の議論など出ておりますし、全国の各地域でもいろいろ取り組んでおります。ただ、そういったいろんな問題をクリアしていかないといけないとい

うことで、今その可能性を突き詰めているというような状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 法整備よりも先に私はこういう実効性がないようなこういうものを県民に示して、県民の意識をあおるような、それこそこれ行政のギャンブルに近いようなものではないかとそういうふうに思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のような調査レポートを持って、議員はこれ実効性がない、現実性がないというような印象を持っておられますが、これはちゃんと専門家、そして海外でもよく調査してつくった一つの構想です。ですが、これぐらいの大きさはやりようによってあるということなんです。ですから、それを

もって印象としていかなものかと言われても、いろんな企業グループで3000億、4000億の売り上げというのは、別にそんなおかしい話でも何でもありませんから、それでもって何か県民に間違った印象を与えているのは、私はそうならないと思います。ビジネスの大きさというのはいろいろありますから。

○山内 末子さん 時間ですので終わります。夢は夢で終わりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、5日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 吉 元 義 彦

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成21年10月5日

平成21年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成21年10月5日（月曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第6号

平成21年10月5日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第3号議案 平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例
- 乙第2号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例
- 乙第5号議案 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
- 乙第7号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
- 乙第8号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例
- 乙第10号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例
- 乙第11号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 財産の取得について
- 乙第13号議案 財産の取得について
- 乙第14号議案 訴えの提起について
- 乙第15号議案 病畜肉の流通事故に関する和解等について
- 乙第16号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
- 乙第18号議案 沖縄県収用委員会予備委員の任命について
- 乙第19号議案 専決処分の承認について
- 認定第1号 平成20年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 認定第3号 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 認定第4号 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 認定第5号 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

- 認定第6号 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 認定第7号 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
 認定第8号 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 認定第9号 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第10号 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 認定第11号 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第12号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第13号 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 認定第14号 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
 認定第15号 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 認定第16号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 認定第17号 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成20年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成20年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	新垣清涼君	35番	比嘉京子さん
11番	上里直司君	36番	新垣安弘君
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	奥平一夫君	47番	嘉陽宗儀君
22番	山内末子さん	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞 弘 多 君	会計管理者	名渡山 司 君
副知事	仲 里 全 輝 君	知事公室	棚 原 政 忠 君
副知事	安 里 カツ子 さん	秘書広報統括監	
知事公室長	上 原 良 幸 君	総務部	黒 島 師 範 君
総務部長	兼 島 規 君	財政統括監	
企画部長	川 上 好 久 君	教育委員会委員	中 野 吉三郎 君
文化環境部長	知 念 建 次 君	教 育 長	金 武 正八郎 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん	公安委員会委員	幸 喜 徳 子 さん
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君	警察本部長	黒 木 慶 英 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君	労働委員会	矢 野 昌 浩 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君	公益委員	
企業局長	宮 城 嗣 三 君	人事委員会	伊 礼 幸 進 君
病院事業局長	知 念 清 君	事務局長	
		代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	遊 佐 信 雄 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

9月16日から30日までに受理いたしました陳情19件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ぶただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 おはようございます。

新政権が発足をいたしました。まことに慶賀にたえません。国民の期待にこたえて新時代の端緒を切り開いていただきたいと思います。個人的にもかつての仲間やあるいは勉強会を重ねた仲間たちが国家の枢軸を担っていくということに大変誇りを感じますし、高揚感もあるわけであります。一身を投げ捨てて新しい国

づくりのために御奮闘いただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

新政権との関連についてであります。

(1)、補正予算の回収・凍結について。

新政権は、「子ども手当」などの財源確保のため、既に交付済みの補正予算の中から回収・凍結するものもあるとしている。

ア、これまでの県の積立金の額は幾らか。

イ、支出した額と事業は何か。

ウ、今後事業化を計画している基金活用事業名、事業金額及び民間との調整状況はどうなっているか。

エ、回収・凍結をどのように受けとめているか。また、どのようなことが想定されるか。

(2)、新年度予算について総額の引き上げと一括交付金化という制度的新提案について。

ア、一括交付金とはどのような概念か。

イ、同方式と沖振法に基づく高率補助制度との関係はどうか。

ウ、地方交付税への影響はどのようになるか。

エ、夏に提出された沖縄関係概算要求額に対しても当然見直しが行われるものと思うがどうか。

(3)、新政権と辺野古移設について。

6月議会で知事は、県外がベストというのであれば、民主党などは県外へという主張だから歓迎すべき政権ではないかとの質問に、名護市辺野古に移すこと

が最も現実的という意味の答弁をしております。今日なおその立場に変化はないか。

(4)、新政権の評価について。

ア、総選挙で県内4選挙区で知事与党であった自民党の議席が得られなかった。このことをどう受けとめているか。

イ、連立新政権をどのように評価するか。また、問合いをどのようにとっていくか。

2、環境影響評価準備書に対する知事意見について。

県環境影響評価審査会においては、準備書に対する多くの批判、異論が出ている。知事はどのような観点から意見書を提出するか。

3、沖縄縦貫鉄道の導入について。

沖縄21世紀ビジョン中間案の中に鉄道導入について明記された。画期的なことであり、審議委員及び知事の英断に敬意を表します。

(1)、本島縦貫鉄道導入についての基本的な考えを伺う。

(2)、2030年実現に向けてどのような作業を進めているか。

(3)、実現への条件はどのようなものがあるか。

4、県民医療の確保について。

(1)、県立北部病院産婦人科の現状と今後の対応策について。

(2)、新型インフルエンザについて、第一波の人数及び予想される第二波の予想人数とその対策について明らかにされたし。

5、県立芸大の今後のあり方、運営について。

(1)、県立芸大の建学の理念とはいかなるものか。

(2)、県立芸大の果たしてきた役割をどのように認識しているか。

(3)、同大学の将来構想について説明されたし。

(4)、県の財政負担はどうか。

(5)、卒業生の就職状況はどうか。

6、自殺予防対策について。

(1)、対応策を伺う。

7、宮古南静園、名護愛楽園について。

(1)、長期計画についての県の具体策を伺う。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

玉城義和議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、新政権との関連についての御質問の中で、普天間飛行場の辺野古移設に対する考え方につい

てという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきまして、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしてまいりたいと考えております。

次に、同じく新政権との関連についての中で、総選挙の結果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県政を力強く支えていただきました自由民主党のベテランの先生方が議席を失ったことはまことにもったいない話で、東京における国会における与野党の国会議員の先生方の数が減ったということは、沖縄にとって極めてもったいない話だと考えております。

県選出の国会議員におかれましては、自立型経済の構築、県民が安心して暮らしていける社会の実現など、私と基本的な方向性を同じくするものと認識をいたしており、沖縄の発展に御尽力をいただけるものと考えております。

次に、新政権との関連の中で、新政権への評価及び対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまで国会の与野党を問わず、沖縄が抱える諸問題の解決に向けて協力をお願いしてまいりました。特に、沖縄振興計画や大学院大学関連法案など沖縄の振興策につきましては、国会の与野党を問わず全会一致をもって御賛同いただいた経緯などもございます。したがって、民主党を中心とする連立政権におかれましても沖縄の諸問題の解決につきましては御理解をいただいているものと考えております。

私は、県勢発展のため、これまでどおり政府との意見交換をしっかりと行い、諸問題の早期解決に向けともに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、環境影響評価準備書に対する知事意見に係る御質問の中で、準備書についての知事意見についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書につきましては、県環境影響評価審査会におきまして審議がなされ、同審査会から10月2日に答申を

いただいたところでございます。当該答申は審査会での質疑や疑問などを踏まえたものと理解いたしております。

県といたしましては、この審査会からの答申を踏まえまして、また名護市長、宜野座村長の意見を勘案し、さらに住民等意見に配慮して、10月13日に環境保全の見地から意見を述べる考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 新政権との関連の質問で、国の補正予算に係る県の積立金の額、支出した額及び今後事業化を計画している基金活用事業名等について一括してお答えいたします。

国の「経済危機対策」に対応した基金の積立額は、6月補正予算で障害者自立支援対策臨時特例基金と緊急雇用創出事業臨時特例基金に合計65億6500万円、9月補正予算で高校生修学支援基金や社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金など8つの基金に128億8931万2000円、合計で194億5431万2000円を計上しております。

また、基金を取り崩して行う事業費は、6月補正予算では未成年者の飲酒・喫煙などを防止するための少年健全育成支援事業や骨髄バンク普及啓発・登録促進事業など、合計で約23億円を計上しており、さらに9月補正予算では障害児・者福祉施設等整備事業や海岸漂着物の回収・処理等を行う環境保全対策基金事業など、合計で約39億円を予算計上しております。

既に予算計上した事業につきましては契約を締結するなど事業を進めており、9月補正予算で計上いたします事業につきましても関係団体と調整を進めるなど、事業の円滑な執行に向けて取り組んでいるところであります。

次に、国の補正予算の回収・凍結についてお答えいたします。

国の平成21年度第1次補正予算につきましては、見直しを行うべき事業を閣議決定することとされておりますが、現時点では執行停止となる事業等は明らかになっておりません。

県としましては、地方公共団体向けの予算は執行停止されないものと期待しておりますが、仮に国の補正予算が執行停止となった場合、経済対策の実施に支障を来し、県民生活の安心・安全の確保や地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

今後、執行停止に伴う影響や他県の動向等を見きわ

め、全国知事会等とも連携し適切に対応する考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） おはようございます。

新政権との関連についての御質問の中で、一括交付金の概念についてお答えいたします。

民主党のマニフェストにおいては、地方政府が地域の実情に合った行政サービスを提供できるようにすること等を政策目的として、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金として交付するとしております。現状においては、制度設計等が具体的に示されてない状況であります。地方分権の一つの取り組みであると認識しております。

次に、一括交付金化と沖縄振興法に基づく高率補助制度との関係についてお答えいたします。

一括交付金化については、制度設計等の内容が示されていないことから、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助との関連等についても示されていない状況にあります。

次に、地方交付税への影響についてお答えいたします。

現状においては、一括交付金の制度設計等が具体的に示されてない状況にあり、地方交付税への影響についてもはっきりしておりません。

なお、「民主党政策集INDEX2009」においては、「自治体間格差を是正し、地方財源を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。」としており、地方交付税との統合も含め地方税財政制度全体の中で検討される方向にあると認識しております。

次に、一括交付金化に伴う沖縄関係概算要求額の見直しについてお答えいたします。

内閣府の沖縄担当部局の一括交付金化に関連した予算の見直しについては、その内容等がはっきりしていないことから、現時点で具体的に言及することはできない状況にあります。

次に、沖縄縦貫鉄道の導入についての御質問の中で、本島縦貫鉄道導入についての基本的な考え方についてお答えいたします。

軌道系の新たな公共交通システム導入については、沖縄県の体系的な交通ネットワークの構築や環境負荷

の軽減、県民の暮らしを支える観点から、現在策定中の21世紀ビジョンに位置づける方向で検討を行っているところであります。

次に、実現に向けた作業の進め方についてお答えいたします。

現在、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用し、中南部都市圏を対象にした軌道系を含む新たな公共交通システムの導入調査を行っているところであります。

県としては、21世紀ビジョンを踏まえ、平成13年度に策定した「沖縄県総合交通体系基本計画」を見直すこととしており、その中で沖縄縦貫鉄軌道の導入についても本年度の調査成果等も参考にして検討してまいりたいと考えております。

次に、実現への条件についてお答えいたします。

鉄軌道については、膨大な事業コストや維持コストが必要であることから、経済性や経営採算性の確保などが実現への条件として挙げられます。一方で、県民や観光客の利便性向上、まちづくり効果、渋滞緩和効果、環境負荷軽減等において大きな効果も期待されます。

鉄軌道の導入については、将来の利用者数などをもとに多面的な観点から総合的に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県民医療の確保についての中、北部病院産婦人科の現状と今後の対応についての御質問にお答えします。

北部病院における産婦人科の救急患者の受け入れやハイリスク分娩については、医師2人体制では対応が困難であることから、9月28日から救急診療を制限し中部病院へ搬送しております。

24時間救急診療体制を再開するためには4人の医師の配置が必要であると考えており、あらゆる手段を講じて医師の確保に努力しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県民医療の確保についての御質問の中、新型インフルエンザの第一波の患者数と予想される第二波の予想人数及びその対策についてお答えします。

沖縄県では、7月下旬から全国に先行して流行が拡大しましたが、現在では患者は減少しつつあります。

先行の理由は明確にはわかりません。

一方、全国患者は増加傾向にあり、今後流行が拡大すると想定されています。本県では、この間、定点医療機関を受診した患者数は1万1000人余りに達し、約6万人の患者が発生したと推測しています。第二波の患者数を予想することは容易ではありませんが、国民の約2割が発症するという厚生労働省の発表したシナリオに基づけば、本県では新たに約21万人が発症する可能性があると言えます。第二波への対策としては、他人にうつさないための「咳エチケット」の徹底を周知し、救急医療体制を維持するため、軽症者にはかかりつけ医への受診を呼びかけてまいります。

次に、自殺予防対策についてお答えします。

沖縄県では、現在、「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき自殺対策に取り組んでいるところであり、これまでにうつ病や自殺の正しい知識の普及啓発が図られてきたものと考えております。

しかしながら、現下の経済情勢のもとで平成21年上半年期において自殺者が急増していることから、国の交付金を活用し「沖縄県自殺対策緊急強化基金」を設置して自殺対策を強化することとしております。

次に、宮古南静園、名護愛楽園についての、長期計画に係る県の対応策についてお答えします。

両園の将来構想における長期計画については、憩い・交流ゾーンや保養施設ゾーン等のゾーニングによる施設及び土地利用構想となっているものと認識しております。

長期計画を推進していくためには、地域ニーズや各種法制度等を勘案し具体的な取り組みを検討していく必要があることから、引き続き宮古島市や名護市等と連携を図り、県として必要な対応を検討し、計画の実現に向けて協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 県立芸大の今後のあり方、運営についての御質問で、県立芸大の建学の理念についてお答えいたします。

県立芸術大学を建学する基本的精神は、個性的な芸術文化の継承と創造、それを担う人材の育成、沖縄文化が作り上げてきた個性の美と人類普遍の美の追究により、日本文化の発展と国際的な芸術文化活動へ寄与するものとなっております。

今後とも建学の理念に基づき、有為な人材の育成と芸術文化面での地域貢献を推進していきたいと考えております。

次に、県立芸大の果たしている役割についてお答えいたします。

県立芸術大学は、沖縄県が有する個性的な芸術文化を継承し発展させるため、理論的・技術的研究と教育を実践しております。それにより多くの芸術家や伝統芸術の後継者を育成しており、その果たす役割は極めて重要であります。

今後とも本県の特徴を発揮し、その成果を積極的に還元するなど、沖縄の芸術文化の振興に大きく寄与するものと考えております。

次に、芸大の将来構想についてお答えいたします。

少子化による学生数の減少、多様なニーズへの対応、財政状況の厳しさ等、県立芸術大学を取り巻く状況は厳しいものがあります。

芸大では、より魅力ある大学づくりや大学運営の効率化等を目的に、「沖縄県立芸術大学改革推進委員会」を中心とした主体的な検証、取り組み等を行っております。また、芸大と文化環境部で組織する「沖縄県立芸術大学連絡会議」を通し、双方の共通認識に立った一体的な対応、連携を図っているところでございます。

将来的な芸大の構想やあり方につきましては、今後ともこのような取り組みを通し、関係機関や外部からの意見等も踏まえて総合的に検討、協議していきたいと考えております。

次に、県の財政負担についてお答えいたします。

県の財政負担につきましては、平成20年度の決算額で見た場合、決算額が14億7952万8000円、このうち一般財源が11億1881万6000円となっております。

次に、卒業生の就職状況についてお答えいたします。

平成21年3月の県立芸術大学の卒業生121名のうち、就職希望者が全体の50%、60名で、そのうち就職した者が33名、就職希望者に対する就職率は55%となっております。

主な就職先としましては、小・中・高校等の教員、デザイン関係の企業や美術館、染織関係、音楽関係企業などとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 再質問をいたしますが、まず全般について知事の御認識を少しお聞きをしておきたいと思いますが、今般の政権交代についてであります。私は、多分いろんな理由があると思いますが、この大きな背景は、1つには、経済成長が低成長あるいはマイナス成長に切りかわってきたこと、これがすなわち従

来の自民党は各団体やあるいは地域において補助金等々で調整をしてきた機能が、やはり全体的に失われてきたのではないかということが1つではないかと思えます。

もう一つは、いわゆる米ソを中心とする冷戦構造の崩壊があるのではないかと。すなわち自民党は、結党以来自由及び自由主義陣営を守るという党存立の大きな御旗があったわけですが、それが薄れたというかなくなったというか、必ずしも自民党でなくてもいいという代替性を持ち出したんではないかというふうに思うわけで、後期高齢者医療とか年金とかいろんな当面の政策の問題はあったとしても、私はこの大きいバックボーンはそういうことじゃないかというふうに思います。

それらが主として政権移行の原因だとすれば、この要因が我が沖縄県にどういう影響をもたらすかということが私は極めて重要ではないかと、こういうふうに思うわけですね。民主党にすれば勝因、自民党にすれば敗因ということですが、これはかなり構造的な問題で、時代をかなり制約していくんではないかと、こういうふうに認識をしているわけであります。

第1点目の経済成長に絡む財政的な面で申し上げれば、民主党は財政の無駄を削っていくと、無駄というのがどういうことかわかりませんが、少なくとも優先順位をつけるということですね。そういう意味では厳格にこれをつけ直していくというふうに言っているわけで、来年度の新年度予算も含めてゼロベースから見直していくということになっているわけであります。

そういう意味では、従来、我が県がやってきた4次にわたる特別措置だとか、あるいは高率補助というものですが私は恐らく大幅な見直しが不可欠ではないかと、必ず出てくるんだろうと思います。そういう意味では、酒税等も含めて大変な恩恵を受けているわけですが、いわばこれらの制度も、この補助制度も法律も含めて、いわば2012年問題ともいべき大変大きな山を私は2年半後に迎えることになるのではないかと。このことがそういう制約をつくるのが、制約が出るのが私はある意味でいえば自民党と民主党の政権交代の基礎をなしているのではないかと、構造的な問題ではないかと思うんですね。

そういう意味で、知事のこういうことに対する認識、2012年問題というのがあるかどうかわかりませんが——私はあるような気がしますが——知事の御認識をお伺いをしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、玉城議員の堂々たる分析に対して、私の方で十分なお答えができるかが少しつらいんですが、政権交代の理由については、本当にいろんな角度から申し上げてきましたように、専門家によるあれがまだ始まったばかりだと思います。将来に対する不安であるとか、現在に対する不満であるとかいろんな角度からありますし、選挙戦術そのものもあったかもしれません。

ただ、おっしゃったように、1つは10年ごとにやってきたこの沖縄振興計画といいますが、これが第4次にわたってあと2年すればまた変わり目に来ます。そういうときにこれが2012年に相なりますか、これはこういう世の中が動き経済が変化をし、おっしゃったように冷戦構造が変化した、崩壊したという中で、我々沖縄の振興についても当然のことながら課題解決、何が課題かという選択から始まって解決の方法、そのプライオリティーをどうつけていくか。国は何に責任を持ってやるのかやらぬのかも含めて、これはまず時間的には今の振興法が2012年で切れますから当然やってまいります。それに加えて、まさにおっしゃった政権交代に伴ってどういうプライオリティー、政策変更、どこへ重点を置くか、順序はどうかという問題は当然起こってまいります。ここが具体的に何だろうというのは、実はまだ私も民主党政権の沖縄ビジョンなどは読ませていただいておりますけれども、沖縄にどう影響が出てくるのかがまだつかみ切れておりませんので、ぜひ議員のまたいろんなお知恵もかしていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 総務部長の答弁でも、一括交付金も含めて不確定要素が多くてなかなか答弁できないという話がありましたが、いずれにしても2年半後ぐらいに来る2012年問題というのは、私は相当な覚悟を持ってやはりお互いにかからないと、従来どおりではなかなかないかというふうに思います。4次にわたる振興計画の中で産業構造とか雇用対策とか県民所得とか、なかなか思ったように前進が見られないわけですね。これについて、私は徹底的な、2年半かけて総括が必要だろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさにおっしゃったとおりで、今、沖縄の審議会もスタートさせていただいて総括をやっている課題と、総括をやっている最中ですか

ら、まとまる前にまた議会の先生方との意見交換もぜひお願いしたいと思います。

ただし、今の見方、これはもう少し本当は厳密に議論が必要かと思いますが、県民所得一つとっても、これのとり方ですね。私はかなり40年前に比べてそれなりの向上はしてきたと思いますし、失業率のとり方ですが、これも労働人口が今65万から67万人、さらにまた今ふえ続け、ジョブの数が60から62万まで減ってなく、ふえているわけですね。ですからこの失業率も倍だという実態ではありません。最新月では6.6まで落ち、日本全体がたしか5.7までいっていますから0.9ぐらいの差で、ある県と比べると、沖縄の方がいいというようなデータもないわけではありません。

そういうことで徐々に徐々に沖縄県経済とか沖縄のファンダメンタルズは実は改善されつつあると、私は認識をいたしております。ですが、ただ、基地にかかわる話とか、返ってくる基地の問題……。

○玉城 義和君 ちょっと短目をお願いします。

○知事（仲井眞弘多君） そういうものについてまだ残されている課題だと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 個々の細かいことは別にしても、大局としてやはり40年間の施策については、やはり基本的にこれは徹底した県民的な議論・総括が必要だというふうに思っております。

21世紀ビジョンもこれは中間案ができていますが、先生方からはまだ生煮えで少し中身をつけ加えることもあるので、そんなに慌ててやらないで、もう少し意見もよく聞いてもらいたいというのがありますので、そんなに性急に結論を出さないで、少し年度末ぐらいまでにやっていただきたいという意見も届いておりますので、ひとつぜひお考えいただきたいと。

次、基地問題であります。2番目に言った冷戦構造についてであります。日米関係も変わりつつありますし、せんだって渡久地議員からありましたように、アメリカも国外の基地については撤収へと大きく動き出しているわけですね。そういう意味では非常に動きがあるわけで、私は60数年間も独立国家としてありながら、その国土に、県土にアメリカ軍、外国の軍隊を置いて、そして地位協定のような不平等な条約を持つことが本当に国家・国民のためになっているのかという、これは右とか左とかという議論じゃなくて、国家のあり方として、国民の生き方として本当にこれでいいのかという議論、これは右・左含めてやらぬとだめですね。これは左の専売特許じゃないので、これはむしろ右の方から本当は出てくるべきもの

ですが出てこないで、そういう意味では、私はこの際、民主党の政権の一番の大きな課題は、そういう意味で本当に日米関係を時代に合った関係にできるかと、こういうことだと思いますし、そういう枠組みから知事も頭をぜひ切りかえて考えていただきたいという前提で申し上げますが、きのう、私は九州にいたんですが、朝・毎・読の全国紙はこぞって前原発言と仲井眞知事の発言を取り上げておりました。毎日などはトップで取り上げているわけですが、記事は、前原大臣が辺野古移設について、鳩山政権のもとで新たな移設先の再検討とその実施が必要だと、こう述べたのに対して、そういうふうに移設見直しを表明しているのに対して、一方の沖縄県知事・仲井眞知事は、名護市が受け入れてくれる間に移設した方がより現実的だと、こう述べたとなっているわけですね。私はこの記事を読みながら、この新聞を読んだ国民は、このことを一体どういうふうに受けとめるんだらうかと、こういう思いを深くしたわけですね。

県内移設を望んでいるのはむしろ沖縄県知事なのかと、こういうふうに受け取るわけですね、国民は。沖縄県の側なのかと、県内移設を望んでいるのはと。こういうふうに受け取れるような記事が朝・毎・読とも載っかっているわけで、私はこれは国民に対して大変な間違ったメッセージを沖縄県知事は出しているんじゃないかと、こういうふうに受け取ったわけですが、これで本当にいいんでしょうか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私はその記事は読んでおりませんが、二、三漏れ聞いた部分がありまして、もしそういう表現になっているとすれば全く心外な話でして、そもそも基地のありようについては新しい政権がきちっとした考えと具体的な方針と工程をきちっと出すのを私は待っている話でありまして、今おっしゃったような受けとめ方をされているとすればまことに心外な話でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 受けとめ方をされているかどうかというよりも、おとといの前原さんの発言はかなりはっきりした発言だったものですから、一方では前原さんは県外移設と、このままでは13年もたっていてどうにもならぬと、こう一方で言い切っているのに、沖縄県知事は、名護市が受け入れている間に何とかこれはやった方がいいという、非常にこれは県内受け入れとあるものだから、2人のコントラストが明確になって、国民的にはそういうふうな受けとめるのは当然だろうということでもあります。

新政権の沖縄基地での移設をめくっては、今、政策の基本を固める非常に重要な時期なんですね。こういう時期で、そういう意味で言えば知事の発言は大変これは大きいわけですね。もっと深みのある戦略的な発言をしていただかないと、私は今の知事の対応の仕方は大変これは沖縄の県益を損なっているのではないかと、こういうふうに思います。

前原さんの考え方などは、13年もたって動かない基地、これをどうにかして早く動かさなきゃならぬと、こういう考えに立っているわけで、私は、知事は、この前原さんの持っている問題意識のところにまでさえ到達できてないんじゃないかと、こういうふうに思うわけで、一連の発言は非常に県益を損なっていると思います。

ところで知事、この前来た防衛大臣が帰任されてから、東京のある新聞記者からの話だと、防衛省の中では沖縄県知事は県内移設やむなしと言ったと、県内移設が現実的と言ったと、こういう移設容認だということが知事の意見だということが改めて防衛省の中に流れていると、こういうことであります。それが意図的に流されているということを伺っておりますが、私は、まさにこれこそが新大臣を一等最初に早々と沖縄を訪問させた防衛省の官僚の知恵だと思うんですね。それに乗ってしまっているわけですね。そこで知事もそういうことをおっしゃるものだから、防衛大臣にすれば、知事もそういうことを言ったんだと。反対派には会いませんでしたが、賛成の方々に会って、私が会ったところはみんな大体賛成でしたと、こういう構図をつくらうというのが私は防衛官僚の考えたことだろうと思います。それはそういう意味では一時的に成功しているわけですね。

私は、そういう意味では知事がおっしゃる、まだ東京の方針がはっきりしないじゃないかと。だから私も申し上げられないというのはある面で合っているんですね。要するに、東京の方がいろんな大臣があられてニュアンスが違う。それをとらえて知事が、東京が決まらないうちに私の方から言うのは責任をかぶることになると、こういうことと言うのは私はある面では合っていると思うんですね。自分の態度ははっきりしないで沖縄県知事どうですかという言い方は、決してこれは潔いやり方ではありませんよ。私は、そういう意味ではこういうことを言うべきだと思うんですね。

知事は、相手がはっきりしないわけだから、その中では自分の意見を言っちゃだめですよ、これは。交渉の当たり前のルールであって、あなたたちのあの意見がはっきりしない限りは私の意見は申し上げられませ

んと、そういうふうに言うべきところなんですね。ところが、それを知事ははっきり言うものだから、辺野古がいいんだとか、その方が現実的だとかおっしゃるものだから、一方がはっきりしないのに知事がはっきりしていると、こういう構図になっちゃうんですよ。したがって知事、こういう場合には、交渉の仕方の私は基本的なルールだと思いますが、日本政府の態度がはっきりしない間は私の態度は白紙ですと、こう言うべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに今の議員のような御指摘はできないことはないと思うんですが、これは私も議会で何度も申し上げているとおりで、一日も早い危険性の除去のためにはもうやむを得ないということを書いて、これまでの取り組みを申し上げているところで、さらに、いずれにしても新政府のマニフェストですか、あれに伴う具体的な政策をきちっと出していただきたい、説明を求めますというのはちゃんと申し上げているので、それを今待っているところです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 相手側の態度がはっきりしないうちにどうですかと言われて、経過も含めてそうですが、自分の意見を言うということは、まず相手の術にはまることになるんですね。したがって、日本政府の態度がはっきりしない間は、沖縄県知事としての態度は申し上げられませんか。過去にはいろいろありました。ありましたが、政府がかわったんですね。したがって政府の方針を出してくださいと。それまで私はコメントは出しませんと、こう言うべきなんです。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員のやり方というのは、確かにそれはそれなりに私は一理あると思いますよ。ただ、今、例えば環境アセスというのは進んでいるし、知事意見を言わないといかんわけですね。そういう中でまさにこれもはっきり申し上げているのは、取り下げということが可能ですよと、それもやらないでいて、そしてみんな沖縄へお見えになっているんな意見を聞いて歩かれると。これは現場主義の私から言えば非常にいいことですが、ただおっしゃったような報道のされ方、受けとめ方をもし本気でやっておられ

るとすれば、まことにこれは心外なんで、改めて物を言わないようにするのか、むしろはっきり逆に言うべきか、ちょっときょうの御意見はひとつ御意見として預からせてください。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 今、私も知事にこの段階で辺野古に移設反対をおっしゃってくださいとは申し上げません。申し上げませんが、ただ、状況がこういうふうに劇的に変わって、今大変重要な時期を迎えて非常にいろんな思惑があって、いろんな流れがあるわけですね。その中で知事の発言というのは非常に重要な意味を持ちますよと。したがって、そこは深みを持たせて、もっと戦略的に位置づけて、スタッフとも相談されて、そのところは沈黙を守るなら守る、白紙に戻すなら戻す、こういうやっぱり戦略的な対応が必要だということでありまして、そこはぜひきょうの議論を深めて——少しお考えになるとおっしゃいますから——ぜひそこは議論をされて、きちっとひとつ県益を損なわないように、長期的にも耐え得るようなそういうことをぜひお願いをしたいと思っております。

時間もなくなってきました。たくさん用意しましたが、基地問題はまた後に譲ります。

鉄軌道交通の問題であります。先ほど企画部長が経費がかかる、コストがかかる、当たり前の話で、私はもう30回ぐらいこの質問を当選以来繰り返していますが、いよいよ少し本格的になってきたかなと思っています。

一言申し上げれば、沖縄の鉄軌道問題はコストから入ったら絶対だめですよ、これは。もう、すぐ挫折しますよ。必要かどうかという必要論から入らなきゃだめなんですね。これは四国も九州も北海道もみんな赤字なんですよ。だけれども、国鉄からJRになるときに基金があって、例えば北海道などは毎年19年度で278億円、20年度で245億円投入されて赤字が解消されているわけであって、必要なものにはこれは当然税金を入れなきゃだめなんですよ。だからそういう意味で必要論から入らないと、企画部長が言うように金の話から入るともうすぐだめになっちゃうんですね。知事の御決意を。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 鉄軌道のお話につきまして、私の公約にも実はありまして、一番初めに議会が

あったときに玉城議員からきつい、しかし頑張れというたしか御質問などをいただいた記憶がございます。鉄軌道については、文字どおり北から南に至る、ないしは環状の公共交通システムがある。それも鉄軌道というのは一番私もいいと思います。それで、今おっしゃったように、これはまず必要性から入っていけと。今度もう一回、平成12年にやった調査に加えて、必要性の詰めはぜひやります。ただし、これで今大きな赤字の対応を上手にやれるかというあたりは、むしろまたお知恵をぜひかしてください。そこがいつも引っかかるところだと理解いたしております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 時間がありませんので、例えば、東日本とか西日本というのは大変もうかっているんですね。東日本なんていうのは2000億ぐらいの黒字を出しているんですね。だからちょっと奇想天外な話ですが、例えば東日本の子会社にするとか、思い切ったことを考えればいいんですよ。だから、もうかっている方から取ればいいので、ないところからは取れませんからね。だから、もう少しゆるんな知恵を出しながら考えていけば、私は知恵は出ると思う。だから必要論から入っていけばいいんだらうというふうに思います。

また続けます。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、こんにちは。

社大・結、瑞慶覧功です。

通告に従い、一般質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、沖縄返還密約について。

ア、米軍用地の原状回復費をめぐる肩がわり密約のほか、有事の際の核再持ち込みに関する密約があったと言われている。知事の見解を伺います。

イ、佐藤栄作元首相のノーベル平和賞の受賞について。

6月議会で知事は、非核三原則や東アジアにおける平和の増大への貢献を理由に受賞されており、功績が評価されたと理解しているとの答弁でした。密約の存在が明らかになった場合の知事の見解を伺います。

(2)、与那国町の自衛隊誘致について。

ア、外間与那国町長が6月30日に当時の浜田防衛相に自衛隊誘致を要請しました。そのことについて事前に県との話し合いがなされたのか、知事の見解を伺う。

イ、知事は7月10日の定例会見で、与那国町が自衛隊誘致を正式に国に要請したことについて、「どこに配備されるかは、国自身が判断して決めるべきものだ」との考えを示しましたが、知事の見解を伺います。

(3)、嘉手納基地のF15削減打診について。

米政府がことし4月に嘉手納基地のF15戦闘機を削減する構想を日本側に打診していたことが9月11日明らかになりました。

ア、嘉手納基地に関する三市町連絡協議会の野国昌春北谷町長は、これまで三連協でF15の撤去を訴えてきた。過重な基地負担を押しつけていながら、米側の打診に対して日本政府が難色を示すことは理解できないと不快感を示していますが、知事の見解を伺います。

イ、その当時は問題発言の多いケビン・メア在沖米国総領事でしたが、知事にケビン・メア総領事から情報としてなかったのか伺います。

ウ、8月25日、在沖米国総領事にレイモンド・グリーン氏が新たに着任しました。在沖総領事の任務は何か伺います。

2、基地問題について。

(1)、米軍基地内の米軍住宅建てかえについて。

在沖米軍基地内で3241棟の米軍住宅が建てかえられ、過去に投じた米軍住宅建設費用への思いやり予算の倍以上の額が新たに投じられる計画に対して、負担軽減に逆行し兵力の固定化につながると批判が起きています。

ア、日米両政府が連携して16年間で2280億円かけて、改築や新築計画を実行するとのこと。知事の見解を伺います。

イ、計画内容と日米両政府の負担割合を伺います。

3、警察行政について。

平成19年9月19日施行された改正道交法関連について伺います。

ア、罰金や罰則がどう変わったのか。また、改正後の効果を伺います。

イ、罰金の過去5年の年度ごとの金額を伺います。

ウ、罰金はどう扱われるのか伺います。

4、農林水産、環境行政について。

(1)、EM（有用微生物群）の活用について。

皆さんはEMを御承知でしょうか。どなたも一度はEM農法とか聞いたことがあるかと思います。私は余りよくわかりませんが、私の周りにはEMを使って野菜や花をつくっている友人や汚水の浄化をしている人がおります。EMは生物にとってよい働きを

する微生物、乳酸菌、酵母、光合成細菌、放線菌、糸状菌を集合させたもので、有用微生物群と呼ばれています。琉球大学農学部の高嘉照夫教授によって開発され、効果としては農薬や化学肥料を使わなくても作物がよく育つ、抗酸化力が強いので物が腐ったり病気になるのを防ぐ、汚染物質を分解するので環境問題の解決に役立つと言われています。国内はもとより世界70カ国以上に普及し、特にタイ国では国家的プロジェクトとして普及が行われ、中国でも工業用排水の汚染除去にEMを使って浄化し成功しているとの報告もあります。県内においては北中城村やうるま市がEMを行政に取り入れており、うるま市では一般廃棄物排出量が3年連続で全国一少ないとのこと。その要因としてEMを使ったまちづくりの取り組みが挙げられています。

伺います。

ア、農林水産部、文化環境部それぞれのEMの評価について伺います。

イ、北中城村の石平家人衆（ヤーニンジュ）の会が県の二級河川・普天間川に浄化のために毎週1トンのEM液を川に注入しているとのこと。県の見解を伺います。

5、国際交流について。

去る8月14日から16日までの3日間にわたり、2009年沖縄伝統空手道世界大会が開催されました。私も14日の開会式と交流演武会を拝見し、沖縄空手の奥の深さに感銘を受けました。大会実行委員会の会長であります仲井眞知事、大変御苦労さまでした。そして関係各位の皆さんにも感謝を申し上げます。沖縄伝統空手道大会が今後も開催されることを期待申し上げます。

ただ、私が一つ残念に感じましたのは、開会式で琉球古典音楽と琉舞による幕あけがなかったことです。沖縄では床の間に刀ではなく三線を飾る。そして文武両道の守礼の邦の象徴としております。もっとそこをアピールすべきではなかったかと強く感じました。今回の大会にはぜひ御検討されてはいかがでしょうか。

(1)の質問は重複しますので、割愛します。

次に、去る3月19日から22日までの4日間、沖縄国際映画祭が北谷町の美浜で開催され、国内外から500人を超す映画関係者が訪れました。4日間の開催期間中の観客動員数は、当初の予想を大きく上回り、11万人を数え大成功をおさめました。吉本興業を主体として実行委員会が主催し、仲井眞知事を実行委員会名誉会長に、そして地元の野国町長が名誉副会長になって行われましたが、6月上旬には第2回沖縄国際映画祭も北谷町美浜で開催するという実施計画案も報告さ

れ、地元では芸人の皆さんによる出張ワークショップを——ことしは小学校1校でしたけれども——来年は町内の小・中・高全7校でやってもらえるとのこと。子供たちも大変喜んでおりました。ところが9月16日に開催地の変更を知らされ、町長初め町民は大変がっかりしています。

伺います。

2010年の開催が北谷町から宜野湾市に変更された理由を伺います。

6、地域の課題について。

(1)、白比川改修事業のおくれについて。

ア、米軍施設内の建物の移転交渉について協議が難航している原因を伺います。

イ、町も交え地域住民への説明会を開催する必要があると思うが、見解を伺います。

7、社会問題について。

皆さんは、ことしの夏、海へ行きましたでしょうか。私は同級生の模合とか、そして隣組みなどのビーチパーティーで4回ほど北谷の海に行きました。場所柄、アメリカ兵やその家族が多くおります。目についたのがタトゥーでした。

昔は、米兵でもハウレンソウのポパイが腕にするといういかり印ぐらいでしたけれども、最近は大きく、中には漢字や日本の入れ墨を彫っている米兵もおります。外人だけではなく、ウチナーンチュも多くなっているような気がします。それも男女ともにです。一昔前までは、親にもらった大事な体に入れ墨をするというのは、その筋の人というふうに決まっておりました。鶴田浩二さんも草葉の陰で嘆いているんじゃないかと思います。

何でこうなってしまったんでしょうかね。プロバスケットや格闘技、あるいは安室奈美恵とかテレビからどんどん流されるわけですね。ファッションだから仕方ないでしょうか。知らないうちに子供や孫たちもやっていたらどう思いますか。みんなで考えるべきではないでしょうか。

伺います。

(1)、公衆の場での入れ墨・タトゥーの規制について。

10月2日の朝日新聞に、入れ墨お断りの看板を無視して入浴したとして、その暴力団組長が建造物侵入罪で起訴をされたというニュースもありましたが、伺います。

ア、温泉やサウナ等で、「入れ墨の方は御遠慮ください」との看板を目にするが、拘束力はあるのか伺う。

イ、県や市町村営のプールやビーチ、温泉等の施設での対応はどうなっているか伺う。

ウ、タトゥーや入れ墨がファッションとして流行している。社会に認知されているのか、認知すべきなのか、規制はできないのか見解を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、佐藤元首相のノーベル平和賞受賞に係る御質問にお答えいたします。

佐藤元首相のノーベル平和賞受賞は、ノルウェー・ノーベル委員会により、元首相の御功績が評価されたものであり、私といたしましては、その結果を尊重いたしたいと考えているところでございます。

また同じく知事の政治姿勢の中で、与那国町への自衛隊誘致に係る御質問にお答えいたします。

自衛隊の配備につきましては、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきものであると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、密約問題についてお答えいたします。

報道によりますと、密約の存在を示す米公文書などが開示され、4人の外務事務次官等経験者が核持ち込みに関する密約の内実を証言する中、日本政府は一貫してその存在を否定しております。

県としては、日米間の密約の有無については承知しておりませんが、今回の岡田外務大臣によるいわゆる密約問題に関する調査命令は、密約をめぐる過去の事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためのものと考えております。

これらの密約に関する調査は、調査チームを9月25日に立ち上げ、本年11月末をめどに結果が出されるとのことであり、その推移を見守っていきたいと思います。

同じく知事の政治姿勢で、自衛隊誘致に関する与那国町長の要請について事前の話し合いがあったかという御質問に対してお答えいたします。

与那国町長から防衛大臣への要請について、町から県に対する説明は受けておりません。

同じく知事の政治姿勢についての御質問で、F15戦闘機の削減についてお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、F15戦闘機等の常駐機に加え、F22戦闘機等の外来機の飛行訓練やエンジン調整等に起因する騒音が激しく、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されてはいますが、依然として目に見える形での負担軽減があらわれていない状況であります。

県としましては、F15戦闘機の一部削減が実現されれば、飛行場周辺における航空機騒音の軽減など負担軽減につながるものと考えております。

同じくF15戦闘機削減について、ケビン・メア前在沖米国総領事から情報がなかったかというお尋ねでございます。

嘉手納飛行場のF15戦闘機の一部削減について、総領事館から県に対する説明は受けておりません。

同じく基地問題で、住宅建築についての御質問ですけれども、米軍基地内の住宅改築及び新築計画について一括してお答えいたします。

沖縄防衛局によると、御質問のような計画の事実はないとのことであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、在沖米国総領事の任務についての御質問にお答えします。

在沖米国総領事館には、政治・軍事課、経済・商務課、広報・文化課、領事課の4つの課があり、総領事はそのすべてを統括しております。具体的には、各分野における地元との調整、自国民の保護、査証の発給、経済・文化交流などを行っております。

次に、国際交流についての御質問の、沖縄国際映画祭の開催地変更の理由についての御質問にお答えします。

2010年の沖縄国際映画祭の開催地については、吉本興業を主体とする実行委員会では、開催規模や期間を拡大し、より多くの人が楽しめる映画祭とするため、主会場を宜野湾市の沖縄コンベンションセンターへ変更することとしております。

なお、映画祭開催期間中は、北谷町を初め県内各地で映画づくりなどに関するワークショップのサブイベントを開催する予定となっております。

沖縄県としましては、観光・リゾート地沖縄のPRと、観光誘客に大きく貢献する本映画祭に対し、関係市町村などとの連携を強化し、できる限りの取り組み

をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 改正道路交通法の飲酒運転違反の罰金や罰則がどう変わったのか、改正後の効果についてお答えいたします。

平成19年9月19日に施行された改正道路交通法は、飲酒運転違反者に対する罰則が強化されたほか、車両または酒類の提供者や同乗者に対する罰則が新たに設けられております。

具体的には、酒酔い運転がこれまでの3年以下の懲役または50万円以下の罰金から、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に、酒気帯び運転が1年以下の懲役または30万円以下の罰金から、3年以下の懲役または50万円以下の罰金に罰則が引き上げられております。また車両を提供した者については、飲酒運転者と同様の酒酔い運転の場合は5年以下の懲役または100万円以下の罰金、酒気帯び運転の場合は3年以下の懲役または50万円以下の罰金の罰則が科せられ、酒類を提供した者及び同乗した者は、酒酔い運転の場合は3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒気帯び運転の場合は2年以下の懲役または30万円以下の罰金の罰則が科せられます。

次に、法改正後の効果についてであります。改正法施行後の平成19年9月19日の前後1年間を比較してみると、飲酒運転で検挙された者は施行前は6106件、法施行後は2800件で、3306件、マイナス54%減少しております。

また、飲酒絡みの人身事故及び死亡事故は、法施行前は人身事故が121件、死亡事故が8件で、法施行後は人身事故が2件増加の1.7%ですが、2件増加の123件、死亡事故は同数の8件であります。ちなみに全国では、法施行後は飲酒絡みの人身事故はマイナス22.8%、死亡事故マイナス24.4%とともに減少しております。

次に、飲酒運転違反の罰金の過去5年間の年度ごとの金額及び罰金はどのように取り扱われるのかについて一括してお答えいたします。

飲酒運転違反で検挙された違反者の裁判から罰金徴収までの流れを申し上げますと、警察から交通切符で検察庁に事件送致をされ、検察庁において簡易裁判所に対し略式命令を請求し、簡易裁判所で罰金刑が確定する場合と、警察から基本書式で事件送致され、検察庁で略式手続または正式裁判手続で罰金刑が確定する場合があり、いずれも裁判確定後に検察庁において罰

金を徴収する仕組みになっていることから、年度ごとの罰金額や罰金がどのように取り扱われているかについては承知しておりません。

ちなみに、交通違反の反則金に関しましては、国庫へ納付された後、交通安全対策特別交付金として道路交通安全施設の設置及び管理に充てるため、道路交通法附則第16条に基づき、都道府県及び市町村に交付されているものと承知しております。

次に、温泉やサウナ等で「入れ墨の方は御遠慮ください」との看板は拘束力があるのかについてお答えします。

御質問の拘束力の件につきましては、刑罰法令を適用する刑事の面と、契約の履行を目的とする民事の面、両面から検討する必要があるかと思えます。

刑罰法令を適用する警察の立場からは、温泉やサウナ等で「入れ墨の方は御遠慮ください」との看板を無視した行為が刑罰法令に触れるかどうかについて検討することとなります。

この点につきましては、個々の事案ごとに例えば看板に表示された管理権者の排除の意思がどの程度のものであるのか、例えば「入れ墨の方は御遠慮ください」ですといかにもお願いですみたいな感じがしますし、入れ墨の方は入るなと禁止するのとではかなり禁止の程度が強いんだと思えます。

そういった意味で、表示された管理権者の排除意思がどの程度のものであるか、施設の状況や看板の設置状況等から、利用する者において容易に認識する状態であったのか、入れ墨の程度、入れ墨をした者に対する管理権者の排除の意思の程度、施設の状況それぞれを具体的に検討して判断することになります。

したがって、事案の内容によっては建造物侵入罪、不退去罪、あるいは禁止された場所等に入るいわゆる軽犯罪法に抵触する場合があることも考えられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産、環境行政についての中で、E Mの評価についてお答えいたします。

E Mについては、農業試験場、畜産試験場及び林業試験場において、農作物への施用や病虫害防除に対する効果試験、悪臭低減効果試験及び堆肥製造期間の短縮化試験などを実施した結果、いずれの試験においてもその効果は認められておりません。このため、県としては、E Mの活用を農林水産業における普及に移す

技術としては推進してないところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 農林水産、環境行政についての御質問で、E Mの評価と河川浄化への使用について一括してお答えいたします。

E Mにつきましては、悪臭防止や水質浄化、生ごみ処理等の環境浄化の一環として、市町村や住民団体等で利用している事例があることは承知しています。

E Mを河川浄化等に使用することにつきましては、その効果及び生態系への影響等を製造者または使用者において十分検証しながら使用していくことが望ましいものと考えています。

県としましては、水環境の改善には事業場排水や生活排水等の発生源対策が最も重要であると考えており、引き続き事業所からの排水規制や関係市町村との連携による生活排水対策等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは社会問題についての御質問で、入れ墨、タトゥーに対する県・市町村営プールの対応についてお答えいたします。

県及び市町村営プール23カ所のうち4施設において、入れ墨、タトゥーに対する具体的な入場制限規定を設けております。その他の施設については「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められたとき入場を許可しない」という趣旨の規定となっており、入れ墨等を隠すラッシュガードの着用等で対応しているのが現状であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 地域の課題について、白比川河川改修事業の協議が難航している原因についてお答えいたします。

県は、平成19年3月に米軍施設用地の返還申請を行っておりますが、米軍は、河川の拡張工事に伴い取り壊しとなる福利厚生関連施設を、他の米軍施設用地内へ移転することを返還の条件にしております。しかしながら、受け入れ先予定の自治体との調整や、施設移転工法について協議が難航しております。

続きまして、同じく地域の課題について、地域住民への説明会についてお答えいたします。

県は、米軍施設内の建物の移転交渉が難航していることから、当面の措置として、現河道の護岸のかさ上げや河床掘削など、出水時に対処するための暫定的な対策について北谷町と調整し、その後、地域住民への説明会を開催する予定であります。

続きまして、社会問題について、ビーチでの対応についてお答えいたします。

海浜地（ビーチ）においては、「海浜を自由に使用するための条例施行規則」において、他人に迷惑及び不快感を与える行為をしてはならないと規定されております。このため、海岸管理者としては、入れ墨等でビーチ利用者に不快感を与えていると思われる利用者に対しては、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 社会問題についての、入れ墨、タトゥー等に対する公営公衆浴場での対応状況についてお答えします。

県内には公営公衆浴場は11施設あります。このうち、入れ墨をした者に対し入浴制限の掲示を実施しているのは、2施設です。

次に、タトゥーや入れ墨の社会的認知と規制についてお答えします。

タトゥーや入れ墨がファッションとして若者の間で流行していることは承知しております。

沖縄県青少年保護育成条例の第18条第3項では、18歳未満の青少年には、正当な理由がある場合を除き入れ墨を施してはならないと定めております。

今後とも関係機関と連携しつつ、青少年保護育成条例の周知を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

知事の政治姿勢について。

山内末子議員の質問で、実存の結果が出た際の対応についての質問に対して公室長は、県民生活を考慮して適切な処置をとっていくと答弁していましたが、どういう意味なんですかね。適切な処置というのはどういうことを言っているのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 密約の存在が明らかにされて、その内容によりまして例えば県民の生活、あるいは基地問題に関して何らかの影響があった、あるいは今もあるということが判明した場合には、適切な

措置をとらざるを得ないということであります。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 知事に対しても質問したかったんですけども、政府の調査結果を見てまた質問していきたいと思います。

次に、与那国の自衛隊誘致について伺います。

与那国は沖縄県です。その自衛隊誘致は与那国や石垣市・竹富町が進める国際交流にも逆行するものであり、県が目指す平和的なゲートウェイ構想と相反するんじゃないでしょうか。知事、お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の国際交流を進めるというのは、特に今おっしゃった地域、一生懸命やっておりますし、それと防衛上の自衛隊の配備ということと直接関係はないんじゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 これは認識の違いだというふうに思います。いたずらに近隣中国、台湾、東アジアをああするような結果になると思いますので、見解の相違だというふうに思います。そしてこれだけ重要な問題を与那国町が県に対して、相談もなく直接国に要請するというのは疑問に思います。本当にそうなら、県との信頼関係がないことを示しているんじゃないかと思うんですけども、知事。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、副知事ほかに確認しましたら、与那国町から話はなかったようですし、私も直接受けておりませんが、ただ議員のおっしゃるように信頼関係のなさにつながりますかね、私はそう思っております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 はい、次に行きます。

嘉手納基地のF15削減打診について。

口を開けば日本語で県民を愚弄し、魚で釣るような発言を繰り返してきたケビン・メア総領事でしたが、やっと沖縄からいなくなったと思ったら、今度は米政府の日本部長になってワシントンで移設見直しには応じないと発言しています。一体何様のつもりでしょうか。やはり沖縄在任中に更迭運動をしておくべきだったなと思います。

伺います。

沖縄県にとってこれほど重要な情報すら知らせても

らえないのであれば、米国総領事は県にとって何の存在意義もメリットもないんじゃないでしょうか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） F15を嘉手納から削減すると、それはF16の三沢からの削減と同時に発表されましたけれども、これはあくまでも軍事上、安全保障上の話でありまして、米国総領事の所管ではないというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に移ります。

E Mの活用について。

私が言いたいのは、これほど国内外から評価されているE M、ましてや沖縄発のE Mがどうして地元でそれほど評価されていないのか。特に県がですね、疑問に思うわけです。食の安全、無農薬栽培が注目され、環境問題が叫ばれている今日、県はいま一度E Mについて検証する必要があるんじゃないでしょうか。先ほどの農林水産部と文化環境部の方から聞いた話では、農林水産部は10年以上前に検査もしたと言っているんですけども、もう一度このE Mについてはちゃんと検証する必要があるんじゃないでしょうか、見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 農業試験場を所管している企画部の方でお答えをしたいと思うんですけども、E Mに関しては先ほど農林水産部長からも回答がございましたけれども、農業研究センターで平成7年から17年まで、これは実験・試験を実施をしまして効果が判然としなかったというふうな結果が出ております。それからまた、畜産研究センターでもその平成7年から8年まで試験を実施をして効果が認められなかったと。そういうふうな状況を踏まえまして、平成18年の試験研究評価会議個別評価部会において、効果がはっきりしないというふうなことで注視すべきという評価が多数を占めているというふうな状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 この農林水産部の試験結果に関しては、資料もいただいておりますがまだちゃんと勉強しておりますので、改めてまたこれから委員会等でやっていきたいと思います。

次に、国際交流について。

2010年の沖縄国際映画祭ですが、先ほど勝目部長は、より多くの人に楽しんでもらうために北谷から宜野湾に移動になったというふうなことをおっしゃっていたわけですが、私の聞いている範囲では、北谷にあるメインになる映画館が貸してもらえなかったということを聞いているんですよ。しかし、沖縄国際映画祭は北谷だけのイベントではないことは十分承知しております。今回はコンベンションホールを中心になされると思うんですが、北谷町は隣接していますので、その駐車場やその他の公共施設を提供して全面的に協力したいと町長もおっしゃっていました。これは報告しておきます。

次に、6の(1)の白比川について。

この施設は58号に面し、白比川河口付近にあります。以前、スター刑務所というふうに言われていました。現在は福利厚生施設とのことですけれども、建物は恐らく40年以上、50年近くたっていると思います。地域の住民の生命財産にかかわることですので、この高額な移設補償費が求められているようですけれども、やはり一日も早く改修工事を行っていただきたいと思います。見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 白比川につきましては、もう用地買収はほとんど終わっておりまして、ただ先ほど質問がありました米軍施設の移転の方がちょっと時間がかかっております。

私どももこの白比川につきましては、大雨のときに浸水するということは十分認識しておりまして、早目の改修に関係機関と詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 最後に7番の(1)、公衆の場での入れ墨、タトゥー規制についてですけれども、よく表現の自由とかいいますが、一般社会では見たくない人、恐れる人、不快に感じる人の方が多いと思います。特に、多感な青少年に与える影響は大きいと思います。公衆の場への出入りを禁止するということを言っているのではありません。せめて上着で隠すように促す看板や放送を流すべきではないでしょうか。見解を伺います。

そしてもう一つ、教育長、児童生徒でタトゥーや入れ墨が見つかった場合、どのように対処されているか伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 一般県民への注意という形になりますと、法律とか条例とかでやはり規制しないといけない部分になりまして、先ほど申し上げましたように、青少年保護育成条例の中では18歳未満の青少年についてはやってはいけないという規制がございます。これとあわせて今の御質問の趣旨につきましては、教育関係、後はそういう青少年関係団体等いろいろ話し合う場もございますので、その中でどういうふうな形で取り組んでいったらいいのかという議論をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 学校における入れ墨、タトゥーについての御質問ですが、現在入れ墨、タトゥーについての調査をしたことはございません。また、教育事務所、各学校からの報告もございませんけれども、この件は青少年保護育成条例の中にも、「何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又はその斡旋をしてはならない。」とありますので、それに基づきまして、もしそういう入れ墨、タトゥーをしている児童生徒がいた場合には、状況を確認しながら、父母としっかり連携をとって個別的に指導をしてまいります。

また、高校においてはそういう県の青少年保護育成条例も踏まえまして、生徒指導の一環として、また将来就職するときにもいろんな面で支障がございますので、そういう生徒指導、就職指導の一環として指導を行っているところでございます。

今後とも関係機関と連携をして、未然防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○瑞慶覧 功君 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 こんにちは。

改革の会の當間盛夫でございます。

昨日、中川昭一元財務大臣がお亡くなりになりました。衷心よりお悔やみを申し上げるとともに、56歳という若さの中で志半ばでお亡くなりになるということは、もう本人が大変無念な気持ちなのかなというふうにも思っておりますが、政治の厳しさということを含め、今回また常々感じるものではございますが、衷心よりまたお悔やみを申し上げたいというふうにも思ってお

ります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄電力は、関連会社を含め全力で選挙運動をされたようでございます。沖縄電力は、多くの税金や県民が支払う電気料金で支えられておりますが、選挙運動のあり方として公平・中立性が求められると思いますが、知事の見解を伺います。

(2)、鳩山総理が提言する「東アジア共同体」構想にどのような期待をされているのか。また、東シナ海ガス田開発は沖縄の重要課題であると思われる。どのような対策をとられるのか伺います。

(3)、変化はチャンスであります。沖縄版ODAとか、ざる経済だとか、やゆされてきた関連予算を戦略的にかち取るべきであります。沖縄みずからが発信するためにも、戦略対策室を設置することは急務と考えるが見解を伺います。

(4)、失業者対策は県の重要施策であります。緊急雇用創出、再生特別事業のこれまでの効果とこれからの対応策を伺う。

(5)、旧軍飛行場用地問題で、今度の政権に特別枠や戦後処理としての対応を求めることが必要であります。これからの事業に対する県の方針転換と、地主側の立場に立った解決策について対応策を伺います。

(6)、日本航空の経営再建問題は、沖縄の振興や路線確保の意味からも重要な問題であります。JTAへの対応策を含めて見解を伺います。

低炭素社会づくりについて。

(1)、沖縄とハワイを拠点としたクリーンエネルギー協力計画策定について、県の取り組みと、また観光とエコの展望について伺います。

(2)、鳩山政権の「地球温暖化温室ガス削減25%」が世界で評価されているが、県の予算にその意気込みが見えません。太陽光発電システムに対する今後の補助制度や、全部買い取りにどのように対応されるか見解を伺います。

(3)、CO₂削減、渋滞による経済損失、タクシー等雇用確保からも本土大手企業のレンタカー車両増車を規制すべきであります。また、地元業者への電気自動車導入に補助金などを促進するべきと思いますが、見解を伺います。

(4)、沖縄電力の排出量、そして料金の高さ全国一は、沖縄の振興を妨げている一つであります。CO₂削減の目標値も示せない理由と県の指導、また、中長期経営計画で「原発研究」とあるが、観光や米軍基地などを考えると疑問であります。今後の経営改善に向

けて県の対応と見解を伺います。

離島振興策について。

(1)、離島航路は、住民生活の安定向上だけでなく観光路線として重要であります。安定運航支援、港湾整備、新造船建造費全額補助など離島航路対策について伺います。

(2)、久米島町の重点施策として「海洋温度差発電複合利用実証研究開発」があります。国内最大級の海洋深層水取水設備があり、エネルギー問題、地域振興策が期待できるが、県の対策を伺います。

(3)、離島の水資源の確保、水源開発について、また、特に座間味村の対応について伺います。

地域活性化及び経済振興策について伺います。

(1)、中城港湾マリン・タウン・プロジェクトのホテル用地、与那原マリーナ、住宅用地Bの進捗と整備状況について伺います。

(2)、都市モノレール延伸事業の進捗状況とモノレール乗客減少の対応策について。また、与那原・那覇路面電車構想など新交通システム構築をどのように検討されるのかを伺います。

(3)、那覇市の「農連地区再開発事業」は、中心市街地活性化の点からも早期の事業スタートが望まれるが、進捗状況を伺います。

(4)、海外誘客対策予算は、費用対効果から考えると疑問でもありますが、通訳の育成や両替など受け入れ体制の強化が必要であります。また、台湾や中国の民間企業を活用した効率ある対応が必要と考えるが対策を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、日本航空の経営再建問題についてという御質問にお答えいたします。

日本航空の経営再建計画におきまして、JTA運航の那覇—神戸、石垣—神戸、那覇—北九州路線の廃止が検討されていると聞いております。この路線につきましては、別航空会社及び近隣空港への振りかえにより一部対応することも可能であると考えられますが、JTAにおきましては、沖縄の翼として利便性確保の観点などから慎重に検討していただきたいと考えております。

県としましては、県民生活及び観光振興など沖縄県経済に影響が生じることがないように、今後ともJTAを初め関係機関と連携をし、需要拡大に取り組んでま

います。

次に、地域活性化に係る御質問の中で、都市モノレール延長の進捗状況と乗客減少の対応策についてという御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレール延長事業につきましては、延長検討委員会に推奨された「浦添ルート案」で、関連街路設計やモノレール基本設計などを進めているところでございます。

乗客数の減少につきましては、昨年末から景気低迷や新型インフルエンザなどの影響によるものと考えております。

乗客減少の対応策としましては、モノレール株式会社におきまして、フリー乗車券タイアップ施設の拡大や経済団体等へ利用促進の要請を行っているところでございます。

県におきましては、モノレール沿線でのイベントや会議の開催を促進いたしますとともに、海外観光客に対して乗車券を提供するなど、さらなる需要喚起に努めているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、沖縄電力の選挙運動のあり方についての御質問にお答えします。

企業の選挙運動のあり方については、法令を踏まえ、企業の自主的な意思によるものと考えており、その選挙運動は関係法令に照らして判断されるものと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢について、「東アジア共同体」構想及び「東シナ海ガス田開発」についての御質問にお答えします。

報道によりますと、去る9月の鳩山総理と胡錦濤国家主席の首脳会談において、東シナ海の資源開発は、日中が協力して進めていく必要があると表明されております。

県としましては、東シナ海ガス田開発については、引き続き国の動向を注視しつつ対応してまいりたいと考えております。

なお、民主党マニフェストの「東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する」ことは、東シナ海における日中の協力につながるものと期待します。

次に、同じく知事の政治姿勢について、基金事業におけるこれまでの効果と今後の対応策についての御質問にお答えします。

県及び市町村では、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」及び「雇用再生特別事業基金」を活用し、地域のニーズに応じた事業を実施しているところであり、現時点で約1850人が新規に雇用される見込みとなっております。

両基金事業は、現下の厳しい雇用情勢を緊急的に改善していくための重要な施策と認識しており、引き続き関係部局及び市町村に対し事業の追加を強く促していきたいと考えております。

次に、低炭素社会づくりについての御質問の中で、ハワイとのクリーンエネルギー協力計画策定に係る県の取り組みと「観光とエコ」の展望についての御質問にお答えします。

日米両政府が、沖縄とハワイを拠点としたクリーンエネルギー協力計画策定を計画しているとの情報は、国から現在得ておりません。しかしながら、沖縄とハワイとは島嶼地域であることや、エネルギー構造としては石油依存度が高いなどの類似性から、クリーンエネルギー分野での協力の可能性は高いと考えております。

また、観光における新エネルギーの活用につきましては、去る9月11日に宮古島で開催されました第2回沖縄新エネルギー推進会議において、新エネルギー施設を宮古島の観光資源に活用するとの提案がなされるなど、今後の取り組みを推進したいと考えております。

県としましては、今後の国の動向を注視しつつ、関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

同じく低炭素社会づくりについての中で、太陽光発電に対する今後の対応等についての御質問にお答えします。

県の住宅用太陽光発電システムへの補助金制度は、4月から募集を開始し、7月14日で300件の予定募集件数に達しております。今後の補助制度につきましては、継続して実施していく方向で検討してまいりたいと考えております。

また、余剰電力買い取り制度は、本年7月1日に制定されました「エネルギー供給構造高度化法」に基づき、現在の2倍の価格での買い取りが11月1日から開始されることとなっております。また、再生可能エネルギーで発電された電力の全部を買い取る制度につきましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

同じく低炭素社会づくりについての、レンタカー車両の増車規制についてとの御質問にお答えします。

近年、観光客が県内を移動する場合において、交通

手段へのニーズが多様化しているため、県としては、レンタカーを含め多様な交通手段を提供することが観光客の利便性向上につながるものと考えております。

レンタカーについては、道路運送法上の一定の基準を満たせば営業許可がおりることから、県内外の企業を問わず、県において規制を行うことは困難であります。

同じく低炭素社会づくりについての中で、沖縄電力の原発研究に対する経営改善に向けての県の対応についての御質問にお答えします。

水力発電や原子力発電のない本県においては、化石燃料による火力発電が9割を超えております。

原子力発電は、発電時に二酸化炭素が排出されず、原油高騰の影響を受けないため電気料金の安定化につながるといふ大きな利点がありますが、原発事故や放射性廃棄物の環境問題、自然環境へのイメージ低下など、さまざまな課題があることも指摘されております。

沖縄電力によれば、電気事業者として、エネルギーセキュリティの確保や地球温暖化対策を求められていることから、原子力発電の可能性については研究の段階であり、なお、具体的な計画はないとのことでございます。

電力の安定的かつ適正な価格による供給は、県民生活の向上及び産業振興の観点から重要であり、県としては沖縄電力に対し、さらなる経営の効率化を促してまいりたいと思います。

次に、離島振興策について、久米島町の海洋温度差発電についての御質問にお答えします。

久米島町では、海洋温度差発電実証試験プラントの誘致に向け取り組んでいると聞いております。

県としましては、海洋温度差発電は、現在研究開発段階にあり、新エネ法においても新エネルギーとして位置づけられていないことから、今後の研究成果を見守っていきたいと考えております。

次に、地域活性化及び経済振興策についての中で、外国人観光客受け入れ体制の強化と台湾・中国企業活用による効率的対応についての御質問にお答えします。

沖縄県では、外国人観光客の受け入れを強化するため、平成19年度から沖縄県地域限定通訳案内士制度を導入し、現在41名が登録しております。また、観光人材育成センターを活用し、ボランティア通訳者等を対象にした沖縄観光セミナーを実施しております。

両替所については、国際通りや那覇空港国際線ターミナル等に設置されており、今後も普及に努めてまい

ります。

台湾や中国などの現地企業の活用については、現地で人気の高い旅行雑誌の記者やテレビの旅番組などの映像関係者を招聘することにより、情報発信の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、戦略対策室の設置についてお答えいたします。

沖縄振興関連予算については、これまでも政府との連携を図りながら、沖縄県の要望を踏まえ措置してきたところです。

民主党連立政権による変化については、情報を収集し適切に対応してまいりたいと考えております。

戦略対策室の設置については、今後の状況により必要に応じて検討してまいりたいと思います。

次に、離島振興策についての御質問の中で、離島航路の安定運航、新船建造費補助などの支援についてお答えいたします。

県では、現在、国や市町村と協調して、燃料費高騰などによる経費増大や輸送量の減少等により厳しい経営状況にある離島航路事業者の欠損額を補助し、離島航路の安定運航に努めているところであります。国においては、離島航路の経営環境の悪化に対応した補助制度の拡充が図られたところであり、欠損が増大している航路を中心に、公設民営化や省エネ化のための船舶建造等に対する補助も新設されております。

県としまして、国や市町村と連携してこれらの施策を推進するとともに、さらなる制度の拡充を国に求めてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化及び経済振興策についての御質問の中で、新交通システムの構築についてお答えいたします。

現在、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用し、中南部都市圏を対象にした軌道系を含む新たな公共交通システムの導入調査を行っているところであります。

県としては、現在策定中の21世紀ビジョンを踏まえ、平成13年度に策定をした「沖縄県総合交通体系基本計画」を見直すこととしており、その中で新交通システムの構築についても、本年度の調査成果等も参考にして検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、旧軍飛行場用地問題に関する新政権への対応についてお答えいたします。

県は、県と関係市町村で組織する県・市町村連絡調整会議において、団体方式により条件の整った市町村から沖縄振興計画期間内に事業化すること、特別調整費を活用した事業実施を行うことなどを確認し、国との調整を進めた結果、今年度より那覇市と宮古島市において、コミュニティーセンター等の整備事業がスタートしているところであります。

また、平成22年度の事業として、読谷村及び伊江村から事業要望があり、両村や国との具体的な調整を進めているところであります。これらの要望事業は、各地主会と関係市町村との協議により作成され、市町村から県に提出されたものであります。

県としては、沖縄振興計画期間内の団体方式での事業実施が各地主会の意向に沿った問題解決策であると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 低炭素社会づくりについての御質問で、地元業者の電気自動車導入への補助金などについてお答えいたします。

県は、地球温暖化対策を推進するため、各部門において対策の充実強化を図る必要があると考えております。

運輸部門におきましては、観光客の増加に伴い急増しているレンタカーへの電気自動車等の導入促進が有効と考え、環境配慮機器普及促進事業として国へ要望しているところでございます。

次に、沖縄電力のCO₂削減目標と県の指導についてお答えいたします。

電気事業関係12社で構成する電気事業連合会は、自主的な環境行動計画において、2008年度から2012年度における電気の排出係数を、1990年度実績から平均で20%低減する目標を掲げており、沖縄電力株式会社も構成員として協調して当該目標への取り組みを進めていくと聞いております。

県としましても、同社のCO₂削減への努力を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 離島振興策につい

て、離島の港湾整備についてお答えいたします。

離島の港湾整備については、防波堤や岸壁等の整備を推進するとともに、地域住民や観光客等の利便性向上のため、浮き桟橋や屋根つき歩道等の整備を推進しているところであります。

次に、地域活性化及び経済振興策について、中城湾港マリン・タウン・プロジェクトの進捗状況等についてお答えいたします。

マリーナの護岸、船揚げ場などは、平成14年度に整備を完了しております。係留施設、管理棟などの未整備の施設については、民間資金等を活用したPFI事業による整備の実現に向け、その手法を検討しているところであります。

また、ホテル用地、住宅用地Bについては、埋立造成事業を完了しており、マリーナと一体となった開発を推進するため、民間企業の進出意向を踏まえた開発手法を検討しているところであります。

同じく地域活性化及び経済振興策について、農連市場地区再開発事業の進捗状況についてお答えいたします。

農連市場地区は、現在、農連市場地区防災街区整備事業準備組合と那覇市が連携し、導入施設及び事業採算性を含めた事業計画案を策定しているところであります。

県としましては、当該事業の採算性や組合の執行体制の確立などの諸条件が整えば、平成22年度の新規事業採択に向けて国と調整を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 離島振興策についての御質問の中の、離島の水道水の確保についてお答えします。

県では、これまですべての水道事業体に高率の国庫補助を活用し、安定給水のための施設整備に努めてまいりました。

座間味村につきましても、必要な水道施設整備を進めてまいりましたが、十分な水源の確保に至っておりません。そのため、海水淡水化施設の導入を強く働きかけてまいりましたが、住民合意が得られず事業化に至っておりません。

現在、座間味村の渇水状況が切迫していることから、緊急的な対応が必要となっております。そのため、県では村と協力して、リースによる海水淡水化施設の導入に向けて調整しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので、當間盛夫君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き當間盛夫君の再質問を行います。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは、まず初めに旧軍飛行場用地問題の方から。

知事公室長、どうも従来どおりの答弁、本当にありがとうございました。今度、政権を交代したということで、地主会の皆さん、衆参沖縄選出の「うるの会」の皆さんに要請項目を出しております。その3点目の中に、調整費ではなくて別途の要求で「特別枠」をぜひ認めさせてもらいたいというようなことを衆議院の方々にお願いをしておりますので、これをぜひ国会議員の皆さんも頑張っていきたいということでありますので、ぜひ県も「特別枠」でいけるんだったらその方がいいんだということであれば、知事、その辺の御答弁いただければなというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） これから「特別枠」に向けてどういう取り組みをするかというお尋ねだと思いますけれども、御案内のとおり、これまでの経緯等もあって特別調整費を活用して、実はもう21年度から事業始まっていると、議員御案内のとおりですので、21年度2件、それから20年度も2件、もう既に事業実施のスキームもでき上がって、それに沿って事業を行っているということです。今の御提案といいいますか、「特別枠」で新たに政府が認めた場合どうするかということ、仮定の質問にはお答えできませんけれども、それを見守っていきたい、本当にできるかどうか見守りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 しっかりとそのこともやってもらいたいというふうに思っています。

今、現実には嘉手納も白保もまた裁判を起こしているわけですね。その中からすると、この振興策の中ということになると、この旧軍用地問題というのは決して解決の方向にならないわけですよ。やはりそのことはしっかりと、これまでは官僚の壁というものがあつたはずでしょうけれども、やっぱり政治主導でしっかりと、戦後処理という中で旧軍問題を解決して

もらいたいと思うんですが、知事、このことで一言お願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、知事公室長の答弁ではありませんが、ただ、我々がこれまでの政府といえますか国との折衝の過程で、21年度からもう新たに——新たにと言いますか——旧軍飛行場問題の解決に取り組んではいますが、ただ、今議員がおっしゃるように、別枠でどうしてもそれはやってあげることが可能となれば、これを我々が否定したり排除する理由は全くないと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 土曜日に前原沖縄担当相も来県されました。その際に県の方からも、この旧軍問題をしっかりと促進してほしいと。我々県議会の方も、この旧軍問題をしっかりと解決してほしいと議会の方からも出しておりますので、その点はまた担当相にぜひこれからは強く、もう要望ではなくて、沖縄はこうしたいんだということをしっかりとやっていきたいなというふうにも思っております。

続きまして、ＪＴＡ。

これから日本航空の再建がどうなるかということは、まだまだ予断を許さないところでもあるんですが、一概には、日本航空自体をもう今つぶして新たな航空会社につくりかえた方がいいんじゃないかというような荒いお話も出てくるんですが、我々、沖縄の翼・県民の翼である南西航空から日本トランスオーシャン航空ということで、沖縄のまさに翼が今、ＪＡＬの方での持ち株が70%、県の方の持ち株が約12%という形があるんですが、それからすると、筆頭株主の日本航空が多額の債務を抱えているわけですから、もっとＪＴＡとの関係を、沖縄県はよそごとというような形ではなくて、積極的にやらないといけなと思っていますよね。

お聞きしますけれども、今度の3路線の廃止という説明は、これはいつごろあって、どういう経緯でこの3路線を廃止するんだという説明があつたんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この3路線の廃止については、ちょっと日にちははっきり覚えていないんですが、これにつきましては、ＪＡＬの再建計画の一環として赤字路線の見直しをするということがございまして、その中で北九州空港、それからまた神戸についても撤退をするというふうななになっているということです。

その際、ＪＴＡについては、言ってみればＪＡＬのその施設を使って営業しているということで、独自にそこに施設を置いて、拠点を置いて営業するというふうなことはなかなかＪＴＡとしてはまた採算がとれないような状況になっているというふうなことで、撤退をする可能性があるというふうな話がございました。

その際に、那覇―神戸、それから那覇―北九州等々につきまして、その代替ができるかどうかというふうなことについていろいろ確認をしましたけれども、県としては、やはり今後とも路線の廃止というふうなものが県民それから観光客に非常に大きな影響を与えるというふうなことで慎重に検討していただきたいということをそのときに申し上げているところです。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 日本航空が70%の株を持つということは、実質経営権はもう日本航空が持っているという形になるわけですね。

今もうＪＴＡのその分の言い分で、採算性が十分でない路線は廃止の方向を検討してくるということになってくると日本航空の意向になるわけですから、沖縄路線がどれだけ廃止されるかというのは、もう検討がつかなくなるわけですね。もしかすると、離島線全部廃止になってしまうという可能性さえあるわけですね。

それからすると、我々、南西航空ということでスタートしたこのＪＴＡの方があるんですけれども、1967年の7月1日に、沖縄の県民の空の足として一步を期しているところがあるんですけれども、それまで日本航空との間で合併会社契約書というのが当初交わされている。1967年にその分で合併会社契約書というのが交わされているんですけれども、これを御存じですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これはちょっと確認をさせてください。今ちょっと承知しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは、基本的に日本航空、いろいろと経緯がある中で、日本航空しかもうないということで、日本航空さんに51%を持ってもらう。沖縄の企業を含めて沖縄の資本が49%を持つんだということの合併の契約書を67年に交わしているわけですね。その中で、今現在もう70%になっているというのが事実なんですね。この現実を注視したときに、ＪＴＡが悪影響を受けるという懸念は当然にあるんですね、そのことは。だから、ＪＡＬに次いで株主である沖縄

県がＪＴＡともっと意見交換をした中で、懸念する部分をしっかりと払拭していくということは、沖縄県にその旨与えられた責務だと思うんですけれども、知事、その辺はどうお考えになりますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員のおっしゃるように県も株主ですから、それ以前にまた、どうしても必要な航空会社ですから、今事務的にはいろんな話し合いをしているようです。ただ、おっしゃるように株主であってもなくても、これは県民の文字どおり翼ですから、いろんな形で我々も意見交換をし、応援団に強烈に回るべきだと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事もＪＴＡは沖縄の翼だと、県民の翼だということを言っております。

先ほど私が言いました契約書、合併時のですね。契約書の中で7条の方に経営移管というのがうたわれているんですよ。日本航空は、将来適当な時期に新会社の実質的経営権の主体を沖縄企業に移管することとするというのがこの7条にうたわれているんです——これはぜひ確認してくださいね——明記されております。同条にうたわれていることと今現実逆行しているんです。日本航空が70%の実質経営権を持つということはですね。

本来はトランスオーシャン、そのことで南西航空になったときには、沖縄企業に本来我々が実質の経営権を沖縄がもっと握るべきだったというふうにも思うんですが、今チャンスなはずなんです。あれだけ日本航空が経営再建をするわけですから、やっぱり沖縄の県民の空の足として、沖縄県がもっと主体的に、株式比率を沖縄県が上げるのか、主体とするその沖縄県の経営陣・企業にその比率をしっかりと持ってもらいたいということの今の逆転、例えば全日空が30%、沖縄県の企業が70%の株主比率を持つということに対して、知事、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員の御提案というのは非常に傾聴に値すると思います。今のこの時期に我々がどこまで具体的な提案ができるかは別にしましても、姿勢としても、県民の翼として僕ら自身の役に立つと同時に、ＪＡＬさんとかＪＴＡさんがいい形で元気に事業活動ができるように、ちょっとここら辺は

きょうはうかがわせていただいて、かなり我々ＪＴＡさんとのいい関係がありますから、いろんな形で意見交換を大至急進めてみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 このまま、例えば日本航空が外資の資金を入れるということになると、やっぱり採算性が問われてくるわけですね。それからすると、やっぱり県民の翼としてＪＴＡをしっかりと県が育てるということも我々の責務かなというふうに思っています。幸いにも沖縄担当大臣の前原大臣は、国土交通省の大臣も兼ねているわけですから、そのことを県民が望むと、県が望むということであれば、その対応はしっかりできるのかなというふうにも思っておりますので、よろしく願いをしたいなというふうに思っています。

それからすると、やっぱり知事、これまでは自民党、公明党の与党とのパイプがあったんですが、もう政権かわりました。民主党を中心にする３党連立を組む中で、やっぱり知事も今、パイプをどうしていくのかと。向こうの政権内との調整をどうするのかというのは、今本当に模索しているところだと思うんですよ。それからすると、やっぱり県がちゃんと戦略を持って対策をつくってくるというのは、各県もうそれをやっていますよね、それは。

やっぱりそれからすると、必要に応じてという企画部長の答弁ではなくて、しっかりと我々も戦略を持って、今の政権に対して臨んでいくんだということからすると、戦略対策室というのは私は近々もうつくらないといけないと思うんですけれども、知事のお考えをお伺いしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今おっしゃった意味では、無論その新しい政権との関係を戦略、県益といいますか、いろんな形で無論構築していく必要はあるわけですが、基本的に私は国会の先生方、民主党の先生、衆参で３人もおられるし、またこの県議会にもおられる。今私の野党の先生方であるんですが、基本的には沖縄をよくしていく、沖縄のため、県益のためという点では全くほとんど一緒だろうと思って、そういう点では割合に実は樂觀をしておりますが、ひとついろんな形で御指導をいただきたいと思っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 やっぱり県がもっと主体的に沖縄を発信するんだということからすると、これはもっとつくっていくべきだなというふうにも思っています。

野党にしても、やっぱり今の与党内で下地幹郎もぜひまた、知事、活用して、我々がパイプになっても構いませんので、お願いをしたいなというふうにも思っております。

続きまして、離島振興策についての新船建造についてなんですが、知事、長崎が５カ年計画で、離島が例えば船をつくるということになると県がそれを助成すると、全額ですよ、長崎は。これは、何をそのことに使うかということ、道路一般財源を活用した部分でやっていくということになっております。これが地域活力基盤創造交付金を使って、そのことを５年計画でやるんだということになっているんですけれども、沖縄県は今、離島が船をつくる時には離島海運振興株式会社がつくるわけですよ。離島はそこに契約をしてリースという形で払っていくと。これは、離島の財政がもう大変だという中でそういう政策をつくっているんですけれども、これは、実質は公庫の天下り先だという指摘が外部監査であるんですよ。ですから、それからするともうリース料でということではなくて、やっぱり直接、長崎のように離島の新造船の部分はしっかりと県がバックアップするんだという姿勢を、もうそろそろ制度的な改変を含めて検討するべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今のお話は、ことし４月に創設をされた新しい離島航路の支援策のことだと思いますけれども、これは離島航路の代船建造も可能だというふうなことで、それについては各離島市町村に周知をして、希望するところにはそういう形で県として助言・指導できるような形で今対応しております。

今、リースでやっているものを補助金でやるべきじゃないかというふうなお話もありましたけれども、基本的に離島航路の補助は欠損金に対する助成という形になっているわけです。欠損金は当然そのリース料も含めて費用として見る。補助金として取得の段階で金額を入れ込むか、あるいはまた、リース料として回収していく段階で欠損補助として見るか。基本的には同じような形になるかというふうに思っております。しかしながら、取得価格を落とすことによって、またそれをベースにして料金引き下げをやっていくというふうなことは非常に重要な施策だというふうに考えているところです。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そうなんです、欠損金でカバーしているんです。しかし、リース代は払うわけですから、知事、その部分がリース代も含めて欠損金が生じるわ

けです。

今、沖縄県の離島航路、久米商船だけです、黒字は。ほとんど全部赤字。それはやっぱり根本的に何かという、やっぱり伊是名の航路を見ても、全部リース料で1億余り払うということが、結果的に島民に対する船舶の料金の軽減ではなくて、現実的にはそこに払っているリース料が結果的に負担になっているというところがあるわけです。

この振興株式会社、実は今9億の資産があるんですよ。年間で約1000万くらい利益を上げるわけですよ。ほかの離島の航路は赤字になっていながら、5名しかいないその天下り先が9億もそのことを持つということになると、私は今の無駄遣いという形にすると、もうそれはやめて、しっかりとその航路に助成をするべきだと思うんですけども、知事、その辺の御意見をお聞かせ願えませんか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、包括外部監査の中で、確かに船舶リース料の一部として指摘をされたことは承知しております。しかしながら、離島海運振興株式会社に対する県の補助金というふうなものが、リースというふうなものと直接はかかわらない内容のものだというふうに理解をしています。

それからまた、言ってみれば全体のこの費用の中にさまざまな経費が入っているわけでありまして、その人件費とかそういうふうなものじゃなくて、トータルとしてそういう形の助成があるんだろうというふうなことを理解しております。

それから、あともう一つ、離島海運振興株式会社においては、沖縄県においては船価というふうなものを準備することのできない、非常に厳しい財政事情を持つ離島市町村というふうなものがあって、それに対して全額そういうふうな形で負担をして、リース料金としてそれを回収すると、そういうふうな仕組みでやってきているというふうなところがございます。そういう意味では、政策的な観点からここは意味のあるものだというふうに理解しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 リース料であっても、もう今実質比率に入るわけですよ。それからしたら、やっぱりもうちょっと根本的に考える必要があると思うんです。

知事、離島の飛行機の部分には9割近く補助があるんですよ。20億という軽減あるはずでしょうけれども、でも船舶も高速艇を新造船でつくっても大体15億くらいですよ。今、飛行機はそれだけの9割、10割近くの補助があって、どうして船舶にはないのかという

ことを考えると、離島に飛ぶ飛行機というのは大体20名、30名が限度ですよ。しかし、高速艇という形になるとこれ150名とか200名とか大量の輸送になってきます。それからすると、やっぱり離島の観光等を考えると、知事、その辺はもう一度沖縄県の新造船のあり方、離島の活性化ということを考えると、それは再考が必要じゃないかなというふうにも思っておりますので、ぜひ検討なさってください。お願いします。

あと17秒しかないんですけども、新エネルギー、クリーンエネルギー、これは国がどう考えているかわからないということではなくて、やっぱりそれだけ新聞報道されているのであれば、アメリカが発信したことがあるかもしれないですね。それからしたらもっとやっぱりクリーンエネルギーを沖縄が主体的にやるんだということを、エネルギー庁にもっと我々が発信するということは大事な部分がありますので、最後に1点だけ、ぜひ補助金を——終わったんですけども——その補助金を、ぜひ補正予算を含めて検討できないか、答弁願えませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 県の住宅用太陽光発電システムへの補助金制度は、300件で目標どおり達しまして、今後につきましては継続していく方向で進めていきたいと考えております。

○當間 盛夫君 継続するというのは、さっきの答弁と一緒に……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 300件は一応終わりました。今年度から、実施している現行の補助制度を年度内で実施することを検討してまいりたいと考えております。

○當間 盛夫君 22年度の話。

○観光商工部長（勝目和夫君） 年度内に。

○當間 盛夫君 はい、ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 一般質問を行いたいと思います。

まず1番、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間基地の移設について今後どう取り組むのかをお伺いいたします。

(2)、普天間基地の3年以内の閉鎖状態の公約達成見込みをお伺いいたします。

(3)、知事は、訪米する考えがあるのかをお伺いいたします。

(4)、沖縄自動車道のあり方について知事の見解をお伺いいたします。

(5)、知事の任期もあと1年ですが、多くの公約が未達成になっていると私は考えております。知事は、来年の知事選挙に出馬する意思があるのかをお伺いいたします。

2番、福祉・教育行政について。

(1)、認可外保育所への支援強化をする考えがないかをお伺いいたします。

(2)、学童保育の支援強化をする考えがないかをお伺いいたします。

(3)、認可保育所の支援強化をする考えがないかをお伺いいたします。

(4)、青少年の遠征費用及び派遣等の航空運賃軽減措置について、県の取り組みをお伺いいたします。

(5)、発達障害への取り組みをお伺いいたします。

(6)、児童虐待の課題と対策についてお伺いいたします。

3番、土木建築行政について。

(1)、米軍基地内の公共工事における県内業者の受注に向けての県の取り組みをお伺いいたします。

(2)、国関係発注工事における県内業者の優先受注について、県の取り組みをお伺いいたします。

(3)、土木建築業界に対する県の支援策と成果をお伺いいたします。

4番、暴走族対策の成果をお伺いいたします。

この件については、県警本部長も現場を見られたということですので、その後どうなったのかお聞かせください。

5番、我が会派の代表質問との関連については、土木建築については質問を出していますので、その中でやります。

(2)番、観光政策について。

外国人観光客誘客に対する取り組みは万全であるのかをお伺いいたします。

御答弁よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中ですが、普天間基地の移設に対する取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯などから一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきましては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き、政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお考えをお聞きしたいと考えているところでございます。

次に、普天間基地の3年めどの閉鎖状態に係る御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、この飛行場のヘリなどの運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

去る8月11日に開催されましたワーキングチーム会合におきましては、防衛省から平成19年8月の報告書に記載されました危険性除去の諸施策をすべて実施し、今年度は普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査を実施するとの説明があり、県からはさらなる危険性除去策等の対応を求めたところでございます。

県としましては、今後とも協議会やワーキングチームにおきまして率直な意見交換を重ね、3年めどの閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、訪米についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今年度は、渉外知事会として11月中に訪米をする予定であります。

訪米に際しましては、沖縄県がこれまで要望してまいりました日米地位協定の見直しにつきまして、特に環境問題などを中心に米国政府や連邦議会などの関係機関に対し、理解と協力を求めたいと考えております。

次に、政治姿勢の中で、来年の知事選に関する御質問にお答えいたします。

県民の負託を得て知事に就任してから3年近くが経過いたしますが、掲げました公約のほとんどは着手していると考えております。

公約の実現に向けて、残る任期に全力を尽くす決意

であり、現段階ではそれ以上のことは考える余裕がないのが現状でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 知事の政治姿勢について、沖縄自動車道のあり方についてお答えいたします。

沖縄自動車道は、沖縄本島の骨格幹線道として、北部と中南部間の円滑な連携・交流を促進し、産業振興や観光振興、渋滞緩和及び物流の効率化など、本県の経済振興に大きく寄与している自動車専用道路であります。

次、土木建築行政についての中で、米軍基地内工事の県内業者受注に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

県では、米軍発注工事の県内企業への受注機会の拡大を図るため、在日米軍沖縄地域調整官に対し要請活動を行っております。

平成21年9月15日には、工事入札におけるパフォーマンスポンドの軽減、分離・分割発注による受注機会の拡大等について要請をしております。

同じく土木建築行政について、国関係工事の県内建設業者への優先発注の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県においては、今年度も昨年度に引き続き、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局へ分離・分割発注による県内業者の受注機会の拡大、入札参加条件の緩和、県産資材優先使用等について副知事等による要請を行ったところであります。

県としましては、今後とも、県内業者の受注機会の拡大等について、あらゆる機会を通して要請してまいりたいと考えております。

同じく土木建築行政について、建設業界に対する支援策と成果についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、県内建設業者の経営改善や新分野進出等を支援するため、平成19年7月に「ちゅらしま建設業相談窓口」を開設しております。

平成21年7月末までの2年間の相談件数は、延べ1663件となっております。

その結果、新分野進出に38社、153件の実績を上げており、20年度には、経営革新支援事業で建設業の承認件数が3件あり、それぞれIT分野、観光分野、サービス業分野へ進出しております。

また、20年度のその他の支援策としては、経営基盤

強化の支援として、県単融資事業で建設業者に262件、沖縄県産業振興公社の機械類貸与事業で9件の実績等となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉・教育行政についての御質問の中の、認可外保育所への支援強化についてお答えします。

保育所入所待機児童対策特別事業基金においては、認可外保育施設の認可化を促進することによって平成23年度までに3600人の定員増を予定しておりますが、現時点の計画としましては、13施設の認可化による885人の定員増にとどまっております。

今後とも、認可外保育施設実態調査結果をもとに市町村に対して、認可化に向けての積極的な基金の活用を求めてまいりたいと考えております。

また、認可外保育施設への給食費助成については、平成20年度からこれまでの牛乳代に加え、新たに米代の助成をしており、厳しい財政状況にはありますが、平成21年度も引き続き助成することとしております。

次に、学童保育の支援強化についてお答えします。

平成21年度の補助対象児童クラブ数は23市町村、194カ所で、県の補助予算総額は4億5133万4000円となっております。

今後、実施主体である市町村と連携しながら、引き続き放課後児童クラブの設置を進めていきたいと考えております。

次に、認可保育所の支援強化についてお答えします。

認可保育所への支援につきましては、産休等代替職員任用事業補助金などで支援しておりますが、保育関係団体から、同補助金の増額と療育支援体制整備補助金など県単補助金の新規設置の要望があります。

認可保育所への支援策については、特別保育事業など既存の予算確保も厳しい状況にある中で、県単補助金の増額や新規設置につきましては、現在のところ対応は困難と考えております。

次に、発達障害への取り組みについてお答えします。

県においては、発達障害児・者及びその家族に対し、途切れのない支援を促進するため、平成21年8月に県・市町村等の役割を明確にした支援体制整備計画を策定するとともに、支援する人材の育成等を計画的に推進するため、現在人材育成計画の策定を進めております。

また、これらの計画の推進体制として、総務部、福祉保健部、観光商工部、教育委員会及び病院事業局の関係課による支援機関連絡会議を去る8月に設置したところであります。

次に、児童虐待の課題と対策についてお答えします。

児童虐待につきましては、未然防止、早期発見・早期対応が課題であると考えております。

虐待の未然防止対策としては、乳児のいる家庭へ保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、地域子育て支援拠点事業などに取り組んでおります。

早期発見・早期対応のための対策としては、児童福祉司の増員など、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村への要保護児童対策地域協議会の設置を進めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、福祉・教育行政についての御質問で、遠征等に伴う航空運賃軽減措置についてお答えをいたします。

生徒の県外等への派遣費については、体育連盟や文化連盟等を通して支援するとともに、計画輸送により負担軽減に努めているところであります。

航空運賃軽減措置については、今後、関係団体等との連携のもとに、要請について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 暴走族対策の成果についてお答えいたします。

県警察におきましては、暴走族を根絶するため、警察本部と警察署合同による白バイを投入した取り締まり、暴走行為が頻繁に行われる道路での大規模検問の実施、暴走族壊滅プロジェクトチーム発足による事件捜査などの各種対策を講じているほか、少年部門や地域ボランティア合同による期待族排除活動、期待族が蟄集する駐車場やコンビニの管理者対策、地域住民が主催する「暴走族追放住民総決起大会」等への支援、暴走族のイメージダウンをねらったネーミング「ダサイ族」の普及活動等を推進しているところであります。

本年9月末現在、暴走行為で事件送致した者は186人で、前年同期に比べ20人、12%の増加、逮捕人員にあっては142人で、前年同期に比べ35人、32.7%増加

しております。その結果、暴走行為関連の110番受理件数は2512件で、前年同期に比べ375件、13%減少しております。特に、浦添市や宜野湾市の国道58号では、浦添市が前年同期に比べ180件、24%、宜野湾市が161件、50.9%それぞれ減少しており、一応の成果は見られるところでありますが、いまだ暴走行為に伴う騒音被害があることから、継続した取り締まりが必要であると考えております。

県警察といたしましては、引き続き、地域住民や関係機関・団体と連携して、暴走族の根絶に向けた取り組みや取り締まりを強化してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 我が会派代表質問の関連で、外国人観光客受け入れ体制の取り組みが万全かという御質問にお答えしたいと思います。

外国人観光客の受け入れに当たっては、県内事業者向けに受け入れに有用な情報を発信するホームページの開発、指さし会話帳の提供など受け入れ支援をしているところです。

また、観光人材育成センターを活用した接遇研修会等に努めているほか、外国人観光客へはホームページやパンフレット等で沖縄旅行情報を提供するとともに、レンタカー利用者向けに繁体字版レンタカーマップなどを作成してまいります。

そのほか、県内での外貨両替所の促進や両替所の案内情報の発信等も進めていきたいと考えております。

また、県内の状況とは別に、海外、沖縄県の上海・香港等の事務所においても、各種ミッションや観光出展等の回数がふえて業務量が増加しておりまして、体制の拡充については関係機関と調整して詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 再質問を行います。

順不同でちょっとさせていただきます。

まず我が会派の代表質問との関連質問で、今の外国人観光客誘致についてなんですけれども、先日の玉城満県議の質問の中で、両替所の件なんですけれども、今台湾から約6万人ぐらい来ているということなんですけれども、両替するところがブルーシール牧港・北谷、それから国際通りのわしたショップと那覇空港、4カ所なんです。6万人が来て、銀行でなぜ両替ができないのかまず御答弁ください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 銀行での一般的な聞き取りですけれども、やはり費用対効果が発生しないなどの意見がございます、銀行での意見です。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 21年度の地域別海外誘客事業の予算の状況は、台湾は幾らになっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 地域別海外誘客事業で、台湾は当初予算が380万5000円、補正予算が2000万円となっております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、2000万円の補正を組んで、外国人観光客が沖縄に来てよく言われているのが、どれだけの予算を、お金を沖縄に落とすかと言われている中で、両替所が銀行の今の状況では台湾の皆さんは、来ても両替ができないと言っているんですね。それについて知事、御答弁ください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 台湾の旅行者に関しましては、台湾元自体が流通量が少ないということで、向こうで対策をとってしまして、日本を訪問する前に台湾で両替を済ませているケースが非常に多いところがございます。

なぜかといいますと理由がありまして、台湾で両替した方がレートがよい、安いというような話がございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事はそれでいいと思っていますか。今の答弁に対して知事も賛同、全く同じ見解ですか、これはっきりさせたいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 基本的には、県としましては国際的な観光客をこれからどんどん呼び込むためには非常に利便性を高める必要があるということを確認しているところでありまして、最近では、傾向としましてはクレジットカードの利用ができるかという問い合わせがあります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今後ですね、台湾ドル、琉銀とかはほかの通貨も香港ドルを両替しているんです。各銀行の皆さんとしっかりと交渉していくべきだと思います

けれども、知事どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺先生、よく知っておられる上での御質問だと思うんですが、いろんな金融機関とよく相談させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 はい、ぜひよろしくをお願いします。これについて、引き続いてまたやっていきたいと思っています。

暴走族対策について、白バイ動員によって大分効果が出ているということなんですけれども、今後増員・増車する予定はないかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 白バイ投入による暴走族取り締まりについては、国道58号を中心に、今、取り組んでいるところでありますが、やはり投入することによりまして、暴走行為や暴走行為に関連する110番の通報が減少するなど一定の成果が認められるところであります。

したがって、白バイ隊員の増員については、交通事故や犯罪の発生状況など県内の治安情勢を総合的に勘案しながら検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 さらに、被害を受けている住民等からの暴走族の情報、動画等を有効に活用するべきだと思いますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 地域住民の皆様から寄せられた情報については、警察捜査を行う上で大変貴重なものであると考えております。今後とも積極的に提供された情報について活用していく所存であります。

ただし、くれぐれも無理されないように、先生の方からも地域の住民の方にお話ししていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 効果が出ているということですので、引き続きぜひやっていただきたいと思いますと考えております。

それから続いて土木建築行政についてなんですけれども、先ほど米軍基地内の公共工事について、既に政

府に対して要請をしているということなんですけれども、新政府にかわってから分割発注とか優先発注を含め、ボンドの制度の見直しについて要請はもうされましたか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 新しい政府になってから、要請はまだ行っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、米軍基地内で行われている公共工事はほとんどハウジングなんです。もう県内業者が全部できる仕事ですので、できれば早目に新政府にそれを要請するべきだと思いますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ぜひ県議会の先生方の御指導も得て、早目にやりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひよろしくをお願いします。

それから、土木建築業界に対する支援策について先ほど答弁いただいたんですけれども、総合評価方式にしてもう3年目ぐらい迎えていると思うんですけれども、いろんな意見が各業界から出ているんですね。したがって、この総合評価方式そのもののあり方もいま一度検証して、建設業協会の皆さんと意見交換等もやるべきだと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 総合評価方式につきましては、今現在試行、試しの段階でございますので、そのやっていく中でいろんな方向から意見があればそれを調整といいますか、そこを参考にしながらいい方向へまた考えていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 さらに先日、最低制限価格の話がうちの会派からもあったんですけれども、90%にしてようやく業界も少し、85に比べて大分助かったという話なんです。

一方で、県立高校の工業高校ですね、我々今ちょうど委員会で視察をしているところなんですけれども、この土木科とか建築科の生徒が21年の3月の卒業生が171名に対して、いわゆるその業界に技術者として就職できたのが、県の建設業協会の資料では県内就職4人なんです、4名しか採用できていない。しかし、170名が卒業していく現状の中で相変わらず厳しい現状ですので、この最低制限価格についても恐らく答弁は審議会の推移を見守るということだと思うんですけれども、そのこともしっかりと加味して議論していただきたいと思いますが、部長どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） ただいま審議会におきましては、沖縄県の実情に適した最低制限価格のあり方について議論していただいております。また、これにつきましてはコスト調査というのがありまして、請け負った工事で利益が出たかどうかという、これと落札率の関係について今データ収集しているところでございますので、その中でまた議論をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ審議会の方針もそうですし、建設業協会と今の実態も踏まえて、さらに業界に対して新卒も積極的に採用してもらうように教育長からお願いをするべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 赤嶺議員のおっしゃっており、ことしの工業系の卒業生を見ますと、卒業予定者は1388人の中で希望者が731人おりまして、その中で就職者が658人、89.7%で、そして一昨年よりも1.3%ふえております。そういう状況にはありますけれども、やはり厳しいものがありますので、ぜひお願いしたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 私が言っているのは技術系ですね。事務員になっている生徒もいますので、とにかく業界に対して積極的な採用をお願いしていただきたい。当局においては、それなりにまた経営が厳しいと新規採用ができなくてみんな中途、即戦力しか求めないような業界になっていますから、若者の雇用の観点からしっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

福祉・教育行政についてお伺いいたします。

認可外保育園の実態調査で、保育に欠ける児童の割合は何%ですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 20年11月に実施した実態調査の中では、回答のあった認可外保育施設の児童数の中では率にして72.3%ありました。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 認可外でも72%の子供たちが保育に欠ける、いわゆる認可保育を望まない人もいるかもしれないんですけれども、これだけ保育に欠ける子供がいるということですね。

その中で、今先ほど5400名待機児童を解消したいということだったんですけれども、先ほど浦添市役所の

窓口に電話をしたら、今待機児童何名いますかという話をしたら、900名ぐらいいるんです。申し込みをして入れないのが約900名。ところが国のカウントは200何名かしかなっていませんよ、浦添の報告は。それについて部長、どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今の数字については、ちょっと承知しておりませんので何とも言えませんが、ただこの時点によってもやはり待機児童は違いますし、また、待機児童のとらえ方というものが国の基準と若干その辺違った部分もあるのかなという感じはします。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 窓口に電話したら、実質的に申し込みをして入れないのが900名いるということですから、約900名。それが実数だと思っていますので、私はこの5400じゃなくて約1万人ぐらいいる待機児童がいると思っていますので、ちなみに同じくうるま市の方にも確認をしてもらったら、倍ぐらいいる待機児童が実質的にいるということで、国のカウントと県のカウントではやっぱり違いますから、そこをしっかりと理解していただきたいと思っています。

その中で先ほどの10億円の基金について、今現段階でこの基金を活用できそうな園というのは何園ありますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 現時点ではっきりしておりますのは、今年度、施設名まではっきりしているのは1カ所でありまして、予定としては市町村の希望等、3月に調査した希望等によりますと21年度に4施設、それから22年度においては5施設、23年度では4施設というふうになっております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 部長、この基金は当初20カ園ずつの3年度60カ園、3600名の待機児童解消が、これは先ほどの答弁で13施設で885名になってくると、これ政策変更ですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 基金設置の目標としてはそういうふうに上げておりますが、その中で調査して実際に具体的な形での箇所数が上がったのが今申し上げた時点でありまして、確かに目標には達しておりませんが、政策変更ということではなくて、その基金のある間に積極的に市町村に働きかけて、また認可化を希望している認可外施設等ももう少し精査しまして認可化を進めていきたいというふうに

思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 これはこのままの推移でいくと、結果的にこの基金を返金しなければならなくなるのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 3年間、今現在の要綱によりますと、結果としてその期間に執行できなかったら返還ということになります。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今、目標の13施設にした場合に、これが達成されたにしても返還する額は出てきますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） はい、結果としてその13施設にとどまっているということであれば、今数字は持っておりませんが、返還は生じるというふうには予測されます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、ここから本題なんですけれども、700万の1施設の整備費なんです。700万では活用できないんです。市町村がほとんどこれにのってきません。60カ園と言わずもう30カ園にして700万を1400万円に上げて、それとそれを国と交渉して、せめて30カ園で60名定員になると1800名の待機児童解消になるんです。そのままになると885名で終わるんですね。そのあたりは、国といま一度その制度を今活用できなくて返還をするということになると、これ政策ミスですから、知事、そのあたりどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今後、県におきまして市町村に対してこの基金の活用の問題点や課題、それをまた解消するための方策等について、今月中にそういうヒアリングを予定しております。その結果、その同基金の活用方策についてもそういう見直しができるのかどうか、必要かどうかを含めまして、その辺を検討しておりまして、国への要望につきましては、その状況を勘案しながら検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 あのですね、知事、これ「安心こども基金」があって、これは総額で、今回は補正に入って45億ある。そのうちの27億がこの保育園の設置に活用される予定で、もう既に23園はこれは認可をとろうとしているんです。市町村はこの「安心こども基金」については活用しようと思っていますけれども、特別基金は700万なんです。さっき言った「安心こども基

金」の補助率が8分の7なんです。市町村がどう見ても「安心こども基金」を利用して特別基金なんていうのはだれも目もくれない。聞いたら、この特別基金を申請している園も「安心こども基金」があるんだったら、自分はこっちがいいと言っているんですね。ですから、それを早急に部内でも知事も含めて検討した方がいいと思いますけれどもどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 「安心こども基金」は、現在ある次世代の要するに既存の保育所の施設整備というのが対象に――創設も含めて、増改築ですね。待機児童特別対策基金は認可外への認可化ということですので、そういう意味で全く制度の趣旨も対象も違うということになっております。

認可外施設につきましても、例えば対策特別事業の枠の中でできない、またはどうしても新たに施設をつくらないと今のままでは認可化が無理という部分については、「安心こども基金」を活用して認可を受けて、新たに保育所を設置するという保育所中にはあります。

「安心こども基金」の扱い希望が多いというのは、保育所が復帰後急速に進んだために、現在老朽化している施設がほとんどでありまして、そういう面で増改築をしながら定員増も含めながら、改築を求めているという施設が非常に多くなっておりまして、そういうことで「安心こども基金」の希望、要望というのがふえている状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 市町村の窓口に行くと、実質的に「安心こども基金」は活用、従来のもの、それが補正でも組まれていますから。しかし、特別基金はやっぱり課題がありますので、活用できない制度であつたら意味がないわけですからしっかりやっていただきたい。

学童保育についてなんですけれども、この「安心こども基金」をどのように活用するかをお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 「安心こども基金」の中の、児童クラブへ使えるものは、学校の施設に新たに倉庫を設置してやるというような条件があって、非常に条件をなかなか満たせるものがなくて要望がございまして、児童クラブへの「安心こども基金」での使用の予定は今のところございません。

○赤嶺 昇君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 現時点で「安心こども基金」の中での学童クラブへの執行というのは予定されておりません。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 学童保育も「安心こども基金」の活用をどのように活用できるか、しっかりまた今後協議していきたいと思っています。

発達障害についてなんですけれども、来年度から次世代推進対策後期行動計画が策定される予定なんですけれども、その中に、これも発達障害が組み込まれていなかったんですけれども、可能な限り定量的に示す具体的な目標を設定するべきだと思いますが、部長いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県の行動計画におきまして、放課後児童クラブ、健全育成の充実及び発達障害児対策について項目を設けて明記する予定でございます。

発達障害児対策については、参酌標準というのは国の方から出されておりませんで、現在、計画に盛り込む内容や目標数値の設定について検討を行っているところです。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 発達障害についても関係者の皆さんとしっかりと協議をしていただきたいと思います。

児童虐待についてお伺いいたします。

6月19日に石垣市で児童に対する児童虐待が発生し、残念ながら7月7日に男児は亡くなってしまいました。この事件は、虐待が疑われるケースとして児童相談所の八重山分室が関与していたにもかかわらず、子供の命を守ることができなかった。この件について、知事は責任を感じているかどうかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） この件につきましては、知事としてもまことに遺憾かつ残念だと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、安心しました。実は、沖縄県で初めて児童虐待で子供が亡くなったときに、稲嶺知事は答弁しなかったんです。私は、これは別に知事が全責任という話じゃないということをしようとしているんじゃない、こういった問題というのはやっぱり県全体で対応しないといけないと思っております。

今回、過去に3回児童虐待で死亡事件が発生し、17年と19年に検証が行われたんです。しかし、今回再度また起きたということは、これは課題なんですね。その3回の報告書の中で、今回直接関係はないかもしれないんですけども、コザ児童相談所に一時保護所を設置するべきだということが再三言われているんです。それについて去る6月議会でも検討するということだったんですけども、私はもうこれ時間は待たなしたと思っているんです。

そのあたりについて、一時保護所の設置について知事の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 3回の虐待の検証の中でも、確かに一時保護所のコザ児相への増設ということでの提言はありまして、その辺は提言の内容については重く受けとめております。

一時保護所の増設や児童相談所分室の増員につきましては、やはり提言の趣旨を踏まえた検討を行う必要があると考えております。

なお、一時保護所の増設規模につきましては、新たに正職員や嘱託員の大幅な増員が必要でありますので、慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 これはさっきも言ったんですけども、17年にも発生して、皆さん、ずっと検討なんです。職員が足りないのは以前から知っているんです。今この保護所をつくって、なおかつ八重山に1名のスーパーバイザーの増員、八重山に3人、17人足りないんですね。この17人には例えば民間で社会福祉協議会あたりに資格を持っている方々がたくさんいるんで

す。それも含めて皆さんがやる気があるかないかというのを聞きたいんですよ。検討する時期はもう過ぎたと思っているんです。知事どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問ですが、基本的にはこの一時保護所の増設等につきましては、児童虐待死亡事例検証報告書の提言の趣旨を踏まえ、検討より先の方へ実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 あともう1点ですね、スーパーバイザー、これはすぐに採用して確保できない可能性もありますので、これ10年ぐらゐの実績が必要なので、もう早速、総務部長もこれ責任があると思いますので、人材も育てていかないといけないということを指摘しておきたいと思っております。

さらに、市町村が一時の窓口になっているんですけども、市町村の窓口職員の、今言うこの専門職員の状況はどのようになっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 窓口市町村においては、21年4月現在すべての市町村で担当職員は設置しています。そのうち、専任の職員については、17市町村で36名、大半が嘱託員等の非常勤職員となっています。その中で、児童福祉司と同等の資格を有する職員は、6市町村8名であります。多くは、保健師等の専門職で対応しております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 これ、表ができていますけれども、沖縄市なんかもう大変ですよ、5名いてですね。5名のうち一般職員、なおかつ非正規、なおかつ兼任、こういうばらつきがありますので、それも早急に市町村窓口の状況を県の方からもしっかり指摘していただきたいと思っております。

ちょっと普天間基地についてお聞きしたいと思っております。

いろんな意見、議論がされているんですけども、知事は今現時点ではもう何が何でも辺野古移設を進めるつもりなのか、まずお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問の趣旨が非常にわかりにくいんですが、何が何でも進めたいかとい

ますと、何が何でもとは思っておりませんよ。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 じゃ、確認させてもらいます。

知事は、新政府が方針や工程表を出すのを待っているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 当然でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それでは政府方針を待っているということであれば、これは現段階で白紙という状況ですか。政府の工程表や方針が出るのを待っているということは、これは現時点で知事の姿勢は白紙というふうにとらえていいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 白紙というのもどうも論理的によくわからないんですが、新政府が見直しをするというあれがありましたよね、あれは公約じゃなくてマニフェストなどなどで。だって具体的にどうするかというのが出てないじゃありませんか。白紙ではないでしょう、だって。これまでのとおり新政府は旧政府であれ政府は政府ですから、今アセスにかけているわけです、その案を。だから、これつくるつくらない、これは政府の仕事なんですよ。私は今アセスでチェックしている段階ですよ。そういうことです。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうしますと、知事は日本政府が普天間基地の辺野古への移設を現在進めているというふうにとらえているのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そう理解していますが、政府はまだ変えたというあれを聞いておりませんから。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 一番最初の質問で、何が何でもというわけではないという話でしたので、日本政府が普天間基地の県外移設に取り組むこと自体に対しては賛成ですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の方では旧政府といいま

すか、要するにこれまでの政府の方針や、政権が前と後とであるにしてもこのとおり今アセスにかかっていますから、これが政府の意思だと思っているわけで、今おっしゃった御質問で、県外移設に取り組むことに賛成かということでしたけれども、これはですから今の政府が政策を変更して、こうこうこうこういうわけで責任を持って一日も早い普天間の危険性の除去のために移すと言えば反対する理由はありませんよね。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 はい、反対する理由はないということですね。

辺野古への環境アセスの予算が削られた場合、知事はどのように対処しますか。抗議しますか、見守るんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問は、私に聞かれてもお答えしようがありません。これは政府の事業、政府の予算でしょう。ですから、これは私に聞かれてもちょっと答えようがないんで、政府にお聞きになることだと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 3年以内の閉鎖状態について、ちょっと確認なんですけれども、この3年以内というのは具体的にいつまでを3年以内というめどなのかお聞かせ願えますか。これは任期中に達成すればいいという認識なのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは、3年めどにと申し上げておりますから、やっぱりめどはめどだというふうに理解いただきたいと思います。無論私の任期中を想定していますよ、任期外ではありません。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうすると、任期中4年というふうに理解していいんですか。ここはちょっと大事な部分ですから、もう一度確認お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の任期は、たしか来年、22年に参りますよ。ですから、3年めどにというのは3年を——どうも広辞苑なんか引くと、あれは目安にというか、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、当選した当初ですね、この議会でこの3年について、私は知事の公約はかなり具体的に出してすごくわかりやすい公約だと思っています。この3年について、最初は3年以内なのが3年のめどとか言葉が変わってきたんです。これ議事録なんです。当時の知事公室長、花城公室長が、基地問題について3年めどに閉鎖状態にすることについての3年の起点についての質問にお答えします。3年ですね。普天間飛行場の危険性除去については、県としては知事が当選した12月25日に開催された第2回協議会において、普天間飛行場を3年をめどに閉鎖状態にするように政府に求めたところであり、この協議会が起点であると答弁されているんですよ。そうするとことしの12月が起点なんです、もう3年なんです。これがいつの間にか4年というのは、報道各社に確認するとどうも4年だよという話があるもんですから、ここは県民にとって非常にわかりにくい。公約は公約ですから、県民は3年以内ということはことしだと思いますよ。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私は、3年以内とはそのときの答弁でも申し上げていないと思います。起点はおっしゃったように、たしか協議会をスタートに、だから3年をめどにというのは私の選挙のときに政見放送をしたときもすべてそういう表現になっているということを申し上げたはずですよ。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 3年をめどというのが、実はさっき言いましたことしの12月25日なんです。ということは、例えばめどで先ほど任期中の4年と言うもんですから、それはわかりにくいんじゃないかということですよ。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 当選して後の12月20何日から、ことしその3年が参りますが、3年めどということ、3年が来ますということとは別に同じではないと思っていますが。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 改革の会の平良です。

通告に従いまして一般質問を行います。

1点目、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、天下り、渡りの撤廃について。

新政府は税金の無駄遣いと天下りを根絶することを

明言し、不要不急な業務の根絶に力を入れることを打ち出しています。9月29日の閣議で、天下りを生まない環境整備に向け、人事制度を抜本的に見直す改革に取り組む方針を表明。天下りの在籍する独立行政法人、特殊法人、公益法人などへの支出や国の契約を見直して政策コスト、調達コストを削減すること、さらに法人の仕事を徹底的に見直し、天下りのためにある法人、仕事は廃止して、その団体への補助金等を削減することを言っております。

そのような観点からお聞きします。

ア、県内に国からの天下りの在籍する独立行政法人、特殊法人、公益法人の現状を伺います。

イ、今後、政府は天下りを徹底的に見直しすると強調しているが、それに対する見解と対応を伺います。

ウ、県の行財政改革での外郭団体の見直し、進捗状況と今後の対応を伺います。

(2)、米軍基地の再編と移設問題について。

米軍普天間飛行場移設について、これまで知事は県内移設容認の従来姿勢を堅持してきましたが、昨年の6月議会で、「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書」及び「決議」が可決されたことや、8月の総選挙の県選出・出身の衆参国會議員7名でつくる「うるの会」が普天間飛行場の名護市辺野古への移転計画の見直しや、日米地位協定改定に向けての米国との協議を進めてもらいたいことを積極的に政府に要求していることなど、直近の選挙結果を踏まえ謙虚に受けとめないといけないと思います。

そこで、3党連立政権成立後の知事の基地問題のスタンスはこれまでと変わらないのか、その所見を伺います。

(3)、沖縄振興計画について。

平成14年度にスタートした現計画は、民間主導の自立型経済の構築を目指して観光、情報、特別自由貿易地域、金融などソフト面を含めた地域制度のもとに発展可能性の高い分野の重点的・戦略的振興に取り組んでいるというが、沖縄を客観的な指数で見ると、所得も失業率も基地問題も観光収入も県債残高も決して私たちの望むよい数値にはなっておりません。これまでの沖縄振興計画を十分に検証し、政策への転換を検討する時期に来ております。

そこで、ア、自立できなかった原因は何か、知事の見解を求めます。

イ、製造業の落ち込みは大きい。育成をしなかったのが原因ではないか。その見解を求めます。

ウ、金融特区・情報通信関連産業の集積の状況と費用対効果を伺います。

(4)、失業問題であります、完全失業率は全国の2倍に達し、また、来春卒業の県内高校生の就職戦線が極めて厳しい状況であると言われております。

そこで、ア、平成21年度の失業者数は5万8000人、失業率は8.6%と依然として高い。知事公約の失業率の本土並みはむしろ悪化しております。その見解を求めます。

イ、沖縄県の特徴として、若年層の失業率が極めて高い。その対応並びに新規高卒求人対策について伺います。

2点目、北部振興策事業の課題と問題点です。

2000年から始まった北部振興策はいよいよ10年を迎え、切れることになります。

そこで以下の点をお聞きします。

(1)、1000億円予定のうち、10年間で8割にも満たない執行だが、余ってしまった原因は何か。

(2)、北部振興事業の基本方針は、北部地域の産業振興による雇用創出と生活環境整備による定住人口の増加を図ることを柱に計画実行され、人と産業の定住条件の整備による地域の持続的な発展がテーマであります。その方針どおりに反映されているか伺います。

(3)、2010年で切れる北部振興策の延長について、知事はどう考えるかお聞かせ願いたい。

3点目、福祉医療行政について。

(1)、北部病院の産婦人科医師不足の問題です。

平成17年4月に産婦人科が休止、19年12月に2人の医師確保で部分的な再開、20年12月には4人体制で救急診療も再開されたやさき、ことしの4月から3人となり終日の救急医療体制がなくなり、さらに1人の医師がおやめになったと聞き、先月の28日から産婦人科診療が休止になったことが明らかになり、数年の間に一喜一憂してしまったことから、北部地域で生活している方々はもう見放されているという状況だと思っております。医療格差の中で夢も希望も失っております。なぜ医師がやめたか、その原因は、もう対策はないか伺います。

(2)、介護ベッドについて。

障害者の通院や旅行等の状況下で宿泊が必要になったときに、県内の宿泊所での介護ベッドがなく不便を来しているとの要望があります。他府県での状況を踏まえお聞きします。

県内ホテルの介護ベッドの設置状況について伺います。また、宿泊時に従業員が適切に対応するために障害者手帳に対応の状況を記載すべきだと思いますが、その見解を伺います。

4点目、河川整備について。

(1)、大宜味村大保川河川整備新計画の概要をお願いします。

(2)、今後の県内の河川整備の基本的な計画について伺いたい。

5点目、奥間ダムの建設計画についてですが、企業局が建設計画から撤退を表明したことから地域ではさまざまな声が上がっております。撤退の事由について説明願いたい。

(1)、利水の観点からの見解。

(2)、治水事業の見地からの考え方をお願いします。

6点目、水産海洋研究センターの移転建築について伺います。

(1)、老朽化で移転建築が必要であり、現在の取り組みについて伺います。

(2)、場所の選定については、試験研究に必要な海水の確保、調査船の係留及び用地取得の容易さ等を総合的に勘案すると本部町沿岸が最適であり、強く要望しているが見解を賜りたい。

7点目、教育行政について。

(1)、県立高校のPTA室の設置義務について。

ア、PTA室の設置状況と役割、義務化についてどのように考えているかお聞きします。

(2)、PTA予算と学校予算とのかかわりについて。

ア、PTA予算の管理と執行について、最終決裁権はだれにあるのかお伺いします。

イ、校内自動販売機の設置と管理についての規定があるのか。学校、PTA、生徒会、後援会等どちらでも設置できるかお伺いします。

(3)、県立高校の統廃合について。

ア、沖縄工業高校の定時が那覇工業高校の定時に統合されると聞かすが、その予定と方法、時期は。そして受け入れ先の整備状況はどのようになっていますか。

8点目、我が会派の代表質問との関連について。

我が会派の玉城満議員が行った代表質問の中で、鉄軌道導入についてですが、過去の県での可能性調査での試算で5900億円かかるということで財政的に困難であるとの答弁であります、実際民間が試算するところによると、その3分の1の事業費でできることが言われております。新型路面電車LRTに対する支援制度は、ここ10年間で補助制度が整備されていることもあり、県民もその必要性についての関心も以前とは違って待望論に変わってきております。

旧国鉄、JRの恩恵を全く受けていない沖縄にとって当然要求すべき事業だと思いますが、その見解を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良議員の御質問に答弁させていただきます。

知事の政治姿勢の中で、新政権成立後のスタンスいかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書においては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされております。引き続き政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、県としましては、県民の目に見える形で米軍基地の負担軽減が確実に図られなければならないと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、失業率の本土並みについて、むしろ悪化しているのではないかというような御趣旨の御質問にお答えいたします。

世界的不況のもと、全国的に経済雇用情勢を取り巻く状況は厳しいものであります。沖縄県内の雇用情勢につきましても同様な環境にはございます。しかしながら、沖縄県の最近の完全失業率は、5月の8.6%をピークにして、6月は7.5%、7月は6.6%と下がってまいりましたが、8月はまた7.5%へ戻っております。全国が8月、5.5%でありますので、議員のおっしゃる2倍ということはありません。そういう意味では手がたく雇用数の増加が図られております。

このような中で就業者数は着実に、今申し上げましたように増加をいたしております。ほぼ3年前、私が知事に就任した平成18年に比較をしまして、平成21年8月は3万5000人、ジョブの数といえますか雇用者数はふえております。合計して63万2000人となっているところです。

沖縄県といたしましては、引き続き全部局が連携をし、産業と雇用の拡大を図りつつ、「みんなでグッジョブ運動」を着実に進めながら、徐々に徐々に改善に努めているところでございます。

次に、北部振興策の延長に向けての取り組みに関する御質問にお答えいたします。

北部振興事業は、北部地域の活性化のみならず県土の均衡ある発展を図る観点から実施されてまいりました。北部地域の振興は、沖縄県の一体的な発展を図る上でその果たすべき役割は今後も重要であります。民主党沖縄ビジョンにおきましても、北部振興事業の継続実施が掲げられております。

沖縄県といたしましても、地元との連携のもと、継

続に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢の質問のうち、県内所在の国の独立行政法人等への天下りの実態と見直し方針への見解等について一括してお答えいたします。

県内に所在する国所管の独立行政法人、特殊法人、公益法人における国からのいわゆる天下り職員の実態については、把握しておりません。

国の天下り見直し方針につきましては、多様で優秀な人材の確保と能力・実績に応じた人事の徹底を図る国家公務員制度改革の一環として進められるものと認識しております。

次に、行財政改革での、外郭団体の見直しの進捗状況と今後の対応についてお答えいたします。

外郭団体の見直しにつきましては、行財政改革プランにおいて事務事業の見直し等に取り組んできた結果、廃止3団体、組織統合3団体、事務局統合2団体などおおむね目標を達成し順調に推移しているところであります。引き続き平成22年度を始期とする新たな行財政改革プランにおいても、「公社等外郭団体の見直し」を推進項目として位置づけ、鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、自立できなかった原因についてお答えいたします。

3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画の推進により、各種社会資本の充実を初め観光や情報通信関連産業の伸びなど、本県経済社会は着実に成果を上げてきております。しかしながら、失業率の高さや県民所得の低さなど、依然として課題も残っております。これらは、過重な基地負担や離島県ゆえの高コスト構造、市場規模の狭隘性等の不利性もいまだ存在しており、それを克服できなかったことに要因があると考えております。

次に、北部振興策事業の課題と問題点についての御質問の中で、北部振興事業の執行状況についてお答えいたします。

北部振興事業については、制度開始当初、公共事業

分における予算の繰り越しが認められず十分な工期確保ができなかったことなどが原因であると考えております。この件につきましては、平成16年度に制度の見直しが行われたことで予算の繰り越しが可能となり、平成17年度以降、執行率が改善されております。

次に、雇用創出と定住人口の増加についてお答えします。

これまでの北部振興事業の実施により、観光・リゾート産業や農林水産業、情報関連産業などで約1800人の雇用が創出されております。また、北部振興事業の推進により各種の社会資本及び生活環境の整備が促進されるなど、定住条件の改善が進んだことから、北部圏域の人口はこの9年間で約4200人、3.4%増加しております。

次に、水産海洋研究センター移転建築についての御質問の中で、現在の取り組みと本部町沿岸に対する見解についてお答えいたします。一括してお答えします。

水産海洋研究センターは、施設の老朽化に加え周辺地域の都市化による研究用海水の水質低下など、研究環境が悪化している状況にあることから、新たな研究ニーズや先進的な研究開発に対応するため、現在地からの移転整備が必要であると認識しております。

現在、第三者で構成する検討会議において水産海洋研究センターの整備構想と設置場所について検討を行っており、今年度中に移転先の選定などを行いたいと考えております。

本部町沿岸については、地元からの要請も踏まえ、検討会議において移転先の候補地として検討されるものと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての中の、鉄軌道の導入に向けた取り組みについてお答えいたします。

県では、現在策定中の21世紀ビジョンを踏まえ、次年度において「沖縄県総合交通体系基本計画」を見直すこととしており、その中で鉄軌道の導入についても関係部局と連携し検討していきいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目と夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目と夫君） 知事の政治姿勢について、製造業の落ち込みの原因についての御質問にお答えします。

平成19年における本県の工業出荷額等は5599億円で、現在の沖縄振興計画がスタートした平成14年との

比較では2.1%減少しております。

製造業が落ち込んでいる理由については、沖縄の市場規模や離島県であるための物流コストの問題、公共工事の減少に伴う建設資材の需要減などが考えられます。

県においては、製造業の育成を図るため、中城湾港新港地区等の基盤整備、工業技術センターや大学との連携による研究開発力や商品力の向上、中小企業の経営革新及び金融支援等に取り組んでまいりました。また、本県の地域特性を生かした健康食品産業やバイオ関連産業、泡盛産業などを「オキナワ型産業」として位置づけ、戦略的な振興を図っております。さらに、産業まつりや物産展の開催、県産品奨励運動の推進等を通して県産品の品質の向上や販路の拡大に取り組んでいるところであり、今後とも地域産業の核となる製造業の振興を図ってまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢について、金融特区、情報通信関連産業の集積と費用対効果についての御質問にお答えします。

沖縄県では、金融業務及び情報通信関連産業の誘致を図るため、「新通信コスト低減化支援事業」やインキュベーション施設の整備等で平成11年度から平成20年度までの10年間で合計約289億円の事業を実施しております。この結果、平成21年1月1日現在、金融特区には10社の企業が進出し、607名の雇用を創出しております。情報通信関連産業では186社の企業が進出し、1万5710名の雇用を創出しており、合計196社の企業の進出と、1万6317名の雇用の創出となっております。また、県内情報通信関連産業の生産額は、平成12年度の1391億円から平成18年度の2252億円へと861億円増加しており、県経済に対して大きく寄与しているものと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢について、若年失業者への対応についての御質問にお答えします。

若年者の失業率が高い要因としては、県内に雇用の場が少ないことや働くことに対する意識の低さ、労働条件のミスマッチなどが挙げられます。そのため、沖縄県としては、雇用の拡大を図るための県外企業の誘致や、沖縄県キャリアセンターを中心とした職業観の形成から就職までの一貫した支援、職業能力開発校における職業訓練の実施などに取り組んでいるところであります。また、高校生や大学生の県外インターンシップ、グジョブ運動の一環としての沖縄型ジョブシャドウイングや、学校を巡回しての意識啓発イベント等を実施しております。そのほか、就職につなげるための合同企業説明会、面接会なども実施していると

ころでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問で、新規高卒求人对策についてお答えをいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、平成21年7月末現在の高校生に対する求人数は、前年同期と比較し57.3%減となっております。

求人对策としましては、沖縄労働局や県観光商工部等と連携し、県内外求人開拓や企業合同説明会及び面接会の実施、県内経済団体等への雇用確保の要請を行っております。また、各学校においても、これまでに採用実績のある企業等に対して独自の求人要請を行っているところであります。

県教育委員会としましては、今後さらに学校や企業、関係機関等と連携を強化し、県内外企業の求人開拓等により高校生の就職支援に努めてまいります。

次に、教育行政についての御質問で、県立高校のPTA室の設置についてお答えいたします。

PTA室については、現在、県立高校60校のうち18校で設置されております。

PTA室は、父母と教師が協力し子供たちの教育活動を充実させるために必要な活動の場所であります。設置することについては義務化はされておられません。整備することが望ましいとされております。

次に、PTA予算の決裁権についてお答えいたします。

PTA予算の管理と執行に係る最終決裁権については、会則等により定められるべきものと考えております。特段の定めがなければ、決裁権はPTA会長にあるものと理解しております。

次に、自動販売機の設置についてお答えいたします。

県立学校における自動販売機については、「沖縄県立学校施設の使用に関する規則」に基づいて、学校長が必要性等を考慮の上、使用許可を与えて設置しております。

設置申請できる者については特別な制限は設けておらず、業者、PTA等が学校に施設の使用許可を申請し、許可を受けて設置・管理することが可能であります。

なお、生徒会からの申請については、生徒会活動の目的等から使用許可は難しい面があるものと考えております。

次に、工業高校・定時制再編についてお答えいたします。

沖縄工業高校定時制課程については、平成22年度に募集を停止するとともに、那覇工業高校定時制課程の既存の学科に加え、電子機械科を新設し再編統合することとしております。

施設・設備につきましては、現在、那覇工業高校と調整を行っているところであり、年次的に整備を行い充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉医療行政についての中、北部病院の産婦人科医師の退職理由と今後の対策についてにお答えします。

北部病院の産婦人科医師は、これまで3人体制で診療を行っておりましたが、そのうち1名が10月8日付で退職することになっております。

退職理由は、一身上の都合と聞いております。

24時間救急診療体制を再開するためには4人の医師の配置が必要であると考えており、あらゆる手段を講じて医師の確保に努めているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉医療行政についての御質問の中、介護ベッドの設置状況についてお答えします。

県としては、県内ホテルにおける介護ベッドの設置状況については把握しておりませんが、福祉のまちづくりを推進する観点から、ホテルにおける介護ベッドの設置についても関係者に理解を促していきたいと考えております。

次に、障害者手帳への記載についてお答えします。

本県の身体障害者手帳については、氏名、障害名等を記載した手帳と、各種サービスの概要を記した手帳別冊がセットとなっております。

手帳については、身体障害者福祉法施行規則第5条に記載事項が定められており、別冊については、各障害に共通する税制上の特別措置、公共料金の割引等の周知を図るため、その概略を掲載しております。

個別のサービスを記載することについては、個々の身体障害者のニーズがさまざまであることから、困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 河川整備について、大保川河川整備新計画の概要についてお答えいたします。

大保川河川整備計画については、平成15年に大保ダムを含む上流について策定されており、今回の計画は大保ダムから河口の大保大橋までの区間について策定するものであります。

その概要は、治水安全度の確保のため河川断面を拡幅するとともに、魚類等の生息環境に配慮して、瀬やふちの創出及びマングローブの保全を図る計画となっております。

同じく河川整備について、今後の県内の河川整備の基本的な計画についてお答えいたします。

本県では、50水系74河川を二級河川に指定し、うち54河川が整備を要する河川となっております。

河川整備に当たっては、水害からの安全の確保、安定的な水資源の確保、良好な河川環境・景観の形成を基本とし、地域住民参加のもとで河川整備計画を策定していく考えであります。

次に、奥間ダム建設計画について、治水事業の見地からの考え方についてお答えいたします。

奥間ダムは、比地川水系の治水と水道用水の確保の役割を担う多目的ダムとして計画されております。

治水の計画については、企業局が利水者として奥間ダムの建設計画から撤退することを決定したことから、今後、国頭村、地元住民等の意見を十分に聞いた上で、ダム事業者である国との調整を図りながら検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 宮城嗣三君登壇〕

○企業局長（宮城嗣三君） 奥間ダム建設について、利水の観点からの見解についてお答えをいたします。

近年、水需要の伸びに鈍化傾向が見られることから、企業局では直近の実績値等を反映させて水需要予測の見直しを行い、将来の需要量を下方修正いたしました。また、供給の面では、現在建設中の大保ダムや億首ダムの完成により、当分の間は水需要に対する水源水量も確保できるものと考えております。

これらの社会情勢等の変化を踏まえた水需給計画と事業再評価委員会の答申等を勘案し、利水の観点から総合的に検討した結果、利水者としては奥間ダム建設計画から事業撤退することを決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので、平良昭一君の再質問は休憩

後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き平良昭一君の再質問を行います。
平良昭一君。

○平良 昭一君 まず、天下りについてですが、県の方では国からの外郭団体は把握できないと言っておりますけれども、実際幾つぐらいあるかもわからないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 数につきましても把握しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 新政府になりまして、こういう外郭団体は見直していくんだということでありますので、当然県内についても何らかの支障が出ることは確かだと思うんですよ。その辺、全く把握できてないという状況でよろしいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） まず、国の今回のいわゆる天下りの見直しというのは、まず国家公務員の制度改革の一環だと私も承っているわけですよ。ある面で国家公務員と地方公務員の制度が少し、若干と異なりますが大分変わっております。とりわけ国家公務員につきましては、早期退職といいますが、そこを促進しながら天下りについて見直そうということでございますけれども、私ども地方公務員の方は、定年制をしっかり維持していますので、そのあたりの方とも違いがございますので、県の地方公務員制度の影響というのはそんなにならうかと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 確かに国家公務員と地方公務員の違いはあるかもしれませんが、しからば今後、県の考え方として、県からの外郭団体等に対してのいわゆる天下り、渡りというものに対してはどういう形の中で取り組んでいくか。国に対してそれなりの例を見ながら従っていくというような考え方はありますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） この天下りという一つの定義でございますけれども、私どもの方は確かに退職した公務員等々、三役も含めてでございますけれども、この方につきましてはその団体からの要請に応じてそういった人的な面、それからその人の資格であるとか能力であるとか、そういうのを勘案した形でその

団体の判断で採用しているというふうに承っております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 無駄を省くために国はそういうようなシステムを構築しようとしている。当然私たちの地方公共団体にしても同等なことが言えると思うんですよ。そういう観点から、無駄を省くために県もそれなりの対応をしていくかということのを伺っているんですけども、その辺ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 県の外郭団体、約38団体でございますけれども、そこの方に職員を送っている実態というのは、職員を派遣しているわけです。要するに定年前の職員をそこに派遣して、最後はこちらの県に戻って、県の方で退職すると。そういった形の行政補完的な業務をさせながらやっているわけでございますので、その辺についてはそれに伴う人件費を、退職した後の人件費をこちらの方で補助を流してやっているというわけではないものですから、その点については御理解いただければと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 退職後には採用はしないということで理解してよろしいですね。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 退職後のお話でございますので、退職後につきましては、その団体の方がその方の能力、知識、経験等々に応じて採用しているわけでございますので、それについては県の方は承知しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この問題に関しては、またこれからもいろいろ調査をしていかないといけないと思いますので、先に移らせていただきますけれども、再編と移設問題についてですが、前原沖縄担当大臣が3日の普天間視察後、新たな移設先を再検討が必要。見直しの考えだが、知事はその後どういうお考えをお持ちになりましたか、前原大臣とお会いになってから。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の今の、前原大臣の見直しというのは、私もこれはきのうでしたか、おとといでしたか、両紙、沖縄の新聞の紙面の報道で聞いただけで、大臣からは伺っておりません。ですから、今

の御質問については、まだ大臣からきちっとお話を受けてからでないと、ちょっとお答えできかねるところがございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 どうしてもやはり政府の対応を見るということに徹しているような感じがしますがけれども、ちょっと違う観点からお聞きしますがけれども、頭越して決められた前政府との基地移設とのパッケージでありますけれども、普天間は県内への移設実現でないといふと嘉手納以南の返還作業はとまってしまうんでしょうか。その場合、県外・国外であった場合にはどういうふうな形になっていくんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の疑問は、我々も実は持っているあれで、いずれ早目に確認はしたいと思うんです。まさにこの日米再編の中で、ないしはグアム協定の中で書かれていますから。グアムへの移転、嘉手納より南の基地の返還など、それが今おっしゃるようなことなのか、そうでないのか、我々も確認したいところですが、無論やっていません。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 21世紀ビジョンでは将来的に基地のない沖縄を目指すと言っておりますよね。しからばその中で、嘉手納以北の基地については知事はどうお考えになっておりますか、今後の展開として。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御指摘は、確かに基地のない沖縄を目指すという御意見も我々、いろんな方からいただいて、今、ビジョンの原稿の中には出ていると思います。しかしながら、現実には基地あるだろうという意見もありますし、20年先に今の沖縄にある米軍基地がなくなるとはとても現実的じゃないという意見の方が強いと思うんです。しかし、それから先を目指すというときには、目指すべきじゃないかという議論もあって、まだこれは最終的に落ちついておりません。ですから、米軍基地を含めての基地の扱いが最後までいろんな議論が続くと思っておりますが、そういう中で今おっしゃった北部はどうなのかという、まだその地域の感じの議論には実質的にはまだ至っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 大変素朴な疑問でありますけれど

も、この嘉手納以南・以北というのは、これはどこから出た話なんですか。県が言ったことなんですか、それとも協議の中で出てきたものなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 米軍再編で出てきた日米両政府の合意の話です。日米両政府の合意した日米再編の中で出てきます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 余り聞き取れないんですよ。この場所が悪いのかな。

この問題はまたいろいろこれからもやっていかないといいませんが、沖縄振興計画について聞かせていただきます。

一定の成果はあったということでありますが、やはりこの沖縄振興法等の立法趣旨は、沖縄の特殊事情、償いの心、本土との格差是正、沖縄県民の不安を解消するということであります。その中で自立型経済確立に向けては、どうしても延長はこれから必要であるという考え方を持っている一人であります。なぜかといいますと、県民所得は最下位であります、全国平均の70%。その中で大変重要視されることは、財政投資の33%は県外業者が受注していること。沖縄で公共事業を受注して税金は県外に納めているというこの図式ですね。その辺を議論をしなければいけないものだと思いますけれども、その辺どうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 財政投資というお話、公的支出、財政依存度のお話かと思いますが、沖縄県は2004年の段階で38.21%というふうな形になっております。全国3番目に高いというふうな状況になっております。

それから、その後の御質問ですけれども、こういう財政依存度の高さをどういうふうにして改善をしていくか。まさにこれは本県の振興開発に課された大きな課題だというふうに認識をしております。この間、現振興計画の中では、観光・リゾート産業だとか、あるいはまた情報産業とか、立派に立ち上がってきた産業群も出てきてかなりの成果は上げつつあると。しかしながら、先ほど申し上げましたように、失業率とかあるいは1人当たりの県民所得、なお課題が残っていると、そういうふうな認識をしております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 もうちょっと単純に聞きましょうね。いわゆる県外業者がもうかって、県外に税金を落としているわけですよね、沖縄で公共工事をとって。それに関して、沖縄の民間経済を誘発していると思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今の県内受注率の数字はちょっと掌握をしておりますけれども、県外の業者が受注をした場合、県内に経済的なメリットがないのかという趣旨の御質問だと思いますけれども、基本的には社会資本の整備として、それは道路や橋などきちりに残っているというのが一つ効果としてあるかと思っています。

さらにまた、それを整備をしていく過程において、やはり県内でさまざまな資金が落ちていく、そういうふうな過程はあるかと思っています。

それと、県内企業だけですべてやるというふうな場合と比べてどうかという話がもしあるとすれば、それは多少そういうふうな違いがあるかというふうに理解をします。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 当然、この件に関しては延長は絶対必要だという認識は持っているはずですから、そうであれば、その辺のこれまでと違った法整備をして、いわゆる沖縄振興法というのは沖縄のためにあるんだということを正々堂々と言えるような状況づくりをしていく、法的に。その辺どうですか、今後の展開として。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まさに現在、その現振計の総点検をやっている最中でありまして、また、この間、経済情勢も非常に大きく変わってまいりました。それからまた、国もそれから地方も含めて財政制度も大きく変わろうというふうな中であって、この総点検を通じてなお国としてやらなきゃいけない責務もまだ残っているのではないかというふうに考えております。

基地跡地だとか離島とか、そういうふうなものを整理する中で、新たな制度等について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この沖振法の経済特区は、全く私は

機能していないというふうに判断しておりますけれども、現在の税制の優遇措置は産業振興の呼び水にはなっていないと見ております。経済特区の見直しは絶対必要だと思いますけれども、その辺、一国二制度並みの自由度を与えて経済活動を活性化すべきだというふうに思っておりますけれども、その辺どういうお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今、議員の御指摘の経済特区、情報・金融特区、特自貿の特区がありますが、やはり一部そういう御指摘がありまして、我々としては規制緩和を今、振興計画の総点検とともに調整していきまして、やはり一国二制度的なものの、有効に活用するようなものに変えていきたいと考えているところです。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはもう一国二制度並みの強力な体制を組まないと、企業というのは来ないと思いますよ。それでまた沖縄の方々も入れないと思いますので、その辺は今後の課題にしてもらいたいと思います。

それと、新規高校求人対策についてですけれども、57.3%の減、これはもう驚異的な数字ですね。来年度卒業される高校生をお持ちの父母も大変困っているような状況だと思います。

それと、高校生の県外求人の状況、その辺と、それとこれだけの数字ですので、学校、県、経済界を挙げて早急な対策をしていかないと大変なことになると思いますけれども、その取り組みについてどんな状況でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいまの高校生の県外求人についてのまず1点ですけれども、7月末現在時点で、県外の求人数が757でございます。平成20年度が1966ということになっております。昨年に比べまして1209、61.5%減になっております。

続きまして、どういう対策をしているかということですが、それぞれ学校、そして行政、それから観光商工部、沖縄労働局、ハローワーク、そして教育委員会、校長会等々それぞれの取り組みをしておりますけれども、県教育委員会としましては、大きく分けて5点行っております。

4月13日から県立高校40校に就職支援を行うジョブサポーターを配置しております、これが1点。2点目は、5月に就職担当をしている56名の教員を県外に派遣をいたしまして、県外の求人開拓と定着、行ってい

る方の定着指導をしております。3点目は、これは6月10日に——新聞でも御存じだと思いますけれども——知事、私、それから労働局長、総合事務局長及び高校生代表2人で県内主要経済6団体に学卒求人の確保等の要請をしております。また、9月から県内高等学校26校に新たにまたキャリアサポーターを配置しております。またもう一つは、県立学校の校長会も危機感を感じて、観光商工部、浦添職業能力開発校に求人要請をしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 時間がないので先に進ませていただきます。

北部病院の産婦人科の問題ですけれども、これはもう本当に死活問題ですよ。何度も同じことの繰り返し、本当に我々国頭ヤンバルは見捨てられていると、住民はそう思っていますよ。その辺、本当に中南部とは違うんですよ。中南部は個人的な病院もあります、北部は少ないんですよ。私そういう意味でも子供を産める環境ではないということを言いますので、医師の労働条件、待遇面についての不満もあるんじゃないですか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（知念 清君） それでは、特に北部地区を中心にする産婦人科医師の不足に対する不満の声が聞かれますので、病院事業局の行っている医師の不足対策について、ちゃんとやっているんだということをぜひ御理解いただきたいと思いますので、少し長くなりますが言わせていただきます。

まず、産婦人科医師の確保については、これまで県立病院における臨床医研修制度による医師養成のほか、各病院及び関係職員などによる県内外の大学や民間医療機関、国等への働きかけ、病院事業局、各病院のホームページ及び人的ネットワーク等の活用によって医師の確保に取り組んでまいりました。

○議長（高嶺善伸君） 局長、時間がないので簡潔に……。

○平良 昭一君 待遇の問題に不満があるのかということですよ。

○病院事業局長（知念 清君） それでは、はしりますけれども、関係各部署、それから現場及び県医師会一緒に共同し連携して医師の確保に取り組んでおりまして、この医師確保対応策については、私は他府県に比べてもまさるとも劣らない体制をしいていると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 努力しているけれども結果が出ないということですよね。その責任は行政にあるんですよ。どう思いますか。知事、本当にこのまま閉めていいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（知念 清君） 今回の医師の対応で、退職の理由で一身上の都合と申しましたけれども、その退職の理由は、本人からは一身上の都合であるというふうに聞いておりまして、それ以上の具体的な理由は話してもらえませんでした。ただ、伝聞ではございますけれども、他県の自治体に転職したいという本人の強い希望があったというのも一つの理由と考えております。

それから、この退職の理由には過重労働の問題があるのかと思いますけれども、今回4人体制になったときには医師の業務負担の軽減を図るために診療体制の見直しを行って、働きやすい職場環境を提供したつもりでございます。

以上。

○議長（高嶺善伸君） 55分を経過いたしましたので、これをもって平良昭一君の質問及び答弁を終了いたします。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

私も、沖縄市の玉城議員にならって方言で質問をしようかと思ったんですが、ワシタウマリジマ具志川塩屋は言葉がかたくて、ちょっと角が立ちそうですから、標準語でソフトに質問をさせていただきたいと思っております。

今議会は、代表質問初日から鳩山新政権の話題で盛り上がっております。私もまず冒頭で、新政権の誕生おめでとうございますと御祝辞を申し上げたいと思います。

鳩山総理は、選挙に圧勝するとともに、運もいいようでありまして、誕生してすぐに国連会合やG20の会議があり、国連演説やオバマ大統領との会談、各国首脳との会談等々華やかに国際舞台にデビューをいたしました。世界の注目を集めたのであります。また、国内にあっては国民の支持率も高く、上々の滑り出しのようであります。鳩山総理のみならず、各大臣の皆様も官僚依存からの脱却として、てきばきと矢継ぎ早に指示・方針を打ち出し、その様子は連日マスコミにぎわせております。

どうか新政権が国民の負託にこたえて、活躍されん

ことを期待申し上げたいと思います。

ただ、このたびの民主党を中心とする新政権の誕生は、マニフェスト選挙と騒がれた割にはマニフェストへの評価ではなく、選挙戦略が見事に功を奏したというのが実態のようであります。それは総選挙終了直後、9月2日付の朝日新聞の世論調査にあらわれております。一番の目玉政策である子ども手当に対する評価は、賛成31%、反対49%、高速道路の無料化は賛成20%、反対65%であります。そして民主党大勝利の理由として、有権者が民主党の政策を支持したと見る人は38%、そうは思わないという人が52%となっております。すなわち政策が国民のお墨つきを得たということではなく、政策よりも政権交代を国民は優先させたという記事は結んでおります。

今議会の一般質問で私は、新政権の政策に関連して、県民生活と密接にかかわる事項をいっぱい質問したのですが、今の時点で執行部がほとんど答弁できないということがありましたので、今回質問はいたしますませんが、例えば以下のことを考えておりました。

1つ、地球温暖化対策としてCO₂25%削減と、逆にCO₂排出を高めるガソリン税廃止や高速道路の無料化との整合性やいかに。

2点目に、子ども手当（月2万6000円、出産手当55万円）、高校生授業料無料化、最低保障年金7万円の創設、農家への戸別所得補償制度の実施等々バラ色の政策と、一方4年間税負担は求めないという財源確保の課題はいかに。

3点目、後期高齢者医療制度を廃止するというけれども、現在の制度で60%から70%の高齢者の皆さんが負担軽減されております。一方、高齢者医療費は毎年1兆円ずつ増大するという現実が変わっておりません。果たして負担と給付のバランスをどう図るのか。

4点目、年金一元化の問題、新しい制度をつくったとしても移行期間が40年もかかると言われております。一元化実現への本気度はいかに。

そして5点目、基地問題。私は個人的に新政権の目指す普天間飛行場の県外・国外移設という考え方に賛成であります。その方針が速やかに実行され、普天間飛行場が閉鎖・撤去され、嘉手納以南の基地が返還されるのであれば大歓迎であります。新政権が辺野古の環境調査をストップさせ、本気で米軍再編合意直しに向けてアメリカと交渉に入るのであれば、大多数の県民が支持するはずであります。

ただ一方で、最近読んだ次の読売新聞の記事が気になります。鳩山政権は、オバマ大統領やゲーツ国防長

官のはしごを外すつもりかと。海兵隊は当初から普天間飛行場を手放したくなかった。移設に反対だった。今まではホワイトハウスや国防総省が海兵隊を抑えてきたが、今日日本政府自体が名護移設に消極的なものを見て改めて反対勢力が巻き返しているということであり、つまり普天間飛行場が現状のまま、市街地のど真ん中に居座り続けるという最悪の事態になりかねないというのであります。この13年間、普天間問題で翻弄されてきた沖縄県民は、この問題について早目に普天間飛行場を閉鎖して、いい加減に決着させてくれとこういう気持ちでありましょう。新政権の各大臣が普天間移設についていろいろと発言しておりますが、政権をとった今、鳩山新政権の本気度がどうか、その動向を注目してまいりたいと思います。

一方、民主党の政策には共鳴するところもあります。

子育て支援や少子化対策、保育、教育支援等を社会全体で支えていこうとする理念、あるいは医療、年金、介護など社会保障制度を充実、安定させることにより、経済政策と連動させるという福祉経済の理念、これは共有できます。したがって、子ども手当など制度創設のために数百億円もかかると言われておりますが、そういう経費を費やすよりは今ある児童手当制度を拡充強化することの方がはるかに効率的であり、効果的であると私は思います。何しろ、子供と児童は変わりません。同じ意味であります。また、靖国問題を解決するために、国立の追悼施設を建設するというのも共鳴できます。さらに、永住外国人の地方参政権の付与も一致できます。

以上、前段が長くなりましたけれども、新政権の動向をしっかり見きわめていきたいと思いますので、誤りなきかじ取りをしていただくよう皆さんの方からも要請をしていただきたいとそう思いながら質問に入ってまいります。

まず、福祉保健部について。

(1)、子育て支援策について伺います。

ア、安心子ども基金特別対策事業により、保育所整備の状況と待機児童解消への効果はどうか。

イ、認可外保育園の認可促進のための「待機児童対策特別事業基金」を活用しての取り組みについて御説明ください。

ウ、認定こども園の県内の状況について、幼稚園や保育所等における就学前の子供に関する教育、保育、子育て支援など総合的な支援をするために平成18年10月からスタートした制度でありますけれども、これまで県内では実績がありませんでした。この制度を保育

に欠ける子も、そうでない子も受け入れられるため、保護者にとっては利用しやすい制度のはずであります。県内で実績がつくれなかった理由と今後の見通しについて御説明をお願いします。

エは取り下げます。

次、介護問題について。

県では平成21年3月に策定した高齢者保健福祉計画において、平成23年度までに療養病床を老人保健福祉施設などへ転換する数値目標を掲げており、また新たに特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホームなどの整備の計画を進めております。

ア、高齢者保健福祉計画の介護施設整備の進捗状況はどうか。

イ、介護施設入所希望者の待機者の実態はどうか。

ウ、待機者解消への見通しはどうか。

エ、「介護職員処遇改善等臨時特例基金」による介護職員の処遇改善の見通しはどうか。

(3)、子育て、介護、高齢者医療問題の21世紀ビジョンへの位置づけはどのように議論されておりますか。

2、教育委員会について伺います。

(1)、幼稚園の3年保育の現状と取り組みについて。

平成18年の教育基本法の改正に伴い、幼児期の教育に関する規定が新設され、その後平成20年3月に幼稚園教育要領も改訂されました。改訂の基本方針として、近年の子供の育ちの変化や社会の変化に対応し、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通して幼児の健やかな成長を促すとされております。

ア、県教育委員会の幼稚園3年保育に関する方針はどうか。

イ、全国の幼稚園3年保育の実施状況はどうか。

ウ、幼稚園3年保育の小学校入学後の学力に及ぼす影響をどのように考えますか。

3点目、土建部関係の中城湾港整備について伺います。

ア、県土の均衡ある発展の観点から中城湾港をどのように位置づけているか。

イ、中城湾港管理組合の設置計画はどうか。

ウ、流通加工港湾としての振興方策はどうか。

エ、リサイクル・ポートとしての有効活用の方策はどうか。

オ、泡瀬地区埋立事業が中断・中止になった場合、中城湾港整備に与える影響はどうか。

カ、中城湾港地区の21世紀ビジョンへの位置づけはどうか。

キ、定期航路就航に向けての取り組みはどうか。

(2)、県道33号線と市道・高原泡瀬線の交換についての進捗状況について御説明をお願いします。

次、4点目に農水部について。

価格低迷が続くモズクの消費拡大、モズク振興のために、去る6月補正で約3900万円余の予算を組んでいただきました。その事業の進捗状況と消費拡大を効果あらしめるためには、継続的支援が必要であります。今後の取り組みについてお聞かせください。

5点目、観光商工部について。

住宅用太陽光発電システムへの補助金制度の追加支援について。

本年度は当初予算で1件当たり2万円、300件分の予算措置がなされました。しかし、県民の環境に関する意識の高まりによって既に申し込みが締め切られております。今後、CO₂削減に向けての追加支援が求められておりますが、計画をお聞かせください。

よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城勉議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、福祉保健部関連についての中で、基金事業による介護職員の処遇改善についての御質問にお答えいたします。

介護職員処遇改善等臨時特例基金事業の実施により、介護職員1人当たり月額平均1万5000円の賃金引き上げがなされることとなっております。

沖縄県の事業費は、2年6カ月分で約37億5500万円となっており、対象事業所数は1156事業所、対象職員数は、常勤換算で約8000人を見込んでいるところでございます。

次に、土木建築部関連の御質問の中で、中城湾港新港地区の位置づけについての御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区は、県土の均衡ある発展に資するため、那覇港との適切な機能分担を図り、沖縄本島中南部の東海岸における物資の流通拠点及び工業用地の確保による産業拠点として、流通機能と生産機能をあわせ持つ流通加工港湾に位置づけているところでございます。

次に、農林水産部関連でございますが、モズクの振興について。

沖縄県では、モズク養殖業振興のため、種苗供給施設の整備、養殖技術の改良、「モズクの日」における量販店での販売促進などに取り組んでいるところでござ

います。さらに、平成21年度は、第1に、モズクの機能成分に関する講演会、第2に、沖縄プロレスとのタイアップによるモズクマンのデビュー、そして第3に、消費拡大のためのフードアドバイザーの配置、第4に、料理研究家、食品コンサルタントを活用した新たな定番商品の開発、第5に、マスコミ等を利用しました全国PRなどの取り組みによりモズクの消費拡大を図ってまいっている所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉保健部関連についての御質問の中の、「安心こども基金」による保育所整備及び待機児童の解消についてお答えします。

当該基金の活用による保育所整備につきましては、平成21年度は創設や増改築等による23施設の整備を行うとともに690人の定員増を図り、平成22年度は1010人の定員増を図る予定としております。

今後とも同基金の活用を市町村に働きかけ、待機児童の解消に努めてまいります。

次に、「待機児童対策特別事業基金」の課題と今後の取り組みについてお答えします。

当該基金を活用して認可外保育施設の認可化を促進し、平成23年度までに3600人の定員増を予定しておりますが、現時点ではその目標に達しておりません。

課題としましては、市町村内において、保育ニーズの高い地域と認可外保育施設の認可化希望とのミスマッチがあることや市町村の財政状況の問題、また、後年度の運営費の負担増が懸念されることなどから、保育所整備に市町村が慎重になっていることが考えられます。

県においては、今後、市町村に対し、当該基金の活用にあたっての問題点や課題、それを解消するための方策等についてのヒアリングを予定しております。その結果を勘案し同基金の活用方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、認定こども園の県内の状況と今後の取り組みについてお答えします。

本県においては、認定こども園の認定事例はありませんが、現在、私立幼稚園から幼稚園型認定こども園について相談があります。

今後とも、同制度が地域の実情に合わせて有効に活用できるよう市町村及び法人等に対して助言指導してまいりたいと考えております。

次に、高齢者保健福祉計画の介護施設整備の進捗状

況についてお答えします。

当該計画では、平成21年度から23年度までに、広域型特別養護老人ホーム160床、小規模特別養護老人ホーム141床、認知症高齢者グループホーム315床等を整備することにしております。

広域型特別養護老人ホームについては、22年度に100床を整備する予定で、現在、整備法人を公募し、選定作業を進めているところであります。また、小規模特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームについては、沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の対象になっており、今後、市町村と連携して整備を進めていきたいと考えております。

次に、介護施設入所待機者の実態と解消についてお答えします。一括してお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所申込者数は、平成20年11月末時点で3409人、そのうち、要介護3から5の高齢者は1630人、さらにその中で介護する者が高齢などで十分な介護ができない世帯は1056人となっております。

解消策として、特別養護老人ホームを沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金による上乗せ整備分を含め359床、認知症高齢者グループホームを315床、合計674床を整備することにしております。さらに、可能な限り住みなれた地域での生活を継続できるよう小規模多機能型居宅介護事業所を29カ所増設するなど、介護サービスの拡充を図ってまいります。

次に、子育て、介護、高齢者医療問題等の21世紀ビジョンへの位置づけについてお答えします。

「沖縄21世紀ビジョン（仮称）中間取りまとめ（案）」におきましては、「5つの将来像」及びそれぞれの「実現に向けた課題と取り組みの基本方向」が示されております。

子育て、介護、高齢者医療問題等に関しましては、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」という将来像において、「安全・安心な暮らし」という課題、基本方向に位置づけられております。

県では、ビジョンの策定後、実現に向けての基本計画を策定することとしており、具体的な取り組み等についてはその中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育委員会関連についての御質問で、3年保育の方針についてお答えいたします。

平成15年度に策定した「沖縄県幼児教育振興プログラム」において、「満3歳児からの集団生活における教育の重要性」がうたわれており、各市町村に対して3年保育を促進してまいりました。

県教育委員会としましては、今年度中に新たに「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、引き続き幼稚園教育の充実を図っていきたいと考えております。

次に、3年保育の全国の状況についてお答えをいたします。

平成20年度の文部科学省による全国幼稚園就園率調査によりますと、3歳児の就園状況は、全国平均37.8%に対して本県は7.7%となっております。

次に、3年保育の学力に及ぼす影響についてお答えいたします。

幼児期は人格形成の基礎を培う時期であり、幼稚園教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要であります。幼児教育の学力に及ぼす影響については、文部科学省の資料によりますと、保育年限が長いほど学力が高い傾向や、規範意識の醸成につながるなどの研究報告があります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築部関連について、中城湾港管理組合の設置計画についてお答えいたします。

中城湾港は3市2町2村にまたがる重要港湾であり、県が港湾管理者となっております。

中城湾港の管理組合の設置については、関係市町村の関与と応分の負担が必要となりますが、現時点において管理組合の設置は困難であると考えております。

同じく土木建築部関連について、流通加工港湾としての振興方策についてお答えいたします。

新港地区の上屋の増設については、東埠頭において平成21年度の着工を目指しております。倉庫と冷凍庫の設置については、港湾法で港湾管理者による倉庫業を制限しており、民間企業が事業を行うものであると考えております。

ガントリークレーンや計量器の設置については、今後の東埠頭の利用状況を踏まえ検討していきたいと考えております。

同じく土木建築部関連について、リサイクルポートとしての有効活用についてお答えいたします。

新港地区は、現在リサイクル関連事業所が多数立地し、金属くず、廃タイヤ、ペットボトル等の循環資源

を取り扱っており、リサイクルポートとして機能しております。また、事業者が適正かつ円滑に循環資源を輸送できるよう手続等をまとめた「中城湾港リサイクルポート利用促進マニュアル」を平成21年度に試行し、さらなる有効活用に取り組んでいるところであります。

同じく土木建築部関連について、泡瀬地区埋立事業の中城湾港整備に与える影響についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、新港地区の航路・泊地のしゅんせつに伴う土砂を埋立土砂として有効活用することとしており、新港地区の港湾整備と密接に関係しております。したがって、本事業が中断または中止された場合においては、新港地区東埠頭の供用がおくれる、もしくはできなくなるおそれがあると考えております。

同じく土木建築部関連について、中城湾港地区の21世紀ビジョンへの位置づけについてお答えいたします。

中城湾港新港地区については、現在、策定作業を進めている「沖縄21世紀ビジョン」の中で「産業支援港湾」として位置づける予定であります。

同じく土木建築部関連について、定期船就航に向けての取り組みについてお答えいたします。

定期船就航につきましては、国際物流戦略チームにおいて、新港地区に定期航路を就航させる社会実験に向け検討を行っているところであります。新港地区の活性化のためには、定期航路の就航が重要であり、県としては、その実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

同じく土木建築部関連について、県道33号線と市道・高原泡瀬線の交換についてお答えいたします。

県道33号線と沖縄市道・高原泡瀬線については、県と市において管理移管が円滑に行われるよう、覚書締結に向け協議しているところであります。

県としては、県道33号線に係る歩道等の整備を行い、平成21年度末を目途に管理移管ができるよう取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 金城勉議員の観光商

工部関連についての中で、住宅用太陽光発電システム補助制度の追加支援についての御質問にお答えします。

県の住宅用太陽光発電システムへの補助金制度は、4月から募集を開始し、7月14日で300件の予定募集件数に達しております。

追加支援につきましては、継続して実施していく方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 宮城嗣三君登壇〕

○企業局長（宮城嗣三君） 土木建築部関連についての中で、中城湾港新港地区の振興方策との関連で、工業用水道料金についてお答えいたします。

工業用水の料金は、「沖縄県工業用水道料金徴収条例」で定められ、給水区域一律の料金となっております。また、工業用水道事業の運営は独立採算制となっておりますが、計画給水量に対し需要が低迷しているため、先行投資分の施設にかかる維持経費については、一般会計から繰り入れを行っているものの、累積赤字を抱えている状況にあります。そのため、関係機関と連携を図りながら需要開拓に努め、経営の健全化及び効率化を進め、当面は現行料金の維持に努めたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 まず福祉保健部についてでございます。

「待機児童対策特別事業基金」の活用についてですね。平成23年度までに3600人の目標を設定しながら、現実にはミスマッチや市町村の財政課題等々の理由でなかなかはかどっていないという状況にあります。これはそのままにしておいたら、やはり制度の問題ですから、そのまま3年間が過ぎてしまって結局国に返還という形にならざるを得ない状況にあるわけですね。ですから、それをクリアするためにやはり国の制度との調整、国に対してその規制をどこまで緩和できるのかというそういうやりとりをしないと、具体的にこれが活用されないという現実がありますので、その考え方についてどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 確かに現時点ではかなり目標に低い位置、目標に届かない状況でございます。やはりどこに課題があるのか、今月中に待機児童の多い市を中心にヒアリングを予定しております。その中でいろいろ課題等、また今後どんなふうなことをしていけばそれが扱いやすい形になるかも含め

ていろいろ議論していきたいと思います。その結果を踏まえまして、必要な対応をとっていきいたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひこの基金を思い切り活用できるようなそういう仕組み、改善を含めて取り組み方をぜひお願いをいたします。

そして介護問題についてですけれども、先ほど答弁で平成20年度の数字として待機者が3409人と、それぞれの分類もありましたけれども、それにあわせてその介護施設の増床についても予定しているんですけれども、この数字、待機者の実態とそれから施設整備との整合性というのはきちっとそれを解消するような方向、あるいはまた数字にありますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 先ほど申し上げまして、実際の申込者の待機者は3409人ですけれども、その中でやはりこの市町村においては介護保険事業計画の中で介護度の低い、軽い方については、通所介護とか短期入所等の居宅サービスを利用していただくという計画になります。施設への入所の必要性の高い介護度3から5の高齢者で、またその中で家族等が高齢等で十分介護が行き届かない世帯を1056人と見込んでおります。その中で、特別養護老人ホーム等を先ほど答弁しました674床、それ以外に居宅サービスの特定施設といいまして有料老人ホームとか、軽費老人ホーム等で県で介護の指定を受けるようなそういう施設についても405床予定しておりますし、それとほかに小規模多機能居宅介護事業所は29カ所と申し上げましたが、定員が25名ですので、その事業所については定員を725人整備予定ということで、それらを合計しますと1800程度は整備できるので、現時点ではある程度対応可能かなというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私の母親もそういう環境にあるんですけれども、現実問題は多くの県民の皆さん方が非常に喫緊の課題として家族の中で悩んでいる課題なんです。ですから、そこはしっかりした数字を抑えながら、きちっと国との連携も図りながら、非常に重要な施策ですから、その件よろしくをお願いをいたします。

次に、教育委員会、教育長の方にお伺いいたしますけれども、今の答弁でこの平成15年に策定した幼児教育の振興プログラムによって、幼稚園における3年保育というものを推進していくという15年度に策定されたプログラムなんですけれども、しかしその実施状況はというと、全国平均37.8%に対して7.7%という極

端にその差がありますね。その振興プログラムと現実の進捗状況とのギャップというのはどのように認識をされておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいまの金城議員の質問にお答えいたします。

いろいろ細かい検討をしているんですけれども、なかなかしっかりとしたものが見つかりませんけれども、考えられることは2点ございます。

まず1点は、戦後の歴史的背景から本県が幼稚園は1年保育だったと。ですから、まず多くの県民が幼稚園はもう5歳からという認識がまず一つあるということです。先日の秋田と沖縄の新聞の調査にもありましたように、秋田ではもう3歳から幼稚園だという認識があって、まずその辺の違いが一つあると思います。秋田の場合には、要するに3歳からもう私立の幼稚園がいっぱいあるわけです。本県の方は公立の幼稚園が5歳児に多くて、3歳、4歳は少ないと。そして私立もほとんどないという状況が一つだと考えられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 今後のその取り組み方について御説明ください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） この取り組みについては、やはりこれまで3年保育を促進してまいりましたので、ことしじゅうに、今沖縄県教育振興アクションプログラムを策定していますので、その中でしっかりと明記をして取り組んで充実を図ってまいりたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 先ほど教育長もこの3年保育の有効性というものについては、非常に深い認識を持っているという答弁がありましたけれども、実際問題はこれが活用されていない。沖縄の場合には待機児童問題というものも他府県に比べて深刻な状況にあるわけですね。ですから、そういう意味でもやはりこの3年保育というのは真剣に取り組む必要があるかと思います。

皆さんの資料によっても平成14年度からの資料がありますけれども、この3年保育の実施園数は平成14年度が2.1%、そして15年度2.1%、20年度2%、変わっていないんですね。ですから、振興プログラムも策定しながら具体的に推進をするという計画は立てながら具体的には何にも進んでないというのが実態です。ですから、そこをぜひ今後見ていきいたいと思いますから、よろしくをお願いをいたします。

次に、中城湾港新港地区の問題でございますけれども、部長の答弁によると、この泡瀬地区の埋立事業が中止・中断になった場合、最悪のケースはこの港湾整備が不可能になるということもあり得るという答弁がありましたけれども、これは私は違うと思いますよ。新港地区の計画というのは、泡瀬の計画とは別で先行して計画されてきたんですよ。その辺、認識をお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 確かに新港地区の計画というのは、泡瀬地区の計画に先行してやっております。

ですから、ここで一番問題になりますのは、新港地区の方につくります東埠頭でございますが、このしゅんせつ土砂をどうするかという問題はこれは依然としてありますけれども、この港湾計画そのものは土砂の処分をどうするかという課題はあるんですが、県としてはやはり港湾機能を高める必要がありますので、背後地の企業誘致のためにもぜひこの新港地区の整備、東埠頭の整備というのは必要なものだというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 先ほど答弁で、できなくなる可能性がある、不可能になるという答弁をしたから確認しているんですよ。これは大事なことです。きちんとしてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 繰り返すようですが、この新港地区の東埠頭の航路泊地のしゅんせつ土砂の処分場をどうするかの非常に大きな課題になっておりますので、もし泡瀬地区が中断あるいはもしくは中止になった場合については、この土砂処分場についてどうするかという新たな課題が出てまいりますので、それについてはこの課題をいかに解決して航路泊地の整備をするかという課題としては大きなものがまた出てくるというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後5時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 東埠頭については、企業誘致の観点で推進する必要があると認識しております。しかしながら、土砂処分の問題これについては引き続きどうするかということを検討していかなければいけないというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 不可能という言葉は使わないでください。検討すると。

太陽光発電の補助についてですけれども、部長、執行した300件についての支払いはどうなっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 支払いにつきましては、ちょっとおくられているようで来月あたりの予定でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しておりますが、その前に、各議員を初め執行部の皆さんのテーブルの方に参考資料を置いてあるかと思います。この資料は、議長の許可をいただきまして、決して県の職員がつくったものではありません。私が、私の一般質問の中で、ぜひ議会議員を初め執行部の皆さんに理解をしていただきたいと思います。つくった資料でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

一般質問をする前に、少しばかり所見を述べて質問に入りたいと思います。

55年近くの自民政権、または自公政権が終わり、民主・社会・国民新党連立政権になりました。その政権の中で、県民の願いである日米地位協定改定、そして普天間の県外・国外移設、現実に対応していただきたいと思います。また、その結果、この普天間が固定化されないように、連立政権の中でしっかり日米両政府の中で位置づけて、県外・国外移設していただきたいと思います。

また、各議員から質問が出ておりました普天間の無条件返還、私はいかななものかと思います。それはな

ぜならば、基地の返還は、政府に対し条件をつけて返還をさせるべきだと考えております。

その理由は、無条件で返還させたら、そのまま政府が知らんぷりされたんでは、この地主や権利者はたまったものではありません。道路整備やインフラ整備など、これまで土地を接収されて、その地主や権利者の皆さんに不利益を与えてはいけません。また、普天間基地で働く従業員の皆さんの雇用をしっかりと政府に約束を取りつけて、条件をつけての返還になるべきだと考えております。また、嘉手納基地の使用協定の締結、そして大臣勧告による防音工事の告示日の撤廃など、自民党も先頭に立って頑張ることをお誓い申し上げます。

また、沖縄県議会100周年に当たり、本定例会より一問一答対面式をスタートさせたことは、多くの県民やマスコミ関係者からも高く評価されていると聞いております。大城一馬議会運営委員長を初め、小委員会の新里米吉委員長、大変御苦労さまでありました。

嘉手納町では、沖縄県で初めて平成10年度より一問一答方式をスタートさせております。私の議会改革の一つでもありました。謹んで議員各位に感謝を申し上げます、それでは質問に入りたいと思います。

1、水産業振興について。

我が国は、食料自給率の向上が大きな課題となっており、魚介類の養殖が進められ、海洋たんぱく源の安定供給に大きく寄与しております。本県におきましても、県民に対し1年を通して安全な魚介類を提供しなければなりません。しかし、本県においては本土と違い、台風を初め季節風（ニンガチカジマーイ）や台湾坊主等365日天気によって左右され、漁に出られないことが多々あります。

そこで、定置網に入る魚を牧場の中でストックをし、1年を通して競り市場に新鮮な魚・活魚が販売できる仕組みをとり、漁業推進、県内水産物の供給、県外・国外への流通、とる漁業からつくり育てる水産振興のために、海に囲まれた沖縄県を生かし、知事が掲げる1000万人観光立県沖縄を目指すためにも、観光・雇用（仕事をし、学び、体験し、遊べる）の場所として、県外はもちろん国外からも注目するダイビング施設とリンクさせ、400キロにもなるという巨大魚ハタ（アーマーバイ）やジンベイザメ・ナポレオンフィッシュ・マグロ等を養殖し、一緒に泳げる施設として活用できる場所、これが私が提案する海の牧場です。

(1)、海の牧場（海洋牧場）について。

ア、本県における地産地消を推進する立場から、食

の安全と一年を通して安定供給できる定置網からとれる生きた魚を海の牧場で育て、畜養または養殖で新鮮な魚を県民に供給できる海の牧場の設置は可能か。

イ、離島県である沖縄の水産業をつくり育てる漁業を推進するために、先進地域における海洋調査などを行ったことがあるか。海の牧場（海洋牧場）など。

(2)、県内における定置網（戸数、水揚げ高、場所）の状況について。

ア、定置網漁業者に対する支援策は。

イ、本県における魚介類養殖の戸数と種類と場所は。

(3)、我が国の水産業の自給率は。また、本県の水産業の自給率は。

(4)、市町村を初め漁業組合に対する支援策、また補助制度について（貸し付け等）、船のエンジン交換、漁具（網・釣り機等）。

(5)、ダイビング業者への支援策または助成措置、補助制度は（無利息貸し付け等）。

2、土木建築行政について伺います。

(1)、米軍基地内の公共工事における県内業者の受注率（ボンド制度）について。

ボンドにおいては、100億円、150億円の規模で発注しますが、決して現金を100億円積んで入札するものではありません。いかに保証会社が保証して進める事業であり、特に県内においては大同火災、県外においてはほとんどの保証会社が業務を行っております。しかし、力のない業者においては保証業務が行われず、保険会社も保証をしていただけません。そういった取り組みでは、なかなか県内の業者が受注されない状況にあります。米軍工事は、出来高払いにより業者の工事が執行されず倒産したとしても、全額保証業務を負うものではありません。また、契約の分離・分割発注によることによって受注しやすくなるのはもちろんですが、その制度自体を理解をし、県内業者が受注できるよう県の支援策はないか。

(2)、県として、米軍基地内の米軍工事の発注に県内業者が参加できる施策として、県はどのように考えているか伺いをしたい。

(3)、基金を設立し、県内業者の支援ができないか。

(4)、分離発注ができるよう知事が交渉できないか。

(5)、国関係発注工事の県内業者の受注工事（沖縄総合事務局及び沖縄防衛局）、県内業者の受注率及び県外業者の受注率について。

(6)、県は、国関係発注工事の県内業者の支援策としてどのような取り組みを行ってきたか。

(7)、県発注工事の最低基準価格の改正後は。

3、道路行政について。

(1)、これまでの県発注道路工事の進捗状況についてお伺いします。

現在、約28路線で工事が進められていると思いますが、当初の予定どおり進められている箇所は何路線で、難色を示してスムーズに進んでいない箇所は何力所か、その理由、執行率についてお聞きしたいと思います。

ア、県発注道路工事の優先順位について。

(2)、県道工事（戻り工事）道路整備をした後に、アスファルトを掘り起こして下水道工事・水道工事など、本県においてそういった事業箇所の実施経過についてお伺いをしたい。

(3)、嘉手納町・読谷村地域からこれまでの沖縄高速道路に接続する幹線道路にインターチェンジを。沖縄市・読谷村道路整備を、58号から嘉手納弾薬庫間を横断し沖縄市へ接続する道路計画（都市交通形態マスタープラン）の中に位置づけていただきたい。また、県の道路計画の中に入れていただきたい。

(4)、西湾岸道路（嘉手納バイパス）の進捗状況について。

(5)、西湾岸道路（嘉手納バイパス）の経緯について、今後の見通しまたは完了予定は。

答弁を聞いて、再質問をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、水産業振興に係る御質問の中で、海の牧場の整備と先進地域調査についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

この御質問は、(1)のAとイが関連しておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

定置網で漁獲される魚類を畜養や養殖により活用する海の牧場は、水産資源の有効活用、魚価の安定を図る上で重要だと考えております。

海の牧場の整備に当たりましては、第1に、施設的设计、第2に、施設の維持管理、第3に、施設の運営方法、第4に、事業の採算性などの課題があると考えております。

県といたしましては、これらの課題について、国内外の先進地域調査及び専門家や漁協の意見を踏まえながら、可能性を前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

次に、土木建築行政に係る御質問の中で、分離発注を知事が——特にこれは米軍関係の御質問ですが——

交渉をすることについてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、米軍発注工事におきまして、県内企業が参入する機会を拡大していくことは極めて重要であると認識をいたしております。

在日米軍沖縄地域調整官あてに、この分離・分割発注に関する要請を行ってきたところでございますが、県といたしましては、これからあらゆる機会をとらえてもっともっとこれを踏み込んで、きちっといい方向で答えが出るように取り組んでまいりたいと思っております。

ぜひ議員の米軍基地でのこの発注の仕組みなどなどについての御経験とか、知っておられるノウハウを教えていただきたいと思います。また、横田であれ大使館であれ、今度またアメリカにも行きますが、いろんな形でじかに交渉してみたいと考えているところでございます。ぜひ御指導ください。

次に、土木建築行政の中で、最低制限価格の改正に係る御質問についてお答えいたします。

沖縄県では、緊急的経済対策の一環といたしまして、当分の間、最低制限価格が実質的に90%程度になるように改正を行い、去る6月22日から適用しているところでございます。

この結果、改正後における土木建築部発注の特A、A工事の平均落札率は90.38%となり、平成20年度より5ポイント程度高くなっております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 水産業振興の中で、定置網漁業者への支援策についてお答えします。

県内の定置網漁業は43経営体で、平成18年の水揚げ量は325トンであります。

漁船や定置網等の購入に対する支援策としては、沿岸漁業改善資金による無利子融資、漁業近代化資金により融資への利子補給などがあります。また、台風等による漁獲金額の減少や定置網の損壊などについては、漁業共済制度による支援があります。

次に、魚介類養殖の戸数、種類、場所についてお答えします。

本県の魚介類養殖の経営体数は、平成20年度で818経営体となっております。その内訳は、モズクが463経営体、海ブドウが189、アーサが58、魚類が51、シャコガイが35、クルマエビが22などとなっております。

養殖場所につきましては、モズクがうるま市、南城市、アーサが北中城村、クルマエビが久米島町、魚類が名護市、今帰仁村を中心に行われております。海ブドウ、シャコガイについては、県内各地で行われております。

次に、国内と県内の水産物自給率についてお答えします。

平成19年度の水産物の自給率は、重量ベースで、国が62%となっております。また、本県は、平成18年度で約106%となっております。

次に、市町村、漁協等に対する支援策についてお答えします。

県としては、水産業の振興を図るため、市町村に対しては、パヤオの設置などを支援しているところであり、

漁協に対しては、荷さばき施設や製氷施設等の整備に対する支援を行っております。また、漁業者に対しては、エンジンや釣り機等の機器類購入の際の沿岸漁業改善資金による無利子融資、漁船や漁具の購入の際の漁業近代化資金による融資への利子補給、台風などによる漁獲金額の減少を補てんする漁獲共済への掛金補助などの支援を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 水産業振興についての中、ダイビング業者への支援についての御質問にお答えします。

県としましては、観光情報サイトや観光パンフレットへのダイビング情報の掲載を行うほか、国内外で開催されるダイビング博覧会等への出展を通してダイビング業者への支援をしているところであります。

また、ダイビング業者が利用できる県制度融資として「観光リゾート振興資金」、「経営振興資金」、「小規模企業対策資金」などの資金があります。

なお、県制度融資には、無利息の貸し付けはございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築行政について、米軍基地内工事の県内業者の受注率についてお答えいたします。

米軍発注工事における県内企業の受注率については、統計資料がないため把握しておりません。しかしながら、県内企業の受注機会の拡大を図るため、現状

が把握できるよう情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

同じく土木建築行政について、米軍基地内工事の県内業者参加に向けた施策についてお答えいたします。

県では、米軍発注工事の県内企業への受注機会の拡大を図るため、在日米軍沖縄地域調整官に対し要請活動を行っております。平成21年9月15日には、工事入札におけるパフォーマンスボンドの軽減、分離・分割発注による受注機会の拡大等について要請をしております。

米軍からは、地元レベルでの対応は難しいが、要請内容については上層部に伝えている旨の発言がありました。特に、分離・分割発注については、経費の増大といった課題があるものの実現可能性について検討することとであり、その動向について引き続き注視していきたいと考えております。

同じく土木建築行政について、基金創設による県内業者の受注支援についてお答えいたします。

米軍発注工事への県内企業の入札参加については、入札参加申請書類等を翻訳する必要があることや、10万ドル以上の請負契約に100%のパフォーマンスボンドが義務づけられていること等の課題があると聞いております。

県としましては、基金設立がボンド制度の目的になりむか、合理性はあるかなど、クリアすべき課題があると考えており、ボンド制度を含め諸課題への対応について、今後、沖縄県建設業協会等と連携を図りながら研究していきたいと考えております。

同じく土木建築行政について、国発注工事の県内及び県外業者の受注率についてお答えいたします。

平成20年度に沖縄総合事務局が発注した工事の受注率は、県内業者が件数で80.9%、金額で48.6%、県外業者が件数で19.1%、金額で51.4%、また、沖縄防衛局では、県内業者が件数で83.8%、金額で69.2%、県外業者が件数で16.2%、金額で30.8%となっております。

同じく土木建築行政について、国発注工事への県内業者の支援策についてお答えいたします。

沖縄県においては、今年度も昨年度に引き続き、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局へ分離・分割発注による県内業者の受注機会の拡大、入札参加条件の緩和、県産資材優先使用等について、副知事等による要請を行ったところであります。

県としましては、今後とも県内業者の受注機会の拡大等についてあらゆる機会を通して要請をしまいたいと考えております。

次に道路行政について、県発注道路工事の進捗状況と優先順位についてお答えいたします。

現在、道路改築事業で整備を進めている県道は28路線、事業費は約2626億円で、平成20年度末における進捗率は、事業費ベースで約60%であります。また、予算要望に当たっては、広域幹線ネットワークの確立や慢性的な都市部の渋滞などの課題に対応するため、事業の必要性・効果、事業の熟度及び上位計画等との整合性、それから事業の効率性、環境への配慮等を総合的に勘案して道路整備の優先度を決めております。

同じく道路行政について、道路整備後の掘り起こしについてお答えいたします。

県が行う道路工事は、翌年度の工事について、道路管理者及び下水道管理者等の占用関係者で構成する道路工事連絡協議会を開催し、道路整備後の掘り起こしが発生しないよう相互に計画調整を行っているところであります。

今後とも道路を適切に保全し、円滑な交通を確保する観点から、掘り起こし工事を少なくするよう努めていく考えであります。

同じく道路行政について、嘉手納町・読谷村地域から接続する幹線道路とインターチェンジについてお答えいたします。

当該道路については、沖縄自動車道へのアクセス道路として検討した経緯がありますが、嘉手納弾薬庫がSACO合意の返還予定地に含まれていないため、道路計画への位置づけは困難であります。

なお、沖縄県では、高速道路の有効活用策として、簡易型インターチェンジの導入可能性について平成20年度から調査を進めており、沖縄嘉手納線から沖縄自動車道へのアクセス道路について、利便性や安全性及び整備効果等を総合的に検討しているところであります。

同じく道路行政について、嘉手納バイパスの進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。一括してお答えいたします。

嘉手納バイパスは、昭和62年度に事業化され、平成6年度から用地買収に着手し、平成14年度から一部工事に着手しております。また、現在、当初の海上ルート案から陸上ルート案へのルート変更等について、嘉手納町や関係機関と協議をしているところであります。

今後、国において協議を迅速に進め、早期整備に向けて取り組んでいくとのことであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは再質問したいと思います。

知事の本当に明確な答弁をいただいて、海の牧場、海洋牧場については、本当にもう再質問できないような状況の中で、少しばかりなぜその提案をしたかというのは、やはりこの沖縄県は国依存から脱却するための条件整備や、また離島県である本県においても、自主財源の確保から見ても、知事の公約である1000万観光立県を成功させなければいけません。

その目玉の一つとして、私の提案する海の牧場、海洋牧場。観光だけということになると、やはり国の補助制度、予算措置になかなかならないと思います。やはり水産資源を活用した、この沖縄県の青い海、青い空を生かした、海に囲まれた離島県である沖縄県から、この海洋牧場、海の牧場を提案したわけであります。

そしてその中でぜひわかっていただきたいのは、参考資料として出させていただきました定置網、この定置網で春から秋にかけて、青魚といいますが、カツオやミジユン、またムロアジとかいろんな魚が入るわけです。その中で、それが余り生ものとして長もちしない。それを海の牧場、そこでストックをして生きた生の魚を、活魚を県民に供給していただきたいという願いからの質問であります。

これをぜひ、例えば振興計画の中に入れる、またいろんな計画があると思うんですが、それまで時間がかかりますので、もし県の職員を初め関係者の知恵を出していただいて、定置網は南城市、そちらにも定置網ありますし、またうるま市の方にも宜野座村の方にも定置網をして、その辺の調査をしていただいて、ぜひその定置網に入る魚、またその活魚を活用した取り組みをしていただきたいと思います。

我が国の水産業、そして自給率、また本県の水産業の自給率についても質問しましたら、恐らく部長の答弁で106%でしたか、その106%は恐らくモズクとか県内のそういったトータルだと思います。もしよろしければ、私、魚の定置網の質問をしております、魚についての自給率の数字がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 魚に限った自給率につきましては、おおよそですけれども48%となっております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 先ほど、またその漁業組合、その関係者の支援策としての説明をいただきましたけれども、ダイビングについては、先ほどその支援策はない

と、やはりダイビングも観光立県の一つとして、その支援策の知恵を出していただきたいと思いますけれども、これについて答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） ダイビングの支援策等につきましては、先ほどもちょっとお答えしましたけれども、沖縄県観光情報サイト「真南風プラス」の中で、マリンレジャー項目にダイビング業者を掲載して紹介していたり、パンフレット、日英版を一応つくって出したり、そういうパンフレット関係のPRとか、あと修学旅行向けのパンフレットにマリンスポーツを体験できる業者などを紹介しておりますほか、海外での博覧会の出展に、県の方でブースを設けて協力しているというような状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ、質問の中にもありましたように、この水産資源と水産業とリンクさせて、この沖縄県ならではの目玉の一つとして、やはり沖縄では読谷村のジンベイザメ、またハタですね、アーラミーバイ、これも本土ではほとんど経験できないものであります。

また県の水産試験場の方でも、そのタマカイという——新聞にも出ておりましたが——タマカイというアーラミーバイ、ハタ、そういったものをぜひ活用しながらダイビングとリンクさせて、観光立県100万人に向けて取り組んでいただきたいと、これは要望申し上げます。

それと、土木建築行政について質問します。

知事から、ぜひ米軍発注工事のボンド工事、それについてノウハウを教えていただきたいと、また、そういう答弁をいただきましたので、少しばかりノウハウを教えたいと思います。

実は、知事、この件は1年も前から各議員から質問が出ているんです。その中において部長の答弁はもうずっと繰り返し答弁なんです。

これまで執行部の答弁は、県としては、今後米軍基地内における工事受注の際に、県内企業受注で決まるよう、ボンド制度においては研究していきたいと、また、合理性があるか検討していきたいという繰り返しの答弁なんです。

私が言いたいのは、それを言っているとあと1年、2年たっても変わらないんです。ですから、僕はぜひ

知事が執行部の中にチームをつくっていただいて、なぜそのことを各議員が——これは与党野党関係ないんです——この問題をテーマに質問しているかという、今のこの厳しい時代を、政府による緊急雇用対策などいろんな制度をつくり、対策を講じて県民・国民の雇用をしっかりと守っていこうと。そのために知事は、愛知県豊田市を初め本土の大手企業を回りながら県民の失業対策、雇用対策に全力で取り組んできたはずであります。しかし、米軍発注工事が県内で受注されている中で、1年以上も同じ答弁を繰り返し、取り組もうとしない県の対応が理解できないのであります。米軍発注工事のプロジェクトチームをつくってほしい。そして、今この一つ仕掛けは、県にいろんな基金がありますよね。その基金が活用できないかということです。恐らく基金の中でも対米請求権という基金があると思いますが、その基金について、今利息を含めてどれぐらいになっていますか、お聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時36分休憩

午後5時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御指摘はおっしゃっておりで、今のような答弁、私も記憶がありますので、文字どおりきちんと踏み込んで私もやりたいと思います。ですから、今度チームも知事公室、土建部、企画部と関連すると思いますが、チームを必ずつくって、次の議会には少しはいい答弁ができるぐらいやってみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 対米請求権ですが、今ちょっと正確な数字を調べさせておりますけれども、基本財産が122億でございます。3億ぐらいあったかと思うんですが、ちょっと後でまた正確な数字が出ましたら、またもう一回答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私がその基金の活用について質問したのは、この対米請求権もそうですが、基金はほとんどさわらないです。その果実、対米請求権もそうですが、果実によって、その利息によって各市町村が使われていると思います。その会長が知事であり、各市町村長がその役員になっているかと思いますが、そのボンド制度とこれが利用できるか、活用できる

か、運用できるかというのは、このボンド制度自体、現金を目の前に置くんじゃないんです。その基金を例えば活用できるとするならば、保証会社、保険会社にそれを協力しますと言えば、保険会社はこの工事履行保証証券を発行するんです。ということは、本県における特AとかA、B、C関係ありません。住宅をつくれる程度の建築会社であれば、100億の仕事でも50億の仕事でもできるということなんです。

ですから、その保証、工事履行保証証券を発行させるためには県の支援がなければできないんです。ですから、たまに、じゃ、会社が倒産したらどうするかと。会社が倒産したときに、この会社にお金が振り込まれないように第三機関をつくるんです。この第三機関に県とまた那覇商工会議所とか建築工業部会とか、いろんな人たちが集まってその機関をつくれれば、米軍はそこに出来高払いで支払いします。ですから、100億だから100億の事業じゃないんです。出来高払いで10億、20億が入ってきますので、ただ、その保証業務ができるかという仕事なんです。

ぜひ、これは自民党だけではなくて、48名の県議会勉強会をしたいと思います。県の執行部の皆さんも参加していただいて、目の前にある仕事を県内業者に受けさせて、そして県民税、また市町村の税金を納めさせるような仕組みをとっていただきたいと思います。これについて知事、もう一度答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 先ほど申し上げたことに尽きるんですが、確かにこれは研究しますというだけになっているものですから、現実には踏み込んできちっと担当のこのライトパースンのところがどこかというのが、どうもわかったようでわかりませんから、きちっとそこを押さえて前へ進むように、そして恐らくこれはチームが必要ですから、ちゃんとそれをやってまいりたいと考えておりますので、ぜひ議会の先生方のお力添えもよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、どうもありがとうございます。ぜひこれを実現させていただきたいと思います。

そして最後に、高速道路のインターについて、北インター・南インターの間の池武当の方にインターチェンジを予定しているという答弁がありました。それについて今後の取り組みや予定についてお伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） これにつきまして、平成20年度に県内の沖縄自動車道との、いわゆるスマートインターとっておりますけれども、その調査の中で、20年度で調査しておりますので、その中で沖縄市池武当のところのバス停を利用した、そのインターについて今後検討していくということでございますので、今後調査を踏まえて実現性について、地形等の問題もありますけれども、その辺の検討を今後行うということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 最後の質問になりますが、嘉手納バイパスについて質問します。

現在、この嘉手納バイパスは西湾岸道路、糸満から読谷村まで、それはやっぱり地域の願いでもありましたけれども、嘉手納町においては内陸案ということで、住宅街から通るということで反対決議を上げております。そのことについて、県は知っておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 嘉手納町議会において、その内陸案についての反対の意見があったということは承知しております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ、その内陸案ではなくて沖合から、当初の予定どおり町民の声を反映させるためにも知っているだけではなくて、今後も嘉手納町と国道と取り組んでいただきたいと思います。部長、答弁お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほど基金の利子の話がありました。正確な数字は2億3124万円となっております。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 今後、私もまた嘉手納町の意見等も聞きながら、国の方と連携をとりながら対応していきたいというふうに考えております。

○中川 京貴君 再度、質問していきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明6日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 吉 元 義 彦

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成21年10月6日

平成21年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

平成21年10月6日（火曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第7号

平成21年10月6日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで（質疑）

第 3 陳情第167号、第169号及び第184号から第187号までの付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで

甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

甲第2号議案 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第3号議案 平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例

乙第2号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例

乙第5号議案 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

乙第6号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

乙第7号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

乙第8号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例

乙第10号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例

乙第11号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第12号議案 財産の取得について

乙第13号議案 財産の取得について

乙第14号議案 訴えの提起について

乙第15号議案 病畜肉の流通事故に関する和解等について

乙第16号議案 損害賠償額の決定について

乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

乙第18号議案 沖縄県収用委員会予備委員の任命について

乙第19号議案 専決処分の承認について

認定第1号 平成20年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第2号 平成20年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第3号 平成20年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第4号 平成20年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

- 認定第5号 平成20年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
 認定第6号 平成20年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 認定第7号 平成20年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
 認定第8号 平成20年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 認定第9号 平成20年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第10号 平成20年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 認定第11号 平成20年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第12号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第13号 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 認定第14号 平成20年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
 認定第15号 平成20年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 認定第16号 平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 認定第17号 平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成20年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成20年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成20年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成20年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成20年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成20年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

決算特別委員会の設置

決算特別委員会委員の選任

日程第3 陳情第167号、第169号及び第184号から第187号までの付託の件

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	19番	崎山嗣幸君
副議長	玉城義和君	20番	西銘純恵さん
1番	上原章君	21番	奥平一夫君
2番	島袋大君	22番	山内末子さん
3番	中川京貴君	24番	前島明男君
4番	桑江朝千夫君	25番	新垣良俊君
5番	平良昭一君	26番	仲田弘毅君
6番	仲村未央さん	27番	照屋守之君
7番	照屋大河君	28番	辻野ヒロ子さん
8番	渡久地修君	29番	嶺井光君
9番	瑞慶覧功君	30番	赤嶺昇君
10番	新垣清涼君	31番	当銘勝雄君
11番	上里直司君	32番	渡嘉敷喜代子さん
12番	吉田勝廣君	33番	前田政明君
13番	當山眞市君	34番	玉城ノブ子さん
14番	吉元義彦君	35番	比嘉京子さん
15番	座喜味一幸君	36番	新垣安弘君
16番	佐喜真淳君	37番	金城勉君
17番	玉城満君	38番	糸洲朝則君
18番	仲宗根悟君	39番	翁長政俊君

40 番 浦 崎 唯 昭 君
41 番 池 間 淳 君
42 番 新 垣 哲 司 君
43 番 具 志 孝 助 君

44 番 當 間 盛 夫 君
46 番 新 里 米 吉 君
47 番 嘉 陽 宗 儀 君
48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
副 知 事 仲 里 全 輝 君
副 知 事 安 里 カツ子 さん
知 事 公 室 長 上 原 良 幸 君
総 務 部 長 兼 島 規 君
企 画 部 長 川 上 好 久 君
文化環境部長 知 念 建 次 君
福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長 勝 目 和 夫 君
土木建築部長 仲 田 文 昭 君
企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
病院事業局長 知 念 清 君
会 計 管 理 者 名渡山 司 君

知 事 公 室 秘 書 長 棚 原 政 忠 君
総 務 部 長 黒 島 師 範 君
財 政 統 括 監 査 官 鎌 田 佐多子 さん
教 育 委 員 会 長 金 武 正八郎 君
職 務 代 理 者 幸 喜 徳 子 さん
教 育 長 黒 木 慶 英 君
公安委員会委員 大 城 光 代 さん
警 察 本 部 長 伊 礼 幸 進 君
労 働 委 員 会 理 事 又 吉 春 三 君
会 長 代 理 伊 礼 幸 進 君
人 事 委 員 会 長 又 吉 春 三 君
事 務 局 長 又 吉 春 三 君
代 表 監 査 委 員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
次 長 龍 野 博 基 君
参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君

課 長 補 佐 平 田 善 則 君
主 査 佐久田 隆 君
主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第19号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ぶたまいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 県民の皆様、おはようございます。自由民主党の照屋守之です。

自由民主党は、衆議院選挙惨敗後の一般質問であります。改めてネクタイとスーツで身を引き締めて行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速一般質問を行います。

まず1点目、民主党連立政権について。

鳩山政権、民主党、社民党、国民新党の連立政権の誕生とスタート、まことにめでたうございます。ぜひ、国民の期待にこたえて国政運営はもとより、都道

府県、市町村の政策を支援していただきますようお願いを申し上げます。

私も自民党は、長年にわたって国民の信頼をいただき政権を担ってきましたけれども、国政運営に対して国民から大きく信頼を損ない、政権から離れることになりました。

長年にわたっての県民の皆様の御支援に感謝申し上げますとともに、期待にこたえられなかったことに大きな反省と深くおわびを申し上げます。

自民党は、党のあり方や組織、政策などについて抜本的に見詰め直し、信頼の回復に努めたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

さて、10月1日の一般質問で、民主党の新垣安弘議員から長年にわたる自民党政権にねぎらいの言葉をいただき、感謝を申し上げます。そして、自民党は20年ぐらいいは野党生活をゆっくり楽しんでくださいと言っております。がしかし、国会や県議会では、野党は仕事をしないで楽しむ立場でありましょうか。これまで民主党は野党として楽しんできたから、このようなことが平気で言えるものと考えます。

沖縄県議会の本会議は、県民のための真剣な議論の場であり、このような不謹慎な発言は大変残念であります。県民の皆様误解を与えないように断言をいたしますけれども、自民党の議員は野党になったからといって民主党のように楽しむことは決していたしません。国会で、野党として堂々と国民の立場で、国政の運営のチェックや政策論争を展開をしております。特に、経験のない民主党連立政権を国民のために経験豊富な自民党がチェックすることは大きな責任であると考えます。

また、民主党の政権があと20年から30年続くと断言をしております。どうぞ頑張ってください。30年でも50年でも構わないと思います。

自民党がなぜ負けたか、民主党はわかっていないような感じがいたします。敗因はいろいろありますけれども、政権運営に対する自信過剰、有頂天やおごりは、目に見えない根本要因であると私は分析をいたしております。

民主党は政権政党として実績もないのに、早くも自信過剰や有頂天、あるいはおごりが出ているのではないのでしょうか。野党として楽しんできた民主党が政権運営の厳しい責任をどこまで果たせるか疑問を持つものであります。長期政権を夢見て自己満足もいと思いますけれども、ぜひ目の前のマニフェストや課題、後期高齢者医療制度の廃止、普天間飛行場の県外移設、憲法違反の国会における議員立法禁止問題、この動きは独裁国家を目指すものでありましょか。

鳩山総理の偽装献金問題で東京地検特捜部の捜査などなど、しっかり国民に対して責任を果たしてもらいたいものであります。

私も、民主党に大きく期待をいたしております。楽しんでばかりいないで、ぜひ責任を果たしてくださるようお願いを申し上げます。

さて、民主党、社民党、国民新党の連立政権は、連立合意のもとに政権の運営がなされております。

政策合意の1番に、「官僚支配を許してきた自民党政治を根底から転換し、政策を根本から改める」として政権を運営し、各大臣がダイナミックに政策の中断・中止・変更等を表明をしております。しかしながら、今進められている政策や予算の実態、成果を理解しないまま意思決定だけが先行している気がしてなりません。見た目の派手さと実態が伴わず、何よりも一番の問題は、代案や後始末が示されていないことです。このことは、国政運営に対し、国民に不安や不信感を与えることになります。

防衛大臣が就任直後の会見で、防音工事の執行停止

を表明しながら、来沖した際に騒音の深刻さは想像以上で早急に執行すべきだといとも簡単に変更するなど、沖縄の基地の状況を全く知らない中での意思決定や変更は、実にお粗末な対応であります。

さらに、普天間飛行場の辺野古地先への移設計画についても、県外移設と言いながら、米国政府に日米両政府の約束の破棄や県外移設を明確に伝えるわけでもなく、最悪なことは日米両政府が平成8年から進めてきた移設協議や移設作業の経緯を調査、勉強中とのことで、県民や米国に対して大変失礼な対応であります。このことは、10月2日、沖縄タイムスの「記者のメモ」で、本県議会の玉城副議長も防衛大臣の勉強不足を指摘しております。

このように、連立合意に自民党の政策を抜本から改めるとしながら、現在進められている政策を知らない人たちが自民党への対抗意識だけで政権運営がなされている現状を全く情けなく思うわけであります。

自民党は、選挙には惨敗いたしましたけれども、その政策すべてが国民から否定されたものではありません。このことは、各種世論調査からも明らかであります。民主党連立政権は、大きな勘違いをしていると思うわけであります。

舛添前厚生労働大臣は、長妻新大臣を迎える際に、官僚らに国民のために長妻新大臣を支えてほしいと訓示し、長妻新大臣もいろいろ教えてほしいとお願いをしており、自民党の大臣は、政権交代後も国民のために積極的に協力を表明しているわけであります。

圧倒的勝利で政権交代を実現した民主党は、今さら自民党いじめはやめて連立政権の責任の大きさを自覚し、国民のために行動すべきであります。自民党がやってきた政策も、敵対視しないで、国民のためにどんどん推進すればいいわけであります。

以上、新政権に要望を申し上げ、仲井眞知事にお伺いをいたします。

(1)、県議会の状況は、県政多数野党、国政では多数与党、そして私どもは県政少数与党、国政少数野党になり、両方が県民に対して責任を負う立場に大きく変化してまいりました。このことは、全政党が責任を負うことになり県民の立場からは歓迎すべきことだと思います。仲井眞知事の見解を賜ります。

(2)、今回の連立政権は連立合意を優先し、代案や具体性のない政策変更の可能性があり、県民に不安を与えかねないと考えます。今進められている普天間飛行場の移設返還計画や嘉手納以南の返還への影響について仲井眞知事の見解をお伺いいたします。

(3)、連立政権は、前政権で決定された景気回復のた

めの補正予算の執行停止や削除を進めております。前政権の補正予算は景気回復に効果があらわれており、現政権の具体的な代案も示さないままの執行停止や削除は、県内の失業率や経済の活性化に不安を与えるものであります。仲井眞知事はどのように対応なさいますか。

(4)、連立政権は、国民主権、地域主権と言いながら、地域の強い要望に沿って長年にわたって進めてきた東部海浜事業を一方的に中断・中止しようとしております。このことは地域の実情を無視した独裁的な手法であります。現在、国・県・沖縄市とどのような協議が行われておりますか。

(5)、東部海浜事業が中断されると、隣の中城湾港地区の港及び航路のしゅんせつもストップされ、流通港湾の整備ができなくなります。このことは、既に立地した企業に対する約束違反であり、また今後の企業の立地にも大きな影響を与えるものと考えます。港湾の整備は今後どのようなになるのでしょうか。

(6)、連立政権は、「官僚支配を許してきた自民党政治を根底から転換し、政策を根本から改める」としておりますけれども、政策について連立政権がみずから代案を示すことをしないでみずから批判をしている官僚に代案をつくらそうとしているのではないのでしょうか。現実には、官僚に丸投げの状態だと思うわけであり、脱官僚の実態がまだ見えません。「一括交付金制度」や「後期高齢者医療制度」などこれから示される政策や仕組みが県民にとってこれまでの政策や仕組みよりよいものであるか、しっかりと見きわめる必要があります。仲井眞知事の見解を賜ります。

2、平成22年度概算要求について。

(1)、(4)は削除いたします。

(2)、これまでの概算要求額と予算決定額、平成19年から21年の3カ年間お願いいたします。

(3)、沖縄県分で前政権で2800億円の概算要求が3500億円に県選出国会議員「うるの会」が大幅増額要求とのことでありますけれども、その内訳と25%大幅増の根拠についてお尋ねをいたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

照屋議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、民主党連立政権についての御質問の中で、全政党が県民に対して責任を負うことについてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

照屋守之議員が御指摘のとおり、与野党を問わず、

全政党がこれまで以上に県民の利益にかなう政策の実現にお力を注いでいただきたいと願っているところでございます。

次に、同じく民主党連立政権に係る御質問の中で、普天間飛行場の移設計画に対する連立政権の影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯などから一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところでございます。

去る9月9日に締結をされました三党連立政権合意書におきましては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き、政府としてどのような対応を考えておられるのか、よくお話をお聞きしたいと考えているところでございます。

次に、同じく連立政権に係る御質問の中で、連立政権の政策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

民主党を中心とする連立政権の政策は、「一括交付金制度」などこれから制度設計され、具体化していくものと考えております。

私といたしましてもその中身、仕組みについて注視しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 民主党連立政権についての御質問で、嘉手納以南の返還への影響についてお答えいたします。

先ほど知事が答弁されましたように、三党連立政権合意書におきましては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き、政府としてどのような対応を考えているのか、動向を注視したいと考えております。

いずれにしましても、県としては県民の目に見える形で米軍基地の負担軽減が確実に図られなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 民主党連立政権の質問のうち、国の補正予算の執行停止等への対応についてお答えいたします。

国の平成21年度第1次補正予算につきましては、見直しを行うべき事業を閣議決定することとされておりますが、現時点では、執行停止となる事業等は明らかになっておりません。

県は、国の「経済危機対策」に対応し、6月補正予算及び9月補正予算で雇用対策や社会福祉施設の耐震化、介護従事者の処遇改善などのための各種基金の積み立てや地域活性化のための2つの臨時交付金を活用した事業及び公共事業関係費などを計上しているところであります。

県としましては、地方公共団体向けの予算は執行停止されないものと期待しておりますが、仮に、国の補正予算が執行停止となった場合、経済対策の実施に支障を来し、県民生活の安心・安全の確保や地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

今後、執行停止に伴う影響や他県の動向等を見きわめ、全国知事会等とも連携し、適切に対応する考えであります。

次に、平成22年度概算要求の質問のうち、これまでの3年間の概算要求額と予算決定額についてお答えいたします。

内閣府沖縄担当部局の過去3カ年の概算要求額と予算決定額は、平成19年度は要求額3214億6400万円に対し、決定額は2642億3900万円、平成20年度は要求額3125億100万円に対し、決定額が2551億3300万円、平成21年度は要求額3008億600万円に対し、決定額は2446億9300万円となっております。

次に、沖縄分要求額の大幅増についてお答えいたします。

県選出国会議員等で構成される「うるの会」が、来年度の内閣府沖縄担当部局の概算要求を見直すことを新政権に求めているという報道があったことは承知しておりますが、その内容については承知しておりません。

なお、国においては、新たな平成22年度予算編成の方針が閣議決定されており、今後、同方針に基づく概算要求の見直しが行われるものと考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 民主党連立政権について、東部海浜開発事業に係る国・県・市の協議についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業について、沖縄市は、現在工事を進めている第1区域については推進することを表明しており、現時点においてもその方針に変更はないと聞

いております。

県としましては、第1区域については、引き続き事業を推進していく必要があると考えており、今後とも国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

同じく民主党連立政権について、今後の新港地区の整備についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、新港地区の航路泊地のしゅんせつに伴う土砂を埋立土砂として有効活用することとしており、新港地区の港湾整備と密接に関係しております。

したがって、本事業が中断または中止された場合においては、土砂処分先を検討しなければならないことから、新港地区東埠頭の供用に影響を与えるおそれがあります。

県としては、東埠頭背後地における企業誘致の促進を図るという観点からも、引き続き新港地区及び泡瀬地区の整備を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それでは再質問させていただきます。

まず知事に再確認をさせてください。

辺野古移設計画は、日米合意つまり日本政府と米国政府との約束で進められているというふうに理解をしておりますけれども、それでいいですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 米国はオバマ政権にかわりましてけれども、この辺野古移設の変更はありませんね。仮に、オバマ政権になって普天間返還や米軍再編が米国内の事情で白紙に戻して、現状のままというふうな形になった場合に、日本は恐らく米国に対して約束違反だというそういう追及をすることになったはずですね。知事もそう思いませんか、私はそう思っているんですよ、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 何といいですか、約束違反といいですか、勝手に一方側でやってしまうとそういう表現になるかと思いますが、合意の変更というよう

な部分に相なっていくものと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 米国政府は、平成8年から日米合意で進められてきて13年経過しておりますよね。この責任というか、米国の責任ではなくて日本政府の問題としてとらえておりませんか。知事は訪米なさいましたよね、そういう感覚は持っておりますか、米国は。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） いろいろな見方があるのかと思いますが、例えば初めのS A C O合意ですね。どうして今まで時間がかかっているのかというのは、これは私の推測の域を出ない部分があるんですが、日本側にその原因があるのではないかというふうに考えている可能性はあるだろうと思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私は、米軍が言いそうなこと、考えそうなことを私なりに今考えて質問をしているわけがありますけれどもね、この問題は県外移設というのは簡単に言えますよね。実際の日米両政府の交渉は約束ですからね。相当厳しくなると思うんですよ。同時に、これ最悪の状況、最悪の事態は、普天間の基地がそのまま残るといふそういう危険性を私は危惧しているんですよ。知事、これ考え過ぎですかね。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の照屋議員のお考えは、私が危惧しているのとほとんど一緒です。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 鳩山新政権は、この問題で時間がかり過ぎると総理大臣が批判しているんですよ。それでは、その対案を示して、これ2014年までに解決すると言っているんですからね。2014年までにこの問題を解決できる見通しを県民に示して、ぜひそれを実行してもらいたいというふうに私は考えているんですよ、知事はいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私も、一日も早い普天間の移設を求めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いずれにしても、この問題は100%日本政府の責任ですからね。ぜひ知事は日米両政府の交渉を見守っていただいて、注意深くそれに対応していくそういう姿勢でいいと思いますよ。野党の言い分を聞いて、どんどん判断を誤ると責任は全部県知事に行きますからね。その点はしっかり注意してくださいね。

次に、21年度補正予算についてでありますけれども、この補正予算ですね、実は県内の調査機関が調べても雇用の問題とか経済の問題とか、あるいは企業の倒産、そういうふうに大きな成果があると言っているんですね。ところが今、連立政権ではその見直しでまだ都道府県・市町村にそういう指示も示さないというそういういいかげんな対応ですよ。景気回復はどうするんだという話ですね。これは具体的にそういうふうな削除が示された場合に、削除を拒否するということはできませんか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 補正予算ですね、国の基金とかそういった形で国の補助金であるとか、交付金であるとか、そういう形のもので賄えるような予算の内容になっているものですから、国の方がそれを執行停止するとなってきた場合、法的な問題でこちらの方でもう既に事業を執行している等々出てきましたら、それについてはしっかりとそのあたりについての補てんも含めて調整せぬといけませんけれども、その決定がなされない間においては国の方からその補正予算の執行を停止するとなってきた場合に、県の方はそれに対応せざるを得ないと思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 法的根拠はあるということですね、とめるために。その理解でいいですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 代表質問の方にも少しお答えしましたけれども、補助金適正化法では交付決定されたそういった補助金、これを停止するということについては、天災地変とかその他特別な事情でなければなかなか難しいということもありまして、多分そのあたりについては、国の方もしっかりとそのあたり含めて考えながら、執行停止についてはいろいろ措置をとってくると思います。

そういった意味でいいますと、法律に根拠があるかと問われますと、これは国の法律ですので国の方でしっかり解釈しながら対応してくると思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、東部海浜事業ですけれども、
せんだって前原沖縄担当大臣がお見えになりました。
新聞報道とかマスコミではわかっておりますけれども、
この東部海浜事業について、前原大臣はどういう
ふうにおっしゃっているんですか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 前原大臣の方は、事
業を進めるかどうかについては地元の意見を聞いた上
で判断したいというふうに答えてお話しされておしま
す。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 仲井眞知事からは、どういう形でこ
の問題について前原大臣と交渉しておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先日、沖縄担当大臣がお見
えになったときに、たくさんの要請事項、予算も含め
て要請したときに、泡瀬についてもぜひ進めていただ
きたいということを申し、要請いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この事業を中断・中止する場合に、
当然後始末は国の責任でやることになりますね、どう
でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） そうなった場合は、
国の方で適切に対処するんじゃないかと考えておりま
す。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 現在海にでき上がっている構造物が
ありますね、その撤去、県が支出した予算、そういう
のも含めての返還も含めて当然のことですね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 直轄事業につきまし
て、負担金を県の方も負担しておりますので、それにつ
いての取り扱いは今後国と協議していくことになる
かと思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それとあわせて中城湾港の整備です
けれども、これどうなるんですかね。新たな計画予算
をつくってやることになっていくのか、そのときに時
間相当かかりますよね。そうすると、それまで立地の
企業がそういう補償問題とかいろんな問題が出てきま
せんか。どう対応しますか、こういう問題は。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員のお話しのところ
につきましては、まだ厳密に少し詰めができてはおり
ませんが、原因が国による、国の判断で中断とか中止
とかとなったときに、それから関連して派生すること
については何らかの形で課題があれば、問題があれば
解決できるように調整し、まとめていくことに相なる
と思うんですが、一つ一つどういうケースが想定され
るかについてはちょっと時間をいただきたいと思いま
す。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 当然、東部海浜事業はしっかり現行
のまま進めてもらいたいという思いが非常に強いわけ
でありますけれども、何せいかんせん国の動向によっ
てその可否が決まっていくわけですから、しっかり協
議をしながら対応をよろしくをお願いします。

次に、「一括交付金」ですね。この「一括交付金」
制度は、今回の一般質問でも民主党の政調会長さえも
その実態とかどうやって進めていいかわからぬという
ふうなことなんですけれども、私はこの今沖縄開発の
ためのそういう内閣府の一括計上2800億円、これを一
括計上していくためには省庁から集まっている予算で
すよね、それを変えていくわけですから、大幅な法律
の改正と沖縄県の条例改正が必要になると考えていま
すけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 「一括交付金」について
は、その内容はまだ具体的には示されておりませんけ
れども、おおむね沖縄振興法で補助率の話とかさまざま
定めております。そういう法律の改正が必要になるう
かというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これは、日本で初めての仕組みで
す。恐らく全庁的にまたがる予算のことだから、いろ
んな法律の改正が必要だと思いますよ。これからしっ
かり勉強してくださいね。

それと、現在の総合事務局等の役割分担というのが
気になりますけれども、この一括計上の2800億円に
は、総合事務局の職員の人件費とかいろんな事務費も
含まれているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 含まれております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いろんな課題があるみたいですけども、しっかりお願いします。

それと最後の概算要求について、「うるの会」が新聞報道によると「一括交付金」にしてほしい。県立宮古病院の移転計画の位置の変更、あるいは旧軍飛行場の個別補償の件を取り上げておりますね。この件について、県当局とはどのような調整がなされておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 相談、調整はありません。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 無断でこういうことをやると非常に厄介なことになりますね。宮古病院の建築問題、地元の合意形成ができていないということで、この移転計画とまっていけますよ。こんなことをしたら大変なことですよ。知事、ぜひ沖縄担当大臣にしっかりそういうことも含めて対応していただきたいということを最後に要望を申し上げ終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさに照屋議員おっしゃるとおり、しっかりと沖縄担当の大臣を初め、きちっと我が方の考えも申し上げてやっていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 おはようございます。

公明党・県民会議の上原章です。

通告に基づいて質問を行います。

きょうは一般質問最終日で、これまで多くの議員が質問をされ何点が重複しているものもありますが、再確認をする意味でもお尋ねをさせていただきたいと思えます。

初めに、災害対策についてお尋ねします。

8月19日、那覇市樋川のガープ川で鉄砲水に流され4人の方が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。事故現場は日ごろから多くの県民・市民がにぎわう農運市場内にあり、改めて自然の怖さ、災害対策の重要性を痛感いたしました。

亡くなられた4人の方の御冥福と、残された御家族の皆様へ心からお悔やみを申し上げます。

行政においては、このような事故が二度と起きることがないように、安全対策・再発防止に全力で取り組むことを要望し質問を行います。

(1)、那覇市ガープ川で発生した鉄砲水事故の原因及

び対策を伺います。

(2)、全国でゲリラ豪雨による被害が頻発し、自治体や河川管理者の迅速な情報提供、地域や企業を含めた防災力の向上等が求められています。県内の危険箇所の把握と安全対策はどうなっているか。

(3)、災害時要援護者の避難支援対策（計画の策定、名簿の整備等）の取り組み状況を伺います。

消防庁は、このほど全国1800市区町村を対象にした災害時に支援を必要とする高齢者や障害者らの名簿の整備及び避難を手助けする全体プランの策定状況を公表しました。残念ながら県内の取り組みは全国と比較して大変厳しい状況です。現状と県の取り組みをお聞かせください。

2、次に、福祉・医療行政についてお尋ねします。

(1)、発達障害児の支援について伺います。

県は、このほど発達障害児とその家族を支援する「発達障害児支援体制整備計画」を策定しました。また、年代に応じ途切れのない支援ができる人材を地域に育成するため、本年度早期に「県発達障害児支援に関する人材育成計画」を策定するとしています。原案を拝見しましたが、早期発見・早期支援に必要な多くの事業が組み込まれており、一貫した支援システム構築を目指す県の強い姿勢を感じます。しかしながら、整備計画では具体的で定量的な数値が明記されていないとの声も関係者から寄せられています。今後、担当部局には一つ一つの取り組みについて着実な実施と事業効果の検証を図り、整備計画が実効性あるものとなるよう全力で頑張ってくださいと思います。

そこで質問です。

ア、全国と比較して発達障害児の実態把握が不十分との声があるが、県の認識を伺います。今後の支援体制、整備計画を的確に推進するには最新の实態調査・検証が必要と思うが、対応を伺います。

イ、早期療育（親子教室、親子通園等）の整備、乳幼児健診・地域相談支援体制の充実が求められているが、取り組みはどうか。支援職員は療育等を専門としたスタッフが必要と考えるが、実態はどうなっているか。今後の取り組みも含め対応をお聞かせください。市町村では財政的理由等で取り組みにばらつきがあり、県が積極的にかかわる必要があると思うが、見解をお聞かせください。

ウ、地域における発達障害児の支援拠点整備事業の内容、効果を伺います。

エ、県支援センターが沖縄市に1カ所では離島を含む沖縄全域の支援体制が整っているとはいいがたく、各ゾーン域にゾーン域支援センターが必要と考える

が、見解を伺います。

オ、学校現場では特別支援教育支援員が不足し、保護者等から早急な改善が求められています。県の対応を伺います。支援を行う補助職員との役割、違い、配置状況も十分かお聞かせください。

カ、早期に診断・診療できる医療機関の確保が求められているが、現状、課題、対策を伺います。

(2)、児童虐待防止対策について。

ア、石垣市で発生した児童虐待の事件に対し、県社会福祉審議会は過去の提言が生かされていないと指摘しているが、県の認識及び原因、課題、対策を伺います。

イ、事件が発生するたびに審議会から一時保護所の必要性が提言されています。コザ児童相談所や離島への保護所設置・増設が必要と考えるが、見解を伺います。

(3)は取り下げます。

(4)、「小児救急電話相談」実施について。

他県では土・日、祝日の午後6時から11時でスタートし、相談件数の推移で拡充している事例がございます。本県も段階的に実施できないか伺います。

(5)、高齢者虐待の現状と対策を伺います。

(6)、虐待を受けた高齢者の緊急一時保護について、県女性相談所に年齢制限があるのはなぜか、見直す必要があると考えるが対応を伺います。

(7)、自殺対策緊急化事業の内容、効果を伺います。

次に、環境行政についてお尋ねします。

(1)、温暖化対策の取り組み状況を伺います。

ア、CO₂排出量について沖縄県が全国で最も高いとの残念な報告がありました。県の認識、対策を伺います。

イ、「地球温暖化防止実行計画」の県内市町村の策定状況はどうなっているか。

ウ、「沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金」の内容、効果を伺います。

(2)、「スクール・ニューディール構想」の推進に伴う県内の取り組み状況を伺います。

(3)、「管理型産業廃棄物最終処分場」の進捗状況をお聞かせください。

県内の最終処分場の残余容量が4年から5年で満杯になるとのこと、対応を伺います。

次に、雇用・産業支援についてお尋ねします。

(1)、県・市町村が取り組んでいる緊急雇用創出事業及び雇用再生特別事業の執行率が低いとのことですが、原因と対策を伺います。

(2)、「核世代再チャレンジ雇用支援事業」の内容と

効果を伺います。

(3)、「経営革新支援事業」の取り組みと効果を伺います。

(4)、国土交通省が推進している「建設業と地域の元気回復事業」について県内の取り組みを伺います。

この事業は、建設業の保有する人材・機材・ノウハウ等を活用し、農業、福祉、環境、観光等の異業種との連携により、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生、雇用の維持拡大、地域の活性化を図ることを目的に助成する事業です。県の取り組みをお聞かせください。

次に、文化・スポーツ振興についてお尋ねします。

(1)、琉球舞踊が県内では37年ぶりに国指定重要無形文化財に、組踊道具・衣裳製作が国選定保存技術に選定されました。沖縄県にとって琉球舞踊は宝であり、今回の国指定選定は大変喜ばしいことと思います。知事は世界に誇れる沖縄の文化を継承・保存し、後継者の育成に力を入れるとしていますが、文化振興支援の取り組み状況を伺います。

(2)、新たな県立郷土劇場建設について、県は調査研究をスタートさせたいとしているが、取り組みを伺います。

(3)、奥武山陸上競技場を公式サッカー場兼用の施設にとの声が寄せられているが、県の対応を伺います。

最後に、我が会派の代表質問との関連についてお尋ねします。

がん対策について。

(1)、がん検診受診率向上のため、一定年齢に達した女性を対象に「乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券」導入が全国でスタートしているが、県内の取り組み状況はどうか。

(2)、同事業は公明党が推進し前政権が実施した事業ですが、来年度以降も継続できるよう国に対し要請する必要があると思うが、見解を伺います。前政権の厚生労働大臣は、同事業に対し、1回限りではなく定着させたいと明言していました。新政権に対してもこの方針を継承してもらおうよう地方から要請することも重要と考えます。対応をお聞かせください。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上原章議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、福祉・医療の関係ですが、自殺対策緊急強化事業の内容、効果に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県は、国の交付金を活用しまして「沖縄県自殺対策緊急強化基金」を設置をし、平成21年度から3年間で自殺対策を強化することといたしております。

主な事業内容としましては、全県民に対し心の不調への気づきを促す普及啓発キャンペーンや、多重債務と心の相談を同時に実施するほか、看護師等専門職や市町村職員等の人材養成を行います。これによりまして、早期の相談や受診の促進、市町村の相談体制の強化など地域の自殺対策が強化され、県内の自殺者の減少が図られるものと考えております。

次に、環境行政に係る御質問の中で、県内CO₂排出量に対する認識と対策についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県における排出量増加の主な原因は、人口・世帯数、自動車台数等の増加に伴う電気や燃料消費量の増加、そして電気の排出係数の増加によるものであると言われております。地球温暖化対策は重要な課題であることから、平成22年度までに新たな計画を策定することにいたしております。エネルギー政策などの関連施策との連携を図るなど、対策の充実強化を図っていく考えでございます。

次に、文化・スポーツ振興に係る御質問の中で、郷土劇場の建設についての調査研究いかんという趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の文化・伝統芸能の振興を図る上で郷土劇場は重要なものと認識をいたしております。新たな郷土劇場の整備のためには調査研究を行うことが必要であると考えており、現在、そのための関係資料の収集を行っているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 災害対策について、ガーブ川事故の原因及び対策についてお答えいたします。

那覇市下水道雨水幹線ガーブ川における事故原因は、現在捜査中であると承知しておりますが、局地的な大雨による急激な水位の上昇による鉄砲水が原因の一つであると考えております。

沖縄県では、事故の再発防止のため、8月27日に関係市町村を集め会議を開催し、国土交通省策定の「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き」による安全対策の徹底と危険箇所の把握を指導しております。また、降雨時における下水道管渠内工事の中止基準等の策定に向け、現在、関係市町村と連

携して取り組んでいるところであります。

同じく災害対策について、県内河川の危険箇所の把握と安全対策についてお答えいたします。

沖縄県では、水防法に基づく水防計画において、51河川を重要水防区域及び災害危険区域に定め、そのうち都市部の8河川を水位周知河川として指定しております。

水位周知河川については、水位計やカメラを設置し、大雨洪水時に水位が避難判断水位にまで到達した場合は、市町村や消防等関係機関に伝達し避難勧告を行うなど、地域住民が洪水時に迅速かつ円滑に避難できる体制を整備しております。また、その他の河川では降雨時の避難注意喚起看板を設置するなど、安全対策に努めております。

次に、雇用・産業支援について、建設業と地域の元気回復事業の取り組みについてお答えいたします。

建設業と地域の元気回復助成事業は、建設業団体や地方公共団体など地域関係者が協議会を構成し、地域の合意形成等を促進しながら異業種との連携等による地域活性化に資する事業の立ち上げを支援する国土交通省の助成事業であります。これまで県内から5件の応募があり、渡嘉敷村薬草観光園設立準備協議会が選定されましたが、その後、都合により辞退しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 災害対策についての御質問で、災害時要援護者の避難支援対策の取り組み状況についてお答えいたします。

県内の市町村における災害時要援護者の避難支援の取り組み方針の策定状況は、平成21年3月末現在で4団体（9.8%）が策定済みとなっており、策定中の団体を合わせると14団体（34.1%）となっております。また、災害時要援護者名簿の整備状況については、整備中が15団体（36.6%）となっております。

県では、平成20年度国が策定した避難支援プランの全体計画のモデルを市町村に示し、平成21年までをめぐりに避難支援プランの全体計画などが策定されるよう、取り組みの促進を図ってまいりました。また、本年度は国が取りまとめた先進的な取り組み事例の報告書を市町村に紹介するとともに、去る9月24日には市町村防災主幹課長会議を開催し、本年度中に避難支援プランの全体計画を策定されるよう、改めて要請したところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉・医療行政についての、発達障害児の実態調査等についてお答えします。

発達障害児の数については、乳幼児健診における有所見率を基本としておりますが、要支援の基準について市町村間に差があることから、市町村と連携し健診項目の見直し等を行うこととしております。

また、支援の実態については、平成20年度に医療機関、保育所等に対しアンケート調査を実施し、その結果について支援体制整備計画に位置づけたところであります。

県においては、同計画に基づき今年度、圏域における支援体制検討事業を実施し、乳幼児健診やその後の支援等の実態を把握し、体制強化につなげることであります。

次に、早期療育の整備等の充実及び支援職員の実態等についてお答えします。

早期療育の整備等については、平成21年8月に策定した体制整備計画において市町村の役割として位置づけられ、前期事業として平成23年度までに実施することとされております。

県においては、市町村における早期療育の整備等が速やかに実施されるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えております。また、地域において専門的な支援を行う人材が少ないことから、支援する専門員を計画的に養成するため、現在人材育成計画を策定しパブリックコメントを実施しているところであります。

次に、支援拠点整備事業の内容、効果についてお答えします。

支援拠点整備事業とは、身近な地域において発達障害児・者及びその家族が交流し、または療育指導及び相談支援を行うための拠点を整備する市町村に対し整備費用等の一部を補助する事業であります。

また、職員の配置等については、緊急雇用創出事業で対応することとしております。

拠点を中心とし支援のネットワーク形成を促進することにより、身近な地域における発達障害者支援体制の強化が図られるものと考えております。

次に、圏域支援センターの設置についてお答えします。

発達障害児の支援については、支援センターを支援拠点とし、身近な地域で中心的役割を担う市町村や関係機関等が連携した相談支援体制を強化することが重要であると考えております。

同センターについては、医療、保健、福祉、教育、労働、当事者団体等で構成する連絡協議会を平成21年9月に設置したところであり、今後は同協議会と連携し、市町村等に対する支援を強化するなど支援拠点としての機能強化を推進してまいります。

次に、医療機関の確保についてお答えします。

医療機関の確保については、平成20年度に実施したアンケート調査の結果、診断・診察が可能とした21医療機関について、平成21年5月に県のホームページに公表したところであります。

県においては、医療機関確保を推進する観点から、各医療機関に対して国が実施する医療関係研修への医師派遣を推奨するとともに、県医師会等の協力を得ながら小児科医及び精神科医を対象に研修会等を実施し、発達障害の診察ができる医療機関の確保に努めていきたいと考えております。

次に、児童虐待事件に対する県の認識及び原因、課題、対策についてお答えします。

石垣市で発生した児童虐待死亡事件につきまして、直ちに児童の状態を確認しておらず、安全確保を最優先すべきとの過去の提言が十分に徹底されていなかったものと認識しております。

中央児童相談所本所においては、過去の提言を受けて、これまでに虐待初期対応の体制強化や外部専門家からの助言・指導の導入などを行ってきております。しかしながら、八重山分室については専任職員が少ないなどの制約があり、本所と同様な体制を組むことが困難であることが主な要因であると考えております。このため、児童相談所の児童虐待対応体制の見直しが今後の課題であると考えております。

さらに、今回の虐待死亡事例検証報告書では、警察等関係機関との連携強化や地域における児童虐待防止対策の強化などについても指摘しており、これらの課題につきましては一つ一つ丁寧に対応策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、一時保護所の設置・増設についてお答えします。

コザ児童相談所への一時保護所の設置につきましては、今回の検証報告書においても強く求められております。また、離島において一時保護が必要なケースに対しては、現在、中央児童相談所の一時保護所及び宮古・八重山地域に設置されている児童養護施設等を利用して対応しているところであります。

コザ児童相談所への一時保護所の増設については、新たに正職員や嘱託員の大幅な増員が必要ではありますが、提言の趣旨を踏まえて対応してまいりたいと考

えております。

次に、小児救急電話相談事業の実施についてお答えします。

県としましては、今年度から実施する小児救急医療啓発事業において、保護者等を対象に救急医療の正しいかかり方やかかりつけ医の推進に関する学習会を開催することとしております。

小児救急電話相談事業の実施については、小児救急医療啓発事業の成果等について検証しながら、今後検討していきたいと考えております。

次に、高齢者虐待の現状と対策についてお答えします。

高齢者虐待の件数は、平成20年度では144件となっており、身体的虐待が96件、心理的虐待が69件、経済的虐待が26件、主な虐待者は、息子78件、配偶者33件、娘17件の順となっております。

市町村は、高齢者や養護者に対する相談を初め通報に係る立入調査等、高齢者の保護及び養護者への支援を行っております。

県は、高齢者虐待防止対策連絡会議を設置し関係機関との連携を図るとともに、市町村の処遇困難ケースに対する専門家による支援事業や、県民への広報啓発活動により高齢者虐待防止対策の推進に努めております。

次に、虐待を受けた高齢者の緊急一時保護における年齢制限についてお答えします。

女性相談所が実施している婦人保護事業は特に年齢制限はなく、女性の抱えているさまざまな問題、悩みに対応するものです。しかしながら、65歳以上の高齢者虐待につきましては、平成18年4月施行の「高齢者虐待防止法」により市町村が対応することが明確に位置づけられています。一時保護につきましても、市町村は適切に措置を講じるものとされているところであります。

女性相談所においては、高齢者虐待の通報に対しては該当市町村を案内しておりますが、市町村で対応できない場合については女性相談所で対応してきたところであります。今後とも、市町村との連携を密にし、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、がん対策の中の、無料クーポン券導入における県内での取り組み状況についてお答えします。

無料クーポン券の配布は7月末から開始され、那覇市、伊江村などにおいては8月から利用されております。今後、10月末にかけて全市町村の対象者の手元に届く予定であります。

次に、女性特有のがん検診推進事業の継続に関する

国への要請についてお答えします。

同事業の次年度以降の取り組みについて、国においては、今年度の効果を評価しながら検討していくとの方向性が示されており、国の動向を注視したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、福祉・医療行政についての御質問で、特別支援教育支援員についてお答えいたします。

小中学校における発達障害等を持つ児童生徒に対して、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行うヘルパーやサポーター、教員補助職員等はすべて特別支援教育支援員に含まれます。本県における支援員の配置状況は、平成21年8月末で小中学校267校から要望があり、244校に417人の支援員が配置されております。

県教育委員会としましては、市町村の実績に応じた柔軟な取り組みが可能になるよう、地方財政措置の充実について全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しているところであります。

次に、環境行政についての御質問で、「スクール・ニューディール構想」への取り組みについてお答えいたします。

「スクール・ニュー・ディール構想」では、学校施設の耐震化・エコ化・ICT化を推進しております。

学校施設の耐震化等については年次的に整備してきたところであり、今年度の国の補正予算でも25億円措置され、小中学校で整備を推進しております。また、エコ改修事業については、県立学校で照明設備の省エネ化並びに県立学校及び小中学校で太陽光発電システムの整備を推進しているところであります。さらに、ICT環境整備として、地上デジタル放送への対応を進めるとともに、県立学校で教員1人1台のコンピュータ等の整備について取り組んでいるところであります。

次に、文化・スポーツ振興についての御質問で、文化振興支援の取り組み状況についてお答えいたします。

独特な沖縄文化を保存・継承するためには、無形文化財の後継者育成は不可欠であります。

琉球舞踊や組踊道具・衣裳製作修理については、今後、それぞれの保存会によって国庫補助事業により後継者育成のための伝承者養成事業が実施されます。

組踊や三線音楽などの芸能、芭蕉布や紅型などの工

芸技術についても、伝承者養成事業や公開事業の実施・支援を行っており、普及公開や後継者の育成に努めているところであります。

次に、奥武山陸上競技場のサッカー競技場兼用施設への改築についてお答えいたします。

奥武山陸上競技場については、将来的に那覇市へ移管される予定であります。

同陸上競技場をサッカー競技場兼用の施設に改築することについては、今後、那覇市にその旨を伝え、話し合っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についてお答えいたします。

まず、県内市町村の地球温暖化防止実行計画の策定状況についてお答えいたします。

県内では、那覇市、糸満市など9市町が当該計画を策定し、電気、燃料使用量の削減などのエコオフィス活動や施設の省エネ化などの取り組みを進めております。

県としましては、市町村の策定率の向上に向け、計画策定を促していく考えてございます。

次に、沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金の内容及び効果についてお答えいたします。

沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金は、総額14億9000万円の基金を設置し、平成23年度までの3年間に於いて地球温暖化対策並びに廃棄物対策事業を行うものであります。

地球温暖化対策においては、県北部合同庁舎の省エネルギー改修事業、公共施設及び住宅等の遮熱化省エネルギー促進事業を予定しており、これにより年2580トンの温室効果ガスが削減されると見込んでおります。また、廃棄物対策においては、海岸漂着物処理事業、不法投棄・散乱ごみ監視等事業及び微量PCB廃棄物処理対策事業を予定しております。

次に、公共関与事業の進捗状況についてお答えいたします。

公共関与最終処分場の立地候補地3カ所においてそれぞれの地元関係者に理解と協力を求めているところですが、用地の決定には至っておりません。

処分場の整備に当たりましては、安全・安心なモデルとなる処分場とすることを基本とし、地域との信頼関係を構築することが重要であると考えております。

今後は関係市町や地域の方々への説明を積み重ね、他府県の先進地視察を行い、理解が得られるよう努め

るとともに、地域の意向を踏まえながら周辺環境整備等の地域支援策にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 雇用・産業支援についての御質問の中で、緊急雇用創出事業及び雇用再生特別事業の執行状況についての御質問にお答えします。

緊急雇用創出事業及び雇用再生特別事業は、平成21年度から3年間の予定で事業を実施しております。平成21年9月末の基金総額に占める事業化率は、雇用再生特別事業は県分が89.6%、市町村分55.9%、緊急雇用創出事業は県分43.8%、市町村分39.9%となっております。

雇用再生特別事業についてはおおむね順調に進んでいると考えておりますが、緊急雇用創出事業については、5月の経済対策に伴う補正予算で本事業に新たに40億円が追加配分され、それに係る追加事業の着手が7月以降となったことにより現在の事業化率にとどまっております。

両基金事業は、現下の厳しい雇用情勢を緊急的に改善するための重要な施策だと認識しており、現在、各部局、市町村と連携し事業の追加に全力で取り組んでいるところであります。

同じく雇用・産業支援について、「核世代再チャレンジ雇用支援事業」の内容及び効果についての御質問にお答えします。

沖縄県は、国のトライアル雇用の支援対象となっていない140から44歳を核世代と位置づけ、県独自のトライアル雇用として「核世代再チャレンジ雇用支援事業」を実施しております。

当該事業は、県内在住の核世代の求職者を最長3カ月間試行的に雇用した事業主に1カ月当たり最大5万円の奨励金を支給することで、当該年齢層の常用雇用への移行を促すことにより雇用失業状況の改善を図るものであります。

今年度に試行雇用された者は9月末現在で41名となっており、試行雇用終了者のうち9割程度が常用雇用へ移行しております。

同じく雇用・産業支援について、経営革新支援制度の取り組み状況と承認企業に対する効果についての御質問にお答えします。

沖縄県は、新商品開発や新サービス提供など新たな取り組みを行う中小企業を支援していくため、商工会

等と連携して経営革新支援制度を推進しております。これまでの経営革新計画の承認件数は179件となっており、建設業者の観光産業への異業種進出や自動車整備業の福祉車両整備販売事業への新たな展開など、さまざまな経営革新計画が承認されております。これら承認企業に対しては、政府系金融機関による低利融資や税制の優遇措置など各種支援策があります。また、県の支援策としては、経営革新支援事業費補助金により経営革新計画に基づき実施する販路開拓事業や人材育成事業等への支援を行うとともに、「沖縄の産業まつり」に経営革新ブースを設置し、承認企業の計画事業や新商品の紹介を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、災害対策についてですが、ガーブ川の事故は大変痛ましいわけなんですけれども、知事は翌日現場を視察されたと聞いておりますが、御感想をお聞かせ願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） あれから少し時間が経過しておりますので生々しい記憶が少し薄れてまことに恐縮ですが、しかしああいう比較的小さい川で、文字どおり私が小学校から住んでいるすぐ横ですからよく知ってはいるんですが、こういうところでああいう悲惨な事故が起こって、やっぱりこれはもう二度と起こしてはいけないというのを強く感じたところです。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 私も現場を見てきたわけなんです、近年のゲリラ豪雨、極めて狭い地域に雨を降らせ、最大量の降雨に達するまでの時間が非常に短いことが特徴だそうです。また、日本の中小の河川は流域面積が小さく全長も短いと。このため、降った雨が一気に流れ込み短時間で下流まで押し寄せ、総雨量が少なくても10数分間で甚大な被害を発生させることもあると言われております。

先ほど部長の答弁で、いろいろ行政として取り組まなければならない対策があるわけなんですけれども、特に河川管理者、自治体等はもう迅速な情報提供、水位の監視強化、予測の高度化、危険箇所の把握等があると思うんですが、私はこれだけ今のゲリラ豪雨の特

徴を考えると、県民に意識向上、これは危険意識の向上を強化、高めることが大事じゃないかなと思うんですが、そのような取り組みがありましたらお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 確かにお話のとおり、最近降雨が多いんですが、まず流域が、土地の利用状況が都市化しているということがまず大きい、これまでと違う状況だと思います。そのために各流域の中で総合雨水対策と申しますか、河川だけでなく、下水道だけでなく、家庭の中でも降った雨が屋敷に浸透するとか、そういった総合的な地域住民も一緒になった総合雨水対策的な施策が今後必要になるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく願います。

それと、災害時要援護者の避難支援対策についてですが、消防庁は、全市町村に対し2010年3月までにプラン策定を求めているわけなんですけれども、先ほど部長の方から、県内の策定済みの地域が4件あるとおっしゃっておりますが、どこどこかお聞かせ願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 策定済みの市町村でございますけれども、宜野湾市、浦添市、うるま市、恩納村の4市村です。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 全国と比較して、先ほど沖縄県は9.8%、44位ですね。全国平均を見てももう32%策定済みと。すると、未着手というところが沖縄県は65%。66%に近いんですが、全国は37%と。このように全市町村、県内では非常に緊急を要する、またどうしても避難を支援を求める人の対策を私はもっとしっかりやらなくちゃいけないのかなと。来年3月までの策定ということになっておりますので、私はぜひ県が強いリーダーシップをとって、全市町村にしっかり取り組むように図る必要があると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） まさに御指摘のとおりでございます。沖縄の場合は川が少ないとかそういうことで、ほかの地域と比べると若干そういう意識が低いのかなという部分はありますけれども、生活環境が都市化しまして、都市地域でもそういうことが発生する状況になりましたので、市町村にはそのことを十分注意していただくよう、全体改革の取り組みに全力

を挙げていただくよう要請していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお願ひします。

次に、福祉行政についてお尋ねします。

発達障害児支援の実態調査についてですが、県は整備計画の中で早期発見・早期支援が最も重要であると明言をされているんですが、一方でこの数値に対して、今後発達障害児の特徴の理解が進むにつれて支援を要する児童の数が変動する可能性があるという形になっています。この意味というのは、今の県の体制というのは、実態把握について不十分なんだととらえていいのかお聞かせ願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 実態把握が不十分ということではなくて、現在やっている1歳6カ月、3歳児の健診の中での有所見率ということで今、数字は把握しておりますが、これにつきましてはかなり市町村間でもやはりばらつきがあるということが言われておりますので、今後、この問診票等健診のあり方を今検討しておりますので、それが全県的に統一的な形で実施されることによって、やはりこの数値も動いてくるだろうということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 新たな試みを起こすときに、まずこの目標を立てるわけですがけれども、そのもととなる現状の数値というのは非常に重要だと思います。

そういう意味では今の沖縄県が把握している障害児の数と、それから全国の数字を比較すると相当の乖離があるのかなと思います。今回新たな計画を立てたわけなんですけれども、ぜひしっかりこの現状を検証しながら私は取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほど支援センター、4名しかいないスタッフで沖縄県全域の支援体制を組むというのは非常に難しいと私は見ております。特に離島を含むセンターの整備体制というのはもっと強化する必要があると思いますので、その点も今後注視していきたいと思ひます。

それと、支援員に関してなんです、教育長、先ほどの支援員とそれから補助ヘルパーさんと、この方々は非常に大事なお仕事なんですけれども、現場では学習までしっかりサポートしてほしいという保護者の声もあるんですね。そういう意味では、ヘルパーさんとか補助員と言われる方々は学習まではなかなか支援体制を組むことが現状はできないと聞いております。そういう意味では普段の生活のサポートも大事な

んですけれども、学習支援もしっかり子供たちに、一人一人光が当たるような体制も大事じゃないかなと思うんですがどうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

支援員の配置につきましては、基本的には市町村教育委員会が行いますけれども、その支援員の役割として2つありまして、生活介助と、それから学習支援、そして両方やるという形がございまして、学校の要望に応じてこれは対応しております。

現在、244校に417名が配置されておりますけれども、生活補助を主にやっている人数が116名、そして学習支援を主にやっている人数が234名、そして両方行っているのが67名となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 それと、先ほども話がありましたけれども、これは前回の議会でも質問しましたけれども、各市町村には国からの財政措置がされておりますけれども、その辺の取り組みで各教育委員会、市町村の教育委員会に指導助言をしてまいりますということでありましたが、その対応はどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

支援員についての財政措置については、小・中1校当たり120万円、そして幼稚園1園当たり50万円の地方交付税措置がされております。

本県では、九州の中で沖縄県は1つの学校に1支援員の配置率が89%と高い配置率になっております。そういう意味で支援員の地方財政措置を積極的に活用しているというふうに私は思っています。市町村によっては交付税の6倍も措置をしているところがございます。

しかしながら、各学校からの要望に対する配置はできておりませんので、やはり県としては実施主体である市町村にさらに適切に配置できるよう依頼をするとともに、市町村の実績に応じて、ないところもあるんですよ。9市町村は該当がなくて配置していないところもあります。

そういう状況もありますので、実態に応じた柔軟な取り組みが可能になるよう、地方財政措置の充実について全国教育長協議会等を通して国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 九州の数字を出されても、まずは地

元沖縄県の子供たちをどう守るかですので、皆さんの判断でも300人余りの方が要望、支援がされていないという現状もあります。市町村とのミスマッチ、しっかりやっていただきたいと思います。

それと、医療機関の確保、発達障害者支援法では、「子どもの心の診療拠点病院」の必要性が明記されていますが、「こころの診療科」が4月から休止しております。ぜひこの再開もしっかり取り組んでいただきたい。それとともに、具体的に県内では何力所の医療機関、何名の専門医が必要なのか、いつまでに確保するのか、明確な数値目標設定はされていますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 現在、診療が可能という医療機関は21医療機関ございますが、今後、目標は何医療機関、何名の専門家というそういう具体的な形で数値目標は設定してございません。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 時間もないので、しっかり取り組んでください。また委員会でやりたいと思います。

それと、女性相談所の一時保護についてですが、先ほど65歳以上、市町村とお互いで役割でやっているというお答えでしたが、時間外に一時保護を求めてきた高齢者が、65歳という年齢で、窓口で市町村に行ってくださいと、そのような事例がありました。これはおかしいなと私は思います。時間外に関しては、しっかり一たん一時的には保護して、それから市町村と提携を結ぶことが大事じゃないか。どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 時間外の対応についても市町村で対応をすることにはなっておりますが、緊急で市町村の対応が不可能ということであれば、女性相談所の方で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 もう一つ、最後に児童虐待なんです。一時保護について、子供たちは非常に厳しい環境の中で生活してきたわけなんです。この行動観察を行う専門職員がしっかりこの一時保護で支援をしているのが一時保護なんですね。今、県内では里親とか養護施設等もその役割を担っているというんですけれども、私ははっきり言ってこの取り組みは違うんじゃないかなと思うんですが、最後にその見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 一時保護はそれぞれの目的に応じてですけれども、一般的にはおっしゃ

るように行動観察が必要な部分については、可能な限り一時保護所で措置しておりまして、また、施設、里親に委託したケースにつきましても早目に戻してやるというふうには行ってはおりますが、やはり一時保護所の定員の状況等もありましてそれが迅速に行えない部分もありますが、基本的には一時保護所の方で対応するのが適切かとは思っております。

○上原 章君 終わります。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○池間 淳君 おはようございます。

自民党の池間淳です。

平成8年からずっとこの方式を訴え続けてまいりました、一問一答方式。これは議会改革で時間も相当短縮できるんだというふうなことを毎日のように、毎回のよう訴えてまいりましたが、ようやく14年目にして実行できました。やっぱり言い続ければ実行できるんだなと。政治家は言い続けなといかんかと、「継続は力なり」というふうな思いをして大変喜んでおります。

それでは一般質問を行います。

まず本議会で、民意という言葉がよく聞こえました。私は民意は、政治や行政においては欠かすことのできない大事なことだと思っております。しかし、本会議において、野党の皆さん方の質問をよく聞いてみますと、何が民意で、どこまでの民意を事業を推進するために判断材料にすればいいのか私にはわからない。野党の皆さんは、直近の選挙がすべてだと言っておりますが、本当に理解しにくいところがあります。

私は、最近大きな問題になっております群馬県の長野原町の八ツ場ダム建設現場を視察してまいりました。あの町の皆さん方は、昭和27年から始まって半世紀もかけて建設しているこの八ツ場ダムの完成を楽しみにして、このダムができればそれに合った産業を興していきたいというふうな大きな夢を持っていたようですが、鳩山政権になって中止と発表されたときに大きなショックを受けたようであります。

この八ツ場ダムのあるところの選挙区、ここでだれが立候補してだれが当選したかは皆さん方もよく御承知だと思っております。自由民主党の公認、これは八ツ場ダムをこれまでずっと推進してきた方でありま

す。小淵優子さんが10万票以上の大差をもって当選したんです。民意が直近の選挙であるというふうなことであれば、このハツ場ダムを中止にすることはできないんじゃないかというふうに思っておりますが、政権がかわって中止になりました。大変残念であります。

ところで、泡瀬のあの埋立工事の問題、ここでもまた新政権にいわゆる沖縄県の2人の民主党の議員が真っ向から反対した意見を出しております。まず1人は、二期工事は賛成であるんです。1人はまた反対なんです。皆さん、どれが民意でしょうか。私には本当にわからないんです。これは選挙は、その一つの事業に対する民意であるというふうなことにはならないんじゃないかというふうに私は思っております、やはりどこかで政治家は断を下すというふうなことをしなければいけないと思うんです。ぜひ知事、この判断を下す時期はあると思いますから、普天間の問題、泡瀬の問題、県民のためにぜひいい判断を出していただいて、頑張っていたきたいと思っております。

国民から大きな期待を寄せられ民主党政権が誕生いたしました。民主党の議員の皆さん、おめでとうございます。そしてまた政権与党に入っている党員の皆さん、議員の皆さん、本当におめでとうございます。国民のためにぜひ頑張っていたきたい、県民のために頑張っていたきたいと思います。

民主党は、子ども手当1人年間31万2000円支給、高速道路料金の廃止、高校授業料の実質無償化、後期高齢者医療制度の廃止、農業の戸別所得補償制度等々、国民に多くの夢のある約束をいたしております。このマニフェストの実現のために国民や県民に負担をかけないように着実に実行していくことを見守っていきたいと思っております。

ところで、普天間飛行場の移設問題について、民主党は政策集の沖縄21世紀ビジョンでは、県外・国外だとうたっておりますが、マニフェストに掲載していないということではっきりした方針を示しておりません。この問題は沖縄県の大きな政治課題として歴代の知事を初め、多くの政治家の皆さん方が強力に取り組んでまいりましたが、微動だにしませんでした。

日米両政府は、ベストの解決ではないけれども、ベターの解決策だということで辺野古に移設することで合意し、これまで着々と進めてまいりました。新政権になってはっきりした方針が示されておりましたが、速やかに結論を出して普天間基地の危険性を早急に除去してもらいたいと思います。県外であれ国外であれ、早目に移設できれば問題はないと思いますが、県外だ、あるいは国外だと移設問題が足踏み状態になれ

ば、県経済に与える影響も大きなものがあると思います。

知事、普天間飛行場の危険性除去は138万県民の総意であります。移設問題が足踏み状態にならないように早目に話し合いの場を設けて解決策を出していただくように頑張っていたきたいと思います。

ところで、今議会において、国政与党の所属議員の皆さんから、衆議院選挙で自民党候補が1区から4区まですべて落選し、民主党政権が誕生して知事は政府に対してパイプ役がなくなったとの所感が多く述べられております。皆さん、知事は自民党や公明党だけの知事ではありません。138万県民の知事なんです。

我々自民党は、大田県政のときは野党であったんですが、県勢の発展のためには、自民党本部との人脈を通して微力ではあるんですが、頑張っただけです。なぜ政権がかわるとパイプがなくなったのか、残念でならないんです。沖縄県議会には新政権とのチャンネルが全くないということでしょうか。それとも県勢発展のためであっても仲井真知事には協力しないということでありましょうか。国政与党の所属県会議員がパイプ役となって、私が大きなパイプとなりますということを言っても私は悪くはないというふうに思っております。まず、国政与党の所属議員の県会議員の皆さん方がパイプがないというふうなことは、自分を否定しているような感じがいたします。

沖縄県の政治課題は、基地問題だけじゃないんですよ。多くの政治課題があるんです。選挙に勝って政権を担当する政権政党に所属した皆さんでありますから、ぜひ大きなパイプとなっていたきたいとお願いをしたいと思います。

知事は、自公政権においても沖縄県の諸課題解決のためには与野党国会議員の皆さん方をお願いをし、課題解決に取り組んできておりますし、今後もそのような取り組みで県民のために頑張ることと思います。

我々自民党は、国政では下野いたしました。国政の場から沖縄県のために頑張ることはたくさんあると思います。自民党県連は県勢発展、県民の福祉向上のために全力を投球し、自由民主党本部とも連携しながら、協力を求めてまいりたいと思います。国政に対して、今、与党・野党ではないんです。我々は議会と執行部が一丸となっていていろんな問題を解決しなければならないというふうに思っております。

皆さん、仲井真知事は138万県民の代表なんです。仲井真知事を先頭に頑張らしましょう。

それでは一般質問を行います。

1、民主党を中心とする政権が誕生いたしました

が、補正予算が凍結され、見直されようとしております。沖縄県内（国・県・市町村）の事業にどのような影響があるかを説明をお願いいたします。

2、農林水産業について。

(1)、民主党のマニフェストにはアジア・太平洋諸国を初めとして、世界の国々との間でEPA、FTAの締結を積極的に推進するとありますが、締結されたときの沖縄の農業・畜産・漁業に与える影響について御説明願います。

(2)、戸別所得補償制度が制定された場合、県内の該当する農畜産物について御説明願います。

3、土木行政について。

(1)、公共工事の最低制限価格について。

公共工事の最低制限価格の件では機会あるごとに取り上げさせていただきました。日本経済が厳しくなっていく中、公契連では、この最低制限価格を80%から90%と徐々に上げてまいりました。他都道府県においても公共工事は経済に大きなウエートを占めていると思いますが、沖縄県ほどではないと思います。御承知のとおり県の経済を支える大きな柱の一角を支えているのが建設業であります。生産業の少ない沖縄県においては、他都道府県とは違った最低制限価格を設けてもいいのではないかと思います。次の質問を行います。

ア、最低制限価格の見直しについては、沖縄県建設業審議会へ諮問しておりますが、審議の過程について御説明願います。

(2)、沖縄県都市モノレールの延長について。

沖縄県都市モノレールは、浦添市の西原入り口までの延長が決定されております。モノレール延長検討委員会から事業化に向けて検討を要する事項も提言されているようですが、早目に関係機関と協議して早急に事業着手ができますようお願いいたします。次の質問をいたします。

ア、浦添市までの延長についての進捗状況について。

イ、路線のルート決定はどうなっておりますか。

ウ、21年度の予算の執行状況と22年度の予算要求について。

(3)、宮古島市伊良部の乗瀬橋について。

ア、私は機会あるごとに、県道平良下地島空港線の伊良部島と下地島を結ぶ乗瀬橋の改築について、口酸っぱく提言をしてまいりました。手つかずの状態でありました。いよいよ10月1日には通行どめになっております。県はこのことについて、どのように認識し、今後どのように取り組まれていかれるのか、御見

解を賜りたいと思います。

4、福祉行政について。

(1)、後期高齢者医療制度の廃止について。

民主党を中心とする三党連立政権は、後期高齢者医療制度を廃止するとしております。

ア、廃止された場合の県財源に与える影響について詳しく説明ください。

イ、廃止された後の医療制度についても説明ください。

5、教育行政について。

(1)、奥武山プールの改築と泡瀬運動公園のプールの改装について。

ア、灼熱の太陽のもとで行われている従来のプールは、スタート地点ではじっと立っていられる状態ではありませんでした。プールの改築・改装によってこのようなことは解消されると思いますが、プールサイドがどう変わるのか、水温がどう変わっていくのかについて御説明ください。

(2)、公立高校の授業料の無償化と私立高校への負担軽減について。

ア、来年度から完全実施がされますか。

イ、予算要求から支給までどのような過程でされるのか説明をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの池間淳君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の池間淳君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 池間議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、農林水産業に係る御質問の中で、EPA、FTAの締結に伴う影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今後、世界の国々との間でEPAなどが締結され、我が国の重要品目の関税が撤廃された場合、国内農業生産の減少や関連産業への影響、そして就業機会の喪失などが見込まれております。特に、沖縄県の重要作物でありますさとうきび、肉用牛、酪農、パイナップルなど本県農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。このため、沖縄県としましては、EPA

A等各国との農業交渉において、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなどの例外措置の確保につきまして関係団体等と連携し、強く要請しているところであります。

今後とも、EPA交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携をし適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、土木行政に係る御質問で、都市モノレール延長の進捗状況の御質問にお答えいたしますが、これは3の(2)のア、イが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄都市モノレールの延長ルートにつきましては、延長検討委員会におきまして「浦添ルート案」が推奨されたところであります。現在、同ルート案で測量・土質の調査、環境影響調査、関連街路設計及びモノレール基本設計等々を進めているところであります。また、「浦添ルート案」につきましては、那覇市、浦添市及び多くの県民から実現に向けて強い要望がありますことから、同ルート案で事業化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 民主党を中心とする政権の誕生による影響に関する質問のうち、国の補正予算の凍結による国・県の事業への影響についてお答えいたします。

国の平成21年度第1次補正予算につきましては、見直しを行うべき事業を閣議決定することとされておりますが、現時点では執行停止となる事業等は明らかになっておりません。

県は、国の「経済危機対策」に対応し、6月補正予算及び9月補正予算で雇用対策や社会福祉施設の耐震化、介護従事者の処遇改善などのための各種基金の積み立てや地域活性化のための2つの臨時交付金を活用した事業及び公共事業関係費などを計上しているところであります。また、国の事業としまして沖縄科学技術大学院大学や那覇空港、国道58号名護東道路などの整備費が計上されております。仮に、国の補正予算が執行停止となった場合、経済対策の実施に支障を来し、県民生活の安心・安全の確保や地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

県としましては、執行停止に伴う影響や他県の動向等を見きわめ、全国知事会等とも連携し、適切に対応する考えであります。

次に、教育行政の質問のうち、私立高等学校の授業料無償化の実施時期及び実施方法等について一括してお答えいたします。

私立高等学校の生徒への助成につきましては、現在、国において検討されているところであり、現段階では実施時期、実施方法等について明らかにされておられません。明らかにされました段階で、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 民主党を中心とする政権の誕生による影響についての御質問の中の、国の補正予算の凍結による市町村事業への影響についてお答えいたします。

国の平成21年度第1次補正予算については、見直しを行うべき事業を閣議決定することとされておりますが、現時点では執行停止となる事業等は明らかにされておられません。

県内各市町村においては、国の「経済危機対策」に対応して「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」に係る事業を中心に9月補正までに関連予算を計上しているところであります。仮に、国の補正予算が執行停止となった場合には、県と同様に経済対策の実施、それから地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念をされます。

県としては、執行停止に伴う影響、それから他県の動向も見きわめながら、全国知事会等と連携をし、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の中で、戸別所得補償制度についてお答えします。

戸別所得補償制度につきましては、地方自治体の役割や補償の対象範囲など、制度の仕組みがまだ示されていないことから、現時点では、どのような対応が必要か判断できない状況にあります。

今後、国の方針を注視しながら、関係機関と連携し対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木行政について、最低制限価格の見直しの審議過程についてお答えいたします。

沖縄県建設業審議会につきましては、これまで3回開催され、委員に建設業界の現状について理解を深めてもらうため、沖縄県から入札制度や落札状況について説明を行うとともに、関係団体が県内建設業界の状況について報告を行っております。また、現在、見直しの基礎資料とするためのコスト調査を実施しており、その結果を踏まえて、沖縄県の現状に適した最低制限価格のあり方について、年内にも答申がなされるものと考えております。

同じく土木行政について、モノレール関連でございます。平成21年度予算の執行状況と平成22年度予算の要求についてお答えいたします。

今年度の予算執行状況につきましては、測量・土質調査、環境影響調査、関連街路設計及びモノレール基本設計等を進めているところであります。

平成22年度の予算につきましては、関連街路やモノレール等の都市計画決定に必要な諸調査費を要望しているところであります。

続きまして、同じく土木行政について、乗瀬橋の今後の取り組みについてお答えいたします。

乗瀬橋の管理者は宮古島市となっており、市の調査の結果、崩落の危険性があるため、10月1日から通行止めを行ったと聞いております。

乗瀬橋の整備については、今後、宮古島市と協議しながら検討していきたいと考えております。

教育行政について、県総合運動公園のプールサイドの暑さ対策についてお答えいたします。

沖縄県総合運動公園の50メートルプールサイドにおいては、暑さ対策として、スタート地点の近くにテントを設置し、プールサイドの水まきなどの対策を行っております。

今後、奥武山プールと同様に防滑シートを敷くなどの追加対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、後期高齢者医療制度の廃止による影響及び廃止後の医療制度について一括してお答えします。

長寿医療制度の廃止については、廃止後の新たな制度や移行の時期等が示されておられませんので、県財政への影響や廃止後の医療制度についてお答えすることは困難であります。

今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、奥武山水泳プールの暑さ対策についてお答えいたします。

奥武山水泳プールは、現在改築工事を行っており、平成22年1月に完成の予定であります。改築により、25メートルプールの上部と50メートルプールの観覧席には屋根が設置されます。屋根を設置することにより水温が低く保たれる25メートルプールの水を50メートルプールの水と循環させることや、50メートルプールの両サイドに噴水口を設置し、プールの水を空中に噴き上げることにより、水温を下げる対策が講じられております。さらに、プールサイドには、熱を持ちにくい防滑シートを使用し、歩行面及びその周辺の暑さを軽減するなど、以前のプールに比べると多くの面で暑さを解消するための対策が講じられております。

次に、公立高校の授業料無償化の実施時期及び実施方法等についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

公立高校の授業料の無償化については、国において検討が進められているところでありますが、現段階では実施時期、方法等について制度の詳細が示されておられません。

今後、国の動向を注視して適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 一般質問を出したんですが、やはり国の方針がまだ明確に出されていないというふうな問題が多くて答弁できないというふうなことであるんですが、今月、臨時議会が開かれるようですから、そのあたりからきちっとしたいような問題が提示されてくるんじゃないかなというふうに思っておりますんで、またそのとき11月の議会あたりで詳しく質問をさせていただきたいというふうに思っております。

この農林水産業のEPAとFTAが締結されたことについては、総論として知事から説明がありましたが、これに対する影響、皆さんわかると思うんですが、例えばさとうきびだったらどのぐらいの影響が

出てくると、関税が撤廃された場合にどのぐらいの影響が出てくるというふうなことがわかんと思うんですが、部長いかがですか。たくさんあるんですが、まず基幹産業でありますさとうきびについてお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 2つありまして、直接的な影響ということと、それから波及的な影響というのがありまして、直接的な影響としてはさとうきびで143億円です。それを含めると613億円となっております。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 これはもう大変な打撃になるんですね。直接的な影響が143億円、これは農家に対してです。それから関連する業者に対しては613億円の影響も出てくるというふうなことであるわけですから、先ほど知事から答弁がございましたように、あと3つの品目についても答弁されておりましたが、関税撤廃の例外になるようにぜひ頑張ってくださいと思います。

それから伊良部の乗瀬橋ですね。この件については、これはもう平成12年度に県道平良下地島空港線として14.9キロ認定されておりますよね、部長。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 当該橋につきましては、今建設中であります伊良部大橋も含めまして、平良から下地島空港線までの県道の一部といえますが、途中にあるということで認識しております。現在はまだ市の管理でございます。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 この市道に認定してこれが正式な市道だとか、あるいは県道だとかその手続はわからないんですが、私はもう県道というふうな位置づけで質問をしております。

知事、この橋はさとうきび、あの下地島には8000トンから約1万2000トンこれが生産されます。これは全部この橋を通して運ばれるんです、製糖工場には。そしてまた飛行場にあの油ですね、タンクローリー、これはこの橋を通じてずっとやってありますし、あるいは観光客も伊良部の観光にいらっしゃる方はこの橋がまず通る最初の道路なんです、橋なんです。それがもう中止されているんですよ。沖縄県の発展は離島発展なしではないというふうなことを知事はいつでもおっしゃっておりますが、このことについてぜひ県道に格上げして整備していただきたいと思うんですが、これは知事にお願いしでしょうかね。じゃ部長。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） これにつきましては、当該管理者である宮古島市の方から県道に移管するための事前協議というんですか、我々の方と今調整に入った段階でございますので、この調整を今後進めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 県道に格上げして整備できますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） それにつきましては、宮古島市とよく相談したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 これは伊良部町時代からの話なんです。宮古島市は県に早く県道認定していただいて、調査なり改築なり、あるいは新しくつくるなりしてもらいたいというふうな希望を持っておりますが、そういうことが出てきたときはオーケーできますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） それにつきましてはこれからの調整でございますので、橋の状況から期しまして宮古島市の方が県道としてやってほしいということであれば検討をしていきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 検討は前向きにやっていただきたいというふうに思います。やっぱりこの乗瀬橋については、もう部長も視察されたと思うし、知事にも行ってもらえばよかったんですよね。あの状況を見ると、早くやらぬといかんというふうな気持ちになると思いますね。

知事、どうぞ宮古・伊良部島まで行かれて、あの飛行場の問題も今から出てくると思いますから、視察をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 池間議員からの御下命を重く受けとめて、しっかりやってまいりたいと思います。

○池間 淳君 はい、ありがとうございます。離島発展あつての沖縄県発展ですから、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 皆さん、こんにち。

一般質問を行いたいと思います。

さきの衆議院選挙は、惜しくも自民党は敗れてしまいました。惨敗に終わってしまいました。民主党がひとり勝ちした選挙ではなかったでしょうか。その結

果、民主党・社民党・国民新党 3 党による新しい連立政権が誕生したわけであります。

翻ってみますと、自民党は昭和30年結党以来、ほぼ一貫して政権の座にあったわけです。考えてみますと、細川内閣、羽田さんも総理大臣を一時期やりました。このお二人の内閣以外はずっと自民党、そして公明党の政権が誕生してきたわけです。

このように惨敗を喫してしまったわけですが、私は半世紀にわたって自民党政治はどうだったかと、日本の国家繁栄のために、国民の幸せのために貢献してきただろうかということを考えたときに、私は世界でも立派な政治を自由民主党はやったのではないだろうか。そして、基本的な政策については、やはり私は正しいことが多かった、だからこそ安定して政権が運営できたと、このように今でも自負をいたしております。

しかし、やはり生身の人間がやるわけですから、長年続きますとどうしても惰性というんでしょうか、人間の本来から来る悪いのが出てきたと。反省が足りないとか、いろいろ言われております。官僚支配だとか、今は特に官僚がこの世の中で一番悪い人間に祭り上げられている。

つい最近まで、日本は官僚国家で今日の繁栄を築いてきたと、日本の官僚は世界一だと、官僚は一流、しかし政治家はどうだろうかと、こう言われてきたわけでありますが、今日ではもう官僚はすべて悪い、こう言われている。これが通り相場なんですね。

その最たる原因は天下り、こういうのが大きな原因かと思っております。それは断じて許すことができない。それを断ち切ることができなかった自民党の弱さが出たんじゃないだろうかと、私は思っております。

それと、何と申しまして、やはり世界が狭くなってきた。世界が本当に国境がなくなった。アメリカのことがすぐあしたには日本に影響してくる。経済のグローバル化、これの対応を誤ったと。いわゆる市場原理主義ということを拙速に取り入れ過ぎたと。その結果、格差社会、日本国民が恐らく7割から8割、中流意識を持っていたんです。しかし、今日ではもうこの貧困家庭を調査をしなければならないと、新しい政権が言っているわけなんです。これぐらい格差が出てきた。ここに今回の選挙の結果が如実にあらわれているんじゃないかと思っています。

もう一つは、選挙制度の違いもあると思っております。

13年前に中選挙区制から小選挙区制に変わった。この小選挙区制導入というのは、もともと政治に活性化

を求めたんです。自民党が安定して政権を担当してきた。これではいけないと自民党の中からそういうような意見が出てきた。今の小沢さんなんか自民党の最たる人ですよ。小沢さんが中心になって二大政党をつくって、もっと政治を活性化させんといかぬ。1996年に小選挙区制を導入した。これは、二大政党を目指した政局、これが目標どおり13年後の今日、衆議院選挙5回目にして実現をした。我々も一緒になって政治の活性化を目指したんです。これぐらい自民党は進歩的だったんです。政権を失うことを恐れなかったんだ。政治を活性化しないといかん、こういうような気概を持って政治を運営してきた。派閥選挙が言われてきているんですが、万年野党の社会党に我々は許すわけにいかぬ。こういうものから結局、自然に派閥ができてきて、党内で競争原理が働いて、常に停滞することなくやってきた。

時間がありませんので、進めないといけませんが、そんなことで今の小選挙区制というのは、あしたはまたわからない。4年前の選挙が自民党が303議席とったかと思ったら、今回の選挙は反対側の民主党が308議席とったんだ。次の選挙はどうなるかわからぬ。社民党がそうなるかもわからない。あるいは、今衆議院3議席の国民新党がそうなるかわからない。そういうようなことで予断を許さない。自民党はしっかり頑張り、また、民主党もおごることなく謙虚に政権運営を頑張っていたきたい、このようにエールを送りたいと思っております。

私は、質問通告は、今回の新政権のマニフェストについて、一つ一つただしていきたいと思いますわけでありますが、本会議の質問もここまで来ますとすべて出尽くしました。質問しないわけにいきません。ここで演説して終わってしまうわけにいきませんから、質問をさせてもらいますけれども、3点ぐらいに絞ろうと思っているんです。

無駄遣いについて。

今、池間議員からもあったわけでありますが、予算を凍結するんだと、新しい政策を実行するためには7兆円以上の予算をつくらなくちゃいかぬ。そのためには緊急、いわゆる経済対策としてやってきた補正予算から削り取らなくちゃいかぬ。7兆円もの予算をつくらんといかぬと言っているわけですが、2兆3000億円はようやくめどがついたと言われているんです。

私は、この辺、ちょっと民主党もしっかり考えなくちゃいけないと思っていることは、政策は当然守らなくちゃいけないわけですが、自分の政策を実現

するためには何が何でもそれを優先するんだというような考え方も、受けとめようによってはおごりと、あるいは人気取りということになりかねないと思うんです。この辺は難しいところ。無駄と予算の優先順位、大変難しい問題だと思っております。

今、搾り取っている2兆3000億円というのは、これはそもそも緊急経済対策、100年に一度のいわゆる経済危機だという中で、玉探しを一生懸命やったんです。何か予算をとにかくつけて、一生懸命経済にカンフル剤を入れなくちゃいかぬということで玉探しをやった。確かに無駄があるかもしれない。だからこれは優先順位の話であって、ああいうように100年に一度あるかないかというような時期にはやむを得ない緊急措置だった。その結果、今経済が落ちついたじゃないですか。私は、無駄ではなかった。まだ執行していないものを今ここで一たんまとめて、自分の掲げた政策、これをやるんだと、こう言っているわけですから、2.3兆円がすべて無駄だったというような、国民に誤解を与えてはいけないということは、私はしっかり訴えなくちゃいかぬことではないかと思っております。

そこで、もう時間がありませんから、3番目に外交について、特に米軍再編について絞ってお伺いをしたいと思っております。

民主党は、マニフェストで地位協定の改定、米軍再編見直し、普天間飛行場の代替施設移設見直しを言っているわけですが、この地位協定の改定と米軍再編については、民主党は国民に公約をしたと、沖縄の普天間飛行場の移設の問題について見直しをするという公約をしたと、このようにまず知事は理解しておりますか。そこから入りたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志孝助議員の御質問に答弁させていただきます。

新政権のマニフェストのうち、日米地位協定と再編についても今おっしゃいましたが、少しこの質問のところがあれなんです、この地位協定について申し上げますが、新政権の与党三党合意におきましては、「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方につい

ても見直しの方向で臨む。」と合意されております。

政府の重要な政策として取り組むことが期待されますが、具体的な取り組み内容はまだ明らかにされておられません。引き続き政府としてどのような展開を考えておられるのか、お話を聞きしてみたいと思っております。

県としましては、県民の目に見える形で沖縄の基地負担の軽減が具体的に実現するよう、引き続き日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

具志孝助君。

○具志 孝助君 私はこの米軍再編は、今回の議会の一番の関心事だと思って、この1点に絞って再質問をさせていただくわけですが、民主党は三党合意の中に県外移設を書き込めなかったのはなぜだと思うかというようなことですが、要するに、選挙期間中あれだけ明確に普天間の飛行場を移設させなければならぬ、これはしっかり要求すると、民主党の幹部が代表から幹事長から、こうおっしゃってきたわけですが、最終的にマニフェストに書けなかった。連立を組む社民党が、これじゃ連立に入れない。国民新党もほぼ同じような内容で強く要求したにもかかわらず、民主党はこれを三党合意の中に書き込めなかったわけですね。その理由は何と思うかと、まず知事にそのことについて、知事はどう思うか。知事に聞いても始まらないと思いますが、まず、でも大変重要なことだと思っておりますからお聞きをします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは、人様のお考えをそんたくというか、推定することですが、恐らく何といえますか難しい問題で、やはり見通しがなかなかつかにくいその時点で、それはやはり日米の政府間の話でもありますし、それからこれまでの経緯もある。そういうことを踏まえたと、政権がスタートして日米間のいろんなお話が始まってからというふうにお考えになったのではないかと。これはもうあくまで私の推測にしかすぎません。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 私は、この政治家の発言、いわゆる総理大臣と一党の党首は全く立場が違う。政権を預かる与党の立場と、そして批判すれば責任がこれでよしとされる野党の立場、これだけ違うんです。いわゆる外交というのは相手があるわけですから、自分が思うとおりにはならない。鳩山さんもそれをよく知っているんです。日米安保条約で、日本はアメリカに基地を提供する。アメリカはこれを使って日本の防衛のために自分の命をかけて日本を守りますと。安保条約がある、この基本を考えたときに、その安保条約の相手側になったときに軽々なことを言えない。出ていきなさいと、無条件返還だといってどっかの政党が言うようなことにはならないんです。これも政権にないからそういうことを言えるんですよ。すぐ手のひらを返すように変わってくる。これが現実なんです。私はよく理解できると申し上げたいんです。

アメリカの高官もこう言っている。選挙中の訴えに反応することは意味がないと。選挙中は選挙に有利になることを言えばいいんですよ、政治家は。こういうことを言っているわけです。これはアメリカの高官が言っている。だから問題としてない。

このような状況の中で鳩山さんは訪米をして、いわゆる日米関係はこれからもしっかり深化させていかなきゃならない。鳩山さんは、日米同盟は日本にとって安全保障の基軸であり深化させなければならないと、アメリカにこう言ったんです。

アメリカのオバマ大統領は、日米同盟は両国の安全保障、あるいは経済の基盤だ。同盟は21世紀にもっと強くなると、このようにエールを深めた。すなわち鳩山さんが言う、お互いに信頼関係をまず深めるということが第一だと言って、まず外交をスタートした。これが私は現実だと思うんですよ。

したがって、選挙前に言ったように、県外移設というのはこう簡単ではない。県外移設と言っているけれども、じゃ県外移設とはどこかと。選択肢は2つしかない。国外なのか、日本の外なのか、国内なのか、沖縄以外なのかですよ。今言う外交ルートと考えたときに、既に鳩山さんも腰が引けているんです、アメリカに言わないんです。時間をくれと言っている。アメリカ側は、私たちは期限をつけませんと言っているんですよ。

そこで、県外移設ということは、結局のところ、私は、仮に普天間基地が県外・国外移設となると、国内移設の可能性が高い。そうなると事実上、この問題は国内のどこに置くかということであって、もう外交レベルの話ではない。国内のどこに、それじゃ置くん

ということでもって、今から鳩山さんは悩まなければならない。

これまでの13年間を考えてみたときに、私は、これ以上時間かかるんじゃないか。もしかしたら不可能だ。申しわけないけれども、沖縄にはどんなことでもやるから、ひとつ引き受けてくれないかというようなことを鳩山さんがこれから勇気を持って言えるかどうかですよ。

しかし、今これが問題になっているんじゃない。なぜこういうような状況にあるにもかかわらず、仲井真知事はベストの選択を要求しないかと、民主党さんが言っているんですよ。私は本末転倒な話だと思っているんですよ。知事、要求すればいいじゃないですか。遠慮することないですよ。要求しない理由は何だろうかと、私も一生懸命悩んでいるんです。これは、もしかしたら時間との勝負ですよ。私も時間との勝負ですが。

普天間の危険を除去するというのが、今一番知事の責任なんです。万が一のことがあったらどうするんだ。政治の責任でこれを撤去させる。そのためには時間、いつでもいいんじゃないんです。2011年には解決をしようと思ったんですよ。これを守れるか、この一端を知事も担っていると、私はそういう責任から軽々に言えない。しかし、一国の総理大臣が、県外に移設するぞということをはっきり言えば、ベストの選択ですよと、こう言えるわけです。

そこで、時間がなくて申し上げますけれども、私は、知事は、名護の島袋市長に早目に会って、このことについてもう一回調整をして、そしてアメリカの高官が10月からもう来るんです。10月にはゲーツ国防長官、キャンベル国務次官補も来る。この高官が来る前に、私はみずから上京して、この問題についてもう一回ベストの考え方について協議をすると、こういうようなことにしていただきたい。

繰り返します。名護の市長と一刻も早くこのことについて協議をし、アメリカの高官がこの件で日本に事前交渉に来る。オバマさんが11月に来るまでにはもう地ならしができ上がる。でき上がる前に、高官が来る前に知事はみずから上京して、ベストの考え方について感触を得る。2011年はそれは無理ですよ。2011年は無理だけれども、我々の代表が言った工程表、いつまでに解決するんだということの見通しを立てられるかどうかをみずから直接会って感触を得る、会談をするということを決意をしてもらいたい。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 具志孝助議員の再質問に答弁させていただきますが、御意見としてきちっと受けとめたいと思います。

無論、名護市長さんとはしょっちゅう連絡は取り合っていますが、もう少しじっくり詰めるということでしょうから、これはこれで当然のプロセスとしてやりますが、ただ、今具志県議がおっしゃったことにつきましては、よくよくもう少し頭の中で整理してみたいと思いますが、お話としてはきちっと受けとめておきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 与党内で騒然としておりますが、改めて皆さんこんにちは。

うるま市選出、自由民主党の仲田弘毅でございます。

今議会の一般質問もいよいよ終盤になりましたけれども、お疲れとは思いますが、知事を筆頭に執行部の皆さん、最後まで頑張りたいと思います。

去る8月17日、第31回全日本都市対抗少年野球・淡路島大会が兵庫県で開催されました。県勢のうるま市与那城ストロングチームが頂点に立ったという報道がありました。

近年、本県の子供たちの活躍が大変顕著でありますけれども、この子供たちにエールを送りながら、その指導をしていただいた監督・コーチの長年の指導に対して心から敬意を表したいと思います。

この宮里薫監督は、今現在東都大学野球で一生懸命頑張っております東浜巨投手——甲子園の覇者であり、沖尚のエースでありましたけれども——彼を育てた監督としても地域では大変有名であります。

今般優勝いたしました子供たちが東浜君を目標に、あるいはひいては大リーグのイチロー選手を目標にして、あるいは一つの大きな目標として頑張ることを期待しながら私も頑張っていきたいと思います。

そこで、通告に従い所見を述べながら一般質問を行います。

まず1番目、県財政についてであります。

9月16日に民主、社民、国民新党の3党連立政権が発足いたしました。新政権では、「子ども手当」など新規政策に充てる財源を確保するため、国の補正予算の執行を凍結する方針を示しており、地方経済に与え

る影響を懸念しております。

リーマン・ショックから1年が経過しましたが、本県経済においても特に主要産業である観光産業を中心に大きな影響が出ており、雇用情勢も依然として厳しい状況にあります。

麻生内閣は、こうした景気低迷に対し、昨年度の「安心実現のための緊急総合対策」から今年度の「経済危機対策」まで、切れ目なく経済対策を打ち出し、補正予算を編成してきたところであり、徐々にその効果があらわれてきております。

こうした現状の中での補正予算の執行凍結は、地域経済や国民生活に大きな影響を与えるものであり、決して認められるものではありません。

そこで伺います。

(1)、今年度の6月補正予算と今回の9月補正予算に係る経済対策関連事業の実施に伴う本県への経済波及、あるいはその効果はどの程度見込まれるのか伺います。

(2)、今回の9月補正予算では、介護職員の処遇改善、自殺対策など新たな基金の創設・事業化予算が計上されておりますが、鳩山内閣は国の補正予算の執行凍結に関する閣議決定を行いました。本県の予算にどのような影響があるのか伺います。

2、環境行政について。

(1)、公共関与事業について。

産業廃棄物は、「排出事業者責任」の原則に基づき、これを処理するため必要な施設については、排出事業者みずから、あるいは民間処理業者により確保することが基本とされております。一方、産業廃棄物処理施設は、環境意識の高まりや廃棄物処理に対する不信感などにより、その立地が全国的に困難な状況となっていることから、産業廃棄物の適正処理体制を確保するには、重要な課題があると言わざるを得ません。

このため、県では産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全と経済産業活動を支えるため、県が関与して産業廃棄物管理型最終処分場の整備に取り組んできておりますが、その事業内容について質問を行います。

ア、県内の産業廃棄物管理型最終処分場の状況はどうなっているのか伺います。

イ、県が進めている公共関与産業廃棄物最終処分場について、現在の進捗状況をお聞かせください。

ウ、公共関与事業に関する県の今後の取り組みについて伺います。

(2)、「島しょ型ゼロエミッション推進事業」及び同

事業の継続研究事業について。

本県において、経済産業活動における資源の大量導入・大量生産・大量消費、そして大量廃棄の経済システムを見直し、自然環境に優しい資源循環型の経済社会の構築が求められております。特に本県の島嶼性を考慮いたしますと、持続可能な自立型の資源循環型社会、すなわちゼロエミッションの実現を図ることは極めて重要な課題だと考えております。

そこで伺います。

ア、事業内容とこれまで県が参画してどのように取り組んできたのか伺います。

イ、同事業における成果と、沖縄県リサイクル資材評価認定制度による通称「ゆいくる材」に対する評価についてお聞かせください。

ウ、同事業を踏まえて焼却灰等を含む廃棄物のリサイクル事業化と許認可による地元企業の育成指導について、県の基本的な対応策を伺います。

3、農業振興について。

(1)、耕作放棄地について。

ア、食料の自給率向上のため、耕作放棄地の再生利用は重要と考えておりますが、うるま市、特に津堅島の耕作放棄地の現状はどうなっているか伺います。

イ、その解消計画はどうなっているか伺います。

(2)、農地・水・環境向上対策活動支援事業について。

ア、農村地域の環境対策のため、この活動支援事業は有効な事業であり活用すべきであると考えておりますが、県内の実施状況はどうなっているか伺います。

イ、うるま市の状況はどうかお聞かせください。

(3)、県営かんがい事業与勝地域について。

ア、与勝地下ダム工事が完成いたしました、末端かんがい施設整備の進行状況はどうか伺います。

イ、事業完了後の維持管理計画はどのようになっているか伺います。

4、教育行政について。

(1)、学校の統廃合問題について。

ア、イは取り下げます。

うるま市与那城、勝連、旧離島の伊計、宮城、平安座、浜比嘉島においては、地域住民から島に学校を残してほしいとの要望も大であります。がしかし、各学校とも標準学級に達していない、いわゆる複式学級で授業が行われているのが現状であります。児童生徒の将来における国際化・グローバル化、そして教育目標達成に向けての受け皿として適正規模校への意見があり、うるま市として大きな課題となっております。

そこでお聞きいたします。

ウ、県内各市町村における小学校・中学校の統廃合に関する取り組みに対して、県の基本的な考え方を伺いたい。

(2)、学習指導要領の改訂に伴う外国語活動について。

平成20年3月に新学習指導要領が告示され、小学校は平成23年、中学校は平成24年、そして高等学校は平成25年から全面实施されることになりました。本県では小学校における外国語活動が平成21年から5年生と6年生で前倒し実施となっております。

そこで伺います。

ア、週単位での新たにふえる外国語活動の指導・導入に当たり、県は学習支援非常勤講師の配置や、総合教育センターにおける外国語活動講座を実施してきましたが、その効果と評価をお聞かせください。

外国語教育について、現在の子供たちのコミュニケーション能力の不安に対し、正しい日本語を話せるようになることが大切であり、小学校では早過ぎるとの意見もあります。また、我が国及び本県の歴史や文化への理解と、自分の国を知ろうとする意欲を持つ人間づくりを優先させるべきだとの考え方もあります。

そこで伺います。

イ、本県において平成21年度から小学校外国語活動が先行実施されておりますが、その理由と、なぜ小学校からの実施なのか伺います。

ウ、私は、A L T・外国人英語指導助手等の導入は、子供たちの外国語活動に大きな効果をもたらすものと期待しております。

A L Tによる英語教育と指導要領で言う外国語活動との違いをお聞かせください。

(3)は取り下げます。

(4)、教員の資質向上について。

学校現場における教師の資質と指導力向上のためには、あらゆる研修制度へのなお一層の取り組みと、教師一人一人の能力や実績が適切に評価されることが重要だと考えております。教育長の考え方をお聞かせください。

(5)は取り下げます。

(6)、道徳教育について。

去る9月20日、地域の敬老会に参加をいたしました。敬老に当たるおじいちゃん、おばあちゃんはもとより、両親を敬愛し、兄弟仲よくすることの大事さをあいさつの中でお話をさせていただきました。

戦後教育の今日的課題で、子供たちの現状は生命尊重の精神や自尊感情の乏しさ、規範意識の低下、人間関係を形成する力の弱さなど、心の教育の必要性が強

く指摘されております。命を大切にするとともに、いじめを許さないといった規範意識などの根底となる道徳と情操教育のより一層の充実が求められております。

そこで伺います。

ア、本県における道徳教育の取り組みと現状について伺いたい。

イ、これまで行われてきた道徳教育をどう評価し、今後、道徳教育の実践をどのように推進するのか伺います。

ウ、学習指導要領の改訂により、小中学校の道徳教育の一層の充実を図るため、道徳教育推進教師の配置などが行われますが、どのように対応し、学校全体として取り組むのかお聞かせください。

5、福祉行政について。

(1)、「障害者自立支援法の廃止」について。

鳩山新政権の発足後、各閣僚はこれまでの政策や事業の中断・中止・廃止などを含め、次々と新政策を打ち出しております。中でも、社会福祉に関連して、長妻厚生労働大臣の「障害者自立支援法の廃止」発言が県民各層から注目をされております。確かにこの法律は、自己負担増などいろいろ問題点の指摘もありましたが、各方面で議論をされ改善されてきたと私は考えております。

この評価は、まず第1番目に、すべての障害種を一元化して区別なくサービスが受けられるようになったこと、2番目に、市町村の指導・管轄のもとで地域活動支援センターなどの活動拠点を活発にしてきたこと、3番目に、障害者の就労支援とその雇用促進のためあらゆる助成事業を展開してきたことなどがあり、障害者の自立支援策に大きな成果を上げてきたと理解をしております。

そこで伺います。

ア、同支援法のもとで頑張ってきた施設と障害者の皆さんがどうなるか危惧されております。知事の所見を伺います。

イ、支援法で最も力を入れてきた障害者雇用促進や就労支援の施策は、県独自で今後力を入れるべきだと考えておりますが、知事の御意見をお聞かせください。

ウ、支援法の廃止後、障害者とその支援者の不安を取り除くことが必要不可欠であります。知事はどう対応しますか伺います。

(2)、県内障害者の社会活動推進事業に係る補助金について。

県では障害のある人々が安心して暮らせる地域社会

の実現を目指し、社会活動の充実と発展を図るため、社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体に補助金が交付されております。

そこで伺います。

ア、同補助金の内容について御説明をお願いします。

イ、同補助金の総額について伺います。

ウ、同補助金の交付状況を伺いたい。

エ、各交付団体への説明はしっかり行われているか伺います。

6、警察行政について。

(1)、サイバー犯罪について。

新聞報道によると、2009年度上半期に県警察が摘発したインターネットなどの情報通信技術を利用したサイバー犯罪が、上半期だけで過去最高とのことであり

ます。

そこで伺います。

ア、最近のサイバー犯罪の実態について伺います。

イ、サイバー犯罪の摘発件数と特徴について伺いたい。

ウ、サイバー犯罪被害防止対策はどうなっているか伺います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、農業振興についての御質問の中で、うるま市の耕作放棄地対策についてという御趣旨の御質問なんです。アとイが関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

うるま市の耕作放棄地面積は104ヘクタールで、そのうち津堅島は約22ヘクタールとなっております。

県としましては、耕作放棄地の解消を図るため、うるま市耕作放棄地対策協議会と連携をしながら、雑木等の除去、そして土壌改良及び用水施設の整備などを進めているところであります。

特に津堅島につきましては、平成23年度をめどに耕作放棄地の再生利用を図ってまいる所存でございます。

次に、同じく農業振興に係る御質問の中で、与勝地下ダム関連の畑地かんがい施設整備の状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

与勝地下ダムは、県営かんがい排水事業によりまして、225ヘクタールの農地を受益とする農業用水源として平成19年度に完了いたしております。

地下ダム関連の畑地かんがい施設につきましては、平成21年度までに225ヘクタールのうち136ヘクタールで整備が進められております。残りの農地につきましても、計画的に整備を進めてまいる予定でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県財政についての御質問の中の、6月補正予算と9月補正予算の経済波及効果についてお答えいたします。

6月補正及び9月補正予算の経済波及効果を沖縄県産業連関表を用いて推計を行ったところ、執行が次回補正以降となる基金への積み増し分を除いた関連施策の支出総額約414億円に対し、経済波及効果は約662億円、経済成長率を約1.0ポイント引き上げると試算しております。

また、雇用効果については、1年で約5200人の創出があり、完全失業率を約0.8ポイント引き下げると試算しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県財政の質問のうち、国の補正予算が執行凍結になった場合の県予算への影響についてお答えいたします。

国の平成21年度第1次補正予算につきましては、見直しを行うべき事業を閣議決定することとされておりますが、現時点では執行停止となる事業等は明らかになっておりません。

県は、国の「経済危機対策」に対応し、6月補正予算及び9月補正予算で雇用対策や社会福祉施設の耐震化、介護従事者の処遇改善などのための各種基金の積み立てや地域活性化のための2つの臨時交付金を活用した事業及び公共事業関係費など約580億円を計上しているところであります。

仮に、国の補正予算が執行停止となった場合、経済対策の実施に支障を来し、県民生活の安心・安全の確保や地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

県としましては、執行停止に伴う影響や他県の動向等を見きわめ、全国知事会等とも連携し、適切に対応する考えであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についてお答えいたします。

まず産業廃棄物処分場の状況についてお答えいたします。

県の産業廃棄物排出量は、平成19年度実績で193万3000トン、最終処分量は12万1000トンとなっております。また、産業廃棄物最終処分場のうち、民間の処理業者が設置している稼働中の管理型最終処分場は3施設のみで、平成21年4月現在、その残余容量は約8万3000立方メートルであり、年間埋立量から推定すると、残余年数はおおむね4年と試算され、管理型最終処分場については逼迫した状況でございます。

次に、公共関与事業の進捗状況と今後の取り組みについて一括してお答えいたします。

公共関与最終処分場の立地候補地3カ所において、それぞれの地元関係者に理解と協力を求めているところですが、用地の決定には至っておりません。

処分場の整備に当たりましては、安全・安心なモデルとなる処分場とすることを基本とし、地域との信頼関係を構築することが重要であると考えております。

今後は関係市・町や地域の方々への説明を積み重ね、他府県の先進地視察を行い、理解が得られるよう努めるとともに、地域の意向を踏まえながら、周辺環境整備等の地域支援策にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、「島しょ型ゼロエミッション推進事業」の内容と取り組みについてお答えいたします。

県では、「島しょ型ゼロエミッション推進実証事業」を実施し、産業廃棄物管理型最終処分場に埋め立てられている廃棄物等から有用資材を選別し、リサイクル製品化が可能であることを確認したところでございます。

また、同事業の継続研究事業として、平成17年度以降、焼却灰等を原料とした路盤材の製品化と、品質評価、安全性及び経済性等について研究事業を実施しております。

次に、事業成果と「ゆいくる材」の評価についてお答えいたします。

同事業の成果として、焼却灰等を原料とした路盤材が平成18年11月に県の「ゆいくる材」に認定され、廃棄物の埋立処分の減量化と、新たなリサイクル産業の創出に寄与することができたものと考えております。

当該「ゆいくる材」は、沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、学識経験者等から成る評価委員会の審議を経て認定されており、「ゆいくる材」を公共

事業等で積極的に利用することにより、循環型社会の構築につながるものと考えております。

次に、リサイクル事業化と企業の育成指導についてお答えをいたします。

県では、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を形成し、県土の生活環境の保全と社会経済活動の健全な発展につなげるため、廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に努めているところでございます。

引き続き、安全性の確保を前提に、焼却灰等のリサイクルを推進し、製品化された資材の利用促進を図るとともに、あわせてリサイクルに取り組む企業の育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業振興についての中で、農地・水・環境保全向上対策に係る県内とうるま市の状況について一括してお答えします。

本県における農地・水・農村環境保全向上活動支援事業については、平成19年度からスタートしており、現在、26市町村、46活動組織において、農道、用排水路、防風林等の保管理に係る地域共同活動を支援しております。

なお、うるま市については、平成21年度に事業が実施できるよう活動組織の発足に向けて関係機関と調整をしているところであります。

次に、与勝地区の維持管理計画についてお答えします。

県営かんがい排水事業与勝地区により造成された地下ダム、揚水機場、ファームpond等の施設については、与勝土地改良区が維持管理を行うことになっております。

県としましては、土地改良区が負担する維持管理費の軽減を図るため、関係機関と連携を図り、太陽光発電によるコスト削減施設の導入等を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、小中学校の統廃合についてお答えをいたします。

小中学校における統廃合は、設置主体である市町村教育委員会のもと、過疎化・少子化による社会の変化や教育的効果等を考慮して実施されております。

実際に統廃合した市町村の学校では、通学距離が長くなることへの対応等がありますが、多くの児童生徒が学校が楽しい、部活動ができて友達もふえ、統合してよかったと答えています。

県教育委員会としましては、統廃合を検討している市町村教育委員会の要望に応じ、適切に対応していきたいと考えております。

次に、外国語活動講座等の評価についてお答えいたします。

本県では、小学校教諭を対象として平成21年度から県立総合教育センターにおいて外国語活動講座を3年間実施し、毎年500人の教諭の指導力向上を図っております。

なお、平成20年度から英語活動アドバイザーを4教育事務所に配置し、小学校訪問による指導・支援を行っております。訪問校や受講者からは、「自信を持って授業に臨めるようになった」等、前向きな意見が多く、指導力の着実な向上につながっているものととらえております。

次に、外国語活動の先行実施についてお答えいたします。

本県では、これまでも研究開発学校や英語教育特区を初め、すべての小学校で英語活動を実施している現状を踏まえ、本年度から外国語活動を先行実施することとしました。

今日、国際化の急速な進展に伴い、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々とともに、協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められております。

このため、学校においては小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、あわせてコミュニケーションの手段としての英語になれ親しませ、小中学校の学びの連続性を踏まえた英語によるコミュニケーション能力の育成を一層充実させることが重要であると考えております。

次に、ALTによる英語教育と外国語活動についてお答えをいたします。

ALT等の外国語指導助手は、担任を補助し、主に音声面の指導や文化の紹介等の重要な役割を担っております。ALT等と触れ合う機会を設けることで、外国の言語や文化になれ親しみ、外国や自国の言語や文化に対する理解を深めることができると考えております。

外国語活動の実施においては、小学校5、6年生を対象とし、発達の段階に応じた歌やゲーム、簡単なあいさつなど音声を中心とした体験的な活動を行って

ります。

また、外国語活動の充実や目標の達成に向けて、学級担任とALT等による効果的なチーム・ティーチングの工夫改善を図ることが重要であると考えております。

次に、研修への取り組みと実績等の評価についてお答えをいたします。

教職員は、常に自己研さんに励むとともに、自発的・積極的に研修に参加し、資質と指導力の向上を図ることが大切だと考えております。

県教育委員会では、教職員のライフステージに応じた研修機会を確保し、各学校における校内研修の充実を図るとともに、経験者研修、職能別研修、課題別研修等を推進しております。また、教師一人一人の能力や実績を適切に評価することは、教職員の達成感や職務に対するモチベーションを高め、教職員の資質向上につながるものと考えております。

今後とも、教職員がやりがいや生きがいを持って取り組めるよう、研修制度のさらなる充実に努めてまいります。

次に、道德教育の取り組みと現状についてお答えをいたします。

本県においては、豊かな心を培うことを目標とし、道德教育の充実を推進することとしております。

具体的には、道徳的な心情や判断力、実践意欲と態度などの道徳性を培うため、「道徳の時間の授業づくりリーフレット」や「心のノート」等を活用し、道徳の時間の指導の工夫改善や各教科、特別活動など、学校のエデュケーション全体を通して道德教育の充実に努めております。

次に、道德教育の評価と推進についてお答えいたします。

今年度実施の全国学力・学習状況調査の意識調査においても、「将来の夢や希望をもっている」、「いじめは、どんな理由があってもいけない」など肯定的な回答が全国平均を上回り、本県児童生徒の前向きで素直な姿が育っているものと考えております。また、道德研究指定校における実践からも、「人の気持ちがわかる人間になりたい」、「将来のために今頑張りたい」などの前向きなアンケート結果が出ております。

今後とも、これまでの取り組みのよさを生かしながら、道徳の時間をかなめに、自然体験など体験活動を取り入れた心に響く道德教育の充実を推進してまいります。

次に、道德教育推進教師の取り組みについてお答えいたします。

道德教育推進教師は、学校や地域の実態に応じた全体計画作成や家庭、地域社会との連携など学校全体で道德教育を推進する役割を担っております。本県においても、道德教育の推進役として、すべての学校に位置づけ、豊かな心をはぐくむ道德教育の充実を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、「障害者自立支援法の廃止」に伴う障害者等への影響とその不安を取り除くことについて一括してお答えいたします。

新政権は、障害者自立支援法を廃止し、同法にかわる新たな制度をつくるとしており、同法に基づき提供されている障害福祉サービスがどのように取り扱われるのか等について不明な状況にあります。

県としては、障害者（児）の福祉の増進を図ることができるよう、現行の障害者自立支援法の見直しについても、全国知事会を通じて国に対し県の意見を述べてきたところであります。

県としては、国の動向を注視して対応したいと考えております。

次に、障害者への就労支援策などの強化についてお答えします。

沖縄県における障害者への就労支援については、障害者の社会参加と生活の自立を促進する観点から、国及び市町村と連携し諸施策を推進しているところであります。

各種助成金を活用した一般就労支援や工賃倍増推進事業などの総合的な支援により、平成20年度の福祉事業所からの一般就労実績は65名となっております。

県としましては、今後とも障害者の自立支援のために就労支援を継続してまいります。

次に、身体障害者等社会活動推進事業補助金の内容、総額及び交付状況について一括してお答えします。

身体障害者等社会活動推進事業補助金は、身体障害者等の社会における活動の充実と発展を図るため、その振興に寄与する事業を行う団体に対し、福祉的需要に即した各種社会活動の推進を図る事業に要する経費について、予算の範囲内で補助するものであります。

補助金の平成21年度の総額は、1426万8000円であり、16団体に対し補助金の交付決定をしたところであります。

次に、交付団体への説明についてお答えします。

県としては、補助金の交付申請を行った団体からの補助事業に係るヒアリングにおいて、補助金制度の現状や予算の状況等を説明しております。

また、県は、当該補助金が障害者の社会活動を推進するために交付されるものであることを踏まえ、制度のあり方について関係団体との間で意見交換を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） まず、最近のサイバー犯罪の実態についてお答えいたします。

インターネットを利用した犯罪、いわゆるサイバー犯罪は、インターネット上の違法・有害情報のはんらんや携帯電話等の普及に伴い、年々増加傾向にあるほか、その手口も多様化・巧妙化している状況にあります。

県警察に寄せられたサイバー犯罪に関する相談受理件数につきましては、平成16年の1050件をピークに、平成18年の633件まで減少傾向にありましたが、平成19年は739件、平成20年は854件と再び増加傾向に転じております。

また、本年8月末現在では560件で、前年同期に比べ3件減少しているものの、高い水準で推移しております。

次に、サイバー犯罪の摘発件数と特徴についてお答えいたします。

県内におけるサイバー犯罪の検挙件数は、平成19年は8件、20年は54件、本年8月末現在では82件となっており、本年8月末で既に過去最多であった昨年の検挙件数を28件、51.9%上回っている状況にあります。

検挙の内容につきましては、詐欺が69件で最も多く、次いで青少年保護育成条例違反6件、児童買春・児童ポルノ法違反2件などです。

その内容を見ますと、携帯電話のオークションサイトに虚偽の出品情報を掲載し、多数の落札者から現金をだまし取った事案が40件、掲示板に虚偽の求人募集を書き込み、その登録料を多数の者に振り込ませた事案が27件などで、これらはインターネットの特徴である「匿名性の高さ」や「地理的・時間的無制約性」などが悪用されたものであります。

次に、サイバー犯罪の被害防止対策についてお答えいたします。

県警察におきましては、テレビやラジオを利用した県民向けの広報に加え、児童生徒やその保護者を対象とした防犯講演、企業や自治体向けのセキュリティー

講演、全国高等学校PTA連合大会における公開討論など本年8月末までに354回、約4万8000人を対象に広報を実施しております。前年同期に比べ実施回数で173回、受講人員で約1万8000人の増加であります。

中でも、子供たちがインターネット利用をきっかけに犯罪に巻き込まれるのを防止するため、県教育庁と連携した安全学習支援授業等を通じて保護者・学校の先生方や事業者等への働きかけを強化しているところであります。

今後ともサイバー犯罪の取り締まりを強化するとともに、関係機関と連携して、犯罪の未然防止のための情報発信やフィルタリングの積極的活用を促進するなど、県民がサイバー犯罪に巻き込まれないように対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 再質問を行います。

公共関与事業についてであります。部長、管理型の最終処分場が8万3000立方メートル、4年分の残余容量しかないということは、平成16年から進めてきた公共関与がほとんど進んでいないんじゃないかということで、大変危惧しておりますけれども、まず最初に、その公共関与型、これ我々は文教厚生委員会で岩手県のクリーンセンターを視察してきてその意見も述べたと思いますが、県の執行部は他府県の視察という答弁がありましたけれども、こういったところの視察をなされてきたかどうか、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 私と担当の環境整備課の職員と一緒に、議員が文教厚生委員会で行かれた岩手県のクリーンセンターに視察に行っていますのと、それからもう一つは東広島市の賀茂環境センターというところに視察に行っています。

岩手のクリーンセンターは、よく御存じかと思うんですが屋根つきの最終処分場になっていまして、雨水が入らないような状況になっていますのと、飛散防止に非常に効果があるということで、8月でしたか、視察に行っていました。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 知念部長、こういうふうな施設はある意味では迷惑施設と言われるように、大変地元の皆さんが神経をとがらせている。そうであってもやはり地元の皆さんの意見は最重要で、どうしてもその方々の意見をやっぱり踏襲していただきたい。

今現在、県は公共関与に関しては3つの最終候補地が選定されておられると思うんですが、そこの調整はどういうふうになっておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 端的に申しますと、いわゆる自治会というか、区単位での説明会をする状況にまでは至ってございません。

地元の区の中の例えば消防団であるとか、老人会の皆さんであるとか、そういう単位、単位については説明をさせていただいて、それぞれいろいろな話し合い、あるいはいろいろなやりとりをやっている状態なんです。まだ全体的な説明会ということの状況には至っていないというのが現状でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 地域から反対があるということは存じ上げておりますが、この地域、地元の皆さんの先進地の視察というものを提案したいと思いますが、部長どういったお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（知念建次君） 我々も地元の方々に對して、ぜひ先ほど申しました岩手クリーンセンターなり、あるいは賀茂環境センターなりというところに行っていただくよう説明会においても話し合っているところでございますし、できれば地元の行政のメンバー、廃棄物担当の担当部長であり、担当課長である皆様にもぜひ行っていただくようにということで今働きかけを行っている状況でございます。まだそこまで至っていませんけれども、引き続きそういう働きかけを行っていきたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 次に、ゼロエミッションなんです。ゼロエミッションというこの実証事業に関しましては、最終的に埋め立てに一番最後のちりとなる廃棄物が極端に少なくなっていく。そして、従来ごみとして廃棄物として捨てて埋めていたものが今現在はリサイクルで再利用されて、そして県の資材の再構築につながっていくということでもありますので、ゼロエミッションもしっかりと力を入れていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 一般質問をいたします。

日本でも、「政権交代のある民主主義」が実現したことは、国民がみずから一票一票、投票行動によって政権交代が可能になったことであり歓迎すべきこと

であります。まさに日本国憲法の根本規範である「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の原則」が一步前進したことになります。

1989年、「政権交代のある民主主義」を掲げたのは、自由民主党の政治改革大綱でありました。あれから20年、政権交代は実現したが、自民党は下野しました。自民党みずから掲げた政治改革を怠った結果だと言わざるを得ません。その意味で今度の政権交代は必然だったといえます。しかし、自民党の地方組織は確立されており、不死鳥のごとく新たな政権交代を目指して努力することが日本の民主主義の確立のために必要であり、期待するものであります。

民主主義を一步一步前進させるためには、これからの政権には絶対多数を一党に与えてはならないと私は考えております。それは、資本主義社会における一党独裁になるおそれと、少数意見の尊重という民主主義のルールを奪いかねないからであり、絶えず民主政治には緊張関係が必要だからであります。

くしくもことしはエイブラハム・リンカーンの生誕200年の年であります。いま一度「人民の人民による人民のための政治」の文言をかみしめたいものであります。

質問いたします。

1、新政権と沖縄振興開発特別措置法等について。

(1)、新政権は国から地方への補助金を廃止して「一括交付金」として交付するとしている。

ア、県はこれまでの高率補助をどのように評価しているか。また、今後どうすべきと考えているか。

イ、これまでの交付金の算定方法をどのように考えているか。

エ、「一括交付金」が実施されれば、県・市町村の責任も力量も必要であるが、主体的に事業が実施でき、より効果があると考えらるかどうか。

(2)、また、新政権は国の直轄事業における地方負担金制度を廃止するとしている。

ア、これまでの沖縄県の負担金は幾らか（年度別）。

イ、羽地ダム、大保ダム、億首ダムの負担金は幾らか。総事業費の何%に当たるか。

〔議長退席、副議長着席〕

2、新政権の施策について。

(1)、(3)、(6)、(7)、(8)は削除いたします。

(2)、最低賃金1000円にする予定だが、その対象人員と額は幾らか。

(4)、高速道路の無料化による費用は幾らか。また、調整費からの補助は現在幾らか。

(5)、ガソリン等の暫定税率の廃止による減税額は幾らか。

3、沖縄振興計画等について。

県は、「沖縄21世紀ビジョン」の中間取りまとめ（案）を策定中であるが、現在進行中の振興計画はあと2年余で失効する。今大事なことは、徹底した現状分析を基礎に振興計画を継続させるのか、あるいは新たな方向性から見直しを進めるのか検討することが急務であるとする。

(1)、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画等の総点検を平成20年から開始したが、その検証はどうなっているか。

(2)、平成19年度を最終年度とする分野別計画の達成状況について数字で説明されたい（法定4、県任意7分野）。

(3)、これまでの沖縄振興計画等は国主導で決定されたが、今後の沖縄振興計画等の策定、方針について知事の決意を伺う。

4、北部振興について。

(1)、旧政権は、概算予算（案）に北部振興事業を計上していたが、新政権に対する知事の方針と決意を伺う。

(2)、北部振興事業は最終年度を迎えている。これまでの執行状況と主な成果と問題点を伺う。

5、雇用対策について。

(1)、これまでの施策の成果について伺う。

(2)、今後の雇用対策について伺う。

6、教育について。

(1)、学力テスト3年連続全国最下位とマスコミは報道したが、何としても子供たちに基礎学力だけは習得させる必要がある。そのために学習支援員、指導方法工夫改善加配教員等の増員を最優先すべきと考える。

ア、現在の配置状況はどうなっているか。

イ、これまでの予算措置はどうなっているか。

ウ、今後の基礎学力向上のためにどのような施策を考えているか。

7、基地問題について。

(1)、金武町伊芸区への被弾事件について。

県警は、私の平成21年2月25日の同事件に関する質問に対して、米軍に照会中として具体的な答弁はしておりません。また、7月1日の質問に対しても、基地内の現場調査の米軍関係者からの聞き取りなどを米軍に申し入れているとして具体的に答弁をしておりません。

ア、改めて2月25日、7月1日の私の質問に答えてもらいたい。

イ、現場調査、米軍からの聞き取りはどうなっているか。

ウ、関係者にこれまでの経緯を報告したことがあるか。

(2)、核問題について。

非核三原則は1967年、佐藤首相が「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」と表明。また、1971年沖縄返還協定に関連し衆議院本会議で非核三原則を遵守する決議を採決をした。

ア、県内でも原子力潜水艦、B52核戦略爆撃機、嘉手納弾薬庫などの核の持ち込みが指摘されたが、知事は県内への核持ち込みについて究明する考えはあるか。

(3)、普天間移設について。

ア、知事の現在の率直な見解を伺う。

イ、新政権の方針が明確になれば、知事はその方針に従うのか。

ウ、関係市町村との連携はどうなっているか。

(4)、米軍再編について。

ア、新政権は、米軍再編問題について新たな視点から米軍と協議を進めるようである。知事は、沖縄県を代表して意見を述べる必要があると考えるが見解を伺う。

(5)、地位協定について。

新政権は、地位協定の改定について積極的な姿勢がうかがえるので、これまで軍協等がまとめた要請書を提示し早期抜本的改正のための行動をとるべきだと判断するが、知事の見解を伺う。

(6)、基地の跡地利用について。

新政権は、基地の跡地利用についても現在の法体系を見直すようであるが、この際、国の責任において軍転法や沖振法にかわる県民にとって活用しやすい新たな基地跡地利用の法律を制定すべきと考えるが、知事の見解を伺う。

(7)、PCBの撤去について。

ア、恩納村等に貯蔵されているPCBの撤去はいつごろになるか。

イ、安全対策はどうなっているか。

8、沖縄角力について。

沖縄県の角力は800年の歴史があると言われていいる。これまで多くの先人たちの努力によって引き継がれ今日に至っている。しかし、このような伝統文化を継承しているにもかかわらずまだ沖縄県の認知は得ていないと思われてならない。

(1)、沖縄角力に対する県の対策を伺う。

(2)、これまでどのように後継者を育成し継続させて

きたのか。

(3)、教育現場でどのように指導しているか。また、各市町村との連携はどうなっているか。

(4)、これまで沖縄角力に対して支援・指導をしたことはあるか。

(5)、沖縄角力は、空手、舞踊、三線と同じように文化的価値があると思うが、県の見解を伺います。

以上、再質問をいたします。

○副議長（玉城義和君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、新政権と沖縄振興開発に係る御質問の中で、高率補助の評価、今後についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄振興開発特別措置法などでは、沖縄の歴史的・地理的・社会的事情等の特殊事情を踏まえ、これまで高率補助制度などの特例措置が講じられてきました。これにより、社会資本整備等における本土との格差は総体として縮小するなど一定の成果が得られているものの、自立型経済の構築などいまだ課題が残されていることから、これらの状況を踏まえ、高率補助を含め今後の沖縄県の発展を図る上で必要な制度について検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、北部振興に係る御質問の中で、北部振興事業の継続に関する沖縄県の方針についてという御質問にお答えいたします。

北部振興事業は、北部地域の活性化のみならず県土の均衡ある発展を図る観点から実施されてまいりました。北部地域の振興は、沖縄県の一体的な発展を図る上でその果たすべき役割は今後も重要であります。民主党・沖縄ビジョンにおきましても、北部振興事業の継続実施が掲げられております。

沖縄県としましても、地元との連携のもと、継続に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雇用対策に係る御質問の中で、これまでの施策についての成果、そして今後の雇用対策についてという御質問がございますが、一括して答弁させていただきます。

沖縄県では、沖縄振興計画に基づきまして情報通信産業などの企業誘致による雇用の場の創出、職業訓練の強化等によりますミスマッチの解消、インターンシップなどのキャリア教育の推進などにつきまして関係機関と連携をして実施してまいりました。

これらの取り組みの成果としまして、完全失業率は沖縄振興計画当初の平成14年の8.3%から平成20年は7.4%に低下し、就業者数は平成14年の57万3000人から平成20年は60万人と2万7000人増加いたしております。

なお、平成21年8月時点の就業者数は63万2000人となっております。

沖縄県といたしましては、引き続き全部局が連携をし、産業と雇用の拡大を図りつつ、「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして、広く県民運動として展開し継続実施することによりまして雇用の改善が進んでいくものと確信をいたしております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、7の(3)のアイが関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

普天間飛行場の移設に関する率直な見解及び新政権の方針についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考え、これまで取り組んできたところであります。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書においては、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き政府としてどのような対応を考えているのか、よくお話をお聞きしたいと考えているところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、新政権への働きかけについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る9月9日に締結されました三党連立政権合意書におきまして、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」とされておりますが、引き続き政府としてどのような対応を考えているのか、よくお話をお聞きしたいと考えております。

いずれにいたしましても、県としましては、県民の目に見える形で米軍基地の負担軽減が確実に図られなければならないと考えているところでございます。

同じく基地問題について、日米地位協定の見直しについての御質問にお答えいたします。

新政権の与党三党合意におきましては、「日米地位協定の改定を提起」することとされております。

県としましては、日米地位協定の見直しにつきまして、その実現に向け引き続き軍転協等と連携をしながら、早期に日米両政府に要請してまいりたいと考えて

いるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○副議長（玉城義和君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新政権と沖縄振興開発特別措置法等についての御質問の中で、交付金の算定方法についてお答えいたします。

「一括交付金」の導入については、制度設計等内容が明らかにされていないことから、現時点で算定方法について具体的に言及することは困難であります。

次に、「一括交付金」の事業効果についてお答えします。

「一括交付金」は、自主財源の拡充強化をもたらす地方分権の取り組みとして認識しております。

現状においては、「一括交付金」の内容が明らかにされておらず、その事業効果を判断することはできませんが、「一括交付金」については、その裁量や所要額の確保に加え、沖縄振興に係る特例や国の債務など、課題の整理が必要であると考えます。

次に、新政権の施策についての御質問の中で、高速道路の無料化の費用と特別調整費からの補助額についてお答えします。

民主党がことし3月に策定した「民主党高速道路政策大綱」によると、高速道路を所有する独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が抱える債務35兆円は、無料化開始時点で国が承継し、国債に乗りかえて60年償還ルールに基づき償還することとしております。

なお、同機構や西日本高速道路株式会社は高速道路の個別路線ごとの経営状況等を公表していないため、沖縄自動車道の無料化にかかる費用を把握することは困難であります。また、沖縄自動車道の割引に伴う特別調整費からの減収補てん額は、平成21年度で8億8800万円となっております。

次に、沖縄振興計画等についての御質問の中で、沖縄振興計画等の検証状況についてお答えします。

沖縄振興計画等の総点検については、昨年度実施方針を策定し、各部局に照会ヒアリングを実施しております。今年度は照会結果を精査し、部局等と調整をしながら課題抽出等の作業を進めているところであります。

沖縄振興計画を支えている大きな柱である高率補助制度や地域指定制度、揮発油税等の税制の軽減措置等の制度の効果及び課題等について現在検証を行っており、取りまとめ次第、沖縄県振興審議会のもとに設置

する専門部会で審議をしていただくとともに、関係団体等との意見交換を経て、今年度中に総点検報告書を策定する予定であります。

次に、分野別計画の達成状況についてお答えします。

法定及び任意の分野別計画ではそれぞれ複数の指標を設定し、その達成状況を整理しております。例えば観光振興計画では、入域観光客数を初めとする17の指標を設定しており、11の指標で目標を達成していないため35.3%となっております。

法定4分野のその他の計画については、情報通信産業振興計画が83.3%、農林水産業振興計画が28.6%、職業安定計画が30.0%で合計では37.0%となっております。

任意7分野については、産業振興計画が30.4%、国際交流・協力推進計画が30.8%、環境保全実施計画が40.0%、福祉保健推進計画が44.1%、教育推進計画が50.0%、文化振興計画が30.8%、社会資本整備計画が44.1%で、合計では39.9%となっております。

次に、今後の沖縄振興計画等の策定方針についてお答えします。

平成23年度に期限を迎える沖縄振興計画については、現在総点検を実施しておりますが、離島の振興や駐留軍用地跡地の利用対策など、さらに国の責務により推進すべき重点課題がなお残っております。また、高率補助制度や各種の税制上及び税外の特例措置等についても検証が必要であります。

県では現在、沖縄21世紀ビジョンの策定を進めており、策定後は沖縄の将来像の実現に向け、国の責務も含め新たな計画等について総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、北部振興についての御質問の中で、北部振興事業の執行状況と主な成果及び課題についてお答えします。

平成12年度から平成21年度の第1次配分までの執行状況は、国庫補助ベースで公共事業297億6500万円、非公共事業472億1000万円、合計769億7500万円となっております。

これまでの北部振興事業の実施により、観光・リゾート産業や農林水産業、情報関連産業などで約1800人の雇用が創出されております。また、北部振興事業の推進により各種の社会資本及び生活環境の整備が促進されるなど定住条件の改善が進んだことから、北部圏域の人口はこの9年間で約4200人、3.4%増加しております。しかしながら、名護市以南での人口増加と以北での減少が見られ、北部圏域内でも人口格差が生

じているのが現状であります。

次に、基地問題についての御質問の中で、新たな基地跡地利用の法律制定についてお答えします。

基地の跡地利用については、今後重点的に取り組んでいく必要があると考えておりますが、沖縄振興特別措置法及び軍転特措法は平成23年度で失効することとなっております。そのため、県では、沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法等の総点検を実施する中で、跡地に関する制度についても検討を行っているところで

す。

県としては、これらの検討結果を踏まえ、政府に対して現行の枠組みの継続や新たな法制度の検討も含め、きめ細かな対応を求めていると考えております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 新政権と沖縄振興開発特別措置法等についての中で、農林水産部所管事業に係る国直轄事業の県負担金についてお答えします。

国の直轄事業である国営かんがい排水事業は、昭和48年度から平成20年度までに石垣市の宮良川地区、宮古島市の宮古地区等7地区で実施されております。その建設事業費は約2289億円で、このうち県負担金は約110億円、約5%となっております。

最近5カ年間の県負担金を年度別に見ると、平成16年度9億2791万円、平成17年度8億3606万円、平成18年度8億3681万円、平成19年度は8億4492万円、平成20年度7億6056万円となっております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 新政権と沖縄振興開発特別措置法等について、土木建築部所管の国直轄負担金についてお答えいたします。

土木建築部で所管している国直轄事業負担金は、平成16年度23億4999万8000円、平成17年度23億7267万5000円、平成18年度25億4662万7000円、平成19年度25億6323万9000円、平成20年度25億1038万2000円となっております。

同じく新政権と沖縄振興開発特別措置法等についての、羽地ダム、大保ダム、億首ダムの負担金についてお答えいたします。

ダム事業に係る河川管理者の建設負担金は、羽地ダムが総事業費700億円に対し22億円、大保ダムが995億円に対し15億円、億首ダムが490億円に対し16億円と

なっております。

建設負担金は、総事業費から水道用水に係る負担金を差し引いた金額の5%となっております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 新政権の施策についての中で、最低賃金1000円の対象人員と額についての御質問にお答えします。

平成20年度地域別最低賃金の全国加重平均は703円となっており、1000円にするためには297円の引き上げが必要となります。沖縄県の場合、現在の627円から297円引き上げられますと920円程度になると推定されますが、対象人員及び額については、パート労働者やアルバイトなど、雇用形態ごとの時間給や労働時間を調査した統計データが得られないため、推計は困難であります。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育についての御質問で、加配教員等の現在の配置状況、予算措置についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

市町村教育委員会が単独で配置している補助員や学習支援員等は、23市町村で394人、緊急雇用創出事業を活用した配置は5市町村で13人となっております。

県教育委員会における小中学校への加配教員等の配置状況は、指導方法工夫改善加配教員等が424人、学習支援員等非常勤講師が79人、合計503人となっております。

加配教員等の配置に係る予算措置としましては、国が3分の1、県が3分の2を負担しております。

次に、今後の基礎学力向上のための施策についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果から、わかる授業の構築や基本的な生活習慣の確立が本県の学力向上に係る課題であることが明らかになっております。

県教育委員会としましては、指導方法工夫改善加配教員等や非常勤講師を対象とした研修会や授業改善プロジェクト研修会、形成確認問題の活用、校内研究等を充実させることでわかる授業を構築してまいりたいと考えております。また、基本的な生活習慣の確立を図るため、家庭、地域における凡事徹底の取り組みとして、「早寝早起き朝ごはん」や「我が家のきまり」等を推進してまいりたいと考えております。

次に、沖縄角力についての御質問で、沖縄角力に対する県の対策及び後継者育成等についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

沖縄角力については、沖縄角力協会が中心となって主に5つの支部で地域の祭り等における沖縄角力大会を開催し普及・発展に努めております。

県としましては、平成10年度からスポーツ・レクリエーション祭の中で全島中学生角力大会を実施し普及等に努めております。また、登録指導者名簿に沖縄角力指導者の名簿を登載しております。

次に、教育現場での指導等についてお答えいたします。

県教育委員会におきましては、中学校体育実技の副読本に沖縄角力の歴史や基本動作等の内容を掲載し、授業等に活用できるように取り組んでおります。市町村においては、地域の祭りの行事として行われ、昨年度12市町村において16の大会が開催されております。

次に、沖縄角力の支援策についてお答えいたします。

県では、沖縄県スポーツ・レクリエーション祭の開催、中学校体育実技副読本の作成及び指導者登録名簿への登載等で支援をしております。

次に、沖縄角力の文化的価値についてお答えいたします。

沖縄の伝統的な角力は、日本本土の相撲とは異なり独特の競技ルールを持つとともに、地域の豊年祭など伝統的な行事とも結びついていることから、文化的な価値も有しているものと考えております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 新政権の施策に関する質問のうち、暫定税率廃止に伴う減税の額についてお答えいたします。

県税では、軽油引取税が1リットル当たり17.1円、自動車取得税は自家用登録自動車で2%の減税となります。また、国税である揮発油税及び地方揮発油税、いわゆるガソリン税は1リットル当たり18.1円、自動車重量税は1年当たり車両総重量0.5トンにつき3800円の減税となります。その結果、県税の減収額につきましては、平成20年度の課税実績をもとに試算しますと、軽油引取税で約38億円、自動車取得税では約5億円、合計43億円の減収が見込まれます。

なお、国から地方公共団体に交付される地方揮発油譲与税は約1億円の減収が見込まれます。

以上です。

○副議長（玉城義和君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、県内への核持ち込みの密約等についてお答えいたします。

今回の岡田外務大臣による密約問題に関する調査命令は、核持ち込みなど密約をめぐる過去の事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためのものと考えております。これらの密約に関する調査は、調査チームを9月25日に立ち上げ、本年11月末をめどに結果が出されるとのことであり、その推移を見守っていききたいと思います。

調査の結果、密約の存在が確認され、沖縄県内への核持ち込みに係る事案等が判明したならば、適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく基地問題についての御質問で、普天間飛行場移設問題で関係市町村との連携はどうなっているかという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題については、名護市や地元行政区の皆様とさまざまな意見交換、情報交換を行いながら移設に係る諸問題の解決に努めてまいりました。今後とも、関係市町村の意向をよく伺いながら、政府と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（玉城義和君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 初めに、改めて2月25日、7月1日の質問に答えてもらいたいとの御質問にお答えいたします。

2月25日には、まず銃弾の種類、重火器に関すること等について御質問がありました。

被害者から提出を受けた「弾頭様な物」とは、M33 B A L L 50口径の弾芯と同種ということが明らかとなっており、当該銃弾を発射したと思われる機関銃については捜査中であります。

なお、弾芯ですから、ライフリングマークはありません。

次に、地位協定が捜査に支障を与えているかとの御質問がありました。

県警察としては、現行の法体系の枠組みで法執行すべきものであると考えておりますので、答弁は控えめです。

次に、犯罪の構成要件の該当性についての御質問がありました。

この点は事案を個別・具体的に検討した上で、法と証拠に基づいて判断していく考えであります。

次に、米軍のG7は演習場等を管理する部門であり、同部門に確認するなど再調査を行うべきではないかとの御質問がありました。

県警察としましては、米軍当局に対し、伊芸地区近くでの訓練を実施した部隊名、訓練日時等について照会をしているところで、一部回答を得たものもありますが、その内容については、捜査に関することでありますので答弁は控えさせていただきます。

7月1日には、まず流弾事案の現状はどうなっているのか、今後県警はどう対応するのか、立証はどうするのかとの御質問がありました。

県警察では、事案の認知直後から発生現場の実況見分、弾丸の鑑定、また、発見された弾丸様の物が米軍が使用している弾丸の弾芯と同様なものであることなどから、米軍当局に対し各種照会を行うなど所要の捜査を行ってきたところであります。

県警察としては、今後とも鋭意捜査を継続して事案の解明を図っていくこととしております。この点は、スタンスの変更はありません。

次に、県警と米軍の事案発生日の食い違いはどうなっているのかとの御質問がありました。

事案発生日が12月10日であるとの認識は変更はありません。

次に、米軍とさまざまな議論をしてほしい、7トントラックから撃ったものではないか、射角制限装置がついているのかとの御質問がございました。

これはまさに、捜査の内容に関するものでありますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

以上が2月25日、7月1日の御質問に対する現時点での回答でございます。

次に、現場調査、米軍からの聞き取りはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

米軍当局に対して、現場調査や訓練関係者からの事情聴取について要請中のところ、現在、米軍側は県警に立入調査や事情聴取を認める方向で調整中であります。現在、米軍基地内における現場調査、訓練関係者からの事情聴取の実施に向け、県警察と米軍当局が具体的な協議を行っているところであります。

最後に、関係者にはこれまでの経緯を報告したことがあるかとの御質問についてお答えします。

被害者やその家族などの関係者には、これまで捜査状況などについて捜査の進展に応じて説明を行ってきたところであります。

県警察としては、本件は住民の皆様の日常生活の安心にかかわる重大な問題であることに思いをいたしま

して、事案の真相解明になお努力を傾注してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題についての御質問にお答えいたします。まず、PCBの撤去についてお答えいたします。

県内のPCB廃棄物のうち、トランス・コンデンサ等については、本年9月から北九州市にある日本環境安全事業株式会社北九州事業所の第1期施設において処理が開始されております。

恩納村で保管されているPCB含有汚泥については、同事業所の第2期施設で処理されることとなります。同第2期施設は本年7月から処理を開始していますが、北九州市及び福岡県の処理を優先的に行うこととなっております。

沖縄県を含むその他の県の搬入時期については、九州・中国・四国17県から成る「北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会」において、今後協議される予定でございます。

次に、PCBの安全対策についてお答えをいたします。

PCB廃棄物の保管につきましては、倉庫などの施設できる場所で不透水性床材を使用することや、密閉容器等により飛散・流出・地下浸透防止対策を行うことが法律で義務づけられており、県は毎年保健所を通じて保管状況の監視を行っております。

また、北九州市までの搬出に際しては、収集運搬業者は事前に北九州事業所に搬出計画を提出するほか、漏えい防止型金属容器の使用、GPSシステムによる輸送位置の把握、緊急時の連絡網の整備、従事者への安全管理教育の徹底等、万全の安全対策を実施しております。

なお、県では安全対策の実施状況について把握するとともに、搬出の際は必要に応じ立ち会いを行っております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、吉田勝廣君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後4時1分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

休憩前に引き続き吉田勝廣君の再質問を行います。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 県警に伺います。

弾芯はM2機関銃の弾芯と一致しているということですから、その発見当時、この弾芯の状況、いわゆる腐食状況ですね、説明してください。

○副議長（玉城義和君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 発見当時の弾芯は、ほとんどさびがなかった状況というふうに聞いております。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると、やはり演習がかなり近いなという感じはします、さびがなければですね。

それから、これまで約10カ月になりますけれども、その立入調査のおくれた原因なんかは何でしょうか。

○副議長（玉城義和君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 正直言って私もよくわからないんですけども、鋭意努力してまいりましたけれども、結果的にこういう状況になっているところでありまして、この期間がどういう形になっているか、私もちょっと把握していないところであります。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 海兵隊はよくローテーションする、もう約10カ月になっているから、その部隊がいるかどうかちょっとよくわからない。それで、その辺は県警、沖縄県はどう把握しているか。その部隊がいるかどうかですね。よそへ行っているんじゃないかと思ったりするものですから、その辺いかがでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 実は私もその点が一番気がかりでありまして、今早急に立ち入りと事情聴取できる形で米側と折衝を進めているところであります。

以上であります。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 知事公室長、このレンジ7で演習をしたということを聞いたことがありますか、事件後。

○副議長（玉城義和君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 聞いておりません。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 私も1回は情報がありました。2回演習がやられております、調査中にもかかわらずですね。これに対して、やはりそういう大きな事件を起こしながら、また相変わらず演習をすると。先ほど県警も、この弾は新しいと。新しいというのは限りなくあのかき演習した演習場から被弾したということが言えるわけですね。そういう状況にもかかわらずまだ否定

をしているものだから、ここはやはり沖縄県は嚴重にこの演習場を、演習を中止というか、いわゆる原因究明までですよ。もう2回演習やっているわけですよ。特に1回はあります、聞いたことがありますから。そういうことで皆さんの決意を聞きたいですね。これは知事が知事公室長か、どちらでもいいと思いますが。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時5分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） これまで究明されるまで中止をしてくれという申し入れをやったかどうか、今確認できておりませんが、いずれにしても、もしそういうことについては金武町ともいろいろ相談しまして対応させていただきたいと思います。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 レンジ7は、アメリカの会計検査院で欠陥施設だと指摘をされている。先ほども言うように、かなり弾芯は新品だと。限りなく近いわけですよ、だれが撃ったかは。そういう中で、調査中にもかかわらずまた2回演習を強行していると。これに対してやはり沖縄県は調査をして、何らかのアクションを起こすべきじゃないかなと思います。

それからもう一つは、10カ月かかって、県警は今、基地の立入調査を協議中だと言っている。しかし、これまで地位協定上は2週間以内でやれとか、要請すれば、この演習場に何の支障もなければ立ち入りを認めるというのが普通だった。それを10カ月間何も認めなかった。それから、金武町の軍特、沖縄県の軍特も入れないわけだ。そういうことを地位協定上で、いわゆる運用の改善で2週間以内に申し込めば大丈夫だと言ったにもかかわらず、こういうことの状況認識、これは県は把握しているのかな。

○副議長（玉城義和君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 私はまだ確認いたしておりませんが、確認した上で適切に対応してまいりたいと思います。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから地位協定の改定は急ぐ必要があるよ。そういう意味で、地位協定の改定については、今、民主党さんもやろうと言っているわけだから、それに乗っかって、先ほど具志さんも向こうから来ると、国防長官とかですね。そのときにやはりびしっと沖縄県の意見を、さまざまな意見を言っておかないとやはり困るんじゃないかなと、いろんなことを

含めて。知事、その決意を伺います。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時8分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の吉田議員からの御意見、無論きちっと踏まえ、今、ゲーツさんと会えるか、そういうチャンスができるかは別にしましても、我々が抱えているいろんな課題をよく申し入れる機会をなるべく早くつくってやる決意であります。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 もう時間がありませんから、教育長、ウチナー角力に対する認識を改めて聞きたい。ウチナー角力に対する認識。

○副議長（玉城義和君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 質問にお答えいたします。

沖縄角力は、私も小さいころから祭りが好きでして、また、うちのおじいさんの親もウチナー角力の……。 （発言する者あり） 認識ですね。

そういうことでありまして、やはり沖縄角力は地域の祭りの行事としてしっかりと根をおろしているものと思っています。また、地域住民の融和と団結を図る上でも必要なものになっておりますし、今現在15の市町村で行われております。

以上です。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 今後やはりどうするかという、恐らく支援は皆無だから、今まで。県の支援は皆無。だからこれを支援するか、しないかだけ。

○副議長（玉城義和君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 沖縄角力については、県教育委員会としましては、今15の市町村で祭りが行われていることを、継続してこれが取り組まれることと、それから副読本で沖縄角力の本をつくってありますので、それを学校の中で広めていきたいということ。そしてもう一つは、やはり文化的な価値もありますので、いろんな面で協会の方からいろんな申し入れがあれば、いろいろ相談をしながら、どういうふう to 振興していくか、お互いにやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 後で議論しましょう。

知事、この角力に対する——恐らく嘉手納で見まし

たので——今後の支援策というか、これを知事、どう思っていますかね。

○副議長（玉城義和君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 金武町で私もウチナー角力の大会というか、あれは見ていただいたことがあります。教育長とも相談して、こういう分野についても何らかの方法で支援する方を何とか探してみたいと思います。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 沖振法に基づく分野別の達成率、この悪い原因は何なのか。達成率が悪いので、この悪い原因は何なのかということ。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時13分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 分野別の達成率、法定だけ見ても情報通信産業振興計画以外は50%以下で非常に厳しい状況なんですけれども、基本的には観光等につきましては、1人当たりの平均滞在日数だとかそういうものとか、あとは県内消費額とかそういうふうなものなどは達成率が非常に厳しい状況になっています。

ただ、この中で全体として率が落ちているのは、目標額に1%でも足りなければ達成してないというふうな形になっていますので、その初年度から見ると随分と前進はしていると、全般的に見るとですね。個別にはそういうふうな状況にはなっているというふうに見ています。

○副議長（玉城義和君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 僕は、今後の関係について言いますが、民主党は3500億円の一括計上、「一括交付金」をしたいと。実は私も4年前からそういう話をしていたんですよ、「一括交付金」をやるべきだと。それはなぜかという、やっぱり使い勝手がいいと。そして沖縄の場合は「一括交付金」というよりは特別交付金の方がいいじゃないかと。それは高率補助金もいっぱいあるものだから。そういう意味でやっぱりこれから僕らが沖振法を議論するときには、やっぱり高率補助から「一括交付金」、または特別交付金でもいいと思う。そういうことをやっぱり求めるのが僕は一番いいのじゃないのかなと思っています。ですから、今、20年度の決算で大体2100億ぐらいあるわけですよ、いわゆる振興開発費が。これが全部いわゆる補助金だから、これプラス民主党が言っているのはあ

と1500億円足すわけだから、そういう意味での「一括交付金」をすることは、沖縄県にとってもこれから望ましいのではないかと思います。

もう時間がないので、最後に土建部長、建設費に対する負担金、これだけ説明願います。

○副議長（玉城義和君） これで55分を経過しましたので、これをもって吉田勝廣君の質問及び質疑に対する答弁を終了いたします。

○副議長（玉城義和君） 新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 ついおととい、不幸な報道がなされました。中川昭一前財務金融相が突然死亡されたということでございます。大変残念なことだと思っております。

農水大臣時代は、沖縄のさとうきび問題で非常に沖縄県、お世話になりました。そういうことで若くして残念でなりません。御遺族に対して深くお悔やみを申し上げ、心から御冥福をお祈りしたいというふうに思っております。

〔副議長退席、議長着席〕

さて、私たち自由民主党の議員から去る8月30日の第45回衆議院議員選挙におきましての報告がございました。やはり国民の審判・結果でございますので、真摯に受けとめてこれからの自民党を再生をしなければいけないということで、党中央においては谷垣総裁を中心に今着々と骨格が進んでいるところでございます。自民党もそれを受けてしっかりことしの11月の市議会選挙を初めとする来年の首長選挙を初め、また市町村議員、何といっても大事なことは天王山である11月の知事選、これにしっかり勝利をしたい、こういうことを申し上げて質問に入りたいというふうに思っているところでございます。

1点目の不発弾問題についてでございます。

民間工事で発見された不発弾の安全化処理費用は、市町村が半額を負担してきたが、今回の概算要求では処理に関して公共、民間含めてすべて政府負担となる。探査は、政府が購入した磁気探査機器を民間、市町村などに無償で貸し出す新規事業として民間工事予定地を広域探査地に着実に含めることで拡充するものとなっているところであります。

そこで、この磁気探査については、40年前にも死傷するという小祿で地雷が爆発した大変な事件がございました。64年間一貫して、沖縄県はこの国の責任をもって民間も公共もということだったんですが、ことしの1月に残念ながら糸満の小波蔵で不発弾が爆発して負傷を負いました。

そこで、この件については非常にスピーディーに知事が先頭になって国会議員を動かし、各省庁にしっかりこれが届いて、民間もすべてできたということは大変高く評価し、知事に感謝申し上げたいというふうに思っているところであります。

それから、被害者の救済について。

これは政府やあるいは県からも、民間からも、市町村からも被害者救済が出ているんですが、それで終わりじゃないんですよ。3月に麻生総理がお見えになって、訪問し、激励をいたしました。知事ももちろんでございます、市長も。その後、古波蔵純君、どういう形でいわゆる傷を一日でも早く治すようなことをやっているか、県はその辺について把握しているのか、お伺いしたいというふうに思っております。

次、2番目に、さとうきび圃場内のヤブガラシ防除について。

沖縄本島南部地域のさとうきび圃場を中心としてヤブガラシ類が農作物への被覆などによって雑草害が発生している。ヤブガラシは難防除雑草であり、根絶は困難であるが、さとうきび生育への影響が出ないように雑草被害を抑える防除技術が確立されてきているが、引き続き新規薬剤の開発が求められております。その件についてお伺いします。

- (1)、既存の登録農薬の適用拡大の促進について。
- (2)、新規薬剤の登録の促進について。
- (3)、実証展示圃設置に関することについて。
- (4)、防除技術の確立及び普及に関することについて伺います。
- (5)、その他ヤブガラシ防除に関することについてお尋ねをします。

3、水産海洋研究センター移転についてでございます。

(1)、さっきの質問でも県庁内で関係各課で取り組んでワーキングチームにおきまして、将来の水産海洋に係る研究のあり方を取りまとめて検討も進めているというような前回の答弁にもございました。そういうことで、やはりこれはまた後で再質問したいんですが、あるのを移すだけの話です。ですから、わざわざワーキングチームをつくって余計な経費を使って、こういうことで混乱をさせるんじゃないかなという気がしてなりません。その辺も含めて、後で答弁いただいてからまた質問しようというふうに思っておるところでございます。

次に、教育行政についてでございます。

教育とは、その基本はそこで学び成長する子供たちのために存在するものであるということを忘れてはな

りません。

教育基本法第6条では、学校教育を行う「学校は、公の施設をもつもの」と規定をしており、学校のための学校ではなく、深く子供たちのための学校であることに思いを託すことが重要と考えます。規定においては、親の立場からすれば、学校において自分の子供を含め、友人、仲間がともに学び成長し合う場所、これが学校であると考えます。

そこで、基本理念ではありますが、今、「沖縄県立沖縄水産高等学校長の異動に関する陳情」が出ています。これは教育長、県議会にも出ています。その要旨は、

私たちは、沖縄県立沖縄水産高等学校長の川満雅夫の異動を陳情します。その理由は下記の通であります。理由 1、沖縄水産高等学校野球部監督の宜保正則の不正解任、2、生徒や父母に対しての問題発言、3、明らかな虚言、4、言動が何度も変わり関係者を混乱させた 以上のように教育者としてふさわしくない言動があり、今後も同様な問題があると考えておりますので当該学校長の異動を陳情します。平成21年8月24日 沖縄県立沖縄水産高等学校野球部父母会代表者名 上原邦夫 沖縄県議会議長 高嶺善伸 殿

こういうようなあってはならないことが陳情されている。これも後で教育長の答弁をいただいてから、また質問を展開したいとこういうふうに思っています。

それでは質問(1)、沖縄水産高等学校野球部にかかわる嘆願書の件について伺います。

(2)、平成21年4月、第56回県高等学校野球春季大会準優勝後に野球部の監督の解任をすると伝えた。解任の理由は不明であり、一方的であり、教育長の考え方をお聞かせください。

(3)、監督がやめるなら野球部をやめ、退学すると考えている生徒がいると伝え、「やめてもいい、いらない、野球部員が減ると学校がよくなる」と発言された件について、教育長はどういうふうに思っていますか。

(4)、「野球部が学校の雰囲気悪くしている、野球部はないほうがよい」と言うが、その件についてもお伺いします。

(5)、春季大会準優勝後、次の大会は優勝し甲子園を目指している中、4カ月間の生徒や顧問はもちろん、保護者までもつらい思いやストレスを与え、落ちついて夏季大会に臨めない環境にしたことについてもお伺いします。

(6)、父母会や野球部OBや同窓会に対し、言動が何

度も変わり、また明らかな虚言ともとれる発言があり、多くの関係者を振り回し、混乱させております。その件についてもお伺いします。

(7)、平成21年7月22日に一方的な監督の解任によって3年生は卒業後の進路相談を監督にできず、大変困っている状況でございます。

以上の観点を質問します。よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣哲司議員の御質問に答弁させていただきます。

さとうきび圃場内のヤブガラシ防除についてという御質問ですが、この2の(1)のア、イ、ウ、エ、オが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県では、さとうきび畑の難防除雑草でありますヤブガラシの防除を図るため、試験研究や普及機関、そして糸満市などの関係者から成ります「ヤブガラシ防除対策会議」を平成21年9月に設置したところであります。

対策会議では、被害防止の取り組みといたしまして、第1に、除草剤と耕種的防除を組み合わせました防除技術の開発、第2に、実証展示圃の設置によります防除技術の普及啓発、第3に、既存の登録農薬の適用拡大に向けた防除効果確認試験などを実施いたしております。さらに、国内外で開発されております除草剤につきまして効果の高い薬剤を探索をし農薬登録の促進を行いますとともに、新たな薬剤の開発登録に向けましても、農薬メーカーや関係機関等に働きかけるなど関係機関と連携をして取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 不発弾処理問題についての御質問で、不発弾処理問題での民間への指導についてお答えいたします。

不発弾処理問題につきましては、国・県・市町村及び民間で構成します「沖縄不発弾等対策協議会」を通じて、その解決に努めているところであります。

県としましては、同協議会を通じ、民間地における磁気探査の実施や磁気探査機器の取り扱い講習会の開催等、民間への指導を行っていきたいと考えております。

次に、同じく不発弾問題ですけれども、不発弾被害

者の救済についてお答えいたします。

不発弾被害者の救済につきましては、平成21年3月に創設した「沖縄県不発弾等対策安全基金」を活用して被害者への見舞金及び被害施設等への支援金が支給されることになっております。

被害者に対しましては、5月に支援金を支給しておりまして、今後ともそのケア等について糸満市と関係機関と連携して対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 水産海洋研究センター移転についての御質問の中で、将来の水産海洋に係る研究のあり方と選定結果についてお答えします。

県では、ことし3月に平成30年度までの水産海洋に係る研究のあり方について「水産海洋研究センター試験研究推進構想」を策定しております。現在、同推進構想に基づく施設整備などについて、第三者で構成する検討会議で試験研究に必要な海水の確保、調査船の係留及び用地取得の容易さなどの条件を整理・検討しており、今年度中に移転先の選定などを行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、沖縄水産高校野球部に関する嘆願書についてお答えいたします。

御質問の嘆願書につきましては、外部指導者である現監督から継続して指導が受けられるよう、父母会が要望しているものと受けとめております。

次に、監督の解任についてお答えいたします。

御質問の件につきましては、学校長と監督との話し合いが十分でなく、意思の疎通が図られてなかったのではないかと考えております。

次に、野球部にかかわる一連の校長の発言についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

学校側に確認したところ、校長としての学校経営、生徒指導方針等を説明する中で、父母会等にその真意がうまく伝わってないものと聞いております。

次に、夏季大会に臨む環境についてお答えをいたします。

球児にとって甲子園大会の予選である夏季大会は、大きな目標であり、子供たちが目標に向かって十分に力を発揮できるような環境をつくっていくことが大切であると考えております。

次に、父母会等に対する言動についてお答えをいたします。

学校における部活動については、学校教育活動の一環として行われるものであり、管理者である学校長の学校経営、生徒指導方針等について誠意を持って懇切丁寧に説明し、父母会、同窓会等の理解を得ることが重要であると考えております。

次に、進路相談についてお答えをいたします。

監督については、現在も部活動の指導を行っていると考えております。

なお、生徒の進路相談については、学級担任、進路指導部等を中心として関係者が連携し、指導体制の確立を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 まず1点目の不発弾問題について。

9月に支給された、私はこれは聞いていないんですよ。支給の問題じゃなくて、ケアの問題。今も月2回病院に通って、また今月も手術をすると——もうやったんでしょうね。こういう形で3月以来、どういう形で国・県からのいわゆるお見舞いもあったかなとこれを聞いているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（上原良幸君） 私もこの見舞金の問題等々でお会いしましたがけれども、手続として、行政の県のやるべき見舞金の額の確保とかということではやってきましたけれども、その後、フォローをしているかということだと思いますけれども、これにつきましては、糸満市を中心にいろいろ考えていただいていると思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 時間がございません。

次、参りますが、知事、水産海洋研究センターの件ですが、その件については、現在あるところが老朽化して水産試験場として果たせない。30年前はよかったんですが、非常に意味保冷とか進行して、またそれ以上に地域にもっと立派なところがあるんですよ、喜屋武地域。その件について知事も視察してまいりました。太平洋、大西洋があって、この地域というのは土地も十分あるし、また研究場所としてもすばらしいところがございます。ここにあるのをここに移すだけなんですよ。これが検討委員会とかそういうようなものをつくるもんですから、こんがらがって時間は有するし、費用もかかるし、行政はこうあってはいかん。去る3年前の知事選にも私は知事に水産試験場はここだよと言わせたのも僕なんです、しっかり

そういうおかげで立派な票をとったのもこの水産試験場がここに移ると。これは私と知事の公約ではございませんか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の新垣議員からのお話ですが、検討委員会はどうしてもやはり必要で、幾つか候補地もございます。年度末ぐらいまでには結論を出そうということでございます。そして、今の水産試験場が長い歴史を持って糸満に立地をしていることもよく存じ上げておりますし、きょうの御意向といえますか、お話はきちっと受けとめておきたいと考えております。

○新垣 哲司君 議長、ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

新垣哲司君。

○新垣 哲司君 教育長に伺います。

この嘆願書、陳情というのは、父母会やOBや学校全体でも解決できないから県教育庁に助けてくれとこういうことなんです、議会にも。これをいとも簡単に校長と同窓会、父母会が合わんような、4月2日から今日までですよ、これは。半年近くなりますよ、この問題は。何でこれができないんですか。何でこの嘆願書が出るんですか。そこを詳しくちょっと説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） この嘆願書が出る背景は、やはり校長としての学校経営、それから生徒指導方針を説明する中で、父母会等にその真意がうまく伝わっていないということで私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 4月2日から8月31日まで何十回となく校長先生、ある父兄、OB、みんなで話し合いをやっているんですよ。これが合わないかということ、合わんものは責任を持ってこういう問題は、管理者である教育長が……。教育庁にも何回も来たんじゃないんですか、みんな。なぜこういうような質問をさせるかと言いたいぐらいなんです。それについてどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 校長先生には、皆さんの方から嘆願書が出た翌日に、私、課長、すべて引き連れまして学校に行ってまいりました。そして、しっかりと父母に自分の学校改革の方針をしっかりと伝えていただきたいと、誠意を持って懇切丁寧に説明しなさいという形で私はちゃんと指導してまいりました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 教育長、この出されている陳情は何も大した効力はないと、こういうふうなお考えなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 私は、こういう嘆願書が出ること自体が大変残念であります。やはり子供たちが十分な環境で野球ができるということが、私、学校長、そして父母、そしてOBのすべての責任だと——行政を含めてですね——そう思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 あの裁先生の後、当時はコーチで今日まで一生懸命頑張っている監督の宜保先生、野球の監督として不手際があるんですか。聞いたところいろんな事情聴取もされていると思いますので、私はすばらしい監督だと沖縄を代表する監督だと。去る大会もベスト4に残っているんじゃないですか、どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 現監督については、やはり議員がおっしゃるとおり今年度に入りまして6月の第91回全国高校野球選手権沖縄大会ベスト4、これは夏の甲子園大会の県予選でございます。そして8月の第36回沖縄県高等学校野球新人中央大会優勝、9年振りの7度目の優勝でございます。9月の第59回沖縄県高等学校野球秋季大会ベスト4、きのう、おととい終わりましたけれども、春の選抜に向けた県予選でベスト4ということで、以上のことから野球に対する指導力を持った監督だと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 教育長が大変評価している監督だということに受けとめました。

それでは、校長先生が解任してくれと、これは教育長も全く何も解任をする理由はないと言ってよろしいでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） まず外部指導者の活用については、学校長の裁量権、権限でございます。そして、外部指導者の活用については、当該校の学校長が適任と判断した者となっております。

まず、学校長が監督に4月22日でしたか最初に申し上げたのは、自分の学校改革をしたいと、生徒指導上の方針、そして学校経営の方針を申し上げて、来週の大会限りで辞任をしていただきたいということを伺っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 教育長、学校の校長先生が決めれば父母会や同窓会やOB会は関係もないということなんですか。

今、OB会、父兄会がこの監督はすばらしいから残してくれと、何も問題もないからということで、4月からずっと今日まで引っ張っている。これ解決できないものは何ですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、外部指導者の活用については学校長の裁量権、これは権限でございます。そして、学校長が解任するかどうかについて、学校長のあれですけれども、ただ学校長が一方的にやることはこれは好ましくないと思います。やはり父母と、そしてOBと、そして支援する皆さんとしっかりと話し合いをして、そして校長は学校改革をしたいと、自分は学校を変えたいと、生徒指導上の方針という形で監督にお話をしたと私は伺っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 教育長、学校を変えると言っているんですが、とてもわけのわからぬ答弁になっているんですよ。

水産高等学校のOBの県会議員と市会議員が校長先生にお尋ねをしたようであります。校長は、監督解任の理由として宜保先生だと野球しかないばかな人間、ばかな生徒、野球だけさせるばかな親が集まって困る、野球部が学校の雰囲気悪くしているから、沖水に野球部は要らない。この件についてどう思うか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいまの件につきまし

ては、私もお話をうかがって校長先生に2度目の訪問をいたして確認をいたしました。それにつきましては、本人も父母会じゃなくてOB会と会われたときの中身の話だそうでした、そのときに自分の生徒指導方針とか学校経営方針を伝えるときに、やっぱり自分の意が伝わらなかったとされているということをお話しておりました。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 教育委員長にも。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長職務代理者。

○教育委員会委員長職務代理者（鎌田佐多子さん）

いろいろな背景があってそういう発言があったと思いますが、学校のトップとして教育者として今言ったような発言は好ましいことではなかったというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 金武教育長、本音が出ましたね。校長の本音が出ましたよね、今。学校を変えると、野球は要らないと。来年のインターハイ、今の高等学校の生徒が小学校から中学校まで、沖縄は22年にインターハイがあるんだと。こういうような強化をしてきているんですよ。それに逆行するような校長先生じゃないですか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今のお話は、事実関係は言いませんけれども、校長の話を聞きますと、自分としてはやはり真意が伝わらなかったということで残念だというお話をしていました。しかし、その後、校長が4月2日に解任をするということで、皆さん、父母会が私の方に陳情に参りました。その翌日、私は校長のところに行って、ちょうど新入大会——今度優勝しましたけれども——その前でしたので、私たちとしてはちゃんとしっかり話し合いをなさいということで、校長としてはそれを見ると、当分見るということでお互いを理解をして監督とそして校長は理解を得ていると思います。

今、どういう状況かといいますと、校長から本人に誓約書を渡して本人も誓約書を出せば校長も委嘱状を出すという状況でずっと4月の状態から同じ状況なんです。ただ、理事会のときのお話の件がずっと走っていて、こういう誤解をいろいろ招いたということは、大変残念なことだと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 教育長、信頼関係がないんですよ。監督は、父母会とかOB会とか同窓会に預けているんですよ、みんな。そのぐらいまで行っているんですよ。そういうことだから、もう県の方にしっかり解決してくれと言っても、私から見ても教育長は非常に優柔不断だなどというふうに思っております。何か校長の代弁をしたような話ですよ、私が見たら。学校基本法というのは、生徒があって学校と先ほどおっしゃったんじゃないですか。そこから話しているんじゃないの、そこはどうですかね。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 新垣議員がおっしゃっており、学校は生徒があって学校でございます。

ですから私としては、しっかりと校長が父母と自分の理念を語って誠意を持って懇切丁寧にやること。まず教育は大事なことは、まずは対話です。一緒に話し合うことだと思いますので、父母とぜひいろんな形で話し合っていたきたいということで、校長の方からいろいろアタックをしていると思います。また、そういうふうに行っていたきたいと私は強く申し上げております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 解決できるものだとして理解してよろしいですね、教育長。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） はい。これは解決しなくちゃいけない問題だと思います。できるかではなくて、しなくてはいけない問題だと思います。子供たちのためには、親も学校も校長も職員も私たちもすべてで話し合いをして、お互いが満足できる場所ではなくてもいいから、まず譲歩をしながらしっかりお話をし、子供たちがしっかり野球ができるように——今度ベスト4に行きましたので、次は春の甲子園、私も行きたいと思いますので——ぜひ頑張っていたきたい。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 最初からこういう答弁やっておれば何もこんな優しい言葉では質問しませんでしたよ。これが結論ですよ。それを聞いたかったですよ。

最後になりますが、知事、今の質問と答弁のやりとりを聞いて、やっぱり学校とは、そして来年迎えるインターハイは地元ですから成功させなければならない、そういうような立場に立って知事の御意見をください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の新垣哲司議員と教育長のやりとりを聞かせていただいて、私も実は詳しくは聞いていなかったんですが、無論今からでも私どもの方でお役に立てることは何でもやろうというような気にはなりましたから、新垣議員もひとつ少しぐっとこう抑制をきかせて、やっぱりこの議会でのテーマにふさわしいかということはちょっと置いておきまして、ぜひひとついい形でおさまるようにお力をかしてください。私もあれしたいと思います。よろしく。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、9月11日の議会運営委員会において17人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、認定第1号から認定第23号までについては、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後4時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） ただいま決算特別委員会に付託されました決算を除く甲第1号議案から甲第3号議案まで及び乙第1号議案から乙第19号議案までについ

ては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり
それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後5時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第3 陳情第167号、第169号及び第184号から
第187号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情6件のうち、陳情第167号、第169
号、第185号から第187号までの5件については米軍基
地関係特別委員会に、陳情第184号については観光振
興・新石垣空港建設促進特別委員会にそれぞれ付託の
上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月7日から14
日までの8日間休会とすることにいたしたいと思いま
す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明10月7日から14日までの8日間休会とす
ることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全
部終了いたしました。

次会は、10月15日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時1分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

副 議 長 玉 城 義 和

会議録署名議員 吉 元 義 彦

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成21年10月15日

平成21年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成21年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

平成21年10月15日（木曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成21年10月15日（木曜日）

午前10時開議

第 1 乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案（総務企画委員長報告）

第 2 乙第10号議案（経済労働委員長報告）

第 3 乙第4号議案から乙第9号議案まで（文教厚生委員長報告）

第 4 乙第13号議案及び乙第18号議案（総務企画委員長報告）

第 5 乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第19号議案（文教厚生委員長報告）

第 6 乙第12号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案（土木委員長報告）

第 7 甲第1号議案（総務企画委員長報告）

第 8 甲第2号議案及び甲第3号議案（土木委員長報告）

第 9 所得税法第56条の廃止を求める意見書

{	玉城 ノブ子さん	中川 京貴君	}	
	座喜味 一幸君	辻野 ヒロ子さん		
	具志 孝助君	仲宗根 悟君		
	当銘 勝雄君	渡久地 修君		提出 議員提出議案第2号
	前島 明男君	瑞慶覧 功君		
	玉城 満君	上里 直司君		
	吉田 勝廣君	玉城 義和君		

第10 WTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書

{	玉城 ノブ子さん	中川 京貴君	}	
	座喜味 一幸君	辻野 ヒロ子さん		
	具志 孝助君	仲宗根 悟君		
	当銘 勝雄君	渡久地 修君		提出 議員提出議案第3号
	前島 明男君	瑞慶覧 功君		
	玉城 満君	上里 直司君		
	吉田 勝廣君	玉城 義和君		

第11 那覇空港に係る公租公課の軽減を求める意見書

{	当銘 勝雄君	島袋 大君	}	
	仲田 弘毅君	浦崎 唯昭君		
	池間 淳君	仲村 未央さん		
	渡久地 修君	糸洲 朝則君		提出 議員提出議案第4号
	奥平 一夫君	赤嶺 昇君		
	上里 直司君	玉城 義和君		
	吉田 勝廣君			

第12 陳情第74号及び第146号（総務企画委員長報告）

第13 陳情第176号、第177号及び第180号（経済労働委員長報告）

第14 陳情第124号、第150号の2、第152号、第155号及び第173号（文教厚生委員長報告）

第15 陳情平成20年第96号の3、同第108号の3及び同第130号（土木委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案

- 乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例
- 乙第2号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第10号議案

- 乙第10号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例

日程第3 乙第4号議案から乙第9号議案まで

- 乙第4号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例
- 乙第5号議案 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
- 乙第7号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
- 乙第8号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例

日程第4 乙第13号議案及び乙第18号議案

- 乙第13号議案 財産の取得について
- 乙第18号議案 沖縄県収用委員会予備委員の任命について

日程第5 乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第19号議案

- 乙第15号議案 病畜肉の流通事故に関する和解等について
- 乙第16号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第19号議案 専決処分の承認について

日程第6 乙第12号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案

- 乙第12号議案 財産の取得について
- 乙第14号議案 訴えの提起について
- 乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

日程第7 甲第1号議案

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

日程第8 甲第2号議案及び甲第3号議案

- 甲第2号議案 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第3号議案 平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 所得税法第56条の廃止を求める意見書

日程第10 WTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書

日程第11 那覇空港に係る公租公課の軽減を求める意見書

日程第12 陳情第74号及び第146号

- 陳情第74号 平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
- 陳情第146号 特定地域特別振興事業（読谷村産業連携地域活性化事業）の早期事業導入に関する陳情

日程第13 陳情第176号、第177号及び第180号

- 陳情第176号 所得税法第56条の廃止を求める陳情
- 陳情第177号 沖縄の農業発展と農家の暮らしを守る陳情
- 陳情第180号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、米FTAの推進に反対する陳情

日程第14 陳情第124号、第150号の2、第152号、第155号及び第173号

陳情第124号 発達障害及び発達障害疑いの「気になる」子供の特別支援教育における支援体制整備に関する陳情

陳情第150号の2 「八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑」敷地内のアカキナノキ原状回復及びキナ展示林の設置に関する陳情

陳情第152号 宮古南静園の将来構想実現に向けての陳情

陳情第155号 平成22年度美咲特別支援学校幼稚部にすべての入学希望者を受け入れることに関する陳情

陳情第173号 県立南部医療センター心の診療科の早期再開及び専門医師の常駐を求める陳情

日程第15 陳情平成20年第96号の3、同第108号の3及び同第130号

陳情平成20年第96号の3 軽油価格の高騰により存亡の危機に瀕しているトラック運送業界に関する陳情

陳情平成20年第108号の3 原油価格高騰対策に関する陳情

陳情平成20年第130号 燃料高騰による車持ちダンプ労働者の低単価・労働条件の改善を求める陳情

日程第16 閉会中の継続審査の件

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	新 垣 清 涼 君	35 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	上 里 直 司 君	36 番	新 垣 安 弘 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	42 番	新 垣 哲 司 君
17 番	玉 城 満 君	43 番	具 志 孝 助 君
18 番	仲宗根 悟 君	44 番	當 間 盛 夫 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	46 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	奥 平 一 夫 君	48 番	大 城 一 馬 君
22 番	山 内 末 子 さん		

欠席議員（1名）

41 番 池 間 淳 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長 遊佐信雄君
 参事兼議事課長 龍野博基君
 課長補佐 嘉陽安昭君
 主査 平田善則君
 主査 佐久田隆君
 主査 仲宗根章君

参事兼政務調査課長 新城博君
 副参事 知念正治君
 主幹 上原貴志君
 主幹 饒平名知徳君
 主幹 上間司君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

10月6日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に比嘉京子さん、副委員長に前田政明君を互選したとの報告がありました。

次に、昨日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」、議員提出議案第3号「WTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書」及び当銘勝雄君外12人から、議員提出議案第4号「那覇空港に係る公租公課の軽減を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案の条例議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び県警察本部生活安全部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県高校生修学支援基金条

例」は、国の「経済危機対策」の一環である交付金を活用して、経済的理由により修学が困難な高等学校などの生徒に対する教育の機会の確保を目的に、地方自治法第241条第1項に基づき基金を創設するものである。

主な内容は、基金の目的や管理等について定めるとの説明がありました。

本案に関し、経済的理由の具体的な基準とは何か、対象となる私立高等学校は県内に何校あるかとの質疑がありました。

これに対し、経済的理由の具体的な基準は、生活保護法における被保護者、市町村民税の非課税者、市町村民税の所得割を課されない者及び失業等により家計が急変した者の4つの場合である。県内において対象となる私立高校は5校であるとの答弁がありました。

そのほか、今回の減免基準と従来の減免基準との違い、新政権による高校授業料無償化が実施された場合の今回の基金の存続見通しなどについての質疑がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、中部合同庁舎の整備に伴い、沖縄県中部農林土木事務所及び沖縄県中部農業改良普及センターの位置をうるま市から沖縄市に、沖縄県中部土木事務所の位置を宜野湾市から沖縄市に改めるため条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、中部合同庁舎に入居する県の出先機関は幾つか、駐車場の確保は大丈夫かとの質疑がありました。

これに対し、入居予定の県の出先機関は6機関である。駐車場スペースは210台分が確保されているため、これまでの状況よりかなり改善されるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、これまでの6機関の家賃総額、移転に関する県民への周知状況などについて質疑がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、土壌汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、改正規定に基づく新たな事務

に係る手数料の徴収根拠を定めるため、条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、汚染土壌処理業の許可の申請についての審査事務に係る手数料の徴収根拠を定めるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正は新たな規定を加えるものかとの質疑がありました。

これに対し、土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業を行う者は県知事の許可を得る必要が生じたため、この申請に対する審査に係る新たな手数料の徴収根拠を定めるため条例を改正するとの答弁がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査手数料等の徴収根拠を新たに定めるとともに、既存の申請手数料の額を改めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、認知機能検査を行う理由は何か、対象者はだれかとの質疑がありました。

これに対し、認知機能検査を行う理由は、加齢に伴う認知機能の低下による違反事案や事故が全国的に増加したためである。75歳以上の銃砲刀剣類所持者または更新者に対し、専門医による認知機能検査を義務づけるとの答弁がありました。

そのほか、銃砲刀剣類所持等取締法改正の社会的背景、県内の銃砲所持者数などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案の4件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第10号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第10号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第10号議案「沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例」は、森林の保全や木材利用促進を図ることを目的に、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるための基金を創設することに関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理、処分等について定める。基金の設置期間は、平成24年3月31日までの3カ年間であるとの説明がありました。

本案に関し、基金を活用して実施する事業の主な内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、事業は3つに分かれており、1つ目は、森林病虫害の防除、広葉樹林等の再生等森林保全に対し支援を行う里山再生対策事業で、2つ目は、学校等の教育施設や社会福祉施設等を対象に木材施設の整備や木質内装に対し支援を行う木造公共施設整備事業で、3つ目に、県産材の新たな利用開発や製品化に対し支援を行う地域材利用開発事業であるとの答弁がありました。

次に、各市町村へ事業を配分する際、どのような調整を行ったかとの質疑がありました。

これに対し、事業実施に当たり、各市町村、県の教育関係機関、林業関係団体等に対し説明会を行い、要望等をあらかじめ聞いた上で配分を行ったとの答弁が

ありました。

そのほか、林道問題との関連、デイゴヒメコバチの被害状況、里山再生対策事業の対象地域、防除技術の開発状況、基金の総額と事業内訳などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第10号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は、原案のとおり可決されました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第4号議案から乙第9号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第4号議案から乙第9号議案までの条例議案6件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化環境部長及び福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第4号議案「沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例」は、国の経済危機対策の一環として創設された「地域グリーンニューディール基金」を活用

して、地球温暖化対策、廃棄物適正処理等の推進を目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成24年3月31日限りで失効するものとするとの説明がありました。

本案に関し、基金の積立額は幾らか、廃棄物適正処理の推進とは具体的にどのような事業を行うのかとの質疑がありました。

これに対し、基金の積立額は14億1000万円である。廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物投棄の監視強化、ポリ塩化ビフェニル（PCB）の数量や保管状況の調査、海岸漂着物等の発生抑制に係る調査などを行う事業であるとの答弁がありました。

そのほか、PCB汚染物の保管状況、海岸漂着物対策事業の対象市町村の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例」は、国の経済危機対策の一環である交付金を活用して、社会福祉施設等への入所者等の安全を確保する体制を整備することを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成24年3月31日限りで失効するものとするとの説明がありました。

本案に関し、基金の積立額は幾らか、事業内容はどうか、整備件数は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、基金の積立額は18億8295万8000円である。事業内容は、県や市町村が行う社会福祉施設の耐震化やスプリンクラーの設置を支援するものである。本基金を活用して耐震化5施設、スプリンクラー設置8施設を整備する予定であるとの答弁がありました。

そのほか、事業の採択方法、民間譲渡された県立社会福祉施設の現状などについて質疑がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例」は、国の経済危機対策の一環である交付金を活用して、介護保険法に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進を図ることを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成24年3月31日限りで失効するものとするとの説明がありました。

本案に関し、基金の積立額は幾らか、事業内容はどうか、整備見通しはどうかとの質疑がありました。

これに対し、基金の積立額は23億4382万8000円である。事業内容は、県や市町村が行う介護施設の整備及び老人短期入所施設などへのスプリンクラー設置を支援するものであり、市町村から要望のあるすべての施設が整備できる見通しであるとの答弁がありました。

そのほか、スプリンクラーの設置義務基準の内容と施設の状況、自動火災通報装置の設置状況などについて質疑がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例」は、国の経済危機対策の一環である交付金を活用して、介護保険法に基づく制度の円滑な運営及び介護職員のさらなる処遇の改善等を図ることを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成24年3月31日限りで失効するものとするとの説明がありました。

本案に関し、基金の積立額は幾らか、対象事業所数及び対象介護職員数は幾らか、どの程度の処遇改善が見込めるのかとの質疑がありました。

これに対し、基金の積立額は37億5566万3000円である。対象事業所数は1156事業所、対象介護職員は常勤換算で8077名である。本基金は、人件費に充当するものであり、月額平均1人当たり1万5000円相当の賃上げとなる見込みであるとの答弁がありました。

そのほか、交付申請の状況、事業の周知状況、処遇改善計画と支払いの確認方法、介護報酬の実態と離職の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、国の経済危機対策の一環で配布される交付金を既設基金に積み増し、新たに実施可能となった事業の実施期限に合わせて条例の失効期限を平成27年3月31日まで延長するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、基金の積立総額は幾らか、待機児童の状況はどうか、待機児童を何名解消できる見込みかとの質疑がありました。

これに対し、本基金では、当初23億6406万2000円を積み立てており、今回の21億9347万5000円を合わせた積立総額は45億5753万7000円となる。平成21年の潜在的待機児童数は5834名であり、今回の追加積み立てにより1700名の待機児童の解消ができる見込みであるとの答弁がありました。

そのほか、潜在的待機児童解消の目標、沖縄特別振興対策調整費を活用した保育所入所待機児童対策特別事業基金との関係、待機児童解消に向けた市町村との

調整状況などについて質疑がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県自殺対策緊急強化基金条例」は、国の経済危機対策の一環である交付金を活用して、県内における自殺対策を緊急に強化することを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成24年3月31日限りで失効するものとするとの説明がありました。

本案に関し、基金の積立額は幾らか、事業内容はどうか、年度ごとの事業の執行計画はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、基金の積立額は1億5779万7000円である。事業内容は、電話や対面による相談体制の確立、相談を地域で進めるための人材の養成及び自殺に関する認識を広めるための普及啓発などであり、事業費は平成21年度が3100万円、平成22年度が6900万円、平成23年度が5700万円で、それぞれ執行する計画であるとの答弁がありました。

そのほか、うつ病対策の状況、うつ病デイケア事業の実施状況、自殺危険地区の対策などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第4号議案から乙第9号議案までの6件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第4号議案から乙第9号議案までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案から乙第9号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第13号議案及び

乙第18号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第13号議案の議決議案1件及び乙第18号議案の同意議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部刑事部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第13号議案「財産の取得について」は、沖縄県警察緊急配備支援システム路上装置を取得するため、地方自治法第96条第1項及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の内容は、取得する装置は沖縄県警察緊急配備支援システム路上装置の撮像装置が26機、制御装置が13機、契約金額は1億4636万8950円で、契約の相手方は富士通株式会社沖縄支店であるとの説明がありました。

本案に関し、この装置の設置目的は何か、設置場所はどこかの質疑がありました。

これに対し、この装置の設置目的は、米軍人等による事件が発生した際に、犯人の検挙や被害者の保護等のため迅速かつ効果的な初動捜査に資するためである。設置場所については、場所を明らかにすることにより、捜査に支障を来すおそれがあるため公表を控えたいとの答弁がありました。

次に、目的を米軍犯罪云々としているが、住民監視等の目的に使われる可能性はないのか、プライバシーの侵害は生じないかの質疑がありました。

これに対し、本来の目的は米軍犯罪対策であるが、装置を設置する場所では一般車両も通過するので一般の犯罪捜査にも活用できる。この装置は車両のナンバープレートだけを映すものであり、個人の顔を映さないため、プライバシーの侵害に当たらないものと考えているとの答弁がありました。

次に、この装置の設置によりどのような効果があるかの質疑がありました。

これに対し、従来は事件発生時に警察官が緊急配備を行い、所要の場所で検問などを行っていたが、この

装置の設置により通過車両のナンバープレートを読み取り、迅速に車両を特定することが可能となる。また、これまで配備していた警察官をほかの捜査に振り向けることができるとの答弁がありました。

次に、契約の相手方がなぜ特定の業者で、かつ随意契約となったかとの質疑がありました。

これに対し、関連する本部システムを入れかえるとさらに経費がかかることや、システムの互換性を確保する必要があることなどの理由から、過去に競争入札で導入した業者に特定して随意契約としたとの答弁がありました。

そのほか、他業者の入札参加の見通しなどについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県収用委員会予備委員の任命について」は、収用委員会委員9人のうち2人が平成21年10月26日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、乙第13号議案については反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第13号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第18号議案は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第13号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第13号議案「財産の取得について」に対する反対討論を行います。

沖縄県警察緊急配備支援システム路上装置の撮像装置26機、制御装置13機として配備する予定とのこと

設置目的は、このシステムは米軍人等による事件が発生した際に犯人の検挙、被害者の保護等のため、迅速かつ効果的な対応をすることを目的としているとのことでした。

このシステムは、すべての車のナンバープレートを映すもので、個人の顔とかを映すものではなく、それはプライバシーの侵害に当たらないというふうに思っているとの当局の説明でした。

当初、このシステムは米軍人等による事件が発生した際に、犯人の検挙、被害者の保護等のため、迅速かつ効果的な対応をすることを目的との説明でしたが、米軍犯罪対策としてやっているが、当然ながら一般車両も通るわけですので、一般犯罪の捜査にも当然活用できる、利用できるとのことでした。

その例として、自殺などのおそれがある人の車での動向を捜査等に利用できる、すなわち特定の車両の動向を追尾し、掌握することができるシステムであるとの趣旨の説明がありました。これは、米軍犯罪云々と言いながら、実質的には地域住民の生活圏に警察の監視カメラを設置し、住民監視の方向、特定の車を追尾、掌握することのできる機能からプライバシーの侵害としても使われるのではないかと危惧するものです。米軍犯罪の捜査、検挙のために対応するということを名目にすれば、県民の人権とプライバシーの侵害などの批判をそらす口実にしてはなりません。米軍犯罪の問題を監視カメラの問題にすりかえてはなりません。

今回、この監視システムを米軍犯罪の検挙取り締まりということの名目にして、当面26カ所、実質的には地域住民の生活圏に警察の監視カメラを置き、米軍犯罪の捜査、検挙という名目のもとで、米軍基地建設に反対する県民の運動や住民運動や個人のプライバシーの侵害と住民監視という形で使われるおそれのあることを危惧するものです。

以上の立場から、乙第13号議案「財産の取得について」に反対するものです。

議員各位の御賛同を呼びかけるものです。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

乙第13号議案「財産の取得について」、賛成の立場から討論を行います。

今回提案されました沖縄県警察緊急配備支援システム路上装置は、走行中の自動車ナンバープレートを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するもので、合致した際には各パトカー等に指令し初動対応が

行われるものであります。

このことは、犯罪を速やかに解決する方法として極めて有効であり、自動車利用犯罪が発生した場合に、交通検問による渋滞等を引き起こすことなく、現場から逃走した容疑車両を速やかに発見・検挙することや、重要事件に使用されるおそれの強い盗難車両を速やかに発見し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることの犯罪捜査を目的とするものであり、重要犯罪発生時の緊急配備を支援するシステムであります。

このシステムの機能については、重要事件発生時の手配車両等の発見、盗難車両の発見、ひき逃げ車両の早期発見などに役立つものであり、県民の立場からは容疑車両を速やかに発見し検挙する極めて有効なシステムであり、歓迎するものであります。

特に本県は、基地関連犯罪への対策が大きな課題であり、緊急配備支援システムは平成19年から沖縄県警に導入されており、今回の基地関連犯罪防止対策事業は米軍基地周辺道路及び米軍人等が集まる繁華街に通じる道路などに本システムの路上装置を整備充実することにより、米軍人等による事件が発生した際に犯人の検挙、被害者の保護等のための迅速かつ効果的な初動捜査ができることを期待するものであります。

なお、今回の議案に係る予算については平成20年度2月補正予算に計上され既に可決済みであり、100%国の負担であることと、執行については繰り越しによって今年度を実施されるものであります。

このシステムのこれまでの成果として、凶悪事件容疑者の使用車両を手配し、同車両が路上装置を通過したことにより使用車両の発見、容疑者の事情聴取後逮捕された事件、連続的に発生した容疑車両の路上装置を通過したことによって被疑者を発見・逮捕した事例、逮捕状が出された使用車両を路上装置で警報表示し、パトカーが付近を検索して発見・逮捕された事例などがあり、犯罪者の早期発見・逮捕につながり、県民の不安を解消することに成果があったものと評価するものであります。

本県における米軍構成員等の凶悪事件の検挙は、平成16年から平成21年8月末まで21件、31人で、内訳は殺人1件、1名、強盗13件、23名、強姦7件、7名となっており、このような凶悪犯罪を含めた米軍人等による犯罪の発生及び解決が県警に与えられた使命でもあります。

このようなシステムの導入については、県民からもプライバシーの侵害についての意見・懸念が寄せられますけれども、緊急配備システムについては、自動車の運転者や搭乗者等を撮影・記録するものではなく、

公道を走行する際に法律で義務づけられているナンバープレートのデータを自動車の走行に影響を与えない方法で収集管理し、捜査目的に使用するものでプライバシーを侵害するものではありません。

また、県警察では本システムにアクセスする者を制限し、使用目的を犯罪捜査に限定するなどプライバシーの保護に特別に配慮した運用を行っており、引き続き適正運用に万全を期すよう求めるものであります。

沖縄県警察は、県民の安全・安心な生活を守るために日々努力を傾注し、業務を推進していることに敬意を表するものであります。

しかしながら、科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展は、犯罪の質・量の両面に大きな影響を及ぼしており、犯罪の広域化、スピード化や犯罪の組織化・国際化が進むなど犯罪捜査を取り巻く環境は厳しさを増しているのが現状であります。

特に、自動車利用犯罪の増加に対しても同様であり、自動車盗難や自動車を利用した犯罪を検挙するためには通過する自動車の一斉検問が有効ですが、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあること、人手も多く要すること、人為的な確認ミスなどの問題があり、このため自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両ナンバーと照合するシステムは大変重要であると考えるものであります。

つきましては、犯罪を早期に解決し、県民の安全・安心を守る観点から、緊急配備システム路上装置の設置の必要性を訴え、乙第13号議案「財産の取得について」に賛成する立場から討論を行いました。

御賛同よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第13号議案及び乙第18号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第19号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第19号議案の議決議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長及び病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第15号議案「病畜肉の流通事故に関する和解等について」は、株式会社沖縄県食肉センターで、県の検査員によって病畜として保留された豚枝肉に誤って検印が押され、他の正常な豚枝肉とともに出荷され販売された流通事故に関し、賠償請求者と県及び株式会社沖縄県食肉センターとの当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

発生日は平成20年12月24日で、和解内容は、県と株式会社沖縄県食肉センターは、株式会社那覇ミートに対して損害賠償金として総額477万1245円の賠償義務

があることを認めるとの説明がありました。

次に、乙第16号議案「損害賠償額の決定について」は、県立北部病院で人工呼吸器が外れた際にアラームが鳴らなかったために患者が死亡した医療事故に関し、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項及び「沖縄県病院事業の設置等に関する条例」第8条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

発生日は平成14年3月19日で、損害賠償額は2100万円であるとの説明がありました。

次に、乙第19号議案「専決処分の承認について」は、本県では、7月下旬から新型インフルエンザ感染者が急増し、1週間で約2万人の県民が罹患していると推測され、終息の見通しが立たない状況であることから、緊急に抗インフルエンザウイルス薬を購入し、備蓄しておく必要があるが、議会を召集するいとまがなく専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

専決処分の主な内容は、契約金額は1億6729万4484円で、契約の相手方は中外製薬株式会社、専決処分の日は平成21年9月1日であるとの説明がありました。

本案に関し、現在のタミフルの備蓄状況はどうなっているか、本格的な流行に向けて薬品の対応は大丈夫かとの質疑がありました。

これに対し、現在、11万2000人分のタミフルを備蓄しており、今回の分を含めると19万8780人分が備蓄されることになる。

この冬の本格的な新型インフルエンザの流行に向けて、備蓄しているタミフルを含め薬品の流通に関しては全く問題がないと考えているとの答弁がありました。

そのほか、新型インフルエンザの罹患予測、重症患者が急増した場合の対応策などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第15号議案及び乙第16号議案の2件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第19号議案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第19号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第15号議案及び乙第16号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案及び乙第16号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第19号議案を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 乙第12号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第12号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の議決議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「財産の取得について」は、宮古空港に配備する化学消防車を購入するため、地方自

治法第96条第1項及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約金額は1億5120万円で、契約の相手方は帝國纖維株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、入札・仮契約までの過程はどうなっているか、入札参加業者は何社か、落札率は幾らか、予定価格はどのように設定したのか、現在何リッターの化学消防車があるのか、新たに1台配備する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、6月12日に一般競争入札の公募、7月24日に入札、7月30日に仮契約の締結を行った。入札参加業者は2社である。落札率は99.4%である。予定価格は平成16年度から20年度までの契約額の平均値で設定した。現在は6000リッターと1万2500リッターの2台の化学消防車がある。新たに1台配備する理由は、空港における消火救援体制の整備基準の改正に伴うものであるとの答弁がありました。

次に、乙第14号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

訴えの主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、家賃滞納の理由は何か、生活困窮者に対しどのような減免制度があるのか、減免制度の周知や滞納額の徴収のため、どのような努力を行っているのか、滞納者のうち母子世帯は何件か、入居倍率は幾らか、平成20年度の収入再認定件数が多い理由は何か、判決後退去するまで家賃は加算されるのか、指定管理者と県の役割分担はどうなっているか、入居中に高額所得となった入居者はいるのか、入居対象の家賃はどのようなランクに分けているのか、短期滞納者の割合は幾らか、交渉のどの段階で支払う意思がないと判断するのかとの質疑がありました。

これに対し、家賃滞納の主な理由は失業等による収入の減少、借金返済等による生活苦等である。減免制度としては収入の減少があった場合に行う家賃の再設定と最小の所得ランクから最大50%まで減額する制度がある。減免制度を周知するためチラシ等の配布や直接説明などを行っている。滞納額を徴収するため文書、電話及び直接訪問による督促を行っている。母子世帯は24件である。入居倍率は平成18年度が10.5倍、

平成19年度が11.8倍、平成20年度が11.4倍である。平成20年度の収入再認定件数が多い理由は、最近の経済状況の悪化や減免制度の周知の成果などが考えられる。家賃は、判決後の最終催告に従わず解約となるまで加算される。滞納期間が1カ月から5カ月までの滞納者に対しては指定管理者が督促、面談等を行い、滞納6カ月以上の長期滞納者に対しては県が事情聴取等を行っている。現在、高額所得となった入居者はいない。入居対象となる家賃は、第1ランクが10万4000円以下、第2ランクが10万4000円を超え12万3000円まで、第3ランクが12万3000円を超え13万9000円まで、第4ランクが13万9000円を超え15万8000円までをそれぞれ設定している。平成20年度末現在で3カ月未満の滞納者の割合は7.6%で、3カ月から5カ月までが4.4%である。支払う意思については指定管理者の事情聴取等を経て6カ月以上の滞納となり、県の分納の相談等にも一切応じない場合に判断しているとの答弁がありました。

そのほか、滞納額の分割払いの方法、強制執行後の住居のめど、滞納額徴収に係る費用対効果状況、判決に従わない占有者の存在理由、収入の認定に係る書類の状況、共益費に対する県の考え方などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について」は、流域下水道の建設に要する費用について、全体計画の見直しに伴い、流域市町村の負担率改定を行うため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案の主な内容は、中城湾南部流域下水道（西原処理区）の流域市町村が負担している建設事業費について、それぞれの負担割合を変更するとの説明がありました。

本案に関し、市町村の公共下水道の整備率と接続率は幾らか、流域下水道の維持管理費は負担となっていないか、市町村の接続率を高めるためどのような取り組みを行っているのか、下水道の最終処理はどこで行っているのか、与那原町が大幅な計画の見直しを行っている理由は何か、浄化センターの処理のふぐあいで沿岸域に放流された事故の例はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、面積に対する整備率として、平成20年度末現在で南城市が28.1%、中城村が14.4%、西原町が30%、与那原町が45.5%である。利用可能人口に対する接続率として、平成19年度末現在で南城市が41.1%、中城村が23.5%、西原町が33.1%、与那原町

が51.6%である。流域下水道の維持管理のため、県では繰入金は予算ベースで約6億5700万円必要となっており、市町村でも多額の繰入金が必要となっている。市町村の接続率を高めるため出前講座、施設見学の奨励、接続率のランクづけの新聞掲載、9月10日の「下水道の日」を中心としたPR活動の展開などを行っている。最終処理は西原町のマリントウン埋立地で行っている。与那原町が大幅に計画を見直した理由は、マリントウンの人口計画が1万人弱減ったためである。これまで浄化センターのふぐあいによる事故は発生していないとの答弁がありました。

そのほか、下水道に係るグランドデザインの内容、与那原町マリントウンの土地利用計画の進捗状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第12号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―― ・ ・ ―――

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

――
〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

――
〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題とな

りました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、当初予算成立後の事情変更により対応を要する経費や、現下の社会経済情勢を踏まえ、国の「経済危機対策」に対応し、既決予算に加えて必要となる景気対策など、緊急課題に迅速かつ的確に対応するために必要な事業について、補正予算を編成するものである。

補正予算の総額は、歳入及び歳出ともに253億1591万5000円で、これを既決予算額6274億8910万3000円に加えると、改予算額は6528億501万8000円となる。

補正予算の財源内訳は、国庫支出金が198億7789万8000円、県債が4390万円、その他の特定財源が37億593万5000円及び一般財源が16億8818万2000円である。

補正の主な事業内容は、県立芸術大学の老朽校舎3棟の建てかえ等に要する経費、BPO等立地促進センターの整備に要する経費、漁業協同組合の水産物荷さばき施設の補修等に要する経費、与那国島線ほか4路線の整備等に要する経費、保育所整備など子育て支援の拡充に要する経費等であるとの説明がありました。

本案に関し、県立芸術大学の移転予定学部はどの学部か、建てかえ対象の建物は築何年か、移転の必要性は何かとの質疑がありました。

これに対し、県立芸術大学の移転予定学部は美術工芸学部で、建てかえの対象となる建物は、築41年及び49年が経過し、かなり危険な状態となっているため、緊急避難的に移転するものであるとの答弁がありました。

次に、県立芸術大学の将来的なあり方を検討せずに移転ありきでは問題があるのではないかととの質疑がありました。

これに対し、大学を取り巻く諸環境の厳しさは十分認識しており、今後、外部有識者の意見も取り入れながら、県立芸術大学のあり方について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、「沖縄県安心こども基金」及び「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」を活用した事業効果として、どのようなことを見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、「沖縄県安心こども基金」の活用によ

り、2年間で保育所67カ所の施設整備を行い、1700人の定員増を見込んでいる。「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」の活用により、3年間で13カ所の施設整備を行い、885人の定員増を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、これまで実施してきた6月補正予算と、今回の9月補正予算における経済危機対策関連費による効果はどう見込んでいるかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの補正予算における経済危機対策関連費のうち、基金積み立て分を除く414億円の効果として、産業連関表を用いた経済波及効果は約662億円で、沖縄県の経済成長率を約1ポイント引き上げるものと試算しているとの答弁がありました。

次に、政府が補正予算を凍結した場合に、どのような対応策を考えているかとの質疑がありました。

これに対し、仮に政府が補正予算の執行を停止した場合には、予算成立後であれば、次回以降の議会で減額補正予算を提案することになる。しかしながら、地域活性化交付金等、地方に不可欠な財源については、国に対し引き続き確保を要請していきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、自殺対策事業の課題と実施状況、ホームレス巡回相談の実施状況、住宅手当緊急特別措置事業の内容、県立学校における太陽光システムの設置予定状況、新沖縄スタイル情報発信事業の内容、予算編成の手続過程、林道事業予算における予算編成権限者の責任と内容、森林保全木材利用促進基金事業、市街地再開発事業費、防災情報システム更新事業及び中城湾港（新港地区）整備事業特別会計繰出金の事業内容、食肉センター病畜豚枝肉の出荷事故の原因と対策などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、甲第1号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、甲第1号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第1号議案については、社民・護憲ネット所属委員から附帯決議の動議があり、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 ただいま議題となりました甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

日本共産党県議団は、現在の深刻な国民生活の状況のもとで、税金の使い方としての予算のあり方として、格差と貧困の克服、国民・県民生活を守り、暮らし、福祉優先を充実させることを最優先すべきことを求めて、今議会でも積極的な提案を行ってきました。

今回の補正予算について、雇用対策、営業と暮らしを守る事業予算には基本的に賛成であります。しかし、今回の補正予算において、特別自由貿易地域に隣接する中城湾港（新港地区）東埠頭の港湾施設用地等整備に要する経費としての中城湾港（新港地区）整備事業特別会計繰出金3億8865万6000円、旭橋再開発事業への8008万6000円の補助金支出については反対です。これらの事業を中止して、県民生活を守るための施策に回すべきであります。

中城湾港（新港地区）整備事業は、東埠頭に用地の整備と1000平方メートルの上屋と周辺の舗装整備で、3億8865万6000円の事業となっています。東埠頭の7.5メートルの岸壁の22年度に3つは供用したいとのこと。

しかし、隣接する特別自由貿易地域の土地処分などの利用状況は、現在当初計画から大きく外れてほとんど利用できてない状況と言っても過言でない現状ではないでしょうか。港としては隣接した西埠頭があるわけですから、西埠頭を整備して港としてもっと活用すべきであります。今、西埠頭において定期航路もない状況です。当局としては、定期航路のいろいろな輸送コストの低減を図るなどのシミュレーション、実証実験を行っているとのことですが、港湾機能を充実してまずは西埠頭の定期航路の確保など港機能の拡充のための施策を充実すべきです。このような港が十分に機能していない状況のもとで、西埠頭に隣接した東埠頭の供用をするためとの今回の東埠頭の整備事業は、これは中止すべきであります。現在の深刻な状況のもとで苦しんでいる県民生活のためにこれらの事業費は充てべきだと思います。

また、東埠頭の整備事業との関連で、東埠頭のしゅ

んせつ土砂を泡瀬干潟の埋め立てを行い、自然環境破壊と税金の無駄遣いの公共行為としての泡瀬干潟埋立事業は中止すべきです。

これは、新政権の対応も明確にされています。泡瀬干潟埋立事業と連動する東埠頭の整備計画の見直しが必要です。現在の状況のもとでの東埠頭の整備事業を実施することには反対するものです。

次に、モノレール旭橋駅地区開発事業は大型ホテルなど民間の営利のための事業と連動して行われ、現在の状況は大型ホテルなどが建設されています。このような民間企業の営利のための旭橋再開発事業に8008万6000円の事業補助を行うことはやめるべきであります。これらの事業費は、現在の深刻な経済状況のもとで苦しんでいる県民の暮らしを守るために使うべきであります。

日本共産党県議団は、甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」の緊急雇用対策、暮らしを守る事業には基本的に賛成であります。しかし、先ほど述べました理由から、今回の補正予算に含まれております中城湾港（新港地区）東埠頭の港湾施設用地等整備に要する経費としての中城湾港（新港地区）整備事業特別会計繰出金3億8865万6000円、旭橋再開発事業への8008万6000円の補助金支出について反対するものです。

以上で討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 私は、自由民主党を代表いたしまして、「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」について、賛成の立場から討論を行います。

今定例会における補正予算額は253億1591万5000円であり、その主な内容は、県民の雇用や県民の生活を支援していくための経済対策関連予算の236億円であります。

今回の予算は、本県の雇用対策に12億7152万3000円、低炭素革命CO₂対策に19億5496万7000円、健康・長寿、子育て支援に128億8134万8000円、底力発揮のインフラ整備に25億3518万1000円、地域活性化に6億3417万2000円、県民の安心・安全対策に43億3899万4000円、その他の事業に16億9973万円を計上し、あらゆる角度から現在の厳しい県民の雇用対策を初め、県経済の活性化を図り、県民生活を支援する大変重要な予算であります。

我が国は、原油高騰や米国によるサブプライムローン等の影響で国全体が厳しい経済環境下にあり、前政権はこのような厳しい状況から国民生活を守るための

大型補正予算を組んで対応してきました。あわせて、本県においても、経済対策として平成21年度当初予算及び6月補正予算、また今回の9月定例会に補正予算を計上しているところであります。

このような仲井眞県政の経済対策のための予算は、沖縄県の雇用の確保や企業の維持及び県経済の景気の回復に効果があらわれており、さらに9月定例会における新規事業の予算可決・執行によって、景気回復をより力強いものにしたいと考えております。

新事業といたしまして、私立高等学校生徒の授業料軽減の補助及び奨学金の事業、海岸漂着ごみ対策事業や不法投棄対策事業、さらに社会福祉施設の安心・安全を確保するための事業、介護職員の処遇等の取り組みを行う介護事業者への助成や、特別養護老人ホーム等の円滑な開設のための経費助成、沖縄県障害者自立支援事業のための費用、子供を安心して育てることが出来る体制を整備するため保育所整備、保育の質の向上のための研修、ひとり親家庭に対する修学支援、自殺対策として厳しい経済状況を踏まえたセーフティネットとして相談体制の拡充や人材養成等に取り組むための予算、いずれも本県の抱える課題を解決していくために大変重要な予算であると同時に、この取り組みは平成21年度から平成23年度にわたって継続して計画的に取り組まれるものであり、県民もその執行に大きく期待をしております。

けさの新聞報道にもありましたように、県内の介護労働者の所定内賃金が減り、介護職員や訪問介護員の離職率が全国平均に比べ高い水準であることがわかりました。このような状況が続くと、沖縄県の介護を受ける県民に大きな影響を及ぼすことになります。

このようなことから、仲井眞知事は9月定例会に介護職員の処遇改善等に要する経費として、「沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金」の創設のため、48億2787万7000円の予算を計上しております。

先ほど文教厚生委員長の報告にもありましたように、この事業によって県内の介護職員約8000人が月額1万5000円の収入増によって処遇改善がなされることになっております。

同時に、この事業は平成21年度から平成23年度までの3年間にわたって継続的に取り組み、介護職員の処遇改善を目指すものであり、早急に実施すべきであります。

今、鳩山新政権がスタートし、補正予算の執行停止や削減の動きが全国的に広がり、その影響が本県にも及ぶことを危惧するものであり、本県の経済対策のための予算が削除されることになると、県民生活や

県経済における影響ははかり知れず、景気回復に不安を抱くものであります。

いずれにいたしましても、厳しい県民生活や県内経済状況にかんがみ、そのための今定例会における補正予算は速やかに可決し、執行を図ることが私ども県民代表に与えられた大きな責務だと考えております。

以上、「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」について、賛成の立場から討論を行いました。御賛同の方、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、甲第1号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 甲第2号議案及び甲第3号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました甲第2号議案及び甲第3号議案の予算議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第2号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、経済危機対策に対応し、新港地区東埠頭の上屋等

の整備に要する経費として3億8865万6000円を補正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回何を整備するのか、上屋の面積と集積可能となる貨物量は幾らか、今年度内で予算執行は可能か、必要性は何か、臨時交付金の割合は幾らか、国庫補助対象事業か、それとも県の裏負担があるのか、西埠頭の貨物取り扱い状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、今回上屋、事務所、屋外トイレ及び舗装工事を行う。上屋の整備面積は1000平米で、貨物量は約4万5000トンである。予算は繰り越しになる。東埠頭の供用開始である平成22年度までに整備する必要がある。補正の全額が臨時交付金である。この事業は本来は起債事業で行っているが、今回は全額国の負担である。西埠頭の貨物取り扱い状況は、計画に対し85%の実績であるとの答弁がありました。

そのほか、計画の見通し、整備を必要とする根拠、補正の優先順位などについて質疑がありました。

次に、甲第3号議案「平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」は、経済危機対策に対応し、県民広場地下駐車場の設備・機器等の整備に要する経費として1億5420万円を補正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決に先立ち、甲第2号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第2号議案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、甲第3号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第2号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 私は、日本共産党県議団を代表して、甲第2号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（新港

地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」に対する反対討論を行います。

本議案は、中城湾港（新港地区）東埠頭に1000平米の上屋を整備するというものです。

上屋とは、港などで貨物を短期間おさめておく倉庫のことです。

なぜ今上屋が必要かということに対して県の説明は、（新港地区）東埠頭が22年度から供用開始の計画になっているので、それに間に合わせて整備をしておく必要があるというものです。

しかも新政権で景気対策として臨時交付金があることになっており、しかも、事業については全額交付金で起債をしないで整備できるということを強調しています。私は、それこそまさに無駄な公共工事だと考えます。

その理由は、東埠頭の供用がいつになるか定かではないという問題があるからです。（新港地区）東埠頭の供用開始に備えると理由づけしていますが、現在は全くその見通しは立っていません。新港のしゅんせつ土砂を泡瀬干潟の埋め立て用に投入することになっていますが、泡瀬干潟の埋め立てそのものが新政権のもとで中断することになっていますし、住民訴訟の高裁判決がきょう下されることになっています。その裁判でも干潟の埋め立ては認められないことが確実です。どう考えても新港が22年度から供用開始できる事態ではありません。

景気対策として臨時交付金が3億8865万6000円もおりるのであれば、現在使用されている西埠頭の整備が優先されるべきだと考えます。

現在、西埠頭は港湾としての必要な貨物の積みおろしに必要なクレーンさえない状況で、民間業者が使用している機械を借用して港湾業者はいつも不便を来しています。

現在の西埠頭の利用状況は年間で110万トンで、利用率は85%足らずでしかありません。現在設置されている西埠頭の上屋は4割しか利用されていません。したがって、いつ使用できるかの当てもない東埠頭に急いで上屋を整備する必要性は全く認められません。

県は、議案の提案理由で、中城湾港（新港地区）東埠頭の上屋面積の根拠について、「平成16年度中城湾港（新港地区）西埠頭上屋需要調査及び基本計画委託業務」において、荷主アンケート調査により上屋の需要調査を行い、新港地区全体での上屋の必要面積を算出しています。

具体的には、西原町から旧石川市にある事業所100社に対して、「新港地区に上屋等が整備された場合、

新港地区を利用するか」、「利用する場合の貨物と数量は」とのアンケート調査を行い、その結果、55社から有効回答を得て、潜在する上屋の需要は1600平方メートルと算定したと説明しています。そして、一方、新港地区での現況取り扱い貨物実績から算出される上屋需要は400平方メートルであった。これによって新港地区全体の上屋需要は合計2000平方メートルと推計されたとしています。この説明も全く根拠が成り立ちません。つまり現在の貨物の取扱量は整備されている施設の400平米分しかなく、600平米は使用されていません。

そういう状況の中で、金があるからといってあと1000平米も整備する理由は全く成り立ちません。

県の需要調査で西原町から石川までの事業者のアンケートをもとに上屋整備の根拠にしていますが、その調査も確実性のあるものではありません。

私は、これまで西埠頭の貨物取り扱いについて港湾業者から陳情を受け、この東海岸地域の事業者に西埠頭を利用するように県として業者に働きかけるべきだということを10年以上も前から要求してまいりました。しかし、この間、利用業者がふえたという実態は何もありません。

このように県の努力にもかかわらず事業者の利用がふえない状況にあるのに、ふえる可能性があるというだけの理由で施設をつくるのは認められません。

しかも、重大なのは、そもそも東埠頭は特別自由貿易地域の貨物を取り扱う物流の拠点として整備する計画でありました。ところが、実態は特別自由貿易地域に入居している会社は新港地区の港湾を利用していません。したがって、特別自由貿易地域の貨物は、大型のコンテナが入るので東埠頭を整備するという根拠も成り立ちません。

今後、自由貿易地域の貨物の取扱量が大幅にふえる見通しも全くありません。そういう中での今回の上屋の整備というのは、全く無駄な公共工事そのものです。そういうことでは認められません。

議員各位の賛同をお願いして討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 ただいま議題となっております甲第2号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛同する立場から討論を行います。

今回の補正予算は、中城湾港（新港地区）東埠頭の上屋等の整備に要する経費であります。

中城湾港（新港地区）は、那覇港との適切な機能分

担を図り、県土の均衡ある発展に資するため、沖縄本島中南部の東海岸における物資の流通拠点及び工業用地の確保による産業拠点として、流通機能と生産機能をあわせ持つ流通加工港湾に位置づけられております。

平成6年に全面供用開始した西埠頭では、年々取り扱い貨物量が増加しており、平成20年度は93万トンとなっております。

東埠頭については、当該地区に立地している企業で構成されている中城湾港新港地区協議会から早急な整備についての要請があり、現在平成22年度末の供用開始に向けて整備が進められております。

本事業により整備される上屋等は、東埠頭の供用開始に向けて必要な施設であり、東埠頭が供用されることにより後背地の企業進出が期待されます。

なお、今回の補正予算の財源はすべて国の緊急経済対策である地域活性化・公共投資臨時交付金を活用するものであり、特別会計の財政負担を軽減させることができます。

以上のとおり、本事業は東埠頭の供用開始に向けて必要な上屋等の整備であり、また特別会計の財政負担を軽減するものであることから、ぜひとも実施すべきであると考えます。

以上、甲第2号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛同する立場からの討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより甲第2号議案及び甲第3号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず甲第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、甲第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、甲第2号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第9 議員提出議案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書及び日程第10 議員提出議案第3号 WTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第2号及び第3号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん ただいま議題となりました議員提出議案第2号及び同第3号の2件につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第2号につきましては、所得税法第56条の廃止について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第3号につきましては、WTO、EPA及びFTAの交渉について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔所得税法第56条の廃止を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔WTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」及び議員提出議案第3号「WTO、EPA及びFTAの交渉に関する意見書」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号及び第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第11 議員提出議案第4号 那覇空港に係る公租公課の軽減を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

当銘勝雄君。

〔議員提出議案第4号 巻末に掲載〕

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 ただいま議題となりました議員提出議案第4号につきましては、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、那覇空港に係る公租公課の軽減について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔那覇空港に係る公租公課の軽減を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第4号「那覇空港に係る公租公課の軽減を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第12 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第13 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第14 陳情5件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました陳情5件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情5件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第15 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―― ・ ・ ――

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

――

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

――

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

―― ・ ・ ――

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第5回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前11時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 吉 元 義 彦

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸